

鹿児島県史料

市来四郎史料一
玉里島津家史料補遺

解題

一

本年度は明治維新一五〇周年を記念し、昨年度まで続けてきた「名越時敏史料」を中断し、「市来四郎日記」市来四郎遺稿雨後の山ふみ抄 全「市来四郎製糸業視察報告書 全」「前浜戦争略記」「諸家訪問録 全」の市来四郎関係史料を『市来四郎史料一』として刊行する。なお、既に刊行されている『鹿児島県史料 玉里島津家史料』に所収されなかった玉里島津家文書を『玉里島津家史料補遺』として最後に所収した。

二

市来四郎(以下、市来と略記)については、昭和四十九年刊行『鹿児島県史料 忠義公史料 第一巻』・昭和五十五年刊行『鹿児島県史料 斉彬公史料 第一巻』の解題でも紹介されているが、今一度「市来四郎君自叙伝」(以下、「自叙伝」と略記、『鹿児島県史料 忠義公史料 第七巻』)により敢えて紹介することにする。

市来は、文政十一年十二月二十四日、城下土寺師次右衛門正容の二男として南新屋敷に誕生し、明治三十六年、七十六歳で死去した。

彼の生涯を概観すれば、天保十二年、慶応三年、明治十五年を画期とする四期に分かれる。第一期は幼少年期、第二期は奉職期、第三期は事業家期、第四期は歴史家期であると言ってもいいであろう。

母は谷山郷士小倉新兵衛の二女比佐である。父は市来(幼名吉十郎)の誕生六ヶ月前に四十二歳で死去しており、その時、長男宗道はわずか五歳であった。父死去後家計は困難であり、兄宗道は十一歳(「市来四郎日記」では九歳、以下、「日

記」と略記)の時表茶道となり善真と称した。還俗したのは文久二年十一月であり、「日記」には、十九日の条に「善真様御(寺師宗道)

還俗ニ付其祝之賦ニ候(略)多年之御積念なりしか今まで其余力無之、其事を得果さりしか、今我等も随分其事相叶ひ、先日より御数寄御茶道勤も御断御申出還俗被成、横目勤之御内願被成、吉村殿杯周施給候、九才之御時ニ表坊主被仰付是迄御勤ニ候、母上様之御喜たとふるにものなし」とある。

第一期の記述は少ない。

寺師吉十郎は天保九年二月、十一歳の時、市来四郎政直の養子となった。

市来家は系図によれば由緒を持つ家柄ではあるが、養父は難疾に罹り常に臥褥にあり、妹が家計を取るという家であった。明治十一年には「百五十余石」の禄券を有するとあるが、天保期の持高は不明である。

市来家は上方限の大乗院門前にあったことから、鹿児島高等農林学校初代校長玉利喜造も加わった後追郷中で郷中教育を経験し、学問は石沢六郎、後に市来源右衛門政正に学び、十二歳の時より造士館で学んだ。武術は天真流加藤権兵衛に入門し撃剣・柔術を学ぶとあるが、柔術は誤りであろう。後に関口流柔術を学んでいる。

天保十二年、十四歳で前髪取りが許され元服(市来は天保九年二月二十八日、元服して正右衛門政和と改む、とする。この元服は、当主と認定されるための仮元服であろう)するが、家計困難な場合の慣例として十六歳と年齢を増し、代官所筆生となり禄四石を得た。

第二期においては、勘定所筆生(天保十五年)・高奉行所書記(弘化三年)などを勤めるが、転機となるのは、弘化二年、成田正右衛門の門に入り高島流砲術を学び、また、学び始めた時期は記されないが、高木市助・宇宿彦右衛門より化学・蘭学を学んだことである。これにより騎射場跡に設立された製薬館の御製薬掛見習となり、以後御製薬掛・火薬製造所改正掛・火薬製造水車改革掛、製煉館兼務など洋学の知識を必要とする部署を歴任した。武の面では、弘化四年福山における西洋流大操練では歩兵第二番隊長を務めた。さらに西目筋海岸を海防掛用人海老原宗之丞と共に巡視し、砲台

設置場所を選定したり、郷土への砲術指南にも当たっており、安政元年には御流儀砲術方掛を命ぜられている。

斉彬の下では、長崎でオランダ軍艦将官から砲術・汽船運用・製造の伝習、出島在館のオランダ医長ハンデンブルグより鉋物分析法を学び、また、琉球へ派遣された際には、フランス人より英語を学ぶなど新知識の吸収に努めており、知識、実務両面において重要な役割を担う人物になっている。市来が「文武ノ修業ハ我一身ノ格護ニ而、身ヲ立、家ヲ起スノ氣アルモノハ令セストモ修業スヘシ」（旧邦秘録材料 一八一）と言っているのは自らの体験から自ずと出た言葉であつた。

斉彬期には、集成館事業に深く関係し、密命を帯びて琉球へ派遣されるほど斉彬の信頼は厚かつた。

斉彬死後、市来が力を注いだのは文久二年に始まる琉球通宝鑄造であつた。市来は銅製大砲を鑄造するよりも、それを原材料として鑄銭し、外国よりの購入大砲による軍備強化を図る方が藩にとつては有利であるとの試算をしている。このことが、慶応二年、寺院廃合取調掛に就いた時、積極的に廃合を進めた理由であろう。市来は、琉球通宝鑄造の原材料として寺院の梵鐘・仏具の徵発を進めていたことから寺院廃合へ進むのは自然の流れであつたろう。「廢寺の拳は予等積年の冀望にして、國家の爲め有害無益を論すること久し」と述べているところに彼の真意が現れているが、この時は「僧侶の殿中婦女侍臣と通謀して、讒誣内訴する所あり、事激越に過ぎ、達命を矯む」として免黜され、頓挫した。同三年、休職となつた。

慶応三年、明治元年は休職のままであつたが、同二年、函館出軍隊および藩兵二大隊の東京派遣に際しての輜重隊率領を務め、同年夏には沼津兵学校を視察後、山岡鉄太郎・大久保一翁と時事を談じ、鹿児島兵学校の開初に繋がる同校教員数名を雇い鹿児島へ遣わすなどのことを行つた後の三年四月の東京遊歴が第三期の事業家となる契機となつた。同三月には相州の長沢村、十一月には上州前橋の生糸繰り器械を見学している。四年には、勸農工学校・試験場の創設、官営富岡製糸場に繋がる製糸器械創立の建議を大久保利通に行うなど活躍するが、兵制改革の意見が西郷隆盛等と対立し

帰県せざるをえなかった。

鹿児島へ帰った市来は、五年、県参事大山綱良と相談の上、興産を目的とする開物社を創建した。洋式の製糸機械を設置し、規模を拡大した。また、大山と図り洋式牧場を開き牛乳搾取を行い、洋式蠟燭の製造、綿羊飼育も行った。同十年までは開物社のことに従事し、七年には製糸の改良と製革(製靴)に従事し、翌年には製糸所を新築して一二〇人繰りの器械を据えて城下の窮貧士民の婦女を雇い入れた。しかし同十年の西南戦争により、開物社も被害に遭い、市来も居宅・別荘を含め全て焼失し、損失財産額は二万八〇〇〇余円に及んだ。以後は十三年に「家居生業に従事」とあるが、生業などについての具体的記述はない。

ただこの期間中、政治に関する二つの記述がある。

一つは民撰議院設立の件、二つは土地所有権回復請願の動きである。

前者は、明治七条に、同二年の春、東京において「同志人と当時集議院の不体裁を論し、国会の体裁に擬し、拡張を謀れり(略)江藤氏等の建言を以て、国会論の嚆矢と唱ふと雖とも、五六年前に我輩ハ如斯既に主唱したり、然して明治四年辛未七月、廃藩置県発令の際赤松・宇都宮等の諸氏と議して、将来必ず国民に参政の権を与へざるへからざるを痛論して、西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允に向て建論せり」と、旧幕臣の赤松則良・宇都宮三郎等と共に最初に指摘したことを語っている。

後者は、鹿児島士族の旧所領地は他藩の給地制とは違い、一般禄制に倣って金禄公債下付の処分をするのは過ちであると市来は考えており、所有権回復請願運動に加わっていることである。鹿児島県士族による請願に対し、十四年、政府は大蔵大書記官などを派遣し実地情由を探求することになったが、結局、請願は却下された。これを機に、市来は請願の団体と関係を絶つことになる。

明治十五年の条に「此年より一切志を世事に絶ち、専ら筆硯を事とし、或は県下旧私学校員の設立に係る三州舎なるも

のより、発兌の時事評論の雑誌に寄書して、意思を叙ぶ、又去十年櫻島避乱中、奉命せしことあるも、乱後一家の経営に従事し、余閑なく三四年を過せしも、前年来稍く筆研を事とするに及び、齊彬公御事蹟の編纂に従事したり、又小松帯刀の遺族より、同家系譜取調上申を作らんことを依頼せらる」とあるように、歴史家としての第四期に入った。

市来が島津家系記編集に関わるきっかけなどは「編集方御取設顛末」につきのようにある。

明治十五年三月中旬、市来四郎・久木山泰蔵・高島一二の三人が、磯邸に島津家令東郷重持を訪ね、「御家には旧藩時代の御記録方より引継ぎ、御系譜・御歴代の御事蹟就中照國公・今公御父子、御維新以来国家に対せられ、不容易御偉蹟在せらるゝ御事に候得は、何か御家記の御編集に相成候ものなせらるゝや、又御歴代に仕へたる忠良なる藩臣伝の御編集等は、如何」と質問した。

東郷は、系譜は重豪までで以後はなく、廢藩以後は取り調べもなされていないとし、市来などの計画に賛意を示した。このことを忠義に話したところ、市来などが引き受けるならば玉里公に言上せよと指示された。東郷は同僚二人と共に市来などと会し、市来を編集者に推挙することにし、このことを久光に言上した。久光は計画に賛成するが実現の可能性を尋ねたので、市来は、文久二年久光初上洛前後の事蹟を二日間で編集し上呈した。これを見た久光は、記述の正確さを褒めた上で再度の取り調べを命じたので、前編に続く記述を二日間で仕上げ提出した。久光は編述の迅速、記事の詳悉さを褒め、取り調べの件を了承したので、市来に御記録編集を担当させることになった。

明治十八年四月中旬には「照國公御伝」二十巻が成立し、さらに二、三代遡り調査することになった。また、久光の文久年間以来の国事執筆の顛末を聞き、「尊話録」「尊話紀」を上呈した。

「旧邦秘録」は久光の命名であり、この作成過程において、忠義は事実の矛盾、文字の遺脱には紙捻りを挿入して訂正を求め、久光は自筆で誤謬・遺漏を補正し、編録上の欠点を指示するなどした。

二十一年には、宮内大臣より、嘉永六年より明治四年に至る旧藩の事蹟を記録して三ヶ年内に上呈するようにと命ぜ

られ、金三〇〇〇円が下賜された。毛利・山内・徳川（水戸）の三家へも同様に命ぜられた。四家は史料交換などの便宜を図るため交詢会を設け、編集の体裁を同一にすることなどを決めた。島津家のみは弘化元年以来の事蹟を取り調べることにし三条実美の了承を得ている。このような事情の変化により東京に編集方出張所を設ける必要が生じ、市来の甥である寺師宗徳に「右編集は勿論、材料収集其他編集事件に関する用件一切、担当御従事被下候様」と命ぜられ、同宅を仮編集所とした。「島津家国事軌掌史料」の編纂のため市来も上京し、寺師と共に担当した。

なお、二十二年三月二十五日には、東京星ヶ岡茶寮で、市来が予て念願していた華族諸家間の史料交換・意見交換の場となる史談会が設けられ、規約が定められた。

市来の編纂物は、「斉彬公御言行録」〔刊行本は『島津斉彬言行録』、『照國公文書』、『忠義公史料』・「斉彬公史料」・「斉宣公史料」・「斉興公史料」〔『鹿児島県史料』で刊行〕、『島津家国事軌掌史料』、『石室秘稿』、『旧邦秘録』、『旧邦秘録材料』など多数にのぼる。

三

「日記」は、市来が弘化四年二十歳の正月より明治九年五十歳の十二月まで天気の晴雨、寒暖、世の変遷、諸布令、米価、有名者死亡の年月日など細かに記した八〇冊の日記であったが、西南戦争により焼け残ったのは、安政四年正月元日～九月晦日・同年十月朔日～十二月晦日・文久二年正月元日～七月二十九日・同年八月朔日～十月二十九日・同年十一月朔日～十二月二十九日・文久三年正月元日～二月晦日・同年四月朔日～五月二十九日の僅か七冊である。

「日記」は書き始めの弘化四年を一番として年次毎に番号が付けられ整理されていた。「兵燹後ノ第一」と朱書された「日記」には「拾壹番式冊之内壺」と本来の番号がある。

ただ「日記」には、後で書き加えられ整理された節もあり、記載の間違いもある。

例示するならば、前者は、文久三年四月十一日条に十二日・十三日の琉球通宝の鑄立高が記載されている。後者は、文久三年四月三日条に「御領国中寺院之梵鐘惣計凡六百拾口、内半鐘百式拾九口者此度地かね用ニ被相渡候間、残り五百七拾八口許リニ而候」とあり、同日四日条には「御府内又者諸郷・私領・諸島々等寺院之梵鐘(略)凡大小半鐘迄六百口程有之、其内此節百式拾九口御取揚相成鑄物方へ被相渡候間、残り四百七拾壹口有之」とある。三日条は明らかな計算違いである。なお、市来の編纂・著述物には、一つの本に書いた事項を他の本には異なつて記すということがときたまあることを付言しておく。

1 安政四年「日記」

安政四年は、同元年より試行錯誤しながら四年間かけた反射炉も耐火煉瓦や造築も全て西洋流で完成、蒸気機関も「此機器者以前製作之如くニあらず、蒸氣之圧力旁算法詳ニ相建、諸部分之角度等無残処候」と技術を会得しており、蒸気船の造船・大砲鑄造・ガス灯実用化の計画など軍需・民需の集成館事業が軌道に乗つた時期である。「日記」では市来のこれらへの関わりもよく知ることができるが、ここでは、斉彬が市来をいかに信頼していたかを示す琉球渡海について触れる。

内容により(1)依頼・準備、(2)渡海状況、(3)琉球での活動、に分けて見てゆく。

(1) 依頼・準備

安政四年、市来を特別に派遣する必要があつた琉球はどのような状況にあつたのであろうか。

八月十七日条につきのようにある。

一登城、八時分退出候、今日琉球より仏郎西人横行ニ付取扱向不行届義有之、至極之御立腹之由ニ候、猶又我等

御前へ被召出御届書拜見被仰付、此様之夷情も不弁、不束之所置いたし候而者国体を恥ると云ものなり、能々勘弁いたし取扱可申与之趣、詳ニ被仰聞候事、

琉球に滞在しているフランス人の取り扱い方に斉彬は立腹しており、このままフランス人の横行を見逃していたら国体に恥じることになるとの認識を持っていた。

また、当時、琉球の財政に関しては「琉球産物方御用聞共奸策之事共不少、先比より聞合被仰付置候処糺得二付、今日以書付成行申上置事」(六月二十六日)と、琉球館貿易にも問題があり、その是正が迫られていた。

琉球館を窓口とする貿易は、上下町十四人の御用聞町人が関係しており、琉球館の借銀は四二六七貫九五七匁一分五厘、金にして五万六九〇六兩程に達していた。この返済は黒砂糖でなされることになっていたが十分ではなく、このままでは完済は覚束無いという状態であり、これに対しても何らかの手を打つ必要があった。

薩摩藩にとっても琉球の政治・財政両面での処置が必要であった。この適任者として市来が選ばれたのである。

七月十七日条につきのようにある。

一朝江夏殿より御用談申来差越候処、我等琉球へ渡海致間敷哉、大島・琉球等にて和蘭人と貿易等御取組被遊度御内慮被為在、殊ニ琉球へ者英仏人も来住いたし居候付、不年ニ難題も差見得、日本ニ而も江戸・長崎等へ追々諸蛮も渡来、不穩時機可成立候間、御内密御所置被召付度趣も多々被為在候付、乍太儀氣張間敷哉、外ニ可被遣御見合も無之、又夷情旁且者

御趣意確守する人ならて者難相成事候二付、可氣張哉否哉可申聞賦と之

御沙汰二候段、極密被申聞候(略)、

外国事情に通じ、斉彬の意向を知り実行できる人物として市来が選ばれ渡海の打診がなされたのに対し、市来は、私に勤まるかどうかは分からないが、粉骨碎身して役目を果たすと引き受けている。

主たる用向の外に、「琉球へ参り候上者夷人方御用透々を以諸産物相開キ、国用ニ相成候様可取計、尤、藥草・土・金石類も何によらず集採之道を琉人共へ示教いたし、門人をも取り、究理物産相開候様被仰付候」(九月十日)と、琉球で

の殖産を開くことも求められ、薬種を持ち込み植え付けることが指示された。

渡海の目的については、側役江夏十郎より伝えられたが、「我等を御前へ被召出、御直二極御内密之御用三四ヶ条被仰付候」(八月十七日)、「御休息所御庭へ被召出候而、琉球表之御用向種々被仰聞趣有之候」(八月二十四日)、「七時分我等二も御庭之様可罷出旨被仰付候間罷出、種々琉球へ渡海之上ハケ様く」と御用向被仰聞候」(九月十三日)と、度々斉彬から直接具体的指示がなされた。

このため、市来も渡海前の琉球に関する情報収集、方策について準備に念を入れている。

江夏より渡海の目的について知らされた後「弥九郎殿同道二而永吉へ参、夫より主殿殿同道登殿へ参、新納太郎左衛門殿も被参及深更、中山国御所置一件之評議二候、登殿者多年中山へ被参居候人二而候間、中山事情并夷情者克貫轍(徹)之人二而候、太郎左衛門殿事者多年館内聞役にて、旁今日被仰付候御ヶ条書二基、内議及深更候」(七月二十六日)と、常に相談・指示を仰ぐ永吉領主島津主殿と共に琉球事情に詳しい島津登を訪ね、深更に及ぶまで評議している。また、琉球館聞役の新納太郎左衛門も同席した。八月十四日にも「館内新納うちへ参、夜入時分より登殿へ参、琉球御用向相談二候」と新納を訪ねている。

斉彬は、市来に琉球での行動に全権を与えた。九月十三日条につきのようにある。

夫より琉人被召出、御直二夷人取扱向之義共両親方へ被仰聞候、我等も其辺二罷在候処、詳二正右衛門へ申付置候間、帰国之上聞取、国王へも可申聞と之御事共懇二被仰聞候(略)、

琉球の親方に市来の指示に従うことを命じたのである。斉彬の市来への信頼に対し、市来も絶対の奉公を心に刻んだ。九月十六日、斉彬は市来の写真を撮り、市来の渡海中それを母または妻子に預け置くことにしたが、それを市来はつぎのように解釈し、感謝した。

今度渡海之御用向者別而難題重大之事件二而、御趣意通二添心し候得者、御国家之御為者素より

皇国中之不容易御為、実ニ御遠大之御忠務、千載之後者輝キ渡り候

御遠図なれ者、夫を愚昧之我等へ御委任被仰付候ゆへ、若不仕応者帰国者致すなと決心可仕為ニ被成下、妻子へ長別之心持ニと之御趣意ならんと余ニ難有、感涙袖をしほれり(略)、

(2) 渡海状況

十月三日、鹿兒島を出船した船は、山川で法の通りの船改めを受けて碇を上げた。順調に見えた船旅は六日夜中より暴風に翻弄された。海水が船に流れ入り、四〇人余の水主は必死に排水に努めるが八ツ過ぎには力尽き皆甲板に倒れ伏し、乗組の琉人は皆仏神に祈るばかりという状態になった。市来は、船はまだ壊れておらず、風は強いと言つても風にまかせて走つたならば、唐・天竺または欧羅巴・亜米利翰にでも行くかも知れない。風に逆らつて大島や尾神に近寄ろうとすれば船はたちどころに壊れるであらう。航海の心得が少しはあるので市来が舵を取ると言い、風に任せてどこまでも流される方針をとつた。只水船になることを避けるため水主共へ船中の水を汲ませることにし、家来として連れてきた木佐貫源介に指示し、甲板下に入り、走り回つて水主に汚水を汲ませた。疲れ果てて伏し倒れる者を打擲し、下知を聞かない者は切り捨てるとわめき回り排水させた。琉人の士分の者も排水に協力し持ちこたえて夜が明けた。船頭現場所を聞くと朝鮮国近くまで来たのではないかと答えた。市来が「朝鮮に行たらば誠に面白き事なり、早く着岸いたし度」と言つと船頭共は驚恐の顔つきをした。その後西風となり、それにより東へ走り、さらに南に向け走り、十日に那覇に着いた。

(3) 琉球での活動

市来は渡海前に「頭寒之煩有之候付、致月代候儀難決仕候間、一往惣髮成御免」を願い出ていたが、これは琉球で琉姿に変装するためであった。十月二十四日から琉姿となり、名を市地良親雲上と変えた。また、家来の木佐貫源介、僕の藤助も容貌を変えた。

琉球渡海の目的は、渡海前の段階では「御穩密之事のミにて後ニ詳ニ可記置候」とあるのみでそれを記したものを「日記」には見いだせない。

渡海後は、十月二十八日条に、「我等奉命之仏人在館へ毎々立入、西洋諸国之事情探索且和交貿易も追々可取結と之事共、其外蒸氣船御取入等之御手数親敷手を付候段、今日三司官共へ郷原殿・諏訪殿より被相達、御受書被差出候」とあり、西洋事情の情報収集についての世話、西洋との貿易、蒸氣船の購入などを琉球の名目で行わせることであったことが分かる。

他には、琉球王以下の役人などとの交流の記事を除けば、護国寺にあるイギリス人のベッテルハイムとモートンの兩人が残した書籍・器機類を調べ、藩の御用になる品々を差し出すように取り分けたこと(十一月十二日)、泊村にアメリカ人の造立した石炭囲所を見分し、またアメリカ人の残し置いたバツテラ一艘を見物し、鹿児島へ送る手配をしたこと(十一月二十二日)、津嘉山親雲上・安村里之子親雲上が製薬方稽古のために市来へ入門したこと(十二月八日)だけである。市来個人としては、フランス人より日本語師へ給金を出すとの申し出を断ったこと(十月二十八日)があるが、これは、フランス人との間で英語、日本語・日本学の交換教授を行っているためであった。また、用頼の山城とその子へ孟子梁惠王篇を講義(十二月三日)し、豊城按子・小録親雲上に頼まれて近思録の講義を引き受けている(十二月十八日)。残された「日記」のみでは渡海の目的の全貌は知ることはできない。これについては「自叙伝」、『鹿児島県史料 斉彬公史料 第三卷』、『島津斉彬言行録』を参照する必要がある。

これらによると、琉球は西洋に対する対応の仕方を従前とは大きく変え、友好的立場で対応するようにし、この変化により「一般の潤沢も生し候事に付、当国産物繁殖候様、御措置專一の事」を琉球に求めることを前提として、薩摩藩としては、①西洋事情の情報収集・②軍艦の購入・③水軍教師雇い入れ・④銃器類の購入・⑤貿易・⑥薩摩の若者を琉球人として英・仏・米へ留学、これらのことを琉球一手の事業としてフランス人と交渉させることが密命の内容であった。

この交渉に市来は琉人として活躍したのである。

交渉は順調に進み、軍艦購入などの約定書もフランス人に渡した後、安政五年九月二日、斉彬の計報がもたらされ、軍艦などの購入約定は解除し、市来の帰藩が命ぜられた。

約定解約が困難であることは目に見えていた。そこで、軍艦購入資金はトカラ島人に相談し漸く了承を得て購入相談をしたが、トカラ島の災害のため資金調達が困難になったことを理由に約定解約を申し出ることになった。それに加え、フランス人と親交のある市地良親雲上（市来）が乗馬練習中落馬して死亡したことにして、「琉国には此の人を失へる、又不幸と云ふへし、琉官曰汽船の購求、或ハ貿易通信の策、其他の事件該人死亡して、之を指揮画策施行するの人なし、殊に汽船の代価ハ、巨万之を弁する者なし、故に後日市地良親雲上（余カ琉名なり）の如き者を得て、而して再び委頼せんと議す、宜しく其情状を察し、其画策の重大なるを慮りて、一時中止の議を容れよ」と懇願した。フランス人は容易にこれを認めようとはしなかったが、結局、約定書を無償で返した。

市来は安政六年正月八日、帰藩した。

2 文久期の「日記」

（1）情報収集

文久二年は島津久光が国事に関係する起点となる年であり、「日記」にも政治情報が多数記される。市来はどのようなしてこの情報を素早く知ることができたのであろうか。

九月九日条にすぎのようにある。

（細良）

一四時分より磯永どのへ参り、夫より大山格之助殿・大山仲兵衛殿へ参り、夫より久木山泰藏どのへ参り、夫より有川喜左衛門殿へ参、夫より山田小平太殿・岸良七之丞殿見舞候（略）夜入永吉へ参り、大山格之助殿被参、京師之形行并伏見之一条共詳ニ承候、内情者別而混雜にて、是迄音信ニ聞候訳と者大ニ相異り候、此後心を可用之事

二候、

多くの人を訪ね歩くことは「鎌田正純日記」などを見ても一般的になされていることであるが、注目したいのは永吉領主島津主殿を中心とした交友関係があることである。「日記」には頻繁に「永吉へ参ル」や「唐湊永吉別荘」が出てきており、ここでは「今晚より永吉^(知紀)而八田喜左衛門殿日本書記之開講^(紀カ)二而候、磯永殿・有川喜殿・我等なり」(正月十三日)と学園の会や親交のある者との別杯の催しも開かれており、「磯永どのへ参ル、昨夜者島津主殿殿へ奈良原喜左衛門殿・海江田武次初^(信表)而入来候由、種々時態之談二及候と之咄也、夜入磯永喜之介殿入来、及深更京都之諸事咄承候」(九月十六日)と、それに加わる人も多くなり、多くの情報が入手できた。

永吉での情報収集だけではなく、正月十六日条の「昨夜江戸より極急之飛脚到来^(島津久包)(略)登殿より御細翰給候、江戸表当分之事情又者御屋敷焼失之成行詳二被仰遣候」や二月二十二日条の「諏訪数馬殿へ参ル、昨日江戸飛脚着之由、正月十五日閣老安藤対馬守殿を討んとせし形勢詳二申来ル」などの例に見るように、要職にある人物を訪ねては情報を入手していた。

(2) 鑄銭

文久期の「日記」で最も分量が多いのが琉球通宝鑄銭に関する記事である。市来側から見た史料であるが、研究の基本となる史料である。琉球通宝に触れた史料は『鹿児島県史料 玉里島津家史料』、『鹿児島県史料 忠義公史料』にも所収されており、「日記」で欠けている部分を知ることができる。琉球通宝については、小生も二、三小論を書いたことがあるが、入門編としては徳永和喜氏の『偽金づくりと明治維新』がある。

ここでは、安田轍藏の排除のみに触れる。

琉球通宝鑄造の幕府の許可は文久二年六月十六日であるが、出願などについて市来はつぎのように記している。

小松家等より琉球通宝御願之一件、御趣法掛御側役平川宗之進を以周施^(施カ)を被為命、当人も別而心力を尽し、自身之入用をも相応二いたし、幕役へ相謀り漸二して願濟二相成、夫より御国元二而御鑄造相成筈二御治定、右之安田へ

請負被仰付、地かね手間料等者当人より相払、半分之利を御物ニ差上候御内約ニ相成り、平川宗之進事者先日下着、安田事者今日着之由、外ニ鑄錢師を拾人程、幕府之御用相動候ものを欠落為致召列越候よし、尤、御願建者別而六ヶ敷候を安田偏ニ周施尽力いたし願達之由ニ候、是者大功と可云也、此安田事者奸智深キもの二者可有之候得共、当今之世態二者御用立ものニ候(十月四日)

小松などが趣法掛の平川へ命じて安田轍藏に鑄錢許可を取ることを依頼し、安田は自費を使い幕府役人と折衝し許可を得た。鑄錢は安田の請負、地金・手間料は安田持ち、利益を藩と折半、と言う契約である。市来は、困難な許可を得たことは安田の功績であると認め、奸智の人物ながら当世では役立つ人物であると認めている。

市来は、鑄錢が出願され許可されたことは全く知らなかった。四月二十二日に江戸詰が命ぜられ、八月九日、江戸詰の仕舞料一〇両を藩から頂戴、八月二十三日、島津主殿より旅用として火事羽織一枚と一〇両を頂戴している経緯からすれば、同日までは当人は勿論、国元でも知らないことだったのだろう。

市来の江戸出立を暫く見合わせるよう要路の者が言っていることを久木山泰藏から聞くのが九月二十六日であり、晦日には天保錢の形の琉球通宝を鑄造する掛に市来が仰せ付けられる。すなわち、八月二十三日から九月二十六日までの間に、斉彬が鑄錢に手を付け、その掛が市来であったことを知る人物、つまり久木山泰藏が鑄錢許可の次第を聞き、市来へ斉彬期の鑄錢の事実を上申するように藩に働きかけさせたと推察される。市来が「先日より御側向より先年順聖公御内々御手を被為付候時分、我等へ掛被仰付候訳ニ而、其時分之事より御糺ニ相成申出置候処、尚又御小納戸より以書面申出候様、且又我等存慮も十分ニ以書面申出候様御内達有之」と言い、十月六日、大久保一藏と鑄錢の論談をした時も久木山は同道していることにより久木山の関与は明確である。

「日記」にあるように、安田が鹿児島に着く以前の段階に安田排除は決定していた。それを伏せたまま安田から種々の情報を入手し、最後の段階で幕府の間諜であるとして調査の名目で屋久島へ流謫したが、安田自身、屋久島へ行くこと

になったのは、何か藩の法律に触れることがあったようで、訳は全く知らない、と曖昧な認識しかしていなかったのである。明確な罪状を申し渡されなかったのである。

そもそも幕府間諜の根拠は、下町年寄波江野休右衛門が安田の家族からの書状を開封したところ、名前のない一通の書状に隠語・符字が書かれたものが入っており、それは攘夷の虚実、人心の如何を探訪する文意であったとされる。しかし、安田間諜説は、市来の記述でも「日記」と明治以降とは違っており、安田排除の切り札となるこの説が突如出てくることについては更に検討する必要がある。

「日記」に見る限り、市来はなぜ安田が藩に悪まれるのか分からなかった。十月十四日条には「罪と申而も格別之事二あらず、当時天下之物議有之二付、此方之事情・風説等を幕二洩し而者不相成と之誤合なる段者承及候」とあり、また「安田を被悪者深キ事二も無之、唯江戸二而御抱二相成候時分、島津豊後吹挙いたしたる故、井伊候・安藤侯へ膝組二而之懇意なりしゆへ、奸物なりとの悪二出し候由者我等先比より内々承居候」と、たいした罪でもなく、理由もないとし、安田を擁護している。

安田の排除は、藩の利益が奪われるということにつきる。

安田に厳しい態度を取っている大久保一藏は、市来に対し天保銭の鑄造を指示し（十月二十日）、洋銀製作機械の取り入れにも熱心であった（十一月九日）。また、中山中左衛門も「壹歩銀等を密造方之儀中山殿より頻二被急候」（十一月十日）と偽金作りを催促していた。

これに対し、市来は「何分此涯之処者御免二相成候通二、陽二琉銭を鑄製いたし御國中二充渡り候上二、極密二者如何様とも当時世二準し鑄造も可仕候得共、初より贋製のミ被仰付候而者嫌疑も不少のミならず、乍恐千載之後自然青史ニも伝ひ、御名ニおゐて如何敷候間、此事者先ツ不得已事之時を待、可然哉」と言い、金銀贋造の一件については、方今富国専一の世態ではあるが、貨幣は天下の重宝であり将軍でも御預かりにて作成するものであり、これを密造するの

は言われざることであり、いずれも正論で答えている。しかし、鑄造が盛んになされ地金が不足する事態になった文久三年正月十七日条には、つぎのようにある。

銅地かね手当更ニ見止無之、就而者当世態御入用巨大之折柄ニ付不相決訳、併し御取入之道ハ手ニ付様も可有之候へ共、金子御払底ゆへ兎角天保銭を密造いたし、夫を他邦へ被売出、銅其外之地かね御取入有之度と之御吟味ニ而、母銭早々手当有之度被申聞候(略)、

まさに背に腹はかえられない状態になり市来も応えざるをえない状況に追い込まれた。

これらのことは、久光が国事に乗り出し、蒸気船購入などを含め軍事強化のためには資金が必要であったことの反映である。功績のあつた安田を排除し、鑄銭を藩主導の下で行うようになったのは中山・大久保の功績になったのである。安田を鹿児島へ連れてきた平川宗之進が、御側役趣法方から町奉行へ役代えとなり、中山・大久保は、御用取次より御側役御小納戸頭取兼務となった。市来が、平川に対し「折角国家之為ニ心配被致候事を却而ケ様ニ被仰付者、何とも笑止之事也」と言い、中山・大久保の役代えに対し、「速なる昇進ニ而人皆驚怖いたし物議甚敷候、年輩も三拾才内外ニ而、御用取次被仰付候も昨年末(略)古今稀なるもの」と言うところに藩の評価が現れている。

四

1 市来四郎 遺稿 雨後の山ふみ抄 全

「雨後の山ふみ」は、市来の集録した和歌集であり、日章旗ニ関スル和歌・斉彬公和歌、伊達家所蔵の松柳亭諸侯歌集の中から抄録した斉彬公の和歌と斉宣公和歌、文久二年久光公東下ニ関スル和歌・久光公薨去ニ関スル和歌に加え、二つの市来に関する詞書きに和歌が添えられている。

一つは、黒田清綱が、市来を文学の士・博識士と称し、久光の命を受けて歴史編修に勤め書を著したのは「国のため世

のため大なる功也」と讃えている。二つは税所敦子が、薩摩藩の藩主中、特に斉彬は天皇を敬い国を憂える心が深く朝廷のために力を尽くしたとし、その偉大な事業を人が忘れるのを惜しんで市来が島津家国事軼掌史料を編んだのは、島津家のみならず国にとってもすばらしいものであるとしている。

2 市来四郎製糸業視察報告書 全

明治三年八月十三日、伊地知正治宛に提出した報告書である。甲州津久利県長沢(相州津久井県中沢)村に横浜在留アメリカ人のミール(「自叙伝」では、「横浜在住仏人ミール」としており記述が混乱している。実際は、スイス人ミューラー)が三月頃より糸繰り器械を設置し、盛んに繰り方を始めているのを見分した報告である。

ここでは三十六座の木製器械で糸繰りを行っているが、車を回すのは人力であり、蒸気・水車動力とすればさらに便利であるとする。また、この器械と日本の器械との比較・職工などの賃金・繭の取扱・日本糸と西洋糸との比較・糸の善悪を調べる機械と値段・種紙・桑の仕立て方など細かな報告がなされている。さらに、ミール(ここではシールと記している)の兄が前橋で長沢村の器械とは異なる器械で糸繰りをさせていることを聞いている。なお「自叙伝」には、十一月に伊集院兼寛・今井市兵衛と共に前橋に二十五人繰りの器械を見学している記載がある。

市来は、文久三年に「御試ニ相成候飛弾高山手筋之養蚕、先日まで白糸出来いたし、帯刀殿へ御見せ申候処御歎、当秋より桑之仕立方等手広ニいたし、諸郷へも渡付、近年中ニ御産物ニ相成候様可取計旨も被申聞候事」(「日記」四月十八日条)と養蚕を産業とする考えを持っていたのであり、ミールの器械を見学の後、器械を図写し、雛形を造り鹿児島の大田綱良に送っており、それが明治五年の開物社の設置に繋がったと考えられる。鹿児島にとっても重要な充実した見学であった。

3 前浜戦争略記

薩英戦争についての文久三年六月二十七日から七月六日までの簡略な説明であり、「実地絵巻の詞書」との朱書きがあ

る。

薩英戦争において市来は戦闘には参加していない。「自叙伝」では、鑄銭局が兵火に罹り、灰燼となるが、市来は下僚を指揮して防火に努めていたところ、一砲弾が近くの石塁に当たり、散丸が数個身辺を掠めたとある。防火に必死であることから実際の戦闘を見てはいなかったろう。これは戦闘状況を聞き合わせ記したものであろう。

4 諸家訪問録 全

市来が明治十八年島津家国事鞅掌史料編纂の囑託を受け、諸家を訪問し聞き取りをしたものである。

「自叙伝」には、訪問の際には、家令の東郷重持・甥宗徳を同行し、宗徳は問答応対の事項を筆記し、記録に保存し、回訪の顛末談話を詳録して報告書を作った、とある。

ここには、明治二十一年六月二十一日、後藤象二郎より大政奉還について、同年七月一日、後藤象二郎より征韓論の来歴・大阪会議の来歴・台湾征討の来歴、同三日、維新の際の資金調達・浪士英公使へ狼藉に及びし顛末・徳川家仏人に締ふの顛末・大政返上の余談・容堂公の談、同年六月、海江田信義より藤田東湖から教えを受けた話、同年七月十七日、由利公正より維新前後の事蹟について、の話が録され、最後に、後藤象二郎への一問一答が付けられている。

(安 藤 保)

例 言

一本書は、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵「市来四郎日記」、東京大学史料編纂所所蔵「市来四郎遺稿雨後の山ふみ抄 全」・「市来四郎製糸業視察報告書 全」、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵「前浜戦争略記」、東京大学史料編纂所所蔵「諸家訪問録 全」を底本として「市来四郎史料一」とし、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵「玉里島津家文書」を底本として「玉里島津家史料補遺」とし、「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺」市来四郎史料一として刊行するものである。「玉里島津家史料補遺」に収録した史料は、既刊の「鹿児島県史料 玉里島津家史料」第一巻～第十巻で本文未収載文書のうち、新出の文書四十二点（写を含む）である。

一「市来四郎日記」は、底本の表紙に「日記」・「琉球渡海并在琉日記」・「文久二年壬戌日記」・「文久三年癸亥日記」と記されているが、本書では鹿児島県歴史資料センター黎明館の登録史料名「市来四郎日記」を用いた。

一本書の「市来四郎史料一」の目次は「市来四郎遺稿雨後の山ふみ抄 全」目録、「玉里島津家史料補遺」は玉里島津家で整理された文書題・文書目録番号をもとに作成した。

一「玉里島津家史料補遺」の掲載順は、玉里島津家で整理された文書目録番号に従った。但し、数種の内容に分かれる場合には小番号を付した。

一収載した文書・記事などを他の文書や写本などによって補充または校合する場合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

（原本史料） 後撰百人一首（鹿児島大学附属図書館所蔵）

（刊本史料） 旧記雜録追録（『鹿児島県史料 旧記雜録追録』八）

忠義公史料（『鹿児島県史料 忠義公史料』二）

「古今和歌集」（『新日本古典文学大系』5）

「金葉和歌集 詞花和歌集」（『新日本古典文学大系』9）

「新勅撰和歌集」（『和歌文学大系』6）

「続古今集」（『廿一代集』第五）

「玉葉集」（『廿一代集』第七）

「新後拾遺和歌集」（『和歌文学大系』11）

「続詞花和歌集」（『群書類従』第十輯）

『水戸藩史料』下編 全

『史談速記録』一七〇・一七一・一八二輯

『大日本古文書』幕末外國關係文書之六

『続再夢紀事』六

一刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。

ウ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は行間に（ ）で囲み、原注と区別を行い、

文意の通じない箇所や文字は、(ママ)・(○○カ)などとした。但し、音通字については、各巻の初出のみに注記を付した。

カ ルビは、底本にあるもののみを付した。但し、本文と重複するものについては適宜これを外した。

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。但し、「諸家訪問録 全」中の朱丸「○」や傍点「、」、「、」本文の上部に付された朱点「、」、「」については、朱書表記を省略した。また、「玉里島津家史料補遺」中の朱印「緘」については、(朱、「緘」とした。

ク 文書に付属する貼紙・封筒・包紙・封書の文字には、右肩に(貼紙)などと傍注を付して「」で囲んだ。

ケ 方言と思われるものは、原本忠実とした。

鹿児島県史料

市来四郎史料一
玉里島津家史料補遺

目次

市来四郎日記一 一

市来四郎日記二 五八

市来四郎日記三 八八

市来四郎日記四 一三六

市来四郎日記五 一八〇

市来四郎日記六 二二八

市来四郎日記七 二六四

市来四郎
遺稿 雨後の山ふみ抄 全

一日章旗ニ関スル和歌（四十五首） 三一一

一 斉彬公和歌（二十一首） 三二五

一 松柳亭諸侯歌集抄 三二八

一 斉彬公和歌（十八首） 三三八

一 斉宣公和歌（六首） 三一九

一文久二年久光公東下ニ関スル和歌（四首） 三二〇

一 久光公薨去ニ関スル和歌（十一首） 三二〇

一 黒田清綱
一 税所敦子 和歌及文（島津家国事軼掌史料ノ編纂ヲ祝シ

市来四郎ニ宛タルモノ） 三二一

市来四郎製糸業視察報告書 全 三三三

前浜戦争略記 三三一

諸家訪問録 全 三三五

玉里島津家史料補遺

一三 財政整理主任氏名及期間 三七五

二一 忠教公御写本「後撰百人一首」 三七五

四九 琉米条約
久光公手写并句読訓点 三八三

九四 太守ヨリ久光公待遇ノ件 三八四

二八九 英代理公使「ジョン・ニール」ヨリ外国奉
行ヘノ書翰及答書 三八四

二九六 英国代理公使ヨリ生麦事件ニ付外国奉行ヘ
ノ督促状 三八五

三〇二	薩藩ニ先鞭ヲ着ケラレタルニ対シ長人有志憤起計画	三三五	一三九七	条約勅許及英國ノ勅許発表	三八八
三二一	外國奉行ヨリ生麦事件ニ付英代理公使ヘノ答書	三八五	一四七八	長州処分ニ付幕府ノ令達	三八八
三二五	久光ヲ召サセラル、近衛閔白ヘノ宸翰	三八五	一四九一	幕吏岡田栞藏ノ航西小記ニ見ユル薩英閔係	三八八
三三九	生麦事件ニ付閔老ト英代理公使トノ応接	三八六	一五一一	英國公使等薩摩訪問記	三八九
三五一	仙台藩玉虫左大夫報告ノ京都ニ於ケル薩長生麦事件ニ付英代理公使ヨリ閔老ヘノ書翰	三八六	一五五三	一橋慶喜征長解兵諸侯會議開催ノ上奏書	三八九
四八七	生麦事件ニ付英代理公使ヨリ閔老ヘノ書翰	三八六	一六五九	嵯峨根良吉ヨリ久光公ニ上ル書	三八九
四九五	生麦事件ニ付松平春嶽ヨリ神奈川奉行ヘノ令達	三八六	一七四八	公武合体、国事改革建白	三八九
五〇四	生麦事件ニ付江戸町触	三八六	一七六四	薩長兩藩ヘノ御沙汰書	三九二
七二九	江戸市民避難ノ状況	三八六	一七六四	忠義公ヨリ藩士ヘノ論達	三九二
七六八	薩藩償金問題ニ付日本貿易新聞記事	三八六	一七七九	藩政改革ニ付忠義公ノ論達	三九三
八〇〇	償金問題ニ付日本貿易新聞記事	三八六	二七七七	副使山本孫九郎内田政風ヨリ久光公ヘノ伺書	三九三
八〇七	英國ニ対スル薩藩ノ処置ニ付世上ノ好評	三八七	二八〇一	珍彦忠欽兩使節ノ上京ニ付	三九三
八六四	久光公ノ學問ニ対スル林家等ノ内評	三八七	二八三〇	京都見親王ヨリ久光公ヘノ年賀狀	三九四
八九六	綿船事件ニ付長藩ヨリ井上閣老ヘノ報告書	三八七	二八四〇	三条太政大臣ヨリ久光公ヘノ通達	三九五
九四九	綿船事件ニ付長藩ヨリ井上閣老ヘノ届書	三八七	三〇三六	授爵ニ付賢所神前ヘノ誓詞三通	三九五
一〇一一	京都ニ於テ久光公ニ関スル落書	三八七	三〇七八	富岡鉄斎画扇子三本添	三九六
一〇四三	京都ニ於ケル久光公春嶽公ノ世評	三八七		島津主殿消息	三九六
一一三九	日本貿易新聞ノ幕府外交批評	三八七		宛名不明 出発準備	三九六
一一四二	一橋慶喜ヨリ禁門事變ニ付一橋慶寿夫人ヘノ書信	三八八		久光公ヘノ御下賜品	三九七
一一九二	京都ニ於テ中川宮及薩州ニ対スル三条河原ノ榜示	三八八			
一一九九	大坂城中征長軍議列席者氏名	三八八			
一三〇九	五卿ノ從士姓名録	三八八			

市来四郎日記

（表紙）

安政四年丁巳正月元日より

九月晦日迄

（貼紙）

第三類

第二十三号

しらべ済

日記

（朱書）

「兵燹後ノ第一」

前編七冊ノ内

拾壹番式冊之内

市来広和

「十一」巻
（朱書）

安政四年丁巳正月元日より

広和三拾歳

丁巳正月元日、

一朝未明ニ氏神・産名神其外諸神拝之事、

一吉書二者左之通り、

国幸在豊和家宝在親睦

右大書唐紙ニ記す、

一嫡子英久磨者左之通り、
（市来広親）

豊和 六才書と記す、

あし田鶴の声ものとかに豊年の

豊のしるしの見ゆるけふ哉

ひな鶴の声と一ツにたつものは

小松か原のかすみ也けり

一年頭式家例之通、四時分より英久磨年頭祝義ニ出す、

一我等者登城・外出もせず読書等也、

一七時分より磯永真海子同道、唐湊原へ酒共携へて小

松第二出候、夜入帰る、

一実名頭之字政の字なりしか、今日改て広の字を用ゆ、

我家祖ハ八文字広言なれ者広の字こそ当然なり、因

て我等者広和と改、嫡子英久磨は広親と名付ク、

丁巳正月二日、朝晴、五時分より霰、西風、

（石河正竜）

一山田正太郎殿・有川喜左衛門殿・磯永弥九郎殿入来、

（寺師宗道）

年酒進め候、夜入兄様御入来、祝酒差上候事、江戸

へ年頭状遣ス事、

丁巳正月三日、雪、北風、雪壹寸程積、

一外出不致在宿候、磯永殿へ雪一籠進上候、真海之初雪祝なれ者なり、

丁巳正月六日、晴、西風、煖、

一登城不致、御流儀砲術稽古初二而候、出席人数千五百人余ニ而候、南林寺大中公へ参詣、病参いたし候事、

丁巳正月九日、晴、西風、

一登城、四時分御暇いたし登殿へ参、新納太郎左衛門

殿・篠崎甚七殿・前田杏齋殿・磯永弥九郎殿・有川

喜左衛門殿谷山遠馬へ参り、夜入帰る、

丁巳正月十一日、晴、

一登城、大鐘時分退出候、相良助太夫殿病氣尋候、夫

より永吉へ参、主殿殿明日より私領へ被参由ゆへ暇

乞ニ参、此度者学文・武芸、海岸手当向等被申付ニ

付、申渡之書付草稿承り進シ候事、

正月十三日、雨天、南風、

一登城、八ツ時分退出候、今日登殿若年寄より御家老被仰付、御役料米千石被下置候祝ニ参候、及深更候、島津登殿なり、此義ニ付我等注意する処ありしなり、

丁巳正月十四日、晴、北風、

一今日川上龍衛殿大目付被仰付、於江戸者鎌田〔正純此人〕者願ル名望ある人なり、太守公殊ニ御見込之人なり大目付より若年寄被仰付候、

正月十五日、晴天、

一登城、七ツ時分退出、江夏十郎殿へ参、今日二男善

之介殿奥御小姓格、楽水殿御付被仰付候、

丁巳正月十七日、晴天、北風、

一登城、大鐘時分退出、飛脚立、

一昨十六日〔頭注〕駕姫様御入興〔忠嗣〕今和泉郷之領主島津安芸殿女ニ而太守様ニ者又御叔母之御統なり、安芸殿ニ者齊興公之御舍弟なり、母者島津左膳妹なり、

太守様御実女、近衛様御養女

〔家定室〕篤姫様御事、將軍家へ御入興、去年十二月十八日御

婚札無殘所被為濟候段御到來、

太守様・宰相様（齊整）・御前様へ御肴頂戴、以上使被仰付候付、御祝儀諸士へ御達有之候事、

丁巳正月廿日、雨、煖、南風、

一登城、ハツ御暇いたし、八田知紀・郡山無陰・清水源兵衛殿・磯永弥九郎殿同伴いたし山田正太郎へ参、及深更候、和歌共種々之興也、

正月廿一日、曇天、

（頭注）「洋航」

一登城不致在宿候、今度江戸より申来候趣者、バターピアへ幕府御旗本衆并講武所・洋字館人数拾八人上下百人余大砲船より渡海被仰付、未期日者不被仰渡候得共、近々渡海被仰付筈之由、何ら子細者未不相知候へ共、此度魯西亜・暎人・仏郎西人等へ通商御免相成候付、旁之処より航海伝習之為ニも可有之哉、果して相違者無之様相聞へ候、此大砲船者我藩より献上相成候もの也、一撰・河・播州・泉州等之国々海岸砲台等、早々築造可致旨御達有之、当分者出来方最中之由、左候而、

バツテラ舟壹艘宛三百目砲壹丁ツ、乗付ケ為見本御渡相成、追々右ニ基キ製造いたし候様被仰渡候由、幕府之達なり、

丁巳正月廿三日、晴、南風、

一登城不致、朝より有川喜左衛門殿一同於調練場 宰相公騎兵隊齊興公なり

御視ニ付拝見ニ出候、騎数百三拾騎、主将高橋縫殿（種徳）、副将者肝付左門殿、

上様二者四時御出、隊制五挙動有之候、終ニエスカトロシ開列隊ニ而騎り方有之候、暫時御登付有之、四方山も御覧有之候、近々御発賀ニ付無何と御名残之御様子ニ被伺候、惣人数へ三万疋為御酒代被下之候、夫より中村御茶屋へ被為人、七時分より玉里之様御帰リ被遊候、騎士人数者甲冑又者陣羽織立付等之出立ニ而候事、

丁巳正月廿五日、晴後雨、

一登城、四時分より磯反射炉方へ出勤、江夏うち同道

候、大工主取骨折として金五両被成下候、亦為硯水
式両職人中へ被成下候、

正月廿七日、晴、煖、南風、

一登城不致、未明より蒸氣船方へ出勤、試乗為致、五
(頭注)「蒸氣船雛形機浜ニテ創造」

ツ時分より相初候、此度者ボイケンス之法ニ則り諸
所改製いたし候処、以前之運動より少し者よろしく
候、相済、海上諸所測量いたし、船之行度をも測り
見候、○此蒸氣船雛形日
本開基之製造なり、

一夜入磯永真海・山田正太郎へ参り、ボイケンス読せ
候、又ボーンメス之読方ハ今宵にて終る、

正月廿八日、晴、煖、南風、

一 今廿八日

(隠力)
齊典公なり、御陰居後御湯治御暇ニ而、御下国ありし也

宰相様江戸へ御発駕被為遊候、辰之刻御出途、朝雨
少々ふる、御当家之御嘉祥ニ候、御家老御供無之候、

一夜入時分より木佐貫源介・久木田喜平次・中原正兵
衛参る、今宵より蒸氣機器講儀相初候事、

丁巳二月二日、南風^後西風ニ変ス、

一登城不致、加治木士邦永仲之進殿・日野五郎右衛門
殿入来、兵庫殿より御使ニ而、此内より馬上銃出来
方御世話申上候処、出来ニ而御礼として加治木池野
六郎正路之短刀一本被下之候、御礼申上置候事、

丁巳二月三日、晴、北風、桜島雪、

一登城、七時分より退出候、江戸へ飛脚立ニ而候、御

軍役方より御用有之罷出候処、此内より砲術稽古ニ
(頭注)「桜井反射炉拝見」
忠徳

参居候信州上田松平伊賀守様御家来桜井俊蔵、反射
炉拝見いたし度願之趣有之、江戸へ伺ニ相成候処、
御茶屋内之事ニ者候へ共、反射炉のミ拝見可為致と
之趣被仰渡候間、何篇曳受世話可致旨承知いたし候
事、

一夜入吉村うち・相良うち・有川氏等山田へ参り、
ボーンメス梗正いたし候事、

丁巳如月四日、晴、寒、北風甚シ、

一蒸氣船方御用ニ付終日別働、坂本与市・木佐貫源介

参候、蒸氣機器講義前二而候、

如月五日、南風、

一登城不致、朝中村与兵衛殿入来、此度新出版之航海
金針・地学正宗遣候事、

一四時分より唐湊永吉別荘へ郡山無陰・有川喜左衛門
殿・磯永殿一同参候、及深更候事、

丁巳二月九日、晴、南風、

一四時分より反射炉方へ出勤、信州上田桜井俊藏へ反
射炉（頭注）「桜井反射炉拝見」拝見被仰付候付、清水源兵衛殿一同出勤、成田

（正之）正右衛門殿・磯永孫四郎殿・相良助太夫殿同伴二而

候、終日寛々拝見、尋問事多々有之候、夜入時分船

より上町浜まで同道、俊藏二も大ニ感服二候、去夏
より砲術稽古ニ被参居、皆伝ニ而此度帰国之筈二候、

丁巳二月十一日、晴、南風、

一御庭へ出勤、七時分退出候、夜入磯永弥衆・前田杏
衆一同有川喜衆宅へ参る、

一大砲船鳳翔丸、当春末江戸へ乗廻之筈ニ而前之浜出
（頭注）「大砲船難風ニ遭ふ」帆いたし候処、四国沖合ニ而難風ニ逢ひ、柱を吹折、

伊予之宇和島へ漂着致、彼地ニ而修甫相成、此節日
州外之浦へ引戻、本修甫之筈候処、同所湊口ニ而去
ル六日之大風にて三本共櫓を折、辛ふして外之浦へ
碇泊いたし居候由、一往来ニ兩度之災難者実ニ不思
儀之事二候、

丁巳二月十二日、晴、南風、春氣大ニ催、

一少々不快ニ而出勤不致、原良村方へ採薬ニ出候、磯
永うち兄弟同伴ニ而候、夜入時分帰宅、我等宅へ磯
永兄弟・岩下新之丞殿入来、及深更候、

丁巳如月十五日、雨、煖、南風、

一不快ニ而出勤不致候、吉村うち・山田正太郎二も被
（頭注）「南間三郎入国」参候、奥州会津之藩南摩三郎と申人、山田正太郎

（網記）用談有之入国有之候由、右之趣ニ付、岩城三左衛門
殿も入来有之候、種々及評義候、元来山田が門人ニ
而一往者蘭学稽古もいたし候人之由、漢学ニ達した

る人之由、

丁巳二月十六日、晴、西風、煖也、

一御庭へ出勤、七時分退出、山田正太郎へ差越、会津

松平肥後守様御藩中南摩三郎、山田へ参候由にて対

(容係
頭注)「南摩三郎席書」

談之趣有之参、及深更候、夫より山田所ニ而右之三

郎へ席書等為致、及深更候、我等之堂号為書置候、渙
象堂と為書候、

丁巳如月十八日、西風、煖也、

一登城、夜入退出、福崎助八・向井新兵衛反射炉へ被
参候、我等・清水殿出勤候、

一磯永孫四郎殿・岩城三左衛門殿一同福崎へ参、南摩
三郎明日帰国ニ付、道用金山田より為遣度申出置候、
金子拾兩被相渡候間、岩城とのより山田へ被曳渡候、

已如月十九日、晴後雨、桜葉萌出ル、

一登城、七ツ時分御暇退出候、南摩三郎帰国ニ付送別
之詠共遣し候、

一奥山八左衛門殿家内も被参候、風分ニ江戸邸南向御
屋敷并御兵具所等焼亡之由、今日迄ハ不分明ニ候、
何方より之音信歟も睨々者不相知候、

丁巳二月廿一日、晴天、

一出勤、八ツ時分より山田正太郎へ蒸氣機講儀ニ参候、

二月廿三日、朝雨後晴、南風、

一出勤、大鐘退出、夜入磯永喜之介殿入来にてギード
ウエーセン講義にて候、及深更候、

丁巳如月廿六日、晴、南風、

一御庭へ出勤、夜入退出候、昨夜江戸式日飛脚着之由、
(頭注)「江戸南向邸焼失」
静謐ニ者候得共、三月十日之夜四時分より、南向御

屋敷御留守居長屋西筑右衛門所より出火、外御長屋
ニも五軒焼失之由、右西住居之御長屋并井上逸作・

岩元太右衛門も不残、御兵具方ニも一円焼亡之由、

殊ニ西筑ニ者女子壱人・下女壱人・母迄も焼死之由
ニ候、何より之出火歟も不相分候、

丁巳二月廿九日、晴、霜、北風、

一出勤いたし、式日飛脚被差立候、

（頭注）「齊彬公御下国」

一太守様御下国、来月廿一日江戸御発駕被仰出、昨日

飛脚着之由ニ候齊彬公なり、

丁巳三月朔日、晴、朝寒強後煖、

一登城、八ツより山田正太郎所へ参、蒸気機図説講義、

夜入時分帰る、

一今日江戸より急飛脚参、

太守様四月三日江戸御発賀御下向之筈候段申来候、

丁巳三月六日、晴、西風、後雨、

御家老島津登殿なり

一四時分より反射炉方へ出勤、登殿拝見ニ御参被成候、

大鐘時分被居候而詳ニ尋問等有之候、帰りニ清水源

兵衛殿・磯永喜之介殿一同登殿へ参り、及深更種々

咄いたし候事、

丁巳三月九日、

（頭注）「隈岡叔母上病氣」

一登城、隈岡家叔母様御病氣、城中へ使参り、長病氣

ゆへ早々御暇いたし参候、別而之難病心痛ニ而候、

深更迄看病、唯呼吸有之迄也、

三月十日、照、西風、

一登城不致、七時分より坂本与市・久木田喜平次、夫

より江夏氏へ参、硝子工人四本亀次郎事、一昨八日

之晩下町藤安吉次郎所へ買物ニ参り、少々及酒乱候

処、手伝共等亀次郎を召捕置候趣届申出候間、詮義

取掛候、夜入隈岡家へ看病ニ参、

三月十一日、照、西風、朝霜、

一今日六組惣調練於吉野ニ被仰付候、我等者隈岡家病

（頭注）「吉野大調練」

氣ニ而得不参候、歩兵人数八百六拾四人、砲兵百五

拾人、騎兵六拾四騎之由、御家老（久徴）二者島津下総殿

日置之・島津登殿ニ候、

一反射炉方細工人浜田平右衛門手先原田彦左衛門と申

ものを御用、銅地かね為取用、出水郡等へ遣置候、

少々好事有之旅行差止候、

丁巳三月十二日、照、西風、

一登城、四時より早川務より御用部屋へ御用談申来、
江夏十郎・清水源兵衛・我等一同罷出候処、四本亀
次郎醉酒之一件ニ而、御側役名越彦太夫・福崎助八、
御納戸奉行岸喜右衛門・東郷藤兵衛・早川務、其外
御製菓掛御庭奉行南雲新右衛門、御本丸御徒目付兩
人にて種々吟味ニおよひ、兎角藤安方御糺方相成、
善惡分明ニ御所置有之度、遮而申立候処、今日御家
老衆へ披露相成候、夫より我等者亀次郎様体見分ニ
参候、帰りニ登殿へ参、夫より江夏うちへ参り、(カ)夫
より江夏うちへ参り、夫より郡山一介殿へ藤安方聞
合ニ参り、夜入隈岡うちへ参候、

丁巳三月十四日、晴、南風、

一朝郡山殿へ参り聞合之一件相談いたし、夫より山田
正太郎へ参、四時登城、

御下国前ニ而品々混雜ニ候、此度江戸より分而被仰
渡候御旅方御用拾五拇之長忽砲・六封度之コロニ
カールカノン、早々図面等取しらへ置、

御下国之上奉伺候様被仰付越候付、西洋一千八百四
拾一年式之図(頭注「ボールペンク試」)しらへ方山田へ申付候、其内六封度者

図面出来差出候付、早速壹丁丈ケ鑄造いたし試之筈
候、此度よりボールペンクにて鑄開之賦ニ而実鑄い
たし候、夜入時分登殿へ参、御同人小林堤村永吉抱
地へ被参居候間、磯永殿一同参候、及深更候、

丁巳三月十五日、晴、西風、

一風船之図掛もの出来候、是者御本
(頭注「風船図」)

御手元ニ有之、御画者堤三位卿之御筆ニ而、一昨年
比 太守様へ右之画并和解・御詩歌等被相進候由に
て、御書翰も相添、右之分者我等へ先比拝領被仰付、
画者動植館内御製薬物所へ被相下候間、御書翰等拝
領せしゆへ写真ものや、堤卿の御詠
海原を漕行たニもあやしきを
天津空ニも通ふ船哉 (アラ)
一蒸気船方図写真として、久木田喜平次今日へ我等宅
へ別勤申付候、

一夜入磯永うち一同、山田正太郎方へ参り、ギードウ
エーセン鑄造之部説せ候、四時分より兄様御一同隈
岡殿へ看病ニ参候、

三月十六日、晴、西風、

一登城、八ツ時分より清水うち一同、早川務へ参り御用談、夫より登殿へ参り及深更候、

丁巳三月十七日、晴天、

一登城、八ツ時分より磯永殿同道、山田正太郎方へ参り、蒸気機書読方申付候、夜入島津主殿との小林より被帰候由ゆへ参候、鹿肉獲もの有之候而料理有之候、来客者三原善兵衛・平田靱負・本城源七郎殿・相良助太夫・吉村才之丞殿・磯永弥九郎殿二而候、

三月十八日、晴、南風烈、

一登城、七ツ時分より退出候、御華園へ御家老衆拝見
二御参被成候、蒸気船雛形杯懸御目候、夜半時分門をた、き、硝子師共亀次郎一条二参候、種々論置候、

三月廿二日、雨、南風、

（頭注）隈岡叔母病死

一隈岡殿御叔母、今晚養生不相叶愁傷之至二候、長病にて残情之事二候、夜入帰る、香奠百足進上致候、

丁巳三月廿三日、雨、南風、

一登殿不致、忌中之御届申出候、隈岡殿へ四時分より参候、朝磯永うち入来、今日江戸へ飛脚被差立候、江戸よりも飛脚着候、

太守様四月三日弥

御発駕被遊筈候段申来候、雨八ツ時分より止候間仕合二候、葬式相済、九時分帰る、

三月廿四日、晴、南風、

一勤場御用多二而、今日忌御免被仰付候得共、出勤頼合候、九時分より磯永真海同道、紫原へ畑地見分二参候、猪鹿倉源衆抱地借用之筈二候、夜入時分より有川喜左衛門殿・真海・兄様御入来被成候、

丁巳四月朔日、晴天、

一不快二而出勤不致候、熱氣強難儀也、

四月十二日、雨天、

一病氣も追々快方ニ者趣たれとも寸切と無之、漸今日月代いたす、四月初より今日迄之病症難渋ニ而候、御用向ニ就而者、磯永殿・鎌田殿毎日〳〵入来ニ而、病氣なから相談承り候、

一当分垂水へ奇怪之事共多有之由、正月之末方より仮

(頭注)「垂水郷怪火」

屋并別荘或寺院・米蔵杯へ毎日火を付、何もの、仕方とも不分、とふ〳〵右ニ記置候分都而焼失、延焼も相応ニ有之、右通ニ而火消等之手当者無手拔有之候に、何方より出火とも不分由、其明ケ之日亦々寺社其外士之家共焼失、又三四日過キ而町家式拾軒余焼失、又四月初ニ者百姓家拾四五軒焼失、是迄拾三度之火事ニ而、其内毎日少々ツ、出火之所者過分ニありし由、誠ニ怪敷次第なる由、右者白昼ニ野狐許多うろたゑ居候付、人これを追ひ廻杯すれば無程其人之所より出火之由、如此事にて被杯すれとも其しるしも無之、垂水中焼失せざる者少キと之趣ニ候、磯永喜之介殿同所へ旅行被致居候而昨日被帰、直嘶ニ候、親敷見物せられし由也、

一一昨日江戸より急之飛脚着いたし候、

太守様当月三日江戸御発駕之筈候処、幕府御用御取込有之、五日ニ御延引之段申来ル、(徳川慶勝)尾州侯ニも四日ニ江戸御立ニ而、道中差支も可有之と之噂ニ而候、一宰相様ニ者三月十八日江戸へ御着之由、今日御祝義申上候事、

一太守様ニ者公義より御用有之御滞府被仰出、此度ハ四ケ年目ニ御下向被成候へ者、諸人拳而如三秋奉待候、末々杯ニ者、御下りあら者此上ニも米穀諸色下料ニ相成、安楽ニ可有之と、犬打童子までも指を数て奉待、実ニ虚事ニあらす、ケ様ニ

(頭注)「齊彬公御徳情」

御高德之君者稀代と奉存候、我輩ニ至までも日々と奉待候、恐多けれども其実を記すに、夷船渡来より全国騒動、公義ニも御多忙、太守様江御相談事有之御滞府也、御名譽之御事也、老公者夫程ニ者不被為在候、誠ニ徳不徳と云者不思議之ものニ候、

丁巳四月十三日、雨、南風、

一病氣も追々快方なり、久々ニ入湯いたし候、磯永周徳老・吉村翁・有川喜衆入来、及深更候、

(蚊帳力)

一蛾牒壱ツ取入ル、新物ニ而八九のニ而候、代錢拾貫

四百四拾八文なり、

四月十七日、晴天、

一出勤、佐多方へ廻勤被仰付置候、郡方等へ引合也、

丁巳四月廿日、晴天、

一 今日より佐多へ廻勤之届申出ル、金子相下ル、ハツ
時分より磯永殿入来、夜入兄様も御出有之候、

四月廿一日、晴、西風、

一 四時分出宅ニ而前之浜より乗舟ニ而候、桜島へ江夏
殿被参居候間、御用談有之参る、相済候而古江へ四
時分着候、磯永平八郎殿遊ニ同道候、手伝酒匂彦兵
衛召列候、今宵者古江へ止宿いたし候、

四月廿二日、大風雨、

一 未明より古江発足、鹿屋麓迄旅行候、大雨風にて惣
身濡れぬ所者無之難義ニ候、病後ゆへ心遣ひニ候、

四月廿三日、曇天、西風、

一 未明ニ大始良より出足、小根占へ転宿いたし候、大
根占之銚山も見物いたし候、随分盛大之仕掛ニ而感
入候、

一 小根占之磯永鉄藏殿者磯永殿同家にて、平八郎殿者
被参候、

一 大小根占郷并遠見するに指宿之知輪島・山川辺之砲
台築造之地形等見分、図写いたし置也、

丁巳四月廿四日、晴、西風、

一 小根占より鹿府へ使舟有之候間、書状并竹之子英久
磨へ遣し候、

一 四時分より磯永平八郎殿其外人足召列候而、田代華
瀬辺へ御用木見分ニ参候、山方役松山十郎・池畑直
五郎召列候、並松等見分いたし候、華瀬者田代麓よ
り壹里貳拾丁余あり、華瀬御棧敷地より瀬を一目ニ
見渡すに、音ニ聞しより絶景ニ而候、西洋諸国・唐
土者不知、日本国中二者か、る所者あるましく考候、
滑之横幅三拾間余り、御棧敷より上下見渡す所凡七

丁五拾六間程あり、殊ニ今日ハ水増りて猶面白し、

左右之河辺者桜・藤・紅葉等立茂りていわん方なし、
(頭注)「青杉公」太守様御巡見之折も別而御感被成、桜杯可植増と之

御沙汰なりし由、我等手自御棧敷地之後に松木壹本
高壹尺余り之のを、又も見る時之印に植置也、大鐘
時分小根占之山本村庄屋磯永鉄藏所へ参り飯共給ひ
候、四時分旅宿之やう帰る、

丁巳四月廿五日、曇、西風、

一朝当郷兵子二才共参候、山見舞川上藤五左衛門殿も
今日着二而候、明日より佐多へ差入之筈、川上殿申
談置候、

一佐多之様差入賦之处、海上不宜滞在いたし候、九時
(頭注)「小根占郷之鰻」分より川上藤五左衛門殿并当所二才共池畑弥四郎・

同直五郎・中村宗次郎・下村甚右衛門召列、大根占
へ参り鰻為取候、数十頭取得も当所者川上大明神之
由緒ありて鰻者不取由にて、所之もの共出来りて苦
情申立候、然るに我等理解したり、可笑かりし事共
也、

一七時分地動甚し、庭上之仙水^(泉カ)杯動出候、指宿・山河
者殊ニ強由、後ニ聞及り、凡三時余も震ひ候、

四月廿六日、大風雨、初東風後西ニ而止ム、

一旅宿より一步も不動候、佐多へ差入筈候へ共頭も出
し不得候、夜入時分風止候間、平八郎殿一同池畑六
右衛門所へ参、夜更迄酒宴ニて候事、

丁巳四月廿七日、晴、西風、後雨、

一天氣直りしゆへ未明小根占出足、川上殿同道にて佐
多へ差入候、大河村へ八時分着致昼飯共遣ひ、所謂
勝名坂之難所を越し候、佐多と小根占大河村と之境
なり、御巡見後道別而よろしく相成候、佐多之伊坐
敷へ者七時分着二候、所役々見舞候、磯永平八郎殿
事者小根占へ見分事有之滞在也、佐多・小根占へ者
先年砲術指南方として園田仁右衛門殿杯一同参りし
ゆへ知人多し、御馬預最上善之介殿并書役染川某御
牧内松木見分ニ出会有之見舞候、明日松木見分ニ出
候筈也、夜入川上殿宅ニ而酒吞候、

巳四月廿八日、快晴、西風、

一五時分より最上善之介殿・書役染川次左衛門殿・山見舞川上藤後左衛門殿同道、所役々召列、御牧内松木見分いたす、木柄不宜候間、島泊之やう差入候、御馬預ニ者当所より曳分候、今日山川之様帰帆有之筈ニ候、島泊之御軍役方御仕立山見分、余り良木にてチャン用ニ者無益ニ候間、取止候含ニ候、夜入比より船ニ而島泊より伊佐敷へ帰る、所役宮里佐次右衛門所へ参候、及深更候、

丁巳五月朔日、晴、西風、

一朝五ツ時分より山見廻川上藤五左衛門殿并所山方共召列、馬籠村へ松木受取方ニ参候、並松八拾本余刻印入レ相受取候、夫より郡村浜尻辺御建山諸所見分いたし候、夜入比ニ帰る、川上殿其外へ焼酎共出候、

五月二日、晴、南風、

一鹿府へ御用物取寄方ニ船壹艘仕建遣候、八時分より

（頭注「チャン製造、造船入用也」）

郡見舞壺人・庄屋壺人召列、馬籠村へチャン製法場取建地場見分ニ参、現畠地ゆへ竿人等いたし、納米書出等申付候、今宵者馬籠へ止宿候、庄屋杯参り、酒匂彦兵衛ニも転宿申付候、人足善介事者病氣にて伊佐敷へ残置候事、

巳五月四日、晴天、

一今日より帰府之含ニ而候、船手当等申渡候事、藏改検使御趣法方書役鎌田市兵衛被参候、寛々取会候事、

丁巳五月六日、朝晴、東風、後雨、西風ニ変、

一四時分伊佐敷開帆いたし候、九時分知輪島迄乗行候、東風ゆへまきり乗難義なり、平八郎殿ニ者大ニ酔しれ候、九過より風なくなりて暫時苦候、垂水下辺ニ而夜入、鹿府へ者四時分着舟、直ニ帰家候、

丁巳五月八日、晴、東風、

一登城、御趣法掛御用人福崎助八とのへ御届申出候、七時分退出候而、夜入兄様・有川喜左衛門殿・吉村

才之丞殿・磯永真海入来ニ而候事、

五月九日、雨、東風、

一 登城、八ツ時分より反射炉方へ出勤致候、反射炉も
(頭注)「反射爐落成」
惣成就相成候、夜入退出、来ル十一日御家老衆御見
分相願置候、

一 今日於犬追物場ニ砲術訓練御役人限被仰付、御家老
見分有之筈ニ候、

一 福崎助八より御用有之、左之通、

(頭注)「越前藩村田・安部入国」
越前福井松平(慶永)越前守様御家来村田巳三郎・安部又三

郎兩人近々入国、造士館・砲術館・鑄製方・反射炉
等見置として被遣度旨、於江戸御直約被為遊近々差
越筈候付、何篇以前ニ諸国より被遣候振合を以会釈
向取計候様、尤、御向柄之事ゆへ万事丁寧ニ取扱候
様被仰付越候間、反射炉方之義者我等引受取扱可申
段被相達候、

一 太守様今日大里へ下之関より御渡海之御日割ニ候事、

丁巳五月十日、雨、東風、

一 御庭へ出勤、大鐘時分退出、御下国前ニ而混雜ニ候、
蒸氣船雛形仕合方ニ而候、夜入寺師家へ参候、

丁巳五月十一日、北東風、晴、

一 未明より反射炉方へ出勤、御家老駿河殿四過より御
(新納久仰)
出被成候、成就相成候反射炉御見分ニ而候、福崎助
八入来ニ而候、寅春より当春迄凡四ヶ年之巧ニ候、

(頭注)「安政元年寅ノ春ヨリ磯邸内ニ創建セラル」
此度之炉者焼石等其他造築等都而西洋通ニ而、無申
分出来いたし候、御家老衆より御褒詞共有之候、大
鐘時分江夏殿同道帰る、錐通台も半方之成就ニ候、

丁巳五月十三日、雨、南風、

一 今日女中江戸より着之筈候、八半時分伊十院より着
いたし候由、

五月十四日、晴、東風、

一 四時御庭江出勤、蒸氣機板形惣成就相成、御家老駿
(頭注)「新納駿河・島津下総・島津登・樺山伊織」
河殿・下総殿・登殿・伊織殿御見分有之候、御側御
用人田中仁右衛門・福崎助八見分被致候、七時分退
(樺山久成)

出、登殿へ参り、夜入比帰る、兄様・吉村殿・有川喜殿・磯永弥衆入来、深更まで咄され候、此機器者以前製作之如くニあらず、蒸氣之圧力旁算法詳ニ相建、諸部分之角度等無残処候、山田正二者原書ボイケンスをしらへ方殊ニ苦られ候、我等并坂本与市二者算法製作別而苦候、如此之機器者日本中未図面ニも出来候人者あらさるべしと少し者自讃心持ニ候、

丁巳五月十五日、晴、南風、

一登城、大鐘時分退出候、有川喜左衛門殿・磯永弥九郎殿・吉村才之丞殿・島津権五郎殿御庭へ蒸氣機器（久考）拝見有之候、同道権五郎殿へ参候、

巳五月十六日、晴曇、南東風、

一登城、東郷泰玄殿江見舞、蒸氣船拝見として表御用人小笠原転殿・川上正十郎殿・町田主馬殿被参候、七時分退出候、山田正太郎へ立寄候事、

巳五月十七日、雨、南風、

一四ツ時分より反射炉方へ出勤、島津登殿反射炉拝見ニ被参候、高橋縫殿殿も被参候、外ニ相良助太夫・伊集院市郎・前田杏斎・島津権五郎殿・新納太郎左衛門殿被参候間、寛々拝見有之候、帰りニ奥山八左衛門殿へ前田殿手引いたし差越候、婚礼後初而之参会ニ二候、

丁巳五月廿日、曇、東風、

一登城、大鐘時分退出候、
（頭注）「斉彬公御下回、出水郷調練及び庄潟新田御築造」
一太守様今日出水御入国御滞在、近郷式拾四ヶ郷調練御覧之筈ニ候、夫より高尾野新田等も御見分之筈ニ候、

巳五月廿二日、晴、東風、

一登城、九ツ時分より反射炉方へ出勤、諸規則相定、以書付申渡置候事、

五月廿三日、曇、南風、

一登城、八時分退出、明廿四日

太守様御着城之筈二候、今晚者伊集院苗代川御泊なり、

丁巳五月廿四日、朝曇後雨、南風冷、

一五ツ時改服して登城、

(頭注)「青杉公御下向、御着城」

太守様御機嫌克、午之刻

御光着被遊候事、我等者江夏殿・磯永殿・鎌田殿一

同二丸南御門へ罷出候、

御家老島津豊後殿へ御供被仰付置候得共子細有之、

(久宝)

江戸御立寄御免相成り、其場ニ御側役堅山武兵衛御

(利武)

勘定奉行被仰付、三拾人賦ニ而御供被仰付候、尤、

馬駿等為持候様御跡乘ニ而候、御側役二者山口直記

被召列候、

一此度之御下向より鉄鉋拾五丁為御持被成候、拾挺者

(砲力)

(頭注)「御上下御行列ニ小銃為御持被成、此度より御許ニ而御持被成候」

御先備、五丁者御跡備ニ而候、黄袋二入り候、御先

備者赤袋ニ而美敷候、いづれもピストン劍銃ニ而候、

当時諸侯ニもケ様之行列者無之由、往古治世ニなり

てより箱根御関所より江戸へ者、鉄鉋為持候儀者不

相成幕令二候、然処跡之御登りより、当時非常之御

手当として為御持被成度御願有之、夫より為御持被成候、箱根関所ニ而改有之ニ付、大坂迄御持被成候、先規なりしを、此節ハ江戸迄為御持被成候、

(寺島宗則)

一御供医師二者松木弘安・坪井鳳周なり、此坪井と云

人者元南部生之人、幼少より蘭学修行いたし当時高

名之人なり、一昨年比御抱ニ相成り御七被仰付置候、

漢法医師二者清水養正二候、東郷泰玄殿も御供なり、

(為正)

御小納戸二者山田壮右衛門・伊集院藤九郎・井上正

太郎、井上事者御中途より長崎へ御用有之被差遣候

由、御着城後御祝儀等御先規之通二候、当公御代ニ

なりてより、今日之如き歟又者五節句等御出坐、或

ハ御家老御謁御祝義、御機嫌伺等ニも諸士登城夥敷

候、恐多けれと事情を有様ニ記すに、

(頭注)「青杉公御徳情」

宰相公御代二者、五節句其外ニも出仕之人僅計にて

席詰之人ニも不興義なる由、夫故御祝儀等ニも勤場

成丈ケ繰合可罷出と之御達も毎々有之候、徳不徳と

云者不思議之ものニ而候、

一七ツ時分御小納戸早川務を以、江夏殿并我等へ被仰

聞趣者、反射炉又者蒸気船等之事ニ付、御直ニ被仰

付度御用も被為在候得共、今日者御旁ニも被為人候

間、明日早出勤いたし候者、被為召義も可有之と之
御事二而難有事二候、

一御國中一統、久々振之御下国ゆへ大キに奉待居候処、

無何と賑々敷成立人氣も相立候、殊ニ今宵共者酔人
（頭注）質素節檢
等相少く謹慎も切て継きたるか如く二候、尤、質素

節檢之事者御家督涯より分而被仰渡事候処、第一御
身辺より御謹被為在、今日も水上にて御召替ニも御
立揚ケ御野羽織・唐木棉之御野羽織ニ而御乗輿之由、
御道中ニ而も毎日日半計者御步行、軍場調練なりと
被仰候由、難有御事二候、

一御着城之上、御一門方并御家老衆御取会御式被為濟、
夫より奥向之人數

御目見之義共御取込ニ而御延引被仰出候、

丁巳五月廿六日、晴天、

一朝、前田龍五郎・鈴木喜之介へ着之祝儀ニ参候、登
城、夜入退出候、御小姓谷村愛十郎を以、蒸氣船機
器其外取しらべ之書付類不殘御休息御庭へ持廻候様
被仰付候間、江夏殿・我等・磯永殿一同持罷出候処、

種々御留守中之義共御尋有之一々奉申上候、夫より

蒸氣船機図并ボイケンス山田正太郎と対訳之書、草
（頭注）「拝謁被仰付、蒸氣船亦者砲台建築之事共言上ス」

稿之儘差上候処、大キに骨折いたしたりと之御意
有之、殊ニ書跡者磯永喜之介殿ニ而能く字が出来ル
ゆへ、追々写本も可為致と御意被為在候由、

一蒸氣船者是非共式拾間程ニ御製造之

思召ニ被為入候旨も被仰出、猶又厚く手を付候様と
之御意、いつれ此後者治乱共ニ蒸氣船なくて者不相
叶候、殊ニ此方者海内第一之海国なれ者、他邦ニ先
キ立相開度、琉球三島等之往来ニも人命を失ひ、或
者多く之宝を捨候ゆへ、船之事ニ手を付ル者仁術之
第一なりとの御咄ニ而候、尤、昨年公義へ亜米利翰
人より献上いたし候雛形、近々拝見可被仰付と之御
咄も被為遊候、

一山田正太郎取しらへ之海岸砲台御城下之分、図面取
仕建之書三冊差上候処御満足被遊、寛々御覽可被遊
と之御沙汰ニ而、砲台も兎角充分ニ出来不為致候、而
不叶と之仰ニ而候、夫より沖小島并神瀬へ砲台御出
来相成度趣申上候処、尤之事ゆへ彼辺地形等取しら

べ、図面取建可申と之御事も被仰出候、其他御極密之御用品々ニ而候事、

丁巳五月廿八日、晴天、

一御庭へ出勤、今朝より不快ニ有之、七時分御暇退出候、熱氣強ゆへ刺絡并薬用いたし候、帰路者不快ゆへ不束ニ有之候、当分風邪流行ゆへ伝染せしならん、

丁巳五月廿九日、

一今日七時分より御華園へ被為入、蒸気機器板形又者製薬品等寛々御見分、御満悦被遊候由、万事磯永喜之介殿御答等被申上候由、

一御秘藏之御植物不取始末ニ有之御立腹之由、御庭奉行伊地知直次郎殿預なりしに恐入被申候を、江夏とのより御断被申上候由、夫より二丸御見分、夜入時分御帰殿為被遊由也、

丁巳閏五月朔日、

一太守様御下国後、今日より御用御聞被遊候、御出座被為遊、式日登城之面々御目見被仰付候、御用御聞と申者何ぞ御政事向を御着より今日迄御聞不被成ニ者無之、御規事御礼御受等之儀を御聞不被成詎ニ候、此度者御先々よりも早く御聞被遊候、

一今日御側役豎山武兵衛を以造士館江被仰達趣者、以

(頭注)「字文・武芸御勸奨」

来師員以上之人者勿論教授迄、且童子・学生等二も不時ニ二丸演武館へ御呼出、説経・暗誦・素読等被仰付義も可有之候間、罷出候節者平服之儘罷出候様、且病氣等之人者虚実慥ニ取しらべ可申出候、且又人指ニ而御呼出も可有之候付、兼而其心得罷在候様御沙汰被為在候段申渡候由、誠ニ難有御所置ニ而人々一入進学可致と被存候、

一二丸ニ而砲術訓練四九之日被仰付候間、御小納戸・

(頭注)「奥向勤之入々砲術訓練」

御小姓・御茶道・御納戸奉行・御小納戸頭取・御広敷御用人・御徒目付・御庭奉行・御側御用人坐書役・御用部屋御趣法方・御庭方・御納戸等奥向支配之御座々へ罷出候人数、正五時より罷出、御供目付へ届申出、訓練可致旨御達有之候、西洋式大小砲銃隊

調練なり、

丁巳閏五月二日、照、

一不快二而前田杏齋殿入来、吉村氏・有川うち・磯永氏入来二而候、

一福崎助八 御前へ被召出被仰聞趣者、去々年御參觀前二丸演武館諸流芸古道具一揃無親疎出来いたし置候様被仰付置候処、去ル朔日被為人御覽被遊候処、

何も出来候品一ツも無之候、何ゆへ出来不致候哉、

余計之事と考へ手を不付二而者無之哉、追々世上不

（頭注）「福崎助八御叱（御叱カ）」

穩向二も成行候得者、武道者何事二よらす御手を不

被付候而者不叶砌と申事者弁之可有之ニ、別而不束

之至候旨御吃相成候由、誠ニ御趣意福崎ニおひても

難有仰を承候もの也、

閏五月三日、照、

一去ル廿八日、御家老島津豊後江戸より罷下之御用向

も無之、早速着掛登城

（頭注）「家老島津豊後御不興」

御目見も可被仰付之処、其義も無之由、此人調所笑（広）

（郷）左衛門が膝下ニ從ひ居、死後国柄を取り威權甚敷人なりしか、盛衰不思儀ニ候、人氣者大ニ尤と歎合へり、

閏五月四日、晴、西風、

一病氣も追々快方ニ而、月代・入湯共いたす、

（頭注）「三丸ニ而砲術調練」

一二丸ニおゐて砲術調練今日より相初り候、四後より

御出座被遊、劍銃放發有之候、御丸内ニ而之放發者

未曾有之事にて、御府内中鳴り轟キ候、前以より不

知人者仰天驚キ入候、如此御世話被為在、殊ニ御

出座も被遊候付而者西洋流不染付之人ニも開悟可致

と大慶之事共なり、

丁巳閏五月五日、照、西風、

一朝山田正太郎入来御用談、今日迄も出勤者不致候、

今日より唐いも植付為致候、

一学文・武芸、分而御世話被為在、御国者書籍乏敷候

（頭注）「書店開キ」

へ者、町奉行へ被仰付書店数为申出、御買下御渡可

相成旨被仰渡候由、下町中へ書店三ヶ所有之、誠ニ

僅計之仕入ニ而候由、鹿兒島字文之開ケ
ざるを知るべし、

已閏五月六日、照、西風、

一朝有川五左衛門殿・鎌田郷左衛門殿・磯永喜之介殿
入来、四時分登城、七時分より磯永殿同道ニ而蒸氣
船方へ出勤、夜入時分帰家候、

閏五月七日、晴、西風、

一登城、夜入時分退出候、山田正太郎へ立寄る、

一宇宿彦右衛門殿・肥後七左衛門殿江戸より着ニ而候、
(行趣)

御雇入之大工・金物師・鍛冶等都合九人召列られ候、
道中川支等多く、八日程川支之由、

一去ル四日より二丸調練被相初候付、諸御坐之惣人数
(頭注)「調練出席目割」

罷出候而者御用差支候付、一坐より人数分ニ而罷出
候様被仰渡、我等者九日・廿四日、一月ニ兩度勤被
仰付候、又勤場差支之人者前日御供目付へ成行申出
候様と之事ニ付、我等者明日十五拇長忽砲鑄造ゆへ
難罷出届申出置候事、

已閏五月八日、照、南西風、

一登城、夜入退出候、二丸演武館ニ而示現流稽古有之
候、御出坐者無之候、御外庭ニ而御馬御覧ニ而候、
田舎より御馬御用見合ニ而候事、

閏五月九日、照、南風、

一四時分より反射炉方へ出勤、十五拇之長忽砲鑄造い
(頭注)「大砲実鑄鑄開之基元」

たし候、錐台にて鑄開之筈にて実鑄いたし候、銅砲
ニ而も日本ニ而実鑄者開基ニ而候、御小姓伊東才藏
為見置被罷出候、

一帰り二井上庄太郎へ参る、夫より宇宿うちへ参る、
夜入磯永孫四郎殿入来ニ而及深更候、二丸砲術調練
日ニ而候、先日之通放発も有之、我等事者別勤ニ而
御届申上候事、七拾人余之出席なりし由、

閏五月十日、晴、南風、後曇天、

一当年者氣候別而不平均ニありて、梅雨中ニも雨少く、
一昨八日より近在諸所雨乞踊相初候、耕作誠ニ懸念
ニ而候、ケ様之梅雨と云者稀成事ニ候、

一登城、大鐘時分退出、七時分より大雨ふり、甲突川
二者供水^{（洪カ）}二而候、東郷十九郎流義之弓御覽之筈候処、
大雨二而御取止二候、

一太守様四時御出二而、南泉院・福昌寺・浄光明寺等
へ御参詣、七時分御帰殿有之、

閏五月十一日、雨、南風、

一登城、夜入退出、磯永家へ参、明十二日磯永平八郎
どの児玉弥兵衛殿家跡養子ニ被参筈にて相談之趣有
之候、硯一面・墨・短尺・書物箱等進候、

閏五月十二日、曇、南風、

一登城、大鐘比退出、夜入児玉殿へ平八郎殿同心いた
し参候、深更迄酒宴二而候、

閏五月十三日、晴、南風、

一出勤掛本田六左衛門殿病氣見舞候、夫より松木弘安
^{（頭注）}「藩邸之御沙汰」
殿へ参候処、弘安殿より

御沙汰之趣被申聞候者、高竈之吹方十分二手を付度

候付、市來^{（広貫）}正右衛門へ示談いたし精々手を可為付と
て、ブロインと云人之箸^{（著カ）}したるギードウエーセン被
相下候と之趣被申聞候間、いつれ対訳いたし給候様
談合致置候、

一二九へ造士館之人数童子ニ至迄不時御呼出、童子者
素読、師員以上者講義、銘々引明ケにて被仰付候、
^{（頭注）}「学文御勸奨」
人々汗出候顔ニ相見得候、童子人数七拾六人、師員
以上教授迄三拾六人二候、童子へ者席書も被仰付候、
御前より僅ニ弐間計之処ニ而難有事二候、夜ニ入御
帰殿被為遊候、銘々名書御取り、子共者父兄之姓名^{（姓カ）}
も書記し差上候由、尤、武芸も何かし門人之段も書
出し被仰付候、

一二九へ被為入候節、御華園へ御立寄、我等を御呼被
成種々御下知被遊、無程二之丸之様被為入候、此度
者御政事向、何事も頻ニ御手を被為付候 思食二而
候由、

一御華園内御製菓所御用品之儀者、以来時々御手許よ
^{（頭注）}「城内製練所」
り可被相渡旨被仰出候、尤、是まで者御趣法方より
時々申出之上被相渡運ひ不宜しゆへなり、

巳閏五月十四日、晴、南風、

一未明ニ登城、ハツ時分より反射炉へ出勤、明日より磯へ御滞在ニ付、諸事手当申付置候、夜入帰る、

丁巳閏五月十五日、晴、南風、

一五時分より登城、初而之御目見多人数有之候、八時

御登揃ニ而候、北御門御出、島津讃岐殿辻より新橋

(頭注)「磯御茶屋へ御入り御滞在、船并台調練御覽、大砲船承天丸御乗入」

下御渡戸口より御乗舟、新波戸・弁天波戸両所砲台

御見分、夫より大砲船承天丸御見分、其儘祇園台

場・大門口等三ヶ所より漂的打、承天丸より御覽被

遊候、的者拾五丁之所ニ浮ケ、三四方より一時ニ打

立候付、暫時止間なし、さながら実戦もかくそとお

もわれたり、夫より我等掛り之蒸氣船御見分、御乗

入被遊候、御船奉行折田八郎兵衛・見聞役山野田嘉

兵衛・書役長谷場小十郎・我等之詰人数なり、

(頭注)「蒸氣船離形御覽、御意之趣数々あり」

御乗入直ニ機具之辺御見分、我等御答申上候、御小

納戸井上庄太郎ニも機関之所へ被參候、尤、此機関

者寸法旁不宜所不少、迎も御用立程合者無覺束段許

ニ申上候、左も可有之、初発之品者何も其通之もの

二候、然し是ニ而人々ケ様之ものと云事を知り候間、

其益又不少と御沙汰被遊候、船之末々間へも御入り

(頭注)「蒸氣船入費」

御見分被遊候、其時入目者七八千両ハ入りたるなら

んと被仰候間、夫程二者無御坐、五千両程も御坐候

半と申上候処、僅計之事ニ候、五千両ニ而衆人之目

を開かせ候間、無此上事なりと御意被遊候、御帰り

之時分、明日ハ磯へ乗廻し満力之蒸氣ニ而釜を焼崩

し可試、夫が又試ニ可成と被仰聞候間、御船奉行申

談、手当申付置候事、

是より直ニ磯御茶屋之様御乗廻之筈ゆへ、我等者又

陸より差急、磯へ出勤之筈候、島津主殿殿より乗馬

被遣給候間、直ニ急キ候而磯之やう參候、祇園洲沖

(頭注)「反射炉并鉦台御覽、御賞簪」

にて暫時御釣被遊候、大鐘時分土橋下へ御着船、御

歩行にて反射炉方へ被為入候、直ニ鉦通台へ被為入、

十五拇長忽砲実鑄之押湯切り方、今日より相初候間

御覽有之候、別而御飲ニ而、是は感心だと繰返く

御沙汰被為遊候、夫より硝子吹所へ御出被成、暫時

御登付ニ候、夫より反射炉御見分、是も御感心だと

繰返く被仰聞、丁度夜入御灯も入候、我等・磯

永・鎌田・江夏殿御付添申上御答等申上候、喜之介殿・我等事者泊りいたす也、

一 錐通台へ相掛候水道も御覽ニ而、克くも見立たりと御沙汰有之候、

丁巳五月十六日、晴天、南風、
（聞脱カ）

一 蒸氣船者昨日御覽之節、磯之様可乗廻旨御沙汰被為在手当いたし置候処、風強にて其義不相叶成行を以井上庄太郎へ相付御届申上置候、

一九時分より御歩行ニ而反射炉等御見分ニ被為入候、

江夏十郎・清水源兵衛・磯永喜之介・我等相詰候、

初焼物所御覽、種々御下知被遊、夫より反射炉御覽、築造之次第共詳ニ御尋有之候付、詳ニ地堅等之次第共申上候処、其通丈夫ニいたし候得者崩壞之患者地震ありても懸念なしと之

仰にて、殊ニ御満悦大キニ心痛いたしたるならんと
（頭注）「反射炉等御覽」

の御事ニ候、夫より古反射炉者鹿陋之製ゆへ十分ならざる者当然なり、殊ニ危く候間、早々取毀候様被仰付候、焼石・材木等者格護いたし置候様被仰付候、

左候て、此跡に又新ニ今一ツ反射炉御出来可被遊旨被仰出、併し猶又書籍等篤と取調べ、焼石之仕やうも可相糺旨分而被仰付候、夫より錐通台へ被為入細ニ御覽被為遊、十五拇忽砲廢頭鋸斷御付添御覽被遊、別而御満足之御様子にて種々御尋事有之、我等御答申上候、夫より御屋敷中諸所御行廻り、七時分御茶屋之様御帰館有之候、大鐘時分より又々御出有之、反射炉・高竈・錐通台等御覽被遊、夜入時分御帰館被遊候、磯永との・我等者詰通しニ而候、

丁巳閏五月十七日、晴、南風強、

一 蒸氣船者今日迄も強風ニ而、乗廻方不相調候成行折田八郎兵衛より御届申上候由、大鐘時分より御入有之候、昨日之通諸所御覽被遊、硝子所へ御登り付、細工寛々御覽被遊候、日記所へも御入り、御坐之間ニ而御煙草等御静ニ被召上、切子硝子等御覽有之、我等御前へ罷出候様被仰付、大砲御鑄造并陸軍砲等之出来方、且我等考之程も不差置奉申上候様、御懇ニ御沙汰被為遊候間存分申上候、殊ニたとへ者京・

大坂等へ御人数被差出候節之野戰砲製造之義共、

所々御沙汰被為在候、兼而吟味をも尽居候趣共も不
残申上置候、夫より錐通台へ又々被為入、十五拇之
廢頭鋸断相済候付、寛々御覽被遊、廢頭之重サ凡式
百七拾斤余ニ而候、凡五時四五分時にて鋸断いたし
候、右之廢頭早々御庭之様可相廻旨被仰付入御覽候、
然処此十五拇之長忽砲を此涯四拾丁程、六封度之コ
ロニヤールカノンを式拾丁、拾式封度之同を式拾挺
早々実鑄ニいたし、車架者小舸ニ相備候やうニ工夫
いたし、又陸台者法之通にて出来方可為致、右者当
今之世態ゆへ摂海等へ変事有之時分、御手当用ニ候
〔頭注〕「大砲を摂海へ御備用と御意著別而意味有る事なり、当令者加而可秘事柄なり」
間、余事ハ差置可取掛と之御事承知仕候、外ニライ
フル銃百五拾丁、是も早々出来候様、右者御旗本御
備用ニ而候段、詳ニ被仰付候間同席中申談、早速手
當いたし置候事、

丁巳閏五月十八日、照、南風靜、

一朝より南風靜にて、蒸氣船下町浜より御茶屋下之様
〔頭注〕「創造の蒸氣船雛形御廃棄」

乗廻有之候、御船奉行折田八郎兵衛殿・御船手下目

付山野田嘉兵衛殿・見聞役郡山一介殿・書役長谷場
小十郎殿一同乗廻有之候、井上庄太郎へ相付御届申
上候、然処我等并宇宿彦右衛門殿へ被仰付候者、連
も用立間敷候得共今一往焚試、蒸氣之強弱試ひいた
し候様御沙汰有之、則より付添至極之猛火にて焚試
方いたし候得共、何分先比より吟味之通、初より算
法ニも不基、妄ニ図形等ニ而宇宿殿坏手を付置れし
ゆへ、火度・蒸氣度ハ強烈ニ相成候而も機関之運動
不宜、実用ニ者難相立候間、成行御届申上候、

一 今日御趣法御用人福崎助八被召呼

御前へ被召出、御意之趣者、是迄蒸氣船へ被掛置候
御船奉行其外下目付・書役等、今日限ニ掛被成御免、
早々引払候様、見聞役郡山一介事者反射炉方へ被掛
置、蒸氣船方へも被掛置候旨被仰渡候、御船并諸道
具類等者清水源兵衛・市来正右衛門へ引渡置候様と
之趣共相達せられ候、

一 反射炉方出張、御作事奉行・下目付之義も今日迄ニ
被成御免候、早々引払候様被仰付候、左候而、反射
炉方之義、是迄御作事方にて受持候入り払向之義者

我々共取扱候様被仰付、大キニ繁多之事ニ成立候、

一 蒸氣船者英之四拇計ニ焚上ケ候へ共、機関之運動無之付成行御届申上候処、左も可有之と之仰にて、則取崩し地かねニ可致旨被仰出、其通細工人共へ申達、明日より崩し方ニ為取掛候賦ニ手当申付候、船之分者荷方船ニ可致旨も被仰出候、七時分御入り有之、昨日通諸所御覽被遊、夜入時分御帰館有之候、今宵も喜之介殿・我等詰通しニ而候、

丁巳閏五月十九日、晴、南風強、

一 今日五番組砲術訓練ニ而候、吉野方限之面々ニ而終日稽古有之候、

御前二者御庭堀之上ニ御出被成候、百姓同前之面々ニ而不手馴者扱置、誠ニ氣之毒ニ候、

一 蒸氣機関取崩し方者土橋下へ船を引寄置、昼時分迄（大抵方）ニ太低者取卸候、明日よりケートル毀方ニ取掛候様、

坂本与市・山下左衛門等へ申付候事、

一 大鐘時分より反射炉方へ被為人候、夜入比迄被成御坐、大砲鑄造方其外種々御下知被為遊候、江夏殿・

清水殿被帰、喜之介・我等者詰通し候、暑邪ニ被当少々不快ニ而候、

閏五月廿日、晴、南風強、

一 南風強、蒸氣船磯へ難召置候間、成行御届申上、下町之様曳船ニ而為相廻候、其段豎山武兵衛を以御届申上候、郡山一介被乗廻候而崩方等被致筈ニ候、

一 昨十九日我等御庭へ早々可罷出旨、以御小姓被仰越（頭注「瓦斯灯創製日本開基なり」候間罷出候処、明日ハ錐通台家之内へ石炭瓦斯灯可

仕掛、是者經濟ニ相成ル良法なれ者、至極念を入仕掛可申と之御事ニ候、此度者焼物之レートルトにて可也ニ仕掛試可申、其仕掛者ケ様ニ可致とて傍ニ有之レートルト下等を御取り、我等ニ御教示被仰付候、

（頭注「此時京都御堅向之儀共被仰聞、帳留等二者摂海御手当可記置旨、分而御沙汰有之候、井上庄太郎御前ニ相詰居候事」

夫より反射炉・高竈、或者大砲鑄造、陸軍御備立等、或者京師又ハ関東も追々物騒ニ可成立、其勢ひ者ケ様ニ候とて、いつれにも御手当速ニ被遊度と之御事共、詳ニ御物咄被遊候、併し先以此事ハ人に者云間敷、人氣動揺之基なるぞと被仰聞候、夫より何彼と寛々御咄被遊、反射炉築方之事共も御咄有之、造法

共細々申上置候、

一昨日御沙汰之通、石炭瓦斯灯仕掛置候処御覽被遊、
寛々御見分有之、是者経済ニ可相成候間、上下町へ

仕掛、家毎ニ灯させ候者人々油を費さす仕合ニ者有

(頭注)「瓦斯灯云云」

之間敷哉、下町ニ而者広小路ニ火場所を建、夫より

市中二樋を通し、瓦斯を取候様いたし度と之御事ニ

而、職取立可申上旨被仰付候、又明日ハ御庭へ仕掛、

御風呂屋等へ明りを取候様可致、又錐台内へも相応

ニ仕掛、夜分之仕事ニも相弁し、役所内へも明りを

取候様可仕旨、詳ニ被仰付候事、

一錐通水車之傍ニ光沢塩硝を拵候仕掛可仕旨被仰付候

(頭注)「光沢火薬」

間、仮りニ今日取建光沢を付、今日入御覧候、余程

能く出来いたし候、

一昨十九日山田正太郎御用有之罷出居候処、今日初而

御抱後御目通仕候、我等曳廻いたし候、種々御尋之

(頭注)「石川權太郎、旧名山田庄太郎」

事有之候、我等御取次申上候事、夜入比御茶屋へ御

帰館被遊候、我等三日跡より不快ニ有之、繁多ニ

而押而詰通居候得共難堪候間、夜入頼合帰宅いたし

候、

一今日御側役豎山武兵衛御取次ニ而、左之通被 仰付

候、以前より之御作事奉行・御船奉行掛被免候而、一般之
仕向御改革被仰出候ニ付、我等者改而掛被仰付候事、

一蒸氣船掛 一水車掛

一反射炉掛 一高竈掛

一硝子方掛

江夏十郎 竹下覚之丞 肥後七左衛門

清水源兵衛 郡山一介 宇宿彦右衛門

市来正右衛門 鎌田郷左衛門 磯永喜之介

右之通、此節御治定相成候付、改而掛被仰付候旨

被仰渡候事、

外ニ御納戸細工人ニ者、

岩切仲左衛門 坂本与市 桜田市藏

右之もの共ニも掛被仰付候事、

一我等事者不快ニ而歩行不相叶、駕籠にて夜入而より

帰宅候、頭痛・発熱甚敷候、東郷泰玄殿相頼、薬用

いたし候、

丁巳閏五月廿一日、晴天、

一不快ニ而終日伏入候、磯永うち父子未明より入来、

有川喜左衛門殿も入来ニ而候、

閏五月廿二日、晴、南風、

一 少々ハ快方ニ而候、島津主殿殿御入来ニ候、磯永真
海入来ニ而候、

丁巳五月廿五日、晴、南風、
（閏脱カ）

一 快方ニ有之大慶ニ候、朝長野助兵衛入来ニ而候、先
祖代より菊御作之大刀所持有之、右を此度進上いた
し度趣意ニ而我等へ頼入、御覧ニ入られ候、蒸氣
船機取毀方昨日迄ニて相済候段届有之候、

（頭注）「御仁愼御救助、文武御勸奨」

一 御勘定所取込拝借

一 御納戸銀採々拝借

一 金山方銀拝借

一 諸郷拝借

一 諸浦拝借

右者往古より至近来依頼拝借被仰付置、輕キ年府
上納等ニ而追々返上ニも相成候得共、当時諸人一

統困窮之折柄ニ而、中二者生業難立行向茂有之、

諸郷連も同断、就中浦方之儀別而及疲弊、水主等
之専務不行届様相劳候段被 聞召上、別段之

御仁慈を以拝借金銀米錢等諸品共ニ都而被下切被
仰候条、文武之心掛第一致手当候様、厚可申聞旨

御沙汰被為在候条、銘々難有可承知候、此旨向々

へ不洩様可申渡候、

安政四年丁巳

五月廿三日

（閏脱カ）

駿河 御家老御勝手方掛
新納駿河也

右之通廿三日被仰渡、一統難有奉存候、我等も養先
祖代より式拾両余拝借有之、年々年府上納いたし来
候処、誠ニ難有次第候事、

丁巳閏五月廿七日、晴後曇、南風、

一 追々快方ニ而大慶ニ候、磯永真海・前田杏齋殿入来、
兄様も御出有之候、

一 上様少々御不快之由、矢張磯へ御滞在ニ而候、此内
より砲術訓練等ニ付、此暑中ニも不被為厭御勉強有
之候ゆへ暑邪御当り之由、坪井旁洲御葉差上、御鍼

（頭注）「太守様御不快」

治等も被為遊候よし、今日ハ野村彦兵衛へ棒火矢打方被仰付筈候処、御延引相成候由、又式拾四封度長カノンにて浮的打も御見分之筈にて、御一門方二も被招呼、拜見被仰付賦二候へ共御延引也、

丁巳閏五月廿八日、南風、雨、

一追々快方二候、磯永孫四郎殿入来、石川確太郎之事、今日御使番より御用二而、左之通被仰付候段被申遣候、

(頭注)「旧名山田庄太郎、蘭学者二而是迄御雇人二而当地へ罷下居候、以前勢州津へ抱二相成、脱走いたし此方へ罷越候もの也」

和州高取浪人

石川確太郎

右者蘭学宜もの候付、此節御家中二被召抱、代々御小姓組江被入置、御切米拾石被下置、当分被召置候、居屋敷家作共拝領被仰付候、右、御格之通可申渡候、

(聞脱カ)
五月

豊後

一

石川確太郎

右者、反射炉方并蒸氣船方・鑄製方へも御用之節々罷出候様被仰付候事、

右之通今日被仰付候段被申遣候、於我等初より周施(旋カ)いたし御抱相成候様申上置候処、安心いたし候、元来高取藩高家之人にて江戸へ出、蘭学修行有之、一昨年御抱之御内約有之、当地へ罷下居候処、少々混雜讒者も不少、御返し二可相成もの二候処、我等より頻二建言もいたし候、元者石井充太郎と申、爰元へ参候而山田正太郎と仮二名乗、此度石川確太郎と改名二而候、我等者親類分二而殊二交も深く候、不快二而不参候間、祝酒共被遣候、

(聞脱カ)
丁巳五月廿九日、照、南風、

一今日琉球船式艘入津、順季少し者後れ候、病氣も少しハ快く候、石川確太郎殿入来二而候、

一上様二も少し者御快方之由、江戸より飛脚着、何も無異之由二候、此御方御能方之人々去月末方鯨洲と申所之茶屋へ被参、同士酒乱にて及刃傷、兩人を切殺し式人二手負せ、其余之人々捕押候由、橋口源右衛門殿二も同列二而候由、足輕才領にて近々罷下由、小幡甚太夫・橋口源右衛門・折田伝内杯申人々なり、

笑止之事二候、

丁巳六月朔日、晴、西風、

一快氣、久々二月代いたす、江戸へ飛脚立二付中原（高）猶介殿へ書状細々遣事、夜入磯永真海・東郷泰玄殿入来、

水無月四日、照、西風、

一快氣登城、大鐘時分退出、宇宿彦右衛門殿・磯永喜之介殿同道候、

一先日我等其外改而反射炉其外之掛被仰付、其時分之事なる由、諸申出事等者竹下覚之丞（人）而申出、其余者全く取扱致間敷と之趣、名越彦太夫より竹下へ相達たると之事にて、外々大キに不審居たりしか、今日郡山一介へ堅山武兵衛より御用有之被出候処、相達趣者、先日掛被仰付候時分、諸申出事等竹下一人（人）而取計、其外者不携様と之段、名越より為相達と之由候得共、右者別而之間違筋二而

御前杯より其通御沙汰二被為及候事二者決而無之、表通二夫所を申立杯いたし候而者決而不宜、掛中者いづれも申談精勤可致義当然之事と、分而被相達候由、此儀を追々探索いたすに、全く井上庄太郎竹下を都合克吹拳し、威権を与んか為二如此二中途より造言いたし、

御沙汰之様申成せし奸言と聞得たり、尤、宇宿・竹下肥後か智術より出たる二而如此破りたるも、先日より種々手を入置候、此井上と云ものハ定府ものにて奸弁之輩なれば、君辺二可置もの二あらず、

丁巳六月五日、照、西風、

一朝より反射炉方へ出勤、夜入郡山一介殿・清水源兵衛殿同伴いたし帰る、磯永との者泊也、今日井上庄太郎を以コンストリクチャーを可相下候間、明六日於御本丸相受取候様、尤、此度被仰付置候陸戦砲鑄造取調方見合二可相成と之御沙汰二候段被申候、

（頭注）「井上・肥後か奸」

（頭注）コンストリクチャーと云書者大小砲製之期則書、今日本一種なる珍書なり」

丁巳水無月六日、晴、西風、

一登城掛江夏殿病氣見舞候、登城、七時分退出候、御外庭御書藏へ入り御書籍取しらべ方ニ而候、夜入永吉へ参、劍銃手数之稽古方ニ而候、

一昨日御沙汰ニ相成候コンストリクチー相下候、是者砲術書之珍本にて、江戸杯ニ而も皆々拝借いたし度望居候由、

巳水無月七日、晴、東風、

一登城掛二本田孫右衛門殿へ参る、本田六左衛門殿昨夜死去之由、夫より松本弘安殿へ参、夫より東郷泰玄殿へ参、登城、昨日泰玄殿

(頭注)「御懇命本田六左衛門老病死」

御前御番前なりしに、正右衛門が療治者如何候哉、早く出なくてハ不相濟用事有之と之仰も為有之由、故ニ今日ハ出勤仕趣可申上と被申候、

一コンストリクチー之図四拾七枚相下ケ、石川確太郎へ相渡置事、

巳水無月九日、晴、東風、

一於磯奥向之人数調練有之候、我等も罷出候、御病中ニも調練者不相休被仰付、出席人数等も時々御覽被遊候、

六月十日、晴、南風、

一不快ニ而出勤不致、七時分より谷山へ鬱散に遠馬いたす、中之塩屋硝石丘へ有川喜左衛門殿被詰居候付

(頭注)「乗馬ス」

参る、主殿殿両三人也、我等之乗馬者喜入生之青馬いぢものにて乗様不鍛練ニ者有之、中之塩屋より走出し、脇田石橋前迄不止候間、其儘飛下り候処、馬ニ被押暫時者氣絶、人事不束ニ候、主殿との杯追々被参介抱ニ預り候、左之手を折り、其痛難堪程ニ而候、

丁巳六月十一日、南風、晴、

一昨日落馬いたし、痛所等見苦敷、出勤不相叶候、四時分より愛甲嘉兵衛殿・吉村才衆・磯永真海人来、夜入愛甲殿へ参候、

水無月十二日、照、東風、

一落馬之痛所にて出勤不相叶、夜入時分より磯永真海・有河芝塘入来、同伴いたし永吉会夜前にて参候、及深更候、日本外史を読候、

六月十四日、晴、西風、

一四時分より磯永真海入来、七時分より英久磨召列南林寺へ墓参候、実父御忌日なり、夫より寺師家へ参る、夜入吉村殿へ参、

六月十五日、晴、朝秋冷甚、西風、

一例年之如く祇園祭礼ニ而候、英久磨事者小倉殿へ見物ニ遣し候、八時分より磯永真海殿・松元次右衛門殿・田代太郎太殿同道いたし唐湊辺へ涼ニ出候、夜入帰る、

丁巳水無月十七日、晴、西風、

一磯へ出勤、夜入退出、江夏殿・清水殿同伴候、硝子師共帰国之御暇申出候、右ニ付

御内沙汰之趣有之、内情有之哉ニ付、真海子を以四本亀次郎へ糺方頼置候事、

水無月十八日、晴、南風、

一反射炉方へ出勤、夜入退出、郡山・竹下同道帰る、
（頭注）「長崎へ和蘭使節軍艦渡来、公義密告之趣あり」
吉村殿入来ニ候、当夏長崎へ渡来之和蘭人より密告ニ、当夏中二者英仏之もの又者メリケン・トルコ等四ヶ国合体致、日本へ渡来、何歟難訴可申出と之趣ニ候由申出候由、定而何歟と六ヶ敷成立候半、

六月十九日、晴、北風、朝冷氣甚、

一反射炉方へ出勤、今宵者泊り前ニ候、喜之介殿同番ニ而候、

丁巳水無月廿二日、晴後雨、

一登城、八ツ時分御暇退出候、登殿へ参、彼宅へ瓦斯灯仕掛見せ上候、宜敷出来大キニ被歎候、夜入永吉へ磯永殿一同参る、

水無月廿五日、晴、西風、

一反射炉方諸工人共へ御酒被成下、我等事者出勤不致、夜入永吉へ参、今宵磯永弥九郎殿妻对有之候、我等も参候、

水無月廿六日、晴、南風、

一騎兵隊調練有之候、筑前福岡之御使者吉永源八郎殿へ拝見被仰付候、騎士ハ六時より出張候、

一琉球産物方御用聞共奸策之事共不少、先比より聞合(頭注)「奸商處分言上」被仰付置候処糺得二付、今日以書付成行申上置事、

六月廿七日、晴、西風、

一登城不致、四時分永吉唐湊別荘にて豚殺之会相催し、登殿并主殿殿・杏齋殿・弥九郎殿・才之丞殿・助太夫殿・喜左衛門殿・新納太郎左衛門殿ニ而候、一石川碓太郎より大砲鑄造取しらへ方二付申出之趣有之、我等も添書いたし、今日江夏殿へ遣置候事、

丁巳六月廿八日、晴、東風、

一四時分より磯永喜之介殿同道反射炉へ出勤、石川うち被差出候書面

御前へ奉差上候、夜入時分御用多にて退出候、昨日(頭注)「江戸地震」江戸より飛脚着いたし候、中原殿より細書参候、五

月廿三日晝比より地震甚敷、人家過分二痛損、死亡も多く候由、昨年之如く者無之候得共、相応之震ひにて候由被申遣候、

一去ル廿日大口辺諸所朝より昼時分まで霰ふりし由、(頭注)「夏霰」

大サ凡三匁玉之如く、古今稀代之事二候、大口地頭代より及御届候由、古より夏雪ふる坏と軍書坏二有之者空言とおもひしか、誠二天変なり、可懂事二候、当年者氣候不順にて先日より朝之冷氣甚敷候、奥州二而者二月中旬比大雪にて七尺計も積りし由、東国者珍敷事ニも有之間敷候得共、西南之端二六月霰降る者天変とも可申事也、

丁巳水無月晦日、東風、雨、

一登城、八時分より反射炉方へ出勤いたし候、硝子師共へ骨折ニ金子被成下候申渡我等いたし候、八人之

もの共へ夫々被成下、都合五拾式匁ニ及候、夜入退
出候、永吉へ参候、及深更帰候事、

丁巳七月朔日、照、西風、

一江夏十郎殿、御小納戸格御伽兼務勤方は迄之通被仰
付、役料米四拾八俵被下置候旨被仰付候、夫より清
水源兵衛殿・鎌田郷左衛門殿・磯永喜之介殿・同孫
四郎殿・同弥九郎殿同道祝ニ参、及深更候、

（頭注）「涼氣甚敷」

七月二日、照後曇、朝冷氣甚羽織着、西風、不順甚

敷候、

一登城、八ツ時分より御暇いたし帰宅、磯老人来、永
吉式夜ニ候得共、所用有之不参候、

一太守様於磯御茶屋御不快ニ被為在候得共、今日より
調練杯御見分被遊候、野村家棒火矢打方有之、御長

（頭注）「太守様御快氣、棒火矢打御覽」

髪之儘御棧敷へ御出為有之由、御病中御用向何も無
之、閑然たる事ニ候、

一肥前佐賀之藩中千重大之介と申人、御使者ニ而被参

（頭注）「佐賀候御使者」

候、御側御用人相勤候人之由、外ニ中村奇輔杯申人
上下拾六人被参候、御進物ニ者彼方ニ而出来之カル
ハニー壹揃、外ニ反布類過分被進候由、

一昨日御手元よりコール、ストーフ製法書壹本被相下
候事、

丁巳七月三日、照、南風、

一反射炉方へ出勤、八ツ時分御医師川畑魯水御使ニ而、
我等早々可罷出旨被仰付候、罷出候処、此度佐賀候
より御進呈之カルハニーエレキトル拝見被仰付、

（候力）

御直ニ御咄有之、ケ様ニ克々出来いたし候間、此方
ニ而も充分之品出来候様不致而者不相成、是者究理
之第一、殊ニ電氣通操等も追々山川辺より鹿府迄仕
掛度、左れば此が能く不出来候而者不相成事ニ候、

（頭注）「エレキトル予ニ御試製造を被命たり」

此方之人者氣根弱く、物理究明する事不得手にて候
間、此後者細工人共へ理學相進め、電氣通標を是非
十分ニ造立すべきとて、分而

御沙汰被為在候、井上庄太郎・川畑魯水も相詰居候、
左候而、エレキ之車を御自身ニ御廻し、我等へ線を

取居候様被仰聞候付取居候処、甚強く御廻し被成、其儘

御前へ真うつぶしに倒レ進退込居候処、御笑ひ被成、さすがの正右衛門も込り入たと御大笑被為遊、御免し被成候処、是二者込り入候、女中抔過分ニ罷過、物笑にて候、夫より井上へ為御取、是者仰きに倒候、又大御笑にて、何分早く充分之品を造出せと被仰聞候、稍暫時佐賀之御咄被為遊、今日ハ千重抔旅宿へ參、蒸氣機之論・製菓・反射炉・高竈、或海陸軍大砲鑄造等之事共議論いたし、渠等を庄し可申と被仰聞候、御菓子抔被成下罷下候事、

一七ツ時分より宇宿彦右衛門殿一同佐賀藩旅宿へ參る、上町築地桑原次郎左衛門所なり、千重大之介・岡鹿之介・中村奇輔、外に八人、都合上下拾六人列ニ而候、中村二者先年長崎より之知人ニ而候、夜入五時分まで種々咄いたし、酒肴抔ニ而寛談ニおよひ、被仰付候通議論ニもおよひ候、

已七月四日、照、雨少々、西風、

一反射炉へ出勤、夜入退出、陸戦砲車架取しらへ方石川確太郎へ被仰付、拙者も掛被仰付候、専らコンストリクチャーニ則り調立之賦ニ被仰聞候、

丁巳七月七日、南風、照、

一節句ニ而出勤不致、近隣^(隣方)へ見廻候、夜入磯永殿・有川喜左衛門殿入来、及深更候、

七月八日、雨、西風、

一反射炉方へ出勤、浜田清兵衛大船一件之混雜、江夏殿へ談合いたし候事、今宵泊、

七月九日、雨照、西風涼、

一泊明ニ而奥向訓練ニ出候、大鐘時分退出候、

七月十一日、照、西風、朝冷、

一今日例年之通墓所掃除等為致候、九時分より石川所へ別勤、七時分歸り、夜入磯永真海子入来ニ候、

七月十二日、

一 反射炉方へ出勤、七時分より

（頭注）「御金帳」

上様御入有之候、去月八日より御煩ニ而久々ニ御入り有之候、暫時諸所御覽被遊、七半比より御釣ニ御出被遊候、磯御茶屋下沖拾丁計之所にて、夜入時分迄御釣有之候、

一 我ら共事、反射炉并錐通台或ハ蒸氣船等御造立方ニ（頭注）「御褒賞拜戴」

付致出精候付、為御褒美金子三千疋・晒式疋拜領被仰付候、御取次名越彦太夫殿ニ而候、夜入時分船より帰る、母上様江金子貳百疋、兄上様へ晒壹反、姉さまへ金百疋、柳泉へ五拾疋、有川家母どのへ五拾疋進上いたし候事、

丁巳七月十三日、曇天、西風、

一 登城、八時分御暇退出候、七時分より登殿へ松木弘安殿同道参、夫より南林寺へ墓参いたし候事、祖祭之式家規之通ニ而候、

七月十四日、雨、東風、

一 外出不致祖祭相勤候、夜入磯永殿入来、及深更候、

丁巳七月十五日、照、南風、

一 外出不致候、夜入時分より英久磨召列、磯永殿・寺師家へ見舞、夜入真海子并ニ浜田清兵衛参、及深更候、

七月十六日、南風、雨折々ふる、

一 四時分より反射炉へ出勤、佐賀藩中今日御茶屋へ被召出候、千重大之介・岡鹿之介・中村奇輔・福井寛太・中村儀右衛門・谷口覚左衛門等被参候、筑前藩吉永源八郎ニも先日より被参居、今日一同拝見被仰付候、応接者宇宿殿・我等なり、反射炉其外惣而拝見、感心之様子ニ而候、中村奇（輔方）軒ニ者彼方ニ反射炉ボールバング等二掛之人ニ而委敷人なるが、是こそ本道ニ候、佐賀もの者未不行届所多しと繰返く感心ニ而候、八時分より御茶屋拝見被仰付、華倉御茶屋をも拝見被仰付、御叮嚀之御取扱ニ候、大鐘時分反射炉へ被為入、焼物所御坐之間ニおひて千重大之

(頭注)「佐賀・福岡之間藩士へ御対願あり」

介へ御目見被仰付、御伝言之趣共御聞取被為在候由、外人數者我々と焼物所等案内いたし拝見為致候、吉永源八郎二者於御坐之間ニ拝謁被仰付、彼御方様より之御伝言共被聞召上候由、テレグラフも佐賀藩へ拝見為致候、夜入時分一同退出被致候、出席者江夏十郎・竹下覚之丞・清水源兵衛・郡山一介・宇宿彦右衛門・磯永喜之介殿・鎌田郷左衛門殿・我等二候、御小納戸二者井上庄太郎・伊東才藏ニ而候、一右中村奇転者焼物ニも心得有之人ゆへ我等へ御沙汰有之、焼物錦手焼之事共も尋問いたし置候様被仰付候間、種々尋置候、

已七月十七日、照、東北風、

一朝江夏殿より御用談申来差越候処、我等琉球へ渡海
(頭注)「琉球渡海之御内意拝承す」

致間敷哉、大島・琉球等にて和蘭人と貿易等御取組被遊度御内慮被為在、殊ニ琉球へ者英仏人も来住いたし居候付、不年ニ難題も差見得、日本ニ而も江戸・長崎等へ追々諸蛮も渡来、不穩時機可成立候間、御内密御所置被召付度趣も多々被為在候付、乍太儀

氣張間敷哉、外ニ可被遣御見合も無之、又夷情旁且者

御趣意確守する人ならて者難相成事候ニ付、可氣張哉否哉可申聞賦と之

御沙汰ニ候段、極密被申聞候間、我等申上趣者丁度奉承知趣、誠ニ重大之事柄ニ而、私式中々相勤る丈ケ之儀二者有御坐間敷奉存候へ共、随分御受者仕、
(粉力) 紛骨研身仕相勤可申、尤、たとひ如何なる波濤を凌ぎ、如何なる鉄壁之堅きも犯し申度と者勿論之事ニ御坐候間、私ニ而相勤ると之

思食ニ被為入候者御請奉申上度、尤、平常琉球へ者奉願候而参人多き所ニ御坐候間、少しも奉否訊者全く無御坐難有御請奉申上、御用向ニ付而者不容易重大之御事ニ御坐候間、万端鎖細之事迄も夫々御指揮被成候様奉願旨申上給候様申置候事、

一出勤掛登殿へ参、一昨日登へケ様ニ申聞よと承知仕候趣有之参る、九時分御暇いたし候、江夏喜太郎殿・同善之介殿同道、谷山遠馬いたし夜入歸る、永吉へ式夜ニ出候、及深更歸る、

丁巳七月十八日、東北風、稍大風也、

一反射炉へ出勤、途中波濤打上ケ難義也、今宵泊り前二候、宇宿彦右衛門より郡山・清水・竹下へ争論被致候、勤場御趣法一条也、氣之毒ニ而我等嚙を入候、宇宿之論不当ニ而候、

丁巳七月十九日、東北風、雨後晴ル、

一泊明ニ而御暇之合候得共、御用多ニ而夜入帰る、今日浜田平右衛門へ被下方相伺申出通被仰付、一日ニ六百四拾八文ツ、被成下候、夜入退出候、吉村才之丞殿入来内談之趣有之、及深更候、

丁巳七月廿一日、照、南風、昼暫時曇、

一登城、九ツ時分より登城、夜入帰る、七時分より御入有之、錐通台等ニ而十五拇長忽砲鑽開、十分ニ宜敷候間、御付添ニ而種々御下知被遊、劍銃錐通台も御取建被遊度御沙汰被為在、手当申付候、

七月廿三日、照、東風、

一不快ニ而出勤不致候、朝有川喜左衛門殿・磯永真海入来、八時分磯永喜之介殿より被申遣趣者、我等事明廿四日四時麻袴可罷出旨、御側御用人谷川次郎兵衛より被仰渡候趣と、喜之介殿名代ニ而承知之段被申越候事、夜入磯永喜之介殿・同弥九郎殿・孫四郎殿・吉村才之丞殿・相良助太夫殿・有川五左衛門殿・兄様御入来ニ而候事、

丁巳七月廿四日、照、南風、

一四時登城、御側御用人へ相付御届申上候処、谷川次郎兵衛殿御取次ニ而左之通、

一御徒目付

一役料米式拾四俵壹斗
（頭注）「琉球渡海奉命」

御庭方
御鳥預兼務

市来正右衛門

右之通被仰付、役料米被下置候条可申渡候、

七月

豊後

右通被仰付候間、御膳番坐へ御届申出、同席野元弥

八郎案内にて御側役へ相付御札申出候事、

一御側役名越彦太夫より御用有之二付御用部屋へ罷出

候処、市来正右衛門事、惣髮成一往可願出旨

御内沙汰被為在候間、近日中可願出と之趣被申聞候

事、

右者、先日極御内意承知いたし居候琉球へ渡海二付、

容姿相替候様御内意者奉承知居候付、多分其事なら

ん、併間違二も候哉、琉球渡海者不被仰付二、惣髮

成迄早く相発候事者多分御用部屋之手後二候半、

口上覚

一私事、頭寒之煩有之候付、致月代候儀難渋仕候間、

一往惣髮成御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰

上可被下義奉願候、以上、

御徒目付

七月廿四日

市来正右衛門

右之通願書差出置候処、八後御達、

御徒目付

市来正右衛門

右者御内用之儀有之、琉球渡海被仰付、園田仁右衛

門江致交代候様被仰付候条可申渡候、

七月

豊後

右之通、同役宇宿孫六郎名代二而、谷川次郎兵衛よ
り被仰付候事、

一御坐廻等相済、御庭方并御製藥物所へも罷出御届申

出候、御家老衆へ御札申出候、駿河殿へ罷出候処、

御咄二、先日豎山武兵衛を以、市来正右衛門事御手

元より御用有之琉球へ被遣候間、御軍役方御用向等

も申付遣候様、併し多端之御用二候得者、取込二相

成候御用者有捨可致と之 御沙汰も被為在候間、出

帆差掛候者、夫々御用可被仰渡と之趣共御申聞候事、

七時分帰宅候、祝杯相催候、来客二者江夏十郎殿・

八田喜左衛門殿・清水源兵衛殿・吉村才之丞殿・磯

永弥九郎殿・孫四郎殿・岩下新之丞殿・石川確太郎

殿、其外男女五拾余人二及候、

丁巳七月廿五日、照後時々雨ふる、

一登城、明細書等誓詞願同案式通ツ、山口直記へ差出候、八時分より山田壮右衛門杯へ琉球表御用談有之差越候、

七月廿六日、照、西風、

一登城、四時分より江夏うちへ参御用談二候、昨日十郎殿 御前へ被召出、我等琉球へ渡海ニ付御密策之趣不少、一々御ケ条書にて篤と我等へ勘考も可為致と之御事二候、七時分より弥九郎殿同道ニ而永吉へ参、夫より主殿殿同道登殿へ参、新納太郎左衛門殿も被参及深更、中山国御所置一件之評議二候、登殿者多年中山へ被参居候人ニ而候間、中山事情并夷情者克貫轍之人ニ而候、太郎左衛門殿事者多年館内聞役にて、旁今日被仰付候御ケ条書ニ基、内議及深更候、

丁巳七月廿七日、照、北風、

一登城、八時分退出候、登殿へ参候、七時半時分帰宅

候事、

一今日亦々山田壮右衛門を以琉球御用向数々口達を以被仰渡候間、近々御答可奉申趣申置候事、

丁巳七月廿八日、東北風強、曇、

一九時分より御用有之砲術館へ出勤、成田正右衛門とのへ御用談、夫より星野うちへ参る、御叔母さま大ニ御歡被成候、夫より反射炉方へ出勤、竹下杯へ琉球渡海仕舞一件曳合候、七時分御暇退出、肥後七左衛門殿へ参候、諏訪社御神事ゆへ小倉家へ一同家内召列参候事、

巳七月廿九日、風雨、東北風、

一登城不致在宿候、中原猶介殿へ書状遣候、八時分より磯永氏兄弟・有川喜左衛門殿・坂本与市・木佐貫源介入来、ガルハニ―鍍金為致候、

丁巳八月朔日、照、西風、

一朝氏神・産名神拝礼、登城不致終日在宿、夜入吉村うち・磯永殿同伴永吉へ参候事、

丁巳八月二日、照、東風冷、

一登城、八時分退出、御庭ニ而江夏氏へ先日御内々被仰付候御用向評義之成行相談いたし、夫より登殿へ参、夜入時分帰る、磯永弥九郎殿妻对之一条談合候事、

八月三日、照、西風、朝冷、

一出勤不致、江夏殿へ御用談有之参、夫より石川確太郎殿へ参る、夫より園田仁右衛門殿家内へ見舞、夜入時分より磯永真海・有川喜左衛門殿同道、唐湊へ田畦夕涼ニ出候、夜入右之衆入来、快く酒吞候而面白候、愛甲嘉兵衛殿・相良助太夫との入来、及深更候、

八月四日、照、北風、

一御徒目付被仰付候付改印いたす、広和之実名なり、

代銭百疋ニ而候、登城せず、七時分より新納太郎左衛門殿へ参御用談、及深更候、

丁巳八月五日、照、西風、朝冷、

一登城、二丸ニおひて中山表御内用談ニ及候、今日より在番親方摩文仁親方と申者へ御内用対談被相初候、我等者先差扣候、尤、御趣意も追々盛大之御都合ニ相成、実ニ

皇国御^(権力)揺護之御先慮驚入御事ニ候、

丁巳八月六日、照、西風、

一登城不致、朝磯永殿入来、肥後七左衛門殿入来ニ而彼之願書一条も申入置候、夜入有川喜左衛門殿同道いたし、甲斐弥右衛門殿へ琉球渡海仕舞向之義承リニ参候事、

八月七日、風雨、北風冷、

一登城不致、朝磯永うち・肥後七左衛門殿入来、夜入時分より相良助太夫殿同道いたし永吉へ参、式夜ニ

而候、

八月八日、照、西風、

一登城不致、終日在宿候、琉球表御用向ニ付、少々未御存無之廉有之付書認差上含ニ候、弥九郎殿事今宵妻对被致候、山本仲右衛門二女ニ而候、婚礼ニ参り及深更候、

丁巳八月九日、晴、西風、

一登城不致在宿候而建白認方ニ而候、八時分より磯永殿同道、永吉へ参り馬術稽古ニ候、

八月十日、晴、南風、朝冷、

一登城、豎山武兵衛より御用有之罷出候処、此節琉球渡海被仰付候付、反射炉方掛等御書付ニ書後有之、右者御書付を以御達之筋ニ相心得、何篇諸掛是迄之通相心得候様被相達候、左候而、当秋冬初ニ者差急キ渡海いたし、御用向速ニ手を付候様、尤、表通り者近日中可被仰渡候得とも其筋ニ相心得、仕廻方等

可致旨被仰聞候、且又渡海之上者御用透ニ者、蘆薈脂取方、アラビヤヨム^{（コカ）}植付方等も可為致旨も申聞置候様被仰付候事、

一登殿より騎兵隊御取興之一条ニ付、上書迄通我等より

（頭注）「騎兵隊一件」

御前へ差上候様御頼ニ付、今日奉差上候事、

一中山渡海ニ付、付役一人召列ニ而仏郎西人等へ何歟伝習為仕度段、豎山武兵衛殿へ内意申出置候間、書付差出候事、

丁巳八月十一日、晴、南風、朝冷、

一四時分より磯永殿一同磯へ出勤、御茶屋并華倉御茶屋等拝見いたし候、帰りニ新納太郎左衛門殿へ参候、夫より登殿へ参、及深更候、

巳八月十二日、晴、東風、

一登城不致、終日上書認方ニ而候、琉球へも先状并吹聴状共遣候、

一今日駿河殿より当秋琉球帰帆便より渡海可致旨、以

御書付被仰渡候、取次伊集院周右衛門殿ニ而候事、

丁巳八月十三日、晴、

一登城、御趣法掛御用人福崎助八より御用ニ而左之通、

一金百三拾兩

御徒目付

市来正右衛門

右者、此節御内用ニ付琉球渡海被仰付、仕舞料として被成下候、左候而、滞琉中年々金貳拾兩ツ、下り為替之向を以被成下、追而上国被仰付候節者今拾兩相重被成下候条、此旨申渡旨駿河殿御差図ニ而候事、右之通被仰付候間、駿河殿へ御礼申上置候事、駿河殿より被申聞趣者、昨日

御前へ罷出候処、正右衛門事者何分早々渡海為致、彼地ニ而琉人諭告之事共為取計不申候而者不相済、尤、追々内々者伺もいたしたる筈ながら、来春より和蘭船琉球へ渡来可致、其段者既に公許も有之候間、

於長崎談合相成、万端都合向宜候付、中山人を諭置、無滞約定取結候様可取計旨可申聞置と之事にて、細事者猶追々

御直達も可被為在、大頭申渡可置と之事ニ候、

丁巳八月十四日、晴、

一登城不致在宿候、館内新納うちへ参、夜入時分より登殿へ参、琉球御用向相談ニ候、

八月十五日、晴、南風、

一登城^(不致脱力)在宿候、渡海仕廻方ニ而候、夜入有川喜左衛門殿・磯永弥九郎殿月見ニ入来、及深更、歌共詠品々慨談ニ候、社中各東西ニ引分、明年之月見共者如何あらん忤かたり合ひて、いとく名残惜キ月見ニ候、月も西に傾まで物語り也、

丁巳八月十六日、南風、照、

一登城掛ニ江夏殿へ立寄り、中山御用向ニ付、愚考之書付壱通十郎殿へ頼差上候事、

八月十七日、照、南風、

一登城、八時分退出候、今日琉球より仏郎西人横行ニ付取扱向不行届義有之、至極之御立腹之由ニ候、猶又我等

御前へ被召出御届書拜見被仰付、此様之夷情も不弁、不束之所置いたし候而者国体を恥ると云ものなり、能々勘弁いたし取扱可申と之趣、詳ニ被仰聞候事、（行間書）「此日二之丸御茶屋江女中共御召列御入あり、我等を御前へ被召出、御直ニ極御内密之御用三四ヶ条被仰付候、難有事也、此間女中共ハ御池中島へ参レト之御沙汰ニ而候、井上庄太郎一人御次之間へ相詰候、御ヶ条者別ニ格護ス、」

丁巳八月十八日、晴、南風、

一登城、豎山武兵衛殿より御用有之罷出候処、申出候付役重富家来木佐貫源介事申上候処、可召列旨被仰付候間、被下方之義者拙者へ忒人賄料被相重可被成下候間、其内より遣し候様被仰付候段も被申聞候事、一七時分より新納太郎左衛門殿へ参、琉球御用向取し

らべも同人へも被仰付置候付相談有之候、尤、産物方所置振琉球之為筋不相成事勝ニ候間、存分被申出候様、我等より太郎左衛門へ可申達旨、先日御直ニ内承仕居候付、今日磯永殿一同吟味種々ニ而候事、

一館内用聞人数取しらべ候処、上下町より

坂本勝左衛門 池田平次郎 矢野十兵衛

丹下権右衛門 坂本清兵衛 岩城勇次郎

岩城孫四郎 池田金平 別府藤太郎

池田半次郎 柿本彦左衛門 池田金太郎

鬼塚莊助 長崎孫太郎

メ拾四人之定数なる由、

一当分館内借銀高、銀四千貳百六拾七貫九百五拾七匁壹分五厘、金ニして五万六千九百六兩程ニ而、夫を此拾四人之もの共より出銀致居、年々砂糖ニ而返弁之約束ニ者候得共、中々手ニ及兼候ゆへ、館内別而之難渋なる由也、年々仕登砂糖代凡並ニして拾貳万貫文内外、差引残り借銀三拾三万貫文程ニ候を、其上ニ又々年々拾貳三万貫文者借置ニ相成居候由、今

形二而者逆も借銀返弁済者無覺束と申事二候、

産物方掛御役々

坂本権之丞

右者、琉球産物方御本手品御用聞共へ売支配被仰付置候処、過分之過物相立、亦者滞納銀等有之、不連続之儀共有之哉二相聞得候付、別段来春より琉球詰被仰付候条、右上納方者勿論、御本手品等之仕向諸事嚴重二行届候様、何篇詰御載許掛申談致取扱候様可申渡候、

八月

駿河

右之通一昨日被仰付候由、右も館内疲弊二付、近々太郎左衛門殿より被申立趣有之、御改正之場二而被遣趣二候事、

丁巳八月十九日、曇天、南風、

一此度亜米利翰人より於江戸ニ申立候趣者、和信御約

(頭注)「將軍家人ト対顔之云云」

定取結ひ候付、大城へ登城致、將軍家へ拝謁、猶万

古不易之約定等取結可申と之趣、大統領より申越候付、頭立候もの近々登城仕度申立候処御免二相成、

登城日限者追而可被相定旨、閣老衆より夷人へ御達為相成由、此節之飛脚より申来候、日本も早右通夷

狄と御信睦二相成候事者実ニ憂患此事二候、後世如何可相成哉、
此將軍家拝謁亦者兵庫・大坂開港之義、別而御心配被遊、先日御直ニ御内密之御趣意被仰付候、誠ニ感服仕ル次第なり、

一登城、八時分退出より新納太郎左衛門殿へ参る、琉球御改革向之封物相受取候而江夏殿へ相渡置、明日中二者

御前へ被差上候様、分而申置候事、

一重久佐次右衛門茶屋磯へ有之、右を御用地ニ進上之一条、登殿より我等へ内頼有之候、明日

御前へ奉申上筈二候、晩方より新納駿河殿へ参り御用談、駿州被申二者、中山へ夷船等碇泊、公辺より御免二相成候上者当今之世振一日も早く御手を被召付、交易向等相初、早く御利益も過分二有之候様御所置不相成候而者不相濟事ゆへ、一日も早く渡海、琉人共をも諭解いたし、御趣意ニ悦服いたし候様可

取計、尤、蒸氣船も此涯四艘程御取入之御含ニ被為入候、其段者早承知も為有之由、是以速ニ運を付候義專一二候、且又以來年々渡来場之義者、琉球者勿論、大島之内華天村之港宜敷ニ付、其所ニ相定猶取

（頭注）「琉球、大島ニ而外夷貿易云云」

しらべ可申出、左候者伝習方ニ付万端御為ニ相成候事共、華天村ニ飯屋を建候而伝習・交易等可相開と之御事ニ候、尤、和蘭人へ者今般於長崎井上庄太郎・相良弥兵衛を以御手も相付居候間、無程模様可相分、左候而、当秋末ニ者琉球へ渡来も可致旨も申来候付、早々渡海手当可致と之事ニ而候、尤、此義者至極之御密事ニ而、我等と日置之存られ候事坏と詳ニ被申聞、

島津下総之事也

一又被申ニ者、夷人御取扱向之義者公辺別而御叮嚀之御所置ニ相成、此御方様ニ者却而御手堅ニ有之間、此後者万端公辺之御取扱ニ可被準候間、琉球人者いたし易く可相成とも被申聞候、且琉球より御届事等御手元ニ者克く行届居候、表者誰よりも内密之事共申遣人無之候間、我等渡海之上者御手元御用透ニ者別ニ申遣候様ニも被申聞候、亦今般大島へ守衛も被

遣筈にて取しらべ申上候処、石原龍助頭取ニ而被遣、御小姓組よりも拾人計被遣候付、伝習等相初候上者此人数を伝習ニ可被出旨も被申聞候、

一此度亜米利加人登城被仰付候付、

御前ニ茂別而御痛心被為遊、兎角日本之内乱者はより可起と御咄も被為在、琉球之義ハ早く平穩之所置此時ニ乘し相開置候様、今日

（行問書）御沙汰被為在候事、

「本日ニ之丸御茶屋へ御入り我等を被召出、琉球ニ而之御用向細ニ被仰聞、兎角ニ摂海へ不参様心力を尽シ可申、僅二十余里ニ有之都之処甚心配ニ而候、朝廷之御配慮不相成様不致候而ハ不相成との御嘶迄も被為在、奉恐人事ニ候、」

丁巳八月廿日、朝雨折々晴ル、

一登城、八時分退出候、夜入時分より磯永殿へ参、今宵已待相初候、吉村殿・相良殿・磯永殿父子兄弟人来、其外類中・硝子師杯参候、都合四拾人余之客来也、婦人共ハ曉方に弁天社へ参詣いたし候、

八月廿二日、晴、北風、朝冷、

一登城、八時分より反射炉方へ出勤、新納太郎左衛門殿へ参り、先日之封書奉差上候成行申入置候、夫より坂本権之丞殿へ参り、夫より出勤いたし、同役中我等へ餞別被相催候、竹下覚之丞殿并郡山一介殿・清水源兵衛殿・宇宿彦左衛門・磯永喜之介殿、取払二者竹内十郎左衛門殿・山口鉄之丞殿、酒宴二おひ候、

一今日出帆日限取究候、来月三四日二者西平親雲上と云もの帰帆二付、同船いたし渡海之含二而候、

一重久佐次右衛門別荘進上之願、今日

奉申上候処、御入用被為在候間、御貰可被成御内沙汰被為在候、

丁巳八月廿三日、晴、北風、

一登城不致、九時分より登殿へ参、新納太郎左衛門殿参会、琉球一件談合候、我等より奉差上候封ものも登殿へ入一覽置候、登殿二も多日病氣にて、明日共より登城之筈二候、夜入草庵へ吉村殿・相良殿・磯

永真海入来、及深更候、

丁巳八月廿四日、晴、北風、

一登城、御休息所御庭へ被召出候而、琉球表之御用向（頭注）今日初而琉人へ通商之概略より申聞たり、内分可申聞御沙汰ありたり種々被仰聞趣有之候、九時分より八前迄罷出居候、御用之条々者追而可記置也、七時分退出、館内在番親方へ、今日和蘭船近々汐繫も可被仰付と之趣御達有之候、琉人共大ニ驚怖いたし候由、

一今日二丸へ砲術御呼出有之候、夜入吉村殿・石川確太郎殿・兄上様御出二候、及深更候、

巳八月廿五日、晴、北風、朝冷、

一登城、八時分退出候、今日島津権五郎殿当番頭被仰付候祝二参候、

一（頭注）「言路洞開」新納太郎左衛門殿へ豎山武兵衛より相達趣者、来春より琉球へ和蘭船其外入津可致候旨、心寄之義者不差置可申上旨、先日江夏十郎を以被仰付置候処、追々申立奇特ニ被思召上と之段被相達候由、
一今日豎山武衆へ、我等事も来月廿八日方出帆之船有

之付、其船より出帆可仕哉之趣相伺置候、夜入永吉へも参、今日永吉家相続之御礼被申上候由、

一 中山へ持越用之寒煖計式本・雨晴計式本出来、石川殿度数等被遣給候事、

一朝五時分地震、四五分時之間震ひ候、

丁巳八月廿五日、^{（廿六カ）}晴、北風、寒煖計朝六十度

一 登城不致、松元次右衛門殿入来、頼事いたし置候、

今日永吉別荘唐湊ニおひて此中より別杯被相催候間、九時分より出掛候、人数者東郷泰玄殿・磯永弥九郎殿・有川喜左衛門殿・前田杏齋殿・島津主殿殿・相良助太夫殿・石川確太郎殿・万膳玄昌殿・八田喜左衛門殿・郡山一介殿・磯永喜之介殿・木脇仁左衛門殿・八木称平殿ニ而、終日書画之興共候而詩歌・酒宴ニ而候、夜入五時分各退散候、

一 主殿殿其外人数磯永殿へ参候、又々酒宴、喜之介殿今日我等跡代御庭方・御島預兼務ニ而集成館掛被仰付候、其跡ニ者木脇仁左衛門殿被仰付候、此人者砲術館へ被相勤居候、正道之人物なり、

一 唐湊別杯之席にて八田殿我等渡海を被祝候而、折柄秋ニもなりぬれ者、田鶴の一つがい田面より別荘之上辺を出けりしを見て、席中殊ニ祝せられしゆへ、

其後南之方に飛去りしを見て、

^{（頭注）}「八田知紀夫人詠歌」

静里ぬし蓬か島に行を餞しける、折しも田鶴の軒近く舞ひけるを見てよめる

君か行蓬か島にすむ田鶴の

はるかにけふはむかへ来つらん

とせせられける、満坐大に興に入り、直に短尺に書かれしを我等取歸れり、

^{（久昌）}

一 島津隼見殿今日若年寄ニ転役有之候、是迄者大番頭ニ而候、

丁巳八月廿七日、朝冷、晴、冷度六十度

一 登城不致、四後より江夏とのへ参、夫より東郷泰玄殿へ参り、夫より新納太郎左衛門殿へ参る、七時分登殿へ参り、帰り夜入磯永殿へ参、吉村殿・宇宿彦右衛門殿入来、及深更候、

丁巳八月廿九日、晴、北風、テ五拾八度

一登城不致在宿、渡海之仕舞方ニ而候、七時分より磯

永真海・有川芝塘同道いたし永吉屋敷へ参、又々主

殿殿より別杯被相催候而寛々咄いたし後、(候脱カ)郡山一介

殿・八田知紀・東郷泰玄・前田松園・有川芝塘・磯

永真海・相良秋山・吉村風嘯・磯永喜之介・松元次

右衛門等ニ而候書画之会、我等二者渙象堂之額面頼

書候、及深退散いたし候事、(更脱カ)

丁巳八月晦日、朝冷、曇後晴、西風、

一豎山武兵衛より御用有之罷出候処、我等出帆者暫時

可見合、長崎より和蘭人申出之趣共相分迄者相待候

様被仰付候段被相達候、将又渡海之上者在留之仏郎

西人へ相謀り是も貿易穩密ニ取計、蒸氣船・大砲等

取寄之道、其外中山王之名目を以、互ニ有余補不足

候手段可事立様可取計、其他者追々

御直達も可被為在と之趣ニ候、

(行問書)

「御内密御用を御側役より初而被相達候、過日御直達

之概略也、御側役方ニも甚心配之様子ニ而、万端予

ニ依頼被致候、」

一夜入磯永殿入来、坂本与市参、懐劍一口自分ニ鍛ひ

為錢別遣し候、

丁巳九月朔日、冷、北風、晴、テルモメーテル
六十五度

一朝木脇仁左衛門殿・磯永喜之介殿入来、出勤不致終

日仕舞方ニ而候、夜入磯永うちへ参、及深更候、

巳九月三日、曇天、北風、

一登城不致、四時分より磯永殿家内衆一同不残、家

内・母上様・相良助太夫殿・有川喜左衛門殿・兄様、

其外坂本与市・久木田良助・木佐貫源介・永田林左

衛門・浜田清兵衛・有川氏母さま、谷山中之塩屋永

吉別荘へ錢別ニ被参候、終日遊暮し夜四時分歸る、

雨ふり出し苦候、皆々私宅之様入来ニ候、

丁巳九月四日、晴、北風、

一登城、御用部屋より御用有之候間罷出候処、我等へ

被召付候付役木佐貫源介へ金七両被成下、外二年中銀五拾三匁・米式石余被成下旨被仰達候御書付も被相渡候、八時分退出、登殿へ参、夜入比より磯永真海同伴いたし石川確太郎へ参、石川とのより我等へ別杯被相催候、及深更候、

丁巳九月五日、晴、朝冷、北風、

一登城掛江夏うちへ参、九時分より新納太郎左衛門殿へ参る、琉球表之御用向別而都合二運び立大慶之事二候、登殿へ参、磯永殿二も渡海被致義を旁相談いたし置候、夫より帰家、夜入時分より郡山無陰先生・清水老・八田先生・有川喜左衛門殿・磯永殿入来二候、いづれも別離に差掛咄しみ候、

九月六日、晴、北風、

一登城、八時分御暇帰る、石川確太郎殿入来、有川喜左衛門殿・磯永真海も被参、我等多血之煩にて、中（頭注）一刺絡、絶倒ス山者煖国ゆへ多血之為二害も可起歟と存、為兼用右手より刺絡致し、式百目余出血いたし快く候処、無

程出血止ミ暫時氣疎く相成候、揮発剂等頻ニ相用、氣分活発いたし候、皆々心配ニ預り候、殊ニ平生刺絡する毎に射血不致候付、酒を少々ノミ入湯して煖氣を覚し所ニ刺し候、尤、多量ニ取りて跡ニ而摂護し、詰中者不取賦にて我等より望て多量取候、甚暴なる仕方にて後悔いたせり、

丁巳九月七日、晴、北風、

一今朝ニ相成氣分快く候、石川より左右間に使参候、今宵寺師家より饞別之御催有之、夜入時分より参候、吉村殿・相良殿・磯永殿御出被成候、煎茶之会并酒宴ニ而候事、

九月八日、曇天後少々雨、

一不快ニ而出勤不致在宿候、有川うち・磯永うち・肥後七左衛門殿入来ニ而候、夜入兄様御入来二候、一倉山作太夫殿表御用人より御勘定奉行へ被転、平川宗之進二者御船奉行被仰付候、此平川殿二者給地高御改正之時分御記録奉行なりしか、高一条二付不束

之義有之、御勘定方小頭にて御番勤ニ相成居られ候、然処今日如此事ニ候、人と云者不思議なるものニ候、一今日館内へ長持式ツ・打付箱大小三ツ遣候、先荷なり、

丁巳九月九日、晴、北風、朝冷、

一氏神・産名神拝し候、四時分より諸所へ暇乞ニ出候、星野うちへ参り、帰りニ永吉へ参、及深更酒宴快談ニ候、磯永との・相良殿・本城源七郎とのも被参候、一今未上刻大年寄上席すま安産、

(頭注)「哲九公御出生」

御男子様御出生、御壮実ニ被為入候由、誠ニ国家之大慶御事ニ而、野草之匹夫ニ至迄難有奉存候、是迄御男子不被為人一統も甚憂ひ居候処、追々奥向御役々等へ御知らせ相成、七時分までに御広敷向・奥向等登城、御祝儀申上候、すまと云女者鹿兒島士伊十院中ニ養女ニ而候、

太守様ニも御満悦、重陽之御酒宴も為有之たる由ニ候、御家御吉例之しるしニ未之下刻比ニ者雨ふり候、我等者諏訪社并宗源殿ニ参詣いたし居候時分にて、

暫時者社内に雨を凌キ居候、不思議なるもの也、是迄御男子様余多被為在候得共、御盛長不被為遊、夫か為に無謂混雜も不少、多く之良臣も死に至れる事不少候しか、日柄といひ、旁国慶無此上事ニ候、我等も永吉にて長夜之酒宴そよけれどとて及快飲候、

丁巳九月十日、晴、北風、

一登城、八時分より退出候、新納太郎衆へ参、今日山田壮右衛門を以中山へ和蘭人渡来之御取扱振之義共、

(頭注)「琉人へ外國人取扱御達」

御内々御口達書を以在番親方并聞役へ御達有之候、尤、先日我等へ取扱向しらへ方被仰付置候付、万端其御振合にて候、

一江夏十郎を以被仰付候趣者、琉球へ参り候上者夷人

方御用透々を以諸産物相開キ、国用ニ相成候様可取計、尤、藥草・土・金石類も何によらす集採之道を

(頭注)「藥品琉球へ植付之命」

琉人共へ示教いたし、門人をも取り、究理物産相開候様被仰付候、且大黃草・海葱・甘草・せんな木・丁子木等可被相渡候間、為植付候様可取計、又牛胆者御藥用ニ相成候間、取得之上差上候様被仰付候事、

一石川碓太郎より皇朝史略前後篇并ニ懷劍一口為餞別被送候、

一夜入時分より郡山一介殿へ御内用談有之参る、四時分磯永真海・有川喜左衛門殿入来、及深更候、

一御手元より唐種大黃・甘草・海草等被相下、琉舟出

帆いたし候付積入させ候、英久磨生誕日にて産名（頭注）「広親誕生祝」神・氏神等へ酒相拱候、夜入有川喜左衛門殿・相良

助太夫殿・磯永殿・万膳玄昌殿入来、祝酒進め候、

兄様も御入来ニ而候、

丁巳九月十二日、晴天、

一登城不致、江夏うちへ参、夫より下方限諸所へ暇乞

ニ参候、諏訪数馬殿（広兼）・郷原転殿へ参り、直右可申と

て参り、家内衆へも面会、伝声共詳ニ承候事、

丁巳九月十二日（十三カ）、晴、北風、

一朝五時分より出宅ニ而館内新納殿へ参り、夫より集成館へ出勤、

上様五ツ時御供揃ニ而御出、新橋下より御乗船、万

年丸へ御乗入御覧有之、於日州外浦破損之次第共被聞召上、夫より御釣有之、九時分土橋下より御上陸、

集成館へ被為入候而硝子細工又者錐通・反射炉等御覧ニ而、八時分二者御茶屋之様被為入候、今日琉人

恩川親方・摩文仁親方被招呼候、反射炉等拝見被仰付、御小納戸山田壮右衛門案内ニ而候、我等も手引

致候、上様も被為入候時分ニ而候得者我等ハ御跡より御供申上候、七時分我等ニも御庭之様可罷出旨被

仰付候間罷出、種々琉球へ渡海之上ハケ様（と御

用向被仰聞候、尤、御穩密之事のミにて後ニ詳ニ可（頭注）「琉人御召あり」記置候、夫より琉人被召出、御直ニ夷人取扱向之義

共両親方へ被仰聞候、我等も其辺ニ罷在候処、詳ニ

正右衛門へ申付置候間、帰国之上聞取、国王へも可

申聞と之御事共懇ニ被仰聞候処、親方共も難有奉承

知候様子也、夫より海辺へ仕掛有之ガルハニ（頭注）「エレキ地雷」仕掛

之地雷拝見被仰付、肥後七左衛門殿・磯永喜之介

殿・鎌田郷左衛門殿ニ而ガルハの仕掛いたし候、御

家老ニハ駿河殿御詰ニ而候、見事ニ転火いたし候、琉人共仰天いたし候、地雷二者六封度銅カノン壹

丁・式拾捌臼砲三門を地中四尺計埋、其上火薬を仕掛たり、火薬者五拾斤埋置候、其響轟渡れり、琉人

へ者

(頭注)「写真鏡」

御直二御講釈被仰聞候、其後写真鏡写被相初候、山田壮右衛門を御自身御写被成候、我等御手伝申上候、琉人共驚人候、夫より御庭より御引入二而石炭瓦斯灯仕掛候、御風呂屋へ仕掛、樋を諸方石灯籠毎二仕掛、是以御直二御咄も被為遊候、夜入時分琉人へ者御酒被成下、我等者集成館之様曳取候、我等へも御酒・御肴頂戴被仰付候、十三夜之明月月下二御酒頂戴、四時分退散候、江夏どの・磯永殿・郡山殿同船にて帰る、月下二小舟を浮べて拝戴之酒扱替^(汲カ)し、誠二面白く候、

丁巳九月十四日、晴、北風、

一出勤不致在宿候、四時分より磯永殿へ参、錢別二逢候、七時分より田中源五左衛門殿錢別被相催、夜入時分迄居候、夫より登殿へ参、磯永真海子・有川喜左衛門殿・相良助太夫殿参会、及深更候事、

九月十五日、晴朝曇、北風、

一登城不致在宿、仕舞方二而候、今日

若君様七夜之御祝被成候、於奥向者御祝被為遊候、

(頭注)「哲磨呂様と御名付有」

御名を哲麻呂様と奉唱候様被仰出候、此涯者島津之

御称号御用可被遊段以思召被仰出候、

一今日御目見多人数之由、古閑ケ原御難戰之当日ゆへ、

(頭注)「古閑ケ原合戦の当日也」

諸士伊集院妙円寺へ甲冑二而参詣夥敷候、殊二今年

者

若君様御誕生等二而若年之人々旁立而参詣人多候、

一一番組砲術訓練二丸二而御呼出有之候、

丁巳九月十六日、晴、北風、

一登城、御小納戸豎山八郎より御用有之罷出候処、此

(頭注)「御饞品頂戴」

度琉球へ渡海二付近々出帆致付、別段之以思召為御

錢別御内々御反物式反拝領被仰付候旨被申渡候、御

礼申上給候様頼置候、

一七時分より御華園へ被為入候、御庭二而写真鏡御取出し我等之像を

御自身様御写被下候、克く写り候、難有次第二而候、

（頭注）「予か写真拝領す」

写済之上篤と御覽被遊、克も写れりと被仰候而我等へ

御沙汰被為遊候者、此図者渡海中母又者妻子へ御預ケ置候との御意被遊候間、其通可申聞置、遣し切二而者無之、旅中預置と之趣と之仰二而候、其時分御小納戸山田壮右衛門・江夏十郎・豎山八郎被相詰候、御手渡し二拝領仕候処、後御小納戸衆ニも誠ニ不容易事なりと祝儀被申聞候、尤、銀板ニ写し候仕掛ニ而候、微賤之我等如何成奇寓なれば如此重々難有（遇カ）御恵ニ奉逢候事哉とおもひ入ルニ余り有り、尤、我等乍恐勘考するに、今度渡海之御用向者別而難題重大之事件ニ而、御趣意通ニ添応し候得者、御国家之御為者素より

皇国中之不容易御為、実ニ御遠大之御忠務、千載之後者輝キ渡り候

御遠図なれ者、夫を愚昧之我等へ御委任被仰付候ゆへ、若不仕応者帰国者致すなと決心可仕為ニ被成下、妻子へ長別之心持二と之御趣意ならんと余ニ難有、感涙袖をしほれり、至子共も此肖像者秘藏して君公

之御自作なる事をおもへ、九半時分御華園御庭内ニおひて真写ニ而無程拝領被仰付候事、

一八時分退出候、登殿へ参、南林寺へ参詣、夫より大門口稻荷社へ参詣、海上之安全を祈候、夜入時分帰

家事事、

（頭注）「蒸氣船雛形下着す」

一江戸ニ而御出来相成候蒸氣船雛形乗廻、着いたし、江夏との抔見分ニ被参候、

一若君様御誕生後八日ニ御成被成、御丈夫ニ者被為人候得共、二之丸ニ而砲術式日ニ而、数拾丁之大小砲

（頭注）「哲丸公御生涯砲声云云之御確言」

打方之音、山も崩る、計ニ有之間、御驚キ可被為在

候付、暫時者打方者不被仰付様、下総殿より山田壮右衛門を以被相伺候処、別而御氣色相損し、心入者厚く候得共物之理を不弁申分ニ而候、成程諺ニ驚怖抔発ると申候得共、全く字を以其通申ものニ而候、

是者決而左様之ものニ者無之候、驚風と申者一種之

病氣ニ而、腹中之悪氣腦ニ上臆いたし起るものニ候、

此等之事も無学ニ而者不存候間、下総ニも学問いたし候様可申聞、且又武士者生出而より砲声等為聞習不申候而者、此後之世患者乱世ニ相違無之候間、子

村殿・磯永殿・相良殿・郡山一介殿・清水うち入来、
及深更候、

丁巳九月十九日、晴、北風、

一登城掛有川喜左衛門殿同道江夏うちへ参、初面会ニ
而候、今日も二丸訓練ニ而御出坐也、八時分御帰殿
(頭注)「拝戴之写真母へ為見云云」

之折御製薬所へ被為入、種々御嘶之折我等へ御沙汰
二者、先日之写像を母へ為見たかと被仰候間、則為
見申候処、別而難有奉存、母妻へ預置候と申上候処
御笑被成、克く似寄候と申たるぞと被仰聞候、七時
分退出候、夜入八田喜左衛門殿入来ニ候、

九月廿日、晴、北風、

一登城不致、四時分より谷山町へ主殿殿・有川喜衆・
磯永真海・相良助太夫ニ同行、遠馬いたし谷山町ニ
而酒宴、夜入帰る、我等出帆も来ル廿五日方と相決
し候間名残情候、夫より帰りニ永吉へ参、曉迄咄し
明候、

をそだてるにも聖人之申置候如く孕中より教化いた
し、母之耳目にも悪声を不為聞と有之候、武将と可
成人者生出ルと直ニ砲声坏為聞置度事と存候、尤、
右通なまぬるき生立ニ而者成人之後愚将ニ相違無之
間、天朝へ対し申訳者無之、先日豊後より同様申出
候得共、是も篤と申聞せ置候間、心入之厚キハ宜敷
候へ共、学問いたすか宜ひと被仰付候由、誠ニ不容
易御言語ニ候と下総殿被申候を登殿御聞取被成、直
ニ登殿より御嘶ニ而、恐入難有事ニ而御尤至極ニ候、
後世之咄ニも相成金言ニ候間、其有之儘を記置也、

丁巳九月十七日、曇、北風、

一登城、八ツ時分退出候、夜入磯永弥九郎殿・有川喜
左衛門殿・相良助太夫殿・前田杏齋殿・吉村才之丞
殿同伴、永吉式夜ニ而参、為餞品麻地之直垂一具被
贈候、則着試之事、

九月十八日、北風、晴、

一登城不致、四後より永吉へ参、七時分帰る、夜入吉

九月廿一日、照、北風、初霜、テ五十九度

一初霜、家迄真白、冷氣甚し、朝坂本与市・磯永孫四郎殿・真海・兄上様御来訪、今日より厄害もの平野甚介御勘定所へ罷出候、

一此度亜米利加人幕府へ御目見一件二付、（徳川齊昭）水府老公よ（頭注）「水戸公御献言」

り御献言之趣有之、写書参候、別ニ記置候、

一学問流派之事ニ付以御筆被仰渡趣有之、今日御触ニ（頭注）「平文一件御書付」相成候事、

一定府医師戸塚清甫事、江戸邸大奥ニおひて女中と不謂所業有之を御年寄共氣ニ相付、其成難差置時宜ニ而長々御暇被成下候由、珍敷事ニ候、此もの者戸塚清海か養子ニ而御七をも被仰付置、跡御下り之時分迄者御召列ニも相成候、療治等者克く出来、蘭書も随分読候人なり、

一御城代島津豊後事今日江戸へ出立被致候、大口筋通行ニ候、

宰相様より御用有之、急ニ而被罷登候、

一七時分より磯永弥九郎殿・有川喜左衛門殿入来、同道八田喜左衛門殿へ参候処、恩川親方参居、同道い

たし館内新納殿へ参、我等へ別杯被相催候、田中源五左衛門殿・弥九郎殿・八田殿・我等也、酒宴書画之会ニ候、四時分までニ而退散、磯永殿・八田殿一同、万膳玄昌別杯被相催候間参り候、松木弘安殿も被参候間、及深更候、

丁巳九月廿二日、晴、北風、テ五十度

一登城不致在宿、夜入時分より松木弘安とのへ磯永殿一同参候、及深更候、

一磯永孫四郎殿へ此度御餞別ニ拝領いたし候御反布、忝反者为置土産進上いたし候、

一喜之介殿今度初御扶持頂戴ニ付、三斗入忝俵恵投被致候、

丁巳九月廿三日、晴、北風、

一登城、夫より館内へ御用談有之参候、恩川親方へも見舞候、来月二日弥出帆之筈と申談置候、帰り二登殿へ参、夜入兄様へ八幡社祭礼ニ付参、磯永殿も入来候事、

九月廿四日、晴、北風、朝テ五十度

一登城不致、八時分より江夏うちへ参り御用談数刻、
五時分迄ニ而候、別杯被相催候、

九月廿六日、晴、北風、テルモメーテル五十度

一今日四時御供揃にて犬追物場へ被為入、犬追物御覧
(頭注)「犬追物御覧、鉄砲可用と御達有」

被遊候、当年中ニ兩度程者御覧可被遊、尤、騎兵調
練ニ者余程宜候ニ付、追々者弓之場ニ鉄砲相用候様
ニも御指揮可被遊旨被仰出候由、

一夜入永吉へ参、真海被参及深更候、

巳九月廿七日、照、北風、後雨、

一登城、八ツ時分退出候、御用談有之館内へ参候、七
時分登殿へ参、夫より石川確太郎へ参り、松木弘安
参会候、夜入草庵へ有川喜衆・磯永殿入来ニ而候、

丁巳九月廿八日、晴、北風、

一 九時分より暇乞ニ出候、吉村才之丞殿・磯永との入
来、八ツ時分磯永うちニ而飯共振舞有之候、七時分

館内より迎参候間、弥九郎殿同伴ニ而参候処、恩川
親方種々馳走有之、引出もの杯有之候、

丁巳九月廿九日、晴、北風、テルモ四十九度

一來月二日弥乗船出帆之筈候ニ相決し候間、荷物積入
方いたす、寺師家姉さまへ芭蕉布沓反、喜之介殿へ
木棉沓反進上致候、

一江夏うちへ参候、弥九郎殿へ参会、今日江戸へ定式
飛脚被差立候、

一登城、九時分御休息所於御庭ニ

御目見被仰付候、御坐内より種々御懇意被仰付候、

渡海之上者和蘭人又者英仏米人等へ応接向之義共、
(頭注)「御暇乞ニ拝謁被仰付御懇意拝聴」

先日より度々被仰付置候通、何も嫌疑ニ不拘断然と
所置いたし、是非共来夏より秋迄二者

御趣意通二道を付、御届可申上、尤、軍備経済之道
も何卒早く運立候様と之御事共、御詳ニ被仰付候間、
今日御暇乞奉申上、如何ニも心能仕

御趣意通取計、速ニ御届可申上旨、謹而奉申上候、

丁巳九月晦日、晴、北風、

一登城、八時分より館内へ参、新納うちへ御用談、登殿へ御暇乞申杯共取替し候、夫より永吉へ参名残咄
二候、磯永殿・吉村殿・相良殿及深更候、真海殿二者
者歸りニ亦々草庵へ入来有之候、及鶏鳴被歸候事、

安政四年丁巳十月朔日より

十二月晦日ニ終る

調済

琉球渡海并在琉日記

〔朱書〕
「兵發後ノ第二」

拾壹番式 前編七冊ノ内

〔朱書〕
「十二」式冊之内 市来広和

安政四年丁巳凡三百八十四日 大ニ・五・六・八・九・十一・十二
小正・三・四・閏五・七・十

正月元日寅の日 正月十日立春 二月廿六日春分

四月十二日立夏 五月晦日夏至 五月廿二日入梅

〔閏脱カ〕
五月十日出梅 閏五月十六日小暑 閏五月廿八日土用

入り

六月三日大暑 〔六カ〕 七月十九日立秋 七月十三日式百拾日

八月六日秋分 九月廿一日立冬 十一月七日冬至

十一月廿一日小寒 十二月六日大寒

安政四年丁巳十月朔日より

広和三拾歳

琉球渡海并在琉日記

丁巳十月朔日、晴、北風後西風、

一朝磯永うちへ餞別ニ差越候、夫より山田壮右衛門より

御用談申来差越候、登城四時分、九時過ニ御届等

相済退城候、夫より館内新納とのへ御用談有之参候、

夫より駿河殿へ暇乞ニ参、夫より田中源五左衛門殿

へ参、大鐘時分より兄様并相良助太夫殿・東郷泰玄

殿・磯永孫四郎殿・同弥九郎殿・同喜之介殿・吉村

才之丞殿入来有之、又支配下之もの共も多人数参候、

及深更迄快談酒宴ニ而候、有川喜左衛門殿・宇宿彦

〔弟〕
右衛門殿も入来ニ而候、

丁巳十月二日、晴、北風、八時分より少々雨、

(頭注)「琉球へ向テ出帆」

一未明より乗船手当仕舞方ニ而候、兄上様・母上様・

姉さま・有川うちは、さま・磯永弥九郎殿・有馬柳

泉被參候、家内種々申付事共ニ候、此度之旅者多年

ニもおよび、殊ニ御用向一々成巧(功力)を不遂候而者再度

帰郷者不致内存ニ候、万端無遺漏永別之趣意なり、

一朝氏神・産名神其外奉拝候、

一四時分宇宿彦右衛門殿入来、浜田平右衛門ニも參候、

有川喜左衛門殿朝より被參種々加勢有之候、八時分

より八田喜左衛門殿・田中源五左衛門殿・江夏十郎(知紀)

殿・同喜太郎殿・同善之介殿・磯永孫四郎殿・吉村

才之丞殿・相良助太夫殿・郡山一介殿・磯永弥九郎

殿・同喜之介殿、其外親類中多人数入来、男女八拾

余人末々加勢人数三拾余人ニ而候、

一江夏殿者殿中より承知之趣有之被參候、

(頭注)「御沙汰之趣拝聴ス」
御沙汰之趣者、先日より追々直ニも申付置候得共、

重大之事柄ゆへ至極入念、速ニ運び立候様、尤、近

く者ニケ年遠くして三ケ年之間ニ者首尾相成、治定

不致候而者日本国中之物騒ニ可相成候間、何分其心

得肝要ニ而、届向之義者鎖細之事まで不残申上候様

と之御事ニ候由被申聞候間、謹而御請申上候、勿論

愚昧之私ニ者御坐候得共、紛骨研身相勤可申と之趣

意ニ御坐候段、明日ニも言上被成給候様申入置候、

十郎より正純之短刀為餞別持參給候、夫より別杯相

初、大鐘時分出宅、乗船いたし候、見送之人々多く

候、下町津畑山元正兵衛所へ立宿いたし、見送之

人々ニ者前田杏齋殿・石川確太郎殿・万膳玄昌殿・

磯永弥九郎殿・相良助太夫殿・吉村才之丞殿・有川

喜左衛門殿、英久磨ニ者柳泉召列被參候、夜入四時

分迄咄候、恩河親方ニ者昼之内ニ乗付られ候由、從

者ニ者木佐貫源介家来ニ而召列、下人郷田藤助ニ而

候、田中殿・八田どの・郡山どの者跡にて煖々祝共

被成候由、

丁巳十月三日、晴、丑風、朝少し冷、

一未明に手水を仕ひ、氏神・産名神・海神・船神を拝

し、恩川親方へ物語共なり、其外乗人数銘々山内親

雲上・西平親雲上・伊志峰親雲上ニも出来り、挨拶

申出候、五時分柳泉并英久磨參候、朝飯共母上様よ

り御遣し被成候、四過比二者英久磨も差返し候、小児なから分袖難儀ニ相見得候、我等事者猶更なり、

一九時分新納太郎左衛門殿御用談有之船へ被參候、三

司官座喜味親方か一件二候、夫より有川喜左衛門殿
(頭注「出帆」)
も被參候間、酒吞互ニ詩歌共也、我等則詠ニ、

骨を紛にし身をも研きて君か為

尽さ、らめやしつの男こ、ろ

としたりける、八時分各被曳取れ候間船改等相済、

七時分前之浜開帆致候、丑之風にて快く走出し候、

海水如地平なり、夜入時分山川湊口へ碇泊いたし候、

丁巳神無月四日、晴、子風、

一未明に手水を仕ひ神拝、次に開枚神を拝候、
(枚開カ)

一朝五ツ時分テルモメートル四拾四度、バルモメーテ

ル七拾六拇一ストレーフ、以来毎日記すには、テル

モメーターはテ何度と記し、バロメーターはバの何

拇と略記するもの也、

一四時分より琉人船頭共杯余多開枚社へ參詣いたし段
(候脱カ)

申出候間、蠟燭式丁・青銅百疋寄進いたし候事、

一宿許并朋友中へ山川着船又者滯帆之趣申遣候、山川御番所詰横目者甲斐右八郎殿・阿多甚介殿ニ而候、御法之通船改等有之候、

一携品左之通二候、

一バロモメーター式本

一テルモメーター式本

一日時計壺ツ

一尺時計壺ツ

一ホクトメーター式本

一マードガラス式個

一海水濾器壺ツ、英人杯所持通ニ拵候、

一蒸餾鐘壺揃

一船行度測器壺揃

一浅深測器壺揃

一ゲベール壺挺
要具

一短銃壺丁

一手槍壺本

一直垂壺着

一島津折烏帽子壺ツ

一引立烏帽子壺ツ

一刀大小七腰

一茶器壺揃

一掛物四幅

一世界図式帙

一日本絵図帙帙

一御国図壺ツ

一航海図壺ツ

一皇国各都度数考

一航海金針壺冊

一航海書数本

一パツスル式本

一象眼議壺ツ

一各国尺式本

一 皇国曲尺式本

一 測量器壹揃

右外雜具衣類等なり、詳記にいとまあらず、

一 此船乗組人数上下七拾九人、我等上下三人にて八拾式人、犬壹疋、猫壹疋、鶏拾四疋也、船之長拾八間五尺、洞の幅広キ所にて四間式尺、帆柱長拾四尋三尺、帆之長サ拾式間、短キ方拾式尋計也、用水樽拾壹個なり、脚舟式艘、久高島人式拾人也、

一 天氣少し不宜、風順惡からんとおもふゆへに船頭共へ其段申聞置事、

一 少々風邪気分なれ者發汗劑調合相用、

一 此船二乗居候琉人士分之もの二者、

一 恩河親方

一 山内親雲上

一 西平親雲上

一 伊志嶺親雲上

一 儀間親雲上

一 豊平親雲上

一 桑江筑登之

一 仲村渠子

一 新垣子

一 津波古筑登之

一 比嘉筑之

一 具志堅筑登之

一 大見謝筑登之

一 饒平名子

一 高江洲筑登之船頭也

右、士分之もの共にて同船なり、

丁巳十月五日、晴、朝子風、

テルモ七拾三度
バルモ七十九拇一

一 未明之日出、天色靜ニして黄赤色、北風、水主共出帆之手当賑々敷、風並平なり、

一 出帆申出候間、宿元へ出帆之成行申遣候事、

一 六時四分比帆を張る、

一 五時比より碇を揚る、碇を揚る仕掛坏実ニ拙術なり、可歎、愚なる輩なり、

一 府より乗繰として足輕入佐正助・原口次助出帆二付上陸いたし候、

一 五ツ時八分比、船頭より出帆走出し候届申出候、

一 南之方種子島を見る、風者正子之風なり、開聞山下辺にて遙拝す、開聞坤二至る事者九時一分比なり、

一 九時三分比より風なく波者平にして静なり、夜入比

まで同所に漂居候、夜入五ツ時分より丑之風少々吹出せり、船動揺甚敷候、

一 夜八時分より雨少々降り、丑之快風なり、船之進よろし、曉七時分より大雨風、船之進至て速也、黒

島・竹島・硫黄島等者夜中ニ走抜ケ候、夜の明ケ方
ニ臥蛇島を見る、追々口之島・中之島又者口之永良
部島等を見る、丑之風ニ而此行度なれ者、中山へ者
三日目ニ無相違来着すべしと船中一同申出候、今宵
者大島之地方近く可乗行と申候、

一風邪気分にて發汗劑等用ル、昨夜より船酔にて食事
全不進難儀ニ候、少々菓子共給ひ候までなり、大小
便も睨々不通、船者動揺甚候、從者兩人者壮健なり、

丁巳神無月六日、寅風、少々雨、テルモ六十度式分

一風並昨日之通ニ而候、船動揺甚敷候、未明に宝島を
見る、八時分乗抜ケ候、七時分大島を見掛、凡拾七
八里も可有之と申出候、大島の端島沖尾神と云所を
見る、無人島にて周圍壹里程有之よし、

一七半時分より寅之風にて波高く動揺甚シ、そらもか
きくもりいと心細くあり、船酔ハ倍々甚敷候、食事
弥不進、菓子さへ一片も咽に下らず、薬用湯水さへ
不進候、大小用も昨日より不通、不思議なるもの也、
夜入時分夕日影に沖尾神島を五里計ニ見て暮てけり、

天を望むに星光者赫々ニ而少し者心能く候、船子共、
明日は天氣ならんと申せり、拙けれども少し此言葉
ニ快く候、併し動揺強く頭も上ル事能わす、吐脚者
(辛抱カ)
心房してけり、僕藤介事者酔倒して人事を不知、家
来源介事者元氣ニ而候、バロメーターの度を見るに
不定と云、テルモは七拾九度二分弱なり、

一夜入四時分より雨頻に降り出し、丑寅之風弥強く、
船動揺甚敷、水主共大騒ニ成立煩敷候、九時分二相
成り益甚敷、水主共ニも至極ニ働たり、船頭二者甲
板上にて帆之上下指令するに水主等七転八倒、漸く
に帆を卸し矢帆のミを張りて走れり、八時分二なり
弥増風、荒れ立波は船中二打込ミ、船之尾を波之当
る音砲声の如し、汚水甚敷入りて水主共必至にて吸
(頭注)「難風に逢フ」
め共、打入る、水と汚水と中々手ニ及兼候、我等か

住居之床下も水溢て、既ニ荷物も濡レひたりしなら
ん、四拾余人之船子共力を尽して水を吸とも吸尽す
事能す、怒濤者船を越しせき入ル水者如川、如何と
もする事能す、八過比二者水主共も力尽果、皆甲板
上に倒れ伏たり、然れば弥水者溢候而、船も甚危く

なりしゆへ、乗組琉人等も仏神を拝し祈念する体の
ミニなり行、或者髪を切るもあり、実ニ進退に術な
き体なり、其内甲板ニ積置きたる百盃入之酒樽船中
ニ落ち、僕藤介が伏たる腰之上に落か、り暫時氣絶
したり、源介へ薄荷円杯為用漸氣付候、折しも風者
弥烈敷、船も破れんとおもふ事度々あり、其時分よ
り不思議ニ者、我等船酔更に消散し氣力出増し候間、
あたりにあるかすてら二三片をつかミ食ひ、旅掛よ
り踏込袴羽織等を取り出し必死之覚悟をいたし、大小
刀も帶し、今哉船破壊すると究て待てり、恩河親方
か居間を見ニ顔色土の如く、手を合て祈念之体なり
しゆへ、我等申ニ、此場ニなりて実ニ不得止事と者
此事なり、併し船者未破崩ニ者不及、風者強しとい
へとも風にまかせて走出したらは、唐・天竺又者歐
羅巴・亜米利翰にても可參、風にさかいて大島哉尾
神ニ近寄んとせ者船者立処に崩壊すべし、此上者我
等少々心得居候航海ニ則り、風に随ひて何国までも
流て見可申、死すべき命者同様なり、是も生涯之樂
にて候間、我等にまかせ可給候、水主共ニも、水中

ニ入り死するも我等の刀ニかゝりて死するも同じき
事なれ者、下知を背くもの者切殺可申候間聞置賜れ、
決而地方ニ寄る者拙策なりと申入れしに、此上者如
何様とも御考通ニ被成下度と、親方初士分之もの船
頭（頭注「自ら航海を指揮す」）ニも申出候間、其儘從者源介へ脇差を拔持せ、倒
伏したる水主共を呼起し、水を吸せ可申、若不聞入
伏入るものあら者直ニ切捨よと申付、挑灯を携へ、
我等者棒を取て甲板上に這出、船頭等に命し矢帆・
本帆を張らせ、舵を変して船を真西に向け風にまか
せて走らせ候、尤、夜入過より大島に碇泊之手当に
て東風ニ真向ひ打乗り居りし也、ゆへに碇を弑頭左
右に引かせ走り居りしを、直ニ引揚げて真西ニ舵を
直すに、東風なれば立処に走出たり、動揺者甚しと
いへとも走行ゆへ快く候、夫より我等者舵坐ニ泰坐
し、方針を取て弥真西に走らせ候様下知し、舵者全
我等之指揮せり、源介事者甲板下ニ入り走廻りて汚
水を吸ませ候、諸所に労果て、伏し倒候ものをば打
擲し、下知を不用ば切捨ヘシとひしめき廻りし由、
中山人者刀劍を恐る、事鬼神の如くなれ者、皆力を

尽して扱立(扱力)て、其内士分之輩も拾余人、我等が船中を走廻るを見て皆裸体二なりて水扱をなせり、親方も我等か舵坐二来りて舵柄を握れり、可笑かりし事共なり、我等者前に記したる如く船酔甚敷、飲食も咽に下らざるに、此場二至り不思議なりしは、氣力快然、平日之如くになり、食事も進ミ更ニ劳候事無之、舵坐到焼酎の徳利二入てありしを、徳利ながら親方と吞ミ快く物咄共せり、船頭・水主共二者念仏杯申て誠に浅間敷体共なり、兎角する内に東方も漸明になりしゆへ猶又氣力付たり、弥西風にまかせ走させ候、無程夜も明け雨も少しハ止ミ候間、暫時甲板二出、四方を望見るに島嶼等全く見る事なし、船頭等二問ふに、早朝鮮国近く乗行たらんと云二付、朝鮮に行たらば誠に面白き事なり、早く着岸いたし度と云へ者船頭共大に驚怖したり、五時分二相成、少し者風も静二なりそふに有之、雨も止ミ候間、舵を弥西に向けて走たり、四時分二なりて雨全く止ミ、波濤大きに静二なりしゆへ源介を呼寄、水を扱事者弥無怠申付、我等者菓子を食ひ、快談ニ及焼酎共吞

ミ候、四半時分二相成、風全く穩になりて怒濤折々来るまでなれば大に心易くなりたり、八時分二相成、風西風に変し快風なれ者、不得止事舵を変して東方二進めたり、今一夜も東風にて走たらば朝鮮二可至とおもひしに、不図も西風に変したれ者、亦如何なる事二可成立哉とおもひながら、航海金針を開き見て風にまかせたり、七半比二なりて式拾里計と見へて小島を午未之方二見掛たり、船頭へ何国の島ならんと問ふに、尾神島に似たる形也と云、天気も快晴、風者静ニして船進も能く、大鐘比二なりて大なる島を見掛たり、船頭共云ニ、大島ならんと云、其内船中之汚水を塞き杯して心を安んじたり、夜入時分より丑寅に風変し、又舵を転して南方二走させたり、波者弥静ニなり動揺も少く、夕月も西方二見て昨日とは雲泥(衍力)のなれとも、我等・源介者舵坐二居て乗行を下知したり、船酔も全く無之、誠に泰然たる航海なり、船頭共云ニ、大島へ打乗して碇泊いたし度申出候間、我等者承引せず、夜中二陸地近く行事者船人之禁する所なり、殊ニ順風と云波も平なり、南へ

走ぬるは琉球近くなる賦なり、今宵一夜共此風二而
走たるとて中山を乗過る事者よもあらし、たとひ乗
過きて唐土二行く者我可望所なりとぞ申聞、不聞用
南に走たり、終宵針を取て舵之下知をなせり、於爰
船頭も水主も我等に一言も不成、閉口して指揮を守
れり、誠ニ仕方なし之議論より幸に風並も静ニなり
しは後々之物咄とも可成、危かりし事共なるか、実
ニ氏神・産名神の妙助とおもふ計也、

右八日之事情者別ニ記さす、六日之記と一同なり、

丁巳神無月八日、寅風後暫時辰風又丑寅に変す、

一未明天氣を窺ふに東方赫輝、風濤之後とわおもわれ
す候、

一五時分粥式盃を給ふ、去ル三日後初て米粒を食ふ、

其内者菓子・梅干等二而為相濟候、氣力者六日之夜
難船より此方益盛なり、

一四時分徳之島を拾里計ニ見掛候間、暫時にても碇泊
之都合者無之哉と申聞候、一日も碇泊し地形等粗見
度ゆへ也、船頭申二者、此風なれ者今宵一夜ニして

運天津ニ可至と申出候間、左様なら明後日那覇へ着
いたし候者祝酒過分ニ可遣趣申聞候事、

一けふは波も静ニして風順なれ者船坐へ安坐して船頭

等と物語するに、水主・船頭共申二者、六日之日入

時分より尾神島を見掛居候付、我ら之吟味通尾神へ

寄もいたし候者、船者破損いたし命計ニ而無人島へ

上り、通船を待候外者有之間敷之処に、檀那之御吃

ニ而風にまかせて流候者、実ニ天運ニ叶ひたる幸ニ

而檀那が神様であると申候、朝鮮国に行きて見物す

るの又者唐・天竺者能キ所なりと被仰候而、棒にて

被打候時者、不思議之事を云人と不合点ニ候ひし、

殊ニ家来とのが包丁を抜持て切るどくと被云事者

恐しきに、檀那が切れよくと被云者又恐しかりし

に、今ニなりて考れば実ニ神様なり、是迄船頭二者

三拾余年、唐・大和へ数度渡海もいたし候に、此度

之如き難風二者初而逢ひしと様々物語共にて物笑な

り、考ふに我等か風ニ随ひ沖中ニ乗出し工夫之出し

者、（頭注）「玄父正容君の恩ニ感ス」玄父正容君之航海・造船之事二者、別而心を研

き給ひ記し置れし書籍も多き中に、渙象論二者詳ニ

難風に逢ひし時之事を被記置候ゆへ、夫を考出して
指揮を加へし事也、近代西洋人航海書ニも其如くに
記したり、此度之難を免れしは全く父君之妙助とひ
とへに不思議ニ存侍りぬ、

一夜入風静ニして月も清らかに有之、子丑之風にて船
中一同歎ひ、琉歌共為揺候^(揺カ)、恩河親方杯と難風之物
咄共ニ而士分以上を呼出し酒吞候、楽候、今宵者四
時分より安眠いたし候、酔心地全無之候、

一六日之夜難風にて甲板に積入たる荷物者皆はね入た
り、又汐ぬれ之品共者今日甲板にて為干たり、

丁巳十月九日、晴、丑之風、
テルモ七十三度
昼九時式分

一未明に甲板ニ出、四方を望ミ見るに、風順も能く波
も静なり、未申之方式里計之処に沖之永良部島を見
る、此島元来平島にて樹木茂盛之山もなく影氣宜し^(景カ)、
さりながら薪水に苦者必定なり、西之方式拾里計ニ
者琉球支配之島島と云小島見へたり、此島者沖永良
部より式拾五里といふ所なり、琉国運天より者三拾
五里と云由、暫時にして琉球之内山原并運天之辺を

三拾里程に見掛たり、風順者宜たとへていわん方な
し、

一四時分粥少々給候、昨日給候より初而也、気分もよ
ろしく甲板上ニ出て四方を望見るに、唯慷慨なるは
船製不宜、船之走方遅く、いつれニも早く蒸気船不
備ては不叶事と頻に工夫無他事候、

一七時分伊江島を遙に見掛たり、七半時分運天より七
里計ニ乗行たれ共、風なくなりて入津不叶、我等者
多日酔ひ食物も睨々不進ゆへ、寸歩も早く上陸いた
し度存候へとも何分無致方候、船頭共ニも、運天者
湊之入口不宜、され者此儘那覇へ明日入津之手当可
致と申出候間、其意ニまかせ候、船中多日掃除もせ
されは臭氣鼻を打か如く、加之琉人者不潔之ものに
てたとへて云ニ詞なく、暫時も速ニ上陸せされ者廢^(敗カ)
血之諸病を起すに疑なく、苦き事は難船之時よりも
却而難渋せり、

丁巳十月十日、曇折々雨ふり、子丑之風也、

テルモメーテル七拾五度弱

一五ツ時分より子之風に變ず、至極之順風也、

一未明に甲板ニ出て四方を望見るに、伊江島より凡五里計之所を航す、琉球本部之湊は三里程之沖を乗行きたり、伊江島者影氣画けるか如き好影之島にて壹里程之灘を航せり、人家も式三拾軒見へ渡りて心地何となくよろしく、此属島之小嶼あり、無人島にて小松少々茂ひたり、西之方遙に計良麻島を見る、風並宜敷無程那覇を見掛けたり、

一那覇港之入口者暗礁多く、就中泊村之沖手者甚多しと云、礁間を子之風にて吹込ミたり、曳船等毎も出す由なれ共波も立候間、出て来らず候、風に從て入津せり、凡八時分ならん、

一沖中より那覇港を望に人家稠密、湊内ニハ桅檣乱立、繁榮之地と見へたり、泊村之上ニ者朱里城之石垣・^{（首カ）}樓門等見へて要害と見ゆ、山々半腹等ニ土藏之如きもの多く見ゆ、是者土人之墓所なりとぞ、那覇より北之方半里程之小高き所に松山あり、其中に仏郎西人之館舎ありとぞ、遠見番所に等し、那覇港内ニ日本船壹艘碇泊す、明神丸とて指宿之黒岩藤兵衛が船

なり、又波之上と云所に護国寺と云真言宗之寺あり、鹿府大乘院末寺之由、此所に英人伯德令^{（テレ）}と夷人在留したりしか三年跡に帰国したるよし、^{（元氣力）}此英人弘化元年辰より十余年在留しと云、

一八時分無恙那覇港に着岸、碇を卸す、脚舟或独木舟^{（クリフネ）}より土人男女老若出て来ル、是者乗組人之妻子親属之輩なる由、

一碇を卸し船中そ、めき渡り、迎之土人共蟻付せしは^{（頭注）}「琉球着」

たとふるにものなし、恩河親方其外と祝義互ニ申演たり、六日之夜之事をおもふに夢現とはかり也、実

ニ氏神・産名神之御助ならん、従者等も^{（元氣力）}玄機にて上陸之手当共なり、衣服を改、手水を仕ひ、海神・船神を拝し、港内より迎之船来るを待候、甲板ニ出て

陸を望候に、小舟より琉人耆人乗来り我等に声を懸ものあり、色黒く疤痕あり、疑て返詞を不為忝に園

田仁右衛門殿なり、旧友なれとも容姿を^{（速カ）}変ししゆへ

見覺す候、直ニ我等之船に乗込積日之情を遊、互ニ平安を歛ひ暫時物語せり、無程上陸同道せり、甲冑箱・手槍・旅掛等行列ニ候、^{（トンド）}通堂迄詰役々并に国王

より之出迎之人被參候間、一ト通り之挨拶終而直ニ

在番所へ出ル、在番奉行者郷原軼殿(久寛)ニ而候、面会い

たし駿河殿(新納久仰)より之御付状共差出候、待付之盃共一献

畢而諏訪數馬殿(広兼)へ參候、是も待付之盃等ニ而飯を給

ひ退出、夫より園田殿旅亭へ參り待付之礼有之、諏

訪殿并御裁許掛梁瀬源之進殿・岩元清藏殿、諏訪殿

用達柳田正太郎殿・寺師次郎右衛門殿、御兵具方肝

煎坂口善五左衛門殿參会、酒宴取々にて候、男女群

參舞蹈之体、誠に異様にて言語少しも不相分候、鶏

鳴までニ而旅宿へ歸る、旅宿茂近所にて候、

丁巳十月十一日、晴、東風、テルモ七十八度
バルモ七十九ドイム

一未明旅宿之内を見分す、随分立派なり、表之間拾式

枚、小坐八枚、咍喚三枚、末之間八枚、外ニ台所等

なり、庭も手広ニ而草木茂り面白し、亭主吉浜筑登

之親雲上と云、年比四拾有余也、

一床を清らかにして氏神其外を拝奉る、次に 御屋形

様を奉拜候、

一五ツ時分茶共給ひ、園田仁右衛門殿入来、同道、大

(頭注)「諸役之名前」

窪八太郎殿より着待付之式に朝飯振舞ニ付參る、八

太郎殿ニ者初而面会之人なり、夫より改服いたし、

諏訪數馬殿・郷原殿・梁瀬源之進殿・武宮十左衛門

殿・岩元清藏殿・深栖嘉右衛門殿・石原十郎兵衛殿、

付役倉橋新左衛門殿・黒田藤十郎殿、書役寺師次郎

右衛門殿・鎌田孫右衛門殿、其外里主所并那覇役々、

大和横目等へ見舞候事、

(頭注)「中山王より恵予品」
一国王様より之御待付として里主を以目録取添、(玉カ)王子

五十甲・白米式斗五升・薪拾束・種子油三盃位、其

外野菜等給ひ候、着前より旅宿へ入付有之候、用頼預り

也、
一夜入園田殿へ參り、種々事情承得候事、

一船より荷物卸方為致候、

一摂政・三司官其外役々見舞有之候、いつも着為祝

義玉子類被贈候、

丁巳十月十二日、照、南風、

一朝神拝毎之通也、五時分より園田殿へ參る、諏訪殿

へ參候、終日荷物卸方にて候、少々者難船之折潮濡ニ

相成候、康熙字典并海防彙議、百田紙三拾束程濡候、
一從者源介・僕藤助大玄機也、夜入園田殿へ参る、同
(頭注「天湾親雲上」)
道いたし諏訪殿へ参、御用談及深更候、大湾親雲上
初而参会候、此人板良敷と申英国語に通し候、高名
之人なり、

丁巳十月十三日、照、
テルモメーテル七拾三度
バルモメーテル七十三三

一今日より御坐へ出勤す、諏訪殿旅宿也、我等事者初
而出勤故上下着候、九時分退散いたし候、夫より郷
原殿其外へ待付之品給候礼ニ参候、七時分帰宿、園
田殿入来、御用談数刻なり、

丁巳十月十四日、晴、南風、
テ六十度
ハ七十九度 朝

一朝より荷明方二候、守衛方足輕鶴田新兵衛・竹迫某
加勢ニ参候、御賦金相受取候、八時分より諏訪殿其
(頭注「那覇港内ニあり」)
外園田殿杯同道、豊城村之番所へ遊参候、夜入帰る、

丁巳十月十五日、晴、南風、

一三司官小録親方(禄力)請招二付、(招請カ)諏訪数馬どの・園田仁右

衛門殿・岩元清藏殿・大久保八太郎・柳田正太郎・
我等一同駕籠より出張候、此方より之進物者昆布・
酒等ニ而候、中山ニ而者此二種鹿府之兩種之場ニ候、
種々馳走、吸物拾式余是ニ準す、夜入り歌舞之興に
て和漢之仕組面白く候、琉球者元来文国ニ而男子も
舞踏ニ達し、誠に華麗之至ニ而候、帰り前手渡品と
て引出物有之候、細上布・紬島・扇子等なり、九時
分一同帰る、亭主之方ニ者野村親方・兼城親方・大
湾親雲上等なり、

丁巳十月十六日、照、南風静、

朝五時分
テルモ六十八度
バルモ七十九度 強

一四時分より諏訪殿へ参る、夫より守衛方人数中へ参、
七時分より雨ふる、郷原殿より種々贈物被遣候間礼
ニ参候、

一夜入時分より仁右衛門殿・清藏殿同道致郷原殿へ参、
琉人二者恩河親方・宇治原親方・松堂親方・伊舎堂
親方被参候、亭主振ニ而候、九時分帰る、我ら者右
之亭主ニ被頼候事、

丁巳十月十七日、照、南風、

朝五時分 テルモ六十度
バルモ七十九摺 昼八時分 テ七十度
ハ七十九

一 外出せずして園田仁右衛門殿頼入、琉用頼召呼候而、土產品疏役々へ贈方致候、惣而仁右衛門殿へ先例承り法之通ニいたし候、夜入焼酎等ニ而候、四時分より諏訪殿へ参、

(頭注「地震」)
一 昨夜半比ニ地動、バルモメーテル七十三摺三スト
レーフニ下れり、式本共同様ニ而候、

丁巳神無月十八日、晴、北風強、

朝五時分 テルモ七十四度強
バルモ七十六摺弱

(頭注「三司官座喜味親方退役云云、郷原・諏訪共外へ密儀数刻也」)

一朝園田殿入来ニ而三司官坐喜味親方退散一件御用談、四時分より御坐へ出勤、出席人数郷原殿・諏訪殿・岩元どの・大窪殿・我等六人なり、

一 和蘭通商被相開候趣共致承知候、成行詳ニ申出置候、其外坐喜味親方之一件共詳ニ申出置事、

一 仏郎西人共三人ながら諸所徘徊之段届申出候、
外国
人館
舍外へ出散步する時者、見張番人共より詰役へ旅宿毎ニ走廻り、行先又ハ通行筋或者帰館之時刻等届出ル規則なり、

丁巳十月十九日、照、子丑之風、

朝五過比 テルモ六十三度
バルモ七十九ドイム弱

一 四時分より郷原殿へ参、和蘭船御取扱之一件吟味いたし候、今宵郷原殿・岩元殿入来ニ而、今度長崎より(頭注「和蘭船渡来、密用之処分数々別冊ニ詳記之如也」)帰帆之和蘭船当所へ渡来、井上庄太郎・染川喜三

左衛門より在番奉行郷原殿・諏訪殿へ宛候問合書持参いたし、来年より琉国へ渡来、約定書等之取替も可致旨申出、且又先島ニ而及破損候仏蘭西人三人、唐人老人を右之船より唐土之様列帰り候ニ付、右御届等も不申上候而不叶事ゆへ、早々飛舟被差立可然旨申置候事、

一 夜入仁右衛門殿同道諏訪殿へ参、及深更候、

丁巳十月廿日、照、子丑之風、

朝五時分 テルモ六十五度
バルモ七十六摺一

一 疏役々へ土產品遣候、別冊之通ニ付、摂政・三司官等不殘遣し候、夜入園田仁右衛門殿入来、御用談数刻ニおよひ候、

一 仏人共八時分より那覇市中徘徊、無事之届申出候、

丁巳神無月廿一日、晴、北風冷、

朝四時分

テルモ六十五度半
バルモ七十六拇、常圧

一終日在旅宿候、書籍之取しらべ并飛舟より遣し候宿
許状等之認方ニ而候、

一夜入時分より諏訪数馬殿入来緩談也、皇朝史略并陽

明文章進上いたし候、

一今宵者鹿府にて巳待之当日ゆへ、嘸々と源介・藤助
杯噂いたし候、

丁巳十月廿二日、晴、子丑之風、

朝五半時分

テルモ六十四度
バルモ七十六拇

一召仕之雲中・草履取錢壹貫文ツ、為取候、四時分よ
り園田殿へ参る、明後廿四日琉姿ニ相変候賦にて衣
服手当等いたし候、

仁右衛門殿七時分より入来、今日大湾親雲上事、吟

（頭注）「天湾昇進」
味役被仰付候由にて入来候間、

上様御声懸ニ而右通之趣ニ候へ者、此末尚精勤有之
候様分而申置候、三司官坐喜味親方退役之願申出度
内意有之間、可然趣申置候、夜入諏訪殿へ参御用談、

岩元清藏殿・園田仁右衛門殿ニ而候、

一仏人共那覇市中諸所徘徊之届申出候、

一夜入五時分那覇市出火、土人家之上ニ乘り大声にて、
ホーハイ／＼と呼わり誠に喧敷候、

丁巳十月廿三日、照、北風、

ハ七十六拇
テ六十九度

一今日国王江土產品五種進上候、朝五時分里主所まで
為持遣置役人用頼才領也、目録者我等改服持参いた
し候、渡慶次親雲上相受取候、早速朱里之様持参候、
夫より郷原殿へ参り、夫より詰役々へ見廻候、四時
分より御坐立へ出勤、明日琉姿へ変し候賦なり、明
日ハ生誕日ゆへ相定候事、

一近々御国元へ飛舟差立筈ニ而御用封相認候、江夏う
（頭注）「初而国許へ音信す」
ちへ忝通、御内談御届書忝通、磯永うちへ忝通、新

納太郎左衛門殿へ忝通、宿元へ忝通、吉村殿へ忝通
也、

一仏人中徘徊之段、琉役共より届申出候、
一国上王子見舞有之候、

丁巳十月廿四日、南東風、

朝六半時分 テルモ六十四度
ハルモ七十六搦

一今日奉命之通琉姿に變し候、園田仁右衛門殿入來世
(頭注「琉容ニ變ス」)
話給候、四時分より用頼杯参り髪結直し候、家來木
佐貫源介・僕藤助ニも容貌為替候、

一夜入時分仁右衛門殿并諏訪殿・岩元清藏殿・大窪八
太郎殿・柳田正太郎殿入來、酒宴ニ候、

丁巳神無月廿五日、晴天、

一四時分より仁右衛門殿入來、詰役中扣請致候、
(招カ)

一大鐘時分より來客有之、在番奉行郷原殿、守衛方奉
行諏訪數馬殿・岩元清藏・大窪八太郎殿・柳田正太
郎殿・梁瀬源之進殿、四時分迄酒宴、女之給仕五人
頼入候、

丁巳神無月廿六日、曇天、北風、

一今日ハ琉役々扣請いたし候、恩川親方并兼城親雲
(頭注「御用向御達書相渡」)
上・大灣親雲上へ御用談有之、七時分より召寄、口
達書を以申渡候、夜入酒宴ニおよひ、八時分被帰候、

御内用達書者別ニ記、招書有之候、

丁巳神無月廿七日、曇天、

一四時分より園田仁右衛門殿入來、終日快談候、

神無月廿八日、朝曇天後晴、

朝五ツ時分 テルモ六十九度
ハルモ七十六搦
(頭注「座喜味親方退役之願書出ル」)

一郷原殿入來有之候、坐喜味親方退役之一件ニ而候、
尤、願書も差出候間、相受取可然哉否哉之趣相談被
成候間御受取被成、早々御国へ御伺被成候方可然段
申入置也、

一四時分御坐立へ出勤、転殿・數馬殿・清藏・仁右衛
門・八太郎殿・我等なり、

一昨日仏人共那覇市中徘徊之届有之候、

一仏人共より大和語師へ給金遣し度申出候得共、為相
断段届申出候事、

一我等奉命之仏人在館へ毎々立入、西洋諸国之事情探
(頭注「御内用向之大概達ス」)
索且和交貿易も追々可取結と之事共、其外蒸氣船御
取入等之御手数親敷手を付候段、今日三司官共へ郷

原殿・諏訪殿より被相達、御受書被差出候、其外御
用向承知之成行詳ニ申達置候事、

一夜入諏訪殿へ参る、酒宴ニ候、岩元との・柳田殿・
深栖嘉右衛門殿・倉橋新左衛門殿・園田仁右衛門殿
参会候事、

丁巳十月廿九日、曇天、南風、

朝五時分 テルモ六十八度強
ハルモ七十六拇半

一異国人取扱向天保辰年より之御帳巻冊拝借いたし候、
玉河王子見舞有之候、

丁巳十一月朔日、朝曇天後晴、

朝五時分 テルモ七十度
バルモ七十八拇三

一終日在宿候、御国元へ之御用封取立ニ而候、

一仏人中徘徊之届申出ル、

一摂政大里王子へ土産品贈候、四時分より諏訪とのへ

参、小録村番所へ里主浦添親雲上より扣請有之参候、
数馬殿・岩元殿・大窪殿・園田殿・柳田殿、夜入帰

る、

丁巳十一月三日、晴、丑寅風、

朝四時分 テルモ六十八度強
バルモ七十六拇半

一四時分より御坐立へ出勤、郷原殿・諏訪殿出席、小

録親方御用ニ而呼出、我等へ被仰付候御用向、国王
（頭注）「英國人所有品改ム」

へ申出候哉否之趣尋問いたし候、将又先年護国寺へ
滞留いたし居候英國人持参之書籍類今日為指出候、

近々飛舟より御国許へ差上候賦ニ候、是も我等奉命
之事ニ候、

丁巳十一月四日、朝少々雨、北風、

朝五時分 テルモ七十六拇
ハルモ六十六拇三

一四時分恩河親方見舞有之候、

丁巳十一月五日、雨、丑寅風、

朝四時分 テルモ七十三度強
ハ七十六拇五

一終日在宿、八時分より園田仁右衛門殿入来、御内用
談、無程三司官池城親方入来、先日相渡置候御内用

次書、猶伺之趣有之被參候、夜入諏訪數馬殿入来、及深更候、

丁巳十一月六日、曇小雨、

朝四時分 テルモ七十三度
ハルモ六十六度六

一朝より折々雨ふる、従者源介へ金物細工為初候、夜入園田との入来、糸数筑登之參候、不快二有之、海塩浴二入候、

丁巳十一月七日、晴、西風、

(頭注)「冬至」

朝五ツ時分 テ七十四度
バ七十六度 冬至、

一終日在宿、御内用向取しらべ方二候、
一冬至祝いたす、夜入園田殿へ参る、諏訪數馬殿入来二而候、

丁巳十一月八日、丑寅之風、強雨、

朝四時分 ハルモ七十八度二
テルモ七十九度強

丑寅之風二而大風雨、大風程なり、

一四時より御座立へ出勤、

一七時分より大湾親雲上入来、此度御国元へ和蘭船渡来之一件付、飛舟差立候趣付、伺之趣有之被參候間、片時も早く被差立候様分而申置候、大鐘比より園田とのへ参、同道諏訪殿へ参、岩元清藏二も入来なり、

丁巳霜月九日、晴、北風、

朝五時分 テ六十三度
バ七十九度三

一玉川王子どのへ土産品贈候、池城親方扣請付、昆布・酒遣候、一同九時分帰る、同行之人数者諏訪殿・園田との・岩元殿・大窪殿・柳田との・我等二而候、弓之遊二而候、玉川王子・小録親方・野村親方・兼城親雲上・大湾親雲上・恩河親方等之人数二而候、此池城と云人之庭者自然之岩石を種々に拵、手弘二も有之、中山第一之庭なりと云、御国にてもケ様之大なる庭者有之間敷候、

巳霜月十日、曇天、南風、

朝五時分 テ六十七度
ハ七十六度三

一少々不快二候、肝臓閉塞歟と被存候、大黃剤を自調

（頭注）「肝臟閉塞病」

いたし用ひ候、種々おもひ入る事ありて此四五夜不眠ニ而弥閉塞と被存候、

一四時分暫時午眠いたし候、七時分園田との入來、御用談ニ而候、種々雜談ニ而候、夜入比より岩元との入來、

丁巳霜月十一日、雨、北風、

朝五時分

ハルモ七十五拇八
テルモ七十一度弱

一四時分池城親方入來、御内用談有之、

一九時分より野村親方入來、此人者当務者書院奉行ニ而異国掛ニ而候、異人へ対し而者布政官と申候、我らへ付合ニ者不及役場なれとも存慮有之、大湾親雲上へ取次、付合申度被願候間初而被參候、

一夜入郷原との用達我那葉親雲上參り、池城里之主親雲上我等へ面会いたし度段申出候間、被參候様申置候、

一八時分より雨ふる、北風冷、テルモメートル六十八度強計ニ而候、

丁巳十一月十二日、少々雨冷、北風、

朝五時分

テ七十度強
ハ七十五拇八
（頭注）「英人兩名が所有品・書籍類改ム」

一八時分より大雨風丑寅之風也、園田どの・大湾との同道いたし、護国寺へ暎国人ベテレーン并マウトン兩人之所持之書物数部・器械類改方ニ參、琉役々ニ者異国掛久手堅親方・里主浦添親雲上出会有之候、御用相成品々者都而我等方へ差出候様取分申置候、書籍凡五千部計、唐本書千部程、其外器械類夥敷候、右英国人者才達之ものニ而、在琉中著述之漢書之本も数部有之候、夷人共物毎に勉強する事者驚入りたるものニ候、

丁巳霜月十三日、北風、曇天、

朝五時分

テ七十二度
バ七十七拇三

一北風烈敷冷氣ニ候、御国元之冷氣ニ同く有之候、併七十三度計ニ候、

一八時分より園田との入來、昨日取しらへ置候書籍再しらへ方ニ而候、

巳霜月十四日、朝暫時雨、

朝四時分 テ五十六度
ハ七十八拇八 北風、

一 今日在宿、園田殿取合御用封認方ニ而候、

一 九時分より小録親方入来、異国人一件御用談、久手堅親方・阿波根親方も入来ニ候、夜入小録親方・兼城親雲上入来、及酒宴候、四過被帰候、

丁巳霜月十五日、晴、丑寅之風、

朝四時分 テ五十六度強
ハ六十七拇冷

一 今日ハ冷氣ニ有之、当地ニ而者至極之冷氣なりと云、御国許八月十四五日比之様ニ候、

一 園田どの入来、御用封取仕立候、外ニ江夏十郎殿・有川喜左衛門殿・相良助太夫殿へも遣候、

丁巳霜月十六日、晴、寅之風冷、

朝五時分 テ六十一度
ハ七十六拇

一 四時分より岩元清藏殿入来、七時分より玉川王子・小録親方・兼城親雲上入来、大鐘時分園田どの入来御用談、

丁巳霜月十七日、晴、東風冷、

一 冷氣甚し、御国元八月中旬比之如し、乍去六十度位なり、

一 終日鹿府江之御用封仕立方也、諸御届書等ニ而候、

丁巳霜月十八日、晴、北風、

朝五時分 テ六十二度
ハ七十八拇八

一 此度之飛脚舟者くり舟式艘にて、御届書等者同案式通ニ而申上候、大湾親雲上入来御用談有之、園田どの入来、夜入岩元殿より園田殿・大湾同道参る、祝宴也、

巳霜月十九日、朝照後曇天、

朝五時分 テ七十度
ハ七十八拇三 南風、後大雨、

一 今日氏神祭ニ付、三面之御兜をか、け、氏神・産名神を奉祭候、御国許杯ニ而も祭式取行し筈と想像いたし候、

一 七時分兼城親雲上入来ニ而候、園田殿・与那原親方入来、氏神祭之祝酒進候、

丁巳霜月廿日、晴、西風緩、

朝五時分 テ七十四度
バ七十六搦五

（頭注）「守衛方備付之小銃五十挺、古風之儀式百目計り之もの式挺有り」

一四時分より御鉄砲油拔相催、数馬殿・清藏殿・仁右

衛門殿・八太郎殿・正太郎殿同道参る、我等二者ゲ

ヘール持参打方いたす事、番筒を以的打いたすニ拾

三発ニ拾壹的中、夜入時分帰る、

丁巳霜月廿一日、西風、

朝五時分 テ七十二度半
ハ七十六搦六

一終日在宿、九時分大風雨ニ候、八時分与那原親方入

来ニ候、

巳霜月廿二日、晴、東風、

朝四時分 テ七十度強
バ七十六搦

ガジャバ

一今日国王即位之祝に我蛇馬場と云所にて早馬乗有之

筈候処、雨天ニ而延引相成、我々見物に可参趣国王

より御申候得共取止、後日可企趣兼城より被申遣候、

七時分より天気晴上り、園田との同道いたし、泊村

へ亜米利翰人残置候バツテラ壹艘格護いたし有之見

物に参る、又天久寺之傍に亜米利人造立いたし置候

石炭囲所有之見分す、此バツテラ者長サ四間三尺計

り、幅四尺六寸余も有之候、来春早便より御国許之

様差遣筈ニ申談置候、夜入時分帰る、

丁巳霜月廿三日、晴、冷、北風、

朝四時分 テ六十五度
ハ七十六搦三

一我等御国元ニ而惣髪ニなりしより至今日百式拾日ニ

およひ候、随分本結ニ結付られ候、琉姿に変したる

より三拾日ニおよひ候、昨日企ニ相成候早馬乗有之

候、我々も見物に可参旨役々より願ニ付、朝五時分

より諏訪殿を初として駕籠ニ而出張る、中途より大

雨ニ而難義なり、与那原と申所ニ而那覇より者二里

余も有之候、馬乗手者王子・按子等家柄之人々なり、
（司カ）

出立も立派ニ有之候、併僅式拾人計之馬也、七時分

相済帰る、見物人夥敷候、七時分帰る、

丁巳霜月廿四日、晴、北風、

朝五時分 テ六十二度
ハ七十六搦六

(頭注「樺山弥兵衛墓、善光寺者神宗なり、那桐二あり」)

一 今日も与那原二而打毬之催有之由候得とも見物者断候、大鐘時分より園田との同伴いたし、善光寺へ小松相馬殿墓参、永吉奥方より被遣候官香持参候而手向候、樺山弥兵衛殿墓へも参、大山正門(綱目)とのより被遣候官香も手向候事、

丁巳霜月廿五日、朝曇後照、東風、

朝五時分 テ七十四度
ハ七十六拇三

一 四時分より護国寺へ喚人所持道具取調方ニ参、園田殿同道参、異国掛与那原親方・久手堅親方、通事掛長堂親雲上参る、薬瓶其外三拾余品御用見合ニ相成、旅馆之様可差出旨相達置候、薬種者キナソート三瓶・ヨチユーム一瓶有之、是も御用相成賦ニ申渡置候、大鐘時分より諏訪との・岩元との入来、帰りニ与那原旅馆へ参る、酒宴にて四時分帰る、
一 今日御国元へ之御用封数通飛脚舟へ相渡候、

丁巳霜月廿六日、晴、冷、北風、後曇、

朝六半時分 テ六十五度
ハ七十六拇三

一 御賦金申受候、源介・藤助へ定之通相渡候事、
一 八時分より園田との入来、護国寺より取寄候書籍類しらへ方ニ候、夜入酒宴ニ而候、

丁巳十一月廿七日、北風、曇、

朝五時分 テ七十四度
ハ七十六拇三

一 終日在旅馆、読書・写本等也、七時分より大風雨、夜入過止む、

巳霜月廿八日、朝曇、北風、

朝五時分 テ七十八度
ハ七十五拇三

一 四時分より園田とのへ参、同道いたし御坐立へ出勤す、郷原殿・諏訪殿・梁瀬殿・岩元との・園田殿・大窪との・我等、琉役々二者久手堅親方ニ而候、仏郎西人取扱向之御帳留卷冊拝借いたし帰る、
一 八時分池城親方入来、此度琉藏方難渋ニ付改革申渡、其外生財一条申渡相成候間、右之書付見置呉候様被申候、其他国政向之事共相談有之候、

丁巳霜月廿九日、西風、

朝五前比 テ六十七度強
バ七十五拇三

一終日在宿候、久手堅親方入来、糸数筑登之仕立物二
参る、八時分風雨冷氣也、

已霜月晦日、曇、北風冷、雨折々降、

朝六半時分 テ六十式度半
バ七十五拇三、甚不平均也、

一今朝者余程冷氣也、大和二而者八月比之氣候なり、

一岩元殿入来、牛胆丸調合方二而候、糸数筑登之へ八
田知紀之画譜掛物一幅遣候、七時分テルモメーテル
六十七度二而候、

丁巳十二月朔日、戊甲^(申カ)、北風冷、晴、

朝五前比 テ六十度
ハ七十五拇三

一朝氏神・産名神拝礼候、羅紗之羽織新二出来、今日
より着初候、天氣快晴也、

一御国元二而者、今朝者餅を取はやし子共賑々敷もの
なるか、当所者其等之事も無之想像せられ候、

一四時分より諏訪殿・郷原殿其外へ見舞候、園田との

者近々出帆、帰国之筈ゆへ旁仕廻方之由、多年被相
詰候ゆへ御金五十兩拝借之願我等より申出置候、夜
入諏訪との・園田との入来二而候、

丁巳師走二日、晴、北風、

朝六半時分 テ六十二度
バ七十六拇三

一昨朔日より用頼之山城并山城子兩人、孟子講義聴聞
相願、今朝より相初候事、

一七時分より仁右衛門殿同道いたし、壺屋辺大樋城水^{ヒシヤ}
等徘徊いたす、夜入比帰る、

巳師走三日、晴、冷、西風、

朝五時分 テ六十三度強
ハ七十六拇三

一朝用頼之山城并山城子参、孟子梁惠王篇講義いたす、
四時分より御坐建へ出勤、諏訪・岩元・大窪・我等
也、九時分退出、園田殿へ参、少々不快二而薬用す、
七時分より若狭町諸所、護国寺等へ遊参、終に那覇
市中徘徊、夜入帰る、若狭町にて滞留之仏人三人へ

行逢候、源介事者容貌不召替候間為進候、我等者公然として通行す、渠等目ニ付我等を大に疑ひたる体二候、

丁巳師走四日、曇、北風冷、後雨、

朝五時分 テ六十一度
ハ七十五拇三

一朝五時分より諏訪殿・園田殿・岩元との・大窪との・柳田との一同、朱里之善久寺へ舞楽見物ニ参、初中城へ扣、時分宜敷と之趣申遣候間、兼城親雲上・浦添親雲上迎ニ出られ候、其外楽奉行杯出会、楽童子六人江戸城ニ而奏候通ニ仕掛、拍子十六律ニ而候、童子輩いづれも美麗ニ而候、七時分相済、夫より浦添所へ立寄種々酒宴ニおよび候、夜入四時分帰家、

丁巳師走五日、曇、西風、

テ六十三度強
ハ七十六拇三 朝四時分

一朝園田殿へ参り源介・藤助へ赤冠袴ツツ、遣し候、小録親方・池城・宇治原親方・伊舎堂親方入来、

一大里王子・玉川王子其外兼而付合候人々より、山竿^(平カ)其外寒中見廻ニ被遣候、

丁巳師走六日、曇、北風冷、大寒入、

朝五時分 テ六十四度
ハ七十四拇三

一朝山城兩人参、四時分大窪八太郎殿入来、
一国王様并王子・按子・三司官其外付合之人数へ寒中見廻申遣候事、
一我等も日々快気、八時分より恩川親方・兼城親方入来、先日沙汰いたし置候玉之額面被差出候、

丁巳十二月七日、晴、北風、

朝五時分 テ六十度
ハ七十六拇三

(頭注)「従者琉姿に参す」

一従者木佐貫源介・僕藤介兩人共ニ琉姿ニ為替候、右者夷人へ応接等之節、和容ニ而者差支候間、其段御国許へ御届申上取計候事、

一七時分豊見城按子殿初而面会ニ而入来、此人者兼城親雲上殿之兄者なり、当国ニ而も先人才と被云候人なり、年輩五拾計之人なり、以来懇意ニいたし度被

相頼候間、此方より分而懇ニ申置候、夫より豊見城親雲上殿入来、此人も先日より付合之願有之、今日初而被参候、夜入仁右衛門殿入来、御用談ニ而候、近々より運天方廻勤之談合いたし置候事、

丁巳師走八日、晴、北風冷、

テ五十八度
ハ七十六搦三 朝五時分

一 今朝者別而冷氣也、当国へ参りしより初而之冷氣、

本府ニ而者ケ様之冷氣者初而也、

（頭注「物産學門人」）

一 我等へ製藥稽古之人々津嘉山親雲上・安村里之子親

雲上初参之筈候、久手堅親方并兼城親雲上・園田殿

ニも入来、入門之兩人入来、初会之事ゆへ酒肴取仕

立候、此涯者一ヶ月ニ三度程も五六日之式日にて被

参候者、究理書講義可致旨申置候、夜入時分被帰候、

丁巳十二月九日、晴、風、

朝五時分
テ六十五度
ハ七十六搦三

一 八時分より諏訪殿へ参、夫より園田とのへ参り那覇

市中諸所徘徊、夜入時分帰り、諏訪殿へ参り、園田

とのも被参候間、御用談及深更候、

丁巳師走十日、東北風冷、

朝五時分
テ六十九度
ハ七十六搦三

一 今日より源介門人之金物師共四人参候、七時分より東北風にて天氣荒立大雨なり、

丁巳師走十一日、北風、曇、

朝五時分
テ六十八度弱
ハ七十五搦三

一 四時分より諏訪とのへ参候、運天港見分、来ル十六

日より出途之筈候処、此様天氣惡敷取止之届申談置

候、夫より園田殿へ参、川原親方入来、初而面接之

人なり、七時分より郷原殿へ参、園田上国ニ付入用

拝借之義相談いたし候、大鐘時分より諏訪とのへ参

り、池城親方杯参会ニ付亭主ニ参る、守衛方之人數

皆参会なり、

丁巳十二月十二日、晴、冷、北風、

朝五時分
テ六十一度半
ハ七十五搦八

〔頭注〕「琉球へ雨晴計等初而來ル」

一付合之琉人共へ規之通進物仕出し候、池城親方へバ
ロメーテル壹本・テルモメーテル壹本進入候、国王
へ同人より進上之賦ニ而所望有之候、八時分冷度六
十三度強、七時分嵩原親雲上初而入來、

丁巳師走十三日、晴、北風冷、

朝五十八度半
ハ七十六拇三六半時分

一御坐立へ四時出勤、園田仁右衛門殿上国付、拝借願
書我等取次差出候、九時分川原親方入來有之候、夜
入時分園田殿入來有之候、

丁巳師走十四日、照、冷、寅之風、

朝テ六十二度
ハ七十六拇三五時分

一今日守衛方人数之内園田殿・我等を豊見城按子殿よ
り扣請有之参る、我等者初而参候、弓射杯ニ而小録
親方・恩川親方・川原親方・〔衍カ〕兼城親雲上
〔頭注〕「奇童披露」其外琉人七人被参候、夜入時分より酒宴、和泉崎之
糸数子拾式才ニなりしを召列読書為致候、才器秀た
るものなり、講義杯克く出来候、奇童子なり、

丁巳師走十五日、晴、朝曇後快晴、

朝ハ七十五拇
テ六十三度半五時分

一四時分より郷原殿へ参、夫より詰役中へ見廻候、八
時分より門人津嘉山・西村殿被参候、舍密開宗講義
いたす、

丁巳十二月十六日、煖、南風、曇、

朝テ六十八度強
ハ七十六拇二五時分

〔頭注〕「飛舟出帆、屈書等数通出ス」

一四時分より大風雨、南風なり、先日より手当いたし
置候飛舟も今日出帆之届申出候、八時分より園田殿
入來候、

一七時分兼城親雲上被参候、來ル廿五六日兩日之間ニ
〔頭注〕「国王対面之内意承ル」国王様我等并園田殿・大窪殿へ見参被致、御内用向

共御頼被成度と之趣被申聞候間御申請置候、当所船
手衆へ、先年先島ニ而破壊ニおよび候夷国蒸氣船之
器具格護有之由ニ候、右者、都而御国元之様可被差
出旨相達置候、

丁巳師走十七日、曇、北風、

朝五ツ時分 テ六十九度強
ハ七十五搦三

一 今宵者諏訪殿ニ而守衛方人数打寄、已之待会有之筈
二 候、夜入過より参会、酒宴ニ而候、四時分迄ニ而
退散いたし候、

丁巳十二月十八日、曇、煖、東北風、

朝五時分 テ六十七度弱
ハ七十六搦三

一朝両山城参、講釈毎之通、

一 四時分より御坐立へ出勤、諏訪殿・梁瀬・大窪・我
等也、琉役二者阿務里親雲上也、

一 八時分浦添親雲上見舞有之候、

一 豊城按子・小録親雲上初而入来、此両人者若年にて
勤学最中之由にて、我等へ近思録之講義被頼候付辞
讓いたし候得共、是非共被申付可也覚之儘と受合候、
一 仏人共至極靜謐ニ罷在候、昨日ハ朱里客屋へ参り、
布政官へ相付寒中之見舞旁国王安否尋為申出由也、

丁巳十二月十九日、晴、冷、東風、

朝五時分 テ六十四度
ハ七十六搦八

一朝用頼山城并山城子参、講義いたす、

一 八時分兼城親雲上入来、廿三日我等并二園田殿・大
窪との国王対面被成度と之趣被申遣候、御受申上置
候、尤、崎山之別荘にて御逢之由も被申候、七時分
川平親方入来、来ル廿六日彼宅へ可参旨被申候、小
録親方入来ニ而、来ル廿四日二者彼宅へ参候様被申
候、

丁巳師走廿日、曇、北風冷、

朝五時分 テ六十度強
ハ七十八搦五

一朝雨、山城参、波江野権右衛門参る、四時分より大
窪とのへ参、夫より岩元清藏殿へ見廻候、夜入時分
より諏訪殿同道寺師次郎右衛門殿へ参、酒宴ニ候、

丁巳師走廿一日、晴、北風冷、
（頭注）「立春」

立春四時一分戌辰、
（戊カ）

朝五半時分 テ五十八度強
ハ七十八搦三

一 今日立春と云者何となく快く候、

一 郷原殿并浦添親雲上被参候得共、不快ニ而面接断候、

年内の立春

けふよりは春とは知れと鶯の

鳴ぬ間は疑われけり

丁巳師走廿二日、時雨、北風冷、

朝四時分 テ六十度強
ハ七十八拇三

一 郷原との入来ニ而、先日我等より内意申置候園田との上国ニ付仕舞料拝借、願通被仰付候旨被申聞候間一札申置候、夜入池城親方より使被遣候、明日国王へ拜謁ニ付、彼是案内被申遣候、

已十二月廿三日、晴、南風、

朝五時分 テ七十度強
ハ七十六拇九

(頭注)「国王江初而面会」

一 国王様崎山之茶屋ニおひて対面ニ付、家来下人ニ而乗輿ニ而四時分より朱里へ参候、那覇之里主浦添親雲上同伴也、園田仁右衛門殿・大窪八太郎殿・我等三人也、朱里中城殿へ休息、八時分玉城親雲上云人案内ニ被参候、書院奉行也、口上者国王より、今日ハ慈々遠方御太儀ながら寛々拝面申度と之趣ニ而候、

今日之御馳走役なる由、左候而、献立書持参、此通之御振舞申度趣被申候、八時分右之人案内にて崎山茶屋之様差越候、門前より上輿^(乗)、中門へ参候処、書院奉行豊見城親雲上并与那原親方出迎、中門内ニ者鎖之側兼城親雲上出迎、直様罷通候、吆喚へ三司官池城親方・小録親方出迎有之、式礼通ニ而候、吆喚上段へ者摂政出迎有之、使者之間へ国王出迎へ有之、当坐之式礼いたし、挨拶者、遠方慈々御出給り忝存旨被申候、我等よりも、今日ハ拜謁被仰付忝奉存旨申上候、夫より御相伴豊城按子・恩河親方被出挨拶いたし、夫より国王之末坐ニ摂政・三司官・按子被出種々挨拶有之、夫より国王先ニ被立候而書院へ案内ニ而坐定り、茶・煙草盆出、夫より左之通之品出候、献立書之通なり、初国王と盃之取替し互ニ厚礼ニ候、矢張盃之取替、看之取やりもいたし候、御相伴役ニ者玉川王子・大里王子・豊城按子、三司^(音脱カ)池城親方・恩河親方ニ而種々取替し、夫より四方山之咄ニ而候、国王より者御国元馬術・砲術・弓術等之咄ニ而候、是又造士館・演武館等之儀御尋ニ付、詳ニ

御咄申上置候、

（頭注）「中山王尚泰十七才なり」

一国王二も余程器量之人と見受られたり、当年拾七才なる由、美男子二而候、七時分御庭見物可致旨、御相伴より案内有之見物二出候、望影別而宜敷候、庭も随分手広二有之候、大鐘時分より奥書院へ通り、打くつろきて酒宴なり、此庭前二旭堂といへる望影宜敷台ありしに即詠書付たり、

朝日さす高き台にくむ酒は

天の川原のなかれなるらん

とそしたり、又何歟と御相伴衆被申候ゆへ酔興之断申出候へ者、兎も角もと被申しゆへ、

久方の雲井に出ける姫鶴の

千代の声とて高く聞ゆれ

申置ぬ、

四時分酒被出候間給り、引出物種々にて目録者書院奉行より引渡有之候、無程退出候、国王二も咄喚迄見送り有之候、摂政・三司官・王子迄も見送り有之候、初之通中門迄も役々被見送候、本門より乗輿、那覇まで輕輩松明数拾本を照し見送り有之候、首尾

能安心也、

一先山之邸者中山第一之絶影にて四方一里計を一目に見渡したる所なり、諏訪兼利ぬしの邸之記あり、于今秘藏し有之候、庭中二者林泉・馬場・弓場等もあり、馬場者円形二作り面白キ仕様なり、屋敷之惣囲

（頭注）「諏訪兼利庭の記文」

者御国元磯邸之如く可有之候、

一国王秘藏之大葉蘭（鉢カ）一体進上いたし度御相談有之、

太守様二者植物御好之方二而可然と申上置候、

丁巳十二月廿四日、晴、西風冷、

朝五時分テ五十八度
ハ七十九掬二

一昨日曳出物今朝為持被遣候、今日大湾親雲上より扣請之筈候、此度出格昇進二付我等之一礼被申賦之由、四時分より諏訪とのへ参、仁右衛門殿拝借銀被仰付候礼申置候、九時分より諏訪殿・園田との・大窪殿・柳田との一同大湾親雲上所へ差越候、中城殿へ立寄、昨日拝謁之礼申入候、夫より守礼門涯二有之薬園見物いたす、夫より大湾所へ参、亭主二者安村親方・兼城親雲上・小録親方・池城親方・阿波根親

雲上・恩河親方其外輕役之數人なり、種々之馳走、
先山茶屋へ又々見物ニ參、四時分退散候、

丁巳師走廿五日、晴、南風煖、

朝五時分 テ七十一度
ハ七十六拇八

一外出不致、今日津嘉山・安村入來、同道致兼城村諸
所廻野采葉候、先ツ奇品ニ者マンシユインと(灌カ)云榿木
有之、外ニ金合歛木其外有之候、七時分分袖、我
等・仁右衛門殿ニ者川原親方所へ參る、坐次ニ茶并
昼飯被出候間喰畢り、夫より庭前見物、此庭者中山
之勝影之由、唐人林鴻年詩歌も有之候、弓射も有之、
我等も射候、夜入時分より酒宴ニ候、亭主振ニ者豊
見城按子・平良按子・小録親方・兼城親雲上・高原
親雲上・小録里之子親雲上・大湾親雲上ニ而候、四
時分園田殿同道歸る、

会中豊見城按子殿詠

此宿の松の緑は言葉の

露に弥々盛へそふらん

我等二者左之如く、

治れる御代の姿は岩かねの
松の緑と一ツ也けり

丁巳十二月廿七日、晴、南風煖、春氣催、

朝五時分 テ六十一度強
ハ七十六拇九

一迎歳之しるしに餅搗せ候、餅米式斗八升なり、詰
役々ニも贈れり、

一大湾親雲上へ昇進之祝とて、
竜の馬に鞭打てこそ位山

登る心は心也けり

一琉役々より歳暮之贈品有之候、仁右衛門殿七時分よ
り入來、白砂糖製法方にて候、

丁巳師走廿八日、快晴、南風強、

朝五時分 テ六十九度強
ハ七十九拇三

(頭注)「樺山弥兵衛祭式」

一歳暮之祝儀に役々入來、四時分より御坐立へ出勤、
九時分退出、園田殿・岩元殿へ參る、伊江王子初而
入來有之候、

一今日樺山弥兵衛殿一回忌法事執行致候、大山正円殿

より渡海之時分被頼候付、我等取切て相頼候東善寺
へ丁錢貳貫文・官香一把・餅一重、口上書相添遣候、
明日者節季ゆへ参詣者不致旨申遣候、大鐘比より那
覇市中見物ニ出候、夜入帰る、節季ニ而賑々敷候、

丁巳十二月廿九日、朝照後曇、南風、

朝五時分 テ七十二度強
ハ七十六搦三

一国王へ歳暮之祝儀申上候、御札ニ者池城里之子親雲
上を以被申遣候、七時分より園田殿同道いたし波上
寺へパン焼方ニ参、琉役伊舎堂親方も被参候、夜入
帰る、同人旅宿へ参、少々酒共吞、夜入過帰る、寺
へ参掛ニ樺山殿墓参、又者小松相馬殿墓参候、島津
主殿殿妻之為ニ実兄なれ者渡海之時分官香被頼候間、
今日手向候事、

丁巳十二月晦日、朝照後曇、南風煖、

朝五時分 テ六十八度弱
ハ七十六搦四

一朝歳暮ゆへ氏神・産名神・先祖拝候、四時分より諏
訪殿・郷原殿・岩元殿・園田殿・大窪殿・柳田殿・

宮武殿・梁瀬殿・石原殿其外へ見舞候、夜入時分入
浴いたし園田殿へ参、諏訪との・柳田殿参会、及深
更酒吞候而故郷之事共咄、快談ニ及候事、九時分退
散いたし、又従者木佐貫源介・僕藤助杯と及酒宴候、
快談取々也、

安政四年丁巳十二月晦日ニ而終る也、

〔朱書〕
「兵燹後ノ第三」

〔貼紙〕
「しらべ済十九年八月廿五日」

壬戌正月元日より

調済

同七月廿九日ニ終ル

文久二年壬戌日記

〔朱書〕
「二十一」 前編七冊ノ内

十六番巻

渙象堂広和

壬戌正月元日、曇天、雪、冷氣甚し、

一朝未明に神拝或者試筆等之式取行候、（市米広親）英久磨其外無

異壮榮大慶二候、八時分より吉村才之丞殿・久木山
泰藏・磯永弥九郎殿入来、年首之祝酒等ニ而快談ニ
而候、

壬戌正月二日、照、煖、

一朝神拝・四方拝等也、

一英久磨二者未明に有川家稽古初二出候、年頭之飛脚

江戸へ被差越候、（寺師宗道）兄上様へ書状差上候事、

一八時分より磯永弥九郎殿・有川喜左衛門殿一同唐堵（湊力）

永吉別業ニ遊参候、終日遊候、関之兼定之脇差一本

代金三両に取入候、出来格恰も宜敷、殊二年初二良

刀手ニ入り歛はし（行力）敷存候、

壬戌正月三日、快照、

一朝神拝、英久磨・健彦等へ読書初為致、八後より磯

永弥九郎殿・大山格之助殿・久木山泰藏同道、唐湊（綱良）

永吉別荘へ遊参候、夜入時分退散候、

文久二年壬戌正月元日より

広和三拾五歳

壬戌正月四日、雪天、冷、

一朝神拜、

一出勤、四後より御暇いたし方々廻勤、夜入時分帰宅候、雪降り冷氣甚敷難儀之脚物（柄カ）二候、

壬戌正月五日、曇雪、

一朝磯永弥九郎殿入来、出勤不致、下方諸所廻勤、雪天ニ而冷氣甚し、

壬戌正月六日、照、立春、

、一未明に砲術館へ出勤、例年之通稽古初二而軍神御祭式兵道御役者有馬衛守罷出、未明に被相勤候、四時分より御家老川上但馬（久運）どの御出役、其外御役々出役有之候、惣出席三百五拾人余、八時分相済御流等毎之通ニ而退出候、当年者別而少人数なり、是迄者御城下・諸郷等迄千人ニ下りし事者なかりしか、御上より之御世話なく、ゆへに人氣も随而不競残多キ事二候、夜入大山格之助殿・有川喜左衛門殿入来、及深更候、

壬戌正月七日、照、

一未明に岩下（方平）佐次右衛門殿へ蒸氣船御取入之一条ニ参（頭注）一家老島津登其外大山杯と立論シテ蒸氣船買入云云（島津久謙）ル、夫より永吉へ参ル、此節御軍制御改革ニ付各存慮有之候者、可申出旨年内被仰渡置候間、主殿殿建白之含有之草稿取建方二候、夜入柿本彦左衛門招呼、蒸氣船取入方之儀申付候事、

壬戌正月八日、曇雨、

一出勤不致在宿、終日雪雨にて冷氣甚し、在宿候事、

壬戌正月九日、快照、

（頭注）「島津氏へ建言也、草稿渡シまいらせたり」
一出勤不致、四時分より磯永どの同道永吉へ参、主殿より軍制一条之建白取建方なり、夜入比より新納太郎左衛門・吉村才之丞殿并二柿本彦左衛門・池田武八参り、蒸氣船取入之一件評議ニ及候、御趣法掛吉川源右衛門より柿本へ為達趣有之、追々運立候勢二候事、

壬戌正月十日、曇、煖、後雨、春氣催、

一四時分より磯永どのへ参り、同道岩下佐次右衛門ど

(頭注「蒸氣船を觀於長崎買入方之事、商人柿本彦左衛門、説得尽力す」)

のへ参り、蒸氣船御取入料代五万七千両程におよひ

候賦二候間、調達方種々吟味ニ及候、夫より新納太

郎左衛門殿へ参ル、高橋縫殿殿へ参り、御当人ニも

(種徳)

御軍制御改革一件之建白被致筈にて草稿被為見候、

随分尤之論也、

一大鐘時分より雪ふり、風立冷氣甚し、

壬戌正月十一日、雪後照、

一朝神拝、出勤不致、四時分より磯永殿同道し永吉へ

参ル、主殿殿御軍制一条之上書草稿いたす、夜入比

より黒岩政右衛門・柿本彦左衛門・池田武八参ル、

今日蒸氣船取入之一件願書吉川源右衛門へ為差出候、

都合可宜被存候、喜入撰津どのへ内意も為申置候事、

(久徳)

壬戌正月十二日、快照、

、一朝雪壹寸程地上ニ積候、昨日者毎之通に地頭繰替等

(頭注「江戸芝邸焼」)

有之候由、江戸より間々飛脚今曉着之由、旧冬十二

月七日、江戸芝御屋敷大奥御作事出張木屋より出火、

御殿廻者勿論、御長屋其外御近隣諸家様・町家迄も

(隣カ)

相応に焼失いたし候、

太守様二者御差扣被仰上候処、同十五日御用番様よ

(忠義)

り御遠慮ニ不被及旨御達有之候由申来、諸御役人・

諸士今四時登城、御機嫌可奉伺旨被仰渡候、左候而

(家定室)

天璋院様御統柄之詔を以、御屋敷御造立為御用途金

式万両被仰付候由と申来り、是又御祝儀申上候、御

参府者右通御焼失ニ付而者、御住居も無之ゆへ御猶

予御内意相成居候得共、此丈ヶ者些御難題之向ニ而

候由、夫ゆへ早々御造営可被成と之御内達ニ而御金

(戴力)

頂載ニも為相成由、幕府者人才多く種々術を尽して

も又意外ニ出候、感心ニ候、極秘之事ながら此御焼

亡も御参府御猶予被遊んか為ニ相成候半歟、可秘事

二候、

(行問書)

「当分江戸御留守居役伊地知小太郎也、御屋敷焼亡者

(貞鑒)

甚子細有之、実者御参府之御猶予御願相成候得共、御

採用無之候処より秘計を施したるなり、可秘事柄な

り、心ある人々眉を贅候事共なり、」

一出勤掛登城、吉村才之丞殿へ蒸氣船一条申談候、八

ツ退出より岩城三左衛門殿同道候、大鐘時分より吉村才之丞殿・相良助太夫・黒岩政右衛門入来、夜入黒岩政右衛門・中村周左衛門・柿本彦左衛門召列、岩下佐次右衛門どのへ参ル、蒸氣船取入之件を及評義候、

壬戌正月十三日、照、

一出勤、八ツより退出、七時分より永吉へ参ル、今晚より永吉ニ而八田喜左衛門殿日本書記之開講ニ而候、（知配）
（紀カ）

磯永殿・有川喜殿・我等なり、

一柿本彦左衛門へ頼置候書籍大坂より届候、（管カ）
菅子全書拾冊・制度通拾冊・唐土名所図絵拾冊・経済録説苑等なり、

壬戌正月十四日、西風、曇、

一眼病ニ而出勤不致在宿候、

一英久磨郷中之人数へ餅之汁振舞いたす、夜入永吉へ岩下佐次右衛門殿・大山格之助殿・久木山泰藏初咄ニ会候、及深更迄快談ニ而候、

壬戌正月十六日、照、

一眼病甚敷出勤不致在宿養生ニ候、四時分磯永殿入来、池田武八・柿本彦左衛門参リ、蒸氣船運用之趣法建書記候、

一昨夜江戸より極急之飛脚到来、十二月廿五日立之由（鳥津久也）
登殿より御細翰給候、江戸表当分之事情又者御屋敷焼失之成行詳ニ被仰遣候、別冊予かさしもくさ中ニ書記置なり、此焼亡之事件者御参勤を猶予せんの密計なり、

一太守様来春御参観之儀、御屋敷焼失付御住居不相調（頭注）
旨を以五ヶ月程御猶予之御願被仰立候処、御願之通（貳カ）

御聞置被成、当九月中ニ吃と御参府可被遊旨被仰渡候段御到来、加之是迄御参勤御猶予被仰付、且又此度御屋敷御焼失ニ付、御差扣等も御有捨被仰出、旁出格之御沙汰数々被仰出候付、為御礼（貳カ）

、太守様当秋御参府被遊迄之間、

（頭注）「重富之領主周防殿之御事なり、太守茂久公之御类なり、御参府御願者深キ訳合有之也」
和泉様御出府被成御礼被仰上度御内願被仰上候処、（鳥津久光）

当春中御出府被成候而も不苦と之趣御沙汰被為在候段一同申来候由、右者深キ訳合有之事ニ而、登殿旧冬出府之折被致承知周施有之候事ニ候、就而者其外（貳カ）

之事も是より大ニ手が付、御盛大之事ニ可相成賦ニ候、幕二者内策者不致して御願之趣に歎ひ御許容被成候由、是より有志之面々も歎之眉を開キ尽力ある之時に至れり、願く者拙策なく十分に御尽力之處のミ神明に祈る処なり、

壬戌正月十七日、照、

一 去ル十五日島津大藏殿御家老被仰付、御役料高千石

(頭注) 小松氏者肝付左門三弟なり、順聖公御小姓より斯く昇進せられたり

被下置候、是迄若年寄ニ而候、御側役小松帶刀殿大

番頭ニ而御側役是迄之通、御家老方吟味事ニも相加

候様為被仰付由、古よりケ様に御家老評議事ニ可加

と之事者無例事ながら、当今之世態ゆへ被仰付たる

ならん、

(頭注) 和泉様御出府

一 和泉様当春中御出府被成候様と之儀、今日

和泉様御出府者順聖公(齊彬)

御遣言之訳有之、殊ニ天下物騒ニ付御尽力之答候、後ニ分明なる事あるべし

太守様御直達為有之由、御側役小松帶刀殿被召付候

段も被仰付候由、夜入永吉へ参ル、高橋殿参会之事、

壬戌正月十八日、照、

一出勤、八ツ退出より唐湊村永吉別荘へ高橋縫殿殿・新納太郎左衛門殿参会之事、夜入四時分退散候事、

壬戌正月十九日、風照、

一出勤不致在宿、八時分より磯永弥九郎殿同道永吉へ参ル、高橋縫殿殿・吉川源右衛門参候、蒸気船取入方之一件談合之事、

(頭注) 昨春三月外松田おの伊井家冬ニ付御中途より御引返し相成候、其御供人数を云フ

一 和泉様御出府付御供方之儀者、

太守様御出府ニ付被仰付置候面々都而被召列候旨被仰付、今日御達有之候、

壬戌正月廿日、照、

一出勤、八ツ退出、今日さくら島ニおゐて大砲打方有

之候得共、我等者不快ニ而出役不参候、

一 福昌寺住持応山と申もの、江戸駒込之吉祥寺住持被

仰付、跡者南林寺より転住被仰付候由、

壬戌正月廿二日、照、

一出勤、八ツ退出、帰掛久木山泰藏同道致候而石川確

(正竜)

〔頭注〕「此圖式者順聖公和蘭人（ントロ）ノ命せられタルものを重而増補したるもの也」

太郎所へ神瀬砲台圖成就之由ニ而見ニ參候、築地ニ

相成候所、凡拾壹丁廻り麻葉形ニ而、大砲者八拾封

度之長カノシ・六拾封度之同、都合百拾壹丁程之御

備相成賦ニ候、誠ニ盛大之事にて候、右者

順聖公御内定之通ニ而、至今日御再興者実ニ難有次

第二而候、

壬戌正月廿三日、照、

〔頭注〕「八木称平長崎におゐて蒸氣船を和蘭へ注文被仰たり」

一 出勤、ハツより退出候、坂元権之丞殿へ用談有之參

ル、八木称平殿先日長崎より被帰候由ゆへ見廻而彼

地之事情詳ニ承得候、当分夷人商法盛にて三拾艘程

者不絶来港之由、就中英国者盛ニ有之、和蘭人坏之

およふ所にあらざる由、

一夜入永吉へ參ル、八田喜左衛門・磯永殿・有川殿来

会いたし、日本書記講義之式夜ニ候、及深更候、

壬戌正月廿四日、快照、

一 出勤、ハツ退出候、

〔頭注〕「天祖広言大人の画像出来」

一 広言大人の尊像表粧出来、今日よりか、け初候、幸

に酒肴到来祭拱いたす、画家者稻留源左衛門殿なり、

一 先夜不図胸下を跪き倒打、其痛甚敷、八木どのへ療

治頼候、於雄も眼病之療養頼候、ヨートポットアス

并嶮砂被用候、

一 江戸より十二月廿九日立之飛脚着致候、兄上様御状

届ク、御壮健ニ候、

壬戌正月廿七日、照、

一 出勤不致在宿候、

一 去年十二月七日御屋敷焼失付、無程御造営料貳万兩

頂載被仰出、加之一昨年御本丸御焼失付、御手伝四

万兩御上納之残り四万兩有之、右も此節柄御上納ニ

不被為及旨も御達有之候、手伝者六万兩余ニ而追々

御月割ニ而御上納被成、残り四万兩程有之由、然者

都合六万兩之御頂載之賦ニ候、右者専ら島津登殿心

力を御尽之様子ニ而候、

〔行問書〕「御公儀ニおひても、当時柄人心を取らんの為ニ如斯

手厚キ御取扱ニ相成ル者前代未聞之御事なり、深キ

子細あり、」

壬戌正月廿八日、照、

一出勤不致在宿候、七時分より永吉へ参ル、夜入帰ル、
今日年頭飛脚着候、兄上様御状来ル、被仰遣趣ニ、

正月二日諸大名登城之定例ニ而、諺に二日下馬と唱、
いづれも我を登らしと粧立て登城有之もの、由、当
年者元日より大雪ふり、二日朝迄者積雪深く天氣者
快晴なりしか、諸大名定例之如く登城有之処、右下
馬先何となく騒動いたし候由、其形行左ニ被仰遣候、
一昨二日朝諸大名惣登城之処、下馬先大混雜、何事な
る哉、惣勢入乱騒動不大方、終二者刀を抜切合鎗を
構へ大喧嘩ニ成立、死傷も多有之、御城内までも紛
乱いたし、目付くニも門を打堅、稀代之珍事、下
馬先不鎮候ゆへ夫々取締も出候得共、手に不及、実
ニ大事と相見得候、右ニ付常ニハ下城九ツ時分ニ有
之候処、事々鎮りまで下城無之、大名方御下城者七
過暮ニも相成、御役方・御老中下城者夜入過ニ而候
由、殺害ニ逢候人も有之哉ニ相聞得候へ共、未詳ニ
不相知候、何分ニも時分と云、所と云ひ、殊ニ元日
大雪降り、二日之朝までも全ク消不申、天氣快照ニ

而候得共、其混雜之人声夥敷相聞、最寄之屋敷く

より者追々馳付、実ニ鼎中之如沸為有之由、只今聞
得之形行申上候、目付く等ニ而被召捕候ものも為
有之由、浪人もの、所為歟と説も有之候、巨細之儀
不相分、何分可心用時節ニ候、拙者も当朝下馬見ニ
参筈之処、天氣柄ニ而取止候、今更仕合ニ候、天下
混雜之前表と存申候、ケ様不慮之事有之而者御供方
等心配之事ニ候、当今人氣事を求る之勢ニ而笑止千
万ニ候、此段聞得候成行申進候、以上、

一右之通ニ而詳説者不相知候得共、何分人氣沸騰より
之事にて、兎角乱之端にて三五年を不過していかな
る処より歟発乱無疑候、可謹之時節ニ相成たり、

壬戌正月晦日、雨四時分より大ふり、七時分二者晴
上りたり、

一曉より永吉へ参ル、磯永真海同道いたし候、御軍制
一条之建言被致糺合方ニ候、終日家譜取しらへ方な
り、夜入時分帰ル、

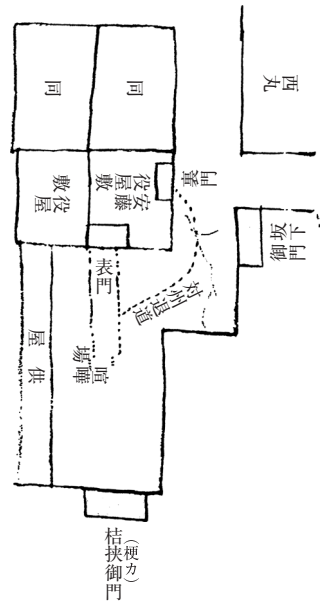
一今朝江戸より極急之飛脚着いたす、申来趣者、去ル

十六日出立二而、十五日大城之下馬にて浪人共閣
 老安藤（信正）対馬守殿行列先へ伐掛り及争戦、対馬守殿二
 も手疵を負られ候由申来ル、閣老之事故、五時分登
 城之折、坂下御門の方より浪人体之もの駕籠を目掛
 切掛、初短銃壹発打掛候処、供方之もの散々二防戦
 いたし候内、対州殿者（駕方）賀籠より飛立拔合せ、歩行二
 一説ニ坂下御門へ逃込まれたりとも云
 而御役屋敷之様被引取候由、御役屋敷之表門より被
 引取候事不相叶、坂下御門之前裏門之様両人之供方
 にて土足二而被引取候由、初切入候処者御役屋敷表
 門より僅壹丁計之処にて、供方後陣者門を不出内に
 喧嘩初りし由、対州も三ヶ所程之疵を被請、左のひ
 ん先二一ヶ所、右之ほふ二壹ヶ所、腰に壹ヶ所手負
 有之、浪人共切人之節賀籠に三本刀を突入たる由、
 強運にて真向に不当、其内供方之防戦二而切付候事
 不能、賀籠より飛出屋敷へ被引取候由也、浪人共人
 数六人二而打死之もの四人、生捕候者三人と云又四
 人とも云、安藤家之人数も八人程死去之由、暫時者
 大騒動にて下馬見物に出候人々も多く、此御方中小
 姓橋口伝藏親敷見物いたし居、早々御屋敷へ走帰り

御届申出候、又佐土原藩中三人坂下御門二而下馬見
 物いたし居候処、対州殿坂下御門之様歩行にて逃帰
 られ候を見、成行此御方へも御届為申由、此旨詳二
 登殿より主殿殿へ被申遣候、昨年上巳二者井伊掃部（直朝）
 頭殿を水戸浪人共打果し、又爰ニ安藤殿を浪人共打
 候者幕威頗ル衰頹歎ケ敷、天道満を欠く之道理、徳
 川之栄華も殆三百年来運数盡而究らん歟、此安藤殿
 者井伊に同論之奸物にて

京都を奉輕、外夷と腹心を合せ、加之

和宮様を関東へ奉促候事共、都而此もの、天誅難遁
 之人二而候、浪人共者何方之もの歟者不相知候得共、
 水府人共之為所歟と評判之由、喧嘩場所図左之如し、
（行問書）
 「島津主殿永吉郷之領主なり、島津登殿嫡子なり、嫡
 家相続被致候人なり、」



壬戌二月朔日、照、

一出勤不致在宿、四時分より島津主殿殿・岩下佐次右衛門殿・八田喜左衛門殿・前田勇左衛門殿・大山格之助殿・久木山泰藏・有川喜左衛門殿・磯永弥九郎殿同道谷山刀作所へ参ル、我等二者壹尺八寸之脇差作方頼置候、夫より主殿殿中之塩屋別荘へ参り終日快談、夜入帰ル、帰り二樺山相馬殿^{久嬰}へ参ル、暫時咄いたし帰ル、

壬戌如月二日、照、

一出勤、八ツより退出、高橋どのへ参ル、新納太郎左衛門殿へ参ル、七時分帰ル、定式飛脚着二而候、

二月三日、照、

一砲術館より訓練場へ劍銃的打ニ参ル、式拾五間二五寸的を建、我等ハ拾筒ニ拾八之中り、岩城源之介殿者式拾之星中、火繩銃二而さへ式拾之皆中者稀なるに、劍銃之番筒同前を以如此者全く筒之工夫宜敷ゆへならん、我等之的中さへ人々驚入られ候、劍銃者の中せさるものと世人被申者、是等を以衆人実用なるをしらせ度事なり、

壬戌如月七日、照、

一出勤不致在宿、四時分より磯永殿同道いたし初市見物に参ル、英久磨・健彦召列候、夫より黒岩政右衛門所へ参り、八時分より永吉へ参り、鍍金之製法なり、

壬戌二月十日、雨天、

一朝磯永との入來、昨九日砲術書籍掛御軍賦役木脇嘉左衛門・御徒目付沖直次郎・書籍方書役愛甲新介事不都合之訳有之、木脇どの者御細工奉行、沖殿者御兵具方掛、愛甲者郡方一旦之書役被仰付候、氣之毒之至二候、砲術館ニ而種々我儘之所置有之との趣二候、然し是者甚無理なる事二候、夜入比より永吉へ參ル、磯弥九郎殿・川上十郎左衛門殿參会之事、

壬戌如月十一日、雨、煖也、

一出勤、ハツ退出候、夜入有川喜左衛門殿・大山格之助どの・久木山泰藏殿・吉村才之丞殿一同永吉へ參ル、及深更候、

、一大島へ蟄居被仰付置候菊池源吾、本者西郷吉兵衛と（隆盛）
（頭注）西郷大島より御呼び返し
申入、昨日御赦免ニ而大島より被帰候由、此人者

御先代御逝去後幕府之嫌疑を受、清水寺之僧月照と当地へ下り、追手參り不得止事心岳寺下二月照者入水して死し、吉兵衛ニも入水被致候得共水主共引上ケ生活被致、其後大島へ流罪と申ことなく御賄米等被下之居住被致候処、全体

京師・関東之脈絡者貫通之人なれ者、此節（和泉様御參府者深キ訳合有之、太守様御若年故為御名代御參府被成、順聖公之御趣意相貫之賦なり、

和泉様関東へ御登り二付而被召列度有志連中より申立、早々御召返しニ相成たる由、乍蔭歛しき事二而候、此人從駕周施有之候者天下之氣脈も不失のミならす（順聖御深意茂島津豊後・新納駿河等の奸計を以擁閉せしを、爰ニ至り繼述せらるものとなれり、（非力）
御先代様之御厚志も貫徹有之、御功成者無疑候半、又京都ニ而も克く其事を御聞知之訳なれ者、幕府之事も折合克可相成歟、実ニ天下国家之幸ならん、

壬戌如月十二日、曇晴、

一出勤、ハツより退出候事、

、一高崎五郎右衛門嫡子佐太郎・山田一郎左衛門嫡孫清安・近藤隆左衛門二男金吉・土持岱介家跡・村田平内左衛門跡・国分伊十郎跡、其外同類ニ而家被召禿

候面々、都而今十二日御赦被仰付、本身分ニ被復、高崎佐太郎事者大島へ流罪被仰付置候処、御赦被召返候旨被仰候、右者陰謀党之面々なりしか誠ニ難有御趣意ニ有之候、昨年来より御赦之議論も相建居、

無此上事ニ而候、世上拳而難有がり、人氣も稍引立

候勢ニ有之候、

(行間書)

「高崎・近藤等之人々者、順聖公御家督一件を謀り遂ニ死刑ニ被処しなり、其始末者予か日記ニ詳なり、」

壬戌如月十三日、照、

一出勤不致在宿候、四時分より磯永どのへ参ル、夜入岩下佐次右衛門殿・八田喜左衛門殿・新納太郎左衛門殿・磯永弥衆同道いたし永吉へ参ル、

、一和泉様二丸へ御上り御住居付今日より御坐建有之候、八田殿も御付御広敷番頭ニ而二丸へ出勤有之、御祝

共為有之由、

(行間書)

「和泉様御事国父之称可致被相達、二之丸へ御住居相成候、是迄昼夜之御修造ありたり、」

壬戌二月十四日、照、

(頭注)「和泉様御参府御供也」

一出勤不致在宿候、唐湊永吉別荘ニ而大山格之助殿・

大山仲兵衛殿・磯永喜之介殿へ別益相催候、会主ニ者主殿殿・吉村才之丞殿・八田喜左衛門殿・有川喜

左衛門殿・久木山泰藏殿・磯永弥衆殿ニ而及深更迄快談ニ而候、各詩歌之会にて我等之者、

開けゆく道の首途とおもふるは

わかれと云へとうれしかりける

壬戌如月十八日、曇、

一朝磯永喜之介殿・柿本彦左衛門参らる、出勤、八ツ退出、坂本権之丞どのへ彼一条ニ付参ル、七時分より川畑宗之進殿へ参ル、大山仲兵衛どの・大山格之助殿・磯永喜之介殿へ別杯ニ而候事、

(頭注)「大山・磯永従賀なり」

壬戌二月十九日、曇天、

一出勤、八ツ退出、朝広言朝臣之尊人之像を拝候、七時分より永吉へ参ル、今宵柿本彦左衛門へ別杯有之候、及深更候、

壬戌二月廿日、雨、

、一出勤不致在宿候、和泉様二之丸へ明廿一日御引移之筈候処、被召延候

旨被仰渡候、今宵平山龍助殿・磯永喜之介殿へ於私宅別杯相催候、及深更候、

壬戌如月廿二日、照、

一出勤、ハツ退出、高橋殿へ参ル、夫より吉川源右衛門殿へ参ル、夫より諏訪数馬殿^(広兼)へ参ル、昨日江戸飛脚着之由、正月十五日閣老安藤対馬守殿を討んとせし形勢詳ニ申来ル、先日申来趣ニ相違無之候、有川喜左衛門殿同道永吉へ参ル、

壬戌如月廿三日、照、

一出勤、ハツ退出、七時分より岩下佐次右衛門殿へ参ル、夜入八田喜左衛門・大山格之助殿・有川喜左衛門どの永吉へ参ル、磯永弥衆小林より被帰候、

一文久^(二カ)三年壬戌正月十五日、於西丸下御老中安藤対馬守殿登城掛ケ、同勢へ切掛対州手疵を被負候、一同討死之人々、

(河本一)
豊原邦之助

(平山繁義)
細谷忠斎三拾貳三才

(河野通桓)
三島三平又三郎

(黒沢保高)
吉野政助三拾才比

(高畑胤正)
杉見千之助三拾四五才比 浅田儀助貳拾貳三

(頭注) 〔安藤殺さんとの輩激文〕 徹文カ

右死骸場所へ短筒式挺有之、銘々懷中に歎願書一通ツ、所持いたし、其文左之通り、

一申年三月赤心報国之輩御大老井伊掃部頭殿を斬殺ニ及候事、毛頭奉対

幕府候而異心を挟候儀ニ無之、掃部頭殿者執政以来自己之權威をのミ振ひ、奉茂如

天朝、只普外夷を恐怖いたし候心情より慷慨忠直之義士を惡ミ、一己之威心を示さんか為、専奸謀を相廻

し候体、実ニ

神州之罪人ニ御坐候故、右之臣奸を倒し候者自然

幕府ニおひて御悔心も被為出来、向後者

天朝を尊ミ夷狄を惡ミ、国危人心向背ニ御心被為付候

事ニ可有之と存込、身命を投候而及斬殺候処、其後

一向御悔心之御模様も相見得不申、弥御暴政之筋ニ

のミニ成行候事、幕府之御役人一同之罪ニ者候得共、

畢竟者安藤対馬守殿第一之罪魁と可申候、対馬守殿

者井伊掃部頭殿執政之時より同腹ニ而暴政之手伝を

被致、掃部頭どの死去之後も絶而悔悟之心も無之の

ミならず、其奸謀・詭計者掃部頭殿ニも起過し候様之事余多有之、兼而酒井若狹守殿申合、堂上方ニ正議之御方有之候得者、種々無実之罪を羅繼して

天朝をも同腹之小人のミに致さん事を相謀り、万一尽忠報国之志烈敷手ニ余り候族有之候節者、夷狄之力を借り可取押と之心底顯然ニ而、誠に

神州之大賊とも可申御方ニ候、此儘に打過候而者奉

(腦カ)

叡慮候事者不申及、

幕府茂御失札之御政事のミに成行、千古迄も汚名を被為受候様ニ成行候事、鏡ニ懸て見か如く不容易御儀と奉存候、此上当時之御模様之如く因循姑息之御政事而已ニ而一年送りニ被為過候者、近年之内天下者夷狄乱直之物と相成候事者必然之勢ニ御坐候ゆへ、旁に寢食を安んじ難く、右者全く对馬守殿奸謀邪計を専に被致候処より指起り候儀ニ付、臣等之至情難黙止、此度微臣共申合对馬守殿を斬殺申候、对馬守殿罪状者一々枚挙ニ不遑候得共、今其一端を挙而申

候、此度

皇妹御縁組之儀も、表向者

天朝より被下置候様ニ取繕ひ公武御合体之姿を示し候得共、実者奸謀威力を以て奉豪奪候も同様之筋ニ御坐候、此度必定

皇妹を枢機ニして外夷交易御免之儀

勅諭を申下し候手段ニ可有之、其儀若も不相叶節者窃に

天子之御讓位を申釀候心底ニ而、既ニ和学者共へ申付、

廢帝之古例を為調候始末、実ニ將軍家を不義ニ曳入、

万世之後惡逆之御名を流し候、取計候所行者北条・

足輕之所行ニも相越候逆謀と、我々共切齒痛憤之至

り可申様も無之候、扱又外夷取扱振之儀も对馬守殿

弥増ニ慇懃叮嚀を尽し、何事も彼等か申処に随ひ、

日本周海測量之儀早々差計し、

皇国之形勢悉く彼等ニ相教、近比者品川御殿山を彼等

ニ貸渡し、江戸第一之要地を外夷共に渡し候類者、

彼等を導て我国を取らしめ候も同前之儀ニ有之、其

上外夷応接之後者每事差向而密談及数刻、骨肉同様

二親睦いたし、国中之忠義勇憤之もの共をは仇敵之如く忌嫌ひ候段、国賊と申も余り有之事ニ御坐候、対馬守殿長く執政被致居候者、終二者

天朝を廢し幕府を倒し、自ら封爵を外夷に請候様ニ相成候義明白ニ而、言語同断之所行と可申候、既に先達而シーボルトと申醜夷に對し、日本之政務ニ携り呉候様相頼ミ候風説も有之、対馬守殿存命ニ而者数年を出すして我国

神聖之道を廢し、耶蘇之邪教を奉して君臣父子之大倫を忘、利欲を專ニいたし候筋のミに落入り、外夷同様禽獸之群と相成候事無疑、微臣共痛哭流涕大息之余リニ無余儀茂奸邪小人を令殺戮、上者奉安

天朝・幕府、下者万民之夷狄と成果候処之禍を防ぎ候儀ニ御坐候、毛頭も奉対

公辺異心を存候儀ニ無之候間、此後之処、井伊・安藤之二奸逆轍を御改革被為遊、外夷を擒逐し、

叡慮を慰め給ひ万民之困窮を御救被遊候而、東照宮御以来之御主意ニ御基キ、真実に征夷大將軍之御職任を被為遊御勤候様仕度候、若も只今之儘に而弊政御

改革無之候者、天下之大小名各幕府を見放、自分〱之国のミを相固候様成行候者必定之事ニ有之、外夷之御取扱さへ御手に余り候折柄、日本国中之人心市童・走卒も夷狄を惡ミ不申もの者一人も無之候間、万一夷狄誅戮を名といたし旗を挙候大名有之候者、大半其方ニ心靡き候事疑無之、実ニ危急之御時節と奉存候、且

皇国之俗者君臣上下之大義を弁し、忠烈節義を守り候御風習ニ候故、

幕府之御処置段々

天朝に相反し候処を見受候者、忠臣・義士之輩一人も幕府之御為に身命を投候もの有之間敷、幕府者孤立之御勢ニ御成果可被遊候、夫故此度御改心之有無者、幕府之御興廢に相係り候事ニ御坐候故、何卒此儀御勘考被遊、傲慢失礼之外夷共を疎外し、神国之御国体も幕府之御威光も相立、大小之士民迄一心合仕候而、尊王攘夷之大典を御正し、君臣上下之誼を明にし、益天下に死生を俱に致候様御処置希敷、是則臣等身命を投奸邪を殺戮して、

幕府要路之諸有司ニ懇願愁訴する処之微忠ニ御坐候、
恐惶謹言、

文久二年壬戌正月日

右通ニ記し銘々懷中いたし居候由、右之輩者水戸脱走之もの共ニ而、申年三月三日之徒と同志之ものニ候由、前に記候性名ハ皆変名之由、実名者未慥ニ分

兼候由、

(頭注)「天下の形況」

、一昨年之三月三日、井伊殿を水府脱走人共桜田ニおひ

(脱カ)

て誅戮いたし候、以来幕威殆ト衰へ、諸侯者病氣分等ニ而参覲も不致方多く、諸国より浮浪士京摂関東ニ聚り、物議騒々言語に難尽勢ニ成立候処、此節安藤を打候より尚又幕威衰頽いたし、閣老ニも望之人少く相成り、誠ニ苦々敷世に相成候、上巳より此方幕役供列等相増ニ而非常之手当者別而有之、安藤家ニも供方多キのミならず、いつも勝れたる勇壯之ものなりしゆへ防戦いたし、主人手負候までニ而危かりし事之由、浪人原も手ニ余り皆討死いたしたる由、此度ハ井伊之混雜より人々早々馴候而、兩三日

其説紛々たるまでニ而、至今格別噂も無之由、安藤殿者手疵も追々平創之向にて中々退役等之勢ニ無之、快氣之上者出勤も有之模様にて、公義よりも御叮嚀ニ御取扱有之由、夫ゆへ弥人氣沸騰之向なる由詳ニ兄様より被仰遣候、衰世之習奸人朝にはひこるは和漢古今之通例なり、今通之政事にて者又不日ニ何歟一変を生し可申哉と被仰遣候、可謹之時ニ而候、

壬戌二月廿四日、雨、

一出勤不致在宿候、家内共田上村作場へ参候、

(頭注)「和泉様二丸へ御引移り」

、一和泉様今巳之刻二丸へ御引移候、御子様御三人御同刻御上り、御祝等為有之由ニ候、二丸御造営者去年十二月中旬比より御取掛之處、昼夜之御急ニ而漸御成就有之、昨日迄御敷付等可也ニ為相済由、一昨日方より重富江御道具類御引移し有之候、初より御造立御入目凡八千兩程之見賦之由候処、存外相重ミ壹万五千兩余ニ及、惣御入目御敷付等迄者壹万八千兩より以上ニおよひ候半、御殿廻御休息所等者玉里御殿を御引移相成、諸御坐廻新ニ御出来之由、殊ニ地

(頭注)「御修造入費」

引ニ付御庭を崩し池を埋、或桑植付所を御除相成候、昔

(重豪)

大信院様御住居之時分、新ニ二丸御取立有之御住居

有之、其後御住居も無之故、調所笑左衛門執政之比

(広郷)

御式台迄残し置、取毀ち作場ニ相成居候、然処

順聖公演武館并御坐之間又者御華畑等出来ニ相成候

場所なり、

(頭注)

(御参府延引)

一和泉様来ル廿五日江戸へ御發賀之筈候処、来月十六

日ニ被召延候事、

壬戌二月廿九日、照、

一出勤、ハツより退出、今日江戸へ飛脚被差立候、兄

様へ書状差上候事、七時分より吉村才之丞殿・久木

山泰藏殿同道いたし、樺山相馬殿へ参ル、及深更候

事、

(頭注)

(浪人來り從賀を願ふ)

一江戸表并京摂之間ニ諸国之浪人夥敷出、種々企之詔

有之、京師へ出、幕府積年京都を奉輕蔑、外夷へ通

信約定取組之儀ニ付而も京都へ不奉伺、幕府之果斷

のミを以約定いたし、夫より京師ニも御心に不被為

叶を諸大名ニも御不納得之方有之、随而諸浪士蜂起

いたし、京師へ奉勤候而幕府之罪を糺さんとの企も

有之、既ニ先日より此御方へも浪人共入来り、義兵

を被拳候様申立も有之、其内筑前之藩中平野次郎と

(国臣)

申もの推参いたし

(朝彦親王)

栗田宮様之御内書持参、大久保正介ニ相付差出候由、

(利通)

其他諸国より往来多く、長州又ハ筑前等よりも入来

り、此度

和泉様御出府ニ付而者義兵を被拳、

勤王之筋を被為立候と之趣伝承いたし御旗下ニ奉加

度、或者御助力申上度願出入国之由、右者当所ニも

誠忠家と当時唱候面々之内、両三二分立いたし、其

内両三輩者佐土原又者久留米等之藩士へ内通いたし

候人々有之、夫より右通流説ニ成立、累々と入来り

申立候趣ニ候、

御上ニも殊に御痛心ニ有之由、此節之御道中ニ而者

決而何歟一變有之者必定と存候、浪人共者尚又何と

歟御難題を申上候半、実ニ可患之時ニ而候、要路之

人々大ニ患ニ付如何可成行哉、

当地之有志者議論一定せず紛擾甚也、西郷等ノ一党もあり、又政府党もあり、混雜なり、

壬戌三月朔日、快照、

一朝神拝、出勤、八ツ退出、夜入有川喜左衛門どの・吉村才之丞殿入来、深更ニおよひ候事、

戊三月三日、照、

一朝神拝、出勤不致在宿、二女於つよ初雛ニ而少々祝宴を設候、(頭注「初雛祝」)来客者誰も無之、母上様杯と御打寄申上候事、

壬戌三月四日、晴天、

一出勤不致在宿、七時分より有川喜左衛門殿同道永吉へ参ル、八田喜左衛門殿杯ニ而及深更候事、

壬戌三月六日、曇、

一出勤不致在宿、(頭注「御首途」)一和泉様江戸へ御出府付御首途被為在候、四時二丸よ

り御出、諏訪社・祇園社へ御参詣、夫より御船ニ而出物藏脇御渡戸口より御上陸御帰殿被遊候、御行列等 上様御同様也、

一四時分より磯弥衆・稲留源左衛門并壺人召列苗代川へ参ル、永吉抱地小林堤村へ焼物所取立方二付、高麗人雇入方ニ参候、苗代川姜宗丹所へ止宿候、四方山桜盛ニ而面白候、

壬戌三月七日、晴天、

一苗代川人余多召集ニ而雇入方之相談ニ及候、四時分より帰ル、夜入過帰ル、永吉へ参ル、

壬戌三月九日、曇後照、

、一出勤、八ツ退出、夜入永吉へ参ル、夫より大山仲兵衛どのへ参ル、去ル四日長州萩藩木原庸蔵と申人足輕兩人召列入国被致、大山格之助殿江戸ニ而之知人ニ而、格之助殿・有馬新七(正義)へ面会致度とて被参候得共、御上より面接不相成と嚴敷御達之趣有之、併し適遠来之事故窃に水上ニ而面接有之処、今度和泉様

御出府ニ付而者、京師へ御張出被成

朝廷御守護被成候と之風分実等敷取候に相聞へ、弥其

通之御事なる哉之趣承候為に入国之由被申、格衆よ

り、決而其通ニ無之、江戸出府いたし、修理太夫

長々在国之御礼等申上為之候旨被相答候由、有馬ニ

者伊十院へ参面接有之、此人ハ少々内意之訳も被打

明候由、是者笑止之事ニ候、後難可生歟、且又先日

大久保正助上京之折、此御方へ陽明殿之御取次ニ而

勅書被相渡、京師へ出張守護仕候様と之御事為有之哉

ニも風説有之、弥御実事ニ候哉之趣も相尋候由、尤

彼御方ニも随分御答申被成度と之事なりし由、右者

全く

勅諭等被相渡候事ニ者無之候得共、当分幕府御所置振

も穩当ならずゆへ、出府之上者充分ニ存慮者申立ル

之趣意ニ候段者被相答候由、彼方ニも内議之趣も被

申、水上ニ而被帰候由、有馬ニ者伊集院ニ而密談も

有之由、氣之毒之事ニ成立候、

壬戌三月十日、雨、

（頭注）「真木和泉来り、御上京之御趣意を伺」

一出勤、ハツ退出候、筑後久留米より水天宮之神職真

木和泉守と申人主従五人にて志布志口より入国有之、

是以私之事ニ者候得共、長州同様之申分ニ而御助力

申上度、有馬新七・橋口宗助・芝山愛次郎へ面接い

たし度申立候得共、御上より誰も面会不相叶と被相

達候得共、有馬ニ者窃に面会種々議論ニもおよび、

然処大目付方より早々帰国可致被相達、しぶし之様

出立之処御呼返しニ相成、当分下町下会所へ止宿い

たし、大久保正助対談有之由、何等之訳ニ而御呼

返し被成候や、

、一肥後熊本よりも式拾四時限之飛脚到来、外ニ御使者

（頭注）「熊本藩来り、御上京之趣意を尋」

式拾人程参り、市來湊迄入来入府いたし度申立候得

共、御入付不被成応接いたし候人被遣候処、矢張長

州同様之御聞脇ニ而同様之御処置有之御返し相成候

由、何分此方血氣武断之人々口走り、他国人へ書翰

取遣ひも有之処より御密事露顯いたし、ケ様に成立、

氣之毒之次第第二候、

一七時分より岩下佐次右衛門殿へ参ル、当今之世態之

論に涉り種々議論いたし候事、

壬戌三月十二日、照、

一出勤、四時分御暇いたし帰ル、夜入時分より永吉へ
岩下佐次右衛門殿・樺山加殿・八田喜左衛門殿・関
太郎殿・大山格之助殿参会候、種々快談及深更候、
樺山・関事初而之参会なり、

戊三月十三日、晴、

(頭注)「義叔母君廿五回忌」

一朝恵灯院ニ参ル、華宝永春太姉式拾五回・孤月妙照
大姉一回忌法事取行候、四時より砲術館へ出勤、九
時分御暇いたし退出、

一英久磨・健彦今朝より山口矢太郎殿へ素読ニ遣し候、

壬戌三月十四日、照、

一出勤、四時より御暇いたし、新納太郎左衛門殿・島
津主殿殿・磯永弥九郎殿同道、華倉明神近所高橋縫
殿殿別荘へ華見ニ遊参候、夜入舟より下町迄帰ル、
島津権五郎殿参ル、主殿どのも被参及深更候、

壬戌三月十五日、照、

(頭注)「和泉様仰渡」

一出勤不致在宿候、明十六日

和泉様江戸へ御発駕之筈ゆへ府下賑々敷候、昨十四
日和泉様より御筆仰出有之、大身分以下諸御役人御
達有之候、別ニ記置、

、一四時分磯永喜之介殿・平山龍助殿・大山格之助殿・

大山仲兵衛殿へ暇乞ニ参ル、夜入磯永へ参ル、兄様
(頭注)「從賀之人多し」

へ鎗之穂耆本頼遣候、先比より可遣旨ノ被仰越候也、
八田喜左衛門殿・有川喜左衛門殿・吉村才之丞殿参
会候、上之園方限より御供被仰付候人多く賑々敷候、
此節之御登者不容易訳合ニ而人々再会者難期と之心
得なれ者、今宵者離別之酒宴諸所盛ニ候、殊にあら
田・上之園等二者当時ニ流唱する誠忠家・勤王家杯
之人不少、途中放蕩無礼、所謂血氣武断之人々なれ
者可恐之人物也、

、一此度陸より御供出格之御供方者都合六拾人ニ候、新
番御馬廻中小姓等ニ而候、右之人数者蒸氣船天祐丸
より出帆いたし、明日前之浜出船、下之関へ奉待御
供之筈候、大山格之助殿・磯永喜之介殿・平山龍助
殿も中小姓之場ニ而蒸氣船より出船有之候、物主者

當番頭御用人勤北郷（久信）作左衛門殿ニ而候、北郷どの者
當春代江戸詰番頭関山糺へ交代之筈ニ候、

、一此度御供之人数惣計四百式拾人、外ニ足輕御小人等
百式拾人、御家老之場ニ而御側役小松帶刀殿大番頭
へ被仰候、御跡乘ニ而候御側役谷川次郎兵衛、御小
納戸山本五郎右衛門・大久保一藏（利通）、御行列中之百目
之野戰砲八丁、八匁之銃百丁為御持相成候、古今珍
敷御出立ニ而候、

壬戌三月十六日、晴、

、一和泉様今四時分御發途、二丸より（千カ）子石馬場通、水上
御休、伊集院苗代川御泊也、下之関迄陸地御通行被
成、夫より蒸氣船へ御乗移兵庫迄ニ而御上陸御上坂、
東海道御通行御出府之筈ニ候、蒸氣船天祐丸へ者當
所より守衛人数乗組ニ而小倉迄差越、夫より小早舟
ニ乗移上坂之筈ニ候由、依之守衛人数之儀者今日九
時分下町より天祐丸へ乗組出帆之筈ニ候、天氣も快
晴、西風にて快く出帆いたし候、

壬戌三月十七日、照、

一出勤不致在宿候、子共召列田上村作場へ參ル、大鐘
時分歸り、岩下佐次右衛門殿へ參ル、及深更候、岩
下どの事者守衛人数之頭立ニ而東目より上坂被仰付
筈ニ候、今度之御出府者不容易深キ訳合有之、江戸
ハ扱置、実者

御上京ニ而旁御尽力之筈ゆへ、當時物騒申ゆへ守衛
も余多被召列候、当今之世勢ニ而者浪人も上坂いた
し居候付、相応之紛擾ニ可及歟と被存候、

壬戌三月十八日、照、

、一出勤掛島津主殿殿へ參ル、今日守衛方式百人天祐丸
帰帆次第ニ被差立候旨被仰付候、八退出より高橋縫
殿殿へ參り、夜入帰ル、

一久木山泰藏事此度御參府付建白申上度趣有之、去ル
十七日晚より御道中之様に潜行いたし候、右ニ付岩
下殿并主殿殿・我らへ相談之趣有之同意いたし候事、
為旅用金子式拾兩并野羽織等被遣候、

壬戌三月十九日、照、

一出勤、ハツ退出、坂本権之丞殿へ木佐貫源介鞆皮一件被参ル、

、一先日筑後久留米藩中真木和泉并同列三人初者御取会無之、早々帰国候様御達有之、志布志口之様被差立候処、何之御訳合歟御呼返し下町下会所へ被留置、和泉様御発賀後十五日計も止置、其後出立為致候様と之賦ニ而候由、当人共ニも只閑然と滞在いたし候ニ者甚退屈いたし候由、尤、右之真木事者以前より勤王之志有之、諸国之同志・浪人共と申談、此御方御出府付而義拳被遊候様奉勸、加之浪士も余多罷在候付、御道中より奉従駕京師へ御滞在、討幕之御建白有之度申立候付、御発駕前御差返し相成候而者御中途ニ而、諸人共と彼是奉迫も難計とて御呼返し被留置候由、右通ニ而此度者不容易御訳合有之ニ相違なく、乍蔭窃ニ相憂候事ニ候、因而御供之衆も人々長別之心持ニ而出立有之候、

壬戌三月廿日、照、

、一和泉様今日出水より肥後へ御差入之日賦なり、

一出勤不致在宿、夜入永吉へ参ル、夫より有川喜左衛門殿病氣見舞候事、

壬戌三月廿一日、雨天、

一出勤不致在宿、夜入川畑宗之進殿へ参ル、夜入風雨雷鳴烈し、

壬戌三月廿三日、照、

一出勤不致在宿候事、久木山泰藏御道中迄潜行いたし従駕之願申出候得共、御取用無之不得止事罷歸り候段被申聞候、夫より岩下佐次右衛門殿へ参り成行晰申置、就而御道中より申越ニ相成候者、岩下坏出府之折ニ召列可然と之事ニ而近々出立ニ付可召列被申候、夫より永吉へ参ル、八田喜左衛門殿・黒岩政右衛門参候、及深更候、

壬戌三月廿五日、雨、

一出勤不致在宿、七時分より雨晴候、永吉へ参ル、夜

入岩下佐次右衛門殿・後醍院彦十郎殿・前田勇右衛門殿初而入来寛談候事、

、先日御内達相成候守衛人数百八拾余人之内百貳拾人大坂迄被差出候付、来ル廿八日東目筋より細島二而乗船可致旨被仰付候、物主者町田民部殿・御軍役奉行岩下佐次右衛門・御軍賦役坂本廉四郎^(清彦)二而候、

壬戌三月廿六日、晴天、

一久木山泰藏事も昨日被仰付候人数と共に被差立候旨被仰付候へ共、病氣二而出足難叶御断申出候由、残情之至二候、川畑宗之進も罷登度と之趣意有之、岩下どのへ訴候様遮而被頼詳ニ相談いたし候得共、此節まで国中拏而出掛ケ候時宜ニハ無之候間、暫時者被見合候様可申聞旨被申候、

壬戌三月廿八日、雨天、

、一大坂迄まで為御用心被差出候守衛人数も、今曉七時砲術館へ勢揃有之、吉野筋通行細島之様出途有之候、雨天にて雷鳴強く嘸々難決ならん、八時分より八田

知紀・相良助太夫殿・有川喜左衛門殿・磯永弥衆同道いたし、唐湊永吉別荘へ参ル、及深更快談なり、

壬戌三月晦日、雨天、

一出勤不致在宿候、有川喜左衛門殿入来にて終日快談二而候、

、先日出足之守衛人数今日高岡泊之筈也、

和泉様御事者小倉より蒸気船へ御乗入之日割二候、此やう雨天二而者如何ニ被為在候半、

壬戌四月朔日、曇天、

一朝神拜、有川喜左衛門殿入来、磯弥衆も被参終日快談也、出勤不致在宿候、

、一和泉様御事、九州路御通行十三日目ニ豊前小倉へ御着被成、翌日同所より蒸気船天祐丸へ御乗船、廿八日ニ御出帆被成、朔日・二日之間ニ大坂へ御着之御日賦二而候、当地之如く雨天二而者御出帆ハ如何歟と奉存候事二候、

壬戌四月二日、曇天、

一今日御用人北条織部殿より御用ニ而罷出候処、我等事当務ニ而銃薬水車方掛被仰付候御書付被相渡、夫より銃薬方へ参り見聞役中へ成行申出、八時分退出、砲術館へも成行届申出候事、

、一今日磯御茶屋下ニおゐて大砲打方之御覧有之候得共、我等者得不罷出候、

太守様御事者先日より磯御茶屋へ御滞在ニ而候、

壬戌四月五日、照、

一四時より銃薬方へ出勤候、七時分退出也、池田武八肥前表へ商法ニ参居候処、先日帰り之由申参候、彼地之事情又者佐賀辺之成行詳ニ承候、池田ニ者当所より焼物薬用之柞灰を年々八千表程も出し、彼方より者米を代ニ請取候賦ニ申談候由、右者岩下どの杯より手を付候趣ニ而候、都合克相談相と、のひ無此上事ニ而候、

一昨四日福昌寺裏門前肥後平九郎門前にて、白尾後五左衛門三弟と吉野居住之大牟田某と申人と刃傷ニお

よひ白尾被打果候由、笑止之事ニ候、

壬戌四月六日、曇天、

、一不快ニ而出勤不致在宿候、大鐘時分より久木山泰藏入来、昨五日

和泉様大里御渡海之飛脚着之由ニ候、先日より窃ニ懸念いたし居候通、御途中肥後高瀬ニ而浪人共三拾四人御本陣へ推参仕、訴出ル趣者、此節御出府ニ付而者京師へ御滞在被成、幕府之暴政を被匡、

尊王之大義を被為立候御趣意之段者兼而伝承仕候処、

此節御発足之段、実ニ天下之大幸不過之、是より乱臣賊子之徒も頭を延出復古之御国体ニ相成、

天朝ニも嚙々御満悦被為在候半、尤、其御趣意之趣者先度橋口宗助殿・芝山愛十郎殿より詳ニ承居候間、是より従駕仕、微力を尽度と之段申出候処、御供目付より以之外なる申分、此度江戸へ出府之含者、修理太夫事長々病氣ニ而在国いたし、夫ニ付実父島津和泉御礼として出府之訳ニ候趣申渡候処、従駕者押而奉頼事にあらず、事ニ臨而乍不屈御助勢可申上、

就而者御先ニ上京いたし可奉待とて其場者退散仕、
 小倉より乗船いたしたる由、亦筑前木屋之瀬駅ニ而
 浪人共貳拾六七人程、御昼休之御本陣へ推参いたし、
 是以初之もの申立候趣同様申出候処、同様に御供目
 付より相答候処、何ぞ強而從駕を奉願ニ無之、何分
 京撰にて猶又可奉伺とて其場者至極乙名敷引取り、
 此人数と大里より乗船いたしたる由、是より尚又御
 配慮相重ミ、御供中甚心配之由、何分橋口・芝山等
 先日出府之折有志中へ申触、江戸之様罷通候付、浮
 浪之輩時を得たりと御發駕前より御国へも入来、或
 者石通御道中へ推参申立候由、右橋口・芝山之兩人
 者已前より勤王家杯と申、頗る周施いたし候中二大
 久保正助杯之輩と不和ニ成立、当所へ召置候而者激
 論を立候より曳離し、江戸糺合方へ詰申付早々差遣
 候、其登途中にて諸国浪人へ面接いたし、当国ニ而
 内議之趣を申立為触知候事之由、実ニ互之私論より
 爰ニおよひたる訳ニ候、禍者僅之処より生し候者古
 今同様、可謹事ニ候、

、一筑前候(候力)ニハ御參勤年ニ而木屋之瀬ニ而御行逢、一日

御滞在被成、和泉様ニも寛々御談合有之、筑前二者
 中国御通行之由、和公ニ者蒸氣船ニ御乗入有之候、
 細川候二者御暇年にて江戸より御下りニ而、黒崎駅
 ニ而御行逢被成候由、

一江戸より御小納戸堀仲左衛門・御家老坐書役伊集院

(伊地知貞孝)

次左衛門、急キにて大坂迄罷下御着坂奉待居候由、

然処浪人共余多浪華へ出張、此御方と筑前之御出坂
 を相待ニ付、堀二者旁取押方いたし由、伊集院二者

(候力)

急御用有之江戸之様曳返し候由、

一江戸詰中小姓糺合方詰芝山愛次郎・橋口宗助、中小
 姓益満新八・木藤市助等之四人、三月十五日方より
 芝屋敷を出、行衛不相知候処、其後大坂へ出、水戸
 浪人共又者諸国脱走人共と一ツになり、和泉様御着
 坂を奉待候而、京師之様御出張守護者勿論、討幕之
 御事を奉促賦ニ而出掛候由、殊ニ長州・水戸と克結
 を付泉公を奉促賦たる由、誠ニ笑止之事ニ候、四人
 之内頭立候者橋口宗助・芝山之兩人ニ而、昨年比よ
 り小松帶刀・大久保杯と同論にて泉公へ勤王を奉勸
 候ものなりしか、此兩人余り慷慨ニ過激発ニ有之、

佐土原藩又ハ熊本・長州等へ書翰往来、共ニ勤王之志を告るを求候勢にて、終ニ小松・大久保保とも論離れ、夫よりして御供も被仰付置候へとも引替て江戸へ被遣候、然るに途中より却而おのれの志を得たり顔にて、談合及び此度之御出府者専ら義兵を被拳、終に討幕攘夷之

勅許を被為請と御趣意之様申触候ゆへ追々伝聞いたし候、入国もいたしたるよし、何分小松・大久保等失策ニ而江戸へ被遣候ハ禍之基と相成候、江戸を脱走之時も公然と出立、大坂へ御用有之とて詰御家老へ、も申出候処、島津登殿ニも種々被申論候へ共、於御国許御内意之趣有之と申出候故、疑惑被致居候中ニ出去り候付早々捕方ニも被出候由、初者水戸の方へ趣候様にて、後ニ大坂之様参候段相知候由、

、一長州二者、末家長府又者清末侯、或者家臣益田^(親相)彈^(時庸)正・福原^(元側)越後・国司^(兼親)信濃、小臣ニハ永井雅楽・周布^(兼親)政之助・土屋^(振)矢之介・桂^(木戸孝允)小五郎・久坂^(瑞力、通武)玄端^(振)抔と申、其外余多之有志勤王之人有之、此御方御出府と名付られ京師へ御張出候段伝承いたし、於江戸直様京都

へ可出張及議論候処、嫡子^(毛利元徳)長門守殿ニハ同意被致候得共、江戸詰家老同心無之故斬殺いたし、四拾余人之士亡命いたし、是以大坂辺之様屯居候由、

壬戌四月十二日、曇天、

一四時分より一番組調練ニ而、銃薬渡方見聞ニ岩城三左衛門殿同道出役候、九時分より吉村才之丞殿・有川喜左衛門殿同道、中之塩屋村硝石場へ出役いたし候、御用相済、夫より近所永吉別荘へ参ル、島津主殿殿初ニ磯永孫四郎殿・山本新之介殿・川上十郎左衛門殿参会候、大鐘時分より大雨ニ而帰道難儀也、一兄上様同役高島鎌斎殿、昨日より江戸より被帰候由にて御状共被遣候、至極御玄機之由ニ候、江戸表当今之事実委敷被仰遣候事、

壬戌四月十五日、照、

一昨日ハ銃薬方へ泊番ニ而候、泊明なれば四時分磯永孫四郎殿へ交代、御暇帰ル、一太守様御在府、御留守中者

和泉様御国政向御指揮被成度旨公辺へ御届相成候処、御用番久世侯被聞召置候旨昨日到来、今日諸士一同御祝儀申上候事、此度御参府御道中駄々御閑札にも太守様御同様島津和泉泊と為御打之由二而候、

壬戌四月十七日、晴天、

一出勤不致在宿、有馬意雲殿相頼、子共へ種痘為致候事、

壬戌四月十九日、雨、

一出勤、今宵泊番二候、八時分より大雨二候、江戸より急の飛脚到来、兄様より御状到来之由二而島津主殿殿より被送給候、江戸表様々物騒にて浪人共諸国より走出、京撰之様出張之勢にて取押方等幕府より人数被出候由、別二兄様御細書有之候、

一二九御三男様三才ニ被成御坐候御方、昨日御卒去之由 和泉様御旅中御氣之毒之事二候、

、一三月廿日比より江戸詰中小姓其外人数八九人 和泉様御参府二付、大坂辺迄御迎として亡命同前之向二

而江戸より走出候由、先ッ其人数二者中小姓河野四郎左衛門・橋口宗助・芝山愛次郎・橋口伝藏等^{兼柳}之人々なり、右之人々諸国浪士共と共二大坂へ出張居候而 御着坂を待、御滞京を奉促之手段之由二而多人数公然として浪華之様出掛候付、御屋敷より取押方之人数も被差出候由、笑止之事二成立候、

、一長州之若公幕府より御承知之趣有之、京撰へ屯集之浪人鎮静方として早々御上京被成候由、右者此御方御出府二付被仰談度と之趣二而、御側役永井雅楽御先二上京為致たる由、何歟是よりして天下紛擾之勢も顕れ、笑止之限り二候、

壬戌四月廿二日、雨、

一今日表御用人肝付兵部殿より麻袴御用有之罷出候処、左之通被仰付候、

御徒目付

市来^{（伝書）}正右衛門

右者御用有之当秋代江戸詰被仰付、深見龍之進江交

代致候様被仰付候旨可申渡候、

四月

(川上久美)
式部

一 八時分より谷山中之塩屋硝石丘方へ参候、有川喜左衛門殿勤番ニ而取しらへ方有之間、磯永殿同道参ル、今宵一泊候、

壬戌三月廿四日、曇天、

一出勤掛砲術館へ出、江戸詰被仰付候旨届出候、

一 八時分大坂より蒸気船帰帆いたし御小納戸岸良彦一郎下着之由、

和泉様御上坂有之処、浪人共余多相待居無御抛御時宜合ニ而御上京被成、何歟物騒之趣御左右申上候為に被差下候由、

一 大鐘時分より永吉へ参ル、有川喜左衛門殿・久木山泰藏・磯永弥九郎殿参会、京撰之事情取々風分不慥候故、岸良之説承度磯永殿同道いたし野村宗之丞殿へ参ル、時情細々相分り候、右之趣者、大坂へ諸国浪人共過分出張居御着を相待、是非ニ御滞京被成御

守護被遊候様遮而申立候而、京撰殊に物騒ニ有之、無御抛御上京、陽明殿へ御出御安否も御窺被成候処、基より三五年此方関東之暴政に御苦被成候事ゆへ御依頼之趣不少、則達

天聞候処、暫時者御滞京被成、浪人共御鎮靜被安観慮候様と之趣

勅命相下り、無御抛御滞京之筈ニ御請被成、諸司代方へ者御形行を以御届被成、尤、陽明殿へも度々御参殿、三条様・正親町様・中山様ニ茂御参会被成、御内談被成、京師錦之御屋敷へ御滞在被成候、守衛人数も半方ハ御召列被成、半方者大坂へ被残置候由、

壬戌四月廿六日、照、

一 別勤ニ而在宿、朝磯永どの入来、夜入比より永吉へ参ル、明日吉野御馬追ニ而候、我等も出張之筈候、参会之面々ニ者倉山民五郎殿・有川喜左衛門殿・磯永弥九郎殿・山本新之介・川上十郎左衛門殿、及深更候、

戌四月廿七日、照、

一 未明出宅、有川喜左衛門殿同道川上十郎左衛門殿へ
參ル、乗馬借用いたし一緒ニ吉野へ參ル、天氣快晴
面白候、同行之人々ニ者島津主殿殿・高橋縫殿殿・
倉山民五郎殿・又七郎どの、其外昨夜之人数ニ而候、
野乗・馬追等にて面白く候、八時分一同乗切にて帰
ル、
一 篤姫様御見物ニ御出被成候、初而之御見分爲有之由
ニ而御歛之由、

一 御名代ニハ若年寄川上(久齡)龍衛殿・御用人樺山相馬殿ニ
候、

一 今度 和泉様御出府掛、大坂ニ而浪士屯聚不容易企
有之候処、御鎮撫被成御上京被成候処、暫時ハ御滯
在被成候様

勅命相成、右之

、勅書今日喜入摂津殿宅ニおひて御役人限御達有之、明
日諸士一統へ御達有之候筈ニ候、御書付之趣左之通、

浪士共蜂起不穩企有之候処、島津和泉取押置候旨

叡感被

思食候、先以於御膝許不容易儀發起有之候而者被腦
(寢カ)震襟候付、和泉儀当地へ留置、滯在中鎮靜有之度被
思食候事、

右之通御承知被成、錦御屋敷へ御滯在御取押被成
候由、

、右者、御家ニおゐて者古今稀成ル御盛挙ニ而御冥賀
無此上御事ニ候、右ニ付都之城主島津(久靜)石見殿早々手
勢被召列、蒸氣船より上京被致候様被仰付、足輕三
拾人者陸地より夜白被差立候、先日町田民部出立後
諸士六拾人時宜次第可被差立とて御達相成居候人数
ハ御免ニ相成、不被差登筈ニ候、最早士分千人余之
御供ゆへ少しも御手支ニ者不相成由ニ而候、

壬戌四月廿八日、曇天、

一 谷山中之塩屋硝石丘へ別勤ニ而候、七時分磯永同道
帰り永吉へ參、有川喜左衛門殿・野村宗之丞殿永吉
へ初而被參候、及深更候、京摂之事情咄共なり、

、一本西郷吉兵衛当分大島三左衛門事、先達而大島より御呼返し相成、公辺へ差支候訳を以大島と改名被致候、右者大島へ被遣置候故大島と被名乗由、島より罷返り則下之関辺より中国辺諸国浪人へ引合鎮静之筈候処、却而浪人を曳列、御道中へ者何之御届も不被申上、直様大坂之様出張り、諸国浪人と共ニ御着坂を奉待候而九条殿下并諸司代若州小浜侯を可討之企ニおよひ、御着坂之上者早々御人数も被出様申合居られ候由、殊ニ先度江戸より被参候堀仲左衛門と者議論不合、堀二者已前より大坂へ出張、彼地へ出張居候浪人三拾人余ハ皆大坂御屋敷へ引止置養置御着帆を奉待、浪人者其儘被召置、

和泉様ニ者御上京被成様取計出拔ニいたし候賦ニ取計、大島二者、浪人者其儘ニ御召列御上京被成、天下ニ信を不被失やうニいたし、京師ニ而御説得被成、穩之御所置有之度抔と之論ニ而、其説不合処より争論ニもおよひ、御着之上御決断可相願と之事なりしに、堀二者奸智之人物にて、己之議論を建んとて窃ニ御道中迄申越、加之中山尚之介等へ申越、先入置

たらしめ大島二者公然といたし、尤、京師へ長く御滞在者不宜、早く関東之様御下向被成、幕府と御相談被成、

尊王之議を被立度と之大趣意ニ候而之由、中山抔ニ者攘夷・鎖港を專にし、事ニ寄討幕も可企之底意なり、然るに御道中ニ而御聞込之趣ゆへ御着坂之上、大島等之論者御聞入無之大ニ御立腹被成、御目通りも不被仰付、早々御国元之様可差下旨被仰渡、同列高橋新八郎・森山信介三人共ニ船より御下被成候、尤、船中ニ船卒ニ入置足輕数人守衛いたし、先日山川迄着之由候へ共帰宅も不被仰付、尤、山川ニ而身近親類迎も面会不相成旨御達相成、何分被仰渡迄者山川へ留置候様被仰渡候由、誠ニ世上之事者歎ケ敷ものニ候、此人者随分忠誠之人物なるに、奸人之讒言可恐もの、又勢といふハ押し難きものニ候、和漢古今例多しといへとも此世態二者惜き人物なり、

壬戌四月廿九日、曇天、

一谷山中之塩屋硝石山へ別勤ニ而取しらべもの有之候、

今宵一泊いたし候、

壬戌四月晦日、曇天、

一昨日より硝石丘へ泊りいたし候、英之丞も召列候、
八時分帰家いたし候、夜入池田武八参ル、京師之事
情詳ニ追々申来候、大山格衆より細事も被遣候間、
永吉へ持参候、後に記置なり、

壬戌五月朔日、雨天、

一不快ニ而出勤不致在宿、薬用等也、

戊戌五月二日、曇天、

一不快ニ而候、有馬洞雲殿頼療治候、磯永どの見廻給
候、熱氣^{（強力）}張く難儀なり、

壬戌五月四日、照後雨、

、一不快ニ候、在宿候、昨夜京都より極急之飛脚到来、
御家老坐書役長野彦七も着之由、去ル廿四日京都出

立之由ニ候、右者去月廿三日之夜、伏見ニおゐて此

御方柴山愛次郎・橋口壮助・橋口伝藏・西田直五^{（正巻）}

郎・弟子丸龍助^{（方行）}・森山新五左衛門^{（永治）}・有馬新七・田中

鎌介等^{（謙力、盛明）}、諸国浪士或久留米之真木和泉守杯申合人数、

都合百五拾人程ニ而伏見より打出京師へ暴発し、諸

司代若州小浜之城主酒井若狭守殿を討、其上九条関

白様をも可討と之企にて、既ニ其粧いたし大坂より

急ニ川舟ニ而伏見迄出掛、伏見京橋口旅込屋ニ而飯

を遣ひ軍粧いたし、当夜両所へ押寄可申と之企之趣

大坂ニ而露顕し、追々京都之様告来り、

和泉様ニも初より御諭解御鎮静之筈なりしに、早其

時宜ニ無之候ゆへ無被成様、加之先日浪人鎮静之

、勅命を被為蒙、御滞京之事候間、猶更御国人より其人

数ニ加り居候而者無御分事ニ付、直様取押方ニ京師

より被差出候人数ニ者鈴木勇右衛門^{（重高）}・同嫡子源五左

衛門・大山格之助殿^{（繁）}・なら原喜八郎^{（栄方）}・江夏仲左衛

門^{（直秀）}・山口金之進^{（正邦）}・道島五郎兵衛^{（昌純）}・森岡善助、右之

人々へ、粗忽之儀相企候而者被对

天朝不相済旨を以申諭、承伏不仕候者可打果と之御内

意被仰出、尤、先日より大坂にて諸国浪士共と其企有之を被聞召上、度々御諭相成候得共承伏不仕、既二浪士共と伏見まで出張候程之事なれ者、多分承服ハ致間敷候へ者速ニ可打果と之御達有之、廿三日晩方より打手之人数伏見之様差越、御本陣兼春市之丞所へ初者召寄理解可致と申合、兼春所より使を遣し候処、散々悪言之返答有之、不得止事京橋口旅店之様打手之面々差越、初橋口宗助へ面会、可鎮旨申聞候処、中々承伏不致、却而御国政之不宜所を及悪口候間、争論ニも及候処、追々二階より芝山愛次郎・有馬新七走下り候付双方接戦ニおよひ、終二右之面々を討鎮め、打手之人々ニ者道島五郎兵衛即死、鈴木勇右衛門ニ者深手を受ケ、森岡善助も疵を受、大山格之助一人手疵無之無事ニ取鎮、諸国浪人共ニも夫より事之不成を見て分散いたし、此方余党之人々ニ者四拾人計有之、同所之二階へ潜居いたし候分ハ取静、翌廿四日京都錦御屋敷之様護送いたし候由、大山殿ハ打手之人数中ニも秀たる剣法家にて無恙かりし由、暴人之頭立候人者柴山愛次郎・橋口壮

助・有馬新七・田中鎌介之四人ニ而、其他者都而雷同之由、諸国浪人ニ者真木和泉守・中山中納言様本士当分浪士田中川内介父子此人々ニ而、諸藩も多けれとも雷同と相聞へ候、橋口・柴山等者江戸より亡命いたし大坂へ参り御着坂を奉待候人々、有馬新七・森山等者御供ニ而罷登候人々なり、此度迄ハ細事不相分候、

一方今天下一統物騒なるに候哉、企之通にて京師へ暴発共いたし候而者御国家之御大難なるべきに、御勇断之程恐人次第也、併私ニ是を考るに、打手之人々も皆懇意同論之人々なるに、かゝる時に当て誠ニ難忍次第二候、双方微運之至りニ候、大山格之介殿ニ者有馬新七・橋口杯と者別懇なるが、嘸そく笑止ニ而無致処より其通ならん、何分氣之毒之至ニ候、右之一条京師へ者早く相聞へ、浪人共京都を責ルと之説取々ニ而、諸司代方ニ者廿三日晩方より防禦之手当嚴重ニ有之、九条殿へも諸司代方より手当之人數も差出し、京中之貴賤上を下へと混雜いたし、すわや軍起りしと老若を携へ四方ニ騷立候由、諸司代

方ニハ企之趣早く相聞へ、手当ハ十分ニ調居候由、諸司代方へハ、此御方より伏見ニおゐて家来共不容易企有之付鎮静致候段、為御届御留守居被遣候処、御取次番と申人も鎧を着し取次いたし、前門より屋敷中弓鉋^{（鉋力）}槍長刀坏にて固め居候由、九条様へも御勤場之事ゆへ成行御届ニ被遣候処、諸司代方より之人數出張警衛いたし居候由、未幕府之手者中々及丈ケニ無之由、問者を用候事共者人皆舌を巻キ候次第之由、大坂ニ而企之趣共者一々相知居候由、

壬戌五月五日、雨後照、

一朝神拜、出勤不致、甥健彦昇建納ゆへ母上様杯と御打寄少々酒宴ニ及候、有川喜左衛門殿・磯永孫四郎殿・磯永弥九郎殿入来有之候、及深更候、

一 蒸氣船天祐丸昨四日曉ニ大坂之様出帆、都之城島津石見殿京都守衛として手勢百五拾人ニ而被罷登候、御小納戸岸良彦一郎ニも同船ニ而帰京有之候、野村宗七殿ニ者長崎詰にて被帰居候処、今日同船にて被参候、長崎へ暫時立寄り石炭積入之筈ニ候、

一 此節蒸氣船ニ而大坂辺等差越候人者便船可被仰付旨被仰渡候、以来蒸氣船掛御徒目付へ相付可願出旨被仰渡候、船中一日之賄料錢貳百文ツ、ニ被相定候、荷物ハ品高二応し運賃可差出、江戸へも廻船之折者同様被成下、御賄銀者は迄之通可被成下旨御達相成、難有御所置ニ而候、

壬戌五月六日、曇、

一 不快ニ而出勤不致在宿候、池田武八参り、京撰之事情共聞合方申付候処、種々申出候、

壬戌五月七日、快照、

一 昨日より唐芋植付させ候、当年者時候後田舎へも今時分最中之植付也、夜入時分久木山泰藏入来、今日京都より急之飛脚着いたし候、先日於伏見打手ニ被仰付候面々へハ、都而御感状被成下、御切米等被成下候由、

一 永田佐一郎ニ者御供守衛人数之仕長ニ而被差越、大坂ニ而同組之人々諸国浪士共と反逆之企有之組中之

面々拔出候付、種々議論ニおよひ候得共不聞入、廿三日昼時分までに組合之人々拔出候付無致方、仕長之任不相立とて、大坂御屋敷御長屋内にて割腹相果候由、此人御記録奉行ニ而兼て正党之人物なりしか惜き事ニ候、尤、此方之人數伏見ニ而討られ候、外ニ同心之人々貳拾七人ニ而上意打ニ逢候人迄三拾七人ニ而候、貳拾七人之人數はいつれも何之子細も不存位ニ而、

和泉様御内意を以此一挙ニ二条城を焼、諸司代酒井侯を討、九条大閤をも討候様ニ御密達有之と申欺、其言葉に雷同いたし出張候由、浪人共ニハ前以より真木和泉守・田中川内介杯と一緒ニ談合いたし、諸国浪士へ者 和泉様杯御義拳と申触し扇動いたしたる事之由、殊ニ長州藩^(久坂カ)日下玄端杯と申輩とも兼而談合いたし、当日長州勢ニ者九条殿を討可申と之談定ニ有之、大坂より此方之人數上伏等ニ付、川舟手当等ハ都而長州より手当いたし、船中弁当類までも彼方より載せ付遣し、長人ハ京師ニ而会軍可致申居候由、夫故芝山・橋口・有馬等之面々も全く其通之事

と存居候由、伏見にて事破候後同党より其成行も申出候付、直様長州屋敷へ及御引合候処、彼方より申ニ者、案外之仕合ニ而此方より為申聞趣共者更ニ無之趣ニ而、藩中糺ニもおおよひ候処、全薩人杯と相談いたしたるもの一人も無之と之事ニ而、跡更彼方より謀計反奸之企相知人々驚人候由、

壬戌五月八日、照、

、一不快ニ而出勤不致候、今日京都より飛脚着致、大山格之助殿より之書状到来候、去月廿二日之書にて伏見一件不発前之翰なり、併し御滞京ニ付而之事情ハ詳に申来候、太低之趣者相分り候、

戌五月九日、曇天、

、一不快ニ而出勤不致在宿、磯永孫四郎殿・有川喜左衛門殿入来、京都より急之飛脚着之由、御発駕後東目筋より被差出候守衛人数之内拾人程大坂着之上亡命いたし、去ル廿三日伏見之一条ニも加わり居候由、其人々ニ者町田民部殿へ被召付候伊集院郷士榊六郎、

当地之鈴木武五郎・山口三斎其外四五人之由申来候、
一御家老喜入摂津殿近々京都之様急ニ而被差立候旨、
今日被仰付候、

一昨日ハ 太守様五社へ御参詣被遊、京都ニ而和泉様
為 王家御周施之御立願被為在候、且又御小納戸鈴
木宇左衛門急ニ而御機嫌伺として被差立候、外ニ御
密用も為有之由、

一於伏見上意打相勤候面々御感状被成下たる由、先日
之飛脚より申来ル、大山殿へ被下候分ハ一覽いたし
候、

今度於伏見^(抱力)枕身命、無比類勲誠忠之程令感悦候、仍
切米^(拾力)八石宛行之候条、猶可抽精勤者也、

文久三年四月廿三日 久光御判

大山格之助へ

右之外七人へも同様被成下候由、永田佐一郎へ被成
下候写左ノ通り、

、諸浪人等鎮撫之儀、厚致沙汰趣有之処、枕身命申論
精忠之程令感悦候、仍切米^(八カ)拾石宛行之候条、猶可抽
精勤もの也、

文久二年四月廿三日 久光御判

永田佐一郎へ

右之永田事者仕長なりしか、同組之面々都而浪士へ
荷担いたし、亡命之模様を見而品々制度いたし候得
共不聞入、却而悪口等いたし駈出候付、職掌不相立
とて割腹相果候由、

一浪士へ同党し於伏見上意打ニ逢候人々之家内其他親
属共へ今日御達之趣者、当人共事於伏見深キ誤合有
之、

御趣意ニ違候付上意打被仰付相果候付、親子兄弟共
^(違カ)意恨等不挟様嚴敷親共より可申聞と之御達ニ而候、

一有馬新七・芝山愛次郎・橋口宗助等へ被欺浪士共へ
同意いたし、御供方并ニ守衛人数之内より伏見迄突
出候式拾七人之面々も、京都御屋敷之様廿四日白昼
ニ護送いたし、外出被禁止候由、

、一岩下佐次右衛門殿ニも細島より乗船、去月廿三日大坂へ着被致候処、当日伏見之騒動ゆへ直ニ上京被致候由、

、一大山格之助殿より去月廿二日仕出之書状到来候、京都表之事情詳ニ被申越候、

、一永田佐一郎遺髪相届今晚葬式之由、可愛想之事ニ候、佐一郎弟ニ者東目より守衛ニ而参候処着坂いたし、

兄佐一郎變事承り走付候処、未存生中にて種々遺言共申聞、父母へ之伝言共詳ニ申聞無程死去之由、兼

而正道之人物ニ而弟之着を聞、別而歎ひたるよし、ケ様之世振に惜き人物ニ候、

、一伏見之上意打ニ逢候人々者、重罪之事ゆへ伏見へ仮埋ニ相成、公辺へも成行を以御届相成候由、打手道島五郎兵衛事者直様石塔迄御造立被成下候由、

壬戌五月十二日、曇天、

一不快ニ而出勤不致、八時分より吉村才之丞どのの入来ニ候、

、一伏見ニおゐて諸国浪人ニ同論し暴発之与党貳拾七人

之面々、早速京都之様被召寄東目筋船にて守衛被召付御下し被成、近々下着有之筈之由、此節者別而寛大仁厚之御所置ニ而放召捕人ニ而被差下筈ニ候、

、一鹿府中当分麻疹大流行ニ而候、貴賤若年之面々煩ニ而間々死亡多ク候、此度之流行者悪症にて余程難儀之由ニ候、

壬戌五月十三日、晴、

一出勤、今宵者銃藥方へ泊ニ而候、

、一伏見ニおゐて暴徒に組し候面々、大坂より乗船、日州細島へ着、夫より陸地通行、昨日福山へ着有之、親類兩人へ御引渡有之候由、尤、身近キ親類之外面会不相成旨嚴敷御達相成、何分被仰渡迄者厚く愼罷在候様御沙汰為有之由、右同船ニ中山大納言様故待田中川内介并其嫡子拾三才之もの、外ニ七人当地之様被差下候由、

壬戌五月十六日、照、八時分より雨、

一昨日より泊、伊集院四郎殿へ交代致候、今日例之水

神祭ニ而有川喜左衛門殿・磯永孫四郎殿・伊集院四郎殿・吉村才之丞殿出席有之候、

一伏見ニおゐて暴発之企ニおよひ候巨魁中山大納言様元待田中河内介父子、伏見ニおひて召捕ニ相成、去月廿四日此方脱出之面々と一同京都之様護送有之処、此方之人数同様船より被差下、尤、中山家より此御方へ御頼相成、何様とも此御方ニ而可然後難を不釀やう御処置御頼ニ相成、然処日州沖合ニ而船中ニおゐて父子一緒ニ殺害いたし海中へ打捨候由、尤、初より繩を掛け有之候ゆへ此方脱出之面々取々ニ数刻有之、此もの中山公之命、亦者

天朝之御趣意と欺キ、何事も欺詐を以誘出したる事伏見ニおひて初而相知、其積憤を以右河内介を船中にて各一太刀ツ、切りたる由、嫡子ハ拾三才なりしか初父之切らるゝをも目前にて少しも不驕、随分英味之人物なりし由、河内介ニも中々通例之人物ニ者あらざりし由、河内介義弟と云ものも一緒ニ被殺し由、佐土原之脱走人兩人も同様被差下、是者細島へ卸し彼方役場へ引渡候処受取上陸、直ニ殺害いたしたる

由、誠ニ笑止之至古今稀なる事ニ候、

一御軍賦役伊地知正治兄権左衛門事、昨晚発狂ニ而自害相果候由、此人発狂と者乍申少々手筋不宜聞へ有之、近々横目対談等之手数ニ涉り居候ゆへ、其通ならん、

壬戌五月十九日、晴、

一銃薬方へ出勤、有川喜左衛門殿同道致松岡十太夫どのへ物産会ニ参ル、種々珍品相集候、夜入時分帰ル、

戌五月廿六日、雨八時分晴上ル、

一昨日者終日稀なる大雨ニ而候、至今朝大ぶり、川々洪水なり、

一昨廿五日京都より極急之飛脚着之由ニ候、去ル十二日

和泉様京都御発駕之段御達有之、未御日限者不被仰渡候、御同日近衛様より被仰遣趣有之、御改名被遊三郎様と奉称候様被仰渡候、尤、御小納戸中山中左衛門被召寄、御改名被遊候様御沙汰又者御書状等も

被遣候由、其他何も相替候義無之御滞在、長州萩候も先日関東より御下国掛に御立寄有之、此御方と万端被仰談、浪人鎮静又者御政体御評議等有之、此御方之御勢別而御盛之御事ニ候由、

御所向ニ而も別而御都合之由ニ候、
一 去月十五日之事ニ、中山大納言様より極密ニ御沙汰之趣者、

主上御意ニ島津三郎を見置度と之

御事ニ候得共、未関東江被对御憚之御訳合不少候付、
先寄おのつから

参内も表通ニ可被仰出、此節之儀者諸浪人鎮静を初、
別而尽力、加之追々建言之趣

御満足ニ候、猶此上厚く心を用ひ尽力可致、殊ニ関東江

勅使被差立候儀共申立、一段之

御事ニ而則大原^(重徳)三位殿へ

勅使被命候間、差副関東江下り国是之論を建、

観意関東ニおゐても貫徹いたし候様御沙汰相成候由、

右者乍憚多御家初より如此ニ

天朝より之御依頼者無例事にて、国家之大美事千載之御冥賀此事ニ候、常ニ主上之御詞ニ茂泉州がケ様ニと之

仰ニ而明言御頼母敷

思食之由、殆三百年來

朝威殆と地に墜んとし、就中此三五年之間、外夷浦駕^(質カ)

へ侵入已來、妄ニ約定通信を結び、

天朝ニ者窺も不致、関東自己之処置之ミニ而、皇国之

武威已に消滅せんとし、剩井伊・安藤等之如き奸吏

暴政を發し、無罪有志・忠直之ものを殺し、或し縛^(ママ)

刑し、宮・堂上方之御内、或有志之ものを関東ニ召

捕抔いたし、京師へ者彦根其他之諸侯を以、陽ニ者

警衛と名付、陰ニ者奉圍圍も同様之仕方不少、其他

惡逆無道枚挙ニ遑あらざりしゆへ、

逆鱗不少之折なれ共、大小之諸候誰一人断然上京して

勤王之人なく因循するに、此御方御一人突然御上京、

御建白之趣有之折柄、浪士・暴惡之輩奸人九条殿下

を殺し、諸司代若州を討罰し、二条城をも焼滅し、^(伏カ)

遂ニ討暴之趣意を以浪華より伏見へ突出し、当夜其^(幕カ)

宿志を達する之時二中で御鎮靜有之、式百年来泰平
因循之人氣殊ニ沸騰し、争戦之徴と可相成と四方に
逃迷し勢なるゆへ、御滞京弥御鎮靜之御手数を被尽
候ニ付、京伏坂之人民父母之如くに尊仰いたし、片
時も長く御滞在を奉仰候人氣之由、諸国浪士者多く
京伏坂ニ潜居いたし居候得共、御威光に畏伏し手を
動得ず、又御建言之趣者、外夷之御所置者暫時置て
内乱を鎮め、人心を和同し関東と御合体相成、其上
叡慮之通攘夷・鎖港も御命令ニ相成度、先ツ第一ニ関
東之奸吏を退ケ、（松平慶永）越前公・（徳川慶勝）尾州公・（山内豊信）土州・宇和島等
之如き忠誠之御方幽閉を解き、（慶喜）一橋公・越前公をし
て天下之政務に御関係有之様取計、其後二至而外夷
を御攘斥被遊度旨被仰立候由、一々御尤至極之御処
置と奉存候、宮・堂上方ニも御異論雖無之、陽明殿
杯ニ而者泉州先生と御認御内書之御取替しも有之、
中山大納言様杯ニ者泉州大先生と御認御内書御遣し
被成程ニ御尊重之由、殊ニ青蓮院宮様一昨年来関東
之計ニ而御退院を催し、（朝彦親王）相国寺内之脇坊一小庵へ御
幽閉ニ相成居候御方ニも内々御伺も有之、無程御志

を可被為得旨も御慰有之候由、此宮様者殊ニ御英昧
之御方ニ而、

主上ニ茂御頼母敷御親敷被為在候処より幕府より御退
院を促し奉幽閉し由、此度

勅使東下三郎様御差添御下向之上ハ、多分

天威も相立明々赫々たる御政道ニ可相成候、草芥二等
しき躬ながら難有次第二候、此趣今度之飛脚より申
来候、

、一如斯御盛拳之因而起れるも都而

順聖公之御趣意ニ出、御臨終ニ御遺命有之事ニ而御
継述被成、一兩年前より頻に御手を被為付、終に爰
ニ至りし趣共、別而深秘事長ければ別ニ一冊を為し
て爰ニ洩す、

壬戌五月廿七日、雨天、

一出勤不致在宿、終日大雨、当分府下麻疹大流行ニ而
英久磨・おきせ・於いさ并下人直次郎煩付候、大惱
二候、先日より近所へ煩人不少、今比者府下若年之
人者無残煩付二候、其内死亡多く、当地ハ先年来麻

、
疹ニ而死者全無之もの、由候処、此度之流行者惡症ニ而候、先年大流行より六十一年目之由ニ候、先日より市中ニ而者藁ニ而人形を拵、夜分海辺・川辺等ニ鉦・太鼓之柏子ニ而送出し、焼失之事共賑々數候、京撰ニも流行いたし、御供之人々ニも余多被煩候由、

壬戌五月廿九日、照、

、一別勤ニ而出勤不致、四時分より田上村作場へ唐芋植付ニ參候、江戸より定式飛脚着致、兄上様御狀參御壯榮之由ニ候、被仰遣趣、先月廿五日一橋中納言様・尾州先中納言様・越前之春嶽公・土佐之容堂候五人共ニ御慎被成御免、何も平常之通御心得被成候様、其上近々大樹公御対顔可被成旨以御書付被仰渡候由、右者京都ニ而其御評議有之、

勅使も不日ニ御下り被成候而、其段御達之御模様なるを幕府ニ而窺知いたし、早々御慎解等之事ニ先ンしておよぼしたるならんと之趣被仰遣候、

壬戌六月朔日、快照、

一別勤ニ而出勤不致在宿候、夜入磯永孫四郎殿入来、おつよ生日ニ而少々神酒共ニ興なり、

戌六月二日、曇天、

一四時分より八木称平どのへ參ル、夫より久木山泰藏どのへ參り夜入永吉へ參ル、川上十郎左衛門殿・倉山民五郎殿參会し及深更候事、

壬戌水無月九日、曇、

一先日より小児共麻疹ニ而出勤も賴合候、有川喜左衛門殿も煩ニ而見舞候、相応之麻疹ニ而候、

戌水無月十二日、照、

一英久磨麻疹、今日杵程之接排にて余程難義ニ候、昨日共より飲食少も不進候、心痛ニおよび候、下女者再感いたし甚難洩之症なり、

、一磯永喜之介殿京都より去月十二日付之書翰參ル、三郎様御事、五月廿二日京師御発駕、関東御下向之

筈故喜之介殿も御供被仰付候旨被申遣候、尤、

勅使大原三位様御同日御発京、三郎様御付添之筈なる

由、五月十九日・廿日二天氣次第御発京之筈候処、

此御方御供方多人数麻疹ニ而差支、無御抛廿二日ニ御延引為相成由も被申遣候、喜之介殿も被煩候而難儀之段細々と被申越候、

一麻疹流行ハ京摂のミにあらず、中国・九州・関東ニも押並て大流行之由、死亡も当地より者多く、拾人煩付候へ者五六人ハ死候由、殊ニ熱氣ニ趣キ尚更惡症ニ変し死亡多く候由、当地も当月初比より惡症ニ相成り、南林寺・福昌寺等其他寺々ニ而者毎夜麻疹ニ而死亡之人葬式三拾四五ツ、も有之由、府中ニ而一日ニ並し凡六拾人余之葬送ニ而候由、諸坐ニ而も出勤人数少く御用も差支之由、殊ニ御厩・御兵具方坏者書役壹人ニ而式拾人余之内其通、御勘定所・御代官所・郡方等者四分一程日々出勤御用差支之由、古今稀成事之由也、

太守様ニ茂御済無之、夫ゆへ御側向之面々看病ニ参候人も三日出勤差支、煩之人者三番湯までかゝり候

上出勤可仕旨被仰渡、出勤人数少く御小姓・御小納戸等者廿日余りも一人ニ而詰通之由、京都より妨害過分ニ御取入御下し相成、諸人へ申受又者被成下候、三郎様思召ニ而御下被成候由、大奥女中ニ煩人多く皆宿許下り被仰付候、我等二者八ヶ年跡流行之折ニ相済候、有川喜左衛門殿ハ同年輩なれとも今度被煩候、

壬戌水無月十四日、照、

一出勤不致在宿、実父正容君之御正忌日ニ而墓参いたす、礼膳等捧候、

戌水無月十五日、照、

一出勤不致在宿、例年之通祇園祭ニ而候、当年より下町へ御遷坐ニ而候、每もより山抔多く賑々敷候、麻疹流行ニ而山拍子之女子共相少き由、

一関東へ御差下之

、勅使大原三位様御事、此節御東下ニ付左衛門督ニ御補任之由、三位之御位にて

勅使之御例無之、殊ニ左衛門督之御位者是迄御闕官にて容易ニ補任無之御職務之由、大原様者御年輩も五拾余才、人望も有之、御弁識も有之、御撰拳ニ而御下向之由、此度之

勅使者通例之御事ニあらず、積年之宿弊を一洗し、朝威を復古之御談判も一方ならざる御事故別而御撰任之由、当時京師中ニ而も御一人と奉仰御人物之由ニ候、夫ニ 三郎様御從駕被成、馱々も御同駅ニ御休泊と被仰出候得共、此御方ニも御供方多く御同駅ハ難相成、尾州之内宮其外壹式宿者御同駅にて、余者御一宿ツ、間を置御休泊之由ニ候、六月七日ニハ是非共江戸へ御着之賦ニ候得共、霖雨之時分ゆへ自然川支等も難計、十日比ニ御着之由ニ仕掛候由、大原殿ニも待其外御供方有之事ながら、当今物騒と申、此度ハ外ならぬ御下向なれはとて、此御方より式拾人非常之御手当ニ待と申所ニ而被遣御召列之由、一都之城島津石見殿蒸氣船より京都守衛として被登候処、船中より麻疹ニ而、着京ニ者相成候へとも外出も不相叶、

御目見も不被整由ニ候、去月廿三日ニ者少々気分宜敷候者御目見被成度、関東へ御下ニ付跡之儀被仰聞置趣有之段御達有之付、押而月代も被致御目見被致筈之処、直ニ再感いたし御目見も不相叶之由、三四日相過死去之由、当年式拾九才被成候、残多事ニ候、此人何も別ニ才器等有之人物ニ者無之得共、^(候脱カ)正道までニ而奉職之事も不終者氣之毒之至なり、全体三郎様御嫡女之夫ニ而候、

一 京都御留守居田中仲右衛門殿も四拾余才之人なれとも麻疹にて死去、其跡者伏見御飯屋守本田^(親態)弥右衛門御広敷番頭被仰付兼務被仰付候由、

壬戌六月十七日、照、

一出勤不致在宿候、英久磨其外子共麻疹無事ニ快氣、安慮ニ候、有川喜左衛門殿へ参り、彼も追々快方之由也、

一 大原左衛門督様へ此方より被召付候人数者、山之内一郎・鈴木昌之介・吉井仁左衛門等之由、いづれも官名を唱候由、

壬戌水無月十九日、照、

、一出勤不致在宿、氏神六月祭ニ付毎之通灯笼献し候、有川喜左衛門殿快氣ニ而被參終日被居候、相応之麻疹ニ而頭髮等も抜ケ、氣力も未不出よし、京師へ守衛人数又々被差遣候、此度者御城下一番組より拾人、三番組より拾人、五番組より拾人、都合三拾人ニ而候、物主二者知覽之領主当番頭島津左殿、御軍賦役、二者坂本彦五郎、御目付ニ而御裁許掛肥後直次郎、此人数ハ都之城病死故其代り之場ニ而早々被差立候、都之城二者於京都病死之段遠州浜松ニ而御聞相成、則跡代同所より被仰越、昨日飛脚着いたし、今日右之人々へ被仰付候由、

壬戌水無月廿三日、照、

一出勤、ハツ時分退出候、磯永弥九郎殿も此度上京之守衛ニ被仰付候間、南林寺六月灯ニ付船より別杯相催候、出張之人々二者高橋縫殿どの・新納太郎左衛門殿・有川喜左衛門殿・黒岩政右衛門・我等也、大雨ニ而難儀ニ而候、六月灯も耽々なく曉比帰ル、

、一今日

太守様南林寺へ御參詣ニ付、麻疹にて御供方差支、諸坐書役等より俄ニ御供被仰付候、御小姓二者式拾四人之内僅五人毎勤いたし、御近習番拾人余之内扈人出勤之由、昔よりケ様之事無之と之咄ニ候、

壬戌六月廿六日、照、

一出勤不致候、磯永弥九郎殿今日京都守衛として出足被致候ゆへ參候、水上まで見送候、有川喜左衛門殿・松元次右衛門殿・最上才二殿同行ニ候、弥衆什長者西太郎兵衛殿、伍長者木脇直太郎殿ニ而候、夜入磯永どのへ參ル、

壬戌水無月廿八日、照、

一出勤不致在宿候、桑山白山と申下町之易者へ參ル、此度我等江戸詰被仰付候付、少々趣向を替度存慮之訊有之、其疑を決せん為ニ而候、江戸より者島津登殿より相談等も有之付、是非ニ早々可參旨被申遣、無扨事故此上者易表にて可決と存候、早々出府方可

然と申付手当ニ取掛候、島津主殿殿ニ者是非ニ見合、此涯当地へ居候様懇ニ被申聞、双方無致方事ニ而候、夜入永吉へ参ル、及深更候、

戊六月晦日、照、

一 出勤、今宵銃薬方泊り、昨日江戸へ定式飛脚立ニ而兄様へ書状差上候、当所之事情共委敷申上越候、当所も有志之人々上京を頼候も不少、又物議不少、小松家其外在京之人々を様々難評いたし、毛を吹て疵を求候勢にて、不日ニ何歟事之到来之人気なれ者其等も申上候事、

壬戌七月朔日、晴後雨、

一 昨日より泊番ニ而候、今宵も泊前ニ而候、

戊七月二日、晴、

一 昨日より泊通し、今日税所四郎左衛門殿へ交代、磯永殿家内中上下七人一緒ニ麻疹也、夜入永吉へ参ル、

最上斎次殿・有川喜左衛門殿参会候、

壬戌七月五日、晴、

一 出勤不致在宿候、七時分より最上斎二殿同道田上村織屋へ参、池田武八へ申聞候趣有之候、及深更候、一 今日諸士一統御用之儀有之、改服ニ而四時登城可仕旨被仰渡候処、至今朝間違にて登城ニ不及旨御達有之候、何歟御達之事ニ而も有之歟、如何様之間違にて御取返相成候哉、不審なる御処置ニ候、ケ様ニ混雜有之而者、当時府下物議沸騰之折々笑止之至ニ候、一 三郎様御事、五月廿二日京都御発駕、六月七日江戸へ御着之由、

勅使大原様ニ者御同日御発輿、六月六日ニ江戸へ御着之由、

三郎様ニ者

勅命を被為奉候趣を以御届ニ相成、早速者何方御出も無之、十三日ニ初而閣老水野和泉守^{忠精}様御役館へ御越、則より御用談有之、式時許り御在之由、夫より松平春嶽様へ御出御用談も被為在候由、越公ニ者御滞京

之時分より関東御下向被為在候者、早く御面接被成度御内使等有之、久友之如く御親ミも為有之由、

（齊興義云）

、一三郎様二者高輪御屋敷へ勝姫様と御同住居二而、御

手広と者乍申御供方も多御究屈之由、勝様二者大奥

小ナ御小坐敷ニ御住居被成候由、其外御姫様方ニも

上屋敷焼失後御同居二而、別而究屈之由ニ候、

（公寛）

一三郎様御二女入来院^{（公寛）}恰妻於朝殿事、此内より麻疹にて去ル四日死去被致候由、

戌七月七日、照、

一出勤不致在宿、

、一太守様御事先日より磯御茶屋へ御滞在ニ候、御本丸

大奥損所有之、御修甫中磯へ御滞在之筈ニ候、

戌七月十日、照天、

、一出勤不致在宿候、七時分より吉村才之丞殿へ用談有

之參ル、当年者諏訪社御神事在踊一昨日より初候、

、太守様御臆中ニ而候、今日組頭宅ニ而

三郎様御滞京中又者江戸表ニおゐて御尽力之次第、

又者老中方と御政体向御相談、御都合宜と之段御弘二相成候事、

、一先達而大山格之助殿京都より被申遣候書状左之如し、

、一筆致啓上候、漸々煖和二罷成候所、弥御両君御揃

御壮烈被成御坐芽出度奉賀候、随而野生大元氣、此

度者別而意外強奉職罷在候間、御放慮可被成下候、

追々当地之形勢御聞及為相成筈、別段尋常之事者不

申上候、出立前者彼是御懇篤之程奉拜謝候、何卒此

節迄ハ永大君へ御礼不申上候間、宜敷様御執成奉願

候、些別紙ニ差上申候、御覽可被下候、何卒誰君ニ

も此節者御出掛肝要ニ奉存候、何も急便ゆへ巨細不

能詳悉候、早々略事^{（筆力）}を以一筆如是御坐候、頓首、

四月廿二日

大山格之助

市来正右衛門様

磯永弥九郎様

参人々御中

極内書奉申上候、

去ル十六日晝七ツ時伏見御発館、日出前錦御屋敷江被為入、四時分陽明殿江御参殿、于時御同会之御方々第一

右府公・三条公・正親町三条公・中山公・岩倉殿ニ而終日御密談、其内八ツ過より御方々 参殿有之、日入時分御下り又々陽明殿江被為入候、但、泉公者参内無之候、夫より亦々御密談、乍漸々夜入過より御吸物・御酒等相初り、当日御議論、泉公余程意猛高二而、中山・三条・正親町殿暫時者恐怖肝を被冷候段、岩倉殿より堀へ御密話之由、其段泉公江堀より申上候処、薩摩口にてやり懸候所些嚴敷聞へ候事と御沙汰之由ニ御坐候、

一 当晚ニ至り弥必死と御勇談、扱も

觀感之趣被仰出、是者疾ニ御聞及と奉存候付不申上候、一十六日御参殿、直ニ御滞京之

御内勤被仰出候処、乍漸御断被仰上、終ニ翌日迄御延也、

一 長州之若君来ル廿六日御着京之賦、長州人数も大坂者勿論、当邸へ如雲霧出掛居、尤、先達而御下京相

成候処、永井雅樂早々関東へ走下り候由、

但、此永井者大奸ニ而、乍然堀坏ニ者能く打合候由、周布杯も先達而再勤関東江下り、爰元江も暫

時罷歸り候由、

一 長州より甚羨敷居候由、君公御着之上如何大変革相發候歟と高シ早しと相待居候、

一 十七日ニ者闇老久世大和守^{広國}早々上京致候様早打相立候事、関東之大騒動不堪笑候、諸司代大ニ相弱り、先日より度々使者此方へ被差遣、何篇御互ニ御熟談申上度と度々申越勢ニ成立、是も不日ニ混崩ニ御坐候、此節亦々多人数出京之筈ニ候、

一 去ル十七日八ツ時分御上京已来京中之大評判、既ニ兵刃を接候形勢ニ付、此兩日者先ツ相和わらき申候、一十五日晝伏見御発館之刻、伏見奉行より相図之狼煙

を揚候処、諸司代者直様二条御城江逃込候処、二条御城番門を不開、終ニ不入付由、先晚より彼は伏見へ間諜を入置候折柄ニ而、弥決戦と相心得候歟、不堪笑事のミニ御坐候、

一 九条殿下も弥諸司代と不和、是も身構より終ニ隙を

生し候由、尤、殿下二者当春中一度も 参内無之、

先達而初而諸司代方人数并町奉行方人数守衛相付、

漸々 参内ニ相成候由、内実者御辭職之御願ニ相成

候由、不日ニ罪科明白ニ御糺明御打落ならん、

一岩倉殿是迄色々疑も有之候得共、此節弥随一之御方

様ニ御坐候、大原三位殿も其通り、

一京并九州辺之諸浪人者都而大坂御屋敷へ今以御構、

江戸より亡命人数も其通御坐候、菱刈夫忍而大坂迄

出掛相成候処、些不都合之塩梅于今大坂へ滞在、

亦々蒸氣船江戸廻船便より帰戸候賦御坐候、

一安藤も当月者御用番之処、先日御役御免、溜詰格江

被仰出候事、

一追々有志之諸侯方出京可相成、未

御滞京已来鎮撫一篇ニ而何も表向二者不相分候、毎

日〳〵公卿方暮時分御下り有之哉之事、誠ニ

叡慮之振立候事、筆を取るに無限候、右次第故、是非

永大人御出掛之御手筈所願ニ御坐候、先相触候事情

まであら〳〵申上候間、大人江も宜敷様被仰上奉願

候、尤、今晚酔後ニ相認御推覧可被下候、以上、

四月廿一日夜認

大山拝上

市来君

磯永君

、二白、堀余程此節者大配慮、別而周施致候由御坐候、

四拾人外人数者大坂へ滞在、氣之毒千万ニ御坐候、

岩下氏杯一列者未着無之、永大人より拝領之陣腹も^{服カ}

所望、倭錦を着初可申と別而難有、乍恐御厚謝奉願

上候、

、一彦根も鞍馬口と申所へ木俣惣裁にて五百人余出京警

衛いたし居候由、先月廿六日関東之為使者上京、廿

八日国許江入府之由、

右書面之内、堀と者堀仲左衛門事也、先比より江戸

へ被差遣置、先に京より大坂へ出張、京師へ往来い

たし、岩倉殿杯へ相親御滞京相成処を周施之由、尤、

江戸ニ而ハ橋口宗助・芝山愛次郎杯脱走之時分、大

坂之やう出張、大坂ニ而浪人共を鎮靜、御屋敷へ入

置候由、長州御側役永井雅楽杯とも及談合、京師へ

往来いたし、

三郎様御着坂相成候者御滯京被仰出候様手筈相成候由、尤、長州若君ニも関東より早々御上京被成候様是又談合ニおよひ候事之由なり、

、
九条殿下諸司代と不和之起り者大山どの書面之通り、
近比諸浪人蜂起物騒より九条殿身構を被成、是迄之悪事を諸司代ニ帰候手段有之、諸司代ニも是を不平と存し、終ニ不和ニ成立候由、是迄諸司代と同腹にて種々幕府と奸を被働候御方也、

、
一 菱刈奎之介大坂へ出張之訳者、江戸より橋口・芝山^(露敷)等其外亡命、上坂之聞得有之付、取押方又ハ

三郎様御出府と名付御滯京之筈也と江戸中風分不少ゆへ、此節者決而御滯京ニ不相成、早々御出府相成度御諫申上候賦ニ島津登殿申談、菱刈家者御留守居^(汾力)紛陽次郎右衛門・書役岩山八郎太召列、早々上坂被成御着坂、直ニ江戸表之事情被申上候得共、初より治定之事ニ而却而不都合成立、何之御用もなく其儘滞坂之由、是も御為を存し候事にて強而可咎ニ非ず、
関東ニ而者決而勢不及と申者当然之事也、

、
一 岩倉三位殿者已前ニ諸司代と同腹とて大ニ失名之人

なりしかとも、内心者事を為さんか為之訳なりし由、随分略有る人物ならん、

、
一 長州ニ而も前以より攘夷・鎖港之事ニ付而者御無理ニ被仰出候而者不宜趣、永井雅楽を以建言ニ相成候得共、何分

天意之事難翻、兎角攘夷ハ不日ニ稠敷

勅命ニ相成半、^(候脱カ)是者彼をしらざる之事ニ而、後々はか為ニ日本之乱階無疑と於我者窃ニ憂患之至なり、

壬戌七月十四日、曇天、

一出勤不致終日在宿、盆祭ニ而候、子共麻疹後ゆへ油料理堅く禁止申付候、是か為誤りし人不少由、

戌七月十五日、曇天、

一 終日祭礼、家法之如く取行ひ候、

壬戌七月廿五日、照、

一出勤不致、今日より風順次第二者最上才ニ殿同伴いたし、小林永吉抱地堤村へ所用有之、内々旅行之筈

候、九時分より僕小太郎召列永吉へ参、所用承り上町より乗船二而小林へ参候、初風にて快く、国分浜之市へ夜九時分着帆、一泊いたし候事、

壬戌七月廿六日、晴、

一朝六時分国分浜之市出足、最上うち一同小林へ趣候、暑氣甚敷途中難儀也、あらさ野にて昼飯共もらひ、高原神徳院下にて夜入灯籠手当いたし、堤村へ者四時分着候、用頼松元次右衛門殿二者先日より被参居、取会酒宴二候、家来高崎伝左衛門所へ最上殿一同止宿なり、

戊七月廿七日、照、

一少々ハ草臥候、四時分より松元次右衛門殿取会候、物奉行鳥丸五左衛門先日より参居招呼、夫より焼物竈等見分いたし候、夜入時分より酒肴、所役々も参候、

壬戌七月廿八日、曇天、

一松元次右衛門殿者今日より帰府被致候、四時分より高麗人参植付場等見分いたし候、伝聞申より盛大二而歎敷候、初より頼に心痛之事ゆへ嘻敷事二候、

壬戌七月廿九日、照、

一四時分より紙漉品見分、諸事指揮を加置候、夜入早々休足いたし候、

一堤村者高頭千八百石余之所なれとも、内竿迄旁式千石余も出来良地にて候、其上荒地多く能々開キ立候得者、四千程者随分出来候地所二候、家来株も百五拾余有之、其内拾家計者豪富之もの居候、実二惜キ者荒地多く人員少キ計之事也、是より如何もいたし人を求る之手数第一と存し候、精々人參之事を開、人を多くなす之事初より之趣向なれ者、役々へも折角其所を第一二申付置候事、

〔朱書〕
「兵燹後ノ第四」

〔貼紙〕
「しらへ惣濟十九年八月廿三日」

調濟
八月朔旦より

同年十月二十九日二終ル

文久二年壬戌日記

〔朱書〕
「二十二 前編七冊ノ内

十六番 式

渙象堂広和

心願も建置候、誠ニ靈場也、

壬戌八月五日、晴、

一所用相濟今日より帰府候、四時分堤村出立候、我等・最上殿ハ馬上なり、鳥丸五左衛門ニ者陸行也、狭野権現社へ参詣、心願建置候、夫より神徳院へ参候、夫より錫杖院へ参詣候、心願申置候、夫より華林寺之様参詣いたし霧島社へ参詣、山下坊へ今宵者止宿候事、

戊八月六日、晴夕立、

一朝六半時分霧島山山下坊出立、国分浜之市へ者八時分着、相原源介所へ休息いたし月代共いたし、夜入乗船、八時分下町へ着岸帰家候、〔市来広親〕英久磨此内より相應之痢病にて夜起杯する症ニ而候、併し少々者快く仕合ニ存候、昼夜六拾度程之痢なる由、有川喜左衛門殿・磯永孫四郎殿世話ニ預り候、

戊八月九日、晴、

壬戌八月朔日、快照、

一四時分より鳥丸五左衛門・鳥丸有辛召列候而小林町へ用向有之参ル、夜入帰宿候、

戊八月三日、照、

一四時分より雛守権現社へ参詣候、鳥丸五左衛門・鳥丸有辛召列候、社内へ暫時休息致、守札杯申受候、

一出勤不致在宿、吉村才之丞殿・久木山泰藏入来二候、我等当秋江戸詰被仰付候付仕舞料として金拾兩、御内々川上式部殿より吉川源右衛門取次を以被成下候、有馬耕泉名代二而拝頂仕候、右之御礼喜入摂津殿・川上式部殿・吉川源右衛門へ申入候、

壬戌八月十四日、照、

一 銃藥方へ出勤、島津権五郎殿嫡子富之介殿痼病之由二而見舞候、別而難症と相見得候、高橋縫殿どのへ参ル、島津富之介殿死去之由にて磯永孫四郎殿同道参ル、

戌八月十五日、照、

一 四時分より有川喜左衛門殿同道いたし、権五郎葬式ニ参ル、今年之月見者鬱々たる事にて笑止二候、月も九時分まで者霧月、後照せり、

壬戌八月十九日、照、

一出勤不致在宿、英久磨日々快方なれとも腫氣少々相

見得痛心ニ而候、大鐘時分より島津主殿殿同伴いたし、谷山中之塩屋硝石丘へ遊参候、深更ニおよひ帰ル、田面之景面白く候、

戌八月廿三日、曇天、

一出勤不致在宿、此内八田知紀大人へ頼置候西洋紙二歌書方出来候、有川喜左衛門殿入来、島津主殿殿より我等近々江戸へ出立二付、旅用として金子拾兩并ニ火事羽織一枚賜候、夜入時分より最上才二殿同道いたし、金子等之札申置候、島津求馬殿・倉山民五郎殿参会候、御手元より砂揚場ニおゐて華火打方被仰付、三階楼上より見物いたし候、上様二者御城より御見物有之候由、昼夜百本程にて面白候、英久磨腫氣未不減鍼医頼候、夜入磯永孫四郎殿・吉村才之丞殿入来候、

壬戌八月廿七日、照、

一出勤不致在宿候、英久磨病氣も日々快く大慶二候、江戸より飛脚着いたし兄様御状到来、御玄機之由被

仰遣候、

一 今日磯永孫四郎殿御家老坐書役前より御用談申來、當時之世態柄ニ付誹謗する人多く、右ニ付大目付衆より孫四郎殿へ聞合之趣有之、右之形行申出候様極内達為有之由、右者当今世上一同誰云ともなく京都表之御処置振、又者江戸表之御成行等種々申立、剩小松帶刀^(清應)どの・大久保一藏^(利通)・伊知地龍右衛門・堀仲^(伊地知)左衛門等之如き當時要路之毛を吹て疵を唱、加之^(島津久光)三郎様御事までも唱立候付、世上一統不穩、人心混雜之勢ニ有之、夫故御家老前より内々手を被付候由、大目付方ニ而者様々聞合有之、是非共疵を求而要路之人々を退けん之策ニ有之由、誠ニ笑止之次第ニ候、此事ハいつれニも双方勝敗相分候程之人氣ニ趣候、

壬戌八月廿八日、照、

一出勤不致、英久磨病氣日々快く腫氣も相減安悦なり、暫時者大ニ心配いたし居候、麻疹後之腫氣或小痘等流行、死亡ニおよひ候も不少由にて世話ニ存し候、

一 江戸表静謐之由、

三郎様江戸より御下向之御模様も不相知、

勅使も未御帰路之程合も不相分由、併御内々ハ御日割も有之、

勅使之御用被為濟次第二者早々御下向と相聞へ候、御下向之砌も

大原様御供被成候御申談之由、其時分二者越前^(松平豊水)春嶽公も御上京有之様ニ而御同伴被成、伊勢へも大原卿御一同御參詣被成筈之由、

一 於神奈河蒸氣船壹艘御取入為相成由、英國之商売船ニ而長サ四拾三間、横幅凡六間、蒸氣機関式ケ所ニ有之、四百馬力、当分世界第一之早船にて、代金六万七千兩余に御取入有之由、当月五日より神奈川へ為受取方登殿^(島津久光)・帶刀殿被差越候由、登殿より詳ニ御申越被成候、此船まで式艘ニ相成、天祐丸者ケートル大破ニおよひ、于今遠州沖へ碇泊之由ニ候、大坂より江戸へ廻船之砌ニ遠州灘にてケートル破損いたしたる由ニ候、

壬戌八月廿九日、曇天、

一出勤、ハツ退出、英久磨日々快方大慶ニ候、有川喜左衛門殿入来、江戸へ定式飛脚被差立候間、兄上様へ書状差上候、

壬戌八月晦日、照、

一出勤不致在宿候、夜入有川うち同道永吉へ参、一母上様御事、今未明ニ御出足被成、谷山冠嶽へ御参詣被成候、今宵ハ平川小倉新兵衛殿所へ御一宿之筈ニ候、

一八時分より磯永孫四郎殿同道いたし、谷山作硝場へ別勤なり、諸郷穢多村毎ニ硝石丘取建方有之筈ニ被仰渡、今日右之申談方ニ吉村才之丞殿・伊勢仲左衛門殿・木脇休五郎出会いたし候、右者太粧之事ニ而克々評議いたし、築造法も錦密に手を付候賦にて草案等取建方為致候、吉村どのにも別而是二者痛心ニ而候、

壬戌閏八月朔日、照、

一朝神拝、種々業作無多事候、

一七時分より大鳴風雨、夜入磯永どの入来也、喜入撰津殿より磯孫衆へ新納駿河（久仰）との陰居願之儀ニ付、当今様々之物議有之ゆへ入組之趣有之、内々糺之詔有之候、書付ニ而被申出候様極内達有之候草案取建方也、新納殿退役後于今陰居不被致者全く再勤之趣意有之、夫を諏訪数馬（広孝）どのの忤是非ニ再勤有之度と之趣意有之、陰居不被成やう磯孫衆を以被申入候と之風分有之、其段摂州より弥其通ニ陰居願を被沮候哉否之趣被相糺候、何分書付ニ而申出候賦ニ候、誠ニ混雜之事ニ候、書付も能々不取建候而者後害有之事ゆへ吟味に涉り候、

一当時世上之物議騒々たる事者誠ニ笑止之至なり、要路之人といへとも末々より更ニ憚処もなく唱立、実ニ可憂事ニ候、海内押なへて物議のミ之世と相成、互二人々疵を揚ケ夫を退ケて、我好キ人二なると之事ならん、衰世之習と者乍云氣之毒之至ニ候、

一九条前関白様待（侍力）ニ島田左兵衛権大尉と申人あり、此もの元来奸邪之ものニ而、関白様へ悪事を勧め、己

之利を慾二する之ものにて、関東之勢を仮り威權を專せしものなる歟、先日宿所へ浪人共拾人程押入り致殺害、其首を四条川原二曝し、惡業を数て札を建候由、此もの江州彦根之藩中永井主膳と申奸吏二同腹して

天朝之御趣意をも奉倍、或者下へ可流事者閉塞せしめ候坏之不忠不義之所業多く、其宿所へ当日永井主膳二も会し居候処、浪人押入候砌逃去り行衛不相分由、島田事者当五月

三郎様御登京之時分より勢難及を察して、近比者外出も不致引入居候よし、此比少しく世上穩二相成候ゆへ二条辺へ妾宅を構居、其所二參候を浪人共見付候て參着候と裏門之方より浪人共押入、表門之様可逃出とするを待請切殺いたしたる、捨札者別二有之記置也、諸国より浪人共追々上京いたし、無礼放蕩之振舞増長之勢なるよし、笑止之至也、

壬戌閏八月三日、曇天、

一出勤不致在宿候、

一四時分より有川喜左衛門殿同道いたし、新納太郎左衛門殿へ參候、先日新納どのより我等出府二付取替給候金子貳拾八兩之諸証文持參遣し、亦島津主殿殿方へ同人世話を以、藏方へ取替二相成候金子九拾兩之証弁受取書等、我等三人之名前を以主殿殿手元入用之書面二而持參遣置候、是者金主者鬼塚莊助と申上町人より取替給候事、

壬戌閏八月四日、照、

一出勤不致在宿候、七時分より最上齋二殿并高橋縫殿殿・新納太郎左衛門殿參会候、

壬戌閏八月五日、雨、

一四時分より郡元村銃藥藏へ最上殿一同見分品有之差越候、夫より永吉別莊へ參候、主殿殿二も八時分より被參候、夜入帰ル、

壬戌閏八月七日、曇天、

一昨日より銃藥方へ泊り、七時分より有川喜左衛門

殿・伊集院四郎殿同道いたし、松岡十太夫殿^{（政人）}へ物産
会ニ参候、珍品多く面白候、夜入過銃薬方之様参候、

閏八月八日、曇天、

一昨日より銃薬方へ泊、伊集院四郎殿へ交代、八時分
最上斎二殿・磯永孫四郎殿同道帰ル、

一^{（忠義）}太守様御事、当冬中迄御参府御猶予被成候段、御老

中脇坂中務太輔様より被仰渡候段御到来、諸士今日

登城、御祝儀申上候、

一三郎様御事、去月廿二日江戸御発途御下向被遊候段

申来候、鎌倉御参詣、夫より伊勢へも御参詣被成、

京都へ暫時者御滞在之筈候、

勅使大原左衛門督様ニ茂、去月廿二日江戸御発途、伊

勢へ御参詣被遊、駄々者御下之節通一宿ツ、置而御

通行之由、尤、

勅命之趣一々関東ニ而遵奉有之、御受書をも太樹公御

調印ニ而御申出有之、無異儀御帰京被遊候由、誠ニ

以大慶之至此事ニ奉存候、未細事者不相分候得共、

右通之大頭のミ此節迄者申来候、

壬戌閏八月十日、雨、後風烈、

一銃薬方へ出勤、今日同役中我等へ別杯被相催候、夜
入迄酒宴ニ而候、吉村才之丞殿・磯永孫四郎殿・有
川喜左衛門殿・伊集院四郎殿・伊勢仲左衛門殿・税
所四郎左衛門殿・木脇休五郎殿、扨二者門司為兵衛
殿・藤崎新左衛門殿・小山田新藏殿等なり、風雨時
分柄ゆへ米粟等相応之痛ならん、

壬戌閏八月十一日、雨、風、

一出勤不致在宿候、四時分池田武八参ル、風並不宜候、
九時分より東北風烈、倒家等多く米穀等痛多からん、
下人直次郎家之上ニ而いらかの格護為致候処、過而
転落ち候、暫時者氣絶心痛いたし候、夜入時分より
黒岩藤兵衛・中村周左衛門・木佐貫源介・有川喜左
衛門殿入来、及深更候、

戊閏八月十三日、照、

一朝池田武八并浜田清兵衛・松村伝次郎参ル、

一昨日之大風ニ而穀類大痛之由、凡六分通之痛と申

事二候、

一 四時分より久木山泰藏殿入来、夜入大砲船承天丸船頭林太助并浜田清兵衛參候、林事者初而參候、

壬戌閏八月十四日、照、

一出勤不致在宿候、小松帶刀殿

三郎様御供二而、去月廿二日御同日江戸出足有之候処、小田原より御用有之、江戸之様被立帰とも申、又御供御免二而、御跡より静二而被下とも種々様々相唱候、又堀仲左衛門事も公辺へ嫌疑之訛有之、於江戸御役被成、蒸気船より窃二被差下とも云、未細事者不相分候、

一 三郎様去月廿二日江戸御発途、川崎へ御泊之筈候処、生麦二而御行列へ英国人相障り、夫二付其場二而御供目付奈良原喜左衛門英人壹人を殺害いたし、同行三人之夷人者其儘馬上にて逃去り候由、右二付江戸へ御届向として、御徒目付高崎猪太郎^(五)・御家老坐書役伊集院次左衛門早々江戸之様被差返候由、

一生麦二おひて英国人を殺害いたしたる成行者

三郎様御通行二而生麦へ御休之筈候処、丁度生麦宿入口にて、神奈川の方より夷人四人列、いづれも馬上にて江戸の方へ乗来り、御行列二差掛り夷人共二も道脇を乗通候処、御行列者無何と少シ脇寄り候而何之子細もなく御通行之処、御駕籠脇二御供いたし居候御供目付奈良原喜左衛門走出し、御打物辺へ夷人乗来候を走付様に切付ケ打落し、外壹人へ者乗馬二疵付追掛候得共馬走出不追付、然処二切落し候夷人者其場二而すたくに伐り、喜左衛門弟喜八郎^(衆)走付、兄弟二而寸々に切り、尤、其様切候時者少し道之脇松山へ曳入切捨、形も不見分様二切り候よし、逃去り候夷人三人之内壹人女にて、則神奈川之様走帰り同国之人々へ成行申聞候向にて半時計も間有之候而、夷人共八拾人程之銃兵、式拾人余之騎兵繰出し生麦へ走来候処、

三郎様二者生麦御休無之、御急にて早五里程も御通行跡二而空敷引取候由、尤、夷人共も御跡を可追手当いたし候処、生麦町門を閉、不差通ゆへ不得止事神奈河之様引取候由、御行列先へ夷人共差障候二者

決而無之、彼方よりも随分謹慎いたし道脇を乗通候付無誤事なりしを、下馬不致不届とて殺害いたしたる由、御下知等有之候而其通ニ働いたしたるにあらず、全く一己之存念を以卒然御駕籠脇より走抜ケ、右時宜ニおよひ候由、素より夷人之事なれ者下乗可致事二あらず、江戸ニ而者諸藩士逆も御両敬等二あらされ者下馬可致二無之、殊ニ

三郎様ニ者未御臣列ニ有之ゆへ、諸藩とても下馬可致二無之、夷人者素より閤老より外三家三卿之外下馬可致之御約定ニ無之候得者、乗打可致者当然之事ニ候、夫形之事なるを暴に殺戮する者、何とも沙汰之限りニ候、果して御国難到来ニ者無相違候、血氣武断之輩と申者笑止之事ニ候、当時攘夷・鎖港之行にて、此奈ら原坏ニ者武断のミ之人にて聊之事より大事ニ可及者必定、憂患此事ニ候、

一右之始末ニ付、同役中其他考ある人々ニ者笑止之由、如何御申取ニ可相成や、夷人銃兵等押寄候節者、御通行跡ニ而御強運之御事なりし由、夷人共之氣先キも余程するとき由、危かりける事共なり、

一夜入永吉へ高橋殿一同参会、生麦之一条者不容易ニ而深く憂談なり、

壬戌閏八月十九日、照、

一風邪気分ニ而在宿候、長崎詰野村宗之丞より書状被遣候、生麦ニ而英国人を御行列先ニ而暴殺いたし候趣、江戸より長崎へも早々申越、同所へ者八日目ニ蒸気船より相知、在留英人者素より各国之夷人共ニも大ニ立腹いたし、早速より会議におよひ、長崎ニ而も皆々軍粧之手当等いたし嚴重之由、江戸ニ而者殺害之始末神奈川へ打洩されし夷人三人走帰ルと直ニ銃兵軍粧にて繰出し候ゆへ、神奈川出張之幕役共より子細無程可相分候間、卒爾ニ出張間敷旨制止いたし候得共不聞入、相応之繰出し追々も繰出之模様ニ候処、幕役より中ニ入り漸ニして相鎮りたる由、生麦ニ而者町門を不閉候へ者御跡を慕ひ候者必定之由、丁門を打候折も押破り可出勢之処、幕役出来り制止いたし引返したる由、其時者高崎猪太郎坏ニ者御途中より引返し、生麦へ休足いたし居候処ニ而親

敷其勢を見聞いたしたる由、左候而、英国ミニスト
ルより公義へ手稠敷御約定面ニ則り申出、途中ニ而
むやみに殺害之道理難聞取、何故之訳ニ而其通之取
計、又殺害いたし候相手十日之内ニ不差出候者、

夫々英国之作法通ニ処置可致、尤、此方より之御届
に、行列へ差障り候付、徒士之者殺害いたし其場よ
り右之もの欠落致、行衛不相知旨御届ニ相成候間、
其段を以英人へ者公義より御達相成候付、幕府亦者
薩州之手ニ而相手相糺付不差出候者、不得已事訳な
れ者、軍艦を薩州へ差遣し、三郎へ直ニ談判、曲直
を分ち可申旨申出、幕府ニも別而御配慮被成候由、
長崎より申来趣ニ而者、右之成行を則神奈川より英
国之様飛船差立、長崎よりも早速本国へ進進船差出
候よし、何分至極之御国難を醸し出候夷情を不知人
二者愉快ニ唱候得共、於我等者大ニ憂ひ居候事ニ候、

壬戌閏八月廿一日、雨、

一出勤不致在宿、

一去ル十八日 太守様谷山へ御遠馬有之、四時分御本

丸より御乗出し被成、山之口辺より御乗拔被遊、南
林寺新墓地へ近比御取建相成候伊集院仁左衛門殿墓
銘御見分有之候由、仁左衛門殿者

(宗傳) 慈徳院公御抱守役ニ而篤実之人物也、此度以

思召改葬銘文被召建、子孫へ者祭祠料として金子式
拾五両被成下、銘文者助教今淵新左衛門へ被仰付、

書者磯永孫四郎殿、銘文^(篆カ)天子者松岡十太夫どの二候、
難有 御趣意ニ而候、夫より谷山へ御乗切り被成候、

御飯屋へ被為人、御帰掛ニ者波平刀作所へ俄ニ御入
有之候由、夫より此度御取建ニ相成候柏原川辺硝石
丘へも御入り被成候、有川喜左衛門殿詰之処、種々
御尋之趣有之由、

一三郎様御下向茂当月末方之御模様之由にて御手当向
も有之候、聡といたしたる事二者無之由、

一新納太郎左衛門世話にて江戸詰入用之金子式拾八両
黒岩政右衛門より借用いたし、先日八両丈内受取い
たし、今日皆内受取候而、有川喜左衛門殿・新納太
郎左衛門殿証人にて証文壺通今日差遣置也、

一七時分より久木山泰藏・吉村才之丞殿同行、樺山相^(久)

馬殿へ参ル、及深更候事、

一此度於京都

三郎様より陽明殿へ御取伝を以浪人鎮撫、且御奉

勅之訳有之、御建白之写共拜見いたし、別ニ写置也、

一昨日從京都飛脚着いたし申来趣者、三郎様御事、八

月廿二日江戸御発駕被遊、

勅使大原公ニも御同道被成、去ル七日ニ御着京、御着

掛ニ陽明殿江御参殿被為遊候処、別而之御都合にて

諸公家方ニも御参会、江戸表之御形行御聞被成御賞

讃之由、大原卿ニ者御着掛ニ

御参内被成、被拜

天眼候而関東之御形行御届被仰上候処、

天氣殊ニ御満足之由、左候而、夜入時分に陽明殿より

錦御屋敷へ御退出被成候由、八日ニ者亦々陽明殿其

他議伝之兩奏方へ御見廻被成、九日ニ者

御参内可被仰付旨近衛様を以御伝達、御承知被遊、

九日未明に

近衛様へ御上り被成候処、御直垂御当坐ニ陽明家よ

り御拝領被成御召替有之候、近衛様御跡より

御参内被遊候処、御内証之御座之間ニ而

天眼を被拜、先度滞京いたし諸浪人鎮静を初、建白之

趣并ニ

勅使へ從ひ関東へ下向いたし、猶又手厚く幕府へ申立

之趣も有之、一橋中納言并尾張中納言・越前等幽閉

を解、御政体時世相当ニ変革可有之旨申立、不一方

労働之段

御満足と之

御褒勅被為承、御劔一振御拝領被為遊候由、右者御家

初而之御盛筈、誠ニ難有次第ニ而候、右ニ付樺山殿

ニ而祝宴ニ及候、猶又此涯御滞京被成、御国事御建

白も被遊候様、尤、將軍家ニも不遠御上洛可相成候

間、着京之上者申談候様被仰出候へ共、此節者暫時

御暇被成下候様御願ニ相成、亦々御用之節者何時も

被召呼度と御申上被成候由、漸ながら御暇被成下、

此廿日比迄御滞京被成御下国之筈候段申来候、依之

今日より為御迎御家老川上式部殿・重富之領主島津

備後殿あくねまで被差越候、

右ニ付、明後廿四日四時諸士登城、謁御家老御祝儀

申上候様被仰渡候、仰渡之趣ニ而者、近衛様より御烏帽子・御直垂御拝領被遊、御召替之上 御参内被遊云云と有之候、

一勅使并三郎様御着京之御当日者勿論、御参内之当日も見物人夥敷有之候由、御通行之道筋群集いたし漸く御通り被成たるよし、殊ニ近国より見物ニ態々出来、御通筋にて讚美之声不絶りし由、

御参内御退殿よりも陽明殿へ御上り被成御礼被仰上、当日者議伝之両官御宅へ御礼ニ御廻勤被成候由、

御参内之節者、近衛様者公卿御門より御参内被成、三郎様ニ者御台所御門より御出、御内証之御喧喚より御上り被成候由、惣御供方者御春屋へ御扣させ被成、二時計御間ニおよひ候由、未御臣列之事ゆへ表通御参内と申場ニ者無之、御坐ニ而者

玉座より式間計之处ニ被為召候由、御席詰ニ者陽明家御初中山^(忠能)大納言様・三条中納言様^(実美)・正親町三条様^(嵯峨実愛)・大原卿等数十人之御詰なりし由、

一十一日ニ者近衛様江四時分より御礼ニ御上り被成候处、御参会之御方々様ニ者栗田之宮様・大山大納言^(朝彦親王)

様^(正親町カ)・親正町三条様・三条様・大原左衛門督様・岩倉^(具徳)様等にて、終日御酒宴有之、

御所へ者近衛様を以御礼被仰上候由、

一九日ニ御参内之節者、御所内へ者御側廻又ハ御供目付等拾四人之御供ニ而、惣勢ハ御春屋へ相扣候由、御所内へ者御家老小松帶刀殿、御側御用人岩下^(方平)佐次右衛門、御側役中山次左衛門、御小納戸大久保一藏・中山中左衛門等也、御劍并御菓子をも御拝領、御劍ハ御退出之折者不取敢御刀箱ニ被入、御行列先ニ為御持被成、警衛被召付御下り候由、御美名四方二轟のミならず、難有御拝領もの等無例御盛挙ニ而候、

一此御方様ニ者右通に御美名ニ而轟キ渡候由、何れも薩州ありて

皇威も古復せしと貴賤申立、末々ニも途中を行ニも御威光之由、長州ニ者初より滞京、勤王之志者不相替候得共、志通ニ不参少々不平之向なるよし、御側役永井雅楽^(時庸)ニ者堀小太郎^(伊地知貞盛)と初より何歟申談たる人なれとも不景氣ニ相成り、此人も又幕府より嫌疑を生

し、終に退役相成候由、堀小太郎ニも嫌疑を請ケ退役ニ相成、何分幕府者人も多ければ此後入念有之度事ニ而候、堀之嫌疑ハ、修理太夫名目を以自身に於京師建白いたし、身分をも不弁不屈之至、次二者芝屋敷ニ火を掛ケ修理太夫参府を遮り候次第不届として早く誅伐して見分を可請と之御達相成候由、長州之永井雅楽事者、滞京中（毛利敬親）大膳太夫之名目を以ミつから建白を認め九条殿下へ指出、身分を不顧次第不届なる旨御達有之、不得止事退役被申付候由、全く幕府之奸策ニ而此後可恐之事共ニ而候、長州より者御国之御盛拳・御美名を羨ミ、大ニ腹を立居候由、是も又後々心を可被用事歟と愚考ニ候、

壬戌閏八月廿四日、曇、風、

一 八時分より有川喜左衛門殿入来、夜入同道永吉へ参ル、今日川田将監殿御小姓組番頭より大目付江転役被仰付候、不思議之事也、当時之至愚と云人なるに如何なる御吟味なる哉、不審之事ニ候、

壬戌閏八月廿五日、晴天、

一出勤不致在宿、八時分より田上村作場へ参ル、島津主殿殿より参候様被申遣候、参候処、主殿殿ニ女殿を垂水へ縁組之相談有之、右之断申入方ニ重富陰居（島津忠寛）静洞殿へ参呉候様被申聞候、明日差越筈ニ候、一 此比流行之コレラ病除として市中坏にて躍流行、賑々敷候、上・下・西田町辺一方限ニ相催し、神社・仏寺へ参詣之人夥敷候、

壬戌閏八月廿六日、照、

一 居屋敷借地石代、昨日武村庄屋方へ上納いたす、納米七斗四升九合代御立直成ニ而代錢拾貫六百拾六文ニ而候、近年及高料込入候、三四年前迄者八貫文内外にて相済候処、存外之高料ニ候、

一 八時分より重富之御陰居静洞殿へ参候而、永吉ニ女殿を垂水へ縁組相談有之、此涯若年故断方被申入と之趣申置候、此陰居殿者中々通例之人ニあらず候、併登殿ニも在府中ゆへ先御見合給候様申入置候、夜入時分帰ル、永吉へ参成行申入置候、

壬戌閏八月廿七日、照、

一昨日江戸より定式飛脚着いたし候、兄上様御玄機之由御細書参ル、江戸表之事情詳ニ被仰遣候、登殿より御細書御遣ニ候、生麦ニ而英国人を殺害之始末別而六ヶ敷成立、此方より御届振と江戸御留守居より閣老前へ申出之趣と粗糲^(粗糲カ)いたし、是も又混雜之由ニ候、何分御国難到来無是非次第ニ候、

一四時分より英久磨快氣之礼として前田杏齋殿^(元溫)へ召列参候、夫より有川喜左衛門殿参候、磯永どのへも召列候、此度之病氣者麻疹後之痢ニ而甚難渋ニ候処強運也、

一有川十右衛門殿事、今日被聞召通趣有之、御役被成御免御奉公方被障置候旨被仰渡候由、当分屋久島奉行ニ而候、此人我等ハ不存人なれとも物議を醸し候聞へ有之候、全体島津^(久松)左衛門殿之類にて、当今之世態ニ者不納得之人と相聞へ、種々流言を醸したる人之由、夫よりして右通御達相成候半歟、

一本田仲次郎殿へ参り、江戸へ同立之申合もいたし置候、

三郎様御着之上、来月下旬ニ出足可致談合いたし置候、此度生麦ニおゐて英国人を奈良原喜左衛門打果候事件、甚六ヶ敷申立、切手不相知旨御申取ゆへ、夷人共承知不致、其もの不相知ニおひて者行列中之事ゆへ、

三郎様御指揮被成殺したるニ可有之候間、此上者三郎を相手ニ可致と公義へ相付申出、いつれ薩州へ兵艦を差向候而談判可致申立之由、誠ニ僅之事より国難を生し、笑止之事ニ而候、

壬戌閏八月廿八日、曇天、

一出勤不致在宿候、九時分より永吉へ参ル、松岡十太夫どの入来り及深更候、

壬戌又之八月廿九日、

一出勤不致在宿候、

一昨廿八日、御道中より極急ニ而御近習番松方金次郎^(正義)殿下着為有之由、右者、此度御道中生麦ニおひて英国人を殺害いたしたる儀ニ付、夷人共六ヶ敷申立、

御国へ軍艦差廻談判可致と之趣幕府へ相付強訴いたし候付、形行公義より御達有之、若差廻候も難計候得者、海岸之御手当向等二付被

仰合候趣有之、急二而罷下り候由、

一 今日大目付諏訪数馬殿事被聞召通趣有之、御役被成御免陰居慎被仰付、身近親類連も面会・書状等取遣、一切不相成旨被仰渡候由、御書付六ヶ敷候由氣之毒二候、此人ハ随分才器も有之、器量飽まで有之、御用向も公平二取扱、人望も不少人二而候、我等も克く琉球二而存し候人二而候、有川十右衛門杯と当時柄之事二付物議を醸し、或ハ大目付方より要路之人々を聞合等被申渡、小松家・大久保并伊地知龍右衛門・堀仲左衛門杯を退ケんと横目等へ聞合被申付、既二伺二も相成居候処、却而御役御免等二相成候者笑止之事二候、又是よりも御国中混雜二可相成と被存候、

一 諏訪殿者当年三拾六才二而候、三拾四才之時御小姓組番頭より大目付へ被仰付候、当世二而者早キ昇進也、組頭より御軍役奉行兼務二而候、此人ハ一人丈

ケ之事者出来切りたる人物なるが惜キ事二候、何分出入之人も可有之歟、耳目二備り候人無之ゆへ如此二相成候、又残多く候、当今以往之世二者惜キ御奉公人なり、余り公平二過候而もかちなきとも可申候、小松其他之人々も当時要路に出て、時めきたれとも、疵多キ人物にて真に国事二身を枕と申もの歟、又其末々之党類者私意を以大事を謀さるにもあらざるべし、諏訪殿杯之処置不当之事二なかるべし、時勢之不合者無致候、^{（方脱カ）}是より国中又沸騰二者無相違候、

一生麦之一条者克々勘考するに、何分御国難之大なるもの二而僅之事より混雜到来、尤、夷人御約定二付而者、たとへ此方之人彼国と及争論歟、又者日本之法令を背候時者直二召捕、此方之政府へ引渡、此方にて罪二処し、又夷人二而も同様之節者此方より召捕、彼方ミニストルへ引渡候節者、彼之政府二おひて罪に処し候御約定たるに、途中にて何之談判もなく卒然に切殺し、剩ずた／＼に切斷する事、人情二おひて不忍次第、尤、夷人多勢共なら、其場之無礼も不得已事時宜も可有之に、僅三四人女列之事二而

無礼と云も差知候事ならん輩等二者、御指揮ニより
て殺したるならんと申も尤之事二候、憂患此事二候、

壬戌九月朔日、曇天、

一今日樺山相馬殿大目付へ、御小姓組番頭御用人兼務
より転役有之候、

一昨日大坂より飛脚到来、

三郎様御事、去ル廿八日京師御出立ニ而、廿九日大
坂より蒸気船へ御乗入、来ル四日方二者あくね又者
出水脇本辺へ御着船可被遊旨申来、御手当向等取込
之由ニ而候、

一夜入久木山泰蔵同道いたし、高橋縫殿どのへ参候、
及深更咄候、

壬戌九月二日、照、

一銃薬方へ出勤、ハツ退出、高橋縫殿どのへ参、夫よ
り新納太郎左衛門殿へ参、七時分帰ル、

一三郎様御下国付、蒸気船より明日あくねへ御着之御

日割ニ而候、海上之事ゆへ如何か可有之哉、

一八月朔日ニ大風雨ニ而、甌島之内^{手打カ}打手村其外三ヶ村
程津波、又者山汐にて荒廢ニ而村悉く破損いたし、
死亡之人凡男女百三拾人程ニおよひ、家数八拾軒余
流失致、近代稀成ル大破之由、御上より御救又者家
作修甫等御物計ニ而被成下候由、

一三郎様当五月比諸浪人御鎮靜ニ付御滞京之折、

御内勅を被奉、其上御脇差御拝領も有之、其時分
御内参被遊候様御内達も為有之由ニ候へ共、外々へ御
差支之訳有之御断被仰上、此度江戸より御上洛、何
も御都合克候付、

御内参有之候而御剣并御菓子等御拝領為被遊趣ニ候、
御家ニおひて無例御事ニ而候、

壬戌九月六日、照、

一出勤不致在宿候、当年者田畠豊熟にて、去ル朔日之
大風ニも格別痛ニ不相成よし、無此上事ニ而候、

一三郎様あくねへ御着岸にて、明七日弥御着城之筈ニ
而、太守様御事、昨日ハ伊集院苗代河まで御乗切ニ

而御光越有之候、御対面も為有之由、

壬戌九月七日、照、

一 三郎様御事、昨夜苗代河御泊ニ而、今日御光着之筈候、英久磨召列、千石馬場へ罷出候、磯永弥九郎殿・同喜之介殿・児玉弥右衛門殿兄弟三人御供ニ而被罷下候間、帰ニ見舞いたし候、いづれも玄機ニ而候、夜入酒宴ニおよひ候、参会不少候、京師之御時宜合共詳ニ承候、

壬戌九月九日、曇天、

一 四時分より磯永どのへ参り、夫より大山格之助殿・（綱良）大山仲兵衛殿へ参り、夫より久木山泰藏どのへ参り、夫より有川喜左衛門殿へ参、夫より山田小平太殿・岸良七之丞殿見舞候、両大山并ニ山田・岸良殿いづれも一昨日御供ニ而被罷下候、夜入永吉へ参り、大山格之助殿被参、京師之形行并伏見之一条共詳ニ承候、内情者別而混雜にて、是迄音信ニ聞候訳と者大ニ相異り候、此後心を可用之事ニ候、

壬戌九月十日、雨、

一出勤不致在宿、

一 三郎様京都より御下国、御行列御先備之真先ニ天賜御剣と合符相建、長物入付ニ而中小姓拾壹人之才領、黒塗金めつき金物付之御長物ニ而候、八人ニ而持之候、其次ニ天賜重キ御品と有之候御長持有之、御先備ニ者対之御鎗黒白交之熊毛、夫より御鉄（砲力）鉈三拾挺、守衛人数中小姓三拾人ニ行ニ打、夫より百失箱（矢力）・御旗竿・御鎧箱・御用簞（筒力）司・御打物等御弓台壹肩、御跡備ニ者御鉄鉈式拾丁・戦野砲拾丁箱入付荷作夫持弾薬等箱入付なり、御跡乗御家老小松帶刀殿其外御供之御小姓組番頭・当番頭、終ニ阿久ねまで御迎ニ被参候重富之領主備後御供ニ而候、太粧之御供方人数ニ而候、

一 天賜御剣者肥前兼弘之式尺壹寸程之上作物なるよし、御脇差者無銘之由、御拵者梅之華を銀ニ多く切入之軀之由、

一 守衛御供之面々ニも陸地通行追々着相成候、御小姓与番頭関山糺ニも今日着到致候、右之人数者大坂よ

り小早船ニ而下之関之様乗廻し、蒸氣船より御着之間ニ逢候様急キニ為相成よし、別而之急キニ而候由、磯永どの茂同様急ニ而被下候由也、

壬戌九月十一日、快晴、

一出勤不致在宿候、英久磨生誕日にて産名神・氏神へ神酒捧候、夜入母上様杯御出ニ而少々酒肴相催候、

壬戌九月十四日、照、

一出勤不致在宿候、

一三郎様御下国、初而五社江御参詣被遊候、五本御道具ニ而御出ニ候、

一古関ヶ原御難戦之御当日ニ而、先々より諸士壮年之人々、今宵甲冑を帶し伊集院妙円寺へ参詣之風習ニ而、今年ハ別而参詣人多く、昼夜凡八百人余ニおよひ候、每者三百人計之ものニ候処、当年者京都物騒等ニ付、各心掛を以練鍛之為参詣多く候、太守様ニ茂九時より御乗切御参詣有之、横井御茶屋より甲冑武者御見物有之候、七時分より最上齋二殿・久木山

泰藏殿同道いたし西田町へ見物ニ参ル、英久磨・健彦召列候、

上様二者大鐘时分御乗切ニ而御帰殿有之候、夜入時分より最上・久木山一同永吉へ参ル、高橋縫殿参会、有川喜左衛門殿も被参及深更、妙園寺^(同カ)参詣ニ甲冑を帶候事者已前より御禁止之処、当年より者御免同前ニ而夥敷、白昼ニ不憚鎧武者多し、是迄ハ夜分ニ相成参詣いたし勇々敷事ニ候、我等若年之時分ハ忌々ニ参詣いたし候たるに、今者公然と参詣、面白キ事ニ候、

一江戸より飛脚着ニ候、幕府ニも追々御政事向御変革相發し、京都御尊奉之筋も別而押立有之由、越前公・一橋公ニも御出役ニ相成り、一橋公者御後見職を被命、越前公ハ御政事御惣裁職被仰付日々御登城之由、諸候御参府御年割も御変換相成、是迄之通御詰二者不相成由、此御方様二者来亥年春三月中ニ御参府、夏中御在府、七月朔日ニ帰国被仰付御割合ニ候、諸大名衆も皆夫々月年割被相定御達有之候、泰平因循之弊も一變いたし芽出度次第ニ候、又御軍制

御変革も有之段御達、又殿中向等服制も素朴ニ被仰付、鬘斗目等ハ御廢しニ相成、平日登城ニ者羽織袴ニ而襦高袴相用、供列等も格別相減し、無用之費用無之様武備專ニ手当いたし候様被仰付候由、右者専ら越公之御論判ニ出、誠ニ難有御処置ニ候、左候而不日ニ

將軍家御上洛之段も被仰渡御手当混雜之由、二百年來之御廢典を御再起之御事ゆへ、御手当向御混雜者当然ニ候、

壬戌九月十六日、雨、

一出勤不致在宿候、四時分より磯永どのへ參ル、昨夜者島津主殿殿へ奈良原喜左衛門殿・海江田武次初而入来候由、種々時態之談ニ及候と之咄也、夜入磯永喜之介殿入来、及深更京都之諸事咄承候、

一今日高橋縫殿殿御小姓組番頭御用人兼務より御勘定奉行被仰付候、島津相馬殿大番頭より若年寄被仰付候、比津島靜馬殿御勘定奉行より大番頭被仰付候、^(志力)田中源五左衛門殿高奉行より御使番被仰付候、此人

者當時之指を折候人物ニ而、先年

^(齊彬)順聖公思召を以御上京、御政事向御變革之事ニ被遣置、当年迄九ヶ年之間混と其事ニ往来有之、御改革且者御治定相始候由、感心之人物ニ而候、

一昨日 三郎様御筆を以、当今之世態此後不穩ニ相違無之候間、御国政向万端大御變革可被為遊と之趣御達有之候、別ニ記置也、

一 小松帶刀殿事京都・江戸へ急成御用之趣有之、明後日出足被仰付候、此節之御札使之場ニ候由、

壬戌九月十七日、雨、

一九時分より永吉へ參ル、主殿殿建白之趣意有之、草稿方被致候付吟味ニ加り候、

壬戌九月十九日、曇天、

一出勤不致在宿、氏神祭ニ而毎年之通祭式ニ候、

一 小松帶刀殿今日京都へ出足有之候、京都御用之上江戸之様早々被參咎ニ候、中山中左衛門ニも江戸之様同立有之候、中山ニ者此度御前様又者御姫様・^(齊興義)勝姫

様御国元之様御曳取ニ付為御迎出立ニ而候、幕府より妻子国邑へ引取候儀可為勝手次第旨被仰渡、各藩いづれも追々引取候由、御国抔者遅キ方ニ而候、

一我等江戸へ出立之儀、少々所用有之立延申出候、吉村才之丞殿へ内意相頼候事、

壬戌九月廿一日、曇天、

一出勤、ハツ後より永吉へ参ル、今日江戸より急之飛脚着いたす、

太守様御参府御割合、此節御変革ニ被仰渡、来亥夏中御詰之筈ニ被仰渡置候処、此度改而亥春中御詰之段御割合相替り候段御到来ニ候、就而者当年中ニ御出立、正月元日より御詰之筈ニ候間、殊に当年中ニハ御昇進之御内達も有之候間、果して御立ニ可相成勢ニ候、

壬戌九月廿二日、快照、

一出勤不致在宿候、今日島津又七郎殿私領より帰府之含ニ而横井まで迎ニ参ル、同行新納太郎左衛門殿・

同宗太郎殿・磯永弥九郎殿・倉山民五郎殿・山本新之助殿ニ而候、夜入時分帰ル、

壬戌九月廿三日、曇天、

一出勤不致在宿候、此度諸候方妻子国邑へ引取ニ付、御迎として今日川越方宿割役々等出立いたし候、

壬戌九月廿四日、快照、

一未明より永吉へ参ル、先日主殿殿建白取建られ今日被差出筈にて糺合方なり、

一四後より谷山町へ、我等江戸へ出足ニ付別杯被相催候、主殿殿二者九時分より最上才二殿・磯永弥九郎殿・新納太郎左衛門殿・黒岩政右衛門・有川喜左衛門殿等にて、夜分まで酒宴ニ而候、

壬戌九月廿五日、曇天、

一出勤不致在宿候、川上左太夫殿・吉村才之丞今宵我等所へ寛々入来之筈ニ候、然処兄上様江戸より御交代之御下り有之ゆへ、今日御着之段先状等参候、早

速英之丞并英久磨召列、水上まで迎ニ参ル、七時分無異ニ御着被成安悦此事ニ候、別而御玄機仕合ニ候、母上様御歛被成候、夜入有川喜衆入来、緩々江戸咄等也、

一昨廿四日、江戸より御留守居（汾カ）紛陽次郎右衛門被罷下

候由、然処不束之儀有之、御役被成御免之由、笑止之事ニ候、此人者当夏

三郎様御滞京前御屋敷詰之人々江戸より欠落いたし、京師ニ而諸浪人共不容易企有之風分ゆへ、詰大目付菱刈奎之介殿（隆敷）一同上坂被致御着坂を奉待、御滞京者相成候而者不宜趣、奎之介殿一同被及言上候処、却而不都合ニ相成、当分迄兩人共滞在ニ而候よし、是も御国許御内情不存、右通江戸表之時情を以申出候も、何そ夫程まで御咎可被成事ニ無之、暴政ニ等しく笑止之至ニ候、兩人共ニ正道之人物ニ而候、如何処より之譏口敷も不相分候、

壬戌九月廿六日、晴、

一出勤不致在宿候、菱刈奎之介殿大坂より今日着之筈

之由、四時分より大山格之介殿へ参、折田善阿弥殿嫡女を有馬柳泉妻対之相談相済候、夫より久木山泰藏へ参ル、我等江戸へ出立之儀暫時見合候様、要路之人より内々被申聞候旨久木山より被申聞候、夜入時分より永吉へ参ル、磯永弥九郎殿・最上斎次殿・有川喜衆参会、及深更候、

壬戌九月廿七日、照、

一朝重野太兵衛入来、琉球表之事情被聞候、詳ニ咄置候、

一喜入摂津殿事、当年中江戸へ御参府、御供被仰付候、一太子様当年中御参府可被遊段、今日御達向被有之候、

壬戌九月廿八日、晴、

一未明稻留源左衛門殿へ参候、今日町田民部（久成）殿当番頭より御小姓組番頭へ転役有之候、島津仁十郎（久玉）殿も同断ニ候、市成之領主ニ而候、

一本田仲次郎殿事、昨日江戸へ出立有之候、我等事者内々訊合有之立延申上候ニ付、是迄同立之約束いた

し置候得共相斷候、

一 七時分上町人鬼塚莊助參候、昨日江戸より定式飛脚

着有之候、申来趣者、

(家茂)
大樹公来春

御上洛ニ候段御達為有之由、御供ニ者松平春嶽様・

水野和泉守様・板倉周防守様、其外一橋中納言様、
(忠精)(勝靜)

御普代之諸候方多人数御供被仰付、御手当向も御差
急之由ニ而候、此御方様ニも御供御願ニ相成、早々
中山中左衛門より御内意申上筈之由也、

壬戌九月廿九日、雨、

一出勤、ハツ退出、朝久木山泰藏殿入来、七時分より

川上左太夫殿・吉村才之丞殿入来、少々酒宴催せり、

寛談ニ候、

一 一昨廿七日、御趣法掛御側御用人吉川源右衛門殿被

聞召通趣有之、御役御免ニ而慎被仰付候、高奉行三

島方掛中山甚五兵衛殿同様、重富之陰居靜洞殿御事、

御政事向御誹謗被成人氣を惑し、陰居之身として不

勘弁之至、當時不容易砌柄、

三郎様ニも為天下御尽力御痛心被成候御砌、別而如

何之至ニ付、以来右通之儀無之御慎被成候様御達ニ

相成候、吉川・中山両人事も同様之御書付ニ而為有

之由、先日御当り相成候有川十左衛門事、御役御免

御奉公方被障置候処、不慎ニ有之、以来身近キ親類

たりとも書通・面会不相成旨御達有之候由、御惡之

甚敷と申ものニ候半歟、要路之人々とても疵なきに

あらず、評判するも勿論之事ニ候、

壬戌九月晦日、快照、初霜、

一出勤不致在宿、此節幕府へ御願濟ニ而、琉球通宝天

保銭形ニ御鑄造之筈ニ而、我等へ掛被仰付向有之、

先日より御側向より先年

順聖公御内々御手を被為付候時分、我等へ掛被仰付

候訳ニ而、其時分之事より御糺ニ相成申出置候処、

尚又御小納戸より以書面申出候様、且又我等存慮も

十分ニ以書面申出候様御内達有之付、今日も終日取

しらへ方ニ候、尤、江戸へ罷登儀も実者其為被差止

候儀なり、

一 御小納戸頭取大久保一藏どの御用取次見習御小納戸頭取兼務被仰付候、中山中左衛門事も同様被仰付候、左候而、当年御参府御供も被仰付候、

一 御参府御供者御側役山口直記・谷川次郎兵衛・大久保一藏・中山中左衛門被仰付、御家老坐書役者田畑宗之丞へ今日被仰付候事、

壬戌十月朔日、照、

一出勤不致在宿候、

一 四時分より磯永喜之介殿入来、先日御内達相成候琉球通宝御鑄造方二付、存慮申出候様致承知書面取建方二候、終日終夜数通之書面取建方二候、磯永弥九郎殿・前田杏齋殿・最上齋二殿入来候へ共相断、書面認方二候、

壬戌神無月二日、曇天、

一出勤不致在宿、四時分より久木山泰藏所へ参り用談、夫より永吉へ参ル、七時分より吉村才之丞同道いた

し川上左太夫どのへ参ル、種々用談及深更候、
一 我等事、御用人相良治部（長巻）より御用にて、当月十六日江戸へ被差立旨願置候通被仰付候、

壬戌十月三日、曇天、

一朝磯永うち同道いたし、川畑宗之進所へ参ル、鑄錢方御取建二付、我等愚考之趣以書面申出候様御達有之、大久保一藏へ今朝久木山泰藏を以差出置候事、猶又再しらべ之趣意有之、今日も仕建方二候、不容易誤なれ者、第一二規則を建、其上二事を初候趣意二而十分二申立置候、

壬戌十月四日、雨、

一出勤不致在宿、九時分より最上齋二殿同道いたし、永吉へ参ル、及夜陰候事、

一 江戸定府安田轍藏と申もの、琉球通宝御鑄造方二付今日下着之筈候由、永吉家来鳥丸宗玄二者於江戸門人之事ゆへ、迎ニ水上まで遣候事、

一 此安田と申もの者、元来大坂素生二而、大坂御屋敷

廻り田原屋万右衛門と申もの、第二而、若年此御方之御抱ニ者不相成、医術ニ入江戸へ出修行いたし、漢学者随分宜敷もの、由、江戸ニ而も流行いたし、

其上経済学ニ達し佐藤信淵之門ニ入り物産学を学、

(頭注)桑柳布安田か云云

一兩年前桑柳類之木より棉を製する之法を發明いた

し、幕府へ願建、常州辺ニ而製法方御免ニも相成り、其時分より幕府之計ニ而江戸産物会所御取建ニ相成、日本国中之諸産物を御買円ニ相成、横浜辺之夷人へ官売之御処置を開、盛大之館御取起、右之轍藏ニも出役被仰付、取しらべ方又者御売出、或者諸国へ本金御借付ニ相成り、産物開發等之御用相勤、閣老安藤(信正)對馬守殿・久世大和守殿(広岡)坏ニ者別而懇意ニ而、膝組ニ而彼是吟味もいたすもの候ニ而、余分才達之人物ニ而候、兄上様ニも江戸ニ而者御懇意ニ而物産学御習被成候由、

順聖公御代より此御方へ御抱相成候得共、先公ニ者彼山ものと御聞及ニ而御抱無之、御卒去後島津豊後(久宝)

へ取入り、医師ニ而御小姓組ニ被召抱、御広敷医師ニ被仰付、夫より御国之御用も相勤、居宅者矢張外

方へ自居いたし居、産物会所出役等者兼而相勤筈之

由、然るに小松家等より琉球通宝御願之一件、御趣

法掛御側役平川宗之進を以周施(施力)を被為命、当人も別

而心力を尽し、自身之入用をも相応ニいたし、幕役

へ相謀り漸ニして願濟ニ相成、夫より御国元ニ而御

鑄造相成筈ニ御治定、右之安田へ請負被仰付、地か

ね手間料等者当人より相払、半分之利を御物ニ差上

候御内約ニ相成り、平川宗之進事者先日下着、安田

事者今日着之由、外ニ鑄錢師を拾人程、幕府之御用

相勤候ものを欠落為致召列越候よし、尤、御願建者

別而六ヶ敷候を安田偏ニ周施尽力いたし願達之由ニ

候、是者大功と可云也、此安田事者奸智深キものニ

者可有之候得共、当今之世態ニ者御用立ものニ候、

一右通安田轍藏へ御委任之御内約者為有之由候へ共、

少々御訳合有之、我等へ

御先代様取扱方被仰付候形行申出候様、極密ニ御達

為有之事ニ候、尤、

▲御先代様江戸より鑄物師西村道弥と申もの、茶竈御出来之賦ニ而暫時御雇下相成居集成館へも被召仕、

其時分我等へ被仰付、加治木町鍋屋森山孝右衛門と申もの之鍋細工所二而、集成館鋳物師千葉喜太郎へ稽古為致皆伝いたし置、其後於

御華園内御製藥物所天保錢密ニ試製被仰付、此折も我等并磯永喜之介殿一同掛被仰付、少々者出来ニも相成居候ニ付、鑄造方者随分此方ニ而出来致ニ者相違無之候間、右之成行共も詳ニ書記し、先日大久保一藏方へ内々差出置候事、

一 右通ニ而、安田へ半方上納之御約束ニ而被委置候、御内約者於江戸為有之由候得共、元來安田事者利欲を專にいたし、新参ものゆへ、御国家之為ニすると云場ニ者あらさると之御吟味ニ而御取返しニ相成り、請負製ハ不被仰付賦之由、併し江戸ニ而其儀不相成と当人へ被仰聞候而者幕府へ手寄多キものゆへ、如何なる手段を敷企候而御願達之事を可妨も難計とて、江戸ニ而者弥請負可被仰付と之趣、小松帶刀殿より平川宗之進を以御内達ニ相成り、早々手当いたし御国許へ罷下鑄造相初候様、尤、請負被仰付候付而者、表通御治定者於御国元以御書付可被仰渡、爰ニ而者

御内定ニ而候得共、手当等ハ無手拔可仕旨も平川より相達候而、地かね并ニ型土之房州砂等其他何品も用意致、蒸氣船天祐丸へ積入被差下、平川ニ者元來正直のミ之人ニ而、御願立之時分より安田へ周施被申付無又茂人物と見込居、御趣法掛書役御金方兼務中村善兵衛と共に前段之通、安田へ請負被仰付候事よりして、惣而御委任ニ相成ルを歎ひ、御内場にて御国元へ被差下候上、御違約御物計ニ可被仰付と之吟味者露程も不被存、先日着有之候より無他事其事ニのミ心痛之よし、上向ニ而者江戸より右通御内議ニ相成候を不伺知も不智之至、併し御上ニ茂乍恐本道之御処置ニ者無之、我等ニも存分申出候様、御達ニ付而者御形行不申出も不相濟、笑止なからも御先代ニ御手を被召付候形行詳ニ申出、猶愚考之趣も申出ル事ニ候、

壬戌神無月五日、曇天、

一出勤不致在宿候、四時分より久木山泰藏殿入来ニ而、鑄錢之一条詳ニ論談ニおよひ候、尤、内分ニ而大久

保一藏へ泰藏より談合之訳合有之、右ニ付先日書面
二者、

御先代様御手を被為付候次第、其他存慮之趣も申出
候へ共、大久保より直ニ論談いたし度被申由ニ付、
於我等者いつニ而も面会可致旨申置答候、尚又先日
申出候趣ニ遺漏之儀有之候間、十分ニ申出度、殊更
不容易御盛大之事なれ者、爰ニ而一杯ニ申出候方可
然と存し、磯永喜之介殿相招キ徹夜にて相認候、夜
之明方ニ相済候、磯永どのへ御書相頼候、何分御生
財無此上御事なれ共、余多之人も不被召仕而者不相
済事ニ候間、御取締向嚴重ニ行届候旨、分而相認候
事、

壬戌神無月六日、照、

一未明より久木山泰藏同道いたし、大久保一藏へ参ル、
鑄銭一条之論談ニおよひ候、四時分帰ル、我等之議
論随分承腹被致、殊ニ

御先代様之御遠大之御趣意、別而感腹有之候、御沙
汰之趣我等拝承之次第も詳ニ申置候、左候而、尚又

昨夜中相記し候存慮書も差出置候、先日差出候書面
者、一昨日

太守様・三郎様江差上られ候段も被申聞、御両殿様
ニも

御先代様之御趣意又者仰之趣初而御聞ニ相成候由ニ
而御満足被思召上候由、大久保どのより被申聞候、
尤、我等へ掛被仰付候御趣意之趣も内達被致候得共、
是者先日より久木山を以申上候通、外ニ誰ぞ御見立
有之度旨分而申出、中々我々式ニ而相勤ル丈ケ之儀
ニ無之旨申置候得共、最早

御両殿様御内定も被為遊候事ゆへ、此上ハ御請有之
度被申候付、於其儀ハ御請も可仕候得共、何分已来
ハ存意十分ニ申上候様仕度、無左候而者平常之事と
ハ違ひ可申と之趣詳ニ申置候事、

歸リニ有川喜衆へ参、四時分より永吉之様参り久木
山・有川うちも同行、終日論談、夜入四時分帰る、

壬戌神無月七日、快晴、

一出勤不致在宿候、

一昨六日、但馬殿より相良治部取次を以、名代磯永喜

（川上久運）

之介殿ニ而当秋交代江戸詰被仰付置候得共、当地へ御用之儀有之候間、被成御免候旨以御書付被仰渡候、又別紙を以当務ニ而集成館掛被仰付候旨以御書付被仰付候、

右者誠ニ難有事なから、集成館之儀者我等創業より被掛置、

御先代様御親敷御指揮を奉請、反射竈式ツ・雖通台其他種々高竈等之事ニおよび、御成就之上琉球へ被差越御内用向も相勤、

御逝去後御取縮ニ相成、兩三年之間ニ者有而如無ニ有之、夫而者御軍備向も不相濟と之趣意、加之

御先代之御心力を被為尽候詮も無之候付、鑄製方と合併被仰付候時分、我等も掛被仰付御合併之御用相勤、其時分以来御取起之道筋又者御軍備向、又御入費筋を悉皆建白いたし、

御兩殿様御入掌ニ相成候を承り、直様ニ集成館掛御断申上、砲術館へ掛替相願候事ニ而最早我等之趣意相建候事ニ付、再び集成館へ者不罷出賦ニ

御先代様之御廟前ニ罷出奉念告候程之決心なりしを、

此節又々掛被仰付候者冥^{（加カ）}賀^{（賀カ）}ニ者候得共、少々心二落ち不申候、其段要路へも御内意申出含ニ而候事、

一此度江戸ニおひて御取入相成候蒸氣船永平丸、昨日江戸より乗廻し相成候、誠に堅牢之美船にて余程之早船なるよし、

壬戌神無月八日、照、

一昨日掛被仰付候趣を以砲術館へ届之儀者、磯永喜之介殿を以申出、集成館へ者以書面病氣分ニ而届申置候、全く集成館之掛ニ候得者、根引ニ御届申上候而引入之趣意ニ而候、

一二九御用部屋より御用有之罷出候処、御用取次中山中左衛門殿より被申渡趣者、此節琉球通宝御鑄造相成筈付我等へ掛被仰付候間、取しらべ方并御場所出来方等調立申出候様、尤、早速より御華園内において試鑄造可取付旨も被申渡候、御華園二者

御先代様被召建置候御製藥物所ニおひて相初候様三郎様御沙汰被為在候間、御庭奉行へ者御達可相成、

明日より可取掛趣被申聞候、且又鑄錢方之儀ニ付而者、此已前建言之趣を以江戸ニおひて御願建相成、此節尚又建議之趣、

御両殿様至極尤之御事ニ被

思召上候間、此上猶又尽力いたし、富国之迅速ニ可取計と之趣

御沙汰被為在候間、精々速ニ手を付候様被申聞候間、不調法もの誠ニ恐入

命を奉ずる事ニ而先日も大久保うちへ相付、一往御断も申上候事ニ者御坐候得共、此上者御受可申上、就而者別而不容易御趣法向ニ候間、追々取しらべ奉申上儀も可有之、第一者関係被仰付人物御取調方專一二御坐候間、是以取しらべ申上候様可仕候、右ニ付而者、先第一ニ私引合ニ被仰付度と奉願者磯永喜之介ニ御坐候、先日也以書面申上候通、

御先代様御試被仰付候時分も兩人ニ而取扱仕候間、早速より被掛置度、此旨者直様御言上被下度申出候処、中山殿被申ニ者、是以先日より之建言ニ而其筋ニ御内定相成居候間、暫時者別勤ニ而被相勤候様ニ

被仰付置、其上夫々

思食も可被為在、則造士館へ申達、明日より御華園へ罷出候様可致旨被申、又我等申ニ者、鑄物師ニ者御納戸錫細工人郡山郷士千葉喜太郎、当分ハ助十郎と申もの、先日以書面申上候ものニ御坐候間、是以明日より召仕度御坐候間、御納戸奉行へ被成下度旨申出候、又申出ルニ者、盛大ニ御取建不被成候而者御利潤薄く、又当今之世態内外多端、非常之御入費有之砌ニ御坐候間、壹日ニ四五千両丈ケ者出来候様御取建有之度、千両哉千四百両位之出来ニ而者雜用くちへ之場も可有之、右者先日詳ニ申上候算当書ニ而明なる事ニ可有御坐候と申出候処、中山殿被申ニ者、尤至極之事ニ候、被差出候しらへ書ニ而何も御両殿様御異存不被為在、惣而申出通御委任被仰付と之

御趣意ニ而候間、其筋ニ相心得候様被申聞候、我等申上ルニ者、私式へ御委任と申者別而恐惶之至、御請申上候而者如何ニ御坐候へ共、此儀者随分我之存念ニ而出来候丈ケ之訳、加之

御先代様御指揮ニ而鑄造等仕、右之千葉助十郎克く
相心得罷在候間、趣法向者私并磯永ニ而御請可申上、
就而者幾度も申上候通、存慮不残時々吟味之成行者
可申上候間、御心を被止御聞取被下度、今日ニ限り
御議論上尽候事ニ無之、今日ハ御受迄申上候趣申出、
御札申上候而退出候、右旁之趣其他兼而相含之形行
共、四時分より八前迄ニ丸御用部屋二階ニおゐて議
論いたし、中山殿も頗る討論なれとも今日ハ余程心
伏之体ニ而候、夫より集成館へ出勤、先日掛被仰付
候次第御書付差出、岩下新之丞へ届申出、尤、掛被
仰付候者全く鑄錢方へ被掛置儀ニ而、此館へ毎勤仕
訳ニ無之旨、中山中左衛門より承知之趣申出候事、
昨日迄者全く集成館へ日勤いたす事と相心得、御断
申出決心之所、今日中山どのより、決而其通ニ無之
名目迄之事ニ有之、鑄物之事故彼館之計名目ニ被仰
付計と被申聞候間、安慮いたし御請申上候義ニ有之
候、

一夜入時分より磯永喜之介殿・同弥九郎殿・千葉助十
郎參られ候間、今日之成行談合いたし候、千葉へ者

明日も多分御納戸奉行より御達も可有之旨申聞置候、
兩人ながら別而大慶、
御先代様之御恩沢于今尽せぬ事と取々歎ニ而、必至
之尽力可致被申事ニ候、少々酒宴相催及深更、種々
吟味もいたし候事、

壬戌神無月九日、快照、

一朝五ツ時分より磯永喜之介殿同伴いたし、二丸御用
部屋へ罷出、今日より御華園江昨日承知いたし候通
罷出、御坐相受取可申旨中山中左衛門へ申出候処、
其段可致旨被申聞候、磯永うち二者今日より造士館
之方別勤ニ而被相勤候、千葉助十郎二も御納戸奉行
より我等へ相付、御用相勤候様被仰渡候由にて御華
園へ九時分罷出候間、御庭奉行三原金左衛門江立会、
御花園内本御製薬物所相請取、我等相詰候人足等も
不罷居候間、御庭方人足三人借用いたし掃除等為致
候、此御製薬物所者

御先代様御指揮^{（指揮力）}ニ而我等見分御造立為相成場ニ而、
究理を専ニ被仰付候御場所ニ而、日々御成も被為在、

御座も被為在たる場所なりしか、御逝去後御取止ニ相成り、御庭方御体物置所(鉢カ)又者御植物掛御庭方衆之扣処ニ相成居候由、其時分御出来ニ相成候家数も四ヶ所有之、硝子煉所ニ者竈も拾四五取建、或パン焼釜・小形之反射竈等も有之、又鑄錢場所も其儘に物置所ニ相成、体植杯取込有之候を都而取出し、本之鑄錢場へ試鑄場相建候者、元来其為に出来之場所ゆへ可然とて掃除方等為致候、

御先代様御逝去後、形有而何之用ニも不相立所なりしか、又如此ニ盛大之事業御取建相成のミならず、我等・磯永殿へ被命候儀、実ニ不思議之因縁昔を奉想像而落涙、感載無限次第二而候、

一明日より壺式枚丈ヶ試造之手当として千葉へ入品共為申出、先少々之事ゆへ、正銅壺斤・正錫五拾目・鉛五拾目・白炭三俵・起炭壺俵・刃口土壺斗・吹子壺丁、其外鑄物器械小ざく之道具、御手元御用にて集成館より相渡候様申出候、大久保一藏へ以書面申出、七時分磯永殿一同退出より南林寺

順聖公御廟江參詣、夫より島津主殿殿へ一同参ル、

今日松岡十太夫入来候筈ニ而有川喜左衛門殿参会し、松岡殿ニ者七時分より被參居候、然処十太夫殿名代ニ而、左之通ニ被仰付候由にて御書付持參給候、

御徒目付
鑄製方掛

市来正右衛門
(広世)

右者、御内用鑄物方江被掛置、何篇掛り平川宗之進・松岡十太夫江相付申出候儀共其通ニ而、錦密行届候様被仰付候、

十月

摂津

右之通、平川宗之進取次ニ而被仰付候ニ付、松岡殿名代を以被承知呉候由、尤、平川・松岡へも今日同様之向を以掛為被仰付由、磯永殿者未其場之運ニ不相成、追而何分可相分候、

一種々之談合ニ而松岡殿事者鑄錢方御取建之儀者今日初而被聞、何も子細不被存候由被聞候事ゆへ、唯恐怖のミニ而心痛被致まてなりしか、初主殿どのより、右者先達而より市来へ御密命有之、早内場之取調方

者相済、此筋と御決断も有之、既ニ今日より御華園内ニおひて御試も為被仰付次第なる旨被申候処、初而安心之事ニ而、何分我等へ篤く依頼する之段分而被申聞候、夫より我等ニも是迄内々取しらへ申上候次第共詳ニ申出、弥驚怖有之候、尤、当今之世態も克不被存候間、是又詳ニ申置候、且又安田轍藏事ハ誤合有之、内々混雜ニ及候趣共も申置候、松岡者随分学文も有之人物なれとも胸小キ人にて、一日ニ四五千両も鑄造すると云事ニ者別而恐怖ニ候、夫者我等随分取計之法有之間、安心被成候様分而申入置候、夫より上町人柿本彦左衛門先日大坂より安田轍藏と一緒ニ罷下居ニ付招呼、安田於大坂手筈いたし置候形行詳ニ承候、及深更曉七時分までニ談終り各退散候事、

壬戌神無月十日、照、

一 四時分より御華園江出勤、磯永喜之介殿・鑄物師千葉助十郎罷出、二丸御用部屋へ出、夫より御趣法方へ罷出、松岡殿へ談合之趣有之候、七時分昨日御用

部屋へ申出置候銅地かね等被相渡候、人足者明日より可被相渡筈ニ而候、夜入時分磯永どの同伴帰ル、今宵者神酒少々手当いたし氏神・産名神・豊宇氣之神・

順聖公等へ奉供、此成功を奉祈上候、磯永殿父子兄弟入来、及深更候、

壬戌十月十一日、照、

一 四時分より御華園内本御製薬物方へ出勤、今日より鑄錢掛相初候、磯永喜之介殿・鑄物師千葉助十郎并弟子藤崎利吉と申もの二も今日より召仕候、式枚天保錢を型ニいたし鑄試可やニ出来致、磨キ方等為致、中山中左衛門へ差出候、早速

三郎様御覽ニ相成、御満悦之段被申聞候、地かね之組合せ初之事ニ而不宜、追々調合いたし試之賦ニ御届申上候事、

一 中山へ鑄造場御取建之儀種々及吟味、尤、安田轍藏事者全く関係不被仰付と之向ニ相聞へ候間、夫で者御願立等ニ付莫大之功勞も有之、殊ニ此人経済二者

長し候人物なれば、少々之罪有之とも御召仕ニ相成度趣分而申出置候、松岡十太夫へも御趣法方へ出面会いたし、安田を全く関係不被仰付者御無理ニ可有之間、請負仕事者御取上ケニ相成、掛り被仰付候方可然旨分而議論ニ及置候、同人ニも至極同意有之候、八時分より松岡并平川宗之進・書役中村善兵衛一同上町築地柿本彦左衛門宅御借入相成、同所へ安田轍藏呼出、鑄造方等之儀談合ニおよひ候、尤、地かね手当向之義共分而為尋問候、此人随分才達之人物にて、日本国中地かね出產場所其外金銀之事よりして、大坂表之商法又者外夷商法向ニ者心得有之、御用立人物にて和漢学等も心得候而佐藤信淵之門人なるよし共詳ニ承候、併し何分弁口之人にて、当所之人氣ニ者些、應し兼候人物歟と被存候、

一 御華園内にて我等へ試鑄造被仰付候趣者、御趣法方掛平川・松岡へも先ツ此涯者言外不致様、勿論安田へ者決而不申聞様可致旨、今日中山中左衛門より分而致承知候ニ付、我等ニ者御手元より之目付ニ候段申聞置候様中山より申聞、尤、御手元へ御届も申上

事ゆへ、鑄造方又者地かね之手当向其外詳ニ聞取御届申上、又者我等往々心得ニ可相成候間、別而細々聞置候様被申聞候、御趣法方より者田原与兵衛・白石八左衛門も出会有之候、夜入帰ル、

壬戌十月十二日、照、

一 四時分より御花園へ出勤、磯永殿并千葉助十郎も罷出候、試鑄造為致今日者拾枚出来候、磨キ方者明日ニ申付置候、八時分より昨日之出会场柿本所へ松岡・平川・書役白石八左衛門出会いたし、安田ニも罷出候間、昨日之如く諸事尋問ニおよひ、今日ハ銅山・銀山取建方及質問候、随分心得有之人にて、山相を見候法坏者、全く佐藤信淵之被云置通と相聞へ候、其他鑄錢一条御願立之儀周施之成行詳ニ承候、随分骨折ニ而計策も面白く候、当今之世ニ者御用立人物なる歟、何事にて君側之人々被惡哉、子細を不知ば何とも氣之毒ニ候、併し人者一能一芸を以御仕被成度ものニ候へ者、方今ニ而者別而御用立可申候、近日ニ中山・大久保へ一議論いたし見度事ニ候、

壬戌神無月十三日、

一 四時御華園へ出勤、昨日通試鑄錢為致候、磯永喜之介殿、鑄物師千葉喜太郎・藤崎利吉も罷出候、貳拾枚程天保錢鑄造二候、

一 我等事者八時分より上町柿本彦左衛門所へ平川宗之進・松岡十太夫、書役中村善兵衛・白石八左衛門并安田轍藏出会いたす、内情を不存、平川・中村・安田二者近日より鑄造場取建方之吟味におよひ候、此涯者仮場所召立、当年中二六万両丈ケ者は非出来、本手用ニ宛行度安田より申出候間、其意ニ応し、下町琉館支配地砂糖卸場ニ仮場所召建候者可然とて、右之人数一同見分ニ差越候、上町築地より乗舟、下町へ着いたし見分いたし候、安田申出ルニ、仮場所二者別而可宜候間、此所ニ治定いたし、明日平川より御家老衆へ御届被申出、御免之上ハ早々取掛筈二候、夜入時分ニ退散候、磯永弥衆・喜之介殿・最上齋二殿入来及深更候、何分此度之事者不容易御創業之事ゆへ、我等ニも別而痛心二候、其上安田を全く御放之向にて我等計者御内情相窺候得共、松岡・平

川・中村ニも未不存候間、今日も氣之至二候、不日
（毒之脱力）
ニ御内情相分り可申無致方事二候、

壬戌神無月十四日、

一 四時御華園へ出勤、磯永喜之介殿、細工人千葉助十郎・藤崎利吉も罷出、一昨日より試鑄造いたし候天保錢貳拾枚御手元へ差出候、左候而、昨日下午砂糖卸場見分いたし仮場所取建度、平川・松岡杯内定相成候趣、其外尋問之成行御届申上置候、八時分二丸御用部屋より御用申来罷出候処、中山中左衛門より、試錢者至極宜出来御安慮被為遊候、追々別二場所相建、我等惣裁いたし鑄造相初候様被仰付候旨被申渡候、且安田轍藏へ江戸ニおひて請負鑄立等之儀御内定ニ而被仰付置候得共、彼是
思召ニ不被為叶誤合有之候間、御取返しニ相成、全く我らへ御委任被仰付候間、猶又趣法立等取しらべ申出候様被仰付、安田へ者平川宗之進・松岡より相達筈之段も被申聞候、誠ニ笑止之御処置、氣之毒千萬此事二候、

一松岡十太夫へ安田轍藏御不興之都合ニ付、何分平川・中村ニも真面目ニ遙々江戸より被差下、至爰全く關係も被仰付者氣之毒者扱置、随分御用立ものニ付、請負鑄立之事者不宜候間、關係丈ケニ而も不被仰付候而ハ不宜旨申談、何分中山・大久保又者喜入摂津等へ及議論候而者如何可有之哉之旨申談、二丸御用部屋へ松岡一同罷出、中山・大久保之兩人へ面会いたし種々及議論、此もの者第一幕府之都合もいたし尽力いたしたる功勞不少、已来迎も此様生財之道ニ付而者、當時幕威衰たりといへとも又復古も難量、至其節鑄造差止歟又者通用之事も御國中までニ而者椿弊同然ニ有之、地かね御取入等之融通も不致して、國中までニ而召置候へ者、一時者下民之融通も可宜候得共、往々國中ニ大錢のミと相成、諸色之高料等ニ相成、末々困窮者顯然、其時之為ニも可相成候間、此安田者日本國中知己も多キものニ候間、掛ヶ置捌キ方等も申付、又幕より鑄造差止候様之儀有之者、亦々術を用ひさせ可然候、其他銅地かね取入方之手段或諸國へ早手当ニおよび置候手筋も不少、

又者大坂ニ而銀主を立、本手借用之手段も相付居、加之物産二者殊ニ長し、經濟之道ハ秀たるものと相見得候、或桑柳等ニ而錦を製し候術も相心得居、又者横浜にて外夷商法ニ付而も太粧之心組も有之候付、其辺之事者先日より寛々聞取置、何分御用立ものニ御坐候間、適々之勞苦も有之、平川宗之進・中村善兵衛兩人者江戸より唯今迄真面目ニ相考罷下候付、此兩人へ対し而も氣之毒ニ存候間、掛り丈ヶ者被仰付取扱為致度、何様不都合之儀為有之歟者不奉存候間、罪者功を以免し、能芸を以御召仕被成候義、當今之世態二者肝要之御事ニ可有之候旨及議論、其外様々双方及討論候処、中山より、此安田事者不容易訳合有之ものニ付掛りをも不被仰付旨、既ニ被仰出候儀ニ有之、尤、江戸へ被召置候而者御国家之為ニ不相成深キ子細有之、何故に夫程迄安田を被惜候哉、不思議ニ存ル趣共も暴に中山被申ニ付、何ぞ私共彼を強而罪あるを御免ニ相成候様ニ申上訳ニ者決而無之、此三四日初而面会いたしたる談ニ而何之因も少も無之候得共、鑄錢一条を願濟之儀を平

川・中村之兩人亦ハ当人へ詳ニ承候に、実ニ不容易功勞ニ有之、御国ニも是より富国之道実ニ治定いたし、非常之砌ながら御心易く何事も可被爲調ニ候半、殊ニ貨幣之権者別而不容易ものなるを、初而諸候ニ免し候者、全く安田か周施ニ外ならず候間、其功を以而少々之罪者償せ候而御召仕ニ相成度、尤、伝承するに、夫程まで大罪にても犯したるものニ者無之哉ニ窃ニ承居候、殊ニ江戸ニ而者御内定有之御下シ相成、爰ニ至而全く關係をも不被仰付と者御欺ニ当り、御正道と者不被申、乍恐御闕典之一ツニ可有之候、又少々之罪者寛大ニ被召置、彼か能を以御召仕被成、江戸へ被返候事者被差止可然、私共ニ召仕方被仰付候者決而已来不正之事者仕間敷、是非能を以御国用ニ相立候様召仕申度と之趣申出候処、中山被申ニ者、左様なら貴公之家来ニ御願被成度御上へ之御奉公者不相成と被申ニ付、以之外なる仰也、私式何そ家来ニ相成人物ニ無之、随分治国平天下之見識も有之、御国用ニ可相立と存して如此反復申出ル事ニ而候、其通ニ被仰候者無致方次第候、種々存分

ニ申出候処、其様ニ被申ニおひて者我等ニハ御取次者難仕候間、御家老摂津殿へ被申出度被申ニ付、夫ハ猶更仕合ニ候間、可申上とて松岡と共に退散いたし候、夫より松岡ニ者、迎も申出候而も無詮事候間、早我々之所者尽したるなれ者、此上者安田之不幸又者御処置之御無理と後世ニ至御論談ニ逢ひ申迄ニ候間、摂津殿へ申出候而者却而不都合ニ可相成と被申ゆへ、否夫でハ至り尽すと申ニ者、いつれ此上ハ御家老衆迄及議論、其上御取揚無之者夫形ニ召置可申、何分鑄造方之儀者、兎哉角私之指揮ニ而一日四千両丈ケ位者出来申ニ者疑無之得共、^{（候脱力）}地かね取入又者出来錢を捌キ立、御貯蓄をも相増候様之事、又者幕府等へ嫌疑を散し候様之取計をも為致度、或ハ先日安田より承候通出来錢を幕へ納め^{（場力）}相庭付をも相願、日本国中仙台通宝之如くに通用不仕候而者不相成者顯然なれ者、何分少々之罪者許し御召仕ニ相成度事ニ候、尤、罪と申而も格別之事ニあらず、当時天下之物議有之ニ付、此方之事情・風説等を幕ニ洩し而者不相成と之訳合なる段者承及候、夫位之事ニハ随分

不知処置可有之候間、何分爰ニ而摂津今一論いたし見可申と相勧め、直ニ摂津殿を御呼下ケ申、兩人共に口を揃初中山等へ申出候趣を以申出候処、申出之趣尤ニ相聞へ、何分御吟味可有之旨被申候間、ケ様ニ申上候も全く私意ニ無御坐、御国家之御為を以再度申上候、已前より書通逆も仕候ものニ無御坐、此節三四度御用談仕候迄ニ御坐候、勿論私宅等へ見舞さへ未不參、何之因も無之、尤、平川宗之進・中村善兵衛へも対し何分品能く御処置被成下度、富国之根本誠ニ無此上芽出度御趣法立ニも御坐候間、関係仕候人も混雜なく御創立有之度趣共詳ニ申出退散いたし候付、是以摂州尤と者乍申候へ共当坐之申取ニ而、実者中山杯と沮られる之申談ニ相成たるならん、安田を被悪者深キ事ニも無之、唯江戸ニ而御抱ニ相成候時分、島津豊後吹挙いたしたる故、井伊候・安藤侯へ膝組ニ而之懇意なりしゆへ、奸物なりとの惡ニ出し候由者我等先比より内々承居候、たとへ奸物なるニもせよ、当今之処ニ而者奸を不得為様ニ被召仕、芸能を以御せられ度候、さりながら無致方事ニ

候、何分松岡ニ者腰弱く身構をせられ、中山・大久保ニ者暴談、摂津ニ者通辞のミ被用、可為やう無之、此鑄造局者我等たとひ紛身碎胸いたし、一時者宜敷も可有之得共、(候脱カ)終ニ我等も不全者顯然なりといへとも、国家之事ニ身構いたし而者本意ならず、殊ニ方今之御処置激発のミにて人氣も不穩しゆへ、危キ御用向を被命し也、是我等か不幸と可云哉、可謹、可恐事ニ候、

壬戌神無月十五日、照、

一四時御華園へ出勤候、八時分松岡殿一同磯江鑄造場見分ニ參ル、磯永喜之介殿者御華園ニ而試鑄製方ニ候、御用取次中山中左衛門・大久保一藏、御用部屋書役税所喜三左衛門、御作事奉行森川孫太夫出會いたし、田中四郎兵衛別莊地見分、繩張等為致候、其外近隣(隣)御取弘場所旁見分いたし候、此場所者我等ニ者意ニ不落所なれ共、是以吟味も不被申渡、中山杯暴ニ此所と被取究候、鑄錢者実ニ不容易事なれ者、取締を專にして是か為罪人を生し候而者決而不相済

事にて、既ニ当分入牢もいたし居候上町之もの、天保銭を贋造いたしたる様之事も有之、盛大ニ御取建ニ相成、数千之人も召仕候付而者其悪心之ものなきにもあらざるべし、夫等取締專一ニ候間、集成館之近所ニ而者不宜、又出来ニ付而も一日ニ四五百両丈ケ位之事ニ而者利分も少キのミならず、当今内外非常之御入費有之砌ニ御引足ニ者相成間敷、兎角壹日ニ三千両余者出来候位ニ御取建有之度、先日より度々申出、さくら島辺ニ而三丁方計之地を見計取立度頻ニ申出候へ共、更ニ御取用之向ニ無之、至今日暴に右通に治定有之候間、松岡殿ニ者我等と同論、殊磯永殿ニ者猶更同論にて、昨日も以書付磯永どのと御用取次衆へ申出置候事ニ候、今日も見分央ニ及議論候得共、中山どの被申ニ、早御内定相成候事と暴ニ被申無致方事ニ候、夜入時分各退出候事、

壬戌神無月十六日、照後雨、

一曉七ツ時分より磯之様出勤、松岡殿ニ者未明ニ出会有之候、御華園へ者磯永どの出勤有之、先日之通千

葉助十郎被召仕試鑄造方ニ候、今日
太守様・

三郎様四時御出ニ而、出物くら脇御渡戸口より蒸氣船永平丸へ御乗入り、沖小島砲台築造方青山千九郎へ被仰付御見分被遊、夫よりさくら島諸所之台場御見分有之、磯之様御乗廻し集成館御見分席に、田中四郎兵衛別荘地昨日縄張いたし候処御見分之筈御達有之候間、我々も出席候、七時分集成館へ御上陸、御父子様御同道被遊、暫時集成館へ被^{（行カ）}為入、大砲鑄造等御覧有之、夫より御同道にて田中別荘地へ被為入御見分有之候、我等へ御意有之候、夫より御茶屋之様に被為入、夜入前蒸氣船より御帰殿有之候、細工場等早々取建候様

御沙汰被為在、明日より御作事奉行被取掛候様被仰付候、御作事奉行森川孫太夫出会有之、縄張図面も今朝より取仕立候、粗地割等いたし、明日

御手元へ差出筈ニ申談、夜入各退散いたし候、磯永殿兄弟共入来、今日之形行談合何分御盛大之御事なから歎慨之事不少候、

壬戌十月十七日、

一四時御華園へ出勤、磯永殿と御造立場所敷敷其他評議、書面取建方二候、松岡殿にも出席有之、安田一条別而心配二候、如何なる罪あるにや死を賜ふ之勢二有之、何分此上ハ命丈ケ者是非共可救之評議ニおよび候、

一今朝私宅へ安田轍藏見舞候、誠ニ氣之毒之至、当人ニも不都合なるを察し我等へ依頼、殊ニ次右衛門様（寺師宗道）二者江戸ニおひて御懇意なりしゆへ、兄様へも御依頼被成、運数拙き人なり、木棉織之反物式反土産ニ被遣候間、御届申出置候、八時分より松岡どの、書役白石八左衛門殿・磯永喜之介殿一同磯へ御造建所見分ニ、御作事奉行森川孫太夫并御大工頭・石切頭等出會、縄張等いたし為取付候、土橋辺より人家も過分ニ御取入相成、先ツ田中四郎兵衛別荘を本二いたし、別荘家を詰所ニいたし、鑄物所等者新ニ御取建之筋ニ治定致候、土橋より鳥越出口迄之間壱丁余之間ニ桜之古木大小百本程有之、右を除方として御茶屋番岩元覚右衛門出會有之候、則より切除之筈ニ

候、御国之勝景も此節ニ皆々廃するも、時節と者乍申残情之事二候、田中別荘地者、本川上万之介と申人

入道様之御代より居住之屋敷なりしを、先年田中讓請、別荘ニいたし居、家作弘大美を尽したる所ニ而二階迄も式拾式枚敷惣家百九拾枚余、板倉等も有之候、其外近所之家々都合拾壹ヶ所御取入ニ而、地面之物坪数七反余ニ相成賦二候、太低（大抵カ）之吟味者相決し、先ツ地引キを先ニし、追々家敷等も取究可申出旨談合、夜入歸ル、

壬戌神無月十八日、照、

一四時より御華園へ出勤、磯永殿も出勤、鑄物師千葉助十郎・藤崎利吉罷出、試鑄造為致候、八時分より出物藏脇琉球產物方御藏屋敷へ松岡殿・白石八左衛門・磯永喜之介殿、細工人千葉助十郎出會、鑄物所其外御造迄家敷数等吟味方ニ而候、加藤十兵衛御用呼出、安田轍藏召列越候細工人共取扱振之儀申付候、夜入時分各退候、雨ふり冷氣甚し、

壬戌十月十九日、

一四時二丸御用部屋へ出、大久保一藏江鑄錢場御取建之一件又者安田轍藏御取扱向寛大ニ被成度趣建言いたし候、此一儀者何分君辺不思議ニ惡甚敷氣之毒ニ候、御華園へ出勤いたし磯永どの出勤、鑄物師千葉出勤いたす、稽古方ニ試鑄造為致候、先日より銅地かね其外受取候帳面堅固ニ取建置候、御趣法方へ出、松岡殿へ御用談、平川宗之進殿・中村善兵衛兩人者先日より病氣分にて出勤も被止笑止ニ候、此兩人も御所帶向御難渋付、折角と心頭ニ懸ケ是迄尽力被致たるに、安田一人之惡ミより此兩人も閉塞いたし、実ニ不穩御処置ニ候、夜入比磯永どの一同退出いたし、同道永吉へ参り、旁之成行御咄申置候、及深更候、

壬戌神無月廿日、

一四時御華園江出勤、磯永喜之介出勤、大久保一藏より天保錢まで鑄造可致旨被申渡候間、早速其手当者可仕候得共、何分此涯之處者御免ニ相成候通ニ、陽

ニ琉錢を鑄製いたし御国中ニ充渡り候上ニ、極密ニ者如何様とも當時世ニ準し鑄造も可仕候得共、初より贋製のミ被仰付候而者嫌疑も不少のミならず、乍恐千載之後自然青史ニも伝り、

御名ニおゐて如何敷候間、此事者先ツ不得已事之時を待、可然哉と之趣共存慮之次第詳ニ申出候処、尤と被申候間、壹式枚之試丈ケ者極内手当仕、入御覽置候様可仕候間、盛大之事者先寄に被仰付度穩ニ申入置候、大鐘時分磯永殿同道下城いたし、久木山泰藏所へ参ル、夜帰ル、磯永弥九郎殿・有川喜左衛門殿・最上才二殿入来、及深更候、

壬戌神無月廿一日、

一四時御華園へ出勤、磯永うちも出勤有之候、鑄物師千葉助十郎・藤崎利吉罷出、天保錢式枚試鑄造申付候、当分通用之のを型ニ為致、態と小ク不通之賦にて先ツ鑄造為致候、御趣法方へ出、松岡どのと安田一条并平川・中村へ被対、其通御無理に御処置可被成訳合ニ而者有之間敷候旨談合いたし、尚又我等者

以書面建言ニおよひ度建白入内見、夫より中山中左衛門へ差出、

三郎様へ差上給候様申差出候事、夜入時分退出、磯永殿私宅へ入来有之候、何分此通之御処置有之而者我等ニも不全訳差知候事ゆへ、御趣法向をも又此安田か一件も少も不差置建言いたし、若又御不興を蒙候者、初二御免ニ相成候者却而可宜と存し、今日も十分二建言いたし置候、中山・大久等者^(保脱カ)少し者不平ニ可有之と存し候、面白キ事ニ而候、

壬戌神無月廿二日、

一四時御華園へ磯永殿一同出勤いたし、今日より母錢出来方ニ為取掛候、近日中より安田召列越候鑄物師共へ、本鑄製方跡ニおゐて琉球通宝試鑄為致手並之程見分いたし度、又此方之細工人共ニも見せ置候者手並ニ心得相成事可有之と大久保へ相付伺置候處、尤之事ゆへ其通ニ可致被申渡候間、松岡へも成行申出、明日より相初候賦ニ手当いたし、集成館へ者御趣法方より本鑄製方明渡候様御達可被成旨申出候、

銅地かね・錫・炭其他輔杯者我等より問越受取筈也、尤、江戸細工人共者安田へ申達、明日より招呼可申旨加藤十兵衛を以申達候、夜入手当等相済磯永どの一同帰ル、永吉へ参り及深更、鑄錢方御趣法ノ向共御相談申候、

一京師より近衛公御使として藤井良節と申人極急ニ而被罷下候、京師何歟物騒ニ有之、御密命を奉し来りし由、此藤井と申人者、本者藤ヶ迫諏訪社神職井上出雲守と申人ニ而、先年高崎^{溫恙}五郎右衛門杯之一列にて亡命いたし筑前へ潜居し、昨々年比より帰參被仰付、当分陽明殿御付被仰付、此度亡命已来初而帰国被致候、京都二者当分長州大二勢を得、種々奸策を用、既ニ討幕之論も相建、^(紫卯カ)類卯之勢ニ候由、右之趣を以陽明殿より御相談之趣有之由、

壬戌神無月廿三日、照、

一御華園江出勤、磯永殿ニも出勤有之候、二丸御用部屋并御趣法方へも出、琉球通宝之母錢文字書方者喜之介殿手跡可然旨申談候、近日中より本鑄製方ニお

ひて江戸より参候職人共召出、一同鑄造為致候手筈
ニ而候、八時分より琉球産物方御蔵屋敷へ磯永どの
同道出会候、松岡十太夫殿・村田与兵衛・白石八左
衛門出会候、鑄物師千葉助十郎ニも招呼候、御作事
方大工頭も招呼、磯江御取建之絵図取建方為致候、
発起之事故鑄物場等之広狭等も見定出来兼候得共、
先ツ一日ニ四千両位者出来候手当いたし敷数相定、
松岡殿へも及相談置候、大鐘時分取しらへ相済、帰
りニ平川宗之進殿へ見舞いたし、旁心痛之趣談合
たし置候、当人ニも江戸ニ而周施之成行共詳ニ被語、
心入之程者誠ニ頼母敷候、我等へも依頼せられ、何
分安田事者品能被仰付、名目のミニ而も被掛置候様
に取計呉度被申事ニ而、我等之考も飽迄申置候事、
夜入五時分帰ル、磯永殿入来、明日より本鑄製方ニ
而試鑄相初候吟味事等ニ而候、

壬戌神無月廿四日、快照、

一朝より磯永喜之介殿入来、同道いたし御華園へ出勤、
二丸御用部屋へ出、大久保一藏へ今日より本鑄製方

ニおひて試鑄相初候段以書付届申出、御趣法方ニも
同様申出候、九時分より磯永喜之介殿同道いたし、
本鑄製方へ差越、集成館掛見聞役出会场所相受取候、
御用聞加藤平八・同十兵衛・薬師甚兵衛・柿彦左
衛門呼出、江戸より安田召列下り候鑄物師共召出し、
頭取之中島清左衛門と申ものへ明日より当所にて試
鑄造可為致旨相達し、明日朝五時より出勤可致旨も
加藤平八を以詳ニ申聞候、銅地かね其他之器械等も
江戸より持越、或大坂ニ而取入参候分、都而可差出
旨申聞候、明日より相初ル手当等いたし、夜入時分
に磯永どの一同退散候、新納太郎左衛門どのへ参り
弥九郎殿等ニ而及深更候、

一 今日平川宗之進殿町奉行へ御役替被仰付候、当分迄
者御側役ニ而御趣法方ニ而候、右者察する処安田轍
藏一件より如此候半、誠に御無理之御処置なり、当
人之考ニハ如何可有之哉、折角国家之為ニ心配被致
候事を却而ケ様ニ被仰付者、何とも笑止之事也、

壬戌神無月廿五日、雨、

一昨日極急之飛脚江戸より着之由、来亥春將軍家御上洛付、

太守様ニ茂御願之通御從駕被仰出候段申来候由、一四時分より久木山泰藏どのへ参り用談相濟、御華園へ出勤、二丸御用部屋へ出候、昨日江戸より参候鑄物師共本鑄製方へ呼出し、申達候成行届出置候、御趣法方へも同断申出候、磯永どの者今未明より本鑄製方へ出勤有之候、四時過二本鑄製方之様出勤、江戸鑄物師拾六人共罷出、千葉助十郎・浜田平右衛門・藤崎利吉へ付添見聞為致候、母錢者先日より安田計にて琉球通宝之文字ニ而出来居候、今日母錢拾枚程出来、磨方まで為致候、鑄物初二付江戸職人共へ金子千七百疋遣し、右者松岡殿へ以書状相談申遣候上遣し候、差当り之事ゆへ加藤平八より金子取替遣し候、我等より者三百疋程出し、千葉初其外集成館より借用之人足共へ酒遣し候、我等ニも酒共給ひ、夜入比ニ帰ル、此鑄物師共ニも中山中左衛門之論ニ者、屋久島又者七島等へ流し置可然旨被申、誠ニ恐懼之至、安田事者死を賜候様之向ニ有之、何之罪な

きもの、加之安田ニも國家之御為ニ心力を尽し、右之工人共ハ遙々と列越候もの共を、其通之暴なる処置被致候而者、第一御上之御為ニ不相成事候間、先日より一策を設、当所之鑄物師ニ而者旁手続不安心之事数々有之候付、是非ニ召仕度申立、漸ニして昨日より召仕候場ニ相成候間、此上者多分策通之島々へ被遣候事ニ者およふましくと一先安慮ニ候、何分当今要路之衆、火激之論を被建ニ者実ニ込入仕合ニ候、創業之事取しらべさへ不容易るに、右之如く余計之事まで痛心する者誠に無是非事ニ候、何分此所ニ而者安田か命丈ケ者(継カ)鑄き、鑄物師共を当所ニ而夫々召仕度、此ニケ条さへ成就致候(者脱カ)宜敷、尤、鑄物所等取建者、随分勉強さへすれ者成就者無疑と磯永殿と頻ニ心配ニ候、夜入退出、磯永喜之介殿明日麻袴御用承知有之候、多分先日より申出置候通ニ転役被仰付ニ可有之哉と被存候、弥九郎殿・最上齋二殿入来及深更候、

壬戌神無月廿六日、曇天、

一 四時御華園へ出勤、二丸御用部屋へ出、昨日之成行届申置候、御趣法方へ同様申置候、琉球通宝母錢九枚昨日出来候分、今日二丸へ差上候、

一 御趣法方掛御側御用人中村新介二も御内用鑄物掛今日被仰付候由、御趣法方二而宜頼と之趣手厚被申聞候、九時分より本鑄製方へ出勤候、江戸鑄物師拾三人罷出候、昨日之如く試鑄造為致候、御用聞加藤平八・薬師甚兵衛罷出候、

一 磯永喜之介殿事、今日摂津殿より御側御用人北郷波江取次二而御徒目付被仰付、役料米貳拾四表壹斗被下置、御内用鑄物方掛被仰付候、先日より御内意申上置候処、安心いたし候、本鑄製方之様出勤有之候間、七時分まで被相詰候、

一 安田轍藏事、江戸より罷下候砌より上町築地相中橋涯打羽屋坐敷と仮坐敷跡へ旅宿候処、今日摂津殿より松岡十太夫江、旅宿下町下会所へ可為引移旨被仰渡、其段松岡より加藤平八・薬師甚兵衛を以安田へ申達候処、此内より不都合之向を察知いたし病氣相煩、吐血等之難症之由ゆへ、中々引移相叶丈ケニ無

之旨申断候へ共、強而加藤杯より可移旨申聞、諸道具等ハ船二而下町之様被差遣、安田事者夜入駕籠より引移之筈二候、下町へ者御裁許掛園田彦左衛門出役いたし居、下会所へ者足輕五人・町役共今夜より警固相付置候、右者何ゆへ其通に稠敷御処置なる哉、不審（審力）此事二候、差知れたる医師なるに、何事ぞ哉笑止千万二候、鑄物師共二者打羽屋坐敷近辺和薬種藏へ拾三人共二旅宿なりしゆへ、是迄主人と頼居りし安田者転宿いたし、たよる方もなくなり大ニ愁歎いたし候由、安田二者転宿を被促、多分被殺事ニ可有之と申、泰然として少しも恐る色もなかりし由、鑄物師共二ハ、此通二而者終ニ被殺ニ可有之と恐怖之由二候間、今日ハ我等より懇之申聞出精可仕旨分而申聞置候、

一 夜入帰リ磯永どのへ祝ニ参ル、大山格之助殿・有川喜左衛門殿其他多人数之参会ニ而候、

壬戌神無月廿七日、快晴、

一 昨日之成行二丸又者御趣法方へ御届申置、御華園へ

出勤、御趣法方ニ而磯御場所取建事之吟味ニおよひ候、九時分より磯永殿同伴いたし本鑄製方へ出勤、試鑄造昨日之如し、夜入帰り磯永殿同道いたす、大山格之助殿へ参ル、磯弥衆被参及深更候、京師表無何と不穩由、太樹公御上洛被成候者鎮静ニも可至歟、何分氣之毒之事ニ候、

壬戌十月廿八日、曇天、

一御趣法方へ四時出、昨日之成行届申出候、二丸御用部屋へも同断申出候、九時分より本鑄製方之やう出勤、昨日之如く試鑄為致候、今日七拾枚鑄之型壹ツ新二出来、試鑄為致候、

一型土者、江戸ニ而者坊州白土(房カ)とて砂木賊之如きものを用ひ候由にて、江戸鑄物師共少々持下り、先日よりはを以鑄造為致候得共、往々当所へ出產不致候而者不叶事故、御厩(齒カ)ニ而嚙磨(齒カ)ニ用来候鹿兒島郡吉田に出產之砂木賊を用試るに別而宜敷候、已來是を用賦ニ治定いたし候、此土代ニ而も莫大之御入費を省キ安悦ニ候、

一夜入久木山泰藏・吉村才之丞殿・磯永喜之介殿・上町人柿本彦左衛門・池田武八参ル、少々酒宴相催候、柿本二者明日より大坂へ所用有之参ル由なれ者、銅地かね取入方之手段種々申付越候、及深更酒宴ニおよひ候、

壬戌十月廿九日、

一御華園へ出勤、御趣法方・二丸へ昨日之成行御届申出候、昨日迄出来之琉球通宝百拾六枚御趣法方へ差出候処、初而之事故御用人衆書役群参見物有之候、員数端書相添差出置候、八時分より本鑄製方之様出勤いたし、今日迄ニ而試鑄造者暫時休足、不日ニ磯へ御場所御出来相成候間、可被召仕旨申達、金子三両酒代として我等より遣し置候、磯永殿二者酒式拾盃被遣候、大ニ安悦之至と申出候、夜入時分退出候事、

一今日江戸へ定式飛脚被差立候、平山龍介殿御徒目付被仰付候付、祝ニ可參被申遣候、兄様・健彦・英久磨差遣候、

一江戸鑄物師共ニも安田不都合ニ相成候間、右之もの
共ニも如何可相成哉と痛心いたし居候処、往々可被
召仕旨申達町嚀ニ取扱候付、大ニ安悦し蘇生せりと
難有かりし由、一昨日も中山中左衛門へ、此上者安
田事者御無理之御処置不被成下処、強而私より之願
ニ有之、鑄物師共ニハ御用立輩ニ候得者、私へ召仕
方被仰付度頻ニ申出候処、此比者大キに和談も有之、
とふく救候歟と少し者安心ニ候、安田事者此後如
何可相成や、懸念之至なり、病氣ハ弥重り候由、左
も可有之歟と笑止ニ存候、

〔朱書〕
「兵發後ノ第五」

〔貼紙〕
「しらべ惣而済十九年八月廿三日」

十一月朔日より

同年十二月廿九日ニ終ル

調済

文久二年壬戌日記

〔朱書〕
「二十三」前編七冊ノ内

十六番三

渙象堂藏

壬戌十一月朔日、曇、

一朝神拝、四時分御華園江出勤、二丸御用部屋又者御趣法方へ昨日之成行届申出候、昨日迄本鑄製方ニおひて出来之琉球通宝都而仕揚為致、端書相添大久保〔利通〕一藏へ差出置候、明日より御華園ニおひて母錢鑄造可為致旨御届申出候処、其通ニ而可然旨御沙汰被為在候段大久保より被申聞候、尤、天保錢も母錢取仕

建置可申旨も御届申上置候、就而者母錢文字者磯永喜之介へ書キ付候様可仕旨も申出、此段達

御聞候処、是以其通ニ可致と之御事候段大久保より被申聞候、彫物師・金物師等も追々人柄相しらへ召仕可申候間、被聞召置候様申出置候、

右之形行伺済之趣共御趣法方へ者松岡〔政人〕十太夫へ相付

届申出候、尤、御華園ニ而母錢出来方ニ付而者、入用之地かね・炭其外者都而此涯集成館より御手許御用ニ而、通帳付を以時々相受取り、諸工人ちん錢等者御趣法方より相下ケ候様、是又二丸御用部屋より

致承知候趣を以御趣法方ニ而談合いたし置候、将又錫地かね等者当分金山方御在合相少候間、市中御買入可致御趣法方より承知いたし候、八時分より本鑄製方之様出勤、今日迄ニ引取之手當いたし、磯永喜

之介殿一同七時分退出、中村新助へ参り、夫より中
〔伊地知貞善〕
山中左衛門へ見舞、夫より堀小太郎殿へ見舞候、当

分岸良七之承殿同居ニ而候、種々江戸表之事情共承得候、当分御役御免ニ而謹慎中ニ候ゆへ、彼是及寛談候、及深更候、江戸ニ而琉錢製造方御願済之次第

共詳ニ承候、随分太略者被存居候、

壬戌霜月二日、曇天、

一御華園江出勤、今日も鑄造方ニ候、大久保一藏・中山中左衛門・中村新助・松岡十太夫、書役白石八左衛門出会有之候、琉宝三拾枚程出来、鑄物師ニ者千葉助十郎・浜田平右衛門・藤崎利吉ニ而、夜入時分退出、夜入有川喜左衛門殿・磯永弥九郎殿・喜之介殿并上町人柿本彦左衛門參候、及深更候、

壬戌十一月三日、雨、

一朝千葉助十郎・波江野権右衛門參ル、昨二日京都より飛脚着之由、御趣法方書役鎌田市兵衛守衛方ニ而被詰居、去ル十七日京師出足之由、殿中ニ而行逢ひ詳説承候、其趣者、近衛家より之御直書等も才領いたし候よし、三郎様早々御上京被成御周施有之様、^{（鳥津久光）}
又者、御内実者^{（施力）}

勅書も被相下護送仕候由、天下之事も今ニ不穩、兎角御出京被成御周施不相成候而者難相成御依頼之由ニ

候、

一出勤、九時分より本鑄製方之様磯永殿一同出候而、試鑄造方諸御入目之認取建候、例年之通り稲荷社御神事ニ候、風雨ニ候、御姫様方も御見物ニ御出有之候、

壬戌十一月四日、照、

一朝池田武八參ル、四時御華園へ出勤、磯永どのも出勤有之候、

一昨日京師より之左右に、長州一藩又者土州之暴論家攘夷を急キ公卿方を頻ニ扇動いたし、既ニ布告之時宜ニおよほし、

天朝ニも其勢ニ御陥り之姿ニ相成り、加之討幕之企有之、

主上者大和辺へ遷行を奉促之勢、諸国より浪人余多出京、市中乱防等甚敷、下民安からずと之趣ニ候、因^{（効力）}
而陽明家・中川宮様より、御密書を以早々御上路被^{（朝彦親王）}
^{（洛力）}

成御鎮撫相成候様被仰越候由、誠ニ笑止之世態ニ而候、

一八ツ時分より本鑄製方之様出勤、八過比より磯へ参り鑄錢場御造立方見分いたし候、磯永どの同道候、松岡十太夫ニも出会候、御作事奉行森川孫太夫殿・郡奉行安田喜藤太殿・御作事方下目付有川九八郎・佐久間休藏との二而諸事談合いたし、御造立方埒明候様申入置候、夜入帰りニ磯永どの一同松岡氏へ参り御用談、四時分帰ル、田原直助殿・伊地知八右衛門殿参会、此兩人者蒸氣船御代払方生産方掛ニ而、彼是御用談有之筋ニ相聞へ候、九時分帰り、上町人鬼塚莊助・池田武八・浜田清兵衛参居候、屋久島へ御手山御取建之筈にて、右三人之もの共内願ニ而候、御用取次大久保一藏より、明五日於御庭鑄錢之次第三郎様御覽可被遊旨被仰出候間、手当可致と之問合有之候事、

壬戌霜月五日、曇天、

一四時分より御花園へ出勤、磯永殿も出勤ニ候、二丸御用部屋へ罷出候処大久保より、今日八ツ後三郎様鑄錢之次第御覽可被遊候間手当いたし、能キ

時分ニ御届被申出候様被達候、則より手当いたす、鑄物師ニ者千葉助十郎・浜田平右衛門・藤崎利吉罷出候、八過比より三郎様御出有之候、中山中左衛門・大久保一藏御供申して動植館内御製薬物所へ被爲入、型製作より鑄込までも無残処一体之手数まで御覽被遊候、尤、型土者^{房カ}防州産之白土を相用候賦之處、かこしま郡吉田ニ出産之砂木賊、御厩ニ而^{齒カ}磨用ニ是まで用采候品、防州砂ニ性分・形状似寄候付用試候処、何も相替義無之旨も詳ニ申上置候、防州砂を御仕下相成儀ニ候へ者、此等過分之御入用相係事なれども、是も御国産を以相弁候得者莫大之御事ニ可有之趣ニ候、御満足被遊候、種々御意有之候、殊ニ被仰趣者、当今已往之世振者実ニ如何程御入費相成も難量事ニ候へ者、兎角富国第一ニ候間、是程立派ニ出来候を親敷見候得者安心之事ニ候、往々出精いたし呉度、一ケ年ニ五拾万兩も出来候得者、御軍備等ニ御入費多く候ても随分御引足可相成候間、夫丈ケ者屹と鑄建之手筈可相調哉否と被仰出候間、我等申上候者、此上者銅錫等之地かねさへ御調達相

成候へ者五拾万兩二而も、又私之考二者、是非初より建言も仕候通、一年二百万兩余者鑄立候手筈二仕度、夫丈ケ者鑄造不仕候而者、当分之御世態内外別而之御多端二而、御引足者有御坐間敷奉存候、何分錫者西洋産二而も相用可申候得共、銅之儀者如何様二歟、手当不仕候而者相済間敷申上候処、何様之手当可致哉と仰二付、其辺者未是様二と申儀者工夫も不仕、私二者鑄造方二のミ心配仕罷在候間、御趣法へ屹と御沙汰被遊被下度申上候処、成程其通二候得共、兎角受持之事ゆへ往々工夫も可致仰二付、只今迄丁度之工夫二先ツ差当り者、大坂表より御取入之御趣法外二道も有御坐間敷、是迄伝聞仕候に、銅坐より一ケ年三度二九拾万斤者入札私有之もの、由二御坐候間、其内より四五拾万斤丈ケ者少々直重二御取入之処、早道歟と奉存候、次二者中国・四国辺へ手当仕候者、伊予を初讃州・土州等へ拾万斤位者出產可仕候、中国二而も一ケ年二拾万斤程者手二入り可申、其他御国中之諸所銅山を被開度、国分銅山者別而良山と承及申候、大島も随分產可申、其外あく

ね・甌島・加世田・野間・知覽、或者財部辺も產可申、又差掛り二者、

御先代様御手を被為付候寺院之梵鐘并仏具、或武家・町家等之銅器類御取入二相成り、是も三四万斤位者直二相円り可申、又大砲も不用之もの可有御坐候間、是以消滅被仰付度、亦往年之処二而者南部・秋田・会津等へ貿易二而も被相開、銅を専ら二御取入之御趣法相立候者日本第一之産所之由御坐候間、一ケ年二百万斤位者無誤御手二入り可申哉と奉存候旨申上候処、何分二も其辺之処篤と取しらへ可申上と之

御沙汰二而、大鐘時分二九之様御入り被遊候、今日之出来錢五拾七枚二而候、夜入比退出より大久保へ参り、猶又御趣法向之事共申出置候、四時分帰宅候、鑄物工千葉助十郎・浜田平右衛門・藤崎利吉参候、磯永喜之介殿も入来、心祝又者往々之次第談合之為参会候、及深更候、

壬戌霜月六日、曇天、

一四時御華園江出勤、御趣法方へ昨日

三郎様御覽之成行松岡うちへ申出置候、二丸御用部屋へ出、中山中左衛門へ相付キ昨日之礼共申入、九時分より本鑄製方之様磯永との一同出勤、加藤平八二も罷出候、八時分より磯へ鑄錢方御造立場へ参ル、御趣法掛御用人中村新介并松岡十太夫・我等・磯永殿二候、御作事奉行森川孫太夫殿・郡奉行安田喜藤太出會、諸事御造立方之吟味二而候、夜入時分退出候、

壬戌十一月七日、初雪、地上三寸程積ル、

一四時分御華園へ出勤、二丸御用部屋へ出候、中山中左衛門へ御用談、且長島之内獅子島へ出產之石炭被相渡、御手を被付御用立可申歟見込之趣被申出候様とて勘考するに、未上品ニ者無之候得共、随分宜敷品ニ候間、御取起有之度申出置候、八時分より磯永との一同本鑄製方之様出勤、母錢鑄造方も昨日之通なり、雪雨にて冷氣甚し、夜入時分退出候、池田武八参居候、銅地かね御取入方之義種々手を付置候、

壬戌霜月八日、快照、

一四時分御趣法方へ出ル、御用談鑄物工千葉助十郎・浜田平右衛門等へ試鑄錢御用相勤候付、骨折二金子被成下候様以端書御趣法方へ申出置候、本鑄製方へ出勤、磯永殿・加藤平二も出勤候、母錢出来方も昨日之通り、松岡十太夫事、今日御納戸奉行御趣法掛御用人席被仰付候、本堀仲左衛門近比堀小太郎事、当分伊地知壯之丞事、御小納戸格御庭奉行勤集成館掛被仰付候、当夏於京師御納戸奉行・江戸京都大坂御留守居勤被仰付置候処、幕府之嫌疑ニ依而於江戸御役御免ニ而蒸氣船より窃ニ御国元へ被差下、暫時者心入を以慎罷在候様被仰付置候、宿許逆も無之故親類岸良七之丞所へ同居いたし居候、壯之丞妻者七之丞叔母故身近親類なり、幕府之嫌疑者専ら去年江戸芝御屋敷焼失ニ付、

(忠義)
太守様御参勤御猶予御願相成候へとも御願達無覚束付、御屋敷を焼キ、御住居不相調ゆへ御猶予相願候義露頭いたし、其他条々之罪有之趣ニ而捕方被仰渡候付、無御抛欠落之筋を以御差下相成候よし、

一 今日金山神祭日にて少々神酒拱候、
（供カ）

壬戌霜月九日、照、

一 四時出勤、二丸御用部屋より御用申来候付、大久保一藏より、先日より度々極密吟味被仰付候洋銀製作器械弥御注文可相成候間、名目其外取しらへ申出候様被申候間、ヒエントマシーネ一通り注文と詳ニ書付差出置候、尤、長崎ニ而者八木称平（玄悦）へ申遣可然申出候、洋銀式枚并洋銀ニ而壹歩銀（分カ）・壹朱銀を出来いたし候、算当書取仕建差出候、右者極密之事ニ而磯永殿と内々取しらへ候、将又御華園内へ場所取仕建、琉球通宝之母錢製造方被仰付度、本鑄製方之方者彼是人目も多く不宜趣申出候処、尤之事ニ而其通ニ可致旨、

三 郎様御沙汰有之候段被申達候間、御趣法方へ出、御花園へ母錢出来方場所被召建候御沙汰有之段、松岡殿申出御作事奉行へ被相達、少々取締之垣出来有之様申出候、夜入御華園より退出、磯永殿同道いたし永吉へ参ル、大山格（綱良）之助殿・川畑宗之進・磯永弥

九郎殿并上町人柿本彦左衛門参会、及深更候、

壬戌霜月十日、曇天、

一 四時分御華園へ出勤、磯永喜之介殿も出勤有之候、御花園ニ而母錢鑄造方ニ付、場所取建方ニ付中山中左衛門立会見分いたし候、将又壹歩銀等を密造方之儀中山殿より頻ニ被急候間、存慮之趣申出置候、九時分より松岡十太夫・御作事奉行森川孫太夫被参、出来方之所諸事談合いたし置候、夜入時分退出候、一來亥年頭より幕府之令ニ準し、独礼已上之面々并地頭之面々素袍・帽子ニ而御祝儀申上候様被仰出候、島津折之烏帽子甲冑所にて出来方被仰付候、右を面々へ申請被仰付筈之由、

壬戌霜月十一日、曇天、

一 出勤、御趣法方へ出勤、夫より本鑄製方へ出、明後日より御華園之様母錢鑄造方引移之筈ニ而手当向申渡候、磯永殿出勤并加藤平八も被出候、

一 今日高橋縫殿殿大目付へ御役替被仰付、祝儀被遣候、
（種徳）

夫より書籍方へ立寄、掛替被仰付候趣申出、先日より届も得不出今日漸出候、夜入久木山泰藏・磯永孫四郎殿・有川喜左衛門殿入来二候、

壬戌霜月十二日、曇天、

一四時二丸御用部屋へ出、夫より本鑄製方之様出、母錢鑄造方昨日之通り、磯永殿・加藤平八も出候、鑄物師千葉助十郎・浜田平右衛門召列、磯永殿一同八時分より磯鑄錢方御取建場所へ別勤、中村新介・松岡十太夫・中山中左衛門・大久保一藏出会いたし、鑄造場敷数等万端治定いたし候、夜入退出、黒岩政右衛門所へ磯永弥九郎殿同道參ル、及深更帰ル、

壬戌霜月十三日、快照、

一四時御用部屋へ出、中山中左衛門へ、先日より密二被仰付候金銀贋造一件二付、我等之趣意者、方今富国專一之世態二者候得共、貨幣者天下之重宝、將軍迎も鎌倉以来之御預り二有之、実者

天子之権二有之者勿論之事ゆへ、是を密造する者実二

不被謂御事二付、先此涯者御見合被成、且又御出来二付而も御密々

朝廷へ御届二相成、其上二被遊度其他種々我等之考者勿論、古今識者之論をも取りて討論二およひ候、中山殿甚立腹、威権を以被申聞候趣有之得共、我等迎も貴賤之別こそあれ御奉公ニ差別者なき訳なれ者、妄二御初二相成、千載之後に御両殿様御不名を奉醸候而者不相濟事故、前後を不顧自己之利を捨而申置候、御藏に御格護相成居候古銀式丁被相下、精粗を試可差上とて被相渡候間、是丈ケ者無異儀受取候、一今日より御花園ニおゐて母錢方相初候、磯永殿出勤有之候、細工人千葉助十郎・浜田平右衛門・藤崎利吉罷出、外二細工人も三人召列候、大鐘時分退出、加藤平八・加藤十兵衛被參候、十兵衛事者明後日より大坂へ御用有之出立之筈にて、銅地かね取入之儀も申付置候、

壬戌霜月十四日、照、

一四時御華園へ出勤、母錢出来方二而候、磯永殿出勤

有之候、大鐘時分退出候、江戸より之飛脚着之由何も先無事之由、

一 順聖公御手を被為付置候郡元村海手之方へ干寄地付方、御卒去後御廢絶相成居候処、此度御再起二相成候、近日より御取付之筈二而候、郡元村海辺より谷山和田浜迄之遠干潟全体干寄之付候地形二而、少し手を付候へ者直二干寄候ゆへ、御先代様御覽被遊御手を被為付置候、其時分より連続いたし居候者相應二地面二可相成に、物毎之手後二相成候間、此末も心を可用事二候、

壬戌十一月十五日、照、

一朝神拜、御華園へ出勤、磯永殿出勤有之候、母銭出来方二而候、七時分大雨二候、大鐘時分池田武八参候、金銀製作一件算当いたす、

壬戌霜月十六日、曇、

一出勤、二丸御用部屋へ出、大久保一藏へ洋銀製作器械和蘭人江御注文一条談合候、詳ニ注文書取建、

早々長崎へ被仰越候様申出候、七時分より中山中左衛門へ参ル、洋銀一件談議ニおよひ候、夜入過より永吉へ参ル、（伊地知カ）伊地地壮之丞・大山格之助殿参会、及深更候事、

壬戌十一月十七日、照、

一朝出勤掛黒岩政右衛門所へ用事有之参ル、四時御華園へ出勤、御趣法方へ出、松岡十太夫へ面会、黒岩を此涯大坂へ銅取入方二被遣候様詳ニ申出置候、七時分より磯御造立場へ参、中村新介・松岡十太夫出会、諸事談合、夜入時分帰ル、御造立場所も相應ニ出来、十二月初二者是非共御成就相成、鑄造出来候様催促申置候、御作奉行（事脱カ）森川孫太夫二も昼夜心痛被致候へ共、何分當時板払底、加之木挽相少く板も夫故不自由二而候、材木者可也二相揃候、殊ニ盛大之御家作二而容易之事二者無之候、当今御入費莫大之御時節故、三郎様二も日々御催促有之困り入仕合也、

壬戌霜月十八日、晴、（戌カ）

一四時御華園へ出勤、磯永殿も出勤有之、母錢出来方二而候、今日迄二琉球通宝之母錢三千枚程出来上り候、鑄物師も先日より拾貳人召仕、摺仕上方二金工拾壹人召仕候、当月に是非壹万枚者出来無之而者、磯へ引移候上手筈不宜ゆへ磯永殿殊に痛辛被致候、尤、通宝文字者喜之介殿被書候様先比御届申上置候付、当分書方二別而心力を被研候、

一御軍制御改革之儀、御書取を以一昨日被仰渡候、是迄御採用二相成居候西洋砲術者人氣二不合と之趣二

(頭注「軍制改革」)

而被相廢、台場并大砲のミ被相用、以来御家法二則り御備立可被仰付と之 御趣法二而候、窃ニ考ふに、是者何等之御事ぞや、兵者革時世二よつて御考も可有之ニ残多キ事也、順聖公分而御手を被為付置、加之厚く 被仰出置候趣も有之候処、如何なる御吟味なる哉、是者果して

御両君之御心府より出しにあらし、當時要路之人々、西洋流者調所笑左衛門等か初めたる事杯と陋固之論有之を兼々承居候、伊地知正治杯と全く人氣を以奉庄、御先代之御趣意も無キにする大長息之至なり、

兎角此末実場ニ当りて悔悟之時を待より外者無之候、又人氣之不染付と申者、渠之党類者決而不好二可有之得共、又西洋を好する人者我等か如く大歎二候、勢者いたし方なきものなり、我党之人者縮眉嘆息いたす事二候、

壬戌十一月十九日、曇天、

一例年之通氏神祭ニ而規之通取行ひ候、一朝広言大人之像を拝す、

一四時御華園江出勤いたし、今日鑄造ニ付型出来方一時ニ如何程型を拵可申哉試為致候、秒時計を島津主殿殿より借用し、磯永殿共至極詳細ニ試いたし、夫を以磯へ引移之上鑄物師共請負申付、賃錢相定含ニ而候、砂之手当等為致置、正午時より五人を一組といたし、貳組之人数を分ち、八時迄試為致候、型双三拾枚型を以寸時も休ミなく為調候処、初半時之間二者三拾枚型拾五通り出来、後之半時二者拾壹出来、都合壹時ニ貳拾六出来致候、後之半時者人氣勞候故、四通丈ヶ者後れ候、出来錢貳千七百枚ニおよひ候、

一組五人ニ而右通ゆへ、是を以一日ニ式時之間二者五千四百枚位者出来可申敷、併し銅之吹入之処も又工合有之ものゆへ、此算通ニも參間敷哉、壹日壹組五人之人を以丁度五千枚造りニ見て、拾組ニ而五万枚、式拾組ニ而拾万枚、百組ニ而五拾万枚程ニ候、其内より出来損等を見込、丁度四拾万枚之正実ニいたし四千八百兩程ニ可及、是も丁度四千兩ツ、と見而一ヶ月ニ者拾式万兩丈ケニ而候、此見当ニ而尚手当いたし度事ニ候、此通之試いたし請負も立候へ者、

工人共異論も無之筈と磯永殿申談候而、取得候細工人共ニも大キニ驚人候、此度之御趣法者初ニ生財を計る事ゆへ、如何ニも精密に手を尽し御損ニ不至、又末々も法外之利を不得又迷惑せず、中数之分を取て処置いたし、後世ニ至迄も規模準繩となるべきの法を建度趣意ニ候、此趣松岡とのへ申出候処、尤、感腹^{（服力）}ニ而候、千葉助十郎・浜田平右衛門ニも感腹いたし、是程之試有之得者衆人安心可致と申出候、七時分磯永どの一同退出、今日氏神祭ニ付、吉村才之丞殿・大山格之助殿・平山龍助殿・磯永弥九郎殿・同

喜之介殿入来、^{（寺師宗道）}善真様御還俗ニ付其祝之賦ニ候、来客いづれも欲給候、多年之御積念なりしか今まで其余力無之、其事を得果さりしか、今我等も随分其事相叶ひ、先日より御数寄御茶道動も御断御申出還俗被成、横目勤之御内願被成、吉村殿坏周施給候、九才之御時ニ表坊主被仰付是迄御勤ニ候、母上様之御喜たとふるものなし、隈岡壯助殿・有川五左衛門殿入来ニ而酒宴ニおよび候、

壬戌霜月廿日、快照、

一朝国分町人宇木吉兵衛と申もの鑄錢方炭山願ニ參候、今日ハ勤場多用なれとも勤務相頼、谷山町へ遠馬いたし候、島津主殿殿・伊地知壯之丞殿・最上齋二との・磯永弥九郎殿・新納太郎左衛門殿・我等なり、谷山町にて終日遊暮、和田浜辺へ出候而、此度御再起ニ相成候海辺干寄地遠望いたす、波打涯より沖の方五丁計ニ小松を打込有之、砂揚場下より和田之沖まで一円ニ其通ニ候、

御先代ニ御手付候通ニ而候、御趣法御用人中村新介

掛二而候由、雪霰風強く、冷氣甚し、夜入時分より
帰鞍二而候、永吉之様参ル、四時分まで嘶帰ル、

壬戌霜月廿一日、照、

一四時御華園江出勤、磯永喜之介殿出勤有之候、母錢
出来方昨日之通二候、大鐘時分退出、磯永殿同道永
吉へ参ル、及深更候、

戌十一月廿二日、照、

一四時御華園江出勤、磯永殿出勤有之候、七時分より
我等者磯御造立場へ松岡殿出会いたし候、鑄物所等
者昨日迄地堅等相済、母錢出来場者先日迄二地堅済、
今日家立方二而候、夜入帰ル、磯より者竹下清右衛
門同道候、

壬戌十一月廿三日、照、

一四時分御華園へ出勤、磯永殿も出勤有之候、母錢出
来方為致候、風邪氣分二有之、大鐘時分磯永殿一同
退出候、帰家、直二伏入候、

戌十一月廿四日、照、

一四時分御華園へ出勤、磯永殿も出勤候、大鐘比退出
候、風邪氣分未寸切と無之候、夜入時分最上齋二殿
并下町人長崎孫太郎初而参候、四時分迄嘶有之被帰
候、

一曉七時分より少々不快二成立殊二苦候、症氣二而も
候哉、ふるひ出し冷氣甚し、先日より不快なりしか
とも勤務多用二而押而出勤もいたしたるゆへ、病も
甚敷ならん、家内中殊二心痛二而候、

壬戌十一月廿五日、

一不快二而出勤不相叶、勤場兩人二而我等不出候得者
磯永殿心配之事二候、前田杏齋殿(元通)へ療治相頼候、見
廻之人多く候、

壬戌十一月廿九日、

一去ル廿七日より至昨日迄者別而不快二有之、熱氣強
く甚難儀いたし候、家内中二も夜起いたし、知人之
衆も被参呉候由人事全不覚、今朝共より大ニ快く候、

磯永殿より八木称平被頼呉候、全く清涼之劑にてヲシメールにて快氣いたし候、

壬戌^(十二カ)十一月朔日、

一余程快キ方ニ而食事も進候、前田杏齋殿入来、診察給候、

戌十二月七日、照、

一追々快方ニ候、氣力も少し者出候、此度之煩者我等も危くおもひ居候、偏ニ八木殿之療方にて早く全快いたせり、

一今日御家老喜入^(久高)摂津殿御内用有之、急ニ而上京被仰

付出途之由、御小姓組より守衛方として三拾人被召付候、兄次右衛門様ニも被召付上京被仰付候得共、

当分還俗成中ニ而異様ニも有之、其上我等病氣等之

御申立ニ而御断被仰上候、上方も何歟と物騒にて人氣も不穩向ニ候、御用取次大久保一藏事も京都へ御

用有之候而明後日被差立候由、

一三郎様御事も御上京之御促以

勅書御承知被遊候得共、御国政向難被差置訊被為在と之御申立ニ而御猶予被仰上、来春早く御上京可被遊候間、其内摂津殿上京為被仰付由、尤、

御所向ニ而宮・堂上方類ニ鎖港・攘夷を御急、殊ニ各藩ニ而も急候国々ニ者長州・土州・筑後之久留米・筑前福岡・備前岡山・石州・因州等却而

朝廷へ奉促、夫故各藩之士多上京、類ニ暴業相働候由、

依之守護職^(松平容保)会津^(侯力)候よりも御相談被成進趣不少候付、

早々御上京被遊候様ニも申来、不容易物議之由ニ候、加之長土二州之御勸ニ而攘夷・拒絶之

勅決ニ相成、関東江以

勅使御達之筈にて正使三条中納言実美卿・副使姉小路

少将公知朝臣被指下、当分関東御滞在中之由、夫々土州之当候御付添ニ而御下向被成、攘夷之御達又者

將軍早々上洛之御促為相成よし、

去月廿七日

兩勅使江戸城へ御出、

勅書被相渡御主意^(家茂)大樹公へ御直達相成候由、此度者幕

府二而も別而御崇敬ニ相成、江戸御着之当日者閣老
兩人品川迄御出迎ニ相成、其儘御供有之、伝奏屋敷
へ者一橋中納言(慶喜)様御待迎相成、已前大原卿御下向之
時より者雲泥之違ニ為有之由、土州候御付添相成候
者、大原卿御下向之節、

三郎様御從駕之御例ニ循するぞ、

一去月末、豊後国岡之城主中川修理太夫殿江戸へ定例
之參府ニ而、守衛人数凡式百人程之供廻ニ而出立、
大坂へ着有之候処、

朝廷之御趣意ニ不被為叶訳有之、大坂へ喰止札問可致
と之

勅命ニより、長州・土州之両家頭取ニ而此方よりも百
人計之守衛人数兩藩一同ニ京師より繰出、長土二者
三百人程ツ、ニ而、大坂へ中川家着之前々日出張相
支へ、関東へ下向者差止候由、右者別而之騒動ニお
よひ、中川家ニも不聞之義(側力)ニも有之、大勢

勅命と申相支候付迷惑いたし滞坂有之処、御札問之趣
者、彼藩中大郷弥右衛門(小河方、敏)と申もの初として同志式拾
人程有之、此已前より京師・関東者勿論、諸国ニ周

施いたし、久留米之真木和泉守(保臣)杯と共ニ勤王之志深
キもの之処、当春者京師へ公然と国元脱出參居、一
旦者浪人ニも荷担(担カ)いたし居候得共又々正論ニ立反り、
国許より者嚴重捕方之都合もいたし候ニ付、此御方
京師御屋敷へも一旦者御養置ニ相成、其等之趣を中
川方ニ伝聞いたし、御返し被下様掛合も六ヶ敷申立、
近比者長州へ養置候処、尚又中川より返呉候様掛合
有之候付、長州之方より此御方へも及相談、若指返
し候上ニ罪ニ陥候様ニ而者難差返旨掛引ニおよひ候
処、決而罪し候儀者不致趣返事有之、夫故直様中川
方へ引渡為相成由、直ニ国元へ引取り牢込申付、既
ニ死ニ付候段相聞へ、栗田之宮様御聞通、専ら此度
ハ宮様之御下知ニ而參府を支へ御札問相成候由、大
坂にて三藩之人数屋敷へ押寄參府を指留候処、初之
程者幕府之御用有之、急ニ而出府いたす杯と申立
候得共、

勅命之趣申達、大郷弥右衛門か処置振り、三藩を欺キ
不屈之段札問ニおよひ候処、一言之陳しも不叶御断
申出候付、当日中川候を京師之様列登り、御断書為

差出、大郷事者勤王誠忠之ものゆへ、早々出牢可申

付旨御請書被差出無事ニ為相成由、其時分粟田宮仰

ニ、中川者義理をも知らんものなり、早速中川か首

を取可差出と之仰ニ而、三藩も憤居候事なれ者、直

ニ大坂へ走下り相支候由御断相済、暫時ハ滞京守衛

も被仰付被下様被願出候得共御免無之、早々関東へ

罷下り成行も可申出と之御達有之、追立被承江戸之

様為被参由、稀代之事共ニ候、是又勢ニ乗ると云わ

ん歟如何ん、

一今般

順聖公権中納言御贈官之

勅誼有之、右者存生中為国家厚心を用、臨終ニ至り三

郎へ遺託之趣不淺と之趣ニ而、此節権中納言從三位

御贈官関東江被 仰出、其時分陽明殿より御内達有

之、関東より今般被仰出候、左候而、陽明殿より御

周施ニ而御神号迄被仰出候、誠ニ御家ニ取ツて稀代

之御美事、今日

勅書到着有之、

太守様・三郎様福昌寺へ被為人、於

御廟前

勅書御開封、

太守様御自身御読弘御祭祀被遊候、誠ニ無類難有御

事ニ而貴賤共踊躍鼓動して難有かり候、先公之御

徳者海内ニ充滿いたし、御国家之御為無比肩御事ニ

候、府中挙而奉歡喜候、

一伊作・阿多・田布施・加世田・川辺・山田等之諸郷、

是迄御鷹場ニ被建置、郷内ニおゐて鉄鉋打諸鷹取ル

儀嚴禁之處、夫か為諸鳥田畠を荒し百姓共之困窮ニ

及候所より、去ル廿三日都而御開ニ相成、勝手ニ諸

鳥取候様被仰渡候、夫よりして当地より生物取好之

衆昼夜引も切らず多人數被参、其郷々へ者御達も不

届内ニ差越諸鳥を打候付、初之程者制し候へ共不聞

入、過分ニ獲物為有之由、右通ニ而御領国中御鷹場

有之者御府内近在桜島・谷山之両郷にて、其余者都

而御開ニ相成候、菱苅・真幸者

金剛定院様御逝去前御開ニ相成、串良・高山辺者

順聖公御代ニ被相開候、其時分迄者御領国中過半者

御鷹場ニ而、諸鳥群を為し、田畠之害甚かりしもの

也、又諸鳥を打、其為に罪人も多く、鶴・雁杯を打候人者流罪ニ被処、鴨其他之諸鳥を取候人者遠鳥・蟄居被仰付之御規則ニ候、泰平之風習不思議なりしものなり、

一 尾畦御茶屋内御鷹部屋へ是迄被飼置候御鷹式拾式頭なりしか、此節纔六羽被残置、余者都而御放ニ相成候、去ル朔日、上伊敷村田面ニおひて放方ニ相成候由、当今者諸所飛廻り諸鳥杯取ル由、無用之費用を被除、時世相当之御所置ニ而候、年々御鷹方ニ入用者三千石之御宛行ニ而候、

(重宝)
大信公御代比二者五千石之御宛行ニ而候由、実ニ無

用之費と者此等ニ候、

(頭注「服制改革」)

一來年正月年頭より一統年礼規式事等付、改腹いたし候儀者勝手次第被仰渡候、正月之御式事御謡初等并ニ二日之御式事等御曳取り相成り、独礼已上之面々者素袍・烏帽子相用、御礼申上候様被仰渡候、
一 江戸ニ而者幕府之御例ニ被準、御屋敷中出勤等ニも平腹上下相用候儀者相止め、羽織袴・紺足袋等相用ひ、尤、御使者向ニ付而も襦高袴・割羽織等勝手ニ

相用ル事之由、幕役二者先達而より供方等減少、平腹上下又ハのしめ相用候事共仰渡之通変革有之、易簡之事ニ而候由、

一 江戸諸所御屋敷都而拾ヶ所程有之候処、此節芝御屋敷并高輪・田町・堀端・桜田・渋谷・西向・南向等被残置、余者都而御引払、地面者御払ニ被成候由、定府之面々も長々御暇申上度もの者御暇可被下、又御国元へ居付度もの者早々可願出旨被仰渡候由、定府之人數御小姓組以上・与力・御小人・足輕・御口之もの、凡百株ニおよひ候由、男女生子迄七百人ニ余り候由、

一 御姫様方御国許へ御下向之筈ニ而、去月廿九日兩御姫様御一同江戸御発輿被遊、御供之御側役中山次左衛門、御道中筋諸所名所・旧跡御見物被成、京都へも御立寄、
陽明殿へ御上り之筈ニ而候、十二月末御着之筈候得共御滞京も有之候ニ付、正月初旬之御着ニ可相成と申来候由、

一 江州彦根物騒ニ而、家来中二端ニ相分れ物議騒々た

るよし、其上此度三拾五万石之内拾五万石御取揚ニ相成り、加之京都守護職被召放、奥州会津候へ被仰付候由、家中両端分立之事者（井伊直朝）掃部頭殿横死之後正議・奸党相分れ、勤王之ものも不少候付甚混雜之由、知行御取揚も上巳騒動之節より起りたる事ニ而、正議之面々甚慷慨いたし居、不穩様子ニ而候、

一御軍制之儀者、

斉興公・斉彬公御代甲州流御廢棄、御家法又者西洋流ニ基キ御改正有之、殊更

斉彬公御手を被為付、専ら西洋銃陣之式御手を被為付候而御治定相成居候処、今般尚又御改正被仰出、右者別紙仰渡書通之御趣意を以、先比より御軍賦役伊知地正治・折田平八等之人々、備立等組建ニ相成、（大抵力）二丸稽古所ニおゐて訓練之下見有之、太低治定之由にて、五日跡より毎日犬追物場へ諸物主人数を集め訓練相初り、一昨日者其人数之訓練を

太守様・三郎様御覽被遊御治定為相成由、不日ニ六組共ニ訓練被仰付候由、先日ハ二丸ニ而稽古有之を見物するに、誠ニ笑止千万なる組立ニ而驚人候、当

今人々耳目も聞ケたるニ、ケ様之備立等与立候而御家流坏と唱候者余り笑止之事ニ候、其備事者、戦兵者四五匁或者天山流等之拾匁銃を相携へ、備之真先二者昇を押立、戦士者什長・伍長と並び、一行備ニして貝・太鼓・鉦之相図にて大砲者備之跡より押行キ、実ニ他国人抔者物笑ニもすべき次第ニ而候、一統之訓練ニ相成人氣如何可有之哉、

順聖公御手を被為付置候者、御家流に西洋法を御折衷ありて如何ニも無申分備立なりしを、爰に至て御崩しニ相成、兎戯ニ等しき備立等者何等之事そや、氣之毒之至ニ候、亦西洋法ニ而人氣不染付と御見込吟味も有之由なれとも、西洋嫌之人も左も可有之、西洋好之人者又此度之事ニ者不染付ニ可有之、

順聖公之御徳沢者犬打童子ニ至迄不奉仰者無之候間、西洋之何之と申ニ不及、都而先公之御処置と存居候へ者、何も如才有間敷敷、西洋を夫程迄嫌ニ付而者初二大小砲共に御棄ニ相成、弓槍をのミ用度、併し兵者革なり、至今者何程兵氣者強猛ニ候共器械なくして如何せん、器械無敵者者勝と云、論すれ者果し

なき事なれとも時世無致方もの也、併し此通二而今より三年者逆も連続者致間敷、至其時人心開悟可有之事と微笑して、時之至る待より外者無之候、剰式千七百余之ゲベールも都而御備ニ相用候義者御止ニ相成、他国御売出し又者諸人申受被仰付筈之由、御流儀砲術・歩兵訓練之分者一往御引取、砲術館者演武館御取建、上方限劍術指南所ニ被仰付筈之由、是又残懷之事二候、砲術館者

金剛定院様御創建被遊、砲術稽古所と被名付置、其後

順聖公砲術館と被名付、格別御取持之御事なりし者、皆人親敷奉窺居候事なるに、如何なる御心なりや、三郎公ニも稽古初又者御軍神御祭礼等ニ者御出役御代參等も為被遊事二候、右旁者都而新納次郎四郎・伊知地正治坏か調ニ出、根原者中山中左衛門・大久保一藏等か偏疾より出て、新納・伊知地等因循して為せる之処置二候、大嘆息之至ニ候、加之中山か師とせし候青山愚知へ沖之小島御預ニ相成、急々砲台築造いたし天山か工夫せし由にて、三貫目砲之短筒

を三丁早々鑄造いたし相備、外二百目之車砲を拾挺ニ而夷船之防禦御委任ニ相成、青山二者門人引率いたし沖之小島居付被仰付候由、是又氣強キ処置ニ而彼を知らざる之第一ニ出候、是も又今より三年もいたし可被行哉、克く氣を付見度事二候、

壬戌十二月八日、快照、

一今日ニ至り余程之快方ニ候、氣力も出、食も進ミ候、不日ニ出勤も可致と被存候、大業ニ取掛居候へ者安居却而苦敷候、磯永喜之介殿壺人ニ而甚心配ニ候、朝夕入来旁相談被致候間、尚更快氣も遅く医師ニも心痛致間敷と被戒候得共、其通ニも不參候、

一今般御軍賦御改革ニ付、小番・新番・御小姓組等之内御法外知行高所持之人有之、減少方有之筈之由、就中出頭家々多く、重久佐次右衛門ニ者養父代下町人より被召出、町奉行迄昇進いたし、小番ニ而高千石已上所持いたし居候、此等を第一ニ御減之筈ニ候由、

一幕府ニ而者方今之世態経費不少処より、能太夫等在

所へ御暇被下、已来一往御興行不被遊旨被仰出候由、
此方二も能太夫師家之面々二者大録被下置候付、減
少方被仰付筈二而当分取しらへ方有之由二候、時世
相当之事二候、

（頭注）「貢献米」

一先達而此御方より

朝廷江現米壹万石御献納相成り、御所江御收納之時者
車にて輸入有之盛なりし由、治世以来、

朝廷へ右通過分之米諸候より献納二相成候事者例なき
事二而、宮・堂上方胆を御季し被成候由、

天覧之当日者紫震殿前へ米俵を積置

御覽被為遊候由、

叡感不斜、御初穂者伊勢大神宮・石清水・上下之加
茂・泉涌寺へ御寄進、其余者都而宮・堂上方等へ御
配与有之、夫事洛中者評判二相成、薩州之美名無比
肩之由、誠に難有御事二而、御国家之大美事不過之
候、右米御献納之当日者阿州・土州之両候之参内二
而、見物之貴賤夥敷、

朝廷も復古之勢二相見得候由、尚此末各国共二斯あり
度事二候、

一去月末肥前佐賀之御陰居閑叟公御上洛、先度伏見辺
物騒等々二付、

關東へ御出府掛

天氣御伺被成、関白并諸司代等^{（所カ）}へ御逢迄にて、其余公

卿方へ者一人も御目見・御見舞さへも不被成、直様
江戸へ御下向之由、尤、供方連も当時外諸候之如く
多人數者不被召列、僅に四五拾人程之手輕キ人数二
而、武器連も少々是迄之通二而上洛有之たる由、此
御方者

順聖公御同様に賢キ御方二而、外々之如く二御力味
之向少も無之、泰然たる御次第なりし由、併世人者
種々議論も有之事ながら、此御方者凡人にあらざる
ゆへ、未頼母敷御方二候、又筑前福岡候美濃守様も^{（黒田長連）}
御上洛之由、此御方二者御供方等多人数二而堂々と
御出掛ケ

御参内も被遊、陽明殿等へも御参殿、暫時者御滯京
之筈候由、先度御出府之折、伏坂等へ浪人共屯集、
此御方二も初而御上洛、御鎮靜為有之折柄二而播州
大倉谷迄御旅行之處、伏見之形行より御病氣分にて

御曳返し御帰国被成候、其時分天下之物笑ニも相成候事ニ而、此度者御用慎旁多勢ニ而御上洛被成候由、御建白も被成由、如何之御趣意歟者不相知候、美濃守様二者

大信公之御子ニ而、筑前へ御養子ニ被為入候御方ニ而候、

一 肥後熊本ニも御二男長岡定之介殿、五百人計之手廻ニ而家老召列、越中守殿（細川留形）為名代出府被成

参内も有之、此涯滞京之筈ニ候由、此定之介殿者当越中守殿他腹之兄ニ（逸力）而出来たる人物之由、越中守殿者放迭（逸力）之人物ニ而、当時逆も列藩諸侯之中ニ押出し候人ニ無之由ニ候、右通追々諸候上洛相成勤王之人數相増、京師者稍復古之勢ニ而候由、併し此後恐多くも

公卿方等御謹慎無之而者不相濟もの歟と窃ニ相祈事ニ候、

一 江戸ニ而者、当分式日之登城等ニも諸大名等諸御役々迄乗輿一人も無之、都而馬上ニ而、供方ニも立揚割羽織等ニ而勇々敷出立ニ候由、江戸中ニ而駕籠

ニ乗居候人者、医者と病人より外なしと評判之由、弥其通之由、世之變化者迅速なるものなりと申事ニ候、

一 御用取次大久保一藏事、明後十日急ニ而京都・江戸へ被差越候由、

順聖公御贈官御礼ニ而候由、

一 三郎様御事、早々御上京可被遊旨、以

勅書先達而御奉承被為遊候へ共、御国政向無御抱儀有之、来亥正月中旬御発駕御上京可被遊旨御頼ニ相成、大久保一藏上京其辺之儀御届等申上筈之由、京師ニも其後諸国より浪人共余多出掛ケ、加之長州・備前・因州等類ニ攘夷を奉促、剩討幕之勢を顕し候ニ付洛中不穩、殊ニ京坂市中にて無罪之人を殺し、或者押取強窃等不少、別而被惱

（宸力）震襟候付、早々御上京被成御鎮靜有之候様被仰下候由、乍去早速ニ御出掛有之而者却而人氣宜問敷と之御見止ニ而、来春まで之御猶予被仰上候由、苦々敷世上ニ候、方今天下之勢を考ふるに、所謂頭輕ふして足重しと云之たとへニ同しく、天下之大事も都而幕府

者差置、

朝廷へ諸候より申上、夫を天下ニ布告施令ニ相成り、

其諸候へ者一小浪士或ハ有志と唱る輕輩之議論中ニ
出ル事ゆへ、物毎輕忽粗暴之事勝ニ有之、実ニ痛哭
ニ余あり、是を以考ふるに、不日ニ又一大事ニおよ
はされ者鎮靜者無覺束候、又浮浪人之勢日々長大ニ
して、宮・堂上方等其等之もの、論を採用有之

朝廷ニ建言、直ニ布告ニもおよひ候由ニ付、一變せさ
れ者其勢を庄する事成難るべし、

一御広敷番頭丸田孫左衛門事江戸へ相詰居候処、御用
有之由ニ而早々罷下候様被仰付、先日下着いたし御
届申出候処、御政事を誹謗致、種々筋無キ事を衆人
へ申聞、剩京師ニ於而御尽力之次第を無体ニ申、人
心を惑し候段不屈付、御役被成御免慎被仰付候由、
此人少々文学も有之、議論も出来候人ニ候、笑止之
至ニ候、外ニ御趣法掛御用人小森新藏・御家老坐書
役岩山八郎太、此兩人も江戸へ相詰居候処、丸田同
様之義相聞へ、於江戸御役御免被成、早々罷下候様
被仰付候由、たとへ御誹謗も申上候いへとも、御取

扱ニ被及候者如何と窃ニ憂ひ居候事ニ候、

一 先度

三郎様江戸より御下向之節、於生麦ニ英國人を御供
目付奈良原喜左衛門御供先ニ而無故殺害いたし、其
時英人より、兵卒余多横浜より繰出し御跡を募ひ、
事々破にも可及勢之処、幕府より種々取鎮置、相手
を出し可申とて鎮靜いたし居、夫より幕府へ相付
様々難渋申立候付、幕府より者、此御方へ打果候相
手を可差出御達有之候処、打果候者者其場より欠落
いたし行衛不相知、尤、殺候次第者、行列ニ馬上な
から相障り、右者薩州之国法ニ而御坐候趣共御申立
被成候得共、外夷之儀者言外も不通ゆへ、日本人同
様之処置ニ而者不相済坏と種々御達ニ而、当人へ御
糺可有之候間、探索いたし可被差出稠敷御達有之ニ
付、江戸詰御家老島津登殿別而心痛被致候へ共、迎
も相済丈ケニ無之形行被申上越候処、京師より岩下
佐次右衛門殿早々被差下取計方有之候得共、夫形ニ
相済勢ニ無之、先比者登殿并ニ御留守居西筑右衛門
坏水野和泉守様御役宅へ御呼出有之、御糺間も有之、

其時分生麦にて同役山口彦五郎江戸之様被遣、其時
宜合を為申開ニ相成候処、其儘町奉行所へ御預ケニ
相成、折節御呼出御尋問も有之、中々不容易向之由、
尤、山口事者江戸御留守居詰ニ而候を、御供先ニ罷
居候筋ニ申取、申開之為に被差出置、勤役之事と者
乍申迷惑なる事ニ候、此事者何分大事ニ可及ハ案中
也、当地之説ニ、誠志中間之人にあらずして他人ケ
様之事を仕出したら者直ニ割腹被仰付歟、又直ニ入
牢相当ニ而可有之ニ、中間之人と者違ひしものと世
人類に唱立候、是又人氣混雜之基ニ候、然るに奈良
原二者為何御沙汰も無之、日々出勤も無差支いたし
居候者些如何歟と被存候、

壬戌十二月九日、雨、

一 今二至り別而快方ニ候、不日ニ出勤も可致と存候、
諸郷へ山野并海辺等へ田畠を可被開場所有之分者、

早々取しらへ申出候様、郡奉行へ二丸御手元より御
(頭注) 上着法

達有之候由、右者追々御城下翳士を土着可被仰付御
目論見と相聞へ、御尤之御考ニ而候、我等見候所ニ

而も過分ニ有之間、細ニ調候者相応ニ可有之候、

一朝磯永喜之介殿入来、昨日母錢六百枚出来候旨被申
聞候、此通之運なら者初より之見込通当年中二磯へ
転移大仕掛ニ而鑄製可相調と存候、猶又工人共之氣
先を克シ、速ニ事之出来候様有之度談合いたす候、
(マ)

一 昨日御役御免ニ相成慎被仰付候人々ニ者、御目付大
島盛太夫殿・郷田仲左衛門殿・上原善藏・平川一二
殿、右之人々被聞召上趣有之、右之通ニ而候、横目
二者、御徒目付横目勤伊藤万次郎・土岐新兵衛・木
藤矢太郎・有馬次郎右衛門・今井市兵衛・中村新兵
衛、外ニ窪田佐八郎、是も聞得之趣有之由ニ而勤方
被成差免慎被仰付候、窪田事者同罪ニ者候へ共、勤
役中酒狂候而同役中不得心之故を以勤方御断申出居
候処、御断御取返し被差免候筋ニ相心得候様御達為
相成由ニ候、右之人々者先達而御役御免等ニ御達有
之候、諏訪数馬・頼娃(広兼)織部等、当時要路之小松带刀・
(清應)
大久保一藏・中山中左衛門・伊知地壮之丞・伊知地
正治・奈良原喜左衛門兄弟、其外森山新藏杯之人々
を世人甚不好、種々其疵壁(癖力)を唱不得心ゆへ、大目付

之任を以御目付又者横目を以聞合調ニ相成候処、又人々疵なきにあらず、殊ニ大久保・中山・両伊知地二者名高き失名之訳も有之人物なれ者糺聞ニも不及、其拙策多く、夫等之事を又此輩に密告するものありて、既ニ両大目付者御退ケニ相成、其聞合等いたしたる右之人々ニ候、其密告せる人ハ如何なる人歟ハ不知といへとも、当今小松其他之権勢、実ニ飛鳥も落る之勢なる上、如此重役をも立処ニ貶斥する之君寵もありて、因循之人者是等を功として様々密告せると聞れたり、諏訪坏之如きも国を憂ふるの至情余りあるべし、御目付・横目等之人々も其情者随分あるべし、勢者難制もの也、此事も今者は形なるか、又此後混雜者はに根させる歟、

一夜入磯永殿入来、鑄銭方御趣法建之草稿ニ取掛、喜之介殿執筆給候、随分氣力も出、詳ニ旁存分取仕立候事、

壬戌十二月十日、照、

一至今日殊ニ快方、氣力も出、病床相払候、有川喜左

衛門殿入来ニ候、下町人長崎孫太郎鑄物方御用向ニ付招呼ひ候、此度之病者甚危殆之事ニ而、暫時者ミつからも如何歟と存候、偏ニ八木称平・前田杏齋殿之御蔭ニ而候、食事等も未十分ニ無之、歩行も自由ニ無之候、

一喜入摂津殿へ被召付上京之面々三拾人、今日出足有之候、市来乗七殿二者昨日出足之由、為饒別金子百正・煙草等遣候、市来殿二者江戸へ砲術稽古方として兎玉雄介・坂元城左衛門三人一同被仰付候、

一島津権五郎殿組頭被仰付候由、目出度候、

一伊知地壯之丞事、今日御小納戸頭取ニ而御趣法方掛御用人席被仰付候由、御用取扱者御用人同様取扱可致旨も被仰付候由、当分まで者御小納戸格御庭奉行勤集成館掛、去月初方被仰付候処、速なるものニ候、已前二者江戸・京都・大坂御留守居ニ而候処、公義へ不都合ニ而御役被成御免、天祐丸より窃に為被差下候由、

一夜入最上齋二殿・磯永喜之介殿・同弥九郎殿入来、喜之介殿二者鑄銭方御用書付相頼、清書方及深更候、

壬戌十二月十一日、照、

一至今日殊ニ快然、月代共いたし候、再感等之念も無之候、朝磯永喜之介殿入来、鑄錢方一条種々談合ニ候、磯永弥九郎殿入来、今宵永吉へ中山中左衛門初而參上之筈ニ候、珍敷事也、当今之權家不思議之事ニ候、夜入喜之介殿・池田武八參ル、(市米広親)英久磨へ呉越軍談一部三貫文ニ取入遣し候、

壬戌十二月十二日、照、

一至今日殊氣分勝入浴いたす、明十三日より是非出勤之含ニ候、御趣法方又ハ二丸御用部屋より度々病氣之程合御聞ニ相成候間、氣力不出候へ共押而可出勤と存候、磯永殿より者尚更遮而被促候付、今日ハ入浴共いたし候、今日も母錢出来方ニ付、彼是詳ニ喜之介殿と談合候、

一是迄三島方内ニ被建置候織屋、大門口へ御引直之段被仰出候、御手許計ニ而御納戸支配ニ被仰付候、全体大門口へ已前植木屋とて他国もの 金剛定院様御代ニ被召下、其他御用部屋地ニ而候、其引続小牟田

慶連院屋敷等御取入ニ相成、此辺者商法有之所にて借屋五拾軒計有之候、夫を崩し御取建之筈ニ候、已来他国より諸反布御買下無之様と之御趣法ニ而、盛大之御取建ニ而候由、

壬戌臘月十三日、照、如春、

一今朝ニ至り殊ニ快く、磯永殿入来、今日より出勤可致旨申置候、四時分出宅、徐々ニ出勤、歩行心にまかせす残念之ものニ候、九時分漸御華園へ參着候、磯永殿出勤有之候、御趣法等へ御用談之儀も屯居候得共、御華園迄漸出、中々外へ參氣力無之候、母錢出来等細工人共出精之程感人候、喜之介殿精勤言語ニ難尽候、七時分ニ者勞候間、磯永殿へ頼置御暇いたす、歩行ニ而帰ル事出来兼、喜之介殿駕籠之手當いたし給候間、造士館供屋より乗り帰り候、外勤場なら中々出勤者未おもひもよらざる按排なれとも、創業之事ゆへ押而出勤いたし候、喜之介殿多日一人ニ而心配被致、殊ニ被歎候、帰宅、直ニ休息いたし候、

壬戌十二月十四日、晴天、

一四過比より出宅いたし、駕籠にて御華園へ出勤す、

磯永殿出勤有之候、是非駕籠にて出勤可致旨喜之介殿より被申聞、手当いたし給候間幸之事二候、鑄物師千葉助十郎・浜田平右衛門・藤崎利吉二も其外彫物師共二も数人罷出候、

一昨十三日島津主殿殿事、当務御小姓組番頭二而御側役勤二九掛被仰付候、祝ニ参候様被申遣候得共、病後故得不参候、祝儀以書状申遣候、昨日城中二而丁度御面会、御歛申上置候、

一九時分より御趣法方へ出、松岡十太夫殿へ面会いたし御用談数刻、磯御場所も相応ニ出来上り候付、来ル廿日比二者引移、鑄造相初度趣も詳ニ申出置候、

夫ニ付御趣法向之儀共先日より取仕建置候を、明日も二九へ可差上候間、内見被成給様申置候、将又第一之根本ニ相建事候故、鑄物方御坐印一ツ出来方ニ付、泉之字可然と喜之介殿申談、下書ニいたし天字^{（篆力）}二相認差出候処、別而可宜とて申出之書付被受取候、夫より二九御用部屋へ出、金銀出来方之一条愚存之

趣書記し、先此涯者御見合被成度趣申出置候、尤、御利潤者過分ニ可有之候間、此通二有之と之趣二而、算当も詳ニ病中仕立置候間、其書面も差出置候、何分爰二而右様之事急々御取建有之而者人氣も不穩のミならず、且又我等之内存者先ツ鑄錢を専ニし、金銀之事者天下之令ニ背キ不容易事ゆへ、後世之論判も有之、其外不相濟訳柄二候間、相成事二候者京師へ御内届二而も被遊置、其上之事二被成度種々申置候得共、不承知之体二而候、笑止之至なり、

一金相庭^{（場力）}是迄八貫文替之處、昨十二日より九貫文替ニ相成候、当分大坂二而者八拾七匁替之由ニ而当地へ者小錢多く、金銀者日々他国へ出、今形ニ召置候而者終ニ及払底、諸色買下品等なくなるに相違なく、兎角大坂之相庭より壹貫文余者高料二無之而者金銀入来ル事無覺束候、此旨先日より分而建言申置候、大坂二而も壹両之相場八拾七匁位之事者治世已来聞も不及事二而、右者当今諸大名京師へ屯集ニ付、自然出銀多く、夫故大坂之商人共高料ニ上ケ候事と相聞へ、尤之事二候、此末又々高料なるニ相違なく候、

壹兩九貫文替ニシテ

壹朱金壹切五百六拾文

貳朱金壹切壹貫百貳拾四文

壹歩銀壹切貳貫貳百四拾八文

貳歩金壹切四貫五百文

一 今日大久保より申置之趣を以、中山より牛根銀山御
取建之一条催促有之間、近々取調可申出旨申置候、
鉾石貳ツ見本ニ被渡候、

壬戌臘月十五日、曇天、

一 朝神拝、四時御華園へ出勤、氣力も随分相増候、七
時分駕籠より退出候、

一 一夜入時分より浜田平右衛門・東郷田町之田代太左衛
門參候、肥後へ銅地かね取入ニ差越度願之趣有之、
(衍カ)

近々自分計ニ而遣賦ニ而候、

一 昨十四日迄出来仕揚ニ相成候母錢千五拾八枚ニ而候、
端書ニいたし二丸御用部屋へ御届申出候、

一 今日より諸御扨一六之日ニ相定、其段御趣法方へも
以端書届申出置事、

壬戌十二月十六日、曇天、節分、雨ふる、

一 朝神拝、四時御華園へ出勤、磯永喜之介殿出勤被致
候、

一 明十七日磯江御座建之手当、先日よりいたし置候得
共、御作事方其運ニ不相成、無挹訳御作事奉行森川
より相談有之、来ル廿一日御坐建可仕旨、御用部屋
又者御趣法方へも届申出置候、大鐘時分退出より御
趣法方書役白石八左衛門殿へ御用談有之參候、及深
更候、吉村才之丞殿・久木山泰藏入来ニ而候、

一 昨日者

三郎様從

朝廷御劍御拝領之御祝ニ付、罪人御恩赦有之候由、此

節者、

(齊興)
宰相様公義より御茶入御拝領、又者

順聖公御腰物將軍家より御拝領之御例より重キ方ニ
取しらへ、罪人又者御奉公障等之人余多御免し二相
成候、

、一昨十五日

三郎様御事、御国政向御後見被遊度、太守様より幕

府へ御願相成居候処、御老中より御願之通被仰付候旨御到来、御祝儀申上候事、

壬戌臘月十七日、曇天、

一立春、朝神拜、

一四時分より御華園江出勤、磯永殿も出勤有之候、大鐘時分退出、

一七時分より

太守様御華園鑄錢場江御出有之候、鑄造方御覽被遊、種々御尋問も有之候、御供之御小納戸鈴木宇左衛門暫時御登り付、夫より南泉院下へ御出有之、

三郎様二も御出二而、

順聖公御宮御造立場御見分被遊候、夫より大手口辺も御見分有之、夜入時分御帰殿有之候、

一今日三郎様福昌寺へ御參詣有之候、

一当分御藏米払底二および、諸人御扶持米払も止り市中売米も無之、御役々殊二心配之由、三郎様二も別而御配慮二而主殿殿杯へも吟味被仰付、諸士売米等御買上之御趣法二候由、已前よりケ様之儀者曾而無

之事之由二候、何故ニケ様に払底二候哉、御糺ニ及候処、当地米価下直二付、抜米も相応ニ有之のミならず、（盜賊カ）島統多く夫故之事と相聞へ候、

一東郷町之田代太左衛門、肥後表へ銅地かね取入方二遣二付、出水野間原御閑所出、御切手申出之上相下ケ渡候事、

一來ル廿一日御坐建二付、今日より諸道具運方為致候、一肥後八代之内江銅山有之、当分休山ニ相成居由、右を田代太左衛門彼方へ相願取起、出銅御買入之願申出候間、御趣法方へ申出、取起方之相談可為致旨、摂津殿御聞置候段松岡殿より被申聞候間、当人へ今

日申達置候事、

一川内又ハ出水方銀雜銅地かね、田代太左衛門自力二

買円売上度願之趣有之、其段端書を以御趣法方へ申出候処、摂津殿御聞置之段松岡十太夫より被相達候間、諸所年寄又ハ与頭・庄屋・郡見廻等へ廻達認、当人へ相渡候、

壬戌十二月十八日、雪、冷氣甚、

一四時御華園江出勤、磯永殿も出勤有之候、鑄錢已来出来高等之算当書詳ニ取仕建、且已来御仕向等も詳ニ書認、中山中左衛門へ沓冊、御趣法方へ者松岡殿へ差出候、今日松岡殿病氣出勤無之ゆへ、書役村田与兵衛へ差出置候、留者後ニ記すべし、夜入時分より永吉へ参り、御側役へ転役後初而参候、種々世態之事共承候、

一昨日

太守様・三郎様南泉院門前へ御出、

順聖公御宮地御見分有之、今日者御作事奉行等出張縄張等有之候、不日ニ御造立御取掛之筈と相聞へ、難有事ニ候、

一 鑄物方焼印沓ツ泉ニ而出来、御趣法方へ端書を以届申出置候事、

一 山崎次太郎と申下町人、唐かね地かね又者錫地かね持合有之、売上度願之趣有之、其段御趣法方へ申出候処、摂津殿被聞召置候段中村新介より被相達、今日上納為致候、錫地かね者長崎より当所へ積廻之筈候処、積船市来湊へ碇泊、当時分柄急之廻船難相成、

当分銅者集成館より拾万斤、其他雜地かね御取入之株三万斤余有之、先当年中共者差支無之得共、鉛錫者全く在合無之付、幸山崎取入置候由にて早々陸地可差廻旨御趣法方へ申出、人馬手当之儀者郡奉行へ被達、我々より者所役々へ申達、次太郎事、夜白市来之様為差越、来ル廿一日二者千斤計ハ是非二付越候様申達候事、此旨も御家老衆御聞置ニ而候、

壬戌臘月十九日、照、

一四時御華園江出勤、磯永殿も出勤有之候、明後廿一日磯へ御坐建之筈ニ而、諸手当事繁多ニ而諸道具も相応に為相運候、八時分より我等事者松岡殿へ御用談ニ参り、十太夫殿先日より病氣ニ而出勤不被致、万事不運ニ而候、御坐建之事共詳談候、七時分より磯へ出勤、御作事奉行森川氏へ出来もの等之儀催促申置候、中村新介并書役白石八左衛門ニも被参候間、委敷申談置候、尤、我等事者廿日より引移、旁手筈も可致旨中村殿へ申置候、

一 西洋鉛千斤余・錫千斤余上納いたし磯永殿見分被致

候、夜入磯より帰り、磯喜衆入來、明日より磯江引移之段及細談候事、

壬戌十二月廿日、照、

一未明に御華園江出勤、磯永喜之介殿も同道いたし候、今日より磯江引移之筈二手当いたし置候間、猶又其段以書付兩人連名ニ而、二丸御用部屋御趣法方へ御届申出、我等二者今日より引移、廿二日御坐迄者泊通手都合可致、廿二日二者御役々御出席有之候様、

二九へ者中山中左衛門へ申出、御趣法方へ者中村新介へ申出置候、諸道具も書付類者千葉助十郎・浜田平右衛門へ才領為致、八時分より差遣、磯永殿・我等二者八過比より御華園者占切ニいたし、磯江差越候、何事も都合克、初より之見止通ニ相運ひ、今日引移之都合ニ相成り、安慮ニ候、我等事者多日之病氣なりしに、磯永之勉強故都合克仕合ニ而候、

一先日中山中左衛門より被申聞趣者、磯へ引移候上連も母錢出來方之儀者矢張御華園ニ而、磯永殿・我等兩人繰廻、別勤ニ而可相勤旨之事候へ共、尚又御吟

味之訳有之付、其跡ニ別段御用場相成候間、母錢出來道具も可引取被申聞候間、明日よりはも明日早日より磯之やう為相運候賦ニ而候、

一七時分磯永殿一同、磯鳥越下海辺元田中四郎兵衛別莊家御取入ニ相成、当分御作事方詰場之処を日記所と相定置候間引移候、御作事方ニも是迄昼夜之急ニ而漸都合ニ相成、此後過半出來場有之得共、御坐建御急故今日引移り、御作事方ハ明日海辺へ飯木屋出來引移之筈ニ而、今宵者我々者表之間へ住居、森川杯二者次之間へ被住居候、引移之祝として磯永殿・我等兩人より酒肴取建、御作事方へも差遣候、松岡殿夜入時分より出席有之候間、取合酒肴ニ而候、鑄物師千葉喜太郎・浜田平右衛門ニも共々酒共給候、尤、明後日より鑄込方も可為致とて都合申付候事、

壬戌臘月廿一日、照、

一昨日より詰通、磯永殿も同断也、未明より明日鑄造方相初候手当ニ而候、

一磯永殿者四時分より御華園へ被參、母錢出來道具等

取片付、磯之やう為運方二候、人足拾八人被召列候、諸道具船式艘に積ミ被廻遣候、尤、右通引弘之趣御用部屋又者御趣法方へも届被申出候、七時分に磯之様出勤有之候、帰家も不被致、直ニ出勤有之候、

一 明日より鑄立方太粧に相初筈二付、銅地かね壺万五千斤丈集成館より可相受取旨、昨日式部殿より中村（川上久美）新介取次御書付を以被仰渡、彼方へも同断御当有之、今日通帳取建請取方ニ遣候、

一 路轡者四ヶ所立之造立二候得共成就不相成ならず、（衍カ）東組之吹子壺ヶ所漸一昨日迄に出来上り、明日者先東た、ら壺ヶ所にて初ル賦二候、

一 鑄立場者全体四ヶ所に設ケ、一鑄造場に式ヶ所之吹子二而候、尤、東西二局二いたし、東局者鑄物師頭取千葉助十郎へ申付、た、ら式ヶ所之惣頭二而候、西局壺ヶ所式た、ら者頭取浜田平右衛門へ申付、其配下二五人を一組と定、其一伍に長壺人を置候而四人之工人を指揮せしむ、其上ニ主取助・惣主取并二筆者式人・人足式人を置而、伍々之出来錢并給銀出入等を司らしめ、惣頭之前二而も日々之出来錢、地

金之出入、給分之人払を記録せしむ、皆是等者磯永殿申談軍賦二則り相定置候、明日より都而其法通二規則を相建候、此等松岡殿へ相談申、至極良法と被申候、其次第詳記に能す、皆現実取行事ゆへ略す、兎角此局者忽せ之事にて者自然愚者之習不正を企、無抛罪人を醸し、難免儀ニ可成立者案中、さすれ者君徳ニ関係可致候間、厚く多日吟味を尽し如此ニ治定候、

一 大鐘時分より松岡十太夫殿出席有之候、局中手を付候次第見分相願候、何も申分無之旨被申、猶又明日御役々出席有之筈ニ而手当向申談候、

一 御小姓組加藤平八事、諸御買入品直成取調掛被仰付候段罷出申出候、上町人薬師甚兵衛・桑原次郎左衛門二者掛御用聞被仰付、是も罷出届申出候、右之三人明日御坐建二付、未明より可罷出旨申付置候事、一明日金山神勧請之筈二而、神職祇園社司佐藤但馬守江罷出、勧請方相勤候様申付候、諸手当向并御坐建御祝之事迄手当相済、松岡殿者四時分退出被致候、磯永殿・我等二者詰通二而候、

一 鑄物師其外職人共二も、頭立候もの共者詰通二而、明未明より吹子方其他型製作等手当可致旨申付置候事、

壬戌十二月廿二日、曇後照、

（頭注「鑄錢局開業」）

一 今日甲子開基之吉日二而、琉球通宝鑄造局之開業被仰付候、

一 昨日より磯永喜之介殿一同詰通、未明より日記所又者鑄造局之掃除等為致、清潔ニ為致候、出張御作事方ニも別ニ海辺へ仮木屋出来、引移有之候、

一 六半時分神職佐藤但馬守官腹ニ而罷出、手伝之神職兩人召列罷出候、初日記所之祓并地祇、鑄造局等諸局々祓為致、或者水神祭申付、畢而拱物等相供へ金山神勧請為致候、但馬守江祝詞書認罷出候間、少々取直認替させ候、

一 金山神者先日より神典相しらへ、豊受神・金山二柱神・天香山神、此四神を齋奉候様以書付二丸江奉窺候処、

三 郎様被聞召上、しらべ尤之事として仰之由中山中左

衛門より相達候間、其段佐藤但馬守へも申聞候、因而中を豊受御神、左を金山二柱神、右を天香久山神と磯永殿清潔之板ニ神名を記し、御製司（號斗カ）一ツ出来候、神職法之通勧請為致、畢而磯永殿一同拝し、尤、神体之裏に左之如くニ記置畢、

文久二年壬戌十二月廿二日勧請、

此神以創建鑄錢所謀富国之道焉、

松岡十太夫

市来正右衛門広和

磯永喜之介弘周

如此記置畢、百歳之後覽ニ備んと云、

一 神事畢而鑄物師等出席之人々へ拝礼為致、五半時分より東之局吹子一ヶ所吹方為致候、鑄物師惣頭取千葉助十郎・浜田平右衛門、頭取助藤崎利吉、彫物師橋口次右衛門、金物師頭川野仲太郎等、たゝら方之頭二者勝目金助なり、其外数拾人ニ而候、鑄物師二者、先ツ拾組之人数五拾人召仕候、鑄型及一組二三

ツ、相渡候、未出出来せず候間、出来合文ケ相渡候、

一地かね、正竿銅千三百斤・正牡丹五拾斤・正錫五拾斤・舶来鉛三拾斤・舶来錫三拾斤相払候、

一目摺・縁摺・仕上ケ方等之職人、頭立候人壹兩人
ツ、罷出、惣人数者追々罷出候様申付候、

一御用聞、上町人年寄西村六右衛門・酒匂十兵衛、下町年寄長崎孫太郎・小山宗兵衛御用聞被仰付罷出候、一安田轍藏召列下居候鑄物師拾三人之者共、今日より当局へ相勤候様申渡、西村六右衛門・酒匂十兵衛召列罷出候間、已来可被召仕候間、精勤可致旨申渡候事、尤、夫々御国法有之、右者申渡通二候間、堅固ニ可相守旨申渡置事、

一 九時分沖手ニ砲声聞へ、八時分ニ蒸氣船永平丸江戸より帰帆、御側詰小松帶刀殿乗船被罷下候由、

一出席之御役々二者、御趣法掛御側役中村新介、同掛御側御用人伊集院平治、右同向井新兵衛、御趣法方掛御用人席松岡十太夫、御小納戸頭取御趣法掛御用人席伊知地壯之丞、調掛郷田源八・田中八郎右衛門、御趣法書役御金方兼務堀清左衛門、御金方書役兼務

中村善兵衛、書役白石八左衛門・鎌田市兵衛・山内堅助、外ニ磯永喜之介・我等ニ而候、加藤平八、薬師甚兵衛、上町年寄西村六右衛門・酒匂十兵衛、下町年寄長崎孫太郎事者病氣ニ而不罷出候、八時分より各出席有之、鑄立方見分者勿論、局々見分も有之候、

一 鑄造方至極之都合ニ而安慮いたし候、
一 七半時分鑄造相済、御役々一同日記所ニ而御祝有之候、初二汁一菜之御賄被下、畢而三種之御肴ニ而御酒被下之、都而加藤平八・薬師等か計ニ而調達有之候、皆々相應に頂載^(載カ)いたし、夜入退出有之候、我ら者詰通二候、

一 今日之鑄立八千九百九拾枚

右、拾組五拾人分之惣鑄立高二而、此内より次銭并悪銭撰出、追而仕揚致賦也、

一 右通ニ而何も無滞相済、御祝酒共頂載候、我等二者初発より取しらへ方其他御取建骨折いたし候と之趣、式部殿より中村新介取次ニ而、御褒美として金子三千疋頂載被仰付、磯永殿ニも千五百疋被仰付候事、

壬戌十二月廿三日、照、

一昨日より詰通二候、磯永殿一同也、今日も昨日通之
工人二而鑄立方為致候、銅其他太低昨日通払なり、
一鑄立琉球通宝九千三百五拾五枚

一昨日之鑄立錢を御府下工人共へしらへ方申付候、明
日より目摺方ニ為取掛筈也、

一今日も都合克仕合二候、今夜も磯永殿一同詰通二而
候、四後より磯永殿者御趣法方又ハ二九へ昨日より
御坐建、鑄造方相初候趣者鑄立錢員數御届書被持出、
且又我等一同拝領品之御札ニ登城有之候、二九へ者
中山中左衛門へ直ニ被申出候由、

一鑄立錢之員數者、昨日之之分者今日御届、今日之分
者明日御届、無怠可申上旨、口達を以兩御丸へ御届
申出候、明日より其通二而、日々に書面申出候賦ニ
治定いたし、其段

三郎様へも中山より被申上候処、其通御仕合ニ被思
召候段御沙汰之由、

壬戌十二月廿四日、照、

一昨日より詰通し、磯永殿も同様也、鑄物師千葉・浜
田も詰通なり、昨日之如く鑄造いたす、

一鑄立錢八千八百七拾枚

一諸木屋く等御成就速ニ有之様、御作事奉行へ催促
いたす事、

一今宵も磯永殿一同詰通二候、千葉・浜田も詰通申付
候事、

壬戌十二月廿五日、照、

一昨日より詰通、磯永殿も同断二候、少々風邪ニ而氣
分惡敷候へ共薬用等也、

一鑄立錢壹万千三百式拾枚

一吹子所之煙出し少々相損シ、修復ニ取付候、

一鑄職人其外当節季前拝借願出之趣有之、惣体五拾七
兩壹歩ニおよひ、願通被仰付度趣願書二次書、磯永
殿連名申出置候事、

一国分産正銅六千式百式拾斤、銅山支配人より上納相
成、代銀者直成宛之上可相払旨松岡との問合有之事、
此銅者随分品位宜敷候、追々盛ニ成候模様之由、

壬戌臘月廿六日、雨、煖、

一 磯永殿一同詰通、鑄立高昨日之通り、今日より目摺・縁摺・仕上ケ等各受持之局々へ入付為相初候、

一 鑄立錢壹万千四百四拾枚

一 諸職人共外場所之如く年忌之会、或初咄、或中間入之式、其外何歟と相催し酒会ケ間敷一切仕間敷、若相背候もの者無用捨召仕間敷旨、稠敷以書付申渡事、
一 磯永殿登城被致、針丹御買入代三百兩余、其外仕上場造立二付、地堅之御作事人足へ硯水被付様御趣法方へ相伺候事、

一 極印式本桐の華天保錢同様ニ出来申付、母錢へ為打為見本取添、磯永殿より御趣法方へ被差出候事、桐之華極印を打候儀者天保錢と同様之大サ格恰ゆへ、是も同様にいたし置候へ者、往々他所へ通用之為可然と存し、其通ニ被仰付度、口達を以二丸へも先日より申出置候、

一 掛り御作事奉行森川孫太夫事、今日大坂御留守居被仰付候由、結構之事ニ候、

一 小松帶刀殿事ハ、来ル廿八日亦々上京被仰付候由、

何歟急御用有之由ニ候、

一 加藤平八・桑原次郎左衛門・藥師甚兵衛・西村六右衛門・酒匂十兵衛毎日出勤いたし、取払向取扱為致候事、

壬戌十二月廿七日、曇、煖、

一 磯永どの一同詰通ニ而、御趣法向又者取締向昼夜吟味いたし、諸職人共へも教諭ニ候、

一 鑄立昨日之通、壹万千七百枚

一 仕上ケ方其外都而昨日之通り、諸工いつれも人数五人ツ、相重候、鑄立錢しらべ方者江戸職人共へ申付候、

一 鑄立方者、当年者今日迄ニ而相止、来年正月五日より相初可申、且又目摺其外都而同様相止可申旨、以書付二丸又ハ御趣法方へ申出候処、吟味通被仰付候旨中山中左衛門より被相達候、已来年々十二月廿五日限ニ相止、正月者五日より相初可申旨も申出置候事、

一 去ル廿二日開業より今廿七日ニ至迄、惣鑄立高六万

千弍百四拾八枚、金ニシテ七百五拾五兩余、但、九貫文替之賦ニ候、未仕揚極印打之運ニ者不相成候、年明ケ家々成就之上者速ニ可相運と存候、

一大鐘時分より伊集院平治殿・松岡十太夫殿出席被致候、正月御坐開・御蔵祝等之儀相談いたし候、夜入被帰候、

一母銭寸法等江戸職人申出之寸法

一大母銭

長壹寸六分五厘

横幅壹寸壹分

内ノり壹寸四分七リ

内ノり九分五リ

一中母銭

長壹寸六分弍リ

横幅壹寸七リ

内ノり壹寸四分六リ

内ノり九分弍リ

一通用銭

長壹寸六分

横幅壹寸五リ

内ノり壹寸四分五リ

内ノり九分

一大々母銭

長壹寸六分八リ

横幅壹寸壹分三

内ノり壹寸四分九リ

内ノり九分八リ

右、大々母銭を初ニ彫造し、夫を以大母銭を鑄、其大母銭を以中母銭を数多く入用文ケ造、夫を以通用銭を鑄造する、是幕府銭坐之法なり、天保銭を天保

之度創製之時分、大々母銭三枚出来、都而三枚共ニ金を以彫製有之、文字者土井肥前守殿・林大学守殿・水野越前守殿三人ニ而被書候由、水野殿者其時之閣老執権之人ニ而、此人之工夫ニ出て天保銭を初られ候由、其三枚黄金之大々母銭者、壹枚者日光山へ被納置、壹枚者紅葉山之御宝蔵ニ被納置、壹枚者銭坐へ被渡置候由、余程貴く御取扱之ものニ候由、安田轍蔵より承候事、

一此方之大々母銭者唐真鑰にて為造候、国之大小ニも依れるゆへ如此ニ候、併天下之通宝ゆへ其根元ニ相成母銭なれ者、黄金ニ而も造者当然之事ニ候、小国之哀なる事、幕府之如く二者難致候、

一此方ニ而者、文字者磯永喜之介殿被書、彫方者橋口次右衛門・浜田平右衛門・川野仲太郎一人壹枚ツ、為彫候、

一幕府ニ而母銭を彫ルニ、格恰旁初二者十分ならず、江戸中之細工人へ彫方又者格恰之拵方申付、六ヶ年目に無申分の出来いたしたる由、文字之次第・格恰等別而六ヶ敷、此方々の者、纔ニ八枚目計ニ大母銭

鑄造之手筈ニいたし、通用錢ニ相成見苦敷事中々言語ニ難述候、御上ニも当今御入用甚敷折、一日も早く鑄造不相成候而者何事も不被調とて、日々御催促相成候故、右通承得候趣又者千万世之後ニ伝るものなれ者徐々彫刻、無申分品出来候迄ニ鑄造仕度、度々相願候得共、御国内計之通用楮幣同然之事故夫ニ不及と、中山殿・大久保保より、御沙汰も其通とて被申聞、不得止事早々鑄造ニ取掛候、我等之考ニ而者、何卒式三ヶ月も母錢に心を苦め候者無申分品出来可致と存候へ共、十月末より当分迄通用之母錢ニ早々取掛候事故、不宜者当然之事ニ候、是のミ嘆ケ敷候へ共、何分御上より之仰、時世も実ニ急迫、御入用夥敷なれ者無致方事ニ候、此品者後世之人に語り伝へ置度事と磯永殿一同慷慨する事也、

一 安田轍藏より我等へ申出候天保錢金組合、左之通ニ候、

一 正銅 壹斤 一 針丹 拾六匁
一 錫 拾六匁 一 鉛 拾六匁
一 白目金式拾四匁

此金組合を以而初一ヶ年程者鑄造いたし、一年も過候上者銅多事なく故、白味かねを三わり又者四わりも相重候得者、御利潤可多旨申出候、併し白味を右通相重候へ者、破れ易く者可有之と申出候、

一 我等先年西村道弥より加治木ニおひて伝習之金組合者左之通、

一 銅 壹貫目 一 鉛 百目
一 錫 百目 一 針丹五拾目

右、至極上通之金組とするよし、
又下法

一 銅 壹貫目 一 白味かね式百目
一 針丹百目 一 鉛 百目

右之通ニ而、公義錢坐ニ而も時々組合も相替と之趣、西村道弥より我等も聞、千葉助十郎へも申聞候由、

右通之事故、此節我等之考ニ者、太切成ル宝貨之事候間、金組者至極ニ上通ニいたし、後世之論評も無之様仕度旨、分而大久保・中山へ申出候処、其段三郎様へも言上ニ及び、尤之事と被

思召、至極上通之金組ニいたし様被^{（候脱カ）}

仰付候間、已來壹わり之金組ニ而鑄造之賦ニ治定いたし候事、

一琉球通宝壹枚之重サ五匁五分限り之重サニ鑄立、通

用ニ可仕、少々重ク候者僅壹貳分者不苦、三四分已

上者通用ニ不出様、又五匁五分已下者、壹貳分迄者

輕量ニ有之候共不苦、其已下者不相成様鑄造可仕旨

松岡殿申談、我等より二丸へ御届申上候事、右者十

一月九日治定、夫より母錢出来ニ取掛候事、天保錢

も押並ニ五匁四分内外ニ而、壹貳分程之輕重者有之

候間、夫ニ準し候事、

一鑄造之節相用ル湯道竿銅製ニいたし、貳百八拾本十

一月十四日迄ニ惣出来之事、

一銅地かね買円方ニ付、凡之產出見賦

一対州銅年々五万斤程

右者、大坂銅坐より対州へ申請被仰付候規則ニ而、

夫々対州より相對に直成を上ケ買入之手筈ニ候、

尤、荒銅なり、対州より朝鮮へ売渡用ニ而往古よ

り直易ニ申請來候由、

一長州銅年々拾五万斤ツ、

右者、長州領内之出產ニ而、定額ニ而買入之約定者柿本彦左衛門年々可相調旨承届ル、

一芸州產銅年々貳拾万斤ツ、

右、鬼塚莊助手にて年々取入之筈也、

一長州產白味かね年々百万斤程ツ、

右、柿本彦左衛門手ニ而銅一緒ニ取入之筈也、

一越前銅年々拾万斤程ツ、

一南部產銅年々五拾四五万斤程

一秋田產年々五拾万斤程

此貳行者、如何もして取入之手段いたし度、日本

第一ニ産する處之由、

一長崎より買入銅貳拾万斤程

右者、幕府より唐人へ年々九拾万斤程ツ、売渡之

昔より之規之由、此内より手を入取入度事、

一大島產銅年々三万斤程

一國分產銅年々五万斤程

一日州延岡產銅三万斤程

一阿久根新銅山年々壹万斤程

一九州中二而年々此涯買入五万斤程

一御国中二而此涯壹両年買円三万斤程

一古製銅砲御兵具所御在合大小三拾丁

壹丁ニ付凡押並貳百斤程ツ、

凡唐かね六万斤程

一梵鐘凡百三十余 但、大小、

壹ツニ付押並貳百斤程ツ、

凡唐かね貳万四五千斤程

右、御先代ニ御取揚ニ相成居候分、其後本之通御

返付相成居候、克くしらへ候へ者此上二も可相成

候、

一当分集成館御在合正銅九万斤程

一同所ニ大砲錐屑壹万斤程

一同所ニ蒸気船不用道具壹万斤程

一求摩より古唐かね凡壹万斤程

一安田轍藏大坂へ手当之銅拾三万斤程

但、近々船被来候筈也、

メ銅凡貳百万斤内外

メ白味凡百万斤程

右之通当分見当有之付、追々手を付賦ニ候事、

安田轍藏より我等へ相付差出候賦書

壹ケ年分

一銅三百七拾五万斤

五ケ年分ニシテ都合

千八百七拾五万斤

右之壹ケ年分

三百七拾五万斤

但、壹斤ニ付銀七匁替ニシテ

代銀貳万六千貳百五拾貫目

錫・鉍丹・鉛組合

貳ツ割差ニシテ七拾五万斤

但、五匁替ニシテ

代銀三千七百五拾貫目

合銀三万貫目

七金ニシテ四拾万五千四百両

但、両斤目合四百五拾万斤

壹割五分減り

合三百九拾壹万三千斤

雇夫八千人

壹日壹人ニ付錢四百文宛

拾人ニ而四拾枚調ニシテ四千貫文ツ、

日數貳百四拾四日

賃錢ニシテ九万六千貫文

地かね貳拾五斤ニ付

白炭壹俵之賦

但、五拾斤入、

合炭八万俵

但、壹俵ニ付貳百四拾八文ツ、

代錢四万五千貫文

外ニ

錢拾万貫文

但、諸雜用、

惣合錢貳拾四万千貫文

八金ニシテ三万貳拾五兩

外ニ

合金四拾三万五千貳拾五兩

但、安田方より失脚いたし置候分得分、

出来正三百九拾壹万三千貫文

貫目ニシテ六拾貳万六千貫目

壹枚ニ付六匁五分賦

出来九百六拾三万貳千貫文

四ツ割上納

四百八拾壹万六千貫文

八金ニシテ六拾万貳千兩

差引

拾六万六千四百七拾五兩

右、安田方へ得分ニ而、太原屋・中島等へ此内よ

り給分之筈ニ御坐候、

壹ケ年分御物御得分

金六拾万貳千兩

五ケ年分

金三百壹万兩

右者、受負鑄立被仰付候得者、地かね・諸雜用全く

御物御構ニ不及、尤、本手金等も御差出無之、私方

ニ而引取御達分迄右通可奉差上候、委細者御咄申上

候通、平川宗之進殿・中村氏へ申出置候通ニ御坐候、

十一月十日

一大坂炭屋彦五郎方へ館内砂糖代銀上納之株式万両余有之、右之内より於大坂ニ壹万両丈ケ、滞坂中平川宗之進より安田方へ本手用ニ相渡、其内四千両余者安田江戸宿元之様差統、残を以諸道具類於大坂取入候由、外壹万両丈ケ者当坐御本手用ニ当地ニ而安田へ被相渡筈ニ而、平川預り罷下居候、尤、請負ニ而往々本手御構者無之筈候得共、初二者金六万両丈ケ之本手用ニ御渡切、外ニ銅拾万斤并鑄造場御取建ニ付、諸材木又者御造立御物入等丈ケ者被相渡、已来者何も御拘り無之筈ニ、於江戸平川等より小松帶刀殿へ申出、御内定為有之由ニ候、夫故大坂ニおひて右通壹万両丈ケ者為被相渡由、至此節請負者不被仰付候付、右上納方等者何様可被仰付哉、二丸御用部屋へ相付伺出候處、何分追而可被仰渡旨中山中左衛門殿被申候、此涯御本手者平川才領ニ而持下候壹万両ニ而、彼是御造立方致賦ニ御治定有之候事、

一日州延岡領江銅山召建度とて、於大坂安田より延岡

之ものへ談合いたし置候由ニ而、此方少し手を付候上者見分ニ差越度申出候、此銅山者余程宜キ山相ニ而、当分者休山ニ相成居候由、昔手を付候時分者一ヶ月ニ拾万斤余も出候由、何分直成下料ニ而引合不^(候脱カ)相立為取止よし、銅に限らず銀・錫・鉛・白味等も産し由、此所ニ手を付、中島清左衛門へ頭取申度と之趣申居候事、

一安田者医術も古法家ニ而宜敷候得共、第一に心得居ル者物産学ニ而、佐藤信淵之門に入り研究いたし、就中山相之事者克相心得候、随分御用立ものニ候、一安田含ニ者、琉銭式拾万両丈ケも出来之上者、夫を以天保銭を贋造いたし、夫より後者横浜・長崎等ニ而洋銀を買入、壹歩銀・壹朱銀等を造り、地かね取入もいたし度、其時者琉銭・天保銭者金壹両之場ニ者五拾五枚ニ而、洋銀等交易之内約者於江戸夷人へ申置候よし、意外之心得方ニ而候、何分大胆成ル人物ニ候、此商法者詳ニ承置候間、後々詳記すべし、一鑄銭型用之土、元来江戸銭坐ニ而者防州砂相用、砂木賊様之性分なる由ニ而、此度も江戸ニ而手当相成、

天祐丸より式千俵程、壹俵貳斗五升ニして代錢八百文ツ、ニ御取入相成被差下筈ニ候、年分之人用見賦ルニ、八千兩かの位者無之而不叶事ニ候、然ニ鹿兒島吉田之砂木賊相用試ニ却而宜敷、已來夫を相用筈ニ治定いたし候、左候へ者年中之用分千兩内外之人目ニ而無如才相濟、賦入用相減ル者扱置、國産を用、且者運論^{（輸カ）}旁面動^{（倒カ）}ニ不及旁仕合ニ候、其段先日三郎様江も申上候処御歛被成候、

一 右之砂、國分小浜へ出候のも随分よろしく、併吉田砂ニ者^{（劣カ）}戻れり、霧島焼物白土も用試たれとも粘氣多く不宜敷候、当地浄光明寺上上之原へ出候砂も元來砂木賊ニ而随分宜敷候、乍去吉田砂ニ不至候、吉田之出産場ハ是迄御厩より嚙磨キ用御止場ニ候間、以來御証文ニいたし錢方之御用場ニ可致置事、

一新上橋上櫨木馬場川原砂と云のも鑄物ニ相用候ゆへ為試候得共不宜、乍去江戸法通桐炭を少し交候得者宜敷候、いつれ桐炭者是非用度、鑄錢之膚宜敷候、砂三升到桐炭壹升も宜敷用ゆべし、当所者桐炭払底之場所ニ而手当ニ苦候、

一 当分長崎表ニ而起炭之相場者別而高直、五拾斤入壹俵銀八匁八分八厘程、錢ニシテ八百八拾八文程ニ当候、当地ニ而者黒炭五拾斤入ニシテ七百六拾四文、白炭者八百文、当分府中炭払底者不思議之事ニ候、御手元御用さへ無之、御風呂立用ニ薪を用ひ、御家老坐さへ炭なく、御役々煙草吞さへ不叶よし、ケ様ニ無多事者昔より聞も不及事ニ候、

一 唐土上海ニ而者、上起炭五拾斤入壹俵ニ付洋銀壹枚余之直成なるよし、九六錢ニして貳貫八百九拾文程中ル高直驚入候、此通ニ而者御産物に可相成候間、御開ニ相成度事ニ候、

一 追々琉球通宝通用被仰付、付而者是非共当百九六ニ候間ニ而通用ニ被相開度、天保錢之如く百式拾四文通用ニ而者、当地丈ケ者何も訳者無之候得共、いつれ近國へ無何と洩出候様ニ而者椿弊同然之事ニ而御國益無之、又追々地かね御取入等之道も今形ニ而ハ不相叶、少し之利ニ無御拘当百ニ而被相開度、種々議論条理を立、中山中左衛門へ申出置候事、

一大坂表当分之金相場七拾七匁之由、不日に八拾目ニ

可相成、其時者当地ニ而者八貫五百文已上、九貫文
ニ者直増被仰付度事ニ候、大坂之相場より壹貫文以
上者高料ニ無之而者、往々金銀乏敷相成者案中と被
存候間、伊知地壯之丞へ分而申出置候事、

一 安田轍藏発明いたし候木棉製造之事共、先達而より
詳ニ聞置候、別に記置候製法書上墨ニ相成候のもの有
之候、壹冊貰請候、下町人山口甚兵衛と申ものも克
伝習いたし居候、

一 安田申出趣に、琉球通宝貳拾万両内外も鑄立候者、
天保銭をも密ニ鑄立、他邦之通用ニいたし、其時公
義より者当分より目付を入置候に無疑、其時に至り
様々故障到来、鑄方被差止者必定、其場ニ不至内に
此方氣を付ケ、先ツ琉宝拾万両も出来候時分、江戸
へケ様之品鑄製仕候趣ニ而三万両も差出し、右之相
場付之願申出、左候へ者初者六ヶ敷可申候へ共押而
相願、相場を壹枚に七拾貳文と歟三拾貳文と歟、何
程ニ而も其所者高下不拘ニ付ケ貰ひ、其時者江戸ニ
而も何方ニ而も勝手に通用可致、其手数専一なる趣
詳ニ申出候間、いつれ此手数者無手拔取計度事ニ候

間、松岡どのへ詳ニ談置候事、

一 琉宝ニ而九州中者凡四百万両程者如才なく通用可致、
三都会ニ而者通用可難旨申出候、尤之事ニ候、

一 銅地かね手当者此涯当地ニ而精々買円め、決而他国
ニ不相掛様ニいたし、来五六月比より急々せず静ニ
取入之法相建度、無左候而者大坂辺ニ而御国ニ而鑄
銭之事者飽まで存居、自然高料ニおよひ、或者買占
候ものも可出来候間、克々計策を不用して者難相成
事ニ候、又当地ニ而寺院之梵鐘・仏具等、或廢砲、
或在合之銅、或者諸所銅山ニ手を付候へ者、五六月
方まで之用分者無差支候様にいたしやう可有之、殊
ニ大島銅山・国分等ニ而者過分ニ出産之名を仮り、
他国へも申弘置度事ニ候、因而他国より御取入ニ相
成といへとも、壹斤八百文已上之品者御買入不相成
様治定いたし置度旨、中山中左衛門又者松岡殿へも
詳ニ申出置候事、尤、前文之趣者一々尤ゆへ、其通
有之度兩人より被申聞候事、
一 当地ニ而鑄立之目論目^(見カ)
一 錢壹ヶ月ニ六万両内外

錢ニシテ拾六万貫文

右通出来いたし候得者、地金并炭其外手間諸雜用過分ニ相掛候付、右払錢ニ諸向之通掛錢を上納為致、壹貫文ニ付四文ニいたし候へ者、一月に六百貫文余有之、右を以掛役々御心付用ニ被仰付可然、又此上ニ相掛候へ者猶更之事ニ候間、上納被仰付度、伊知地壯之丞へ申出置候事、

一磯へ御役場被召建付、御役々其外掛被仰付候人数等之儀申出左之通、

一琉球産物方之仕向通ニ被仰付度、左候へ者名義も相叶可申候付、諸御役人之内より人柄被相撰、壹兩人奉行職之場ニ而被掛置度奉存候事、

一見聞役四人

但、御徒目付・横目・藏方目付之間より人柄吟味之上被掛置度事、

被下方之儀者外御場所と者相替候儀ニ付、旅御扶持米又者御心付等被成下度事、

一書役三人

但、産物方之振合を以被仰付度、三人之内壹人者定役、貳人者年中勤被仰付度奉存候、

一取払貳人

但、諸向書役之内より御人撰ニ而被仰付度、被下方之儀者追而取しらべ可申上候、

一御兵具方足輕より付役四人

一手伝四人

一人足百貳拾人

一売上人四人

内、貳人上町より

貳人下町より

右、年行司共へ人柄しらべ申付度奉存候、

一小仕六人

一御用聞町人拾人

内、四人上町 四人下町 貳人西田町

右者近々之内より磯江鑄物方御坐建ニ付、右通之人數被掛置度、併何分御吟味次第奉存候、委細者先達而取しらへ申上候通被仰付度奉存候、以下略、

戌十一月廿八日、松岡十太夫へ申出置候事、

一 当分長崎ニ而、鉦丹壹斤ニ付式匁七分七厘(モカ)式も

七貫貳百文替之算当ニ而三百八文ニ中ル

一 錫極下位ニ而、壹斤ニ付拾三匁壹分余

七式錢ニシテ壹貫四百五拾貳文ツ、

右通之相場之段、戌十一月八日長崎御付人より申来候事、

一 洋銀壹枚之掛目七匁貳分五厘、当分之相場長崎ニ而四貫百文替ニ中ル、地かね直に見賦、壹匁ニ付百九拾四文八字ツ、ニ中ル、当所銀地かね之相庭より格別下料ニ有之候、当地ニ而者、銀壹匁ニ付五百文内外ニ而、中通者三百四拾八文位、下通者三百文程ニ而候、是を以考ふるに、先日より御密達之壹歩・壹朱等御出来ニ付而者、洋銀を取入製造いたし方御利面多く候、此旨中山殿へ端書ニいたし申出置候事、尤、長崎ニ而洋銀之相場、毎も年末比ニ者下直ニ相成、春ニなりて者高料ニ相成よしニ候、夷人共ニも日本人と取引も有之、此方之人より自然と押下ケ受

取候由、

一 保字判壹枚

掛目三匁壹分、又者式匁九分五厘程ツ、

一新式朱金壹切凡三分ツ、拾切之並ニ而貳分ツ、

一 壹朱銀壹切凡並ニ而五分

一 壹歩銀壹切式匁三分

一新式歩金八分

一 天保錢五匁七分並シ

又者五匁五分 四匁九分 五匁七分五厘

十一月初比長崎より之相庭書

一 木ぶし百斤 洋銀四枚

一 三ツ石毘布百斤 三枚壹貳合

一 茶百斤 三枚貳合

一 鰯百斤 拾五枚

一 椎茸極上百斤 貳拾四枚位

一 晒蠟百斤 拾壹枚五合

一 土茯苓百斤 三枚六合

一 洋銀百枚ニ付壹歩銀貳百四拾半色位(マ)

一 当百錢売壹両ニ付 買同 六貫五百文 六貫四百文位

一 白金布壹本ニ付 壹両貳歩貳朱

一生白金布六反半之品

壹両三步式朱

一腹縮色々

拾両式步式朱

一生金布四着之品

壹両壹步

右通此度申来ル、格外之直易驚人候、

一安田轍藏雇下候職人左之通、

飛彈益田郡一之宿村
中請人之場

中島清左衛門

飛州大野郡高山町

佐野仲藏

飛州益田郡一之宿村

中島利介

右同所之

中島栄藏

右同所之

中島吉兵衛

飛州大野郡高山町

富永集介

右之もの共者都而筆算役等之賦ニ而召列候由、
職人二者左之通り、

武州足立郡掃部宿

貞助

同国千住宿式丁目

藤兵衛

同国江戸本八丁堀

新次郎

同所本郷丸山田町

幸次郎

同国千住宿一丁目

定次郎

同国同所五丁目

熊次郎

同国江戸日本橋大工町

梅助

同国本所相生町

源吉

同国掃部宿

龜次郎

飛州大野郡高山町

庄介

右之通召列下候由、以書付中島清左衛門より届申出候間、廿二日より此方職人同様召仕候、安田不都合ニ相成候時分よりいづれも心配ニ存居候処、被召仕付安心いたしたる由ニ候、

一琉球通宝貳百七拾九枚

一右同不形拾枚

メ貳百八拾九枚

右者、江戸職人共旅宿ニおゐて安田轍藏指揮いたし候由ニ而、中島清左衛門より差出候付、端書ニいたし中村新介へ差出事、

一先達而より試鑄造方、本鑄製方ニおゐて相初候時分より、人足六人集成館より借用いたし召仕来候処、慥成もの共ゆへ永々鑄物方人足ニ貫入度旨、竹下清

右衛門へ相談いたし候処許容いたし、十一月十五日より鑄物方人足と為唱候事、

一 当今江戸ニ而壹歩銀・壹朱銀等新製有之ニ付、専ら洋銀を横浜又者長崎・箱館等ニ而御買入相成、夫ニニツケルを三わり位も吹交製作有之由、又銅も少し者相交へ贋造同然之金位なる由、ニツケルも夷人江注文御取寄相成ルよし、日本中ニ而も産所有之候者御取入ニ可相成とて、当夏豊後白目金と名を付ケ幕府より此方へも御達有之、金山方ニ而松岡十太夫殿諸所廻勤、探索も有之候へ共、当国へ者右やう之もの者産せさるよし、豊後ニ而者臼杵之内へ少々産シ、夫よりして名付候由、

一 御兵具方へ御格護ニ相成居候唐金之四匁玉・五玉・(勿脱カ)

拾匁・貳拾目・三拾目・五拾目・七拾目・百目・貳百目・三四百目等之玉、過分ニ往昔より御格護有之、御不用ニ付しらへ方ニ相成候由ニ付、鑄錢用ニ被相渡候様松岡殿へ申出候処、同人被申ニ者、当時非常御手当有之砌、殊ニ銅丸者鉄丸より玉利も可宜候間、崩候義者不宜と被申候へ共、素より砲術不心得之人

故、其様之小弾丸をたとひ利用有之逆も無用之段申出、被崩候様申置候事、

一 大砲も古製不用之百目抱打筒、又者貳三百目之もの貳拾丁余も有之由ニ付、至当今不用者勿論、却而妨ニ可相成候間、被廢候様建言申置候事、

一 鑄物方御本手金申下ケ通帳、御証文ニ而十一月十七日より其通帳ニ而申下ケ初候事、

一 安田より分而申出ル者、鑄錢相初候上幕府へ御届振者御免許之通鑄造方為仕候処、漸五拾万両も出来、今少し者製造之賦御坐候処、細工人共不正之儀取企候付取締も難調、其上公義へ対し恐入次第も有之付、早々鑄造方者取止候段御届申出、其節天保壹貳万貫文も取添差出、尚此上ニも鑄造為仕哉、其数未取調不相叶、追々調次第ニ可差出と之趣ニ而差出、御差扣ニ而も御伺可被成哉之趣御申取ニ相成、弥夫より天保錢のミを鑄立、他国へ捌ケ立候様被仰付度、是が專一之御手数数ニ而幕府之疑を解キ、又者たとへ疑を生し候共、此方ニ者右通細工人共ニ歸し取止候段御申切り、是迄出来候数者不相知と申取候者、幕府

とても制度之届候ものニ無之、尤、払出之節者商人へ申付密々之處ニ而、初者取計仕出程過候へ者如才者無之ものニ候、若差咎候節者細工人共不正之品と申取、可然之趣詳ニ申出、尤之手数ニ而候、若不頓着ニ召置、内密鑄造する歟、又者琉宝のミニ而も莫大ニ出来候趣を知者、其事よりして差咎者致間敷候得共、何歟ニ付御手伝亦者御入用ニ相成事を醸し、果者御難渋ニ相成者相違無之、安田産物会所へ相初候時分、幕府之工合者能く存し居候、諸太名之國中^{（大カ）}聞合等者細ニ相知ルものニ而、中々之事ニ者有之間敷と之趣ニ而候、

一 先年

順聖公御代ニ少々御出来之天保錢、其噂相聞候、間もなく四枚程聞合衆之手より鑄坐へ被相下吟味も有之候、其時分ニ仙台并佐竹等にても少々出来、其場所旁も詳ニ相知、当分ハ江戸ニ而天保錢之内に薩州錢、仙台出来、佐竹錢等唱候程之事ニ有之由、此御方之製造場所者御城中之薬園ニ而造る、其工人之数拾人に不過とも申触候、其通之事ニ候哉と安田より

我等へ申事ニ候、実ニ其通之事ゆへ恐怖之至ニ候、一安田之申出ニ、鑄立相初候者、此涯者一日ニ拾貳万枚ツ、も出来いたし、六ヶ月も其通ニ而、後者琉宝者止候而、天保錢を一日ニ同様之員数鑄立可申、五ヶ年ニ七拾貳万両も鑄立候者可然旨申出候、初者一日ニ三千両丈ケ者鑄造之見賦なりし由なれ共、其通ニ者難相成由ニ申候、拾貳万枚を錢ニして壹万五千貫文、金ニシテ千五百兩ニ及候、一ヶ月ニ者壹万五千兩、拾ヶ月ニ者拾五万兩ニ候、我等磯永殿と初より之見込ニ而者、僅五ヶ年之御届年数なれ者、一挙ニ莫大鑄造不致候而ハ、往々者何歟と故障到来者必定、殊ニ御国之陋風ニ而御趣法崩壊も難量候間、速ニ過分鑄造之方良策者素より、内外非常之御費用も有之事ゆへ、適苦心する二者一日ニ四千兩位ハ鑄立度と之手当ニ而、鑄造局も其見込ニ而盛大ニ取建置候、松岡殿二者余り大キニ過ルと考之趣ニも被察候得共、押切而盛大ニ取建候、地かね之手当も目論見有之候付、決而其位者鑄造すべく被存候、一日ニ四千兩ツ、一ヶ月に貳拾日鑄造いたし、一ヶ年ニ貳

百日之賦二而、一月二八万兩丈ケ、拾ケ月二者八拾万兩二及候、其八拾万兩を三分一二いたし、壹分丈ケを銅其外本手雜用二見込、式拾六万式千兩之本手二而、御益分五拾式万四千兩之御利二及候、是を先キ四ケ年二見而式百九拾六七万之御益、此丈ケ有之候者、海防二而者神瀬を築キ、大砲之千丁も御国中二備候やう二而も御差支ハ有之ましく候、たとへ半方之御益二見而も過分之事二候得者、折角心を研ぎ、充分之經濟を謀ル之賦二而磯永殿一同勉強也、何分御役々夫程まで胸大ならず込入事二候、

壬戌十二月廿八日、

一磯へ去ル九日より磯永殿一同泊通し居候、先日より諸職人賃錢払、又者諸御買入品、又者銅・錫・鉛・亜鉛等御取入代、彼是千五百兩程二而相濟賦二候間、御本手被相渡候様先日申出之上、御証文を以被仰渡候通帳取仕建、四時分より磯永殿御趣法方へ被出、金子相受取磯之様被參候間、御払無殘所いたし候、尤、来正月より取払役へ出入取扱等之規則相建筈二

付、当年中之処者手伝共へ為取計候、出入算面者此内より加藤平八并に桑原次郎左衛門へ申付置候、一鑄立方今日迄二而当年者相止め、来年正月五日より可相初旨、今日以書付御用部屋又者御趣法方へ御届申出候、

一御作事方も未半方程之残り二而、正月末まで二而も当分差見得候分二而も成就者無覺束候、要用之縁摺所さへ漸く今日木屋相建候、御作事奉行森川殿も殊に心配被致候、

一取払役、此度者御人撰二而被仰付度旨、先達而より申出置、御代官所書役田中源兵衛・御勘定所書役平田清太此兩人柄も慥之由二付、内々御趣法方へ申出置候処、昨日被仰付由二而吹聴二被參候、尤、正月より被相勤候様万端我等へ指揮を請候様、御趣法方より御達有之候由、

一已来者、年々鑄建方者十二月廿五日程、正月者五日相初、御坐開・御藏祝者四日二被仰付度旨以書付申出、其通二御家老衆御聞置二相成候事、

一諸御払向又者正月より之手当向等、磯永殿申談治定

いたし申出候事者其通ニ而申出、我等ニ者大鐘時分

退出候、当年之事者太低治定相成候、一先安心ニ候、

磯永殿者詰通し被致筈ニ候、諸職人も今日迄ニ而、

来年正月四日より罷出候様申渡置候、人足者式拾人

計ツ、罷出、取締向又者取片付方等被致筈ニ而候、

一久々振に帰宅、劳果候、少々酒肴又者先日頂戴之金

子等母上様へも進上いたし候、磯永孫四郎殿・弥九

郎殿入来、及酒宴候、

壬戌十二月廿九日、快照、

一多日之事ニ劳候、出勤不致在宿候、勤場者磯永喜之

介殿詰通之筈候、英之丞事者認敷^{識カ}とて磯へ可遣旨被

申遣、昼時分より三四日者滞留之手当ニ而遣候、終

日休息候、病後殊ニ廿日より此方昼夜之繁多ニ而劳

入、殊ニ風邪気分なれ者保養いたし候、家事向者兄

上様江御委ね申上、当年者是迄珍敷閑静二年を終候、

金子者先日式拾両丈手当^{い脱カ}たし兄様へ御渡申上置候、

其内より母上様江五両進上、有川家へ式両差上候、

皆々御歛ニ候、夜入神拝等相済、兄様・母上様杯御

一同酒宴、四時分ニハ休息いたし候、

文久二年壬戌十二月廿九日ニ終ル、

〔朱書〕
「兵燹後ノ第六」

正月元日より二月晦日ニ至ル

調済

前編七冊ノ内

文久三年癸亥日記

〔朱書〕
「二十四廿五卷兵燹ニ罹リ欠ク」

十七番巻

渙象堂藏

大 二・三・五・七・八・十・十二

小 正・四・六・九・十一

文久三年癸亥正月元日より

広和三拾六歳

癸亥正月元日、快照、煖、申の日、

一 未明に氏神・産神、其他神棚に斎奉る御神達を奉拝、

〔寺師宗道〕
一次右衛門様御事、麻袴御用ニ而横目助被仰付、銃薬

水車方掛被仰付候、元朝にケ様之事者無例事ニ候、

〔市米広親〕
一 英之丞事者、昨日より磯鑄銭方へ磯永喜之介殿詰通

二 而読書ニ参候、

〔頭注〕「佐志茂草」
一 積年志を起置候篇輯早四拾冊におよび、一冊之紙数

凡百枚計ツ、二有之候、此書名を初より令条録と名

付置候得共、其後政鑑と替、又稲留源左衛門殿篤闊

し給り、誠二面白事柄者勿論、仕官之人者閱すん者

あらざるものなれ者、願くわ佐志茂久佐とあらまほ

しくと被申ゆへ、夫よりして佐志茂久左と者名付け

る、今年より清書して訂裁を正す、則より今日より

其事ニそ取掛りける、

一 年内神無月之初より鑄銭局創建之大事ニ掛り、十二

月廿日より詰通し、廿二日より開業いたし、廿八日

ニ帰宅、其内者昼夜之分ちも無之、風邪二者犯され

旁相勞、今日漸月代いたし新年を迎候、

一 御徒目付湯池休左衛門・脇岡五郎太、右集成館被仰

付鑄錢方へ被掛置候旨被仰付由届有之と之趣、昨廿九日届ニ被出候段、喜之介殿より被申遣候、横目最上才二殿・肝付太郎殿・小山田勘兵衛殿、去ル廿八日掛被仰付候段届有之候、

一八時分より松岡十太夫殿年礼ニ入来、暫時被嘶候、八時分吉村才之丞殿・有川喜左衛門殿入来、夜入時分迄寛談有之候、

一次右衛門様横目助被仰付、銃薬方掛被仰付、明日より谷山硝石丘へ御別勤之由、多年之御積念相遂、於我等安慮いたし、心祝共今宵相催候、

癸亥正月二日、照、

一朝神拜、今日も外出不致、昨日より編輯之佐志茂草清書ニ取掛、今日も終日ニ而候、
（頭注）「しらへ濟」
一年頭之御式、当年者御本丸ニ而者御請不被遊、於二

丸

（鳥津久光）
三郎様御請被遊候、御一門方大身分并ニ諸御役人等御式有之候、当年頭より独礼已上之面々者素袍・烏帽子ニ而御札被仰付候、尤、殿中迄ニ而、登城又者

下城之節者上下着替候賦ニ被仰渡候、

一年内より呉服屋其外ニ而も、羽二重・縮緬其他八丈等之品々も、上方等より買下売買いたし候儀嚴敷御制禁ニ相成候処、礮と之事ニ而商人共別而困り入たるよし、是迄買下居候丈ケ者早々他国へ売出候様被仰渡、其内者廻方横目其屋々ニ差入切封いたし置候付、売出し決而不相叶由ニ而候、

一節季ニ者世上一同金繰殊ニ^{（不脱カ）}宜敷、米者別而無多事、御藏御払も十月中旬比より止居、漸く十二月廿八日より御払ニ為相成よし、近年ケ様に御払滞り候事者無之事之由、畢竟当年より御藏之取納向御改正ニ而下代藏役人相替り、津下方等不行届故之事と相聞へ候、

一御姫様御下向ニ付、年内廿八日方ニ者御着之筈候処、京師ニ而 近衛様より御引留ニ相成り、又も御出府者逆も被為在間敷候間御滯京被成、京中之神社仏閣・名所等御見物被遊候様御沙汰ニ而、夫ゆへ御着日限延引、来ル十二日方ニ御着有之御模様之由、一昨日申来候由、

一夜入久木山泰藏殿入来、寛談ニおよひ候、

癸亥正月三日、照、

一朝神拝、四時分より年礼ニ出ル、南林寺へ参詣、住吉社并寺師家墓参、有馬家へ参、夫より上方諸所廻勤、八過比より磯鑄物方へ出勤、磯永殿一同泊ル、取払役田中源兵衛殿・平田清太殿今日より出勤有之候、明日より出勤有之様申入置候、英之丞事者年内より泊居候間、今日七時分人足八十次へ供為致差返候事、今宵者磯永殿と年酒少々相催候事、

癸亥正月四日、照、

一昨日より詰通し、御藏祝ニ而酒肴等被成下、手当向者万端集成館之御振合通ニ候、御趣法御用人衆も出役之筈候処、故障有之由ニ而誰も出役無之候、同席中御徒目付湯池休左衛門殿・脇岡五郎太殿、横目小山田勘兵衛殿、藏方目付肝付太郎殿并磯永殿・我等、外ニ取払平田清太・田中源兵衛、掛り加藤兵八どの、御用聞業師甚兵衛・桑原次郎左衛門等罷出、御賄等

被成下、夜入時分各退散候、我等・磯永殿・肝付殿者泊ニ而候事、

一今日より諸入払等惣而取払へ取扱有之様詳ニ申入、御在金七拾貳両三步三朱と錢六百八拾四文相渡候、一今日より出勤有之候、同席中へ、当局御趣法向之儀共未御治定ニも不相成、日々其宜きに随ひ治定不相成候而者不叶事ニ付、存寄等者少しも遠慮なく被申聞候様、我々兩人創業より被掛置候坏と御遠慮有之而者決而不相濟、尤、当世不容易砌ゆへ、一日も早く御生財之道不相立候而者不相濟事ニ付、御互ニ紛(粉力)骨碎身相勤可申趣詳ニ申入置候、

一鑄錢用之吉田土、貳百俵丈取納有之候、此節迄者郡奉行方計ニ而取納有之候、受取相渡候事、

一鑄錢者明五日より相初候賦之事、

一江戸職人共へも御酒等被成下、諸工人共へも同断之事、

一鑄物師頭取千葉助十郎・浜田平右衛門等も明五日より鑄造相初ニ付、泊為致手当向無残所為取計候事、

癸亥正月五日、照、

一 磯永殿・肝付殿・我等昨日より詰通ニ候、未明より
鑄造方之手当申付候、朝渡置候母錢改いたし、今日
一組ニ付母錢六拾枚ツ、湯道竿四本ツ、拾組分
相渡事、人数も拾人ツ、都合式拾人相重候、銅千五
百斤渡し候、

一 去年十二月廿二日開業之当日より同廿八日迄、惣鑄
立昨日決算ニ及候処、八万六千九百五拾四枚之鑄立、
錢ニして八千六百九拾五貫四百文、九貫文金ニシテ
九百六拾六兩貳朱ト貳百七拾貳文丈ケ之出来ニ而候、
一年内ニ鑄立錢極印打せ取払へ本帳取仕建させ候千九
拾八枚、錢ニシテ当百貳ニ而百九貫八百文ニ而候事、
一 今宵者肝付太郎殿・小山田勘兵衛殿・我等泊ル、工
人頭浜田平右衛門も泊候事、明日より鑄立方精魂ニ
而為致度、一日丈ケ試候筈ニ申渡候事、磯永どの者
年内より泊通しニ而、昨日帰家有之候事、

（癸亥力）
壬戌正月六日、曇天、

一 二九御用部屋より御用申来、一刻御暇ニ而罷出候、

磯永殿ニ者未明に出勤有之候、今日より銅貳千斤之
吹込為致候事、

一 昨五日之鑄立、東鑄物方七千三百貳拾六枚、西組七
千九百七拾三枚ニ候事、

一 大鐘時分御暇退出候、

癸亥正月九日、曇天、

一 四過比より磯へ出勤、松岡十太夫殿へ参ル、御用談、
七過比より出勤、今宵泊、湯池休左衛門殿・肝付太
郎殿泊ル、夜入時分より雨フル、昨日より今日迄兩
日鑄錢精魂働試為致候、兎角精魂なくて者人氣進兼
候間、不日ニ精魂相初度、磯永殿と賃錢究之評議算
当方ニ而候、

一 湯池殿者朔^{（昨力）}今之知人ニ而、今宵者篤と是迄之御趣法
向等嘶いたし置候事、

癸亥正月十日、照、

一 昨日より詰通候、磯永殿・肝付どの・我等三人ニ而
鑄造方請負ちん錢、其外目摺・縁摺・仕掛・極印打

等之ちん錢究之評義及深更候、肝付殿者已前銃藥方にて暫時同席いたし鎖実^(沈カ)之人物ゆへ、当掛ハ我等より相願候処算用も宜敷、万端誠実ニ心掛給り仕合ニ候、

一 六日鑄立、東西ニ而壹万九千五百八拾壹枚

一 七日、貳万三千六百八拾壹枚

一 八日、壹万九千七百五拾四枚

一 九日、壹万四千八百三拾七枚

右之内六日・七日・八日、三日精魂ニ而鑄立為致候、いつれ此通ニ無之而者難相成事と存候間、追々其段伺出相初度候、

癸亥正月十一日、快照、

一出勤掛御趣法方へ出、江戸職人共御場所近辺へ御長屋出来被召置度、左様無之而ハ取締行届兼候ニ付、早く其筋ニ被仰付度伊知地^(伊地知カ、貞誓)壯之丞へ申出候処、尤之事ニ付其筋有之度被申聞候、

一 大山格之助殿・伊知地正治殿鑄錢方拜見ニ被参候、^(綱長)
今日例年之通御役替有之候、琉球在番奉行相良治部^(長卷)

へ被仰付候、当分之在番者伊集院静馬殿なり、

亥正月十三日、照、

一出勤、今晚泊り磯永殿・肝付殿兩人ニ而候、我等も泊ニ而候、此度府下酒屋職を真幸五ヶ郷之内へ被引移候御内意有之、我等全体建言いたし置候趣ニ而取調方被仰付、下町酒屋田代治右衛門と申もの内々呼出、酒造之次第聞届候、詳ニ以書付申出候様相達置候事、

一 磯永殿・肝付殿一同、鑄造方尚盛大ニ致趣取しらべ方ニ而候事、

亥正月十四日、照、

一 昨日より詰通、出勤人数脇岡五郎太殿・湯池休左衛門殿・肝付太郎殿・小山田勘兵衛殿・磯永喜之介殿・我等なり、取払ニ者平田清太・田中源兵衛殿、最上才ニ二者出勤無之候、

一 七時分より伊集院平治殿・伊知地壯之丞殿出席有之候、伊知地より被申聞趣者、当局より諸御払出之金

銀錢共御払之節々、壹貫文ニ付六文宛之割を以掛り
錢上納為致候様可仕、右者川上久美式部殿より御口達を以御
差図有之間、帳面等いたし置、明十五日より其通上
納可為致旨被申聞候、左候而、掛錢之内凡八百兩程
当坐へ残置、右者掛見聞役へ時々御心付用、又者諸
職人へ臨時之被下方用ニ被仰付候間、格護いたし置、
其余者屯次第二端書相添、御趣法方へ差出候様可取
計と之趣詳ニ被申聞候、

一 右御趣法方へ差出候様者、此度飯野之内へ御種人參
御植付之筈ニ而、右御本手ニ被宛行賦ニ御内定有之
由、此御趣法向者、先日より中山殿・伊地知殿へ建
言いたし置候事有之、拾年之後者別而御国益可相成
事ニ被存候、

一 伊知地殿より被申聞二者、天神社下海辺へ御先代様
思召を以干寄付方被仰付置、年内鑄錢方御取建之時
分より御再興ニ相成候得共、干寄付候義埒明兼候付、
先日より取しらべ申出趣有之処、是以申出通干寄付
候様可仕旨、式部殿より御口達を以被仰渡候段被申
聞候、右者我等見込之法にて、西洋法ニ而干寄付候

様いたし度存慮ニ候、

一 江戸職人共被召移候居宅御出来方之儀、掛り町年寄
共より敷数等取しらべ絵図面取仕建申出候間、伊集
院・伊知地へ及相談候処、申出通之敷数ニ而可宜候
間、地面御取入決定之上者早々出来いたし為引移為
致安心候様被申聞候、図面者御作事奉行へ相渡候事、
一 鑄錢方御囲内へ地かね格護用之板蔵式ケ所出来方之
儀申出候処、地場立会見分いたし、明日より早々取
付有之候様御作事奉行へ相達候、

一 出来錢納方之儀、今日中村新介より御問合被申遣趣
者、島津久昌大藏殿より金藏へ時々出来次第船ニ而差廻候様
御達有之候、尤、荷作又者上荷船手当等之儀者、此
方より手当いたし可差廻と之趣ニ候間、右ニ基キ伊
集院・伊知地ニ申出ハ、船手当者素より此方より申
付、荷作も其通ニ而、此方より通帳取仕立、付役壹
人・人足頭一人ツ、才領申付可差廻、壹俵ニ付式千
枚程入ニいたし、重サ凡九拾四五斤ニ可相成候間、
米壹石位之荷を馬壹疋分と見而、其通治定可致置旨
申出置候、

一今日迄之極印打之錢、十二月廿二日開業より凡三千兩余ニ及候得共、仕揚等手間取ニ而貳万枚余之極印ニ相成、九貫文金ニシテ貳百七拾兩、明日方指廻手当ニ而候事、右兩人ニも御趣法向嚴重無手拔速ニ治定之儀、別而感心ニ而候、未十分之治定ニハ無之得(候脱力)共、半者治定いたし少しハ安慮ニ而候事、兩人も夜入時分退出せられ候、我等ハ泊ニ而候、

癸亥正月十五日、照後曇天、

一昨夜より詰通ニ候、磯永殿・肝付殿・我等一同泊、出勤人数肱岡殿・湯池殿、取払田中原兵衛殿、一朝潮に上荷船より出来琉球通宝金藏へ差廻候、付役一人・人足頭一人・定人足四人召付差廻候事、金藏詰見聞役杵寢覚太郎殿通帳ニ請取証印ニ而被受取候事、

一昨日伺済之地かね藏、拾貳敷拾八間ニ治定し、今日より地引ニ取掛候事、

一明後十七日より西鑄物場へ人数建込賦ニ候、十二月廿二日開業当日より東鑄錢場へ西組浜田平右衛門組

之人数も打込ニ而細工為致置候処、十七日より初より之定通東西に分ち、東組千葉助十郎組ニ鑄物師共貳拾五人、西組浜田平右衛門方ニ貳拾五人入レ込手当ニ而、母錢杯其外諸器械帳面ニ付ケ相渡候、諸道具類も厳密ニ焼印為打、頭取共之帳面ニ記し本帳と掛印にて相渡、相損候節ニ者時々引替之筈候事、一式部殿より被相渡候御書付之写

琉球通宝

但、裏ニ当百之文字、

右者琉球為通融、

公義御届之上、此節御鑄造被仰付候付、

御領国中之儀茂通融被仰付候条、壹枚ニ付百貳拾四文ニ而、今日より御藏之入払者勿論、諸人取遣候様被仰付候、此旨支配中江申渡、奥掛・表方へも相達、諸郷・私領江茂可申渡候、

正月十三日

式部

右之通、文久三年癸亥正月十三日被仰渡也、

癸亥正月十六日、快照、

一昨日より詰通、磯永殿・肝付殿一同泊ル、出勤人数
脇岡殿・小山田殿・湯池殿、最上殿出勤なし、

一定之通り金神祭二而鑄造并諸工休日、御囲内等掃除
方法之通此節より相初候、三百人余之人数二而草
払・掃除等相済、干寄付場へ御囲内二取あらし有之
候、塵あくた類為捨候、諸工休日二者候へ共別段之
取訳を以、毎月十六日一日者押並ニ、上下二不拘式
百文ツ、之ちん錢被成下筈二初より相定置、今日其
通申渡事、諸工人者八半時分掃除方相済、母錢并ニ
渡付之器械改方いたし暇遣事、尤、毎月十六日此通
之規定ニ候事、

一掛中へ酒肴被成下、併不容易場所故多飲者相禁し、
其代りニ御賄一度被成下賦之治定いたし候事、七時
分より磯永殿・肝付殿・我等者御暇退出、脇岡殿・
小山田殿泊りニ而候、今日神祭日之式、一昨日松岡
殿を以端書ニ而相伺、都而伺書之通被仰付候間、御
帳面ニ記置事、

一金神祭式二者佐藤但馬守罷出相勤候事、祭料白米壹

升・賽錢百文・菓子・菓物・鮮魚貳頭之拱之筋二相
定、神職へ者金子百疋ニ神酒其外拱物被成下候事、
四時分但馬守罷出、祭式并鑄物所其外諸局又者山
神・水神・地神祭為致候、已来逆も此通之規定ニ候
事、夜入時分に帰宅いたし候事、

癸亥正月十七日、晴、

一四時分より出勤候、磯永殿・肝付殿・脇岡どの・湯
池殿、取払田中源兵衛・平田清太殿、九時分より御
用取次中山中左衛門殿・松岡十太夫殿・伊知地壮之
丞殿出席有之候、^{（実書）}中山殿二者当局御創建後初而出席
有之候、初発より取扱之方ゆへ何事も無遺漏相整候
付、別而被欽候、明日も見聞之形行

御両殿様江言上可仕旨被申聞候、七時分退出被致候、
夫より集成館へ出席有之候、

一先日より以書面申出置候鑄造方并縁摺・目摺・仕揚
極印等之諸細工、明十八日より精魂細工可為致旨式
部殿被聞召置候間、可相初旨被申達候、則書付を以
鑄物方頭取千葉助十郎・浜田平右衛門へ申渡、向々

候一件之調書差出置候、

へも為申渡候、いづれも欲入候事ニ候、右ニ付鑄立方ニ者、上錢拾枚ニ付手間料拾六文ツ、次錢者右より三わり引ニ而、拾枚ニ付拾壹文ツ、之手間料可

被相払旨申渡候、鑄立方者先比於御城内試もいたしたる事ゆへ、往々も此通ニ而可宜候得共、目摺・縁摺等者不手馴ゆへ、今少し取馴之上受負細工相初賦ニ候、

一江戸職人共被召置候居宅之儀者、当分細工所ニ相成居候古家を引直し、住居被仰付候方可然旨申出候処、其通ニ而可然旨被申聞候、

一此やう鑄立方等者盛大二手を付候得とも、銅地かね手当更ニ見止無之、就而者当世態御入用巨大之折柄ニ付不相決訳、併し御取入之道ハ手ニ付様も可有之候へ共、金子御払底ゆへ兎角天保錢を密造いたし、夫を他邦へ被売出、銅其外之地かね御取入有之度と之御吟味ニ而、母錢早々手当有之度被申聞候、將又当局も御手細ニ有之候付、龍洞院を此涯被相疊、其跡ニ鑄立場被召建度中山殿へ申出置事、

一先日より取しらべ方ニ取掛置候真幸郷へ酒屋被召建

亥正月十八日、雨天、

一昨晚方より大雨ニ而候、昨日より詰通也、磯永殿・肝付殿ニ而候、我等も泊ル、

一十七日鑄立、東西両組ニ而三万四千貳百三拾貳枚、

一今十八日精魂鑄立相初候処、東西ニ而三万七千三百拾六枚也、

一昨十七日より東西共ニ鑄物師相重、一局ニ拾組ニいたし東西貳拾組、人数百人分之鑄立ゆへ、銅之払も相重候、殊ニ今日より精魂にて人々精力を尽し候、今暫時手馴候上者出来可相重と被存候、

一四時分より伊集院平治殿・松岡十太夫殿出席被致候、先日大坂より安田轍藏手當いたし置候由ニ而積廻候白蠟、所謂白味かねを江戸職人源吉へ吹試申付候、一二九御用部屋より以問合申来趣者、極印打方者見合置、別ニ印形御吟味可相成候間、当分之極印御見合相成候間、可差出旨申来候、其通ニ取計、磯永殿極印持參被差出候事、

一 一昨日より鑄立人数相重、殊ニ精魂ニ申付候処、銅之払出も一日二千三百五拾斤ニおよひ候、其他鉛・錫・鉛丹者老割之賦ニ而相渡候、此やう之払高二而者、当分之見当之銅ニ而者当月中之仕高も不足いたし、此末如何可致哉、今日も詳ニ松岡どのへ申出置候、

一 江戸職人拾人之もの共被召置候宅地者、加治木別荘脇ニ有之候北郷作左衛門別荘地御買入之上、御造立有之度旨伺出置候処、申出之通被仰渡候段、中村新介より以問合被申遣候間出張、御作奉行^{（事脱力）}へ掛合、早々地引等被取付候様申達置候事、

癸亥正月十九日、照、

一 昨日より詰通し、肝付殿・磯永殿・我等なり、一湯池殿・脇岡殿・小山田殿被申二者、見役中泊り詰之儀、諸向之通繰廻、非番・当番・泊等相立候者如何可有之哉之旨相談被申候、我等之趣意者、其通ニ御治定ニ相成、法之熟したる勤場等者非番・当番等にて御暇等もいたし、自分之勝手ニも可相成候得共、

当局者創業より未僅之日数、殊ニ追々盛大ニ不致候而者当今之世態御入用も不少事ニ付、御創業之詮も有之間敷、国家生財の根本ニ而候へ者、たとひ御治定相成候共、外々之通次渡仕事ニ流候而者御趣法不連続之基ニ候間、此涯者勿論、掛中昼夜之詰切ニ而精勤有之度存候趣申入、松岡殿・伊集院殿も夫ニ同意被致候、庸人と云ケ様に気ぬるき事抔被申者笑止之至ニ候、磯永どの・肝付殿者昼夜相詰度と之趣意ニ候、創業之事者は迄数十年之熟局通ニ而者法も建兼のミならず、未廿日余りニも不至、大局に非番・当番等之因循なる事ニ而者決而不相濟事ニ付、少し者強く論破いたし置候、

一 七時分より最上殿一同退出候、天神下へ帰り掛候処迎之人参り、

太守様御乗廻^{（忠義）}ニ而鳥越筋より丁度鑄物所へ御立入之由ニ付走帰候処、日記所庭へ被爲入、出来錢等御覽被遊候処ニ而、其儘

御前へ罷出、御供之御小納戸岸良七之丞へ御入難有奉存趣申出、夫より種々御尋之趣有之、我等御答申

上候、夫より西鑄物所之様御手引申上、型踏方之体をいたさせ、何卒後日御都合を以昼前より御入被下様、左様御坐候へ者現事鑄造方御覽被下度、朝五時分より相初、九時分ニ者相仕舞申候趣申上置候、夫より西型場之様御案内申上、大鐘時分御帰殿被為遊候、

一 今日後より御本丸御乗出、加藤権兵衛所へ不時ニ御立入、劍術御覽有之、夫より後迫之様御乗廻磯へ鳥越筋より被為入、夫より祇園台場又者神明宮江御参詣も有之、夜入時分御帰殿為有之由、

一 岸良七之丞より申聞趣者、今日ハ御乗廻より丁度被為入候付、御囲内都而者御覽不被為遊、追而御寛々表向ニ可被入候間、左様可相心得旨被申聞候間御礼申上候、尤、創業之事ニ而ケ程迄盛大、又者万事全整候者未相成間敷御考之処、尽力之程御感し被遊と之趣被仰出、難有次第二候、近日又々表通に御入も可被遊と之御事も被仰出候、

一 御直ニ御尋之趣者、当分之仕掛ニ而一日ニ何程之出来高二及候哉被仰候間、只今ニ而者鑄物師共も賦通

より者少人数ニ而、日々拾人式拾人計ツ、相重候、惣人数相充候者、一日ニ四千両程者出来可仕之手当仕置、当分ニ而者一日漸五百両位之出来ニ御坐候段奉申上候処、一日ニ四千両も出来いたし候者別而仕合之至と之仰ニ候、

(頭注「太守様御入り」)

一 地かね之手当者如何取計候哉と御尋ニ付、是以御趣法方ニ而心配仕候、当分之見込ニ而、一ケ年ニ凡式百万斤も無御坐候而者難相済旨申上置候、

一 諸職人者何程召仕候哉御尋有之、惣人数四百七拾人余召仕、追々充分鑄立之節者、式千人程者召仕不申候而者相済間敷旨申上候事、

一 夜入時分最上殿同道帰ル、永吉へ参ル、及深更候事、

癸亥正月廿日、照、

一 朝鑄物方掛り、下町年寄長崎孫太郎・同年行司山崎次太郎参ル、昨日山崎ニ者掛被仰付候旨届申出候、下町年寄小山宗兵衛・長崎喜兵衛も掛被仰付候届申出候、

一 十九日鑄立、四万三千九百四拾壹枚

一 今廿日、金藏江壹万式千枚差廻候事、

一 今日御藏在合之銅取しらへ候処、式万式千六百六拾斤程ニ而、早々御手当相成候様御趣法方へ申出候事、
一出勤人数肱岡殿・肝付殿・磯永殿・小山田どの・湯池殿、最上殿者不快ニ而出勤無之候、大鐘時分御暇いたし退出候事、

一 昨日通鑄造方為致候、

癸亥正月廿二日、照、

一 四時分鑄物所へ出勤いたし、昨廿一日者不快ニ而出勤不致候、出勤人数最上殿・肱岡どの・小山田殿・磯永殿・肝付殿・我等なり、磯永殿・我等之泊り也、
一 今廿二日鑄立、四万三千六百三拾八枚也、

一 御前様（ママ）并暉姫様今日江戸より御光着、伊集院苗代川御泊ニ而今未之刻御本丸へ御着之由、昨日御着之筈候処、苗代川にて少々御不快ニ而中一日御逗留、御手当向別而相違いたし不都合ニ為有之由、

御前様二者

（齊彬）
順聖公御前様より御讓之朱唐傘為御持被成、御行列

美麗にて千石馬場筋御通、筋へ罷出候人夥敷為有之由、式百年來 御前様御在国之儀無之、誠ニ稀代之事ニ而男女罷出奉拜し由、方今之世勢江戸ニ而者旁懸念之事候処、御国中一統安慮のおもひをなせり、

亥正月廿三日、照、朝霜、冷甚し、

一 昨日より詰通、最上殿・磯永殿・我等ニ而候事、

一 北郷作左衛門殿別荘地、江戸職人共被召置賦ニ而家作敷数図面出来、今日御趣法方へ差出候事、

一 先日大坂より積廻候白蠟と云金、江戸職人源吉と申ものへ吹試為致候処、十分之品ニ不相成、猶又近日中二川野仲太郎へ吹試為致筈候、昨日之試ニ者正銅六拾斤に錫・鉋丹五分ツ、加へ為吹候、

一 中島清左衛門へ為引移料金拾五兩被成下候旨、中村新介より以端書被仰渡候間、名代佐野仲藏へ引渡候、御札者明日当人罷出申出候様加藤平八を以申渡候事、
一 御趣法方より御用有之罷出候処、琉球通宝極印打方先日二丸より御達之通、御手許より極印壹本被相渡、追々数本可被相渡旨も伊知地壯之丞より被相達候、

尤、已前者天保錢ニ似寄候様と之吟味にて桐之頭之

印為打來候得共、此節よりサの字を相用候様被仰付

候、明日より此極印にて為打賦ニ候、是迄出來候錢

三千兩余者桐之頭之印為打候、後々疑敷事も可有之

候得共、右通之成行ニ而候事、

一 今宵者最上殿・我等兩人泊り、磯永殿・肝付殿御暇

被歸候、肱岡殿・小山田殿者大鐘時分退出、

一 今廿三日鑄立、四万三千百三拾八枚也、

癸亥正月廿四日、快照、

一 昨日より最上殿一同泊り、

一 極印打方今日より精魂ニ申付、昨日被相渡候サの字

印為打候事、

一 戊十二月廿二日開業当日より亥正月廿三日迄之間、

惣鑄立琉球通宝五拾五万六千七百貳拾四枚

錢ニして六万九千五百九拾貫五百文

金ニシテ七千七百三拾三拾貳兩壹步ト

錢貳百四拾八文

内、錢五万貳千百貳拾四枚

錢ニシテ六千五百拾五貫五百文

金ニシテ七百貳拾三兩三步貳朱ト

錢六百貳拾四文

右壹行、時々金藏へ差統高二御坐候、

差引残り

鑄立錢五拾五万四千六百枚

錢ニシテ六万三千七拾五貫文

金ニシテ七千八百壹步貳朱ト

錢百八拾四文

右者、去戌十二月廿二日御座建当日より亥正月廿三

日迄之間、日數貳拾五日分之惣鑄立并極印打調、金

藏へ差統、又者当坐へ残り高二御坐候旨、以書付御

趣法方へ差出候事、

右之内、桐之頭極印打調候貳千七百三拾兩文ケニ而、

其後者此節被相下候サ之字之極印打調候段も申出候

事、

一 七時分より伊集院平治殿・松岡十太夫殿出席被致候、

來ル廿八日御家老衆・若年寄衆・大目付衆御見分有

之筈ニ候間、手当向之儀共被相達候、此度者当局初

而之御見分ゆへ御坐建之振合を以、昼一度壹汁式菜之御賄被成下可然と之趣ニ而御用聞へ手当申付、跡以御代払いたし可然旨も兩人より被相達候事、先日太守様御乗廻より御入有之候付、御三役方も御不案内ニ而者不相済と之事ニ而、差急キ御見分被仰渡候旨も被咄聞候、

一來月朔日より鑄物師相重、鑄立方可為致吟味之趣共其外種々申出置候、大鐘時分被退出候事、今宵者磯永殿・最上殿・我等泊ニ而候事、

癸亥正月廿五日、快照、

一昨日より詰通ニ而候、

一昨廿四日鑄立、四万九百貳拾五枚

一極印済錢貳千枚金くらへ差廻候事、

一極印打場所者は迄日記所裏坐ニ而為打來候処、場所昨日までニ成就相成、今日より定候場所へ為引移候而、是迄之通我等繰廻ニ而一人ツ、場所へ相詰候事、

（頭注）「五什組ヲ立ツ」

一此節御城下六組五人組合いたし申出候様被仰渡、我等事者三番組小組三番ニ而候処、此度惣体方限分ケ

を以組替被仰付、上下あら田・上之園より郡元村等者四番組ニ相成、已前より者諸所入交り、上方者五番・六番之ニ組ニ而諸所入交り、下方者一番・貳番・三番・四番ニ而候、我等事者詰通ニ而、磯永孫四郎殿より世話ニ而、最上才二殿・磯永弥九郎殿・川上孫右衛門殿・芝山貞之進殿・我等之組合ニ而申出給候段被申遣候事、

一高見馬場より西北

一番組

一新上橋より草牟田・常盤方限

二番組

一高見馬場より東南

三番組

一高麗町・あら田・中村

四番組

一豎馬場より西南

五番組

一豎馬場より東北

六番組

右之通六組方限被相替候条、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方へも可相達候、

亥正月

式部

一小番・新番・御小姓組打込、拾五才已上六拾才迄五

人組致し申出候様被仰付候、左候而、可成丈ケ者同組ニ而組合候様被仰付候、

但、他行其外伍人之内一人ツ、者不苦候得共、式人者不相成候、

一 寄合已上たりとも、二男・三男者小番ニ準候面々者諸士同様組合被仰付候、

一直触以上奥向之儀者組合不被仰付候、

一 三年ニ一度ツ、組合出入之調被仰付候、

右之通被仰付候条、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方へも可相達候、

正月

式部

右之通癸亥正月廿一日被仰渡、則より五人組いたし申出事ニ候、然るに行跡不宜人々同組ニ被否候人も有之、大込之由ニ取沙汰申候、

癸亥正月廿六日、

一 昨日より詰通ニ而候、七時分最上殿同道御暇候事、

一 鑄立方昨日之通ニ而候事、

亥正月廿七日、晴、

一 夜明ケ時分より出勤致候、今日御三役方鑄物方初而御見分ニ而手当向之事、昨夜者磯永殿・肝付殿泊ニ而手当事共無手拔候事、四時分より上下町御用聞共罷出候、御賄者下町掛年寄長崎孫太郎・同喜兵衛・小山宗兵衛、年行司山崎次太郎等へ取計申付候、上町より者西村六右衛門・酒匂十兵衛等相動候事、
一 鑄立之手都合者九時分より吹キ立させ候、毎者朝六時分より相初、八時分ニ者終り候へとも、八時より御三役方御下り候筈故時刻見計候事、

一 八時分より御趣法掛御用人向井新兵衛・中村新介、同掛席松岡十太夫・伊知地壮之丞、御金方御趣法書役兼務中村吉左衛門、書役堀清左衛門・白石八左衛門・鎌田市兵衛、御家老坐書役畠山吉次郎・堀平左衛門、御勝手方御家老坐書役吉村才之丞・和田孫右衛門・日置半兵衛、大目付坐書役竹内勇藏・湯池作右衛門、其外多人数之出席ニ而候、鑄造方并諸工見物被致候、

一 八後より御家老島津大藏殿・川上式部殿・川上但馬^{（欠連）}

殿、若年寄島津出雲殿、大目付川田將監殿・高橋縫^{（久平）}
殿^{（德）}御出席有之候、御賄被成下、夫より鑄立其外御
見分有之候、御囲内無残所見分有之候、夫より東御
門より暫時者集成館へ御越被成候、大鐘時分いづれ
も退出有之候、

一我等其外一同へ金子五百疋取払、兩人へ者三百疋、
付役へ者百疋、職人頭取へ者弐百疋、為御褒美被成
下候、

一我等事者此内より齒痛ニ而今日共者殊ニ難儀致候、
御役々引取有之と直ニ伏入候、今宵者磯永殿・肝付
殿・最上殿・我等之泊ニ而候事、

一去年戌十二月廿二日より昨廿四日迄之間、鑄立高井
時々金くらへ差廻候員数、又者銅其外地かね在合高
取しらべ申出候事、

癸亥正月廿八日、快照、

一昨日より詰通候、先日より齒痛ニ而甚難儀なれとも
御三役衆御見分ニ付、忍ひ居候得共昨夜より難堪、
殊ニ終夜安眠も難調候付、四時分御暇退出候、最上

殿同道候途中ニ而難堪候間、桑原次郎左衛門所へ立
寄り休息いたし候、鍼医を頼鍼治いたし、歩行ニ而
者難婦駕籠より帰宅候事、終夜痛ミ通し、安眠少し
も難出来候、

亥正月廿九日、照、

一至今朝少し者快キ方なれとも寸切と無之、鍼医川野
玄斎頼候、見舞之人多し、

癸亥二月朔日、照、彼岸ニ入ル、

一出勤不致在宿、齒痛少者快く候、

一磯桜今日共華盛之由、見物も夥敷候、

亥二月二日、晴天、

一昨昼時分より快方ニ候、食事も進候、夜入比より有
川喜左衛門殿入来、最上殿并池田武八并江口藤太郎
参ル、昨日より蜚を用ひ刺絡を付ケ候へ者快く候、
一今日暉姫様其外様御花見ニ磯へ四時より被為入候よ

し、琉人も華見ニ出候よし、大鐘時分御帰殿之由、初而之御華見、殊ニ琉人之華見者毎も賑々敷ものにて御楽之由ニ候、

亥二月三日、照、

一至今日別而快く候、朝最上殿并上町年寄鬼塚莊助参ル、夜入時分より永吉へ参ル、主殿殿事者今度

(島津久繼)

三郎様御上京御供被仰付候よし、右ニ付当時柄之事ニ而旁吟味事も不少候、

亥二月四日、照、

一至今朝快気故、四時分より出勤候、出掛ニ御趣法方へ出候、当分御金繰六ヶ敷候間、通宝精々出来増候様中村新介より分而被申聞、此上者諸家々細工所差急キ出来可致、其段御作事奉行へ御達被下候様申出置候、

一江戸職人佐野仲藏・富永隼介兩人より在所飛彈^(彈カ)へ差出候書状式通、加藤平八より我等へ差出候間、御趣法方へ差出置候事、開封いたし見届候処、何も如才

無之訳ニ付、在所之様可差遣旨加藤平八・西村六右衛門へ相渡候事、

一出勤人数者、小山田勘兵衛・脇岡五郎太・肝付太郎・磯永喜之介・我等ニ而候事、

一下町掛年寄長崎孫太郎・同喜兵衛・小山宗兵衛より、銅地かね三百五拾斤余差上切仕度申出、地かね上納いたし候事、

(頭注)「銃器・梵鐘ヲ鑄錢料トス」

一御兵具方へ御在合之古製大砲式百目砲三挺・百目抱筒七挺、其外陣鐘・半鐘或ハ銅彈等、鑄錢地かね用ニ被相渡旨、先日より以書付申出置候処、御兵具方ニ而も不用ものニ而差支無之段申出候間、御手許御用ニ相成、今日磯永殿ニ丸御用部屋へ被出被相受取候、甲州流ニ而出来相成居候陣具類、此度都而破壊ニ相成候、其製作者美麗のものニ而崩も惜キ程ニ而候、古島津中務杯之代ニ心力を尽せしものも唯一時ニ禿し候も不思議之ものなり、

一於横浜御取入相成候蒸氣船永平丸大坂へ被差越置、(頭注)「婦船永平丸沈没」(清應)
此度御家老小松帶刀・御用取次大久保一藏大坂より(和通)
乗組、御国之様帰帆之処、正月廿三日大坂川口出帆、

同夜夜半比に播州明石潟地方を蒸氣を以て走行候処、
 暗夜にて水先不相知、明石之地方より拾町程沖ニ有
 之暗礁へ乗掛破損致、無程水船ニなり危殆之事ニ候
 由、明石之内垂水と申所之沖合ニ而、其暗礁長拾間
 計も有之乗掛候、其音雷之如く地方之人々驚キ候由、
 船之中程まで礁に乘上ケ船底を破り、甲板下者直ニ
 水入に相成候由、乗組之人々漸くニして甲板へ逃出、
 辛ふして助かりし由、誠に不念之乗方ニ而候、兼而
 此処者差知候場所なるに、暗夜に地方近く蒸氣船を
 走らす者何とも粗忽之至にあらずや、船乗頭者橋
 口源右衛門・宇宿彦右衛門杯之由、全体規則もなく
 大和船乗前よりも一段粗略ニ有之由ニ承及候処、果
 して此難におよひ候、御船者逆も用立丈ケニ無之由
 ニ候、惜キ事ニ候、七万兩余に御取入有之、代料者
 公儀より御借入相成、御返済も無之由、残念之事ニ
 候、加之

三郎様御発駕前御乗船之御見当ニ相成、急ニ而被罷
 下候処礁と御見当違、笑止之事ニ候、

一 今七時分蒸氣船壹艘入津、此船より小松・大久保被

罷下候、明石ニ而破損すると直に大坂之様兩人共被
 走帰、公義御船兵庫参居候を御借受ニ而被罷下候よ
 し、都合者先ツ宜敷候、夜入登城被致候よし、我等
 事者永吉へ参ル、大山格之助殿・伊地知壮之丞殿参
 会、及深更候、

一 三郎様御上京ニ付当地御発賀、^{（駕方）}来ル廿八日と被仰渡
 候、此度者御供人数等も過分ニ被召列筈ニ候、

亥二月五日、照、

一 出勤掛御趣法方へ出、下町人長崎武八郎・小山宗兵
 衛自身失脚ニ而越前表へ銅地かね過分在合之段承得、
 買入度旨以書付申出候間、願書伊知地壮之丞へ差出
 置候事、

一 初より打方致来候桐之頭極印七本不用ニ相成、御趣
 法方へ端書相添差出候事、

一 出勤人数最上殿・湯池殿・肝付殿・磯永殿也、

一 昨四日鑄立、四万五千五百八拾六枚

一 去ル三日、四万貳千六百三拾六枚

一 去ル二日、四万九拾八枚

一 去ル朔日、四万五千三百三拾七枚

一 昨冬十二月廿二日開業より正月廿九日迄之間、物鑄立等左之通り、

鑄立錢七拾七万百七拾六枚

錢ニシテ九万七千三百九拾七貫文

壹枚ニ付百貳拾四文替

金ニシテ壹万八百五拾壹兩三步貳朱ト

錢百貳拾四文

極印濟錢八万九千貳百五拾枚

錢ニシテ壹万千百五拾六貫貳百四拾八文

金ニシテ千貳百三拾九兩貳步壹朱ト

錢百八拾四文

右通、戌十二月廿二日より亥正月廿九日迄之間之出来高ニ有之候事、

癸亥二月六日、曇天後雨、

一 昨日より詰通、最上・肝付殿・磯永殿・我等也、八時分最上殿一同御暇退出候、七時分より雨にて煖ニ而候事、

一 先日小松殿乗船ニ而被罷下候公義蒸氣船、今朝未明に出帆いたし候、外車之船にて余程之早船にて候、一昨五日之鑄立、四万千九百貳拾七枚

亥二月七日、雨、煖、

一 出勤不致在宿候、朝磯永殿入来ニ而助務頼置候事、

一 川内之田代太左衛門并嫡子勇助、肥後熊本へ銅買入方として差遣置候処、先日罷帰候段届申出候、右ニ

付彼地之説を聞ニ、越中守様去十二月廿三日発足、(細川留邦)

上京被成候由、長岡監物被召列たるよし、舍弟定之助殿ニ者当分滞京中にて、去十一月末比ニ参内も被

致候由、此定之助殿者当越中守殿之為ニ者弟分ニ而他腹之子なるよし、若年之時分より喜連川へ養子ニ被参居候処、出来能キ人ニ而引取、当分者專国政を取り居られし由、

一 今日御旗本人數之調練有之、雨中難儀ならん、

一 四時分より最上殿入来、七時分より川畑宗之進殿・磯永弥九郎殿・前田杏斎殿入来、深更まで快談、雨甚敷ふる、此通暴雨風ニ而者桜も落散候半、

亥如月八日、曇天、

一出勤不致在宿候事、此度兵庫沖合ニ而暗礁ニ乗掛候
蒸氣船永平丸破損ニ而、

御上京ニ付間ニ逢兼候間、長崎へ御取入之御手当ニ
相成、竹下清右衛門・御用部屋書役税所容八蒸氣船
より極急ニ而被差越候、売船之有無も不相知候得共、
押掛ニ被遣候、どふそや売船あれかしと被存候、
一此節小松殿大坂より御借入乗廻されし蒸氣船者、元
来幕府船ニ而当分筑前へ御預ケ之御船なりし由、御
謝礼も相応に可有之と申事ニ候、

一兄上様御事、今日より向潟諸郷へ硝石丘御取建付、
桜島御差入ニ而御旅行被成候、御同行者税所四郎左
衛門殿・門司為兵衛ニ而候、

一七時分より唐湊永吉別荘へ遊參、來会之人数者、重
久玄碩殿・同快阿弥殿・野村新悦殿・最上齋二殿・
松元次右衛門・磯永弥衆・我等なり、小林堤村へ焼
物取建之筈ニ付、種々吟味ニ而候事、

癸亥二月九日、朝霞後雪、冷氣甚、後快晴、北風、

一出勤掛御趣法方へ出候而、仕上方并目摺方之ちん錢
重被相重度旨、先日以書付申出候処、御家老衆御聞
置ニ而申出通被仰付候旨、松岡殿より被相達候、磯
へ出勤、以書付鑄物方頭取千葉・浜田へ申達候事、

一先日より以口達申出置候日州米良領之山を踏切ニ而
御買入ニ相成り、鑄物方地かね御買入等之方ニ被振
向置候御手山被召立度趣詳ニ書面ニ仕建、伊知地壯
之承殿へ差出候、尤、先日より種々内評者伊知地
殿・松岡殿へ論談いたし置候事ニ候、右書付者別ニ
留置なり、

一九時分より蒸氣船老艘相見得候付、沖之小島遠見所
より夷国船と見違ひ、相図之狼煙を揚ケ相図砲も打
立候付、諸所遠見所より相図砲又者狼烟を上候付、
府下大ニ混雜いたし、御役々其外出張或者登城相成、
或者御手当被仰付置候人々者鉄^砲鎗を携、台場へ走付、
或者御城下ニ走付大騒動におよひ候、定置られ候通
蒸氣船よりも相図を打候付、無程鎮靜いたし御引取
ニ相成候、右者、先日小松殿大坂より乗船被致候筑
前之船を、蒸氣船より竹下清右衛門杯を長崎迄おく

り、早々帰帆之船ニ而興之酔たる次第なりし由、併
当分近々暎国船入津も可有之勢故、此内より御手当
も大キに有之、遠見番人共粗忽ニ出候事と取沙汰有
之候、右之船者八時分前之浜へ入津いたし候、

一 肥後求摩領之内江銅山有之、名高キ場所ニ而、此方
より御取起有之度存慮之趣申出置候、伊知地殿・松
岡殿も、尤之事ゆへ詳ニ取しらへ申出候様被申聞候
事、

一 四番藏成就相成、今日地かね入付方為致候事、

一 五日鑄立、四万五千五百八拾六枚

一 六日、四万九千九百貳拾七枚

一 七日、四万四千四百七拾壹枚

一 八日、五万七千三拾七枚

一 今九日、五万貳千四百拾枚

一 守衛方人数六拾人者御供之場ニ而、来ル十五日被差
立候筈ニ候、

一 昨夜者江戸職人佐野仲藏召寄、銅山一件并ニ養蚕取
建方詳ニ相糺候、此もの者銅山并養蚕ニ者心得為有
之ものニ候、趣法書差出候様申付置候事、

一 此度新ニ通用被仰付候天保貳歩判壹枚御手元より被
相下掛改候処、掛目壹匁五分ニ而候、金性者随分よ
ろしく候、

〔頭注〕「全国出產銅」

一 佐野仲藏より申出ル二者、日本國中一ケ年出產之銅、
一 昨年之平均ニ而凡七百万貫目程之由、其内出羽之
秋田を最一として、其次ニ者南部、其次ニ伊予、此
三ヶ所を上山とし、夫より外者出產格別戻りたるよ
し、越前・石見・出雲等者三ヶ国ニ而三拾万斤程
ツ、年々出產之由、

一 此夏時分より銅直成、凡銀貳匁八分より三匁三分迄
〔頭注〕「銅価、天保錢鑄造」
之直成ニ而候由、右者、近年此程ニ直上り者無之由

ニ候、昨年冬初より大坂ニ而六匁四分、又者七匁四
五分ニ並し候由、当正月比ニ而者拾貳匁余ニ押上り
たる由、右通月々日々に騰貴する之訳合者、昨年末
比より幕府ニ而、天保錢今五千万両丈ケ鑄重之筈ニ
而過分ニ銅御買入有之、其他大砲も数百挺鑄立、旁
入用莫太ニ有之のミならず、諸大名中ニも当今軍備
専ら之世上ニ而大小砲之鑄造有之、大坂表ニ而年々
入払九拾万斤之株も過半者諸候ニ買入相成、加之此

御方ニ者琉球通宝有之、夫等より俄ニ高直ニ相成たるよし、今形ニ而者月々騰貴之勢ニ有之ニ候、此方ニ而も可心之時ニ候、

一 舶来錫・鉛・釳丹等、長崎辺ニ而者別而下直之品ニ候処、是以幕府へ過分之御買入有之、是以高料ニ相成候よし、当分長崎より大坂ニ而捌ケ易キ品者此三品ニ限りたる由、

一 川内之田代太左衛門を隈本へ銅取入ニ遣置候処、彼藩ニ而も大砲鑄造方等ニ付、在合之式万斤も先売出被差留、休山ニ相成居候銅山も彼方用分ニ手を付、売出者禁制之由ニ候、残多キ事なり、銅山者益城郡下陣村と云処ニ而、熊本より者凡北之方（マ）五里程も有之場所ニ而、鉾石も持帰り候、上好之鉾なり、亦同国豊後境へ出産いたし、是者（ママ）芦北郡之内なるよし、此所之鉾も宜敷候、

一 肥後求摩領之内へ関西第一と申銅山有之、已前ニ者求摩之官より手付居候処、元来幕領ニ而御預り地之由ニ而種々混雜も差起、殊に銅価下料之砌ニ而曳合兼取止候由、其近辺ニ小川等有之、銅氣流て魚類全

く不住由、右之処ニ此方より本手いたし候人あら者熊本藩医師寺倉周貞と申もの、手を可付と田代へ申聞たるよし、右之銅山之辺者豊後肥多御代官之支配地之由、

一 右之趣伊知地壮之丞へも詳ニ申出置候、当分求摩之勘定奉行先日より被参居、御交易（行カ）易一条ニ参居候由、一 田代太左衛門咄に、去十二月廿三日細川候之上京有之、太左衛門も出立之日等見物致候由、家老者長岡監物從駕之由、

一 当分熊本之家老有吉將監式十七八才比、長岡監物式十式三才比、長岡佐渡十八九才比之由、此佐渡と云もの者奸物にて人々信服（服カ）いたし兼候由、此度銅山一件ニ付田代応接いたし候用人者、荒木甚四郎・郡代銅山方掛藤元常喜・惣庄屋三村玄之助と云人之由、
（頭注）「熊本横井平四郎略殺セラル」
一 去年十二月十九日之晩、江戸ニ而細川藩横井平四郎（時在）と云高名之儒者并都築四郎・江戸留守居吉田平之助、

此三人混雜之訳者、右之三人者元来勤王家ニ而、江戸詰中ニ者各藩有志中とも交り、殊ニ越前杯へも親敷御出入いたし、細川家ニ者勤王之人少キ処より

種々尽力いたし、国風一変之手段ニ骨折候もの、処、

無何と国中ニ而者不被用方ニ行立、江戸へ長々召置

候而者浪人共ニ荷胆(担カ)いたし国難到来可致とて、早々

国許へ曳取候様申達、十九日屋敷を出足、当日ハ諸

国之知人ニも別杯を進め可別とて外宿いたし、人々

集会、夜入時分比より酒宴を初居候処、浪人体之人

三人走来、尤、拔身を携候付横井杯も拔合せ、暫時

者争闘ニおよひ、忒人者即死、横井者疵を請、目く

らミ倒居候付、浪人共ニ者行衛不相知、其跡ニ肥後

風之拵刀残有之、多分者同藩之もの之仕方ならんと

て、当分江戸又者熊本ニ而も詮義最中之由、右次第

之事も有之、藩中正邪両立、甚紛擾之由ニ候、丁度

聞趣記置ぬ、

一 先年

順聖公御代ニ、磯永喜之介殿垂水方諸所へ諸鉦石探
(頭注) 垂水の奇石

索方ニ被遣候儀有之、石英種々取得候内に石中ニ蜂

壺疋包含いたし候を被見出、夫を

先公ニ被呈候よし、仰に、石英者一夜之内に出来ル

ものと聞及候、実ニ是ニ而慥なりと被仰候由、此蜂

之包れしニ而明なりと仰有之由ニ候、

一 又、

先公御手を被為付候垂水山中玉ヶ谷之川中ニ産する

ブラチーナ様之金屬、磯永どの取得方被仰付候処、

右を集成館ニ而吹試方被仰付候に炭火ニ不熔候付、

当所へ蘭人參候節御見せ被成候処、本国へ持帰り究

理家へ吟味為致、何分可申遣と之事ニ候由、其もの

申ニ者、多分者ブラチーナニ而可有之申上候由、則

砂鉦壺斤程御渡被成候由、

一大鐘時分より御暇退出、磯永殿・最上殿同道、我

等・最上殿ニ者永吉へ参、磯永弥九郎殿・有川喜左

衛門殿参会、轍夜(徹カ)ニ而咄候、

癸亥二月十一日、照、

一朝永吉より帰り、出勤掛御趣法方へ出候、

一 今日毎も之通金藏へ錢差廻候、

一 琉球通宝六万枚

錢ニシテ七千五百貫文

壺枚ニ付百貳拾四文替

金ニシテ八百三拾三兩壹歩壹朱ト

錢百八拾四文

右之通、今日金藏へ差廻候届、毎之通御趣法方へ申出候事、

一金壹万三千七百五拾兩

錢ニシテ拾貳万三千七百五拾貫文

琉球通宝ニシテ九拾九万枚

壹枚ニ付百貳拾四文替之賦

右者、鑄錢方本手用として此節

御手許別段御差分之内より取替被相渡、右返金引結之儀、琉宝ニ而四月十五日方までに鑄造いたし返金可仕旨、今日松岡十太夫へ申出置候、当分之出来高二而算計するに、四月十日比二者無疑出来いたし候付、右金者外に御見当ニ御念遣無之旨申出置也、

一七時分より伊集院平治殿出席有之候、今宵者肝付殿・磯永殿・我等之泊ニ而候事、

亥二月十二日、曇天、

一昨日より詰通、

一昨十一日鑄立、五万四千八百貳拾八枚也、

一御家老川上筑後殿事、一昨九日多年正道被相勤候付、

厚キ思召を以御鎧鞍拜領被仰付、諸掛并月番御免被成、出勤も勝手ニ可致旨被仰付候由、右者御役御断被申出候様と之御諭同前二而、些不面白御処置二候、格別不調法も無之少々議論も有之人故、中山坏か奸策より如此相成も御無理之仕方ニ而候、

一御小姓組番頭島津伊織事、御用取扱向ニ付不公平之

儀有之、其外同役中不和二有之付、御役被成御免候旨御達有之候、是も去ル九日御達ニ而候、此人者島津豊後二男ニ而人物至而不宜、相当之御所置と申唱

候、

（頭注）「大久保・中山側役二昇進」

一中山中左衛門・大久保一藏事、去十日御用取次より

御側役御小納戸頭取兼務被仰付候、速なる昇進ニ而人皆驚怖いたし物議甚敷候、年輩も三拾才内外二而御用取次被仰付候も昨年末二而、ケ様之事者古今稀なるものニ而候半、

一咸保通宝大錢壹枚高田九左衛門より借用、見本二貳三枚鑄造為致置候事、

一長崎より錫壹万斤余相届取納見分いたし候、右者年内御付人へ注文被遣置候株之内なり、七時分御暇退出候事、

癸亥二月十三日、雨天、

一不快ニ有之出勤不致在宿候、

一昨十二日鑄立、五万五千九百貳拾壹枚

一最上殿同道いたし、暮時分より奈良原喜左衛門殿へ
嘶ニ参ル、京摂之事情又者昨年伏見ニ而騒動之成行
共詳ニ承候、及深更候、

亥二月十四日、快晴、

一出勤掛御趣法方へ出候而、錫・鉋丹等追々払底ニおよひ候間、御買入相成度旨申置候、此涯錫拾五万斤・鉛拾万斤・鉋丹拾五万斤程も御取入相成度、以端書申出置候事、

一当所ニ而も錫地かね取入方精々手を付候得共、壹斤ニ付七百四拾八文ニ無之而者、在合無之旨御用人衆へ申出置候、是迄五百文位之ものニ候、

一当坐へ相動候職人共、当坐内ニ而出来候琉宝、御国内ニ而互之取遣又者仕ひ方等嚴敷不相成、若相背候もの者屹と可及取扱趣以書付一同へ申渡、壁書為致置候、此旨も以端書御用人衆へ御届申出置事、

一今十四日鑄立、五万八千八百三拾九枚也、

癸亥二月十五日、照、

一出勤掛御趣法方へ出ル、江戸職人共磯へ近々転宿ニ付、所帶道具類取入方之為拜借金願出、以書付申出置事、

一鑄造局者巨万之御生財有之、付而者御入用も夥敷事ニ候得共、表方より輕品たりとも不取入やうニ可仕、左候へ者算当総之折に御利潤之多少も細ニ相知事ニ付、とふぞく類までも市中より取入手作ニ為致可然之趣、松岡へ今日申出置候、尤之段被申聞間、其通
(候脱カ)

ニ取計之筈候事、

一今宵者肝付殿・最上殿・我等泊なり、

一今般京師へ重中小姓とて御小姓組之内より六拾人被差立筈被仰付置、今日出立有之候、児玉平八郎殿も

同日立二候、佐竹直之進どのも出途有之候、

一 鑄造方入用之尺時計壹ツ、白石八左衛門より売上いたし代錢三兩相払候、尤、伊集院平治へ三兩二而可然旨申出候事、

癸亥二月十六日、曇天、

一 昨日より詰通、出勤人数脇岡殿・磯永殿・最上殿・

小山田殿二而候、

一 昨十四日^{（十五カ）}鑄立錢、五万三千九百七拾九枚なり、

一 今日者規則之通金神祭日二而、鑄立并諸工休日二而候、渡付置候諸道具類改方申付候、

一 壹番御藏修甫今日迄二相済、鑄立錢格護為致候事、

一 金神祭二者毎之通神職佐藤但馬守罷出、祭式為致候事、諸職人へ者御囲内之掃除方等相済、七時分暇遣

し候、

一 昨十六日、金藏へ出来錢千兩丈ケ差続候事、枚数二^{（今カ）}

して七万貳千枚、錢ニシテ九千貫文ニ及候事、

一 今日之鑄立不致段、以書付御届申出候事、

亥二月十七日、照、

一 昨日より詰通二而候、肝付どの・磯永殿二而候事、

一 今十七日鑄立錢、五万七千四百五拾三枚

一 三日跡共より鑄立錢之内に不形少く、畢竟鑄物師共

手馴候訳と被存候、是迄八千枚ニ二百枚計者不形二

而候得共、三日跡共より者千枚之内ニ百枚計ニ有之、

鑄物師共ニも仕合之訳ニ候、当分鑄物師人数追々相

重、東西ニ而貳拾八組ニ相成、人数ニして百四拾人

ニ而候、追々も惣人数ニ相成候へ者六拾組ニ相成家

作致置候間、東組ニ三拾組、西ニ三拾組、東西ニ而

六拾組ニ相成、人数三百人召列候賦ニ候へ共、諸道

具不相揃、出来次第〳〵貳三組程ツ、相重賦ニ候、

六拾組ニ而一日ニ三定代も鑄立候場ニ手馴候上者、

一日ニ四千兩余之出来賦、此通出来いたし候へ者御

国用も大キに御都合歟と被存候、肝付殿・磯永殿と

日々夜々其辺之处評議ニ而候、一日ニ四千兩丈ツ、

一月ニ廿日丈ケ鑄立候へ者、一ヶ月廿日ニ八万兩丈

ケ、拾ヶ月二者八拾万兩ニおよひ候、是非共其所ニ

手当いたし、地かね之都合可致と申談事ニ候、何分

鑄立者随分其通二而可出来候へ共、地かね之所見止出来兼候間、御趣法方へ毎々申出事二候、

一御軍役奉行新納(久松)次郎四郎先日長崎へ被遣、生麦二而

英国人をなら原喜左衛門殺害致候談判之為、英船へ

前之浜へ渡来之風分有之、聞合方として被遣置候処、

長崎御奉行より咄二者、英之コンシユール申立二も、

当年四五月中二者是非二渡来いたし、理非之論判二

及度旨於横浜申出候得共、幕役より種々申諭(論力)者有之

候へ共、如何可相成哉之趣被聞及、夜白二帰国、御

届も被申出候由、別而御難題二而、何様之御処置二

可相成や、たとひ幕役より申諭有之候共、兎角償金

二而も於被出候而者承知六ヶ敷、御上二者海防御手

付掃除之論のミにて、実ニ彼を不知人之論笑止千万

二候、方今攘夷家のミ要路二被居候間、今之勢二而

者誠ニ懸念之事二候、乍併今之世上二而者、外夷之

堅艦武備之充滿せし事を仮初二而も口ニ語れば、蘭

(癖力)譬有之とて大ニ賤めらる、風習故無致事二候、(方脱力)

癸亥二月十八日、快照、

一昨日より詰通、磯永殿・我等なり、鑄立方等昨日之如し、

一今十八日鑄立、五万五千七百三拾七枚

一七時分より御暇退出、湯池休左衛門殿同道候、夜入

有川喜左衛門殿・下町之田代酒屋治右衛門并二田代

太左衛門・浜田平右衛門參ル、真幸へ府下酒屋く

被引移筈二而彼是趣法承札候、

亥如月十九日、照、

一朝神拝、頼合出勤不致在宿候、磯永弥衆・有川喜衆

入来、終日終夜被嘶候、夜四時分より雨大ぶりなり、

(頭注)「三郎公御上京」一今十九日三郎様御上京ニ付御首途被為遊候、御先規

之通諷方社・祇園社へ御參詣有之、御乗船二而御帰

殿二而候、

島津主殿殿ニも御供二而上京之筈、今日も御供二而

候、親類中別杯之筈候得共、我等者不參候、

亥如月廿日、雨、暖、

一朝神拝、四時より出勤、御趣法方へ出候、真幸へ酒

屋被召移候取しらべ書差出候、伊地知壯殿被受取候事、

一松岡殿へ者、田代太左衛門樋脇之内へ鑄物方計之御手山召入度願出趣有之、算当書差出置事、

一昨十九日鑄立、五万六千百三拾七枚

一明廿一日出来錢千両丈ヶ差統之筈候事、

一上町人倉野良右衛門外壱人、田代郷之内へ炭召入居、鑄物方御用ニ取入呉候様願出、其段吟味ニ及候処、

随分可然と之事ニ而松岡・いち、・伊集院へ申出置候事、

一鑄立方ニ入用之肥松割方并錢繩ねり方等之儀、是迄人足共へ精々為致来候得共、兎角埒明キ兼候付、已来品物相渡精魂ニ為致度申談、其段相伺候処、松岡十太夫・伊知地壯之丞ニも尤之段被申、今日より其通精魂ニ申付候事、

一出勤人数肝付殿・磯永どの・小山田殿・湯池殿・我等ニ而候事、

一七時分より御暇退出、池地殿（湯力）・小山田殿同道候、我等事者高橋縫殿殿へ久々不參候間參候、御三役方御

退出大鐘時分ニ而候、御上京前と申、又昨日京師より飛脚着ニ而御用多之由、

（頭注）「太守公務御出席」

一太守様御事、今日九時分より不時ニ御家老座へ御出席被遊、御舍弟島津（久造）書殿・島津周防殿御出席有之候由、此御兩人者先日より御家老坐へ御出席有之候様被仰付、毎々御出有之由、凡式時計も被遊御詰候而、御用向者無構取扱いたし、書役共ニも矢張御前を不憚相勤候由、右者稀代之御事ニ而難有

御趣意ニ而候、此後毎々御出席、御用取扱御覧可被遊と之仰ニ而候よし、御側役ニも兩人被召列候由、右者高橋どの、咄ニ而候、

一昨十九日、御三役衆并大番頭・御小姓組番頭・御趣法掛御用人を

御休息所へ被召出、御意之趣者、當時不容易時世、三郎様ニも不日ニ御上京ニ付而者旁不一方事ニ付、各存寄者今日御直ニ被聞召度と之御事ニ而、寛々と御物語りも為有之由、則坐ニ申上程之事も無之と申

上候処、いつれニも追々可申出と之御意有之由、

（頭注）「調所笑左衛門死後之罪」

一昨廿日御當りニ本調所笑左衛門跡当分稲富数馬事、（広哲）
（今カ）

親笑左衛門御家老御役中不忠不正之儀不少、御政体を破り候付、死後なから寄合家格被召放、代々小番へ被相下、知行高三千八百石余之内三百石被下置、

余者御取揚、当数馬事者御役御免、慎被仰付候、

一海老原宗之丞事、在役中御政体を乱し利欲を専二いたし云云之罪二而、小番被召放御小姓組被仰付、沖

之永良部島へ流罪、尤、便船有之まで者困二入置候様、嫡子宗之進事者寺社方取次二而候処、御役御免二而候よし、宗之丞事者先年陰居慎被仰付、其後慎御赦被仰付、別荘等へ日を暮し罷在、此節も大口之内へ手広之抱地有之、先比より差越居、早々迎二差越候由、

一予窃二おもへらく、此調所・海老原之兩人者、其罪も実二不少といへとも其功又大なり、第一御所帶事を堅固二守り通したるハ此兩人之功なり、其他拏て数へ難し、調所者死後、海老原事者陰居之身、何そ国政二妨あるにあらず、然るに過去之罪を以如此嚴酷之御処置者実二長大息之至、聖人之道二おいて論するに如何あるべきや、嗚呼如何ともする事能す、

他邦之風分又可畏之事二候、

一三郎様御発駕、来月四日被召延候段昨日御達有之候、全体者来ル廿八日御内定之筈二候、御延引之訳者、

蒸氣船明石沖二而暗礁二当て破損いたし御乗船も差支、夫故先日急々御取入之筈二而税所容八等出崎致候処、在合之式拾六間計之古蒸氣船參居御手二入候得共、夫二而者御供方等乗入難く、又々壹艘御取入之筈二而其船当所へ乗届迄者御延引之筈候、御入用実二莫大之事二而此末如何可相成哉、可恐之至二候、一先日京都より極急之飛脚到着、申来趣者、三郎様一日も早く御上洛被成、御周施被成候様

勅命被為在、伝奏衆より御達、又陽明殿又ハ中川宮よ

りも御直書を以被仰越、或者越前様よりも御直書御到来之由二而、片時も早く御出足被成候様、尤、越前公・一橋公・土州侯も先日御上洛被成、天下之御議論も

三公御上洛を御待被成、何も御手二不付由二而候、先達而者陽明殿江中川様・有栖川様并ニ公卿衆要路之御方々并ニ一橋卿・越前公・土州公抔初、閣老水

野和泉守・板倉周防守御集参ニ而、国是之御論談有
（忠精）
（勝靜）
（頭注）攘夷・鎖港論、三郎様御上京御使」
之、公卿方ニ者何分

天意之通鎖港・攘夷を被急、片時も天下ニ布告し攘夷
有之度と之御事候処、一橋公・越前公御口詞ニ被仰
者尤も

天意之御事故聊違背者不仕事なから、無謀不策ニして
攘夷を初候而者、皇国之安危に係り、却而

天意を奉悩ニ至者顯然、諸侯といへとも式百年來之昇
平ニ浴し候事ゆへ、先内治を先ニし人氣之帰向を定
め、其上必勝之算を建候上布告いたし掃攘不仕候而
者、決而難相済と之御論ニ而候処、宮方公卿方者御
心ニ不叶勢ニ而、此上者島津上京之上、玉座之下
ニおいて論議可然と之御事ニ而其日之御会ハ果候よ
し、何分其通ニ而者御上京之上も御混雜者必定ニ而
候半、去年之御上京迄ハ勤王之志を日本中ニ御扇動、
幕府不遜之罪を寛ニし遵奉を御勧め、或一・越・水
野・板倉等之正義之人々を要路ニ進め、是迄之奸吏
を退けならん迄之事ニ而、鎖港・攘夷之御決議ニ者
不及しに、此度ハ全く攘夷を決議ニ有之、兵強く国

富し上ならて者、たとひ鎖港之策ハ定りても難相成
事ニ候、御難題之御上京ニ候間、島津主殿殿へも先
日より愚存共申上事ニ候、我等之考ニ而者、鎖国者
迎も十全之国是二者有之間敷と者存候得共、当時者
開国之説坏ハ我府下中ニ而さへ口外難致時風ニ而、
誠ニ笑止千万之至、御上之御趣意も全く鎖港之御
趣意ニ而候半、如何可相成や、

（頭注）「五代友厚支那より汽船買入来ル」
一此内唐土へ五代才介渡海之時分注文相成候蒸氣船、

（友厚）
去ル十六日之夜当地へ乗廻有之候、長式拾五間、内
車ニ而余程早船之由、代銀八万トルニ御取入為相成
よし、金ニして四万兩余ニ中ル、此船参候間、御上
京ニ付而も御都合ニ相成候、

一去ル十八日より諸坐一同四時出勤ニ而七時退出被仰
出候、右者當時柄之事ニ而、御用滞り相成候故と之
事と相聞へ候、稀代之御事節ニ而候、

一磯より帰りニ島津主殿殿へ参ル、大山格之介殿・新
納太郎左衛門殿・有川喜左衛門殿・磯永弥九郎殿・
川畑宗之進参会候事、

癸亥如月廿一日、照、

一四時二出勤、近日中より鑄立人数相重候賦ニ而人数
しらべ申渡候、

一昨廿日之鑄立、五万九千五百六拾六枚

(頭注)『海防手』

一当今海防之御手当一涯御差急ニ而、諸所砲台御修造

等昼夜之御急ニ有之候、夫ニ付而此度新二御城下明_(名方)

山堀辺より若宮之堀・山下橋・大手橋・南泉院堀ま
て堀通し、潮入ニいたし小舟之通行出来候様、臨時

二者小舟之格護場ニ相成筈にて、先日地方之役々見
分も為有之由、又下町弁天波戸・新波戸御築添ニ而

砲台相重筈、当分も弁天波戸へ者

御先代ニ大砲式拾式丁、新波戸へ者拾壹丁備付有之_(候脱力)

得共、尚被相重筈之由、至極之御急ニ而御取付有之
候、

亥二月廿四日、雨、

一去ル廿二日より昨日迄者齒痛ニ而出勤不致候、今日

迄も得不出候、夜入海江田武次殿_(信恭)・なら原喜左衛門

殿入来、及深更候、最上齋二殿も被参候、

亥如月廿五日、曇天、

一齒痛ニ而出勤不致在宿候、七時分より高橋縫殿殿へ
参ル、夜入時分より永吉之様参ル、磯永殿・最上

殿・野村新悦殿入来ニ而、九時分各退散候事、

一近々三郎様御上京ニ付、

太守様より今日於大奥御饞別被遊、松寿院殿其外御_(種子島久道室)

登城、御酒宴、四時分御退散之由、

癸亥二月廿六日、照、

一出勤、今宵者泊り磯永殿・肝付殿也、出勤掛御趣法
方へ出、銅地かね其外地かね払底におよふ者必定ゆ

へ、早々手当被成候様申出ル、

一米良之内へ御手山被召建候ニ付、先日しらべ書差出

置候処、御家老帶刀殿へしらべ書も被差出候処、尤

之しらべゆへ御手を被召付度と之趣ニ而、近々御達

ニ可相成と之段、伊地知壯之丞殿より内達有之候、

亥如月廿七日、照、

一昨日より詰通し、出勤人数脇岡殿・肝付殿・磯永殿

なり、我等事者九時分より御趣法方へ御用談有之、
夫より御暇退出候事、

一昨廿六日鑄立、五万七千三百八拾八枚

一昨年十月、錢方御取建之時分出来錢之員数を基にし、
諸雜用又者手間料等其外惣計を揚ケ、御利潤之数を
予算いたし、二丸御手許又者御趣法方へも差出、夫
に則り御趣法建之事ニ候処、手間雜用者初之見込よ
り減少し、銅其他之地かね者見込より存外ニ騰貴い
たし、初之賦書今ニして者用立兼候付、此節又々當
今之地かね代二元キ算計いたし替、今日御趣法方へ
成行申出、為御見合申出置候事、

一三郎様御上洛ニ付、御供之内重中小姓之内者陸行い
たし、兵庫ニ御待申上候様被仰付、今日上下三百人
程出足いたし候、

一当分仕上ケ錢、一日ニ凡三万四千枚程ツ、出来いた
し候間、鑄立丈ケ者一日ニ仕上ケ相済、御藏屯ニ不
相成様、又者金藏ニ而も御繰合宜敷候間、目すり・
縁すり・仕上ケ極印等いつれも鑄立丈ケ者仕懸候様、
人数も相重賦ニ候事、

一当分極印打者、一日ニ三万四千枚者出来候、是も
人数を重、為鑄立丈ケ之出来ニ相成候様いたす賦ニ
申出候事、

癸亥二月廿八日、曇天、

一四時分出勤、磯永殿・肝付との者昨日より泊也、湯
池休左衛門殿・小山田勘兵衛殿・我等也、

一昨廿七日鑄立、五万七千三百八拾八枚

一御側御用人御勝手方掛御用人伊集院平治殿、今日小
根占居地頭被仰付、近日より被差越候様御達之由、

第一ニ御城下咽喉ニ而不日ニ英軍艦渡来之向故、無

手拔防禦之手当有之、土風ニ手を付候様御達之由ニ
（頭注）一指宿居地頭
而候、大目付・寺社奉行勤町田式部殿（久成）ニも同日指宿

居地頭被仰付候由、御達振伊集院同様之由、往古之
御処置ニ被復、結構之御事ニ候、外ニ境目郷ニも
追々其通之筈之由、

癸亥二月廿九日、雨、

昨夜入比より大雨、雷鳴強し、

一昨夜より詰通し、出勤人数脇岡五郎太どの・肝付殿・磯永殿・我等三人、肝付どの・磯永殿・我等者昨日より詰通し二候、

一昨廿八日之鑄立、五万五千五百八拾九枚也、

一当今鎖港・攘夷之説紛々有之付、横浜へ其段相聞へ、
各国本国へも申送候向にて、夷人共長崎・横浜(警カ)驚衛

之為、又者生麦ニ而此方より英人を妄殺いたしたる

(頭注)「各国軍艦入津」
事件を談判として、当月十五日ニ英国軍艦拾貳艘、

仏郎西より六艘、和蘭より貳艘、米国より七艘渡来

いたし、未何たる事も不申出、公然と碇泊之由、右

ニ付江戸中ニも人氣動揺いたし、町人・百姓等者辺

鄙へ逃去候勢ニ有之不穩、此節者決而何方ニ而歟兵

端を可開と被存候、

(頭注)「各藩京都へ参集」
一当分京都へ者一橋中納言様・越前前中将様・土州之

松平容堂様、御老中ニ者板倉周防守様・水野和泉守

様、其外御役方御参集、日々攘夷・鎖港之御談判ニ

相成、何分此御方御着京之上御評義、大樹公ニも御

上洛之上御決議之向ニ而候よし、然処長州候之嫡長

門守殿上洛ニ而土州之藩中暴論之人多く屯集致、天

宝輪之三条殿・柿小路殿・三条西殿・中山殿、或者
(頭注)「長崎暴論」
有栖川宮・鷹司殿等を其徒ニ引入レ攘夷布告を急き、
奏聞ニおよひ内政治定之上ならて者、攘夷・鎖港者

却而乱階を生ると申之論、島津家・越前家等之論ニ

有之、其通ニ而者、人心挽回之期有之間敷旨申建、

島津上洛之上者例之因循論を申立、人氣を抽ニ相違

有之間敷候間、上京無之内ニ決策、將軍家上洛之上

者滞京十五日限りニ而迅速東下被仰出、江戸着後廿

日を過す神奈河碇泊之夷船を初手初二打払、其上長

崎ニ而も同様に掃攘之賦ニ御決定之勢ニ而、將軍家

之上洛を御待被成候由、右通ニ而

陽明殿之御父子又者中川宮様等別而御痛心ニ而、三

郎様御着を御待被成候由ニ候、加之長土之暴論人共、

三条美美卿を非常出格之御処置、関白職ニ被任候様

に周施いたし、陽明殿ニ者御退職を奉促勢之由、又

長門守殿是迄滞京之处、策を用ひ帰国之御暇被申出

候得共、

朝廷より御差止ニ相成、其外物議沸騰言語ニ難述勢

ニ成立候趣、先日高崎佐太郎京師より罷下り御届申

上候よし、右通ニ而御参京可被遊哉否之議論ニ相成、
当所迄も大ニ沸騰ニ而候、何分

勅命之重キと云、陽明殿等より切ニ被仰遣趣有之のミ
ならず、皇国之御為ニ候得者、是非ニ一往者御上京
不相成候而者叶間敷と之

御決心ニ相成、御手当人数も一涯嚴重に被召列筈ニ
候、尤、長土より此御方を奉惡、御中途等ニおひて
奉妨勢之由ニも風分有之、御用心有之事ニ候、

一先日者豪富之輩四人へ、当世態不容易趣以御書付被
相示、金子御借上ケ被仰付、五ヶ年限ニ御返し可相
成旨被仰渡候、又府下田舎へも同様被仰付度取
しらべ、昨夜島津主殿殿へ差出置候、

（頭注）「梵鐘破壊」

一御領國中寺院之梵鐘并仏器其他銅器物・鍋釜類、家
部・寺社数ニ基キ取調候處、銅凡式拾貳万千斤余ニ
及候賦ニ候間、右之半方此涯御買入、又寺院之品者
御取上相成候而も拾万斤余者可有之、殊ニ梵鐘者先
年

勅命之趣有之、

御先代様百三拾六程者御逝去後御取上相成居候處、
（前カ）

其後島津豊後・新納駿河^{（久仰）}杯計ニ而寺院へ返付ニ相成
候、此等之分ニ而も早々御取上ケ有之、引続仏器類

御取上被仰付度趣共書付ニいたし、御側役方へ差出
候事、又口達を以も詳ニ議論いたし、一日も早く御
運ニ相成御処置有之候様申出置候事、

一異船前之浜へ渡來之折心得振之義、昨日御達有之候、
此前ニ被仰渡候向より少ハ相替候、此方ニ而も攘夷
之向ニ御手当有之、彼を知らざる之御事歟と窃ニ憂
罷在候、如何可相成哉、

（頭注）「御道具鑄錢料トス」

一先達而より建言いたし置候兩御手許・兩大奥御納
戸・御数寄屋・兩御膳所・御細工所、其外諸坐御入
付之火体・行灯類、御数寄屋ニ者火体・華入置物類
等、何品ニよらず銅器早々員数取しらべ申出候様御
達有之候由、尤、名器之類者残置錢方へ可被相渡旨
被仰渡候、

一柏原之浦人重政右衛門より、鍋釜類之地かね貳百五
拾斤余進上之願申出取納いたし、明日御届申出候上、
何歟御返品被成下度申出賦也、

一昨廿八日御達ニ、物頭之名目被廢、往古之通御兵具

奉行被復候、尤、御弓奉行・御鉄鉋奉行・御槍奉行

と唱来候得共都而被廢、御兵具奉行と相唱候様被

仰渡候、新二御兵具奉行席と御役場被相立、御兵具

奉行末席二相詰候様被仰渡候事、

一 御役人並と申御役名新二被召建候、平日勤場も無之、

御札又者御祝儀事等二者御番所へ相詰候様被仰渡候、

初二階堂小源太御目付より御役人並被仰付、鎌田

源十郎事も御目付より同断被仰付候、諸御役人等不

調法もの等者、右之御役場へ被仰付候御仕掛と相見

得候、右式人之外進達掛等より数人御役人並二被仰

付候、窃ニ考ふるに、ケ様之世態坏ニ別ニ閑官を設

る事聖人之法ニ可有之哉、実ニ大長息之至ニ候、世

人之説も又不穩候、

一 今廿九日伊地知壯之丞取次ニ而御達、

御内用鑄物方掛御徒目付并見聞役之儀、別段之以御

取訖、旅扶持米壹日ニ貳升五合宛御立直成代銀を以

鑄物方諸御払代銀之内より被成下候、左候而、本占

取払役兩人者旅扶持現米を以被成下、都而当月四

日より被成下候条、万端精微ニ行届候様可取計旨可
申渡候、

二月

帶刀

〔頭注〕「汽船買入」

一 此節亦々蒸氣船長崎ニ而御取入之筈ニ而、木佐貫源

介ニも去ル廿七日より乗廻方として竹下清右衛門召

列出張候由、此船御取入之上者都合蒸氣船四艘ニ相

成、御氣強之事ニ候、発起ニ長崎ニ而御取入者天祐

丸と被名付、長サ四拾九間程ニ而内車仕掛、元来英

国之商船ニ而候、代金者五万八千兩余、御物入雜用

迄凡六万七千兩余ニ及候由、其次ニ永平丸と云、江

戸・神奈川ニ而御取入、長サ凡三拾九間五尺程之内

車仕掛ニ候、代銀者六万兩程ニ付候由、是者先日明

石之沖ニ而閘礁ニ乘当及破損居候、是も英国之船ニ

而天祐丸之同人持候船之由、其次ニ者先日長崎ニ而

御取入相成候船、長サ貳拾七間程ニ而内車仕掛ニ候、

代金者四万三千兩ニ而候由、是も英国出来之船なり、

小船なれ共昨年春成就いたし候新船ニ而候、都合四

艘相備候、今日本国中ニ御国之如く蒸氣船相備候所

者比例無之候、当分幕府へ者軍艦蒸氣船三艘・商売

（頭注）「全国汽船惣数」

船四艘・帆前船スコネルまで八艘ニ而候、諸候ニ
者、長州侯ニ蒸氣船壹艘・帆前船貳艘、筑前福岡ニ
蒸氣船壹艘・帆前船壹艘、芸州広島侯ニ蒸氣船壹
艘・帆前船壹艘、細川侯帆前船壹艘、肥前之佐賀侯
ニ蒸氣船貳艘、内壱艘者公義より御預り之觀光丸と
云蒸氣船なり、帆前船者壹艘、雲州松江侯蒸氣船壹
艘、越後之新潟之町帆前船壹艘、土州侯壹艘、宇和
島侯ニ壹艘、右通ニ而候、諸侯ニ者追々取入之手筈
有之方多候由、

癸亥二月晦日、照、

一出動不致在宿候、爰許ニも追々軍艦御打立候筈ニ而、

（寺島宗則）

松木安右衛門へ取しらへ方被仰付候而、不遠御取付
可相成向ニ而候、材木者郡山之内雪元鹿倉へ御手付
候賦之由、

一御数寄屋御道具之内華入・金物藥罐類之内式十、今

日地かねニ被相渡候、結構之細工物も数々有之得共、

（候脱力）

都而破壊いたし候、又御春屋より唐金鍋七拾差廻有

之、是も都而今日崩候、

（頭注）「寺院梵鐘」

一寺院之梵鐘御取上ケ之建言申置候処、今日表向ニ
寺々へ御達有之、取しらへ早々取掛候よし、

一天朝へ琉球通宝御献納有之度旨、先日より度々申上
置候処、御手元より取しらべ置候様御内達之趣有之、
今日より母錢別段ニ出来方取掛候事、

一江戸職人共是迄上築地和藥種会所へ被召置候処、此
節磯龍洞院後北郷作左衛門別莊地御買入相成、家作
いたし今日都而為引移候、先日申出候引移方入用と
して拝借金も相渡候事、

一終日在宿、磯永弥九郎殿・有川喜左衛門殿入来ニ候
事、

二月晦日ニ終ル、

〔朱書〕
「兵燹後ノ第七」

四月朔日より五月廿九日迄

しらべ済

文久三年癸亥日記

〔朱書〕
「二十六」前編七冊ノ内

十七番

渙象堂蔵

三

文久三年癸亥四月朔日より

癸亥四月朔日、朝照後曇、

一昨晦日より鑄物方へ詰通、肝付殿・我等なり、暁よ

り大雨にて干寄地へ土砂流方為致候、人足拾人川筋

へ出し、肝付殿と指揮ニ出候、

一仕揚ケ方人数、今日より一組丈相重め候事、

亥四月二日、雨、

一出勤掛御勝手方へ出、此度長崎へ銅地かね三拾万斤

余有之、右者幕府之手ニ而夷人へ御売渡用ニ而候処、

〔頭注〕「攘夷・鎖港」

此節攘夷御決議、不日ニ神奈河鎖閉之談判御取掛之

筈ニ而夷人共ニも聞及、神奈河・長崎共に先日より

商法も全取止事起ら者、上海之様引取之手当のミニ

而其内引取候も有之、依而右之銅も長崎会所へ其形

ニ相成居候由ニ付、掛上町年寄西村六右衛門・鬼塚

莊助取入方ニ差越度願之趣有之、今日御勝手方へ願

書ニ次書いたし差出候事、

〔頭注〕「梵鐘破壊」

一今宵者、先日より御府内并諸郷等より上納ニ相成候

梵鐘破壊方為致候、都合大小八拾七口ニ而候、未納

りも可相成候得共、一日も早く崩し、先年之如く遅

〔緩力〕

寛ニ召置、又御吟味共替り御返付共ニ相成候而者残

情ニ付、一夜ニ無残破壊ニ候、夜入時分より人足式

拾人程ニ而無残打破れせたり、快然たる事ニ候、八

拾七口之内、加治木普門院之鐘第一ニ大ク、其他者

都而小ク候、

一御囲外海辺干寄地御取添ニ而、仕上場今一ヶ所御造

立之筈ニ而伺通今日被仰付候間、伊知地^{（伊地知カ、貞響）}壯之丞を以

^{（頭注）「順聖公御靈社御創建」}

御達有之候、左候而、掛御作事奉行帖佐為右衛門二
者、此節南泉院江

齊彬公御宮御造宮ニ付掛被仰付、彼方へ出役ニ付、
此方者檢者迄ニ而我々共より差引致候様ニも被仰付
候間、其段出張御作事下目付へも申達置候事、

癸亥四月三日、照、

一昨日より泊り、肝付殿・磯永殿・我等也、

^{（頭注）「梵鐘破壊」}

一昨夜破壊為致候梵鐘地かね、掛江本立為致候、誠ニ
稀代之愉快、数千年來如此之快き事あるましく、

磯永殿・肝付殿一同に祝酒相催、深更迄快談ニ候、

其事ニ掛ケ候人足共へも酒共為吞候、又今朝者福昌

寺より銅之華入、或者香炉類之仏器過分ニ上納いた

し、才領ニ而參候坊主之咄ニも、御靈前等之華生、

或者香炉も少々残置、惣而差出ニ相成たる由、右者

御達之趣ニも成丈ケ過分に可差出と之事ニ而、尚又

精々差出と之趣ニ候、

^{（頭注）「順聖公御贈官口宣御到來」}

一順聖公権中納言御贈官之口宣、一昨朔日京都より相
^{（齊彬）}

達、守護知覽之領主島津左殿ニ而、当日朝五時福昌

寺へ護送有之、太守様ニ茂福昌寺へ被為人、於^{（忠義）}

御靈前口宣御披露之御式嚴重ニ被為行候、夫より口

宣者御城内之様護送御格護相成候由、於福昌寺御役

人限に拝見被仰付、今日ハ御廟へ諸士拝礼被仰付候、

拝参之人々も不少候、実ニ

先君之御德義者御国中者更なり、

朝廷・幕府ニも御威動被為遊、如此御贈官之御時宜

者不思議之御事ニ候、島津左事者、京師へ御用人ニ

而守衛方ニ而詰、此度交代ニ而被下候、

^{（頭注）「蒸氣船調練」}

一昨二日ニ者蒸氣船ニ而大砲打方調練有之、太守様ニ

も蒸氣船へ被為人、夜入時分まで打方有之候、三ヶ

所之台場よりも打方有之候、

一三月十六日より晦日迄銅地かね払底ニ而鑄立相止居、

晦日より相初、

一晦日鑄立、六万三千百拾三枚

一朔日、七万三千九百貳拾三枚

一二日、七万三千九百四拾五枚

^{（一脱力）}

一昨朔日より仕揚場今一ヶ所相重、人数も追々相重候、

〔頭注〕「梵鐘破壊之申立及其員数」

一御領國中寺院之梵鐘惣計凡六百拾口、内半鐘百貳拾九口者此度地かね用ニ被相渡候間、残り五百七拾八口許リニ而候、因而右を是非ニ三分二一を残し御取揚相成度旨、詳ニ其論を立以書付申出置候、御府内中之仏具者、追々過半以上差出ニ相成候得とも、諸郷之寺々ニ未過分有之由ニ付、是以御取揚相成候様是又申出置候、

〔頭注〕「梵鐘数并事情」

一此度御取上ケニ相成候梵鐘百貳拾九口、此以前

順聖公御代ニ御取上ケニ相成候者百三拾六口ニ而候、

右者、御逝去後

金剛定公 思召を以本通御返付相成、右之内引残し

ニ相成候者御備向ニ付、早鐘相図等ニ此度者残しニ

相成候由、寺社奉行方より申出ニ相成候事、

一当分召仕候諸職人左之通ニ而候、三月晦日之しらべ、

一貳百九拾九人 仕揚方

一五拾九人 湯放方

一六拾三人 縁摺方壹番方

一六拾四人 右同貳番

一六拾三人 目摺方

一拾壹人 極印方

一拾人 大工

一貳拾四人 東組た、ら方

一貳拾六人 西右同

一拾八人 錢しらべ方

一五人 御門番人足輕

一九拾貳人 東鑄物師

一九拾九人 西組鑄物師

一貳人 竹細工人

一八人 小仕茶番

一三拾五人 母錢方

一四人 右同頭取

一三人 付役足輕

一六拾壹人 人足

惣合九百四拾六人

一御茶屋番岩元覺右衛門殿御作事方等出会いたし、干

寄地築出場繩張為致、天神社下より太鼓橋下迄鉛直

ニ繩張いたし候、

御先代様御手を被為付候場所より三拾間計沖手之方

へ張出し、石垣仕調之筈也、

一出勤人数脇岡との・肝付殿・磯永殿・我等也、

癸亥四月四日、快照、八時分より雨、

（頭注）「南部交易」

一出勤掛御勝手方へ出、先日より取しらべ置候南部交

易之一件書面出来致候付、伊知地壮之丞へ差出候、

元來岩下^{（方平）}佐次右衛門殿被申遣候趣ニ而候間、我等よ

り掛合いたし、御約定之向もいづれ此方より誰歟江

戸へ差越、時宜ニ寄り彼方迄も差越取結可然と之趣

ニ而、取遣ひニ付而者蒸氣船を御宛行置、互ニ越後

之新潟辺ニ而受取渡可然と之趣も談合いたし、本占

二者黒岩政右衛門・西村六右衛門・鬼塚莊助等ニ而

可然旨も申談置候事、

（頭注）「梵鐘破壊之事件并惣数」

一御府内又者諸郷・私領・諸島々等寺院之梵鐘、如何

程之惣数ニ可有之哉之趣、寺社奉行所へ尋越候処、

凡大小半鐘迄六百口程有之、其内此節百貳拾九口御

取揚相成鑄物方へ被相渡候間、残り四百七拾壹口有

之段申来候付、当分非常之御入用有之折柄、殊無用

之梵鐘・仏具類可差置訳無之付、一郷二ヶ寺計ニ梵

鐘残置、百貳拾四ヶ外城ニ而貳百四拾八口之残りニ

而、今式百貳拾三口程者早々御用相成度、御府内連

も福昌寺・恵灯院・浄光明寺・不斷光院・南林寺・

妙国寺等^{（谷カ）}ニ一口ツ、被残置、余者都而御取揚ヶ、仏

具も同様ニ而銅器ニ而無之、陶磁或木器ニ而可相済

分者都而引替、或者可也ニ為相済候様御論ニ而御取

上ヶ相成度旨、詳ニ書付を以今日申出候事、御家老

へ建言す、

一長崎より^{（尚勇）}中原猶介殿被申遣趣者、土州へ銅地かね過

分在合有之候付、御取入有之度被申遣候間、成行御

勝手方へ申出置候事、

一七時分より松岡^{（政人）}十太夫・伊地知壮之丞出席、干寄地

築出所等見分いたし、土取場・石取場等も御茶番若

元覺右衛門殿へ引合相定置候、将又先達而より試候

為ニ御府下佐野仲藏へ手を付させ置候養蚕一件ニ付、

（頭注）「養蚕取起之建言」

当秋より桑之苗植付方、或御府内・諸郷・私領等へ

盛大ニ御植付之手数共取調申出置候事、当分長崎ニ

而夷人商法ニ付、利分多キもの者白糸を第一とする

ニ付、御国者御用分さへ不足ニ付近年中ニ盛大ニ相

開、御国用者素より御産物ニも相成候様手を付候趣
法取しらべ置、是者いづれ其筋より取計有之度事ニ
付、織屋計ニ而被仰付度申出置候事、

一 今宵者肝付殿卜泊いたす事、

一 今四日之鑄立、七万六千八拾貳枚

亥四月五日、雨、

一 昨日より詰通シ、出勤人数磯永殿・肝付・我等也、

一 終日大雨、太鼓橋筋をさらへ干寄地に流込候、貳反

計之地ニ昨日より之雨にて凡壹尺程も埋り、大二人

力を背^(省カ)キ候、海辺之地を埋ニ者水道を能付ケ、此法

を以梅雨之時分ニ流入レ候得者、人力を背ク事格別

ニ而候、我等之考ニ而者、谷山和田之海より砂揚地

まで之干寄地ニも此法を以埋候者可然と存候、境ケ

瀬戸辺之岳を崩し其土砂を屯置、霖雨之時分切り流

候者大ニ費用を減し可申旨、松岡殿・伊地知どのへ

申出置候事、

一 今夜者肝付との・我等泊候事、

亥四月六日、雨、

一 昨日より泊通、出勤人数肱岡殿・佐々木殿・肝付
殿・磯永殿・我等なり、

一 昨夜中至今朝大雨也、

一 戊十二月廿二日御坐建当日より亥四月四日迄之間、

日数七拾八日分之鑄立、

(頭注)「鑄錢惣計」
鑄立錢三百四拾四万七千四百六拾枚

錢ニシテ四拾三万九百三拾貳貫五百文

金ニシテ五万三千八百六拾六兩貳歩貳朱

壹日之出来高、錢ニして四万四千百九拾八枚ニ及

候事、

癸亥四月七日、照、

一 昨日より泊、肝付殿・磯永殿・我等なり、

一 昨六日鑄立、六万五千四百七拾壹枚

一 御府内亦者諸郷之寺院仏具・梵鐘納り高斤数しらべ、

以書付御勝手方へ申出置候事、

一 三拾九人 母錢方

一 九拾貳人 東鑄物師

一百人	西鑄物師
一拾八人	錢しらべ方
一七拾人	壹番縁摺方
一六拾七人	貳番右同方
一五拾七人	湯放方
一拾貳人	極印方
一六拾四人	目すり方
一貳拾三人	東たゝら方
一貳拾六人	西右同方
一貳人	竹細工人
一貳拾六人	大工
一五拾七人	人足
一八人	茶番小仕
一貳百五拾七人	壹番仕上ヶ方
一百七拾八人	右同貳番
一五人	御門番足輕
一三人	付役足輕
合人数千百四人	

亥四月七日迄之人数也、

一九時分退出、御勝手方へ出、夫より登殿へ見舞、夫より川畑宗之進へ参、夜入比帰ル、

癸亥四月八日、快晴、

一頼合出勤不致終日在宿、夜入磯永弥九郎殿・久木山泰藏殿・森岡清左衛門殿・有川喜左衛門殿入来、及

深更候、
〔頭注〕三郎様京都より至急御帰国〕
一今四時分より

太守様蒸気船より国分江

〔島津久光〕

三郎様京都より御下国御迎ニ御光越有之候、去ル三日日州細島御立被成、佐土原へ中一日御滞在、明日御光着之筈ニ候間賑々敷候、

一京都弥混雜ニ而

三郎様俄ニ御曳取、後者人心何となく沸騰いたし、諸大名中ニも二ノ足をふまへ、長州人又者水府・土州、或浮浪士ニ者益勢を逞し、大和御幸を奉促攘夷を急候得共、公卿方ニも此御方御引取より少し者疑惑いたし候付、

天意も又變せんと之模様ニ有之由、不穩勢ニ候、

一 三郎様御光着、高岡去川御支ニ而、来ル十一日ニ御

延引相成候由、

(頭注)「佐土原若候元腹」(元服カ)

一 太守様二者去ル八日より国分迄御光越、御待合御滞在ニ候、佐土原ニ而中一日御滞り者、御嫡又之進殿御元腹ニ而、御先規之通当所へ御越歟、又者江戸ニ而御加冠等之御式有之御規之处、御幸ニ而御滞り御元腹有之筈之由ニ而候、

癸亥四月九日、快晴、

一出勤掛御勝手方へ出ル、上町年寄西村六右衛門・鬼塚莊助兩人、長崎へ三拾万斤余之銅地金在合承得買入方として差越度願之趣有之、以書付申出置候处、今日願通被差越候旨被仰付候、御関所通等人馬手形迄相渡候事、

一 山崎次太郎於大坂ニ買取居候銅地かね式万斤余積届候段申出候間、早々上納いたし様申渡候处、積船市来湊へ着いたし候由ニ付、陸地差廻候様人馬手当いたし相渡候事、

亥四月十日、照、

一 昨夜より泊り、上町人山崎与兵衛・田中仁兵衛之兩人、鬼塚・西村手先ニ而、先ッ此涯兩人を長崎へ差出候筈ニ而今日差立候、尤、中原猶介より在合之銅三拾万斤者早く手を入度以飛札被申遣候間、極急ニ而差越させ候事、

亥四月十一日、晴、

(頭注)「三郎様御供」

一出勤不致候、未明より島津主殿殿御供ニ而今日着有

(久壽)

之ニ付參候、

(頭注)「三郎様御着城」

一 三郎様御事、昨十日重富御泊、白金通九時分御着有之候、(元氣カ)弥御玄機能難有事ニ候、御供之御家老小松帶(清)刀殿、御側役島津主殿殿・中山中左衛門、韃靼冬筋大龍寺馬場、立馬場、新橋、御台所口より矢木御門(米カ)御入、二丸へ御着城、御一門方諸士等之御祝儀御先規之通ニ候、

一 我等事者四時分より永吉へ參、主殿殿二者七時分歸着有之候、来客余多有之、客人引取後、磯永弥九郎殿・有川喜左衛門殿居残り、種々京師之御都合向談

話ニおよひ候、聞ニ付而も別而不穩勢顯然ニ而暴徒蜂起、今形ニ而者不日ニして変事到来者無疑、縮眉之事ニ候、其嘯之準繩ニ基為後世記置、

（頭注）「京都之形況」

一三郎様御事、三月四日蒸氣船ニ而当所御出帆、同十

一日兵庫へ御着船、直ニ御上陸御一宿、同十三日郡

山より御出京被成、御着掛近衛様へ御参殿、朝四時

分ニ而候由、早速前大閣様・左太将様御面会有之、

（朝彦親王）

直様より御会議、無程中川宮様御参会、無程一橋刑

部卿様・土佐之容堂様御参会ニ而、七半比迄者御酒

（山内豊信）

迎も不出、御茶・御菓子迄にて種々御評議、いつれ

も様御頭を被傾御議論ニ被為及、八時分より二条関

（毛利元徳）

白様ニも御参会、七時分長州之御嫡子長門守殿前関

白様へ御用談ニ御参殿、其時

三郎様ニ者御扣問へ被為人、九尺計之廊下越ニ障子

を少し御破り御視被成候処、長門守殿ニ者束帶ニ而

参殿、何歟少々之御咄有之退殿被致候由、此人全体

者馬鹿ものニ而、何之弁も無之生質なるを、臣下よ

（脱力）

り持立ニ而漸人並ニ此節之周施も被致候由、御退殿

後

三郎様御側向へ御咄ニ、我等（陪力）倍臣なるゆへ見せ掛之

為ニ被参しならん、今日我等参候と者不知人者有間

敷に、格別之用事もなきに装束までいたし被参候者

可笑敷事ニ候、麻上下ニ而被参可然事と御咄有たる

由、右御方々御議論も相済、御酒看出候処、其場ニ

而右之御方々様へ御向被仰候者、此やう天下之事も

異議紛擾いたし候而者、迎も何様申し候ても御議論

合候勢ニ無之、右参会之御方々様ニも御大息之訳ニ

有之、却而長州等より此御方之御論説者因循、幕を

御輔ケ開港・開市を御好被成、窃ニ琉球ニ而も御開

市、或者長崎ニ而貿易にて利慾ニ御迷ひ、おのれを

利する之私論を以

叡慮ニ御違ひ被成、拾年を期として攘夷すべきの建言

ニも相成候杯、或者幕府ニ御因循、勤王之名を以而

（々脱力）

領地・官職を御貪り被成候杯種々様に譏奏いたし、

弥攘夷・鎖閉を御急キ、彼を知らず己を弁も無之、

攘夷御布告ニも相成迎も御論説被行候勢無之、御当

坐ニ而被仰述趣者、適上京被仰付候者全国是之論を

被為建候御趣意ニ有之、陋浅之説も万一ニ御採用可

被下敷と遙々上京仕候処ニ、早攘夷御布告ニも相成、此上論說更ニ無御坐無用之もの長々滞京仕而者却不宜、若如何之儀ニ而も到来仕候而者、

天朝之御為不相成付、早々御暇帰国仕度と之御趣御席中へ被仰上候処、御一同様御引止、暫時者御滞京被遊候様被仰上候へ共御聞入無之、夫より御酒も出、無程御退殿、御旅館智恩院之様御曳取被成、翌日ハ四時分より中川宮へ御参殿有之、昼時分迄御密談も有之、近衛右府様ニも被為入、数刻之御談合ニ而七過比ニ御引取、当日急ニ御帰国之段御達有之候由、其時御供方一同驚天致、暫時者御滞京御休息之上、御徐ニ御下国被遊度御止申上候得共御聞入無之、高崎猪太郎・同佐太郎(正風)ニも、是非ニ御止被成候而勢も御見計、其上弥不得止事ニおゐて者筋々御暇も被仰上、御帰国被遊被下様遮而申上候処、中々御聞入不被為在御立腹ニ而、此上たとへ違勅と被云候而も不苦と決心いたし、既に昨日も今日も帰国可仕旨申上置候間、暫時之御滞在も難被成と之御決定ニ而、夫より御下国之御手当ニ相成、其混雜難尽言語、御供

方等ニ者荷物も不解ニ又々荷作等ニ相掛、当夜より夜明しに仕舞、中三日御滞京、十八日未明に智恩院御立、大坂之様御下り、十九日ニ蒸氣船へ御乗入御出帆被遊候由、尤、御着京翌日小松家を以(大カ)太樹公御(機嫌カ)嫌機御伺、其外関白様へ御見舞、

朝廷へ者此度者何も御伺も無之由、然処十八日ニ御届離ニ而御引取被成候、付而者

朝廷ニ而者大ニ沸騰いたし御引止之御手数數ニ相成、賢くも

主上御憂被為在、早々呼返せよ之

勅諭ニ而、伝奏坊城宰相中納言様より、何方よりニ而も早々可引返御用も被為在、且者京師守護可仕と之

勅書被相渡、大坂迄

勅書御到来、内実者

御拜見も被為在候得共、御拜見も不被為在、最早御出帆被成候間、直ニ御国許之様被差下と之御申取ニ而、御用部屋書役税所長藏婦京被仰付、成行之御届ニ相成御帰国被成候御次第ニ而候由、誠ニ不慥御事柄(扼カ)ニ而握腕之至、是迄御尽力も水之泡と相成り残情

之至、此後京師者如何之結局ニ可相成や、果して一
変事無之而者不相濟勢之由、笑止之至ニ候と之嘶ニ

候、

〔頭注〕「京都暴動」

一長州又者土州・水府等之暴徒者、初より計謀を用ひ、
御上洛之上者可進退と之御所置ニいたし掛候事ニ而、
却而歛^{（歛力）}を唱へ弥暴業盛ニ成立、一日も早く攘夷之成
功を遂候様將軍家へ御促ニ相成、加之洛中・洛外ニ
而人を殺し、或者町家へ押入暴業を働、人民之困た
とへて言にもなき勢之由、

一八日鑄立、六万千四拾八枚

一九日鑄立、六万千六百九拾壹枚

一十日、五万九千七百拾三枚

一十一日、六万貳千五百拾貳枚

一十二日、六万貳千五百拾貳枚

一十三日、六万千九百八拾八枚

癸亥四月十二日、

一出勤、七時分御暇退出、夜入永吉へ参、磯永弥九郎
殿・有川喜左衛門殿・大山格^{（綱目）}之介殿参会、京師之咄

等ニ而候、

亥四月十三日、快照、

〔頭注〕「楮幣の創造」〔楮幣力〕

一出勤不致在宿候、最上殿日州米良山より昨日被帰候
由ニ而、彼方之事情詳ニ承候、且又此内より愚考之
趣、関外へ紙札御出相成候儀しらべニ相成候処、随
分御良法ニ可有之旨、彼地之郡奉行其外内談之趣被
申聞候、是迄御手山紙坐其外赤江御囲場等へ年々壹
万兩程ツ、本手ニ被相渡、近他領之もの者楮幣を以
引替、過分ニ現金拔出札ニ相成、御領分之損耗ニ相
成候趣無紛事之由ニ候間、此度御取建之米良山二者
関外迄通用之楮幣御出来ニ而御仕込有之、是迄之御
手山紙坐等も其通ニ相成度、尤、関内二者決而通用
不被仰付様申出咎ニ御定いたし候、

亥四月十四日、雨、

一出勤、今宵泊、出勤人数肝付殿・磯永殿・最上殿・
脇岡殿なり、

一三郎様福昌寺へ本御行列ニ而御参詣有之候、御下国

後初而二候、

一 鑄立錢三百八拾貳萬三千四百貳拾五枚

錢ニシテ四拾七萬七千九百貳拾八貫百貳拾四文

壹枚ニ付百貳拾四文替、

金ニシテ五萬九千七百四拾壹兩ト百貳拾四文

右、戌十二月廿二日より亥四月十日迄之間、鑄立日

數八拾四日分之出来高二御坐候、

一 極印錢貳百貳拾貳萬八千貳拾九枚

錢ニシテ貳拾七萬七千七百貳拾八貫六百貳拾四文

金ニシテ三萬四千七百拾六兩壹步ト百貳拾四文

但、壹兩ニ付九貫文替、

右之通出来相成り、極印不打株も過分相屯り居申候、

此段御届云云、

亥四月十五日

一 大錢八拾貳萬枚

戌十二月廿七日より亥三月十日迄極印打之株

錢ニシテ拾萬貳千五百文

金ニシテ壹萬三千三百八拾八兩三步貳朱ト

錢百貳拾四文

但、兩ニ付九貫文替、

一同百貳拾八萬枚

亥三月十一日より同四月十日迄極印

錢ニシテ拾六萬貫文

金ニシテ貳萬兩

兩ニ付八貫文替、

二口ノ錢貳拾六萬貳千五百貫文

金ニシテ三萬三千三百八拾八兩三步貳朱ト

錢百貳拾四文

一同拾貳萬八千枚

錢ニシテ壹萬六千貫文

金ニシテ貳千兩

但、兩ニ付八貫文替、

右之通時々金藏へ差廻之候、此段御届云云、

亥四月十五日

一 極印打之貨錢、是迄拾枚ニ付貳文ツ、ニ定置候得共、
今日より拾枚ニ付壹文五^(分カ)字ツ、ニ減少申渡、其旨以

端書届申出候事、

一中島清左衛門・佐野仲藏呼出、米良山へ御手山御取
建方之儀吟味申付候、元來兩人者飛彈^{彈カ}国高山之もの
共二而、同所者材木取下方を職人之第一二いたし居
候由二而、取下方者心得有之もの二候、

一試銅方申付置候蚕蛹も出居申出候間、糸くり方二付
織屋へ掛合いたし、織屋糸くり女式人御雇相成候事、

一此度

（頭注）照国社御創建入費云云建言

順聖院様御贈官二付、御影殿南泉院内へ御造榮之段

（當カ）

被仰出候、御作事御取付有之賦方二有之処、凡壹万
両之程二及候由二付、当時柄御入用不少砌ゆへ、八
千両程二而可為相済丈ケニ御造立有之様御勝手方よ
り御達相成候由、乍併稀成御国家之御美事二も有之
候間、壹万両余ハ御物入有之而御盛大ニ御出来有之
度、就而者鑄錢之事者我等如何様とも尽力仕候へ者、
其位之御入費者格別之事ニ無御坐、尤、たとへ壹万
両之御入目之時、実者五千両に及はざる訳ニ而、鑄
錢之御利益者倍之利有之付、是非ニ御盛大ニ御造建
有之様内々申出候、尤、鑄錢之御大業御工夫も

御先代様之御胸中ニ出候御事二而、於爰御宮御出来
方ニ御物入を被為厭訳ニ者決而有之間敷候、殊ニ

天朝ニ茂

先日之御志を被聞召上格別ニ御贈官ニも相成、不容
易御事ゆへ御厭無之様遮而申立候事、

一此度大樹公御上洛ニ付、当時柄之事ニ而御供も過分
（頭注）浪人從賀（從駕カ）

二有之、加之稀代之儀ニ者江戸御立之時分、浪人共
式百余人走出御供申上度願出、若御許容不被仰付ニ
おひて者不得已事神奈河之夷館へ乱入、夷人共を殺
害可致と申出、方今浪人之勢有之砌ゆへ無御摠從駕
被仰付、併誰歟主宰之人無之而者不相成と之御吟味
二而、御旗本より人撰ニ而主宰被仰付候処、右人ニ
浪人輩得心不致、種々混雜ニ付其人者御免ニ相成、
誰ぞ浪士より旗本中へ見込を以人柄申出候様御達有
之候処浪士共歛、見込之人式人を申出、其人へ被命、
百人に一人之頭取ニ而御先御供百人、御跡二百人、
各得道具を携へ御供ニ而上京いたし候由、稀代之御
所置ニ候、兎角幕威衰たる事嘆ケ敷次第ニ候、
（頭注）常州築波山屯集之浪人
一江戸へ出居候諸浪人之内、式百人者右通御上洛之御

供二出、残り四百人余者常州筑葉之^(波カ)大平山と申所へ

集り、京師御警衛被仰付被下候様幕府へ相付願出、

御免無之候者押々上洛可致申立、公然といたし罷在

候由、是又可憂之事二候、

癸亥四月十五日、雨、

一昨夜より肝付殿・磯永殿・我等泊り、大雨二而干寄地へ洗込之仕掛為致候、

一此比鑄錢不形多く、右者果して地かね之調合不宜誤

二可有之と存、浜田平右衛門・千葉助十郎へ吟味申

付、少々加減為致候、

一戊十二月廿七日より亥四月十四日迄之間、時々納り

本諸地かね左之通、

一正銅九万四千貳百七拾壹斤壹合三勺七才

一唐金四万四千四百四拾斤壹合壹勺

内、

一六千七百斤七合五勺

右、諸郷寺院之梵鐘・仏具類、

一千八百三拾四斤壹合

右、御府内中寺院梵鐘・仏具類、

合拾三万七千五百拾壹斤貳合四勺壹才

一正錫六千五百九拾九斤

一鉛貳拾万貳千貳百八拾九斤壹合

一針丹九万四千四百七斤九合三勺五才

一下錫壹万四百三拾九斤九合

十二月廿七日より亥四月十四日迄之弘、

一正銅九万五千五百拾八斤五合九勺

一唐かね四万三千貳百六拾九斤三合壹勺

一正錫貳千貳百九拾斤五合五勺

一鉛壹万三千百貳拾八斤五合三勺

一針丹壹万七百六拾四斤貳合

一下錫壹万貳百九拾八斤五勺

右通、弘禿二相成候事、

一昨十四日鑄立、六万四千九百拾三枚

一今度 三郎様京都より急之御帰国二付、朝廷二も殊

二御動揺被為在、智恩院御立後京都御留守居御呼出

二而伝奏坊城中納言様より

^(頭注)「勅書」

勅書被相下、早々家来之もの旅行先まで走付可相渡

と之御達ニ而、御留守居本田弥右衛門大坂迄罷下

（親雄）

勅書差上候処、其勅書之趣、島津三郎儀御用之儀茂有之付、何方よりニ而も引返上京致、禁裏守護可相勤と之御沙汰ニ候事、十九日之晚御拜見有之候得共、早蒸気船ニ而御出帆為有之ニ付、御拜見不被遊筋ニ而早々陸地国元之様可差遣と之御申取ニ而、廿日未明に蒸気船へ御乗込御出帆相成候由、何とも笑止之御事ニ候得共、たとひ御引返し再ひ御上京被成候共、御存通ニ御議論行立候勢ニ無之、御引返しニ相成候義者御決テ無之御帰国之由ニ候、

亥四月十六日、快照、

一昨日より泊、毎之通釜神祭ニ而、神職佐藤但馬守祭式被行候、諸職人共ニ者規則通諸道具改并細工場掃除方畢而、毎者早暇遣候事なれとも、海辺干寄地へ土埋方御加勢為致候、仕上場出来御急ニ而當時諸所御作事場多、築地人数相少差支ニ付、千人計之工人共へ御加勢為致、七時分迄埋方為致候処、相応之埋高二及候、多人数ゆへ急埒ニ而候、

一今日金藏へ錢貳千両丈ケ毎之向ニ而差送候、

（頭注）「御時鐘割替」

一去ル十四日より時之鐘割合被相替、終日を六時割な

（十三方）

りしを七時ニ相成、時毎に半時二分ツ、長く相成候、

（マ）

右者先達而より諸向御坐之長詰、七時退出被仰付置候得共、右者御取止ニ而時割被相替、凡是迄之八ツ半過比に八ツを打候場合ニ候、右者當時不容易ゆへ御用向無滞様ニと之吟味と相聞へ候、往昔より時之鐘者諸御奉公人へ御恵之訳ニ而、朝之四ツ者正四ツ時より四分を越し打、四分丈頭鐘より引長め打終、八ツ者三分引縮為打候事なりしに、夫等之事者全く知ル人もなく此度御改革ニ相成候事、

一七時分より最上殿・肝付殿同道、上町鬼塚莊助所へ芸州広島へ被遣候劍銃五百丁荷作見分ニ參候、夫より永吉へ參、野村宗七殿へ參り及深更候、夜入比より大雨なり、

一今日ハ神祭ニ付、鑄立其外諸工相休候事、其段毎之通届申出候、

癸亥四月十七日、雨、

一出勤不致、最上殿・磯永真海入来、四時分より両士同道島津主殿殿へ参り終日談話、主殿殿先日より不快之處、今日共より氣力も付きたる由、晩方より甲冑を帶し馬乗杯二而候事、

亥四月十八日、曇天、

一出勤掛御勝手方へ出、長崎武八郎転役之一件申出置候事、

一七時分より御家老小松帶刀殿・大久保一藏(利通)・伊知地(頭注)・国分へ御家引移・華倉御茶屋御家を国分御城ニ御曳移之筈ニ

而見分ニ御越、帰りニ鑄造方見分有之候、小蒸氣船より被參候、寛々見分有之、夜入時分被帰候、小松殿ハ初而之御見分ニ而候、

一十七日鑄立、六万六千三百七枚

一小松殿被申二者、此度御下国之節、佐土原ニ為有之候伊東修理太夫義祐之寄進之大梵鐘、佐土原公へ申上、錢地かね用ニ取寄之筈候間、近々可参旨御達有之候、右梵鐘者有名之ものニ而、日隅薩三州之太守伊東修理太夫藤原朝臣義祐寄進と有之、我等も先年

彼地へ遊曆(歴カ)之折見物いたし候、佐土原城下町之觀音堂之庭に鐘樓破損ニ而突居へ有之大成ルものニ候、心地能キ事ニ候、又大坂ニ而阿波産之銅三拾万斤御取入相成、近々蒸氣船より被差下筈之段、小松殿より被申聞候、

一御試ニ相成候飛彈高山手筋之養蚕、先日まで白糸出来いたし、帶刀殿へ御見せ申候処御歎、当秋より桑之仕立方等手広ニいたし、諸郷へも渡付、近年中ニ御産物ニ相成候様可取計旨も被申聞候事、

亥四月十九日、曇天、

一出勤掛御勝手方へ出、昨日御達相成候御取添地取弘方之絵図差出置候、

一十八日鑄立、七万六千三百七拾壹枚

一先日より取しらべ之養蚕之一件、当秋より桑苗百万本程良種を撰ひ御買入、諸郷・私領へ御渡付之筈之間、御本手金御宛行之儀伊地知・松岡へ相談いたし(候脱カ)事、

一仕上錢是迄過分ニ屯居御藏せきニ而候処、先日より

段々趣法を付、今日より一日に八万枚程ツ、出来候事、

一日州穆佐悟笑寺^{（性カ）}へ納り居候梵鐘一口、二丸御用部屋より右之地かねを以鑄錢何程出来可相成哉取しらべ可申出趣、大久保一藏より問合有之、地かね三百四拾貳斤程有之候、是ニ錫・鉋丹・鉛之三品を壹割之掛目ニ而加候へ者、組合地かね四百四拾四斤六合、貫目ニシテ七拾壹貫百三拾六匁ニ相及、出来錢壹枚六匁並之算当ニ而壹万千八百五拾六枚、壹枚百貳拾四文替ニして千四百八拾貳貫文、金ニシテ百八拾五兩壹歩程出来候趣、以書付返詞申出候事、

一 鑄立錢四百貳拾六万九千六百三拾六枚

錢ニシテ五拾三万三千七百四貫五百分

金ニシテ六万六千七百拾三兩壹朱

金壹兩ニ付八貫文替、

右者、去戌十二月廿二日開業より当亥四月十七日迄之間、日数九拾貳日分之惣鑄立ニ而候事、

右之内、

一 極印錢八拾八万七千三百貳拾四枚

錢ニシテ拾壹万九百拾五貫五百分

金ニシテ壹万貳千三百貳拾三兩三步三朱ト

錢六拾文

但、兩ニ付九貫文替、

一 極印錢四拾四万六千貳百拾壹枚

錢ニシテ五万五千七百七拾六貫三百七拾貳文

金ニシテ六千九百七拾貳兩壹歩ト

錢三百七拾貳文

但、兩ニ付九貫文替、

合極印錢壹万九千貳百九拾六兩ト

錢四百七拾貳文

右之通端書ニいたし、小松帶刀殿へ差出候事、

一來ル廿一日、例年通吉野馬追有之筈ニ而

太守様御登被成筈ニ候、此度ハ五本御道具ニ而御光越之筈ニ而候、御姫様ニも御三人ニも御見物に御合之筈ニ被仰渡、今日より御棧敷打等之由、

一 此度御取寄ニ而地かね用ニ被相渡候日州穆佐悟性寺

梵鐘一口、銘書左之通、格恰旁古風ニ有之候、尋常之鐘ニあらず、地かね組も宜敷相見得候、鑑定するに唐鑄製ならん、此度者百余口一時ニ破壊致候得共、此鐘より外ニ古物者あらず、又かね之性旁好なる者無之候、

聞鐘声煩惱輕 智慧長菩提生

離地獄出火境 願成仏度象生^(衆カ)

伏願仏日重興・国家安寧・兵革頓息・万民康泰、

專析

右檀那福寿増長・宗門繁栄、伏冀当寺食法兩輪共

転・真俗二滞同昌、^(諦カ)

時永徳元年辛酉黄鐘二十日、開基大檀那伊東藤原氏

臣駿河守祐満、日本国日向穆佐院洗心山悟性禪寺

開山住持沙門長僊置之、

右ノ銘文ヲ考ルニ、永徳元年辛酉ハ

後龜山天皇十四年、南朝ノ弘和七年、楠正儀婦順ノ

年ニ中ル、文久三年癸亥ニ至ツテ四百八十三年ニ充

ツ、此梵鐘ヲ破壊シテ琉球通宝ノ地金ニ用ルハ、則文久三年癸亥四月十九日ノ夜、愉快言語ニ余ル云云、外ニ一百二十九口ヲ一時ニ破壊スト雖モ、皆元録爾来ノ製ニシテ其由縁モ深カラス、銘文モ拙ク、後世ニ伝ルニ足ラサルカ故ニ、只此一口ノ銘文ノミヲ模写スル者ナリ、

癸亥四月廿日、雨、

一昨日より泊り、肝付殿・我等なり、明廿一日者吉野

馬追之筈候得共、此やう雨ニ而者多分御延引ならん、

且当三月末大坂相庭書、^(場カ)

一薩摩真米三ツ石^(老カ) 百七拾四匁

一肥後米 百六拾貳匁

一大豆 百三拾五匁

一麦安 八拾五匁

一小豆 百三拾五匁

一小麦 百拾匁

一黒砂糖琉球上壹斤二付 壹匁五分五厘

一 生蠟壹斤	三匁八分
一 菜種 掛廻し計り	百五拾匁 百三拾五匁
一 烟草 枯葉本葉	壹匁三分より貳匁四五分迄 貳匁四五分より四匁五分迄八匁
一 鯉節飛貳百五拾目	大貳百八拾匁
中貳百六拾匁	
一 同地飛貳百四拾匁	大貳百七拾匁
小貳百五拾匁	
一 椎茸七八掛り	上五百五拾匁 下四百五拾匁
中五百匁	
一 木茸七八掛	五百貳拾匁斤ニ付六匁
一 黒胡麻	百六拾匁
一 山餅壹貫目入	七拾匁
一 繰綿	貳百八拾八匁
一 水油	六百八拾匁
一 金錢 八拾八分拾貳匁四分	

右、亥二月廿日付之大坂相場状なり、

一 当地米穀及払底、御定直成百三拾五匁ニ候得共、田舎くより毎之通作得米売出無之、諸人困窮いたし

候付、上・下・西田町等へ御救助之筋を以米会所被召建、諸色方掛御役々詰ニ而三町年寄出張、他国米御買円ニ相成、白米納米望ニまかせ御払有之候、尤、市中相庭より三拾貳文下ニ而候、今形ニ而夏分ニ趣キ如何払底ニ可有之哉、古より御物ニ而米売有之たる事者聞もおよハさる御処置候へ共、何分市中払底、其上高価ニ而不得止事御所置ニ候、何ゆへ払底歟者不相分候得共、多分抜米ニ而如此ならん、此やうニ而若や異船ニ而も渡来少しく騒動ニおよひ候者、如何程困窮ニ可有之哉、台場御藏々へ者少々御困米も有之由ニ付、近々蒸気船より出水脇本へ津廻方ニ被遣答ニ候、此やう米穀多事なき者天保九年比之凶作之時に同しく笑止ニ而候、

癸亥四月廿一日、快照、

一出勤不致在宿、吉野馬追ニ付永吉より馬借用いたし、吉井中介同道差越候、又七郎殿も被参候、野乗もいたし倉山民五郎殿・島津織衛殿も被参候、面白候、一 太守様ニも御登り被成、野乗等被遊候、御勇々敷候、

御召馬者青びばり毛之勇馬ニ而候、御召腹者立揚野羽織・御陣笠ニ而候、古より君公御馬追ニ而御乗廻し者未曾有之御事なる由、

一御姫様御三人共被為入候御棧敷別ニ出来、御簾中より御見物有之候、江戸ニ而者如此之事者御見物事も不被為在、御楽ニ而候半、御帰りニ者吉野庄屋役所へ御入、乗馬御見物被遊候、

一我等事者、吉井殿と中別府村学校所へ久木山泰藏詰中ニ而差越、磯永喜之介殿・肝付太郎殿も被参候間、大鐘時分まで酒宴ニ而候、帰りニ吉野より直ニ永吉へ参候、当年者乗馬之数每より相増、凡八百疋余と申事ニ候、

亥四月廿二日、照、

一出勤不致、四時分より最上才二殿同道いたし永吉へ参、大鐘時分帰ル、夜入時分より伊地知壯之丞殿・海江田武次(信義)・伊地知正治どの入来、及深更候、

癸亥四月廿三日、照、

一朝なら原喜(清)左衛門殿入来、四時分より出勤、肝付・磯永殿・我等之人数なり、

一廿二日鑄立、七万四千四百三拾七枚

一廿日鑄立、七万五千六百式拾壹枚

一当分東西両方ニ而一日之吹入地かね、銅のミニ而凡八千斤余ツ、其外ニ錫・鉛・鉈丹等也、白目かねを去ル廿日より用試候ニ銭之出来も宜敷無此上、夫ニ付而地かねも過分せき出し候事ニ候、五部計之割ニ而相用候、

一仕上ケ方も一昨日共者八万四千枚余ニ而候、極印も同断、金ニシテ凡千式百両程ツ、出来也、

一取添地ニ出来之仕上場も材木も相揃候ニ付、地堅ニ為取掛候、矢張御作事と申談造立為致候、

一昨戌四月廿三日二者

三郎公御在京中ニ而、伏見ニおひて暴論家橋口宗助(柴九、道隆)又ハ登山愛次郎・橋口伝藏(兼備)・有馬新七等上意打被仰付候当日にて早一周ニ相成、光陰如飛ニ候、右上意打之事ニ付而近比より物議紛擾、笑止之事ニ候、今形ニ而者一変事ニ可相成哉、

一 今廿三日鑄立、七万五千九百拾三枚

一 今宵者磯永殿・肝付殿・我等泊り也、

亥四月廿四日、曇天、

一 昨日より泊、七時分御暇退出候、島津権五郎殿^{（久等）}へ参、

吉村才之丞殿・磯永孫四郎殿・弥九郎殿・新納太郎
左衛門殿参会、及深更候、

亥四月廿五日、雨、

一 出勤掛御勝手方御用人坐へ出、伊地知壮之丞・松岡
十太夫へ、先日申出御免之上銅地かね取入方として
差出置候西村六右衛門、鬼塚莊介手先田中仁兵衛・
山崎与兵衛ら兩人、昨日中戻り届申出趣有之、詳ニ
兩人申出置候、先比より手を入置候通、正銅三拾五
万斤余弥有之、取入之内約もいたし、手付金三千兩
相渡置、尤、三拾万斤者は迄幕府より年々正銅を唐
人・蘭人へ御売渡有之時候処、至此度長崎表物騒ニ
而夷人者追々引取、上海之やう差越、会所へ全く不
用ニ而有之、五万斤者脇売ニ而、都合三拾五万斤丈

ケニ相成候よし、然ゆへ都而此方へ取入度相談ニお
よひ候処、其内より拾五万斤丈ケ者不日ニ可引渡と
之談定ニいたし罷帰り、将又肥前諫早へも古製之大
砲大小三拾丁程有之、右者中原猶介より手を付候段
被申越、或者舶来錫拾万斤程も有之、右を都而御取
入相成度旨分而申出候、右ニ付而者旁代金五万兩程
ニ及候間、此涯被相渡候様遮而申立置候、尤、代銀
凡五万四千兩程ニ候得共、先内分ニ而五万兩丈早々
御渡有之様以端書申出候事、

一 土州出産之銅少々四拾万斤程も此方へ御取入者相成
間敷哉之趣、彼藩士出崎之人^{（ヘカ）}より中原猶介より被申
遣、右之書状も今日兩御用人へ差出置候、

一 右通ニ而手を付置候株先ツ六拾万斤者必定可有之、
いつれ成一年ニ三百五拾万斤丈ケ者調達不致候而不
叶事ニ付、精々心痛ニ及候事、

一 昨廿四日鑄立、七万九千三百拾九枚

一 今廿五日川尻砂揚場ニおゐて台場訓練有之、上様
ニも御見物に御出有之候、

一 昨廿四日京都より急之飛脚到来、彼地之情由先ツ静

謚ニ而珍敷事者、此内ニ新ニ初居候国事掛之公卿方
并非常付之衆、都而御曳取ニ而、昔之通大小となく
殿下之御裁判ニ帰し候由、右者、先比此御方より御
建言ニ而右を御採用御引取為相成由、何も不知、理
屈計を知りたる堂上方、非常付の国事掛のと時めら
れ候ゆへ、大ニ沸騰之本と相成居候由、

一 越前之老公（松平慶永）春嶽公ニも

三郎様御一緒比に御上洛相成居候処、御同様御建言
も御採用無之、御議論も不相立故、朝廷・二条共御
出仕も無之御引入ニ而候処、

三郎公俄ニ御退京ニ相成、人心も弥沸騰、長土之暴
客其日々拔扈ニ付

三公御退京、三日跡ニ越前之様御居離ニ而御帰国被
成、猶又人心混雜之由、將軍家ニも御帰り候筈之処、
其氣味を察し、

天朝より御曳止ニ相成、越前公ニ者右やう御届放ニ
而御帰国相成候付、惣宰職御免御憚被仰出候由、誠
ニ笑止之次第、此御方者至誠御貫轡（微力）之御方ニ而、い
つれ 皇国を世界第一之強国ニ被成度と之御趣意ニ

而、惣宰之御職掌も御十分御尽被下候得共、於幕府
も御不興之勢、

朝廷ニ而者長土之暴徒より頻ニ讒奏いたし、終ニ爰
ニおよひ候次第候、

亥四月廿六日、雨、

一 昨日より泊り、最上殿・磯永殿・脇岡殿なり、

一 昨廿五日鑄立、八万九百八拾三枚

此やう過分ニ出来候事者初而なり、

一 此度寺院之梵鐘御取上ニ相成、鑄錢方之様持越ニ付、
種々妖言有之、中ニも川辺山之寺之鐘を持越之節、
谷山ニ而持夫共休足いたし寢居候処、目を覚し見る
ニ其鐘無之、不思議存し近傍探索致候得共不相見得、
其儘寺へ参見候処、本之如くに鐘樓ニかゝり居候と
之説、又谷山阿弥陀寺之鐘も同様持越、途中ニ而無
何と鳴り恐ろしかりし由、右通之妖言も不少、俗人
者大ニ恐怖之説もあり、然りといへとも全く妖言ニ
して僧侶之妖説可怪事ニあらず、其通不思議あらば、
百余口之大小鐘を去ル十九日方ニ一時に破壊させ、

初者火を以焼キ破れ易キ様ニいたし、人足共數十人ニ而鉄槌にて跡形もなく破りたり、其時夜分之事ニ有之、奇怪も可有之に、聊不思議に似たる事もなく、又我等初人足ニ至而少し之輕我もなく破り尽したるにて明なり、如此之事者後世凡人之迷ニも相成事物なれ者、爰に事實を記置なり、此末も残り過分有之事ゆへ、建言して世之為人之為、現に救助之一端となさん事をおもふ、是又仏之本意に叶べし、則衆生濟度之現事なるべし、

一 今宵泊、磯永殿・我等なり、

亥四月廿七日、晴、

一 昨日より泊り、今宵も磯永殿と同泊也、

一 廿六日鑄立、七万三百三枚

一 極印拾貳万八千枚、毎之通金くらへ廻ス、

亥四月廿八日、晴、

一 一昨日より泊通ニ而、七時分御暇退出候、

一 先日相伺置候御取添地へ新造立之板藏、以証文被仰

渡候、帶刀殿御名前ニ而候、

一 御雇之職人中島清左衛門外ニ三人、御用地へ長屋出来被召移候様申出置候処、帶刀殿より申出通被仰付候旨、御張紙を以御達有之間、早々出来方取掛筈候事、

一 今廿八日、島津主殿殿宅ニおひて君側之人々打球之催有之、終日多人数書院之庭馬場ニ而賑々敷候、主殿殿事当分風邪氣分ニ而候事、

一 先日分而申出置候長崎へ銅三拾五万斤程有之、取入之手当いたし置、其代金五万両丈ケ御渡ニ相成度申出候処、今日御勝手方ニ而松岡十太夫・伊知地壮之丞より、御宝藏被相開被相渡筈ニ付、猶又速に相運候様被申達候間、西村六右衛門・鬼塚莊助兩人へ御引渡被下、於長崎払出等之仕向者、御勝手方より長崎御付人差図致候やう御掛合被成、万端不締無之様御取計被下度分而申出候、尤、兩人者私前より別而厚く申渡、早々出崎いたし、速ニ取入可差送趣共反復嚴重申付、尤、御宝藏被相開候者実ニ不容易誤合ゆへ、払ニ而も不都合有之候而者決而不相濟旨申付

置候、御金者早々御勝手方へ兩人差揃罷出、書役へ引合可相受取旨も申付候事、是迄右通過分御宛行之事者未曾有之事二而、多日心配ニおよび候次第二候事、

一 当分上様ニも打球之御遊有之、日々御庭ニ而御催之由、御馬ならしにハ能キ御遊ニ而候、

癸亥四月廿九日、晴、

一出勤不致在宿候、大鐘時分より最上齋二殿一同伊地知壯之丞へ参ル、種々御用談、米良へ御手山被召入候御趣法向談合候、及深更候事、

一 廿七日鑄立、七万六千六百三拾五枚

一 廿八日、七万六千式百九拾八枚

一 廿九日、七万式千五百八拾式枚

癸亥五月朔日、雨、東風、

一出勤、今宵泊、肝付殿・磯永殿・最上殿・我等也、

一加藤平八より訴出候、国府之内、本堂鹿倉へ炭山を

建、其炭者鑄物方へ上納為致、山之伐跡者水利宜敷由ゆへ自分仕明田地開被仰付度趣ニ而、書面御勝手方へ差出候、我等より初二教候一条ニ而、ケ様之大富之輩田地開いたし、自力ニ而人をも移入ニ趣法ならば大ニ弁利ニ有之のミならず、一粒ニ而も國中ニ出来重候得者可宜と存而之訳ニ候、御勝手方ニ而も面白良法ニ候段被申書付被受取候、我等之考者、町人・百姓ニ限す、誰ニ而も真幸・向渴之諸所等へ荒地多自力開為致、成田之上ハ其もの、自作高と名付被下置、出米等も程能被仰付置候者可然歟と被存候、別ニ詳ニ趣法を記して御勝手方へ出候事、

癸亥五月二日、晴、

一 昨日より詰通、磯永殿・我等なり、

一 昨朔日鑄立、七万四千三拾六枚

一 鑄立錢五百三万三百八枚

戊十二月廿二日より亥四月廿九日迄之間、

錢ニシテ六拾式万八千七百八拾八貫五百文

金ニシテ七万八千五百八拾八兩貳歩貳朱

但、八貫文替、

一極印済錢三百四拾六万八千七百貳拾九枚

錢ニシテ四拾三万三千五百九拾三貫

百貳拾四文

金ニシテ五万四千百九拾貳兩貳歩貳朱ト

百貳拾四文

但、八貫文替、

差引屯り

貳万四千三百八拾八兩貳歩貳朱程

右者、去年戌十二月廿二日御坐建当日より亥四月廿

九日迄之間、日數百壹日分之鑄立高二御坐候、為御

見合此段申上候、以上、

亥五月二日

市来 磯永
最上 肝付連名申出ル

右之鑄立高を鑄立日數百壹日ニ平均すれ者、一日ニ

凡四万九千八百五枚並之出来ニ相当ル、錢ニして六

千貳百貳拾五貫六百貳拾四文、金ニシテ七百七拾八

兩三朱ト錢百貳拾四文ツ、之出来ニ候、是迄者僅計

ツ、之出来ニ候得共、並ニいたし候得者右通ニ及候、

当今非常之御入用有之御ゆへ、初より之見込通に一

日ニ四千兩余ツ、者是非ニ出来候様手当いたし度、

第一ニ銅之手当專一ニ候間、折角ニ工夫評議為申、

一上町年寄西村六右衛門・鬼塚莊助兩人共、明日より

長崎へ銅取入方として御金五万兩才領いたし届申出

候、其段以書付御勝手方へ届申出、尤、御勝手方よ

り御関所通、又者御付人へ御問合等被相渡候由者兩

人より申出承届候事、

一右ニ付、昨二日御勝手方より金五万兩兩人へ御渡相

成、慥ニ相受取候段、我等方へ者以書付届申出候、

一昨二日、御小姓与番頭衆・御側役衆よりハツ後御用

ニ而御達之趣者、近々御都合次第ニ御城下中勢揃可

被仰付候間、其心得ニ而罷在候様、尤、時宜次第ニ

者福山原迄御召列調練可被仰付儀も可有之、相図之

早鐘相鳴候者兵粮等手当いたし、被定置候場所へ

銘々得道具を携可走集、尤、

上様ニも御出馬可被遊旨も被仰出候、

癸亥五月三日、晴、

一昨夜より磯永殿と泊り、

一金藏へ錢貳千両丈ケ差統候事、

一昨二日之鑄立、七万五千九百七枚

一鑄物方へ被召仕候諸工人共、都而初より五人組相立、

互二心之合候もの申合せ不正之手筋等致間敷、又者

御法則可相守旨相記、組合証文為差出置候得共、

追々多人数ニ相成、頭立候もの共より組合申渡たる

向も有之哉二候間、此節改而与合替申付、心之合候

もの申合、且又是迄組合之人々心ニ不合もの者無遠

慮外人と組合申出候様、以書付申渡候、ケ様ニ不時

ニ申渡も多人数之内、万一不正之もの罷居も難計ニ

付、此後折々組合替申渡之治定候事、

一今三日鑄立、八万九千九百八拾九枚

癸亥五月四日、曇天、

一昨夜より詰通、肝付殿・我等也、

一今日も貳千両丈ケ金藏へ差統候事、

一九時分より出殿、夫より御暇退出候事、

亥五月五日、雨、

一出勤不致在宿候、節句ニ而在宿候、母上様杯と御取

会祝酒相催候、

一定之通鑄物方諸細工相休候事、

亥五月六日、晴、

一出勤、今宵泊、肝付どの・我等也、最上殿大鐘時分

退出有之、磯永殿不快二候、佐々木殿・肱岡殿者出

勤無之候、

一鑄立、貳万六千三拾三枚

一今六日四半時分より早鐘之相図ニ而御備組勢揃有之

候、御城下諸士不殘御城下広小路へ集、其内甲冑・

陣羽織等ニ而出張、専ら立揚野羽織等之出立二候、

鑄錢方罷出候諸職人之内、家来・下人等者俄ニ御暇

ニ而退出候故、鑄立方も半ニ而取休め候、加之毎之

通国分八幡宮參詣ニ而出勤人数も少く候、

一縁摺方主取中原正兵衛事、不束之儀有之勤方差免、

其段御勝手方へも申出置、一同へハ罪状書記申渡候

事、

一勢揃者両御旗本并御先手御城下守衛之人数二而、早鐘を聞と直二銘々組頭より兼而申談二相成候場所／＼へ走集、二番鐘二而組頭引率し御城下へ走集、三郎様御旗本者二九下へ扣居候、

太守様九時分御樓門より御出馬、十文字之吹流之御旗・一本杉之御目印二而、御城下へ暫時御将基被召建、諸軍之御点檢有之、川尻調練場之様御出張調練御覽被遊候、

三郎様御名代二者島津^{（久造）}圖書殿へ被仰付候、壹番早鐘二而支度致在宿、二番鐘にて組之集場へ集り、三番鐘二而御城下へ着出之規定二候、早鐘を聞より人馬走違ひ、非常之勢二有之候、我等事者当分之勤場御手当向二者不携やう被仰付置候付、出勤掛勢揃之次第寛々見物いたし候、

一伊地知壯之丞より被申達趣者、此内より取しらべ建言二相成候関外四ヶ郷へ御渡用之紙札之儀、

御両殿様へも奉窺候処、良法故申出候通出来いたし、高岡等へ可相渡旨被仰出候付、鑄錢方二而板木見計可相調被申聞候間我等申二者、西洋法二則り銅板二

而出来可致、文字・模様・印判等者追而しらへ可申出趣申置候、此椿弊出来候儀者、当分御金繰別而不宜砌二海陸之御軍備御繁多二付、御入用莫大二有之、鑄錢連も地かね之手当未十分二不相調、夫故存分鑄調方も不相叶、夫で者御用途不引足、加之関外者近他領二札を多く出来、御国より過分之金銀を引取候付、今形二有之候而者往々御損不少事二付、旁此時二関外限り二札を被渡、現金銀者一切不出やう有之度趣、詳二申出置候趣二有之、併し関内二而者屹と御停止二而無御坐而者、往年御国費不少旨も候而建言申出置候、

亥五月七日、曇天、

一昨夜より肝付殿一同泊り、鑄立方毎之通二候、

一七時分より退出、最上殿同道候、永吉へ参ル、大山格之介殿・伊地知壯之丞殿・伊地知正治殿・川上十郎左衛門殿・磯永弥九郎殿参会二而及深更候、

一一昨六日京都より極急之飛脚到来、攘夷之事弥御決定二相成、一橋公二者去月廿三日江戸へ御暇二相成

り東国御下向有之、東国之諸大名も其通ニ而、五月十日限ニ神奈川碇泊之夷船者都而攘斥之筈ニ御決定相成、大樹公ニ者京都へ御曳止相成、摂海防禦を御指揮被成候様被仰出、近日浪華城之様御下り之筈、姉小路殿ニ者中国海岸御見分之為御下向有之由、種々物騒言語難尽混雜之由ニ候、右之趣六日朝相達候由、

一 右様攘夷御決定天下布告ニも相成、然ル上者御国ニ者昨年生麦一条も有之ゆへ、真先キニ御国へ到来すへき者必定、加之先日よりいづれ此方へ参り曲直談判も可致申居候付、早速より御手当向御急キニ相成、指宿地頭ニ者町田内膳殿、小根占へ者伊集院平治殿今日中ニ出立、渡海可差越御達、其上御軍賦役田代宗次郎・御軍役方書役亀山甚介早馬ニ而下潟諸所海岸へ被差廻、若異国船山川辺へ相見得内海へ可乗入向ニ相見得候者、夫々被定置候郷々指宿又者小根占へ走統援助いたし、乗入らざるやうニ防禦可致旨申渡之筈ニ候、

一 如此攘夷御決定相成候者何ゆへ之事ぞや、日本国中

未武備・兵食も不備に、渠之堅艦大砲に対接する事者おもひもよらず、御国坏ハ御先々代様より格別ニ御手も付、日本中ニ者江戸を除之外比肩者あるましく、夫迎も外夷之水軍ニ对当者千万無覚束、実ニ渠をしらすおのれを不弁之拙策ニあらずや、然るを壮年血氣之人々ニ者、外夷と云者犬猫を殺すニ同しく口ニ者被申、論理之道等者少しも無之様被賤、京師ニ而も公卿衆も同様之御勢ニ有之、夫を恐多くも天朝に御信用被為在、幕府を臆病不断ニ御申下し、御評義も無之攘除布告ニも相成候者嘆息之限りニあらずや、ケ様ニ申ハ敵之美を談し渠を警怖し、因循戰を不好ニ出ツといへとも、決而左ニあらず、同志之衆と縮眉之至ニ候、

三郎様ニ者先達而より、今より十年を期とし内政を整へ武備を嚴ニし、勝算定而後ニ御布告被為在度と之度々御建言有之得者、(候脱カ)

朝廷ニ而全く御採用無之、攘夷ハ

朕か素意と之御事ニ而、將軍へも御評義者無之、押而神奈川鎖港を被命、一橋公ニ者早々御暇ニも相成候

次第之由、尤、將軍家ニも第一ニ御暇可有之処、長士之暴論徒或者浮浪士共堂上方へ種々讒訴いたし、將軍を此挙ニ御暇被下候而ハ虎を野に放ツニ同しとて、摂海守禦ニかこつけ御引止ニ相成、一橋公をして攘斥する之奸策ニ出候由、都而如此ニ浪士輩之論より天下之大義を動し候付、人氣和同せず、恐多くも

上輕く下重キ之弊生し、龜暴之命令ニ相成候も実ニ大息之至ニあらずや、御国ニ而も血氣之衆者要路之人逆も攘夷・鎖港者

天意之第一ニ而、日本國中焼土なり、人民者彈丸之為ニ車裂せられ候而、孫や曾孫迄大砲之食と相成迄ニ攘夷せば、終ニ

天意通ニ攘掃可致得と之議論ニ而、実ニ其論末ニ者齒も喰立難き勢ニ有之、御上も稍同様ニ有之、果して事之破ニ望ん而者禽獸之如くニ取扱、終ニ事破れニ可及者顕然、其時に至り御悔悟不相成候而者勢者無致方ものニ候、古より国家危殆之時ニ至り、夫を早く察知して不諫ものもあり、是等ハ青史之上ニ不臣

之論評も不少なりしか、今親敷其事ニ臨ん而建言等之意飽まで難有之、其勢難及事ゆへ同志と声を吞て嘆息之外他事なし、後世之人能く時情勢之強弱を考へて論評せされ者無理ともいふべし、昔藤房之遁世すら我等初今まで論評せしに、今此時ニ当而其論せし所甚後悔せり、此趣ハ後世子孫之為事実を不誤爰記ぬ、

亥五月八日、晴、

一出勤不致在宿候、

一 鑄立、六万五千貳百三拾五枚

一通出来之段、磯永殿より被申遣候事、

一 最上殿一同終日磯永どのへ参ル、大雨也、

一 攘夷御決議布告之趣、今日諸士へ御達有之、御書付銘々と頭宅ニおひて拝聞被仰付候事、

癸亥五月九日、朝晴、大鐘時分より雨、

一出勤掛御勝手方へ出、高岡其外四ヶ所へ御渡用之楮幣、試書ニいたし伊知地壯之丞へ差出置候処、吟味

通二而可然候間、早々銅板二取掛候様被申達候事、

一 今般於京都攘夷御決定天下之布告二も相成り、就而当地二も御手弘之海岸二而御備向迅速二被仰付事二付、御入用莫大可有之候間、鑄錢弥埒明御用途不差支様可取計と之趣、御家老衆御沙汰二候段御口達を以被申達候間、何分仕上錢埒明兼候付、仕上場出来方差急可被申趣申出置候事、

一 今九日鑄立、七万千八百九拾三枚

一 攘夷御決議二相成候二付、御手当向昼夜之御急二而陸軍繰出し方之義、今日も御兵具奉行へ御達之詔有之、今日より昼夜詰通二而取しらべ之筈候由、実二是迄諺ニ云へる如く、軍を見て矢をはき尻をか、けて後に草履を作る之たとへ、今日前現ニ見聞するハ笑止之至二候、如何なる世之形行二候哉、可憂、可嘆事二候、

一 萩野流師家野村彦兵衛事、今日御勘定方小頭被仰付候、是迄御軍賦役二而候、右者自宅二而大小砲鑄造等二付、金錢出入二付少計不束為有之と之説、併し内実者青山愚知より惡様に申為したる哉二候、御無

理之御所置、要路之中山中左衛門青山之門人二而當時勢之盛なるも、専中山之為ゆへ旁野村者無実之事も可多と之内説も不少候、此様之世ニ少疵を以被斥者如何歟、

一 御小姓与番頭樺山権左衛門、行跡不宜とて当番頭へ被相下、是者御相当之所置と申事也、

一 下町弁天波戸御築造も未半ニ有之処、一昨日共より夫卒過分ニ被相重、昼夜之御急キニ而候由、

一 今宵者磯永と泊番ニ而候、

癸亥五月十日、曇天、

一 從京都鎖港・攘夷之布告二相成候より、神奈河二而者不日ニ掃攘相初筈二而、関東之諸大名ニも追々ニ出張、一橋公御下着之上者御指揮有之由二候、長崎ニ而も同様ニ有之、佐賀侯・黒田侯・大村侯其他九州大名追々出張ニ相成候処より、在留之夷人ニも伝聞し、いづれも本船之様荷物共ニ引取、大浦之夷館者空虚ニ相成、本船者昼夜蒸氣を立居、すハと云ハ直ニ出帆之手当ニ候由、市中ニ者男女老若を携へ大

村矢上辺之様相逃、市中者空ニ相成、何之商法も全無之騷動之由ニ候、江戸も同様にて、市中者手寄を以心得可致と之御達有之、おもひく^(逃カ)に手寄ニ随ひ^(逃カ)廻し、其騷動一方ならず、夷人も商人者長崎同様ニ本船へ廻し居、事之起るを待居、軍船武官之輩者少しも動揺不致泰然と在館いたし、本船二者蒸氣を立手当いたし居候由、今形ニ而者果して一変ニ可成立世勢ニ而笑止之至ニ候、

一 中原猶介長崎より被申越趣者、当分魯西亜国之軍艦三艘参居、其船将軍事旁別而心得居、西洋ニ而も有名之人物之由、其者へ毎々面接致承得候趣、当時魯西亜より約定之諸国、港之警衛として世界中ニ軍艦式拾七艘程差出置、其内大長一人則自分なりと申出、式拾七艘之アトミラールなるよし、此度英吉利より日本国を攻撃する為ニ八艘之軍艦を仕出候趣ニ付、魯国者日本之隣国信交之国なれ者、唐土上海ニ而先達而英人へ対し、日本と争戦者是非ニ可相止旨及理解候得共、生麦ニ而英人を薩摩之人殺害致候次第、人倫ニ違ひたる仕方、其外日本人ハ約定ニ背きたる

次第不少、加之江戸ニ而も英人を無罪ニ殺し、今形ニ而者難相成とて和解承引不致候、其儘神奈河之様押渡候付、又々神奈河へも差越、再応及和解候へ共、是非ニ争戦可致申募居、尤、生麦之一条のミならず、諸所ニ而殺害等之訳も有之、其曲直を江戸役人より暴に申募居候由ニ而、夫彼を別而立腹いたし居候間、無致先日長崎之様参り一先唐土へ差越、式拾七艘之^(方脱カ)軍船一緒ニ相揃、江戸・箱館・長崎三ヶ所に手配いたし警衛もいたし、又者今一往英人と和解之談判ニおよひ、争戦ニ不及様和睦を結せ可申、若其上承引無之、又日本御役人も少し者渠に勝を御取らせ、償金等者御出し不被成候而者双方和談ハ調難く、何分日本之被成やう不宜処よりケ様之大破ニ相成、若今形ニ召置候而者日本惣崩ニ相成、貴賤共死より外ハ有之間敷、英人之武備ニハ迎も被及間敷と申出候付、^(長風)蓑田伝兵衛中原返詞二者、生麦之一条者行列ニ失礼いたし、右者往古より之国法ニ而、其場ニ而殺害致したる訳ニ而不法之事ニ者無之と申聞候処、成程日本国中ニ而者其通之国法ニ可有之候得共、弘く世界

之交ニ而者其様之不法と云者無之、法と申者天道ニ而世界普通之法を法と可申、夫者心得違と申物笑ニいたし、何分外国と軍者決而不被成様有之度、勝利先ツ当分ニ而無覺束と申ニ付、中原被申二者、たとへ薩州へ英人乗入候共少しも差支無之、相応之会釈者可出来手当有之と申聞候処、笑止之顔付ニ而、其やうニ而者焼土と相成者必定ニ候、さりながら甲兵者何程あり哉と云ニ付、凡十五万人も可有之と中原被申しに、魯將申二者、夫者間違ニ可有之、察するに五千人ならん、多くて五万人歟、日本惣国之兵も五拾万人者なく、三拾万人ニ過きたる程なるべし、薩州之国体を考へ、又天度ニ而国之大サを考へるニ、甲兵壹万二者過さるべしと笑て云ニ付、程克申置られしに魯將又云、山川海門より鹿兒島城下迄台場何ヶ所有之哉と云、四十ヶ所程有之、式拾四封度以上之大砲五百門ニ下らず、其内八拾封度・百封度・百五拾封度位迄ニ候と被申しに、魯將申二者、是も間違ならん、乍憚魯西亜者世界ニ比肩する国にて武備も可也ニ調居候得共、都城之近辺ニ台場式ヶ所ニ過

す、式拾四封度已上之大砲も式百門ニ過きす、べール辺さへ其通ニ候、其他之辺鄙者未充分ニ行届す候、乍憚薩州之御国体御高前御産物ニ而ハ、中々今より二三拾年之後迎も仰之通二者御行届ニハ可難成歟、江戸迎も当分之通ニ候、是者御高前旁薩州よりも御所帶者大キク可有之とて何分ニも争戦を御好被成者笑止之至なり、申て氣之毒かり候由、蓑田・中原より御届申出候段、大山格之介殿御軍役方ニ而届書被見候とて咄被申候、尤之事ニ而今之如く戦を御好被成ハ天魔之所為歟、不日ニ焦土となりて御解悟あるべし、

一出勤人数肝付殿・我等也、兩人昨夜より泊、鑄立其外毎之通ニ候、

癸亥五月十一日、曇天、

一昨夜より詰通ニ候、

一神奈川鎖港之御期限、從京都被仰渡所ニ而ハ昨十日限と之御布告なりしか、如何之事ニ有之半、(候脱カ)笑止之事ニ候迎も十分之仕止ハ無覺束候、彼を知りおのれ

を不知之御所置、実ニ禍神之あらふる禍業ならん、
草野之匹夫声を吞而屋より他事なし、血氣武断之衆
者大ニ勢付られ候形状ニ而、夜昼となく十匁銃哉百
目・弐百目之大筒杯稽古杯有之候ハ何とも笑止之限
り、

御先代様御存生なら者ケ程之事ニ者成立間敷とおも
へばく嘆息之限りニ候、

一昨十日鑄立、七万七千三百八拾六枚

一昨十日ハ目すり方之仕高九万九千枚、仕上者八万
枚、此程過分出来者初而なり、

一御取添地へ新出来之仕揚場今日迄に成就ニ相成、惣
敷弐百七拾枚ニ而候、是まで諸所へ少々召置候人数
都而為曳移候、

一七時分より伊地知壮之丞殿入来、夜入時分同道退出
候、我等者永吉へ参、野村宗七殿・最上殿参会、及
深更候、

亥五月十二日、快照、

一出勤、最上殿同道候、出勤人数磯永殿・肝付どの・

佐々木殿ニ候、

一昨十一日鑄立、七万七千三百八拾枚

亥五月十三日、

一私用有之出勤不致候、大鐘時分より最上殿同道いた
し永吉へ参、馬術之稽古ニ候、大山格衆も被参、馬
之稽古ニ候、帰りニなら原喜左衛門殿へ参り及深更
候、

亥五月十四日、照、

一出勤不致在宿候、七時分より最上殿永吉へ参、夫よ
りのむら宗七殿へ参り及深更候、

癸亥五月十五日、照、梅雨之上り、

一出勤掛御勝手方へ出、八時分出勤、肱岡殿・佐々木
殿・最上殿・肝付殿・磯永殿出勤也、

一十一日鑄立、七万七千六百四拾六枚

一十二日、七万弐千四百四拾五枚

一十三日、六万四千七百三拾三枚

一十四日、七万五千五百拾八枚

一高岡其外へ御渡用之楮幣下絵書用ニ、御絵師柳田竜雪今日より鑄銭方へ召仕候、

一試之為飼方為致候白糸上品九拾四匁余、大糸拾八匁、外ニシケ糸拾匁程出来、今日御勝手方へ差出候事、大鐘時分退出致、久木山泰藏へ参、及深更候事、

亥五月十六日、晴、

一出勤掛御勝手方へ出、御本手金及払底候間、壹万両程御渡有之様伊地知殿へ申出候事、

一今日より鑄物師今百人相重候、東西両方ニ而候、今迄惣組ニ相充、追々埒明可申と安慮ニ而候事、

一毎之通釜神祭ニ付、神職佐藤但馬守祭式被相勤候、

諸職人者規之通御道具改掃除方相濟、五月之事故御酒被成下候、日記所前之水藏へ莚を敷筈、丹荷六ツ

二酒をたゝへ、茶碗を以銘々主取共より名札呼出し

為裁候、御酒六百盃、人数凡千弍百人ニ而一人半盃(戴力)

並之手当ニ而候、主取共者右畢而極印所ニ而為戴候、多人数ニ而御肴者不被成下候、六百盃之酒者過分ニ

残り候、一人半盃ツ、者得不呑ものニ候、惣人数星

帳面ニ而、人足共まで千六百拾九人ニ及候、惣酒之

手当八百盃ニ而候、十分ニ為呑候而残り百盃程ニ候、

皆々深酔ニ而御暇いたし候、七時分咸々引取、磯永

殿・肝付殿・我等者船より華倉下辺舟遊ニ而候、月

も澄渡りて面白く、昨年之十月より至今日迄実ニ寸

暇も無之困苦せしゆへ、今日者惣成就之慶ニ舟遊候、

殊ニ昨日迄ニ鑄物人数初之見込通ニ相充ち、旁慶入

候、明日より一日ニ弍千三四百両程ツ、者鑄立之賦

ニ候、初之見込者一日ニ千両ツ、出来之手当ニ而

家々も出来いたし候へ共、至爰存外ニ過分ニ出来、

実ニ歎何歟是にしかん、加之御上之御益莫大ニ有之、

諸人之為旁千年之後ニ至り、我等之積善比肩者有之

間敷と、舟中三人にて少し者ほこりニけり、

一十五日鑄立、八万七百七拾六枚

亥五月十七日、照、

一昨日より泊り、肝付殿・磯永殿・我等なり、

一今日より鑄物人数相重、東西両組ニ而五十六組、人

数式百八拾人、夫二人足・筆者等ニ至迄式百九拾人ニ而候、昨日ハ新ニ召入候人数稽古方ニ罷出、今日より現ニ召仕候事、

一最上才次殿事者、米良山請取方として今日より旅行被致候、用心金拾五兩出入ニ而御本手之内より相渡、尤、御勝手方より御差図有之相渡候、受取書被差出候間、伊地知壯之丞へ入一覽置候事、

一椿弊出来方ニ付、御絵師柳田龍雪へ者壹日錢五百文ツ、御本手銀より可被成下旨、伊地知壯之丞より被申聞、今日より其通被成下事、

一椿弊用之紙、実方御試紙^{（施力）}濟所ニおひて出来之由ニ而、為試百枚程被相渡候、紙性不宜、猶又濟調方申出置也、

一市中輕キ商人又ハ日庸取体之輩、四月・五月比之雨時ニ者何之仕事も無之、手を空ふし、徒食して日々之生計も難儀ニ有之、鍋・釜・衣類ニ至迄質借等いたし、習之ものニ而質店ニ而者其手当いたし、本手も多く宛行借出しもの候処、当年者末々質借別而相少く大ニ迷惑いたし^{（候脱力）}由、右者全く鑄物方へ雨晴無構

罷出、精魂之仕事ニ而骨折さへいたし候得者、老若共凡八九百文以上ニ及び、夫ゆへ渡世大ニ宜敷と之由取沙汰有之由ニ而候、其他御上之御繰合も宜敷、去年十二月末より至当分彼は拾万兩程も出来、夫を諸向より御払、其潤沢相応ニ候、其上鑄物方之御本手も御作事旁ニ凡三万兩程ニおよひ、当年之末ニも相成候者如何計之潤ニ可相成や、鑄物方ニも今日より一日式千兩余之鑄立ニ相成、御払方も隨而相重ミ、一日ニちん錢さへ四百兩余ニ可及、一ヶ月ニ者壹万式千兩之現金御払之訳ニ候間、地かね代を込候へ者猶更之事ニ而候、

一大鐘時分より肝付との同道永吉へ參、夫より磯永殿同道野村宗七どのへ參、及深更月明ニして武村之田面道遙歸ル、

癸亥五月十八日、快照、西風、

一出勤掛二丸御小納戸より御用談申来出候処、飛州高山之手筋ニ試飼為致候白糸差出置候処御買上相成、代銀御渡有之候、錢五貫七百文相受取候而、佐野仲

藏へ加藤平八より為曳渡候、

一昨十七日、鑄立人数都合五拾六組ニ相満候間鑄立も相増、昨日者九万七千五百七拾式枚程ニ候、未不馴之事ゆへ今拾四五日もいたし候者、一日ニ拾式万枚余者無疑鑄立可相成と存候、

一去月廿六日仕出之飛脚昨十六日京都より着之由、申来趣者、詰横目鵜木孫兵衛事、去月廿四日之夜、御留守居本田弥右衛門坏列立、三本木之遊所へ参り相応ニ遊び、四時分一人先ニ帰り、無僕ニ而窃ニ祇園町之様一力ニ而差越候途中ニ而、木屋町ニ而何ものとも不分暗殺せられ候、相对者逃去不相知候由、僕之金次郎と申もの迎ニ参候処、死体ニ行逢ひ、早速本田坏へ注進致いたし走付候^(行カ)処、早絶命ニ而御屋敷之様列歸たる由ニ候、右者決而長土州之藩士之仕方ニ候半、已前より右両国と一体不睦ニ成立、孫兵衛ニも外方周施ニ者關係致居候ニ付、邪魔ものと折能行逢ひ暗殺いたしたるに可有之哉、残多次第二候、一体方今京師之事情、暴論・蜂起・攘夷・鎖港之説者素より討幕之企も有之、夫ニ者

三郎公ニも御拘り不被成、夫よりして長土州より頻ニ悪居候、何歟ニ事寄御国を貶斥之企不少、笑止之次第二候、孫兵衛殿者随分才学も有之御用立人ニ候、乍去要路之人々より者少々不被好人ニ而候、其訳者昨春伏見之一挙ニ初者携居候人ニ而一体議論不台と相聞へ候、拾八九才比迄者医師ニ而候、当年三拾七才ニ而候由、

一昨十七日江戸より飛脚到来候、申来趣に、今度一橋刑部卿將軍家為御名代攘夷之勅命を被奉、関東御下向之処、駿州岡部宿ニ而浪士四拾人計行列へ打入及争擾、一橋之御供方も四拾人程殺傷せられ、一橋公ニ者御如才なく浪士も三拾人程者被殺、余た者逃去りたるよし、右者此節攘夷之御請ニ者相成候へ共、御内心者因循ニ有之と之説有之付、如斯之失礼も致たるに可有之歟、又大目付大沢豊後守殿者一橋公へ被召付、御跡より御付添下向之処、石部駅にて浪人共余多行列ニ討入、互ニ殺傷ニおよひ、大沢殿者無如才終ニ浪人者逃去りたる由、

右之両説共ニ実ニ天下之大事ニ而、一橋公ニ者將軍

家御後見をも被仰付置候御方、殊二人望も有之、加之此度攘夷御布告ニ付大樹公為御名代御下向有之、如此之致方者、畢竟長土州之手先ニ出て攘夷を名といたし、討幕之趣意ニ可有之候、今通暴激之長土二州之人又者浮浪士之建言等を

天朝ニ御採用被成、幕府を被惡候様ニ而者つまり不平之世ニ相成、昔建弘^{（元カ）}・建武之例ニ可成立、憂歎之限りニ候、

一去ル十三日長崎仕出之飛脚昨日到来ニ而申來趣者、江戸・神奈川碇泊之蒸氣船入港いたし、右者英国船ニ而今度於横浜英人へ外国奉行談判之趣者、先年来外国と通信之約定者、日本政府ニおひて皇王御立腹ニ而、已前ニ仮約定取結候^{（衍カ）}候事者全く

奏聞を経す、於江戸自己ニ江戸役人共之取計ニ出候事ゆへ、昨無比より頻ニ人氣も混雜ニおよひ、

皇帝ニも御立腹不淺、殊ニ三港開市より物価騰貴、内地之人民困窮ニおよひ既ニ乱階を醸し候、依之此度私ニ仮約定取結候諸役人者皆刑ニ行ひ候、因而以來三港共ニ引払者叶間敷候間、箱館・長崎之二港者

今通ニ召置、神奈河者早々曳払可申旨申渡、当月十日限ニ無相違可曳取談判ニ及候処、各国之夷人共別而立腹いたし、右者在留之ミニストル等ニ而者談判難致趣ニ付、成行各国共ニ本国へ申越、何分其筋之役々渡來之上談判可致旨申出、承腹者^{（服カ）}不致候得とも商人共ニ者本船之やう引取滞船いたし、商売者全く相休居、殊ニ浪士入込商乱防可致坏之風分有之付、物騒ニ有之人氣不穩由ニ候、長崎ニ而者御奉行当年交代前ニ而服部肥後守殿^{（長門守カ、常純）}早々下向有之、市中取締も嚴敷商法も為止候而、若渠より兵端を可開も難計とて男女共ニ矢上辺へ可相迦旨申渡ニ相成、人氣之混雜一方ならず、市中ニ者別而困入、商業も止ミ戸を指、辺鄙へ迦居候由、此事者迺も尾者取れ間敷候得共、一時暴激家之論を

朝廷ニ御採用よりケ様ニ成立紛乱ニおよひ候者、何とも憂患之至ニ候、至今日攘夷・鎖港坏之御所置者実ニ下策ニ出候を、如何なる天魔之所為なる哉、一十八日鑄錢、拾壹万三百六拾枚

亥五月十九日、照、

一昨日より泊り、肝付殿・磯永殿ニ而候、

一鑄錢拾貳万四千枚金藏へ差統候事、

一当春三郎様御上京中三日御滞京、直ニ御届放ニ而御下国ニ相成、夫より人氣不穩、京中貴賤深淵ニ水を踏之思ニ有之、引統越前之春嶽公も御暇も無之、御届放ニ而御帰国被成、右者惣裁職之御事候得共御論説共不被行ニ付、此内より度々御辞職も有之得共御取揚無之ニ付、此度者御暇も不被申上、御曳取者御退職を專一二而、暴ニ御曳取為相成訳と之説尤之事ニ候、當時此御方と越前御曳入ニ付而者、天下之事者誰か周施する人可有之哉、可憂事ニ成立候、越前二者初より開港之御論説ニ而宇内を横行、皇国之武威を海外ニ被輝候者航海通市ニ有之とて、此御方坏と者御論も不合程之御大志なりし由、尤、威伏之御慮ニ候、此御方ニも近比二者随分攘夷者可急ニあらすと之御論ニ御移り之勢ニ候、此三十日計之間ニ少々御論之替り、朝鮮を征討して貳百年來治世之風を一新して、軍之習し有之度坏御内評も有之、是又

我等二者笑止ニ存候、

一三郎様之御趣意者、攘夷之儀者多年之叡慮ニ者被為在、いつれニも不攘して者不相成事ニ候得共、必勝之策略相建、亦者内政相整候上ならて者、即今外夷ニ对当者難相成、殊ニ二百余年之泰平ニ而武士争戦ニ不馴、迎も渠に对当者難相成候半、軍艦ニも仕出し渠を制する之勢を不保者、攘夷之御布告者下策ニ^(行カ)二出可申、加之日本國中諸大名之領分、海防行届候と者難申、何分十年之後ならて者御布告者宜間敷旨御建言相成候得とも、

朝廷ニ者長土之暴論御採用ニ而御布告ニ相成、幕府ニも此御方御同様之御内慮なれとも、暴論之勢強く不被得已事御請相成、加之大樹公関東御出も不被下御曳止ニ相成、為名代一橋公御下向被仰出候事ニ有之候、尤、当春長土之藩又者浮浪之輩勢強く、何事も乙名敷議論被行候丈ケニ無之、

大樹公御上洛者暫時御猶予有御座度旨、大久保一藏を以閣老へ相付御建言も有之得とも、既ニ京師へ御出途之御届も為有之候事ニ付、無御抛御上洛ニ相成、

果して御見止之通ニ御曳留ニ相成候、実ニ天下之事も此やうに暴論勢強候而ハ土崩瓦解ニ近く、歎ケ敷事ニ候、

一最上殿事、米良山御買入として、今日より関外へ旅行有之候、

一今日朝より山河へ異国船渡来之届早打無障參候、何方之船とも未不相分候、

一今宵泊り、肝付殿・我等なり、

一今十九日鑄立、拾万六千六拾三枚

癸亥五月廿日、照、

一昨日より詰通し、関外へ御渡用之楮幣出来方弥差急候、鑄立其外昨日之通也、

一白糸極上最々百目 五貫七百文

一上々糸百目 五貫四百文

一上糸百目 五貫文

一中糸百目 三貫七百四拾八文

一下糸百目 貳貫五百文

右者、当分御織物方御買入直成ニ而候、当所出来

糸之極上者凡五貫文程ニ而御買入相成候事、

一四時分より御暇退出、夜入比より有川喜左衛門殿・磯永弥九郎殿・久木山泰藏入来、及深更候、五時分夕立強、

亥五月廿一日、曇、東風涼、夕立、

一出勤掛御勝手方へ出、吉井中介二弟中村市之介・最上齋二旅跡被仰付度、以端書伊知地壮之丞へ申出候事、

一鑄錢方水道水払底ニ付、井戸四ヶ所出来方申出、御作事方計ニ而堀方之筈候事、

一樺山源太郎宅地御取入相成、中島清左衛門被召置度旨先達而より申出置候処、申出通御取入被仰付候旨向井新兵衛取次を以被仰渡候間、御本手金之内より右源太郎へ引渡候、尤、金子五拾兩ニ而御買入有之事、当人御請取書為差出御勝手方へ差出候事、

一銅地かね払底ニおよひ候間、大坂表ニ而御買入者勿論、当所ニ而も御府内田舎へ無用之銅・錫・真鍮器等可貢上被仰渡度、尤、寺院之梵鐘・仏具類も

猶又再しらべ向々へ被仰渡、御取揚ケ又者御買入被仰付候御仕向相成度旨、世態旁詳ニ端書を以申立候事、

一去ル十七日より鑄物師人数も相重、昨今共者一日ニ凡千五六百兩丈も鑄造相成、此後者日々手馴、一日ニ凡式千兩丈位者鑄造可仕哉、就而者銅地かね之手当專一二御坐候間、凡入用之太数左ニ申上候、

一鑄立錢拾貳万八千枚

金ニシテ貳千兩

掛目ニいたし四千八百斤位

外ニ七百貳拾斤位

但、壹わり五部之鑄欠、

合地かね五千五百貳拾斤位

右、一日貳千兩出来ニ而地かね現入用、

一壹日一た、ら之吹込銅凡四千百五拾斤位、四た、ら

分凡壹万六千五百六拾斤位

一壹日四た、ら現禿高凡五千五百斤位

右之並ニ而三十日分之用、凡銅之分ニ而拾六万五

千斤程、当年を先六ヶ月ニ見候而、凡九拾九万斤程ニ相及賦ニ御坐候、

右通、当年中入用之太低見賦仕候間、御手当急ニ相

成度奉存候、尤、当年凡三拾五六万兩程者鑄造者出来可仕候間、何分ニも鑄休不相成様地かね之御手当有御坐度奉存候、私共より者御領内諸郷々へ買円人差廻、精々為相円可申候間、大坂表又者長崎辺其外四国・中国等、又者御領内寺院梵鐘・仏具等も御手を被相付度奉存候、

五月廿一日

一今度攘夷布告之

勅命ニ相成、関東ニ而も御請相成、夫々御触も有之候付、長崎ニ而者、当月廿日限ニ七ヶ国之夷人共都而引取候様、御奉行より御内達相成候由ニ而、商人之分者先日より本船へ雜具を引取、軍船武官之面々者矢張公然在官いたし、商人共者大ニ紛擾之由、長崎市中ニも不日ニ軍相初ルとて、各手寄くニ山手を指して曳取、市中ニ者戸を閉ち何之商法もなく誠ニ

物騒之由、御奉行よりも手寄を以可迦旨之御内達も
為有之由、今形之勢二而者果して何歟と可相発向二
而笑止二候、先日より銅地かね之取入方二指遣置候
もの共も走帰り成行申出、何事も手之付候丈ケニ無
之、笑止之至二候、

一 太樹公ニ者矢張大坂へ御滞城之由、追々物騒之勢ゆ
へ江戸より数千人之軍兵も走統、当分大坂へ者幾千^{（千カ）}

と数も知す、京都者日々長土之暴徒勢を得候而横行
無申計、罪なきものを殺し、或者暗殺張紙等無絶間

由二候、殊ニ討幕之説も不少、夫ゆへ公義者御用慎
嚴重ニ而容易ニ者難動向之由、又在京之大名も攘夷

布告之事より御暇帰国ニ相成、残居候者守護職^{（松平容保）}会津

侯又者桑名候^{（松平定敬）}・井伊候等^{（直憲）}ニ而、其他者御暇又者大坂

へ者御譜代大名式拾頭程御詰之由なり、江戸より銃
隊八千人・砲隊式千人計、都合兵士分ニ而式万人余

ニ及候由、誠に御嚴重之由ニ而候、中々手指も難相
成御手当之由ニ候、

一 四月十一日石清水江

御幸被為在、久敷御廢典此節御再興、誠に芽出度御

事ニ奉存候、然るに 大樹公ニも供奉之筈候処、御
当病ニ而差掛御断ニ相成候由、右者京中貴賤之説に、
長土之暴人又ハ浪士共、途中ニおゐて刺殺之企有之
旨頻ニ風分有之、実事ニもあるましく候得共、此内
より討幕之説も為有之ゆへ、出御二時計前二御行ニ
相成、初之御賦と相変り大ニ混雜ニおよひ候由、依
之近衛家・二条関白・中川宮杯其外兼而被達候通之
供奉ニ而、御先乗ハ仙代之片倉小十郎、夫より近衛
様御父子、御跡乗ニ者此方番頭島津彈正^{（久宝）}、外に中小
姓五拾人、且中川宮・陽明殿之御留守ニ者此方より
中小姓三拾人程ツ、為警衛密々被遣、御屋敷へ入込
ニも不目立様ニと之御事ニ而、還御迄者不寝之御番
有之候由、ケ様ニ久敷すたれたる大典に警備等之次
第者芽出度事之中ニも笑止之至ニ候、 將軍家を討
伐之説も全く虚説とも不相聞へ、実ニ乱階者此事ニ
候、

一 主上出御者十日之晝八ツ時分鳳輦^{（ママ）}御有之、十一日九
時分石清水へ着御有之、御休息等有之、御祭礼且国
家安全、攘夷之御盟祈も被為在、還御者十一日大鐘

時分御所へ御歸殿有之由、其時之御行粧者実ニ言語
ニ難尽、八拾八人之公卿方者勿論、其外之衆も供奉
ニ而、京中者勿論、近国・他国より之拝見人、実ニ
雲霧之如くニ有之、前以より近国より京中・石清水
辺・伏見辺へ貴賤之群集夥敷、家々ニ入込候事言語
ニ難述、淀川登り之舟ちんも老少ニよらす一人ニ付
壹貫文ツ、之賃錢ニ而旅込代等も同様にて、御通行
筋之家々ニ者一人百疋ツ、之代を以借用いたしたる
由、

主上ニ者初而京中・伏見迄出御者勿論ニ而、日本ニ如
此人之多キと云事者初而御知為被遊由ニ候、

一大樹公御当病ニ而、八幡宮ニおひて攘夷御祈之上、
將軍家為御名代一橋卿江節刀を於神前賜之、当座ニ
而攘夷速ニ成功いたし奏聞可仕と之言上ニ而、其御
式も被行候由、

一主上御中途ニ而御休者社々へ鳳輦なから被為人、近
衛様等之供奉之御方ニハ其社前等ニ馬上なから御休
息ニ而、誠に御難儀之由ニ候、

一御通行之筋々者、拝見之人々雲霧之如く尺寸之地も

人ならざる者無之、御所之辺より八幡迄寸地も地を
見る事ハ無之由ニ候、御行粧之次第書者別ニ記置候、
一拝見として東海道・中国又ハ江戸辺より(衍カ)よりも多く
走登候処、幕府より往来留ニ而空敷引返候由、草
津・大津之両所、大和路・丹波路之両所、八幡山崎
其外大坂川口より八幡迄、諸所ニ番屋を拵、大小
砲を備へ入込を禁し、其兵凡八万人と申事之由、其
上此席ニ大樹公御警衛として、江戸より見物人ニま
され弍万人余上京致したる由ニ候、何分將軍家者油
断者少も無之向ニ相聞へ候、

一琉球渡唐船、当年者唐土より山河へ直乗着いたし、
殊ニ於滯中海賊之為ニ荷物被奪、何も積物無之由
ニ候、琉球之疲勞此一事ニ而も明なり、

一当今米穀別而無他事、昨日日共ハ府内及高料、漸百
文ニ貳合八勺程ニ而候、末々又ハ御扶持取之諸士等
難渋無申計、夫ゆへ物議紛擾言語ニ不被尽、要路之
人々所置不宜者勿論ニ候、就中指宿・山川辺へ有川
喜左衛門殿旅行被致居、先日被帰候而咄ニ、全体無
他場所所柄ニ売米無之、三ヶ月程より末々之輩者米

粗を食候もの者相少く、粟・唐芋又大根坏ニ而露命を繋き居候、錢ハありても売米無之ニ付、人々困窮おもひやられ候、彼地ニ而ハ三斗入壹俵六貫文程之相庭ニ而候得共、何分売米なく他国米も不入来由、

成川渡り之両御藏々ニ者相応之御米有之得共御出無^{（候脱力）}

之、今廿日も此通ニ而者餓死ニ可及と、人々歎息いたし居候由、夫ゆへ病人多く苦々敷次第之由、当所も売米無之、壹式合之売米もなく持合之人々者貯置、高料ニ相成を待居候よし、畢竟御上より高料ニ相成らずと之御制度のミニ而、御制度片落ニ而全体不足之御国ニ当年者他国米不入来故売米乏敷由、毎年四万石程者他国米不入来候而ハ難相成由、当分日本国中米価高料にて御国程下料者無之ゆへ入米無之、今より少し高料ニ相成候者可入来ハ必定ニ候、併其制度寛く者又高料ニ而諸人之困ニ可相成候間、其所置專一二候、

一当番頭より吉利群吉殿御小姓組番頭被仰付、高橋要人殿も同断ニ候、御馬預川上箭七郎御役人並被仰付候、町奉行高崎喜兵衛二者御兵具奉行席、御作事奉

行谷山次郎右衛門事御役人並被仰付候、

一椿弊出来方ニ付、^{（寺島宗則）}松木安右衛門御用申渡、西洋銅板

製作之法蘭書しらべ方為致候、

一昨廿日鑄立、拾万三千三百式拾八枚

一今廿一日、拾万式千九百九拾六枚

一今宵泊、肝付殿・磯永殿・我等也、横目助中村市之介事、鑄物方掛被仰付候旨届被申出候事、

亥五月廿二日、晴、

一昨日より詰通ニ而候、昨夜九時分大坂へ参居候蒸気船帰着致候、

一今廿二日九時分勝姫様江戸より御着候、直様玉里御殿へ被為人候、江戸御方々様都而御引取、御残ハ無之候、勝姫様御事者、故中将斉宣公御娘ニ而、松平周防守様へ御縁入之处、周防様御国替之節に御引取被成、

宰相公御娘分ニ而高輪へ御住居被成、御年輩も四拾余ニ被為成候、御性賦御温和之御方ニ而人望も有之御方なり、以前より御下国之御模様も被為在候得共、

御付之女中共皆江戸もの二而、御国者恐しき所と申奉沮候ゆへ御延引ニ相成居候、此節江戸物騒ニも相成、其上諸大名妻子国元可為勝手次第御達有之、御下被成候、

一長崎へ銅取入方として此内より上町人西村六右衛門・鬼塚莊助差出置候処、初之見込通拾万斤丈ケ取入、近々可積廻可申旨届申越候、外ニ錫貳拾万斤も取入、近日可積廻申越候、又魚住源蔵と申者より手を付置候銅も三万七千斤取入候趣も申越候、

一戊十二月廿二日開業より亥五月廿二日迄之間、日数百二十日分左之通、

一極印錢六万貳千三百九拾三兩三步

内、一壹万三千三百八拾八兩三步貳朱卜

百貳拾四文

右、壹兩ニ付九貫文替、

一六万三千三百四拾壹兩三步壹朱

右、壹兩ニ付八貫文替、

右通、今廿二日迄極印打込、時々金くらへ差廻候事、

一当分御格護ニ相成居候劍銃他国御売出、又者諸人申

受被仰付候付、貳丁丈四貫文ツ、二御兵具方より申請候事、

一今廿二日鑄立、拾万九千六百五拾八枚

一昨廿一日下之関より御本陣村上銀右衛門より申越趣者、去ル十日下之関を亜米利翰之商船壹艘、中国灘より九州の方へ通帆いたし候処、関諸所之砲台より何之応接もなく放発いたし、素より商船之事故、敵対も不致其儘走去り候由、^(壇カ)檀之浦等之砲台二者長州萩之番兵已前より入来り、此度者萩之手より放撃いたしたる由、其船も相応に諍撃せられ、這々之体ニ而辛ふして逃去りたる由ニ候、右者今般攘夷布告ニ相成、関之戸者已来一切通船為致間敷と之長州より京師へ申立ニ而、商船を妄ニ砲撃いたしたるよし、去なから何之応接ニも不及打払候者甚暴なる所置ニ而、実ニ日本之大害を醸出し候、彼国政府ニおひても嚙々憤激いたし、大に難題を可引出者明なり、何分彼己之勢も不弁、攘夷・鎖閉之布告者実以可憂事ニ候、

亥五月廿三日、曇、涼、

一昨日より泊り、肝付殿・我等也、

一 鑄錢方御趣法向も追々治定いたし、既ニ昨今日共より者日々鑄立丈ケツ、屯りも無之、諸細工運ひ立候様に相成、旁安心ニ候、諸工人惣計ニ而凡千五百人ニ余候、一日ニ四千兩丈ケも鑄立候都合ニいたし候者、人数も凡式千人計ニ可相及候間、精々其手当ニ而候、

一 昨廿一日・今廿二日も式千兩丈ツ、金くらへ差続候事、

一 四時分より御暇いたし、御勝手方へ出候而御用済御暇退出候、夜入肝付太郎殿一同川上左太夫とのへ参ル、及深更候事、

亥五月廿四日、

一出勤不致在宿候、夜入前より加藤平八召列、伊地知壯之丞へ参ル、加藤事ハ初参也、

一 当分者大坂表金相庭高料ニ而、壹兩九拾五匁程之由、珍敷事ニ候、畢竟当分京撰へ諸大名屯集入用ニ者大

坂より借用ニ而用途を被弁、且者將軍家ニも滞坂、

從而數万人屯り居候付諸色も高料ニ及び、右者享保之比より此やう高料ニ相成候義者無之由、依之御国ニ而者大坂相場より格別ニ易く、ゆへに日々金銀無他事相成、諸人困上候ニ付、大坂相場より式貫文程者高料ニ被相替度旨、其条理を立申出置候、又銅小錢壹枚四文相庭者古より聞もおよハぬ事故、旁速ニ相場上り相成度申建候事、

一 関外へ御渡用之楮幣も銀目ニ而出来方被仰付度申出候、是も往々得失ニ拘事ニ付、其条理を申立候、

癸亥五月廿五日、照、

一出勤掛御勝手方へ出候、夫より出勤候、出勤人数肝付殿・磯永殿・肱岡殿・中村殿也、

一 鑄立其外昨日之通ニ候、

一 大坂へ銅取入方申付置候處、加藤十兵衛より竿銅拾式万斤白鳳丸蒸氣船より積届ケ、取納いたし初より一緒ニ拾万斤已上之取納者、此節初而ニ而候事、

一 松木安右衛門、昨年幕府より歐羅巴へ外国奉行被差

遣候節、同人も渡海被致、歐羅巴諸国見物有之処、

日本より差入候仏郎西国へ着有之処、ハレイス海岸に碇泊之軍船・商船式拾間已上之分凡三百艘に下らす、其他辺鄙之分者数難く候よし、ハレイス之外ニ諸所へ良港も八十余ヶ所有之、夫ニも三四拾艘も絶す碇泊之由、実ニ言語に難演、盛なるものニ而嘶尽し難きと之咄ニ候、又仏郎西より魯西亜迄日本里数ニして凡七百里余ニ候処、安右衛門殿も蒸氣車ニ而四日半ニ旅行被致たる由、尤、夜分ニ者旅行せず、朝六時分人顔能く相分比より走出し、暮時分ニ駅所に着休足、尤、終日之内四五ヶ所にて休息いたし飯共給候由、其速事馬に駈を乗るか如く、夫ゆへ途中何之見物も不叶、道中如何なる所と云も不相知由ニ相聞へ候、直説之通記置、

一 廿二日鑄立、拾万九千六百五拾八枚

一 廿三日、拾万六千六百拾四枚

一 廿四日、拾壹万六千四百三拾六枚

一 銅地かね之場ニ而大坂より梵鐘余多買下ニ相成候、

都而新物ニ而銘文等も無之候、斤数ニして三千斤余、

数百七拾余ニ而候、

一 先比より追々進上ニ相成候銅地之御札として、芭蕉布等斤数ニ応し頂載^{載カ}被仰付候、帶刀とのより伊知地壮之丞取次ニ而被仰渡候事、

一 長崎より中原猶介殿被申越趣者、今度攘夷布告ニ相成候を各国夷人共伝承いたし、先日英国より為警衛、蒸氣軍船式艘ニ兵士千五百人乗せ付差渡、公然として碇泊いたし居、昼夜蒸氣を立居候由、大小砲二者彈藥を込め何時ニ而も放発之手当ニ而候由、商船者都而御達次第ニ本国へ曳取候手当ニ而罷在、随而長崎中之人氣も甚敷混雜ニ而、商法も何も先日通之由ニ候、

一 京都ニ者此内通ニ暴論甚敷日々物騒ニ有之、然るに今度肥前平戸之百姓何かしと歟申もの、同類百人余を催し上京いたし、宮・堂上方等へ推参いたし種々暴論を建、攘夷御布告ニ付京師守護之為罷登候趣申立在京いたし、長土之暴論人等へ相交り罷在候由、百姓類ニ至迄如此之事ニ成立、可憂次第ニ候由、一 今般申来趣者、中川様へ

^{（辰力）}
震翰を以被仰渡趣者、世勢内外迫り候付、不日二内変

可生も難計、兎角鎮撫之处者島津三郎へ御依頼被遊
と之趣二而、右之

震翰中川様より此御方へ被相下、尤、中川より御答書
も御取添被相渡候由、誠二不容易御事二候、誰か是
を感動せさらん、

一順聖公此節依

勅書照国大明神と御神号被進口宣、此度白鳳丸より御

小姓松方助左衛門奉守罷下り御本丸江被為人、
^{（正義）}

太守様・三郎様御拜被遊、談政之間江御安置有之候

而、日々御拜も被為遊候、御宮も此内より南泉院へ

御出来之賦二而御造栄中二候間、御成就次第

御遷宮之筈二候、御家御初より

勅命二而御神号・御贈官等之御例無之、実二御徳義之

然らしむる所難有事二候、

一去ル廿一日御達二、千眼寺之義慈国寺と合併被仰付、

千眼寺知行四百石余者御取揚被仰付候、此涯慈国寺

より寺番等召置、勤行可相勤旨被仰渡候由、御尤至

極之御所置二而人々難有唱候事、

亥五月廿六日、照、

一昨日より詰通し二候、

一昨廿五日鑄立、拾壹万六千六百六拾貳枚

一昨日御役替、御小納戸鈴木宇左衛門、御使番御小姓
奈原幸五郎事、御小納戸見習御小姓松方助左衛門
^{（繁）}
事も御小納戸、藤井良節御広敷御用人 貞姫様御付
被仰付候、

被仰付候、

一昨廿五日、大門口并弁天波戸・新波戸・祇園洲・砂

揚場等之台場より大砲打有之候、拾町計二漂的を浮

置、一時二打方有之、水軍隊も打方御覧有之候、暫

時之間者鳴動強く、不日二争戦も被遊御趣向之由な

れ者、実事二当ても如此歟と世説二候、

一極印打済錢八万五千五百六拾三両三歩卜

百貳拾四文

右、戌十二月廿二日開業より亥五月廿六日迄之間

極印錢、

内、壹万三千三百八拾八両三歩貳朱卜

百貳拾四文

但、壹両二付九貫文替、

七万四千百七拾五兩

但、壹兩二付八貫文替、

亥五月廿七日、照、

一出勤掛御勝手方へ出、此度中原猶介殿被取計候銅地かねを土州より取入方之義、上町人瀬戸山喜十郎と申もの妨いたし、土州田所左右次殿先年我々知人ゆへ手を付置候を妨段被申越成行申出置候、右瀬戸山事者早々御呼返之筈ニ候、

一明日白鳳丸蒸氣船大坂之様廻船ニ付、帰り二者長崎へ立寄、銅并錫等も積入候様申出候事、

一今日市来次十郎事、表御用人より御勝手方掛被仰付候、伊集院静馬事も同断ニ候、

一昨廿六日鑄立、拾万八千五百五拾九枚

一今廿七日、拾壹万三千八百六拾三枚

一今宵泊り、磯永殿・肝付殿・我等なり、

癸亥五月廿八日、照、

一昨日より詰通、鑄立其外昨日之通ニ候、

一当分眼病大流行ニ而候、磯永どのも昨日より被煩難儀之由ニ候、七時分より御暇退出候、我等事も少々眼之工合不宜候、

亥五月廿九日、照、

一晝比より眼疾発し難儀ニ候、出勤之体無之頼遣候事、終日在宿、養生方ニ而候、大流行ニ而近所近辺不煩人者無之候、此暑氣ニ被当候訳ニ候半、

五月廿九日ニ終ル、

市来四郎
遺稿

雨
後
の
山
ふ
み
抄

全

(表紙)

市来四郎遺稿 雨後の山ふみ抄 全

市来四郎遺稿

雨後の山ふみ抄

(紙数二十七枚)

雨後の山ふみ抄

目次

一日章旗ニ関スル和歌(四十五首)

一 斉彬公和歌(二十一首)

一 松柳亭諸侯歌集抄

一 斉彬公和歌(十八首)

一 斉宣公和歌(六首)

一 文久二年久光公東下ニ関スル和歌(四首)

一 久光公薨去ニ関スル和歌(十一首)

一 黒田清綱 和歌及文(島津家国事軼掌史料ノ編纂ヲ祝シ市

来四郎ニ宛タルモノ)

以上

日章の題

鎌田正夫

日のみはたさためし君は海の外に

かゝやかむよやかねてしりけむ

植松有経

ひのみはた国のしるしと万代に

たてし功のたかさをぞ思ふ

坂正臣

四方八方にかゝやくみれは日のみはた

君のみたまもさしそはるらむ

根本永三

日のみ旗たかくもかゝやくことときは

君の御魂や嬉しからまし

掌典正八位北郷久政

照国の神のえらひし日のみはた

かゝやく御代となりにけるかな

遠山英一

たくひなきわか日の本の大御旗

たてしハ君の功なりけり

黒田清綱

日のみはたかゝやく御代にならむとは

はやくもしりてさためましけむ

鋤鋤清雄

照国の神のいさは日のみはた

あらはれし上にあらはれにけり

日のみはた

千葉胤明

日のみはたかゝけそめにしそのみゝに
(朱書「かみ」)
(朱書「ささ」)

この大御代やみえわたりけむ

小出榮

あまつ日のみはたとゝもにさためてし

君の功もあふかるゝかな

北里闌

すめ国とゝもにつきせし日の丸の

みはたさためし君か功は

此二首は、廿八年六月三日鎌田正夫を以寄送、

国旗

権掌侍正六位税所敦子

大空にたかくかゝやく日のみはた

仰かぬ国ハあらしと思ふ

権掌侍従六位小池道子

天津日のみはたかゝけしみ軍の

船には波もかゝらさりけり

掌侍正六位姉小路良子

しろしめす八島のほかも日の旗の

光をあふく世となりけり

掌侍正六位樹下範子

くもりなき朝日のみ旗みるたひに

あふくハ君かみいつなりけり

権典侍従五位園祥子

神風やふきそはるらしよもの海に

か、やき渡る天津日のはた

権典侍正五位小倉文子

大君のみいつと、もにか、やきて

光まはゆき日のみはたかな

権典侍正五位千種任子

あまつ日のみはたと、もにか、やける

君かみいつの高くもあるかな

権典侍従四位柳原愛子

くもりなき御代のしるしもあらはれて

四方にか、やく日のみはたかな

以上八首は、女官より鎌田正夫を以て忠義公へ贈り

越されたるを、

小杉楹邨

天津日のみはたの風のみ光は

海のほかまてなひくけふかな

佐々木子爵

日のみはたか、やくけふをあらかしめ

おほしわたしてつくりましけむ

蜂須賀茂韶

外国の海山遠く照らしつ、

雲井になひく日のみはたかな

西尾豊

つくりいてし旗にもみえつ国のため

つくし、君かあかき心は

文科大学教授御歌所寄人従六位黒川真頼

あまの原とよさかのほる日のみはた

あはあふかぬ国なからまし

光子

大御代の光もそひて天つ日の

みはたはよもにか、やきにけり

輯子

たてそめし君かいさをや天つ日の

みはたと、もにあらはれにけり

宮地厳夫

世の中にかゝやきわたるあまつ日の

御旗ハ君そかゝけそめたる

近衛貞子

久方のあまつ日はた天地と

ゝもにさかゆく影をみせけり

此一章は明治廿八年八月廿四日、鎌田正夫携へ来られたり、過日京都ニおひて親しく乞われておくら

しなりき、

日章旗は故島津斉彬公こゝろをこめて製出られ

たるか、いまは全世界にしられぬかたなくなり

ぬるをよろこひて 高崎正風

日のみはた仰くにつけてあふくかな

いや照国の神の光を

近衛篤磨

とし／＼に光をそふる日のみはた

けかさゝるこそわかつとめなれ

近衛忠熙

久方のてる日の御旗さらにまた

かゝやき渡る君か御よかな

近衛貞子

日の御旗あふかぬ国もなかりけり

いかに嬉しく神ハみるらむ

竹内惟忠

かきおきし君かみはたの天津日も

光かゝやく西の国原

竹内純子

たてそめし人のいさをも日のみ旗

かゝやく影そあらはれにけり

東久世通禧

あまつ日のみ旗のかけは天津日の

てらすかきりハ国にてりなむ

日章の御国しるしは島津公のおほしよれるとこ

ろなりとうけたまわりて

川上広樹

のほる日のみはたの風の匂へるハ

桜島よりふきそめにけり

君の名とゝもにかゝやく日の本の

日の旗風になひかぬはなし

齊彬公か国旗建言せられしハ、今より四十余年
前の事なるに、其事蹟をしらべるに就て

市来四郎

四方の海に光りか、やく日の御旗

君かいさほの尊ふき路かも
（朱書）「マ、」

又

日の御旗たて初められて四十あまり

二とせはかり輝きにけり

又

（朱書）「もちのし海山遠く」

照国の神の御言の光こそ

（朱書）「唐土遠く」

四方の海山か、やきにけり

四方の海にひかり隈なき日の御旗

輝くけふそ嬉しかりけり

日の御旗か、やく世こそ嬉しけれ

照国神の御心おもえは

照国の神御いさほのいや高に

いよ／＼高くか、やきにけり

国の名にもとひをたてし大御はた

唐土遠く輝きけり

てる国の神の御いつの光こそ

唐土遠くか、やきにけり

齊彬公御詠

常磐なる松にいさよふ梅影ハ
（月）

千年の秋もすみまざるらし

みそのふにさきそふ梅のくれなゐハ

千年の春も猶匂ふらむ

霞中閑居

世はなれて心しつけき柴の戸も

かすみに春はのとかなりけり

夢にたになひきやすと紫の

ゆかりのはなをたつねてもみむ

此四枚の短尺は、廿八年五月三日、鎌田正夫氏か或

人より売却せむと依頼されしとて持参せられたり、

真蹟に疑ひなし、

元日のあした鶴の鳴きて行をきゝて

もろ人のたのしむ春のよろこひを

さらにしらする鶴のこへく
中山尚之介所藏
齊彬公御詠

いつの元旦にやありけむ、嘉永六七年のころにやら
む、

近衛家目次御月次御詠歌首之内に

春日同詠二首和歌

左近衛中将源齊彬

残鶯

谷の戸にかへる名残をねにたて、

みきりに近き鶯のこゑ

恋雲

雲となり雨とふりゆくくるしさは

恋すてふ身の習なるらむ

近衛家所藏齊彬公御詠御短尺

同家々人六条定光より借用写
廿九年
三月二日

花

雲井より野山をかけていろも香も

盛のとけき花の白妙

きえやらぬ雪とやままし吉野山

さきも残らぬ花の盛は

郭公

しのひこしころは過ぬと郭公

なくねひまなき梅雨の空

夏ころもうらなくなれてこの比は

声ををしまぬ山郭公

月

いく千里みかく光もひときはに

名にあふ秋と月やすむらむ

天津空くも、のこらぬ秋風に

光みちたる月のさやけさ

雪

松竹のけちめもみえずつむ雪ハ

としゆたかなる光とそみる

いく重にか光かさねてつもるらむ

君かみそのの雪の白妙

恋

もの思ふ袖のけしきをとひかほに

またふりいつるよはの村雨

ひとすちに猶やたのまむひたち帯の

かことはかりの契なりとも

此外ニも余多御所蔵ありとそ、皆京都二条城内の官

庫御借納あり、他日取しらべお借し渡しあるへしと、

(朱書)校定者「此御詠」トハ恋歌「三首ノコトナリ」

○此御詠はいづれ懷紙御認めにて御点御願ありしも
のなりとそ、

春日同詠霞中子日和歌

侍従源齊彬

子日すとかすめる野へにいく千々の

春や契りて小春をそひく

天保十一庚子年五月吉日十三歳

右、友野七郎左衛門頂戴、即今神崎ノ子池上喜之介

所蔵也とそ、

春日同詠二首和歌 左衛門権中将源齊彬

松間花

枝かはすまつもかすミのひとしほに

またれし花の咲そめにけり

竹久緑

春毎にみとりそひ行くれ竹の

やちよの後も色そかハラシ

君より奈良の都の八重桜のはなを給ひける、か

しこみ奉りて

名にしおふならのミやこのやへさくら

あふくもふかきめくみななりけり

齊彬上

此御詠は、八重桜之苗木と高尾の楓苗木とを給ひし

を、かこしまに植へられしなり、

楓は谷山慈眼寺之境内ニ植へしめ、桜は城内二丸浩

然亭の辺に植へられしとなり、詳なるハ公史ニ記し

ぬ、この三首は近衛忠熙公へ贈られしものにて、同

家に秘蔵せられしを、過る日寺崎か親しく拝見して

模写したるものなり、保存す、

廿九年三月十九日、本書
掛もの一軸鹿兒島へ奉呈

す、追水久
中取次也、

此外二も所蔵せられしと云ふ八重桜の御詠ハ、其故
よしを考へたる書は公史にしるす、

松柳亭諸侯家集の詠

齊彬

麓花

みよしのやふもとの桜さくなへて

おく花もおもひこそすれ

松間桜

山松の葉分にみるもたくひなき

いろに桜の花のおもかけ

毎年愛梅

玉すたれいく春かけてさく梅の

あかめ色香をわきてめつらし

霞裏聞鶯

のとけしな野山もなへてたちこむる

霞の内のうくひすの声

菖蒲露

乱れちる露もかをりてあやめ草

のきは涼しくかよふ朝風

浦五月雨

けふいか浦わの船のかちをたえ

はれ間も波の梅雨の空

簾盧橘

はしゐする袂をかけて橘の

にほひをさそふ軒の夕風

風静盧橘芳

ふくとなき風にもふかく匂ふなり

はな橘の盛しられて

寢覚郭公

ほとゝきすはつ音夜ふかく鳴くなるハ

閨のねさめやおとろかすらむ

郭公

郭公しのひし声もこのころハ

のきはをちかみをちかへりなく

五月雨

をやみなくふる梅雨も日数へて

軒はをくらき雲のかよひち

夏月透竹

呉竹の葉分の風に露ちりて

もるかけ涼し夏のよの月

径夏草

夏草のしけきかけの、かよひ路に

かたふきたてる姫百合の花

月前社頭

五十鈴川なかれ久しき瑞垣ハ

月も神代の光とやすむ

初雁

峰いく重越えて来ぬらむ秋風に

さそはれ渡るはつ雁の声

初冬雲

明けそめてけさは風の音たかみ

時雨の雲のたちまよふ空

送藤

言の葉の露をまかけよ君みよと

たをりて送る藤の一枝

送菊

ことの葉の露かけそへよく千々の

秋をふりせぬ菊の数々

以上十九首、〔朱書〕「校定者曰、十九トアレドモ十八首ノミ、他日原
本ト校合ノ要アリ」

薩摩中将齊宣

詠山花

みとりなる玉松かへもうつもれて

花より花をミよしの、山

東山紅葉

月雪の詠もあれと東山

そめて夕日のまさる紅葉々

立田

かけひこと水ものにしきに立田川

からくれないの木々の紅葉々

通天

わたりなハしはし詠めんうへおほふ

木々の紅葉の谷の板橋

清水の紅葉

のりの露のりの時雨に染つくす

清水寺の秋のもみちは

高雄の紅葉

幾千しほ染にし迄は昔より

其名高雄の峰のもみちは

以上六首、

右、伊達家所蔵の松柳亭諸侯歌集にあり、当時の諸侯の歌数十首あり、本書に就て見るへし、

中将公いまた三郎公に都より東に出まして大キ

御功を立給ひし時 真柱

あづまゝて吹なひけり吾国の

高千穂山の天つ神風

詔命有而撰志此書和

世々遠照佐舞鏡奈理気季

明治廿二年三月十五日 正二位伊達宗城

従一位源慶永

功をは世々に伝ふるこのふみを

華のやからのかゝみとそみる

我もまたうれしかりけりたくひなき

君か功を世々に伝へて

久光公薨去の際

冬月

高崎正風

木枯の吹あらしたる玉里の

梢さひしき冬の夜の月

薨去の前よみて奉りける

正風

奥ふかくかくれましても里の名の

玉の光はあらわれ二けり

久光公薨去の後、幾程もなく遙々御墓二詣てぬ

と鹿兒島二於て、肥前南高来郡小浜村なる

本多阿支良

天雲の八重雲かくれ陰れけり

高千穂山の冬の夜の月

おなしとき

黒田清綱

木枯の声雲ゐまでひゝきつる

ことしの冬の月のさひしさ

源信広

木葉もるかけも時雨て玉里の

御園淋しき冬の夜の月

藤原為昌

紅の涙時雨るゝ我か袖に

宿るもつらし冬のよの月

奥田直五郎串木野

晴れくもる時雨の雲の絶まより

涙さそひて出る月かな

奥田栄之進串木野

鶴かねの山の梢に淋しくも

影こそかゝれ冬の夜の月

宮路源兵衛串木野

久方の月の光も定めなき

時雨の雲にかくれけるかな

久光公薨去の折

岩下方平

述懐

桜花盛は問わて今更に

散りにし跡をなに尋ねらん

此歌いとおもふ事深きをのへたるものなり、高貴の

人々かくれ給ひし後、歎きけるを伝へ聞いてものせ

られしなり、

さま／＼にむねの浮雲たちおふは

心にはれぬ冬の夜の月

市来四郎ぬしハ文学の士なり、博識士なり、故の左

大臣島津公の仰せを蒙り、歴史編集の事をものして、

昼となく夜となく勤めいそしミ、若干の書を著ハさ

れるハ、国のため世のため大なる功也けり、

千世までも誰いはらんもしほ草

かきあつめたる君か功を

正三位黒田清綱

島津家の遠つミおや、さつま・大すみ・日向の三国を領して、つくしのうみのあらひをしつめ給ひしより、千とせに近きとし月をかさねたれハ、其あひたにハかりこものみたれたるときも打ましりたれと、人の心たけくすなほニして、弓矢のわさ世にすくれ、かみしものけちめ明らかにて、おのつからひとつの国をなしたらんやうにそありける、されハかしこき君たちもつきく世に聞え給ひし中ニ、贈大納言齊彬卿ハ早くよりみかとをうやまひ、国をうれふる御心ふかくにか為ニちからを尽し給へること、昔よりためしなきまでにおハせしかと、かにかくにいミは、かることおほきころにて、うもれ木の人しれぬこと、なりぬるを、いとくちをしうおもひなけきつるに、こたひ市来ぬしのあらハされたる島津家国事、鞆掌史といへるは、岩まの清水もれたることなく、千々のまつはらつはらなる、この御家のうへはさらにもいはず、おほかたミくにの為にもこよなき文のはやしにこそ、

もしほ草かき尽しけりさつまの海

市来四郎製糸業視察報告書 全

(表紙)

市来四郎製糸業視察報告書 全

明治三年八月十三日 伊地知正治 宛

(相カ)
甲州津久利県之内長沢村生糸器械見聞記

(紙数十七枚)

横浜九十二番在留亞米利翰商賈「ミール」と申もの、甲州津久利県之内長沢村江生糸繰り器械取建、当三月比より盛ニ繰り方相初候、右見聞

之成行、左之通御座候

一此器械者西洋より持越たるものニ無之、長沢村ニ於て右ミール指揮いたし、日本工人江造らせ候由、至而簡易之製作ニ而、銅鉄具等を用ひ候所者全く無之、都而木材のミを以て製造いたし、一人前之器

(朱書)「破損」

拾五六両程にて出来可致、然共繭煮鍋竈類其他之小道具まで彼是全備して、凡式拾両内外ニ而相揃可申哉、右之器械者三十六座ニ而、繰り方する女三拾六人ニ而御座候、此三十六座を三ツに分ケ、拾式座ニ車一ツを備へ、一人ニ而車を転廻いたし候、蒸気又者水車ニ仕掛候得者猶更弁利ニ可有御座候、三拾六座二人夫を掛候事者、先ツ車を廻す男夫三人、繭煮并糸の小口を出す小女拾八人、糸繰女三拾六人、外ニ小仕夫三人程にて相済申候、

一此器械を用ひて糸繰りすると、日本器械を以て繰るとの仕高を算するに、聴而倍以上之益ニ御座候、日本器械を以極上手之糸繰女、朝日の出時分より暮まで三度の休ニ而、一日之仕高、新繭なれハ金ばん枡ニ而漸ク六升位を繰り、其時壺升より生糸七匁五分

内外を得候由、古繭なれハ漸四升程、糸者壹升より六匁四五分、又者七匁計を得る由、

但、新繭とは繭の新しきを云、古繭とは三四拾日茂置て後糸取りするを云、以下押而知るべし、

一西洋器械者一器械を以一人一日之仕高、新繭ニ而壹斗五六升或壹斗七八升茂繰り、糸者壹升二付凡八匁七八分より九匁四五分程までも取れる由、其差別太数ニ及んてハ過分之事ニ御座候、尤、西洋器械を以繰れバ糸筋ニ不同なく疵節茂なく色沢茂よろしく、随而価茂貴く、当秋横浜ニ而直成茂一箇り二付五六ドル以上之直進ミ相成候由、右通日本器械と西洋器械と糸之出高多少比較左之通、

新繭六升 出来糸四拾五匁壹升二付 七匁五分取り

古繭四升 出来糸貳拾八匁壹升二付 七匁取り

右通新古ニよりて糸之出高差別ニ而候、尤、日本旧来之器械ニ而上手之糸繰り女之百一人仕高ニ而候、西洋器械を以繰り方之数左之通御座候、

新繭壹斗五升 出来糸百三拾五匁壹升二付 九匁五

分取

古繭壹斗貳升 出来糸九拾六匁壹升二付 九匁取り

右、当分長沢村ニおひて西洋器械を以繰り方する現事にて一日一人之仕高なり、日本器械の仕高ニ比すれハ遥の違ひあり、又繭の新古ニよりて糸の取れ高多少あるゆへ、旁西洋器械を用ひて益ある事論なし、一此比例算之如く、器械を用ひ候と用ひさるとの損益わかるれハ、心を用ひて器械之用法を弁する事專一也といふ、兎角外国人好む処に随て繰り候者、価もおのつから貴く益有る者勿論なり、ミールか説ニも、現今横浜其外ニ而も日本糸を買ふに、西洋之価より一割丈者易く買入るよし、其訳者、日本製の糸者左よりニて西洋の織ものニ其儘用る事能わす、故ニ右より掛直して用るよし、其よりを掛直し方ニも器械を以てし、手間・雜費茂相応ニ掛候故、夫丈を見て易く買入る、と云、右通之訳なれハ、西洋人好む処ニ随て製すれハ、一割程丈の利を増す事顯然なりと云、一右通損益顯然なれハ、横浜八拾貳番在留米人「アメイチ」と申すもの、所持する器械者銅鉄を以製し、如何ニも精工・美麗の品ニ而其価百貳拾トルといふ、

是を用ると長沢村ニ取建たる木材製のもの用法旁大同小異なれ者、今日本人の用には長沢村^(沢カ)の製に倣て可ならん歟、一揃之器械僅に拾五六両程にて出来致候得者旁弁利ニ御座候、

一長沢村ニある器械者三拾六座連合したるものニ而、一座ニ系取する女一人ツ、式座間ニ小口出し小女壹人、都合式座間に三人、三拾六座二者五拾四人、外二車を廻す男夫三人、火焚水夫・小仕夫等三人、彼は六拾人にて足れりとす、当今長沢村にて右之人數給金左之通、

上糸繰り女壹人 一ヶ月金三兩ツ、 賄日ニ三度ツ、
中同 一ヶ月金貳兩貳歩ツ、 賄日ニ三度ツ、
下同 一ヶ月金壹兩ツ、 賄同

小口出し并繭煮小女 一ヶ月金三歩ツ、 賄同
小仕夫 一日ニ金三朱ツ、 賄なし
車廻し夫 一日ニ金三朱ツ、 賄なし

繭の皮むきする小女三拾六座之器械一日仕高式人、
給金小口出し小女ニ同し、

右、長沢村糸繰場に仕役する賃錢なり、賄料者一日

一人ニ凡金貳朱位ツ、之賦なり、

長沢村ニ取建たる器械ニ而一日分現仕高左之通、

一糸繰器械三拾六座

糸繰り女貳座間ニ三人ツ、都合五拾四人

外二車廻し、其外六人

繭五石四斗 壹升ニ付糸九匁五分又者九匁取り

出来糸四貫八百六拾目

右、当分一日之仕高也、追々取馴口上者此上之仕高可相成と申候、

一繭五石四斗 一日壹人ニ付繭六升繰り

人夫九拾人

出来糸三貫七百八拾目 壹升ニ付七匁五分又者七匁

取り

右通り、糸の出来多少も繭同石數ニ而壹貫〇八拾目損あり、是を以器械の益ある事論なし、人夫茂器械なれハ六拾人にて足れり、日本旧来の仕事なれハ、九拾人仕事ニおよひ三拾人の減なり、其賃錢茂相應之違ニ及へし、其上糸の取れ高も多く品位も宜く、
^(朱書「マ、」)式大双ニ移す一ト手間全く減し候故、旁以利有ル事

顯然なり、

右者、甲州之内津久利県長沢村江米人ミール取建たる生糸器械之仕高と、日本器械にて旧来之仕高との比較、大凡損益如斯也、外国人共ニも前文通り糸の精粗・色沢もよろしく価茂貴く、利益ある事顯然なるを以、長沢村并上州前橋へもミールと申もの、兄なるもの、当夏より取建、盛ニ繰り方相初候よし、ミールガ説ニも、右通外国人好処ニ向ケて繰り方為致候得者、手数も相省ケ、且日本人者給金下料ニ有之、旁弁利なるとの嘶御座候、

一 八王子辺ニて出来したるまゆ者、三四十日も貯へ置ケ者、糸ニ取りたる上縮ミ出来て上品之糸ヲ得かたく、長沢村・原町田・九沢辺の繭者、三四十日茂置ケ者、糸の出高少きのミにて縮ミ出る憂なく節多きまで也、是土地風氣の然らしむるならん、故に繭者取上たる上者速に糸取りせされハ、出高減して損失なりとぞ、

一 繭者煮加減第一なるものにて、日本人者加減過不及あるゆへ、糸の色沢よろしからず価も減す、故に其

度を知るを專一とすと云、

一 繭を取り上ケたる上は、直に蒸氣を以殺干シ貯ふを宜とす、殺すにも温度の過不及なきを要し、セツセルの七拾度計を適度とす、横浜ニ而も此器械当分製造中にて御座候、

一 繭の煮加減によりて糸口の出方ニ善惡ありて、糸の出高も多少ありと云、

一 繭の皮ムキとて上表の糸を指ニて剥きける事有り、長沢村にても器械を以剥き取る小女子壱人ニて、一日ニ弍石程者容易ニむくとぞ、器械者別而簡易なる仕掛也、

一 西洋器械を以取りたる糸を顕微鏡を以見るに、真円ニよりかゝりて大小不同なく、日本糸者大小不同、疵節多く半円杯ニより有りて宜しからすと云、

一 繭を煮るには水を調へる事專一二して、諸の鉱水を嫌、ゆへに雨水を用ゆるを最良とすと云、

一 西洋器械なれハ小わくに移して又大わくに移すの手数なく、初より大わくに繰り取り、此一と手数減しても五歩と三四歩之割は増すと云、たとへハ金四下

ルがの、糸なれハ、三朱の又ハ一步ほとの手間料減す、即チ日本ニ而揚わくニ移す手間を減するの訳なり、

一長沢・八王子辺の繭極上品、金壹両ニ貳升五合乃至三升程ニ当秋の相庭^(場カ)を建たるよし、

一原町田・九沢辺者中品のまゆを出す、壹両ニ三升程之相庭也、

一上石糸・下石糸又者岩原辺の繭者下品にて、両二三升五合程也、

一のし糸・出からの二品にて、炭薪其他少々の道具之修甫雜費あり、是者日本器械にても同様也と云、

一西洋人之好む糸の大サ者、上繭にて六ツ合せを適宜とす、

一「スエーキ」にて昨年より糸繰器の重大なるものを製造す、是者一日二糸の取れ高、英国斤ニして一千五百斤以上も取るよし、伊多利亞にて者三千四百五十斤も取る器械を取建たるものも有りと云、

一長沢村・八王子辺、当七月末私差越候時分糸の相場、極上品一両ニ貳拾五匁五分程、中品貳拾貳匁程也、

八月中旬比者貳拾五匁程也し由、

一西洋器械ニ而上手なれ者、一日壹人ニ繭壹斗五升を繰り、三拾六人にて五石四斗の繭を費す、出来糸壹升より九匁取ニして八貫八百六拾目之糸を得、追々取馴たらハ壹斗七八升ヲ繰るへしと云、

一西洋器械の繰り糸なれ者、一箇りニ貳三百トルラルハ高価に売れる事疑なく、夫のミならず、糸の取れ高多く、或は上ケわくニ上ケる手数減するゆへ旁利益多く、当今の糸価より貳わり五歩以上、臈而三割ほどの益あるへしと云、

一上州前橋ニ「ミール」が兄なるもの、当分出張て重大の器械取建方いたし居候由、其外信州・甲州等ニも追々異人共計にて器械取建之目論見なる由、右之「ミール」兄弟并米国九拾貳番「シヘル」并伊多利亞人「ビヤテイ」と申もの共、糸の功者なる由ニ相聞へ申候、

一上州前橋ニも「シール」^(ミカ)が兄并「シヘル」器械取建居候由、長沢村の器械より少々ハ異なるよし、精粗未相分り不申候、

一横浜二而も「シール」・「シヘル」・「ヒヤテイ」之三人糸二功者なるもの二而、諸異人共糸の目利しらへ方、価の定め方等致居、此者共の目利したる品なれハ、価一箇りニ付三四ドル位者高く売買する由ニ相聞得申候、

一当夏甲州辺にてハ、繭三斗を代銀壹貫目程相庭ニ相定候よし、

一糸の精粗・善惡をしらへる器械の名を「フルピール」又者「ブルウエール」と申候、是者養蚕二者なくて不叶品々御座候、価五十ドル位のものニ御座候、一当夏武州原町田辺の産繭壹升五合、代壹貫七百文ほどの相場ニ御座候、目方ニして五拾匁也、此壹升と申者金ばん枡ニ太低押込^{（大抵カ）}ミ壹升也、○紙ます壹升とは売買ニ用る枡ニて、金ばん枡ニ直して壹升五合なり、

一上繭即チきん子と云、其繭者紙枡壹升壹貫七八百文位、此繭なれハ壹升より糸八匁四五分ハ取れ候由、一長沢村等にて日本旧来之糸繰上手之女、一日の賃銀百四拾八文位にて朝昼暮三度の賄なり、上手なれハ

一日ニまゆ六升繰を定メといたし、古繭者繰り方六ヶ敷候故賃錢も高く、一日貳百文程之由、

一当七月末比糸の相庭、極上品金壹両ニ付貳拾四五匁程、中品者三拾目計ニ而御座候、

一種子紙壹枚、信州産ニ而四両又者四両貳歩、中品三両或者貳両貳歩程の相庭なり、

○米人「アメイチ」と申もの、番頭「ユイ」と申もの、糸功者なるもの、説

一日本産の生糸者米・英・仏・伊多利亜等二者余り不好、買入ても帰国之上よりを掛直して織ものニ用ゆ、奥州金華山・上州前橋辺の糸者随分宜しとぞ、一種紙者当今日本にて第一の商品なれとも、往々見留には決而なるましく、既ニ当年普仏戦争にても差支ニ相成、許多の屯ニ候得者果して無用に属するも難計、殊ニ当分西洋ニおひても、今の如く種紙ニ過分之金を費すやうにては不相済とて、人々心を尽して種子の究理いたし居候、今兩三年四五五年之後ハ全く不買様可相成と咄いたし候、右ニ付勘考いたし候ニ、

決而其通にも可相成哉、西洋人者天工を奪ふ之事者

究理上ニおひて能々いたし得候間、種紙位を充分製造する者無程事ニ御座候半、既ニ当分横浜中ニ種紙の屯居候者、金にして貳百七拾万「ドルラル」かの位と相聞得、夫か為に金銀の通用も不如意ニ有之よし、夷人共にも印度海・太平洋等を航海中氣候の不同二者甚心配致候よしニ御座候、右通ゆへ御国ニ而も養蚕御世話有之二付而者種紙には御著眼無之、生糸のミに御目を被付度、糸なれハたとひ夷人共不買共、又者何年圉置候而茂腐敗朽棄するの憂も有之間敷候間、糸を盛に産出し御著眼有御座度、勿論御国用種紙者別段之事ニ御座候、

一コイカ所持せる糸器械者、一器百ドルにて可売渡申居候、越前・江州又者加州等之注文も皆其類ニ御座候よし、当年中相届候約定ニ候よし、愚考二者、右之器械者銅鉄具等ニ而美麗之品ニ御座候得共、用ひるハ長沢村に取建たる木材製之もの、価は纔ニ拾五六兩程にて出来上り候付、御国にてハ先可也ニして入用か、らざる品を用ひ、追々西洋より御取寄相成

候方可然哉と奉存候事、

一仏又者伊多利亞にてハ、蒸氣機或水車等を以糸繰器械取建居候よし、其図面も「ビヤテイ」と申異人より借用いたし、赤松大三郎江和解相頼置候、実ニ太粧之仕掛にて、日本ニ而者勿々此涯行わるゝものとハ見請られず候得共、今日ニ相成養蚕方關係之衆杯者、随分其形状丈又者養蚕之筋、彼国ニおひてケ様之仕方也と者存し相成度儀と存、和解茂頼置申候、出来之上者直ニ差上候様可仕候、

一糸之精粗・強弱をしらへる道具、又者糸の量を掛改る天坪（秤力）一種有之、此器械なくてハ糸之商売者不出來と夷人とも申居候間、是丈ケ者纔之金高二可有之候間、養蚕方江御備へ有之度奉存候事、

一長沢村・八王子等ニおひて桑の仕立方ハ種々有之よし、実生・取り木・接木或者根先を取りて芽を出し、或者おこりを取候も有之候得共、第一にはおこりを取るを宜しと申居候、伊多利亞国ニても其法を用ると申居候、

一長沢村にて養蚕するに、一家に莖百貳拾枚程飼候も

の多く者無之候よし、押並五六拾枚程ニ候よし、百
式拾枚茂飼候得者、繭拾式石余り者取得候よし、糸
代四百四五十両ほと八年々取り、是婦人共之産業ニ
而御座候、

一 長沢・八王子辺ニハ、当午春夏桑葉の相場、金札壹
両ニ付而七貫目を上葉とし、中以下者八貫目又者八
貫四五百目、雨中には九貫目ほとにて候よし、年々
高価ニも相成候、昨年迄者上葉壹両ニ付拾五貫目又
者雨中ニハ式拾貫目以上もいたしたる由、養蚕年々
盛なるに随て桑葉者高料ニ相成候よし、

一 桑園木式年目之のは迄壹本四拾文ほと也しか、一昨
年比より壹朱ニ壹本程ニ相成候よし、今にてハ桑園
の商法大ニ利益多きよし相聞得申候、当年者東京ニ
而売出したる苗木代、長沢村迄二八千両余におよび、
来春迄之約束式万両ニ越候と之咄ニ御座候、是を以
養蚕日々ニ盛なる証ニ御座候、其他より売出候も相
応之事ニ可有之哉と存候、

一 外国人共者当春より繭ニ而買入候事を初、専ら黄色
の繭を取入候、是者糸性強くと唱候、金札壹両ニ繭

式斗八升ほとニ買入候も有之よし、

一 のし糸を外国江過分買入申候、是ハ於西洋屑ニ切り、
夫をおふれニいたし、一旦真綿^{（旦カ）}ニなして夫を又糸ニ
繰立候由、是も器械を以外国人好所ニ随てのし糸を
繰候者可然事と相考申候、

一 「ビヤテイ」なる者、当春伊多利亞より蚕種を取寄、
横浜ニおひて飼立候よしニ而繭少々貰得、先日木脇
権兵衛江頼差上申候、御覽被下候半、右異人之説ニ
茂、日本ニ而此様大種の蚕ヲ相聞候者、利益可相成
申居候間、種少々貰得候而差上可申候間、御試させ
可被下候、

一 右「ビヤテイ」か著書を赤松江為読承候ニ、初桑の
仕立方より飼かた并糸之精粗を論し、世界中糸之産
所を悉く記し、或者蚕之病を直す之法、品々試験之
薬種、或糸器械之用法までを論候よしニ御座候、

右者、先達而武州八王子・甲州長沢村等江被差越
見聞之形行大概ニ御座候、以上、

八月十三日

市来四郎

伊地知正治様 尊下

前 浜 戰 争 略 記

前浜戦争略記

〔朱書〕
「文久三年癸亥七月」

〔朱書〕
「実地絵巻の詞書」

一文久三年癸亥六月廿七日晴、未下刻比山川口より夷船数艘相見へ、向潟諸所烽火台燧煙相颺り、同く号砲打出し、本府大門口・祇園の洲等打揚合図あつて諸御手当人数在宅相待、諸有司津畑へ出張相待けるに、夷船等谷山沖へ乗り、酉の刻に及て同所七ツ島前へ悉く投錨す、即呂吏乗入来意を問へハ、啖詰利船七艘使節として来航、明日本府に於書翰を捧ぐべ

き旨を答ふ、

一同廿八日晴、已刻比夷船七艘同所より徐々として本府へ乗向け、訓練場と神礁の間を過ぎ、神礁に乗掛し者ハ引返して一ツになり、府下と桜島の間中に当り、上ミ祇園洲より下中村沖迄の間に一字線に入碇す、其提督と見えて白壁に砲門を開しユラユルス船中央に在り、即有司数輩是に乗込ミ応接し、夷等書翰を呈して持帰れり、昨夜より命令有て諸御手当人数悉く繰出し、台場に於てハ御先手の兵弁天波塘に一番組物主北郷数馬、二番組同相良治部、大門口ハ三番組同関山紉、訓練場ハ四番組同島津織之介、新波塘ハ五番組同川上右膳、祇園洲ハ六番組同島津権五郎、水軍隊にハ同仁礼舍人、桜島にハ袴腰・赤水・鳥島の三台場物主邑吏是を司り、沖小島にハ青山愚知物主たり、其他両御旗本御城下守兵等各其持場を分て固たり、夷船よりハ哨船を放て遠近所々海底測量せり、昼後復有司をして書翰の趣に答て明弁諭解せしめ給ふ、

一同廿九日晴、午時夷船七艘へ各使節として勇悍の士

を抵て遣はさるゝの策あれ共、夷等請入る事能はず
帰来ぬ、昼より東風始て起り、七艘共に錨を移して
桜島小池村前に泊す、其中内場へ向て乗廻るもあり、
一ハ祇園洲より大門口迄台場前を乗通る者ありし、
暮に及て復使節を遣され、御決答の趣終に此の如し
と手切れの返答に及び、諸台場等へも此由を告られ、
指麾次第一斉砲発すべき旨を合せらる、此日南波塘
に臼砲を居へ町田少輔物主たり、新波塘へも新築地
より浮橋かゝる、

一 七月朔旦晴、東風弥々起る、既に昨日手切れの返答
に及ふと雖、夷艦同所に在て異状なし、時に炎熱甚
し、諸台場に在る者装束して砲撃の令を待のミ、
一同二日陰、雲雨を含て東風殊に甚し、夜明てより海
霧濛々、夷艦昨日の処に在と雖、見ゆる者唯二隻の
ミ、其他所在を知らざる所に、是より先我蒸氣船三
隻重富邑脇元浦に泊してありけるを、夷等我手切れ
の返答に及しも、猶此を掠て質とし、来意の所請を
要せんとし、未明より夷艦五隻来て挽出し、小池村
前に至て水夫等を桜島に下せり、我兵是を望見る者

其横暴を怒て、奮て此を撃んとす、時に偶諸砲台に
命令あつて悉く砲発せしむ、午の上刻に当て真先に
調練場より打発し、続て諸砲台連発す、桜島にハ夙
に府下の砲発を号砲としてありけれハ、袴腰台場よ
り砲発して傍に繋りしベルシユルス船を打貫しかハ、
夷等倉皇、鉄錨を伐捨砲を発得すして引退き、復向
ひ来り、暫く砲戦して引返す、府下より放つ鉄弾に
距離甚遠しと雖、提督船に打当けれハ、俄に舟を整
へ我蒸氣船に発砲して火を放ち、都て府下の砲台へ
向て砲発し来る、初に祇園洲と砲戦、次に新波塘・
弁天波塘・大門口迄の間砲台と距離八町許乗通り、
沖合へ乗廻して亦練打す、風雨頻りに烈しと雖、我
兵呐喊を挙て砲発、其声势甚盛なり、就中白壁のユ
ラユス船と見や否競て放す、実弾に端舟を碎きて
船将ジヨスライン、次官の指揮役ウエルモット等同
し枕に打斃せり、側にありし提督驚愕して、終に指
揮する事能はず、榴彈甲板上にて破れ廿五人を死傷
し、或ハ桅を打碎き船将局を破しかハ、沖合へ引返
し再び寄せ来らず、此時に当て舟陸の砲声・猛煙、

或ハ榴彈の爆る声、是に至て震動極る、我彈の船に
 中の音歴々手に把るか如く、渠の彈府下に落る者遠
 近尤夥し、七艘の夷艦砲台前を駛る事二回或ハ一回、
 申の刻に近して賊終に新波塘以南の台場前に到らず、
 我兵士・器械俱に損傷なし、賊尤祇園洲の孤立する
 を侵す、砲台の側面より進ミシデスホルス船淺沙に
 膠して船稍々欹側、殆ど危き処にアルキユス船救ひ
 来り、共に大小砲を乱発する、甚繁し、我兵數砲連
 發奮戰、時を移して砲機皆毀るに至る、申の下刻に
 及て夷等索を絡て引出し、終に退き去れり、初午後
 夷の一彈上ミ築地町硫黄藏に落て火起り、風雨烈敷
 西に向て一帯市街武士小路皆延焼せり、琉球船三
 艘・集成館亦同し、此日渠の実彈・榴彈の落る殊に
 多しと雖、死傷甚寡し、祇園洲戰酣なるに現役伍長
 税所清太戰死、其他越矢等にて没する者と土庶僅に
 七人のミ、嘆夷に於てハ船將を初として死傷約する
 に五十三人二及へり、夷等船として死傷無きハなく
 損壞尤甚く、殊に二隻ハ再用ひかたしとぞ、船將ハ
 渠に在て名譽の者なりしに、皆人此を悲惜し、提督

ハ今度の画策宜しからすと衆口此を誹る事沸然た
 りき、其夜ハ夷船小池村前に退泊せり、

一同三日風雨未止、夜明て夷船猶小池村前にあり、午
 時雨止ミ風稍く柔なり、未刻に及て夷艦七艘都て蒸
 氣を揚て出去んとす、皆府下に遠かり沖合より無數
 の砲丸を打掛、南に向て出つ、其間甚遠しと雖、大
 門口・訓練場の兩砲台此に応して砲發、夷等行々横
 山上に向て砲發する事多し、烏島台場を過て少く砲
 戰し、神瀬・沖小島の間へ出つ、二艘ハ洗出前を過
 き赤水台場と砲戰、此を経て燃崎に到んとす、爰に
 沖小島台場突然として砲發すれハ舟を転して引返し、
 神礁の間を過る者と共に此を環て暫く砲戰せしか、
 終に南を指て去り、晩に谷山邑七ツ島前、先きに泊
 せし処に錨泊す、夜より翌に至る迄砲丸に損毀せる
 を修覆する物音絶さりしとぞ、
 一同四日晴、午後夷船都て汽煙を揚げ山川口を指て出
 つ、中にハ索を掛て挽しも見えしとぞ、暮に知林島
 辺に至て帆影見えざるに至る、内一艘ハ小根占邑前
 に残して碇泊す、猶船を修覆するの形も見えし、

一同五日晴、桜島より夷人戦没の屍かはね浮ミ出しを送ひ来る、他日谷山等より亦同し、

一同六日晴、黄昏に及て夷船一隻佐多沖東より山川沖に当て砲発すれハ、合あひづ図にや有けん、根占沖へ泊せし船是に答て烽火揚げれハ其夜挽出せしと見えて、

明朝二艘共に行方知れざりき、

諸家訪問録全

(表紙)

諸家訪問録

全

諸家訪問録 全

元国事鞅掌史料
(紙数七十三枚)

(丸印は朱書、以下同様)

○

元国事鞅掌史料

明治二十一年六月廿一日午後二時、市来四郎・寺師

(象二郎)

宗徳、府下芝区高輪後藤伯の邸を訪ふ、家人引て客

室に入る、姑くして同君出て面す、伯八年齒五十余歳にして体格肥大、頗る有為の相あり、初対面の口誼を終へ市来来訪の旨を陳ふ、同伯是迄数回の訪問を空ふせしを謝せられ、後に左の談あり、

大政返上の議を起したる原因及び二条城に於て

談論の情況

同氏曰く、大坂返上(政力)のことたる其起因一朝のことにあらず、就てハ稍く貴答に対してハ余談に属するも、先つ予の成立を概言して、以て予の大政返上の意見を發したるの來歴を序ふべし、

予ハ固と土佐の平士なり、然るに容堂(山内豊信)予を諸生中より抜択して重役に任し、国勢(政力)を執らしめたり、斯く

予を重役に登庸したる原因を尋ぬれば、当時世上の動搖に伴ひ土佐の人氣も自然動き始めり、且つ兵庫

開港等の議に就き久光公・越前(松平慶水)・宇和島(伊達宗城)候及容堂

も御召ありて、京都に出て種々周旋も為せしも、少しも計議行ハれず、尽力も徒勞に属して効なし、空

く帰国を為したることもあり、是等の事情あるに拘らず、土佐の人氣は沈靜して、最早事なしとも云ひ

合へり、

然るに茲に武市半平太(小橋)と云ふ者あり、固とハ卒伍の者にて頗る有志の聞あり、尊王攘夷の説を固執して有志を鼓舞したり、然るに容堂の開港説を主張するを聞き国論大に沸騰し、有志等ハ時の執権吉田元吉に迫りて之を非議し、殆んど制し難きの情況あり、固と此の吉田元吉とは容堂の寵臣にして、同人を登庸せんと欲するは未だ家督せざる前より思ひ込みし者にて、家を続くや直ちに採用せし者にて、才幹・識見もある者なり、同人に付き一話あり、容堂は固と山内の一門より出て本家を続き、少時ハ養父より、斉彬公へ万事御教訓を頼み上げ、先づ斉彬公の撫育に由り人となりたる者なり、之れ容堂の親話に聞きしことあり、且つ容堂ハ尋常一通の人物にあらず、且つ一門より出しを以て下情をも多少通せしに由り、本家を続きし以来家臣の採用すべき者を求むるに更になし、只に吉田に勝るものなしと信せり、因て屢々(タカ)同人を採用せんことを養父に請ふも、旧時の格例等(泥力)に掘み決して之を許されず、或時斉彬公に罷出て

此事を申出て吉田を用ゆるの方便を伺ひしに、公の御話に、人を用ゆること誠に難きものなり、別に手段もなし、貴公の手許金ハ若干あるや、其金在高を挙げて吉田に給与し、同人の随意に使ハせて評聞を執らしめて出仕の口を開けよとの御話ありし由、然し手許金とて余分のものにあらず、僅に一身の支弁にも足らざる位なれハ、乍思終に其策も行ふに至らざりしとて、常に順聖公(斉彬)の大度量ある識見に感服なし居たり、

斯くの如くして稍々登庸したる吉田なり、故に有志も皆目を囑(囑力)して同人を攻むるも、吉田も又尋常の人物にあらざれば容易に己の定見を曲けず、且つ当時容堂ハ戊午(戊力)の獄に触れ冷水の別邸に蟄居中なり、故に同人ハ、当時土佐の情況ハ君迷ひ国疑ふの時節なり、此の時に当て攘夷の事を拳んとするも国本固からず、人心一致せず、到底十分の運動も出来べからざれば、今姑く時節を待て先公の幽囚を解くるに至り藩論を固め、国を挙げて尽すに若かすとて、厳に意見を執て動かす、夫故に夫故(衍力)に過激の党輩ハ之を

惡み、因循なり姑息なりとて之を駁撃せり、然るに茲に當時一種の党派あり、之れ旧家老等の面々なり、近比吉田己等を越へて出頭して威權あるを嫉ミ、暗に吉田に反対せり、因て此党の者武市等の過激輩を懲慥して吉田の因循なるを譏り、之を激したるより終に吉田を暗殺したり、是より一国擾乱を極め、過激の党暴威を振ひ、之を制御するを得ず、或ハ脱走して国を出るあり、国政弥々乱を極めたり、

文久三年、^(二カ)当主豊範京都に上洛せり、此時武市等の面々ハ擅に随從して出るもあり、殆んど有志之を擁して出たるものなり、此時久光公も上洛ありて伏見の変あり、終に大原と共^(重徳)に關東に降り、建言ありて始めて容堂等一派の蜚居を解かれたり、因て容堂にも上洛するには至れり、此の内武市等の壮士輩ハ益々京都に集り、或ハ他藩人に交り又ハ暗殺を為し、乱暴至らざる處なし、十分因循の徒を懲らし時勢の弊を救ひしことあるも、稍々我威に募れり、容堂京に來り此等の情況を見て頗る憤懣に堪へず、之を鎮圧するの志を固めたるも、京に於てハ有志の勢威強

く手を就ることを得ず、因て程好く誘ひ皆々引纏めて土佐に帰れり、早速之か処分を付くるの心組なりしも、誰独り引受けて之を為すものなく、姑く其儘にハ為し置たり、之れ猥りに手を出す時ハ暗殺等に罹るの恐あるに由る、武市等の勢燬益々強く、殆んど手を束ぬる位なり、

容堂^(福カ)順国の前、予ハ吉田の縁故にて仕官し居りしも、同人暗殺後辭して諸生となり、江戸に出て漢洋学等を為し居たり、容堂帰国の後姑くありて帰れり、此時ハ武市等壮士輩の勢強く、容堂も積て平なる能ハず、憤懣の時なりき、因て予を呼出し、壮士輩の処分を為すことを命したり、然し予ハ立て之を辭せり、其訳ハ、予ハ吉田元吉とハ縁故あり、予の叔母ハ吉田の妻にして、予ハ全く吉田の薰陶を受け、且つ職にも就きしものなり、故に今此の大獄を起す時ハ、予ハ私怨を報するものと云ハれん、且年少力足らず、到底其任に適せずとて強て辭退したりしに、容堂曰く、汝ハ君臣の義理ハ弁すべし、士ハ君の馬前にて戦死すべしと云ふことあり、汝一身を捧けて為す時

ハ何ぞや、且つ予命して汝に為さしむ、何ぞ私怨を報すと云ハんとて責られたり、予も辞するに道なく、終に請を為し、危険を犯して夫々壮士の処分を為したり、是に於て稍々国政も治まること、なれり、夫等より終に抜擢せられて大監察となり、姑くして参政まで登庸せらるに至れり、尤も、家老ハ名譽役の如きものにて、国政を執りしは参政にありき、

然して熟ら天下の形勢を観るに、幕威日々傾き国情益々乱れ、收拾すべからざる形勢あり、京にハ何々宮・何々公卿ありと云ひ、幕にハ何者何役に就けり、何藩何誰出て頗る尽力せりと云ひ、憂歡交々到れり、此の如き情勢にてハ到底国家の治平ハ覚束なし、一且此の乱世を掃ひ、日本の国是を造り換へざるべからず、又幕府ハ到底維持すべからず、早晚傾覆を免れざるべし、故に姑く時会を待ちて為すことあるべし、其内にハ一寸たりとも封土を増殖して後日為す時の用か為さん、夫にハ先つ南洋諸島其他朝鮮の竹島等迄も占領して、靜に天下の治乱を待つに若かすと決心せり、

、慶応二年に至り或時容堂に告ぐ、扱国家の平治を期するにハ如何なる御意見やあると、応て曰く、如何にせば可なるや、汝の意見ハあるやと、予応ふ、最早此の如き時勢に到りて為すことなく、到底土佐一國を賭として国事に尽し、止む勿んば幕府と戦ひ、之を破るまでハ一國を焦土と為すも厭ハさるべしと、然し時未到らず、其迄ハ船舶を買入れ南洋諸島等占領し、封土を増殖するの意見を陳ふ、尤も、當時予ハ二十六歳の壮年にして、別て深き志慮あるの^(意脱カ)見にあらざ、余程粗暴の言論なり、然るに容堂曰く、汝の決断宜し、予も之を賛成すべし、汝今参政の職に居れば金錢の收支ハ掌握に在るべし、^(同列カ)の老輩を謀り、金を集め得る丈の者を以て長崎に出て船舶を購ふべしと云へり、予曰く、金錢ハ夫程にハ用なし、船舶を購ふには方法を付くべし、然し最早斯迄の時勢に及んでハ、到底封建の制度ハ保ち難かるべし、只此上ハ封土を増殖して勢威を養ひ、天下の爲めに尽すべし、故に手初めに船を購ひ海島等を搜索すべし、且有時の日にハ軍用に供ふべしとて議を合せて、

同年七月予ハ金三千兩を持て長崎に出て、傍ら洋学等を為したり、而して夫々手続を以て汽船五艘（船名ハ夕顔・空蟬・箒木（砲船）等ト称ス）・帆船三艘を買入る、其代価ハ八拾万余円に上れり、一文なくして此の大金を引受け、夫々処分を付けたり、又予一人にて処分の付かざるものハ、長崎奉行に証印を頼み稍く済ませしことありき、

扱て船を購ひて坂本竜馬・岩崎弥太郎等の面々を乗せ、先づ竹島に至らしめ木標を立て、山内遠江守家臣何某発見と書記せり、今にも同地に在るやとも思へり、此間借金（（面脱力））の催促あり、夫々申延を為す等余程困り入りたり、

、文久四年春、久光公・長岡護美君・宇和島候・越前候・容堂等上洛あり、兵庫開港ノ件を議せしめ玉ふ、此時に長崎へ容堂より書面来れり、今回上洛に付てハ意見の次第あれハ申送るべし、又上京を促かせられしも借金等の為め一寸も身を動かすことを得ず、彼是と周施し（（施力））、稍く六月に至りて京都に出ることを得たり、又此間に予の研学せしハ福沢諭吉著西洋事

情、清訳連邦政略、英国議院論等の書物を読みて粗ぼ西洋の事情を察し、又天下の大勢を考察するに至りて、始めて徳川の政権を取りて更に政府を設くるの可なるに若かすと思へり、而して官吏の如きも徳川譜代の家臣に限り採用することなく、広く全国の人物を挙用するに若かず、又徳川に代り將軍家を立るも到底為すべからず、又公武合体の説も結局纏の付くべき筈なし、最早徳川家の政権を去りて更に一新せされは、国家の治平望むべからずとは決心せり、因て此の旨意を以て上京せしに、既に列候ハ朝議と合ハす帰国に就けりと聞けり、予大に失望せり、段々聞くに幕吏永井玄蕃頭（（尚志））（大目付）滞在せりと、同人とは慶応三年長崎に於て屢々面会せしことあれば懇交なり、同人何より聞きしや、頻りに予を招くも予ハ避けて未だ会せざりき、因て更に聞くに、西郷（（清康））・小松（（利通））・大久保等滞在ありと云へり、当時諸氏ハ御花畑に滞宿なり、予ハ藩邸詰役人より照会せしめ（（船介力））、諸氏に書面を送りて、国事の為め面謁を期したき旨を通したり、諸氏之に応へ面会を約せり、乃ち期日

に至り、御花畑にて小松・西郷・大久保の三人に面会せり、尤も、此回ハ予ハ初対面なり、予陳へて曰く、天下の形勢最早如何とも為すべからず、幕府の威權頽破し国情穩ならず、実に寒心すべきことなり、是に於てハ一大変革を為すにあらざれば、到底此の潮勢を回すべからず、久光公の御主意の如き公武合体の御意見ハ公道なるも、今日に於てハ最早之を拾収補綴するを得ざるべし、必ず其結果を得ること難しと思へり、予の思慮を陳ふれば、此際徳川家に政權の返上を勧告すべし、此の外に他策なかるべしと、小松・西郷之を聞き云ふ、御意見至極尤なり、然し此ことは出来べからずと、予曰く、此事出来べからずとて老婆の繰言を申す如く放棄することありては、何事も成すことを得ず、到底此の事を貫かんには、宜く大義名分を正し、正々堂々の言論を以て將軍に迫るべし、予ハ將軍に迫りて採用せざれば其儘に放致するものにあらず、必ず結局まで貫くの考なり、^(置カ)假令弊藩を挙げて之に当り、之か為め家を破りて国土を焦土に帰すまでハ尽すべし、其時に至り貴藩之

を助けべくは存亡を顧みず振ふべし、固と山内ハ島津家と違ひ徳川家にハ恩あり義あるの家筋なり、故に徳川家の為めには十分に尽すべき訳なるも、今や天下の為めには主として之を倒すまでも決心せり、貴藩の如き関原以来恨あるとも恩顧ある家にあらず、然れば決して傍観することなかるべしと討論したり、小松氏之を聞きて最も同意を表せり、西郷氏曰く、予は周施にハ勞れ果たり、戦争まで待ちましや^(ウカ)らと言て打笑ひ、大久保氏と俱に之を賛成せり、予曰く、然らず、予ハ及丈ヶ尽すべし、到底為すならば戦をも為すべし、固より土佐一国を挙げて焦土と為すも厭ハさるの決心なり、因て予の為すまでハ必ず待たれよ、若し達し^(得カ)べくんハ宜く其時に至り一致合同して共に尽す処あるべし、然し予ハ未だ藩主に計らず、一巳^(己カ)の意見なり、之より帰りにて藩主を説き同意を得ざれば能ハす、然し予之を説く時ハ必ず許しを受くるの見込あり、再び来りて尚ほ談すべしと約せしに諸氏曰く、宜く尽力あるべし、必ず其時を待ち共に尽すべしとて、終に合盟の約なるに至れり、

、之より永井玄蕃頭の許に到れり、永井曰く、当今天下のこと実に為すべからず、国庫空欠人心離散、如何供処^(共カ)すべからず、今日の情況に放任せば終に云ふべからざるの大変を醸生せん、之を如何に所置して可なるや、君の意見如何と問はれたり、予曰く、実に然り、此の如き極に至てハ最早天下の事ハ為すべからず、假令歩兵を繰込み勢威を張るとも已に大勢去れり、如何とも為すべからず、如何に思ふやと問返せしに永井大に恐れ、然らば如何して可なるや、希くハ君の高説を聞かんと切に請ふて止まず、予曰く、予に意見あり、然れども予ハ今一介の諸生にあらず、土佐の老臣なり、猥りに言論を發し難し、之れ予一己の意見にして未だ君候の同意を得ず、假令へ陳ふるとも君候同意なくんハ無効なるべし、宜く一旦国に歸りて君候に計り、同意を得すんば發言し難しとて之を肯んせず、永井屢々之を促かすこと再三に至れるも、予ハ之を辞して肯んせず、終に土佐に歸れり、同年七月初旬帰国の上容堂に告げて曰く、天下の事最早為すべからず、幕府の存亡計られず、

到底今日の情勢に看過せず、宜く尽す所なかるべからず、容堂曰く、予も思へり、然らば如何して可なるや、予曰く、別に策なし、今日に至りて幕府の政權を奪ひ、更に政府を更張するにあらざれば為すべからず、故に宜しく將軍に迫りて政權を返上さすべし、之れ今日天下の爲め止むべからざるのみならず、山内家に於てハ徳川家には恩恵ある家柄なり、故に主として天下國家の爲め、徳川の爲めに此事を勸むへし、若し此の勸告に肯んせざる時にハ、止を得ず国力を挙げて之に当るも避くべからず、全力を尽しても之を達すべし、其時に至れば國を滅すまで進むべし、薩州にも意見を合せたれば、其期に至れば宜く連合して兵力を争ふべし、薩土力を併せて死力を出す時ハ、決して恐ることにあらざるべしとて言說せしに、容堂も、好し、遣るべしと許したり、因て同年九月中旬再び大阪に出て永井玄蕃に面会せり、予永井に告げて曰く、目今天下の形勢、最早如何共為すべからず、到底今日の儘にて徳川家の勢威を保つこと能ハざるべし、故に予ハ國論を定めて茲に來

れり、之れ山内家の如きハ徳川家に恩恵深き家なれハ、假令家を亡し国を失ふとも厭ふことなし、天下の爲め又徳川家の爲めに計るに、今日に於て爲すべきものハ、將軍家をして政權乃ち全国統御の權を解き、之を朝廷に返上せしむるより外なし、而して天下政務の歸する所に任せ、徳川家も一藩屏に列して爲すときは、今日の如き死難に際することなくして自ら天下の怨を蒙らす、他日徳川の勢威を復するの期あるべしとて利害を弁せしに、永井も之に同意し、之れ至当の策なり、然らば宜く此策を履行すべし、予曰く、板倉候に談せば之に同意すべきや、永井曰く、板倉候ハ之に応せざるべし、然らば之に同意する者誰なるや、永井曰く、將軍家反て之を賛成し玉ふべし、其他になしと申したり、然れハ將軍には貴所より申述して十分に同意を聴め置かるべしと相約して歸りたり、夫より小松氏芸州の辻將曹等と始終打合せを爲し、又永井氏とも交通せり、尤も、永井氏の旅館に通ふにハ常に秘密を以てし、纔に人目を凌きて通へり、當時永井氏の旅館ハ、新徴組又ハ壬

生浪士等の如き過激の佐幕党等に囲まれたる内にありしを以て、交通毎に危険を犯すの覺悟を爲したりき、

永井氏曰く、此事容易ならず、假令將軍家に於て賛成し給ふとも、群臣之を拒むやも計られされハ、此義を通すの手續は極めて至難のことなり、因て一旦將軍家の同意ありし上ハ他に之を非議すべからず、兼て將軍家をして意思を決行せしむるにハ、広く役々を集め、公議を尽して政權返上の可否を諮問すべし、其時に至りて予等も出て、十分に政權返上の議を賛成せんことを企望せりと申通せり、此時閣老板倉候等ハ固より政權返上に不同意にして、独り兀立して拒むと云ふに至らざるも、心中只管不同意者の多数を頼み居るの有様なりき、故に永井氏は予等に其情実を告げ、不日將軍の詢問するに当り不同意説を論破せんことを托せられたり、因て予等も其心構にて小松氏と談合して待居たり、二条城会合の前晚、永井氏より小松氏と予に二条城に出頭すへき旨の達あり、因て仕度して登城せり、

尤も、生死の程ハ覚悟を為して出たる位なり、之れ
 當時会津を始め佐幕党の面々ハ、政權返上の説に返^(反カ)
 対したる者多く、人心自ら激昂し居る時なれハ、若
 し政權返上の義を迫り將軍を促かすことあれば、城
 内の面々如何なる憤を發するやも計り難し、或ハ暗
 殺に遇ふ歟、又ハ獄屋に投せらる、歟、二の内を免
 れずとハ決せり、禁獄ハ固より覚悟の前なりき、
 さて時刻に至り老中板倉候出て陳て曰く、今回將軍
 職を辞し政權返上あらせらる、思召あり、就てハ此
 事に付御為筋宜しからずと思ひ、不同意ある面々は
 其旨申出べし、又意見あれば上様御直に聞し召さる
 、べしと達したり、因て小松氏と予とは預期^(予カ)したるこ
 となれば、進出て拜謁を請ひたり、これ永井氏より、
 今日^(意カ)の列坐頗る不同意の者多く、殆んど定思も貫か
 ざるの恐あり、故に親く將軍家に謁して利害を述ぶ
 るの止むべからざることを告げたれはなり、此時拜
 謁を請たるは小松氏・備前家老某・宇和島藩都築^(溫)・
 芸州の辻及予・福岡の六人なり、爾余の面々は進て
 請ふものなし、尤も、当日列坐の中には会津・桑名

の人々も多きを占め居れり、然し自ら進んで意見を
 述へんとするものハ甚た尠かりき、

將軍家の御前に出つ、將軍の曰く、此度容堂の建言
 を採用し大政を返上せんとす、尚ほ意見を述ふ可し
 と、小松氏・予陳て曰く、抑も現今世界の大勢ハ昔
 時と異なり、最早旧慣に安んじ愉安姑息にして一日
 も看過するを得ず、若し今日の如く、内に人心離散
 し外に寇讐迫るに至てハ、宜く内治の修整を計り国
 本を堅ふせずば、国家の亡滅を免れざるべし、是
 れ將軍家に於ても已に熟知し玉ふ処なるべし、又古
 より覇業を唱へ天下を掌握したる者少からず、我国
 にてハ頼朝以来信長・秀吉等の如き皆な当世の霸主
 たるものにて、其事蹟に至ても寔に偉大なるもの少
 からず、然れとも時勢の然らしむる所なり、仮令ひ
 御上にありて古人に優るの偉略在せらるるべしとハ
 申せとも、最早数十代治平打続きたる今日に至てハ、
 到底古の英雄・豪傑の挙動に倣ふべからず、今日の
 時勢ハ昔時鎖国の時節と違ひ、外国との交通も開け
 たれば、世界万国の事情も最早御存知あらせらるべ

し、御聞込在らせらるべし、彼の垂米利加独立の首唱者ワシントンなる人の行為に就てハ、予等誠に感服に堪へざるることなり、固より彼の事蹟に就てハ東西事情を美にし、又国体を均ふせされば羨望すべきことなしと雖も、彼人一己の進退出所に於てハ、誠に聖賢の風ありと云ふべし、宜く將軍家に於ても同人の行為に倣はせられ、時勢を御洞観ありて將軍職を辞し玉ひ、是迄の如き政權を解き之を朝廷に歸し、飽まで

天子を輔佐して忠誠を尽し玉ふ時ハ、人誰か將軍の高義を仰かざるものあらん、而して人心の歸する所輿望の服する所に従ひ推奉して出る時ハ、身ハ台鼎に登り太政大臣となり玉ふも可なるべし、又天子勅して政務を総へしめ玉ふ時ハ、之を奉承するも宜しかるべし、然る時ハ大義名分正に明かにして、実に公明正大の御行為とも申すべし、然し將軍家に於て別に御高慮あらせられ、政權返上の義不可と思召すときば、之れ止を得ざるの次第なり、然れとも予等に於て已に此事を誓ひ、將軍家の御為と思込み

上言するは天下國家の爲め、尤も忽かせにすべからずと信すれハ、決して此儘にハ黙々視するを得ず、兩藩の者共ハ仮令存慮に背くの恐あるとも最早天下に率先して為さるを得ず、若し今日をして因循に打過すときは、早晚外國の羈絆を受け、此の神州を挙げて外夷の臣妾たらしめんこと免かるべからず、故に薩ハ薩隅日三州を挙げ、山内ハ土佐一国を挙げて焦土と為すとも、最早斷然措置を爲すの外なしと信認致し候なりと論し切りたり、実に小松・予兩人ハ即坐に倒るも恐れざるの決心を固めたれハ、列坐の中といへとも忌憚なく常々と論付け尽したり、此の間凡三十分計なり、此間の談ハ小松氏予と交互応答せり、小松氏ハ又貴人に対する談論ハ極上手なり、爾他の人ハ只一二言するのみ、別段異言なし、慶喜公は得々然たる面色にて宣ふ、実に最の説なり、篤くと勘考して大政返上に決心せり、宜く安心せよ、各々も大隅守・修理太夫・容堂へも申伝へよ、各自の意見を採用して大政を返上すべしと、兩人ハ此の言を聞き歓躍に堪へず、謹て陳ふ、今の御言を承り

誠に安心仕れり、之れ天下万全の御事にして国家の大慶之に過ぎざるなりと、就てハ其旨を体し、朝廷又ハ日本国民の爲め、公明正大の意を以て尽されたし、各々も其心得にて主君を輔佐して尽すべし、又各主君へも其心得ある様々注意あり度と此時諸藩士も、慶喜公にハ大隅守・修理太夫・容堂と申され、もありし、爾他藩主の名を唱へ玉ハざりしことく覚ゆと云へり、申宣へし、各々坐席を退去せり、実に將軍家今日の言語、挙動ハ立派なるものにして、已に衷心決定ありしにあらざれば能ハさるの状ハ現然明かなりき、別坐に出てたりしに永井氏来り曰く、両君の忠誠実に感じ入りたり、將軍家に於ても嚙々御満足なるべし、最早内端のことハ乍不及拙官受持て運バすべし、然し是迄ハ運すも未た上方宮・公卿等を云ふにてハ少しも手も入れず、故に今突然に將軍家より辞任の表を捧るも、朝廷に於て其情実貫通せされは、万一御採用なきと云ふことあれば、是迄の計画も画餅とならんやを恐る、なり、故に今一往両君に於て上方の処へ十分手を廻し貰ひたしと云へり、因て答て曰く、上方と申すハ誰人なるやと、永井氏曰く、尹宮・二条殿、関白

(朝彦親王(齊敬)

なり、宜く、両氏行て十分に其情由を開陳して、大政返上の利害を弁明し貰ひたしと、予等曰く、承知せり、速に両殿に至り御採用の手順致し置くべしとて二条城を退く、帰途二条関白の邸に至れり、関白に謁し、今日二条城に於て將軍家に將軍職を辞し玉ハんことを建議して、遂に御同意あり、必ず不日辞任の表を差出さるべし、然る時ハ速に勅免あり度、折角御取計あらんことを企望致す旨を演述せり、関白初めて意外の出来事を聞召れけん、(驚カ)実に警愕して何とも答ふる所を知られざる有様なり、先つ何と申すも重大の事なれば即時に何とも答ふる道なし、何れ姑く勘考も致すべしと宣へ玉ふ、小松氏御言を、聞くや毅然として席を進み曰く、今回將軍の職を辞し大政を朝廷に奉還せんとの奉請如きは、実に千歳一遇の時節にして、数百年以来朝廷に帰らざる大権を回攬し玉ふが時ハ云ふべからざる好機会にあらずや、宜く進て断然たる御処置ありて然るべし、然るを因循して辞職、勅免の御決行なきことあらざるべし、若し関白に於て御承允なくんば、私ハ決して承

知しませぬと申切りたり、

、決死の面色を以て申迫りしに、関白大に恐惶し玉ひ、夫迄の事なれば予も辭職聞届の都合引受くべしと申させられたり、兩人ハ実に感謝に堪へず、御承允あれバ之に増したる大幸なしと申留めて退殿せり、玄関にて予小松氏に、君二条殿に決して承知致しませぬと申されたり、如何なる心得なりしやと尋しに氏曰く、斯迄迫りて稍く事成るべし、然らされは常に緩慢にして決断なけれハなりと打笑へり、

夫より尹宮の御邸に至れり、乃ち謁して二条殿にて申陳へたる旨趣を再演したり、然れとも宮にも余り突然の事なれハ初めは中々信用し玉はず、該宮ハ才識も長したる御方なれば、殆んと予等を愚弄し玉ふ情体にて、貴所等云へる如く將軍家の辭職実のことなるや、など打笑ひ玉ひたり、因て予進て陳ふ、予ハ初めて拝謁を得たる者なり、未だ親く警效に接せずと雖も、兼て宮の聡明に入らせらるゝは承り欽望に堪へさりしに、今日初めて宮の御説を拝承し大に望を失ひたり、抑も昔時平治の乱以来王政綱を解き、

政務の大権を失ひ玉ふこと數百年、今日に至り天運巡換して稍く氣運熟するの時に至り、已墜の大権樹立する機会に際するも、毫も心に介し玉ハさるもの、如し、実に驚人たることどもなり、御仰慕もあるべし、昔時大塔宮には天下興復の爲め身命を賭して、王権の回收を尽し玉ふたる御事蹟に就ても御存知なるべし、然るを兩人の者共日夜身命を惜ます方略を運らし、計策を構へ、稍く將軍家を勧めて政権の返上を促かせしものなり、然るを宮に於てハ之を度外視して顧み玉ハざるは実に恐入りたる次第なり、是迄得難き好機に際しても尚ほ宮に於て之を拒み玉ふ上ハ兩人、今更致方なし、御前にて屠腹して、斃て以て赤心を表すべしと心至に御迫申したり、茲に至り宮にも余程心裏に入らせたるもの、如し見受られ、夫程のことなれば、大政返上は聞召さるべく取計ふべし、然し返上の後に至りて如何に処置すべきやと尋玉ふ、夫れは宜く天下の候伯を召集めありて集議を尽し其方法を議定すべし、夫迄ハ此迄の通將、軍家に政務を御委任ありて然るべしと申陳べしに、

宮同意し玉ひたり、然れは夫等の手続に及ぶべし、然し是より予に於て思ふに天下の乱なるべし、然し之れ勢免れざる次第にして昔時の例もあれば、止むを得ざる次第なり、夫れハ又其時の処置に及ぶべしとて全く御承允なりたりき、茲に至り大政返上の一段落ハ相済みたり、

旧幕人にて大政返上の挙に同意の者ハ慶喜公一人のみ、永井氏ハ毎日程に將軍の意慮の成行を内告して知らせたり、会津候等ハ尤も不同意の有様なりし故に、当日二条城の会議にも多人数出頭せり、板倉閣老も反対の主旨なりき、

慶喜公ハ余程決心せられ断然処分を為すの勢なりき、當時幕府の状況を如何共為に道なし、所謂大廈の倒るる一柱の支ふべからざる勢にして、到底此儘にて支持すべからずと断念せられたるか如し、故に大政返上の説にハ内心喜んで応せられたるものと思はる、同公ハ元來明智の人にあらす、仮令朝廷の処置変更あるにせよ、伏水の戦を為すは甚た拙劣なり、戦を為さずして為すべき時なり、戦を為す以上ハ已に黒

白を分たれたる如きものにて如何共為すべからず、誠に惜むべきことなり、予等思ふに、久光公なれハ彼の政返上も寔に見事に結局を見しなるべしと思へり、同公ハ始終貫通するの御決心固かりしなり、彼の寺田屋一件の処置を見て知るべし、慶喜公にして会津其他諸候の横議を制し得ざりしは惜むべきことなり、

慶喜殿大坂へ下りし後も予ハ引合を絶たず、大坂よりハ大目付等を送りて相往来せり、予ハ徹頭徹尾大政返上の主意に基き、大義名分を述べて早く關東に歸らんことを慫慂せり、永井氏ハ其後も京都に止まりたり、因て常に同氏に往来して一日も早く關東に歸ることを勧めて其道に従ひ周施せり、故に世人ハ後藤ハ尚ほ關東に通して私を營むとの評を立てられたり、之れ全く私意を狭（狭力）みしにあらす、只に大政返上、上の旨意を貫かしめ、平和に大局を結ぶの精神なり、しに由れり、然し形跡上今更致方なし、小松氏も同様なり、予と同主旨にて飽（満）までも平和を図るの精神なりし、然るに西郷氏ハ是非とも一戦するの意なり

征韓論の来歴

、し、其内自然論旨を異にする処あるを免れず、故に小松氏大政返、上後直ちに、出京なかりしハ、内実の事情ありしことなるべし、予ハ同氏と懇交なりしも其内情を告げざりき、然し十分に其訳柄を承知せり、因て国許より長文の書面を送りたることあり、今に其書面を保存致し居れり、貴覧に入るべしとて巻物を出し書面を指示さる、文書ハ別紙後藤氏文稿に掲ぐ、

小松氏ハ予と同一壯士論にて為すにあらず、飽まで大義名分を主唱して為すの見込ハ異ならざりし、西郷氏ハ、壯士の仰く処にして、固より戦争を主とせしより、自然小松氏も其間に多少の行違を生したるものと思はる、之れ小松氏に於てハ初めよりの行懸ハ平和に事を結ぶの意なりしに由り、中間其の論を變すること難しとせるに由るなるべし、

○

明治二十一年七月一日、東郷重持・市来四郎・寺師宗徳、芝区高輪後藤伯の邸を訪ひ左の事蹟を問ふ、伯一々応答あり、其説左の如し、

征朝論の起りハ、王政維新の事情を旧慣に遵ひ朝鮮政府に通知したりしに、無礼至極の答書あり、因て西郷・板垣等大に其非礼を責るの説を主張し、直に兵にても送るの決心なりしも未だ彼の事実も諷からず、突然出兵するも如何なりとて、先づ使者を送りて韓廷を諷し、彼弥々無礼を極め者断然兵力に訴ふべしとて、其使者に者西郷氏親ら其任に当るべしとのことなり、尤も、使節ハ（種臣）副島・板垣等も頻りに言説し、互に其任に当ることを争ひしも、終に西郷氏親ら行くことに同意したりき、

予ハ征韓論一件の勅裁を得たる際に参議に任せられ内閣に入りし、已に西郷氏使節に行くことハ極りたりしも尚ほ未だ危かりし、斯く決議に至りしも行ハれざりしは三条公の防ぎしに由れり、何故に三条公（実美）、にありて之を阻みしやと尋ぬるに、岩倉公洋行前に（具視）条公と約束あり、公の帰朝までハ政務の事より人々の変更等までも何事も為すべからず、旧の儘に存し置くべしとのことあり、又木戸等も同く約束を結び（孝允）

、たりとも云へり、斯の如く木戸等にありて跡のことを憂ひ内約を締ひしは何等の内情ありしやと問ふに、種々の内情あり、当時井上馨に者大藏大輔なりし、同人等には当時甚た評判悪しかりし、故に同人の地位は偏に木戸の擁護に由れり、故に何事を為すにも心配ハ絶へざりし、夫故に大隈にも固く約托して専ら自己の地位を保護したり、是を以て三条公も岩倉公・木戸に對して、留守中重事件(要腕カ)を執行するハ済まざるとの意ありしに由り、頻りに大使一行の帰朝を待ち、夫迄遷延せんことを望みしなり、然し西郷諸氏等三条公を屈服して、終に征韓の議勅裁を得たり、此際予ハ參議となり内閣に入れり、時に久しく大藏省の内情に不取締あることを聞きしより、第一會計の取締を嚴にせんことを主張し、取締を為さんことを申出てしに、同意を得て其旨を達したりしに、井上等ハ、今臨時に取締を受くるときハ応へも出来かたき事情もあるか、少し猶予のことを乞へり、然し取締上の調査を為すに、猶予を与へて後に為すが如き因循にてハ如何なり、断然其請を允

、さす処分すべしと、終に井上を内閣に呼出して江藤新平・予兩人にて種々と痛責したりしに、当人応弁に困み憤意を抱き終に辭職したり、然るに大藏省に誰人を入れるべしやと云ふに至りて、大隈ハ兼ねて木戸より井上の身上に就て委託も受け居たるにより、之に他人を入るゝときハ種々の不都合も出つべしと思ひしか、同人進んで大藏省に入らんことを乞ひて總裁となり、稍く補綴して始末を付くるに者至れり、之れ皆な深き事情のあることなり、

、扱征韓使節派遣の議決して、已に西郷氏等派出の日已に迫れり、時に大使一同帰朝あり、茲にて今一応評議を為すべしとて、岩倉公者大久保を頼みとして更に二日間の大議論ありき、

、岩倉公の説に、今日に於て朝鮮に事を起すことハ、英国公使ハークス等余程六ヶ敷難題を申立たり、之れ魯国と事を構ふの恐あればなりとの助言もあり、今日に於て外国に事を生ずるハ不利なりとの説なりし、

、此議論に關係したる相手方ハ三条・岩倉・大久保・

木戸の四氏なり、然し木戸^(喬世)者出席なくして内に居て
彼是難題を申居たり、大木者議論中黙して別に説を
述べしを聞かざりし、大隈ハ、只私ハと申せしのみ
なり、別に議論なし、議論の結局ハ落著かず、如何
に論するも致方なし、已に前時政府にて議決して勅
裁もありしものなり、同不同に係らず断行すべしと
言ふに至る、故に西郷氏曰く、此上ハ議論も無益な
り、多数に執るべしと断言するには至れり、此等の
論中独り大久保のみは、拙者ハ不同意なりと断然申
切りたり、余は決心したる返答なし、只々難したる
のみ、

議論結末の日に者、西郷氏は断然決心したるものと
見へ、辞表を懷中して出てられたり、而して議論あ
るも前日と同く曖昧にして断然たる決答なし、氏ハ
憤然三条公に向ひ宣べて曰く、已に一旦御同意あり
て勅裁をも仰きしものにあらすや、然るに今日に至
り再び曖昧にして決心なきか如き卑劣^(為カ)の所意ある人
と者今後俱に事を議するを屑とせざるなり、此上は
予ハ断然たる決心あり、之を御取次なされよとて懷

中より、辞表を取て之を条公に擲付たり、条公ハ苦笑
し之を受取られたりき、実に此時西郷氏の所為者必
死を極めたるものかと思へり、

翌日予ハ内閣へ出頭したりしに、大木・江藤・大隈
在れり、岩倉公ハ書面を送り、三条殿病気の由、予
も同様病氣なるに由り、宣く政務を頼むとの趣きな
りし、因て予ハ大木を誘ひ、兩人同道して三条邸に
至りしに取次申すに、公は昨夜真夜中より狂乱し玉
ひ、遽かに裸体の儘にて、是より参内致すべしとて
玄關迄立出てられたり、因て稍くなだめ留めて寢床
に臥せしめ、直に医師等招き治療を請ふの次第にし
て、到底面接も為すべからずと申断るに由り、真に
狂乱し玉ひしことを確めたり、就てハ今更致方なし、
宣く此旨を奏聞すべしとて
陛下に拝謁を願ひ、三条公狂乱の次第、岩倉公病氣
の旨を上奏したりしに、宣く処分を取計へよの御仰
あり、因て御前を退き江藤に談して曰く、各大臣出
てず、又各參議も出てず、然し一日も政務を執る者
なくんばあらず、假令予等議合ハす退くものなりと

も予等に代ゆる者もなし、然れハ之を此儘に放却するを得べからず、俱に此席を占めて政務を総べ、予等に代ゆる者の出づるを待たんと、江藤之に同意なり、因て凡そ二日間、兩人にて太政大臣の名代にて政務を裁決し、勅裁も仰き布告も発したり、然るに岩倉公此の事を聞き大に愕き玉ひ直に書を送られ、病氣も宣しきに由り出頭すべしとのことなり、然れハ宣しからんとて政務を纏め置き、岩倉公出頭ありしに由り更に征韓の事を陳へ、勢ひ今日に於て放任すべからざる旨を論し、若し此の事を打壊すときは、天下大乱の基を生すべし、假令乱を生せざるまでも、必ず大に人心を害傷するの患あらんと、懇々と之を論説したり、然れとも岩公曰く、天下の事ハ予ハ此の意にて貫くべし、決して心配に及ハず、安心せよとのことなり、故に予等、然らば致方なし、予等も又申す処なしとて辞職の旨を陳べて去れり、而して此旨を副島に告げ、議論合ハす退くべしとは事甚しきに似たり、畢に病氣と称して去らんと、終に病氣を唱へて官を辞せり、

、西郷氏已に去り、次て板垣等も皆な去れり、天下の人心頗る騒かし、当時朝廷の処置も當を得たるものと云ふべからず、実は散々なりき、予思ふ、凡そ天下の政ハ天下の人之を為すべし、今日の如く二三者の思想に由り天下の大勢を左右するか如きことありてハ、大に天下の人心に影響を及ぼし、終に者乗離^{乖カ}擾乱の源を開くに至らん、若し今日の儘に經過するに至てハ、西郷・板垣・江藤等の諸氏も終にハ人心の風動に伴ハレ、或ハ身を失ふの厄あらんと、然し予ハ初めより身を撥乱反正の中に立てしにあらず、幸に政治上の進退に処したることあるより、西郷諸氏の如く、一時の風動に伴ハレ偶時の厄運に際会するの患なかるべきも、諸氏の如きハ此の境遇に沈むことを免るべからずと信用せり、故に予とく政治上の進退に従ひ今後運動することあれば、或ハ此等の厄災を免るべしと思ひたりしを以て、種々思考を費したり、

、此の如き潮勢に当り人心を和するには、民撰議院を開き天下の人心をして世務に当らしめ、政事上の関

係を持たしめば、自ら人意暢達するの道を開き、今日の人心を輯睦し、将来の厄運を免るべしとは思へり、故に民撰議院開設の建白書を作り、副島に会して其意を述へ曰く、今日の情勢を見るに人心の激昂、甚たしく、到底此末平穩に過行くべからず、万一輓轡を生し血を流すの慘境に至るあれば、国家の爲め痛歎すべきにあらずや、然し此の不幸を見ず人心を暢達せしめんに者と、副島も之に同意を表したり、又板垣等も同意を表するに者至れり、由て西郷氏も予の意見を陳へて同意を表せしめんと心得て、同氏の所在を尋しも、深く蹤跡を蔽匿せられたるを以て四方搜索を為せしも、終に見出すこと能ハす、遺憾に思へり、就て江藤を説かんと之を訪ふも常に留守なり、因て或日朝六時比、同人麹町区の邸宅を訪ひ玄関口に至りしに、鳶尾合羽を著け帽を被り、已に旅立するの形装にて出懸けたる所なり、因て予、姑く待ち呉れ、暫時談する処ありとて扣席に入り予問ふて曰く、何処に行くやと、江藤の曰く、只今より（義勇）帰国を為す処なり、已に国地に於てハ島团右衛門等

の面々壯士を糾合して予の帰国を待居れり、予も歸りて準備を為し、是非とも出師の拳を断行すべし、勢ひ止むなくんば壯士を率ひて戦を開くも止むべからずと、予曰く、予も必ず然りと察したり、然れども今日国内に於て互に争競するが如きハ策の得たるものにあらず、假令必勝ありとすするも又国家の爲め厄難を蒙らすものなり、然し此の情勢を回し、共に人心を和けんには、宜く泰西の制に倣ひ民撰議院を開設して、以て無事平穩の手段を以て国家の爲め尽す処あるべし、予已に征韓の挙一旦止むときハ、必ず内国の擾乱終に止むべからず、是より将来の厄運を成さんことを慮るを以て此の鬱憤の氣を漏されは、到底国家の先途千憂ありとの意ありて此の意見を作り、副島・板垣等に示し同意を得たり、必ず此の説に同意あらんことをと懇々談論したりしに、江藤も稍く之に同意して曰く、君の意見至当なり、然らば予も帰国して壯士を説諭し、必ず過激の挙動に出でしむべからず、安心あらんことを、且つ民撰議院開設建白に付てハ、假令初めより熟議せずとも、

已に説明に由り予の意を得たり、宜く予の記名も入られんことを希望せりと、因て該建白書に者同氏の名をも加へたり、予も反すくも過激の挙動に出てさらんことを陳へて分れ去れり、然るに終に佐賀の乱と者なりて再会すべからざるの結果を現出せり、思ふに勢ひ制すべからず、終に此極には至りしなるべし、遺憾至極なり、

板垣も江藤と全く壮士輩の魁たれハ身位甚た危かりし、然し同人者予の意見に同意なりしを以て、終に過なきに者至れり、然し壮士連板垣の説論に服せざる党を生して、赤坂喰違にて岩倉公を刺すの変動を生するに及ひたり、思ふに、板垣にして江藤と均く国に帰るあれは勢ひ同一轍を履みしや、知るべからず、誠に危険の際なり、

、已に佐賀の乱起りし際、江藤より予に書面を送りしよし、旅僧に托して送たりしに、官兵筑前辺にて右僧を捕へて、其の書面を大久保の手へ渡したりしよし、同氏ハ之を一閱して焼捨てたりと聞きしことあり、其書面如何なるものなりしや、推想するに、

予と堅く過激の挙に出ざるを約しありしも、終に今日の場合に至りしは、勢ひ止むべからざるに出たりとの旨を弁解したるものならん乎とも察せり、然し書面を見されは其理由を知るを得ず、

○

大坂会議の来歴

大坂会議の主唱者ハ井上馨なり、征韓論破裂の後に、至り大久保・木戸両氏の間、惡し、因て之を調和するの意に出たるものなるべし、両氏相和せざりしことは大隈の話なせしことあり、於婆さんに就くか於爺さんに就ふか、寧ろ於爺さんに就くと云へり、乃ち於爺さんとは大久保を云へり、伊藤(博文)も大久保へ就けり、故に木戸ハ大に怒りて怨みしことありとも云へり、

此会議の後ハ予ハ元老院議長となれり、之れ幾分か予の思想に計る処ありしに由るなり、

○

台湾征討の来歴

台湾征討ハ大久保氏の心計なり、思ふに一時征韓論

を破りしより種々の困難も起り、旧知の情交も絶へたるの姿もあり、且つ壮士一連の人望を失墜したること甚たし、因て旧誼を復し、兼ねて壮士輩の心意を慰めんとの心算より起りしかと推慮あり、惟ふに必す此等の縁故あるべし、

、木戸ハ、台湾征討に就てハ太た不同意を唱へて之を排撃せり、尤も、木戸は何事も淡泊に行かす、事面倒に云立るの性質なりき、

、十年西南變動の際、土佐人幽囚に就きしは木戸の教唆に出てしものとも云へり、尤も、地位ある人において明白に其旨を言説せざるも、口氣に由り大に感動を惹くことあるものなり、之れ究訊の際に頻りに木戸との関係なきやと吟味せしことありと聞けり、

○

同三日の談左の如し

、維新の際金穀匱乏し、之を調弁するを得ず、會計法を吟味したりしに、紙幣を發行するか又ハ金穀課出を命するの外なし、然れとも急速に供せんには用金を命するの外なしと決したり、尤も、未だ全国に課

するとの運に至らされは、先づ京摂間商売に金を取むべし、然し応せされは兵隊を率ひて取立つべしと断決したり、尤も、予は金穀調達のため大坂に在り、會計判事池辺（熊木人か）某と評議を尽し、上京して大久保氏を訪ひ、同氏と同道して會計官へ出頭し、會計法の評議に者及びたり、

、岩倉公の談に、金穀一件目下の必用件たり、故に予に参与の職を帯ひて大坂へ下り、用金取立を尽力せんことを請はる、因て予出立したる跡に尹宮嫌疑を受け玉ひ、芸州へ御左遷あり、故に予へ通達あり、宮嫌疑ありて芸州へ左遷せらる、尤も、意外の罪跡あれば罪人の取扱を為して苦しからすと、且つ岩倉公より、手人を遣ハして一切を監護し、容易に他人を接せしめず、甚だ嚴刻の致方なり、其御罪状を聞しに判然たる説あらず、只に王政維新の業を喜び玉ハす、徳川氏に内通し東西相応して事を挙げ、徳川家を回復すべしとの計議あり、夫等内応の爲め宮自ら手形を押して送り玉ひしか、右書面徳川家より朝廷へ密奏に及び、終に暴露して、茲に至り玉ひしもの

なりと聞きしことあり、予ハ思ふに、謀叛を企て玉ふと云ふまてのことはなかるべし、宮ハ固より公武御合体の説を主張し玉ひたるを以て、徳川家を倒すときは自然宮の御威力にも影響ある処より、多少御不満の言も発し玉ひしを深く忌憚したるものならん乎、其詳なるは知るを得ず、

、予用金取立を為すに当りてハ、すべて大坂市中身代家を調べたり、之を調ふるには名主等に就き人々の身代を申立てしめたるものなり、さて予ハ大坂町奉行所に右之人々を召集し当今の時勢を説き、王政復興の成立を陳へて、各自王事に尽力すべき旨を申聞け、更に曰く、抑も今般伏見戦争ハ至極大切な事柄にして、若し該戦にして勝利を得ることなくんは、其災厄伏見・鳥羽に止まらず、必ず延て大坂に及び、若し該地にし戦場となることあれば、必ず灰燼を免れざるべし、然るに官兵粉骨して終に大捷を得て、徳川の兵も又日ならず退去したるハ、各自人民の爲め幸のことなり、申せは 朝廷の御恩沢と云ふべし、若し官兵進まず徳川兵退かす、戦結ひて解けされは、

大坂市中等主として其災厄を蒙り、灰燼に帰せんこと疑ふべからず、果して然らば各自財産を蕩尽するのみならず、或ハ性命を亡ふに至るべし、然るに今日あるを致せしは全く 朝廷の恩資なり、故に此の必迫の時機に際して賊徒征討の用金を命し玉ふに當りてハ、進て其求めに應ずること固より本分なるべし、若し無謂出金を拒むか如きことあれば、官命して之を取立つべし、然る時ハ汝等の帳面を取集めて取調を為し、身代の半を折て出さるも又難きにあらず、然れども王政維新ハ此の如き虚政を為し玉ふ所以にあらず、故に各自の良心に訴へて、進て出金に及ふべしと説諭したり、此等の人員ハ毎日百人位ツ、凡そ七日間に及べり、凡そ人員七八百人なりしならんと思へり、

(由利公正)

斯して姓名録を調製して三岡(由利氏)へ廻して取立に著手したりき、

、又三井を呼出し予親く諭して曰く、汝の家ハ世々徳川家の為換御用を勤めたるものにして、 朝廷より申せば彼とて朝敵の片破れなり、故に此の会計必

迫の時に当りてハ、汝の家産を挙げて没収するも苦
しからず、然れども 朝廷の御趣意ハ如此非理の
ものにあらず、故に克々王政一新の情実を了察して用
金調度の御用を勤むべし、然し故障を申出て拒むか
如きことあれば、断然命を下して没収するも苦しか
らずと嚇せしに、大に恐入りて承諾の旨を答へたり、
實に此等の時ハ威迫手段も又止を得さりし時節なり
し、

此際予ハ大坂府知事の職を奉して市政を監督す、然
るに榎本等脱走の報達せり、風聞に者軍艦を以て浪
花を衝くの計策なりと、然るに東征の軍者出てたる
跡にて守衛の兵にも乏しく、当時大坂に者越前兵三
千人、浪花隊と称する編成兵二大隊、其他諸藩の兵
少々あるのみ、然し守禦なくしてあるを得ず、先つ
及ふ丈けハ守衛も付くべしとて、城に拠り防禦の備
を付んとするに、現在の兵にて只一城門を守るに過
きず、如何共致すべからず、始めて該城の大なるを
曉りたり、且つ此等の次第ハ、五代才助^(友厚)を以て京都
へ者通知に及びたり、實に心中の困苦想ひやられた

り、

○

浪士英公使へ狼籍^(藉カ)に及びし顛末

明治元年二月、王政復古を賀奏せん為め英公使の参
内あり、然るに当時攘夷の余波尚ほ未だ収まらず、
人心の動靜詳ならず、故に道中の往返危険に堪へず、
若し公使等に過ちあれば、内憂に重ぬるに外患を以
てするが如くにして、實に此一挙ハ大切の次第なり、
當日小松氏と予と何れか隨行の命あり、就てハ兩人
一緒に行くべきもあらず、又今回の隨行ハ命かけの
ことなれば、万一變あり一時兩人の命を失ふことあ
りてハ不可なりとの説にて、予と鬪引を為して其任
を定む、予鬪に当れり、因て定刻に至り英公使の旅
館知恩院に至る、行列ハ騎兵先驅し、次に公使馬上
なり、後ハ歩兵なり、予及中井氏（弘の事）とハ公
使の後に随へり、途上ハ途の両側諸藩兵之れを固め
たり、其時の守兵ハ多くハ肥後兵なりき、
院を出て予等ハ馬を列して行けり、然るに寺町通筋
角に至りしに、遽に先驅の騎兵なたれて後へ下れり、

夫か為め予等の人馬ともに舗側へ押付られたり、予ハ何事ならんと透し見るに、先途に切合ふ人あり、能々見るに中井なり、始めて暴士あるを知れり、因て予ハ下馬して騎兵の間を潜りて至り見るに、中井ハ地上に膝を付き受太刀となり居たり、因て予も刀を抜きて声を掛けしに、敵ハ中井を捨て予に向ひ二三太刀打かけたり、予も之を受け切合ひしに、終に彼の口辺を切裂けり、彼倒れて自ら自害せんとせしも果さず斃れたり、予ハ直ちに中井を扶け起したりしに、稍く心付き彼なりしかとて兩人にて更に切りて首級を上げたり、然るに通弁吉田某又一人あり、茲に來れよと叫べり、予奔廻りて見るに一人あり、膝頭を切られ地上に坐し居れり、因て予ハ飛掛りて面上を蹴りて之を倒したり、警固兵之を捕縛す、其混雜云ふ計なし、町側の見物人者騒ぎ散乱し、守衛兵等一人も見へす皆な散逸したり、予ハ首級を携へて公使の面前に至り、暴人あり妨けを為せり、因て討果し捨てたりとて首を公使に示せり、就てハ最早暴人もなかるべし、又あるとも予等身を以て之を保

護して過なからしむべし、直に参内あらんことを請ふに、公使大に其挙動の健捷なるを称し、快く承諾あり、然し騎兵も数人の負傷もありて見苦しきを以て、改めて参朝に及ぶべし、先つ一旦ハ引返すべしと宣べらる、予ハ此挙に由り、再び参朝に及ばざる等の難題起らんことを恐れしを以て、是非共今日の参内を果さ、れは後日の面倒甚しかるべしと思込みしより切に之を請ふも、先一旦引返すべしとのことなれば又強ゆるを得ず、然ら者再参内に及ふこと違はさるべしと、固く再度の期を約して均く知恩院へ者引戻したり、中井ハ負傷もあれば予より先きに同院へ戻し治療に及ぶべしと申せり、其場にてハ如何とも為しかたく、別当の三尺帯を解かしめて疵を縛せり、疵ハ鬢を「カスリ」切りたるなり、夫故出血多く、予ハ大疵ならんと思ひしも、同人余り屈弱の容体もなければ不審に思ひ入りたりしに、改め見るに浅かりし、院に帰りしも医士等なく、稍く英医に托して治療を為せり、翌日 朝廷より賞与金百円を賜へり、

、此時に變あるを聞き伝へ、人民四方より群集し、殆んど制すること能ハす、守兵ハ早く脱去りて之を守衛するものなく、万一混雜に紛れ再び暴士の出るゝ、それは益々面倒なるべしと思へり、然るに隨行の諸藩兵二十余人あり、銃器を持てり、因て予ハ同人等に説くに大義名分を以てし、實に今日の如きことあるは朝廷の御失体に歸し、延て国難を醸すの源なれハ反すゝも残念なり、就てハ予の今日申す処ハ全く朝廷の御為めに計るものにして、所謂 朝廷の御趣意なり、然れとも予の言なりと応せされば致方なし、後日 勅命に違ふの罪を問はん、応否如何と説付け、且つ藩名を問ひしに、沼田藩なりと答へ、且つ予の命に従ひ違心なかるべしと、予大に安心せり、因て令して曰く、かく混雜を極むるときハ又何等の事變起るも知るべからず、故に一旦見物人を去らしめされば徒に混雜を招かん、此の多人を制し難し、屋上に向て空砲を放つべしと、隊兵直に命に應して二三発つ、打放てり、其響甚た高し、見物の人々大に驚愕し狂奔、皆四方へ離散して一人も傍へ

近付くものなし、稍く便を得るに者至れり、
、即夜談判あり、三条・岩倉・徳大寺三公、小松・五代・予三人付添ひて応答あり、(實則)外国人との談判始めてなりしに由り、小松ハ三条公へ、予ハ岩倉公へ、
五代ハ徳大寺公へ付属し、陰となりて申口を伝ぶる(陳力)の次第なり、公使等中々聞入れず、彼是余程六か敷かりしも乱暴人を刑して謝することにて聞済みたり、
、暴士ハ二人のみ、一人ハ僧の上りにて、同党ハ十余人もありしも漸次減少して、終に二人に者なれりと云ふ、

中井の説に、始め町角に至りしに質屋の側に一人あり、頻りに刀柄に手を懸け抜き試みたりしか、騎兵の列来るに際し突然躍出て切懸れり、騎兵者頻りに劍を以て防ぎしも、彼ハ馬腹を潜りゝ彼地是地と駈廻りて切廻り、多く騎兵ハ足部を切られたり、一人の浪士ハ歩兵に切懸りたり、此時英兵二十名計りなり、初め發放せしも只飾備にして包装なかりしを以て、銃劍のみにて彼此と防ぎしのみなり、故に多少傷をも蒙れり、若し銃裝ありしものにて二十余

名^(なら)発放せしのは、多人数集合の内にてハ幾多の人を害ふに至るや知るべからざりしならん、

予ハ此の時誤て危険に際せり、彼此と奔廻る時に英人サトウは予を浪士と見誤りしや、短銃を向け已に放たんとせり、甚た危かりし、

仏公使ハ此變動を聞きしや、直に只一人馬上にて知恩院へ来り訪問を為せり、今暴人あり、妨害を為せしと聞ながら馬上一人駈来りて訪問せしは、其挙動実に勇ましと申すべし、

○

徳川家仏人に締ふの顛末

徳川政府ハ甚た仏人に親みあり、仏人大に歡心を得たり、故に歩兵教師・横須賀造船所等皆な仏人を雇入れて委任し英人を疎んせり、之れ大に隠略あることにて、当時仏帝ナポレオン三世ハ遠略の大志ある人にして、安南を略領せしと同一轍に倣ひ日本を取るの策ありし、故に 朝廷と幕府と不和あるを知るより頻りに恩を被せ、徳川家を助けて日本の国事に^{レオン・ロッシユ}関渉するの見込にて、公使ロレンロセーフ氏来りて

幕吏と内談し、頻りに世話を為したり、其初めは幕府より計りしに者あらずして仏国之に結ひしなり、

然るに英公使パークスは仏公使の専横なるを怒りて反対して、徳川以外の人に交を結びて 朝廷へ通し、^(使カ)仏氏の反対に立たんことを計画したり、故に徳川家倒れて仏使更に面目なし、英使ハ独り驕り出し、傍らに人なきの挙動なりし、爾后英使パークスの日本政府に対して信任を受けたりしは、徳川家へ反して朝廷へ尽せし事実あるに由れりと思はる、

○

大政返上の余談

予當時の事情を察するに、徳川氏の天下ハ二百余年を経て先つ極り付きたるものなれば、假令衰弱に傾けりとも又容易に者倒るべからず、然し天下の形勢を見るに、年毎に紛乱を極めたり、故に此等の情勢より察するに、古応仁の乱の如く有力の大名天下に割拠すべしと信せり、故に合同一致して徳川を討つこと難かるべし、薩長ありとも容易に纏まるべからず、土佐も同じことなり、故に時勢を待より外なし、

一旦乱世になるとせハ割拠するに至るべし、然る時ハ国の内外を問ハす大に侵略して、一尺の土地たり、とも大なるを欲すべしとて略地拓土の計画を立てしは維新前三年なり、且つ未だ内地に於て戦端の開けたるにあらざれば、拓土の準備に及ぶべからず、先づ海外より始むへしとて、朝鮮の竹島又支那の済州島等を搜索するに過ぎず、故に京地に出て為すに者大政返上とは決したり、

將軍家太政返上に同意せしは、全国一致して今後日本の平和を図るべしとの意に由れるなり、然るに終に戦争と者なれり、曾て小松曰く、西郷ハ壮士を率ひたり、勢ひ戦を為すに至らされは止むべからず、然し之を為すに者名なしと申居れりと、然れは西郷氏等ハ初より必す一旦ハ戦を為すの意決したるもの、如し、

太政返上後小松氏も予も国に帰れり、各々主君に顛末を稟申して、尚ほ将来の計画を議するの申合を為し、小松氏ハ、藩論定まりし上ハ上京の途次土佐に立寄り、尚ほ熟議を尽し一同打連れて上京すべしと

、約したり、然るに小松氏ハ終に來らず、病氣の旨を以て上京を断るの書面を送らる、其意ハ予も十分に了解したる処にて、全く西郷氏等と議を異にし、夫が為め意を果さ、りしものと思はる、此時に當りてハ会桑兩藩ハ頗る不満を抱き、薩土の挙動を疾惡すること甚しく、既に隱然戦端を開くの勢あり、小松氏及び予は飽まで平和に事局を結ぶの決心なりしも、彼我の争競終に力及ハざるに立至れり、

小松氏と申合したる簡条とは、諸候上京するまで一切の手續を定め置くの積にて、朝廷へも上言する心得なり、乃ち

一大會議を開きて天下の大勢を考察し、将来の方向を一定する事、

一官吏ハ旧來の慣習を破り、公卿・諸候を併せ投票、公撰法を以て任命する事、

以上の手續を議定するにハ、第一議會の職制、政体の組織を必用とせり、故に小松氏ハ国に帰り議會の制度を取調へて出て、予ハ政体の組織を取調へて出て、俱に議を合せて上京するの積なりしも小松氏出

てす、終に此計議も功を奏せず終れり、誠に残念に思へりと、

十二月九日、九門閉鎖の策ハ、岩倉公の邸にて決議せり、同七日に使用あり、予を邸に呼べり、至れば徳川一党を退け九門を閉ちて事を決するの議を議せらる、予ハ飽までも徳川の罪之を今日に討つべきものにあらず、穩に太政返上をも為したるものなれば、諸候主会合の上、広く集議を尽して将来の計画を立つる、の可なるを陳べ、政体組織の意見書を携へて同公に示せしに、同意なりしも一時に全国諸候を召集して集議を採ること能ハす、何分徳川を挑みて之と戦ひ、以て天下人心の向背を決せん、或ハ然らされバ封土を収めて処分すれば王政復古の秩序立ち難し、勢ひ茲に至り最早返すべからずとの応なり、且つ土佐にありて此議に同せず、兵を出さざるやとまで談せらる、予曰く、決して然らず、未だ徳川にして朝命に抗するの跡あるにあらず、然るに百万口実を作りて、之を挑むか如きは尤も不可なり、若し彼朝命を拒めば、之を討つの名あるも恭順以て王命を待つもの

を討つの理なし、將徳川を討つにハ何等の罪かあるやと問ひしに岩倉公曰く、外交処分に関して朝廷に對して不敬の罪尤も多しと、予曰く、之れ誤見なり、外交処分に関して徳川に罪ありしとせば、何ぞ、罪徳川に限らんや、全国各諸候に於ても多少罪なしとハ云ふべからず、何者ハ当初外交処分に付てハ広く諸候の集議を取りたるものにして、独り徳川のみ、に止まらんや、假令諸候の意見に反するとするも傍觀為す所に任せ、更に徳川を保掖して以て尽さ、りしに由るものなり、故に徳川に罪ありとせば、各諸候も又罪ありし、然るを罪を討し又ハ封土を収めて以て独り罪跡を徳川に責るか如きハ、尤も誤りにあらずやと弁するも肯んせられず、茲に至りて最早斯迄に議決せし上ハ救ふに道なし、必ず出兵以て朝命に従ふべし、然し未だ藩主容堂出京せず、此議の決せしを知らず、然れば予の専決を以て応ふるを得ず、今兩日中に着京にも及ふべし、夫迄期を延されんことを談し、稍く二日間を猶予すること、なれり、然し二日間にして達せされは断然決行に及ふべしと

のことにて、実に一日千秋の思あり、乃ち八日夕容堂著京あり、予直に面して議論の次第を陳べ、公平の論行ハれす、最早平和に局を結ぶを得ず、他に救ふの手段なし、此上ハ只に王命に従ひ尽力するより、外なしと申述べしに、容堂曰く、慶喜公無事に、勅命を奉したりしを、今更叛賊と見做して、処分するは至当のことにあらずとて特に残念に甚へず、斯の如き朝議にてハ到底尽すの道なし、断然辞して直に国に帰るべしと申切れり、因て予百方之を諫め止め、即夜岩倉邸に至り面謁を求むるも許されず、翌朝稍く面謁し、容堂著京、参内会議に及ふの旨を談したり、扱て容堂には飽までも平和に事局を結ぶの決心なりしを以て、随行の人々も悉く平常の服装にて一人も武器を携へしめず、自己も上下を著して小御所に参内せり、同所にて岩倉公と対談し、予ハ大久保に對談したり、其論旨は、平和を執ると戦を為すとの二つに分れたり、故に稍く論旨を異にするには至れり、互に必死の激論を為したりしも終に採用に至らざれば、此上ハ致方なし、只に勅命を奉して尽

すより外なしと決して、乃ち戎服に改め警備に者及べり、

扱会議の後、家老深尾叶^(鼎カ) ^(上席一萬石を領す)を大坂に下し、

慶喜公へ、微力尽さず、已に事破れたり、最早茲に及んてハ致方なし、山内家に於て徳川家へ對して尽すの道も尽果たる旨を謝せしめ、更に望らくハ尚ほ此上とも公明正大の処置あらんことを希望し、慶喜公只一人上京ありて奉答あるあれば、山内家の全力を挙げて、尽す処あるべし、決して事過激に出て悔を貽すことなからんと申進せしも、最早慶喜公に面するを得ず、会津家老神保修理應接し、正に来意を通すべき旨を約諾して帰れたり、然し此時ハ終に勢迫りて慶喜公に者通せざりしなるべし、

、当夜会議の面々、公卿^(親王カ)に者有栖川宮・小松宮、^(公卿)岩倉^(には脱カ)・大原・徳大寺・正親町・三条の諸公なり、大名に者薩州・尾州・越前・芸州・土州候なり、公卿・大名諸列ハ

御前にて評議あり、予等藩士の面々は御次の間にて議論を為したり、九門閉鎖の首謀者ハ岩倉・西郷・

大久保・石川清之助の諸氏なりしならん、

○

容堂公の談

容堂ハ初めは攘夷家なりしも、予知遇を受け種々世上のことを談するに及んで、後に開港説となりしか如し、

明治二十一年六月^(ママ)日、東郷重持・市来四郎・寺師宗徳、牛込区^(ママ)町海江田^(信義)元老院議官を訪ひ旧事を問ふ、同官の談ハ左の如し、

予等志を起ししは全く有馬^(信義)一郎先生の教誨に出るものなり、此時予ハ二十才、西郷^(義成)ハ二十四才、大久保ハ二十二才にして、互に身を修め志を養ひ、天下の爲め爲すことあらんと期したり、予等の志を興起せしハ有馬先生の遺賜なりと思へり、爾后種々の境遇に際会して益々志を固ふするには及べり、

予曾て江戸へ上る、水戸に藤田東湖先生あるを伝聞し、或時訪問して説を問ふ、同氏曰く、汝年少にして志好し、然し読書足らず、宜く研学すべしと、予

曰く、予ハ教示を受けて天下の爲め尽すの精神なり、徒に読書して志を立るの意にあらずと云ひしに東湖曰く、馬鹿坊主なり、汝の如きものあれば亜米利加も来り、日本の国辱を招くに者及べり、宜く戒心すべし、且つ汝に師ありと、予ハ当時茶坊主にて円顧なりしに由り、東湖馬鹿坊主と者称せり、予曰く、師あり、師の曰く、汝志を立てんと欲せば、宜く江戸に出て天下の人物に接遇して修行すべし、然し江戸ハ掃溜なり、善惡邪正混在す、其出来不出来ハ汝の身にあり、深く注意して誤ること勿れと戒めたり、且つ有馬^(隆阿弟)・松山両先生等命するに、水戸に藤田東湖^(忠敬)・戸田両先生と云ふ名士あり、宜く両氏に就き学ぶ所あるべし、予等未だ其人を知らずと雖も宜く其人に就きて予等の意を致せよと申したり、故に予本日君を伺ふ所以なりと、東湖曰く、予も両氏の名を聞きしことあり、之れ当今の志士なり、予も之を見んことを希ふなり、然し汝ハ君子を慕ひ君子の行を修めんことを欲すといへとも、書物を見ずして君子を知るを得ざるべし、松山氏等の如きの言も又同じ、

汝の書物を見ることなくしては汝の身に過あらん、然るに君子を慕ふとハ偽言ならん、夫日本ハ神国なり、然れとも何故に之を神国と云ふか、其国体を知らざるべからず、汝之を知れるかと、予曰く、知らざるなり、東湖曰く、日本に居て日本の国体も知らず、而して独り君子を慕ふとハ論するに足らず、抑も日本ハ神国たりとの来歴を知るにハ、先宜く古昔の英雄・豪傑の士に会すべし、然れとも古昔の士に会するには之を地下に呼起すべからず、只書を見て以て之に会ふのみ、予ハ決して書を読過するを云ふにあらず、古の英雄・豪傑の士に面するの心を以て之と談するを要す、何ぞ死書を読まんや、又和漢の事体に通すべし、然らざれば今日不時の難題起来るに当て敢決に乏しからん、如何んとなれば弘く古今の事蹟に照して、以て其可否を判知すべし、若し古今の事蹟に通せず和漢の事体に通せざれば、今日に処して決行の意識に乏しかるべし、然るに汝ハ只死以て之を尽すと云へり、之れ甚だ短識と云ふべし、予も同く死あるを知れり、然し年五十に至るも未だ

死せず、死ハ求めずして自ら来るべし、何ぞ自ら死を期せん、宜く俱に力を尽して、以て日本の為め尽す処あるべし、已に米国ベルリ来りて横議已に迫れり、宜く此国患を掃ハざるべからず、何ぞ輕々しく死を云はん、且つ汝ハ順聖公を信奉するか、公ハ勤王の志深く正に王事に勤めり、然れとも天下の事公一身を以て達すべからず、宜く一国合体して尽さるべからず、汝の藩士賢明にして王事に勤む、志士の本分何そ之に過きん、他藩主に至ては未だ此等の人物なし、故に何人と雖も其説を信せず、汝ハ名藩主の下に立つものなり、故に予汝を信すること深し、汝ハ年少し、必す他日 天子世に出て玉ふたる時に至てハ役人となるやも知るべからず、然し慎て役人の風体に倣ふべからず、彼等ハ殆んど博徒の仲間なり、幕吏及其他諸藩吏といへとも又其徒たるを免れず、豈に彼等の擧に倣はんや、宜く禁戒を加ふる処あるべし、又曰く、汝ハ世の所謂道德家を信する哉、予曰く、信せり、東湖曰く、予も又之を信せり、然れとも汝の道德家を信するか如くならず、彼等博徒

に比せば少く可ならん、之れ己に克て人を厄せず、又広く書を読み人に教ふ、必ず多少世風に補あればなり、然し予ハ之を固信するものにあらず、如何んとなれば彼等口に徳行を唱ふと雖も、少しも今日の実情を知らざるものなり、故に何等の事も世に為せしや、決して頼みと為すに足らず、只口に徳川を唱へて巧みに人を欺瞞し、更に實際に当りて人利を起すことを知らず、故に予ハ之を博徒に比して尊ハざる所なり、然れども汝ハ宜く書物を見て事体を知るべし、且つ其書物の(ママ)きも撰ふに及ハす、天下の書を見尽さ、れは止まざるべし、然れども天下の書を見尽さんこと極めて難し、予本年に至るまで万巻を繙くと雖も、未た之を見究るに至らず、然れども一書を見る毎に克く和漢の事蹟を知ること決して異なることなし、宜く知己を求むるの心を以て研究すべし、然れば乃ち彼を知り己を知るの識を生するに至るべきなり、又曰く、汝ハ賭博を知るやと、予曰く、決してかゝる非業を行ハす、固より知る処にあらずと、東湖曰く、賤業なりとも知らざるハ誤りなり、

夫れ今日の事体を知らずして何ぞ天下の事を知るを得ん、賭博ハ不正業なりと雖も人之を行ふものなり、故に其方法を知らざるべからず、若し独り君子を氣取るか如きハ自ら蔽匿を求むるものなり、何ぞ氣概の窄少なるや、予今賭博を教へんとて茶碗を出し席上に据せ、錢壺貫文をかけたなりとして打つまねして曰く、かく為す時ハ勝負茲にあり、負くる者ハ勝者へ之を取らる、如此くして終に連敗の余衣服を脱し、終に(袖)襤褸褌まで奪ハるに至れり、然し之れ自ら好て為すことにして、更に他を怨むを得ざるなり、故に贏者にありて独り己の威福を擅にするも又其罪恕するあるべし、然るに世間を見るに、道路到所貧人多く、人に食を乞ふの徒少からず、然るに政府之を憐れまず、自ら為せる罪として顧る事なし、之れ賭博の為め衣服を奪ハれたる者に比すべからず、彼をして衣服なく食なきに至らしめし者誰か罪なるや、之れ皆役人の所為なり、彼等己の威福を擅にせんか為め、民財を収斂するか為め茲に至りしものにして、眞の博徒よりハ其惡戾甚たしきものなり、然れども

又政治を爲すに由り、眞の博徒に比すれハ又恕する処あるべし、故に見聞窄けれハ迷夢に陥るに至らん、慎むへきなり、

凡そ己の期する処なくんバ必ず外物に迷疊せられん、故に己を定めて後に書を読むべし、必ず自己の識見之を判断するに至るべし、又宜く形体を盛にして道德を盛にすべし、形体卑小なれハ所謂世の腐儒者派の如く世を益し人を済ふに至らざるべし、夫れ政治を爲すにハ實際の事情を知悉せざるべからず、然らされハ人情に迷ひ不測の変を見るに至らん、慎むべきなり、

海江田氏曰く、予三十年前藤田氏に就き、己を定めて書を読むべしとか言を聞けり、然るに今般洋航し澳国大博士スタイン氏に就き聞く、其言に精粗ありと雖も意克く相符合したるを感せり、実に東西名士の意合したるを感し、益々藤田氏の凡らざるを知るとしてスタイン氏の談一節を陳べらる、又氏曰く、凡そ人民・政府・精神の三体ありて始めて国始まるものなり、人民あるも政府なければ秩序

を保つべからず、政府ありと雖も人民の精神なくんバ政務を施すを得ず、此の三のものハ相待て始めて一体を爲すものなり、就中人ハ意識意決を基とせざるべからず、意識とハ毫も他の干渉を受くるにあらすして己自ら識得するの力なり、^(状カ)假令千象万状目前に横るとも、自己の腦裏に善惡可否する処なかるべからず、之れ意識なり、又何等の錯綜混乱したることとなるも自己の腦裏に、彼可なり、彼不可なりとの判決を生ずるべし、乃ち此の判決に基き万事のことを決行して顧みざるべし、假令他の誘惑甚しと雖も、自ら信する処を固守して迷ハざるべし、之れ意決なり、人にして意識意決なくんバ何事をも達すべからず、宜く己の信する処を確めて、以て外間の事物を判別せされハ必ず過失あるに至らんと、

明治二十一年七月十七日、赤坂区氷川町元老院議員由利公正氏を訪ひ、維新前後の事蹟を問ふ、同氏の談左の如し、

慶応三年二月、曾て慶喜公の前にて薩長征伐の論起

りしことあり、春嶽之を聞き大に驚き、其心痛名状すべからず、如何にもして此議を止めんと配慮云ふべからず、右主張者ハ二三名あり、其一人は大目付杉浦壹岐守なり、同人未だ存生にて、近頃にても道中なとすることあり、当時中々強情の人物なりし、扱一日同人越前郎に来る、予之に接す、薩長討伐の議を提出せり、予曰く、薩長頑^{ママ}の姿ありと雖とも又愛国の情に発す、過ありとも之を征討するの罪なし、況んや国内兵を動すハ国家の大事に關す、何そ容易ならん、宜く懷くるに徳恵を以てし、彼をして感恩以て幕威を奉せしむるに若くことなし、然るを況んや罪の討すべきなきをやと、杉浦曰く、然らず、彼両藩常に幕命に背き放縱を極め、然のみならず諸藩を煽動して幕府の非を挙げ、朝廷を欺罔して独り私利を図らんと欲す、其罪討するに余ありと其罪状を条列して之を弁明せり、予又之に応へ、幕府にして 朝廷に奉承せず、又撫御の道を失し、終に今日天下の叛乱を招くに至れりとて、其非を条列して之に対論せり、杉浦益々怒り曰く、越前家ハ親藩な

り、然るに徳川家の滅亡を喜ふもの、如し、何故に徳川に讐たる薩長両藩の罪を問ふに不同意なるや、其意疑ふべしと、予曰く、予固より徳川家を受戴せり、故に其不可なるを傍觀するに忍ひず、顔を犯して讜議を獻す、若し徳川家にして今日の如き無謀の業を行ふときは、益々天下の望を絶ち、自ら滅亡を招くに至らん、故に徳川家千載の利害を考察し、以て其非計を止むるものなり、予衷誠只徳川家万代の大計を慮ればなり、然るに幕吏にして慮茲に出て、一時の私怨を以て無名の師を起し、益々天下の人心を離折するに至らしむるは、之れ徳川家に厄難を与ふるものにして、実に徳川家に対して不忠の臣なりと、杉浦益々激怒して曰く、徳川家をして今日の衰況に至らしむるも又薩長の所為なり、天下の人心を離間し、独り専横を極め其罪実に惡むべし、若し罪を討し功を賞するの実効なくんハ、天下の諸候を懲戒して後日幕府の威令地に墜ちん、特に幕府に八万の旗士あり、僅に薩長を恐れて手を束ぬるか如きことありてハ、益々徳川家の弱きを示すものにて面目

を失はん、何ぞ薩長を恐れて手を束ね、彼か専横を傍觀せんと、予曰く、甚た誤れり、幕府八万の旗士ありといへとも彼何事を爲すに足るや、八万人中一人も事に當るべき者なし、然るを頼みて天下を撫御するに足るとするは誤見の甚たしきものなり、今日徳川家にして此の情勢に立到りしは、畢竟人物なきに由るものなり、若し達識の士あれば、何ぞ今日の如き情体に陥らんやと、激論互に屈せず、終に夜を徹して論局を結ハす引分れたり、尤も、当席にハ中（根カ、師賢）井雪江立合へたり、

然るに一兩日を過ぎて予を慶喜公より二条城に召すの達あり、何事なるか訝らざるも、恐くハ薩長討伐の一件ならんと推測したり、乃ち慶喜公の面前に出つ、坐上に者山内容堂・伊達宗城、其他二三の諸候ありき、

慶喜公宣ふ、薩長征討の件に付、意見あれば申陳ふべしと、予ハ必至の決心にて杉浦に對論せし旨意を詳細に弁論したりしに公曰く、実に宜く語り呉れたる、頗る予の意を得て満足なりとて、自ら上段の席

を立て下席に下り、手を予の面前に据へて忝く礼意を陳られたり、予も大に感銘し、賤臣の卑見を採納ありて此議思召止まり玉ふハ、実に国家の大慶之に過ぎず、主人春嶽にも嘸かし悦喜致すならんと厚く礼意を陳へて退出したり、帰邸の上、直に春嶽にも城内の首尾を演述したりしに大に喜ひ入らる、予曰く、最早致方なし、薩長討伐の議已に決せしもの、如し、決して予の意見を採納ありて思止まれしにあらざるべし、必ず薩長討伐ハ近々に実行あらんと、春嶽大に惑ひ其所以を問ふ、予曰く、慶喜公ハ中々油断ならざる人物なり、熟ら公の容体を見て談話の次第を察するに、初めの語氣と終の談と合ハさる處あり、之れ必ず中心已に決定したる處あるを以ての故ならん、只予に對して厚遇を賜ハリしは一時を繕ふの手段ならん、拙者ハ必ず戦端を開くに至らんことを断決せりと申したりしに、春嶽大に恐懼し其心痛一方ならず、然し稍く慶喜公の言を信して心を安し居られたり、然し予ハ断決せしを以て何れの道なり、軍備を整へざるべからすとて船舶等を買入れ、

軍糧の用意、兵員の徴發等に就き用件多く、夫等を
弁理せんか為め越前に帰れり、予国に着せしより二
日間に春嶽突然帰国せり、予等も大に驚き、早速出
頭して其理由を問ひしに、一旦止みたりしと思ひし
薩長討伐論再び発したりしに(よ脱カ)甚だ驚愕し、可否の
論難を為す迄もなし、二条城より退帰の折、夫儘屋
敷へも立寄らす帰国に及びたりとのことなりき、春
嶽の正心にてハ其議に預るも氣の毒に思ひしならん
と想像せらる、

此時越前にハ横井平四郎来り居れり、当時越前家の
財政ハ長世部(甚カ、想連)運平(ママ)担当したり、三人相談して

曰く、最早徳川家の命脈も極まり、之を扶くること
難し、仮令徳川氏云ふるとも、天下の紊亂を招き此
日本国を喪ふを好まず、故に志ある諸候を連合して
協力、以て日本国を維持せんと、乃ち諸候連合を起
すべしとて其議を春嶽に申出てしに、同意なりしな
り、因て其計議に意向を注きたり、

然るに再び春嶽を御召あり、之れ弥々薩長征討の布
達を發せらるゝに由れり、因て予等ハ此密議を通告

し、且つ徳川家の命脈も覺束なきに由り、此上ハ日
本国を維持するの約定を結ひたしとの議を打合せの
為め、鹿児島へ使命を受けたり、同行ハ予と家老岡
部豊後・測用人酒井才之丞(側カ)なりき、尤も、此等の議
ハ小松氏等へ内々通告に及び置たり、其時の書翰等
も保存あるべし、

文久二年、予は船に乗り長崎に出てたり、時に英人
と前の浜の戦争あり、其報長崎に達し、種々風評甚
たしく国内為めに混雜を極め居ることを聞きたり、
然し予は大に之を喜ひたり、之れ勝敗ともハ全国の
面目を一新するの端となるべけれハなり、因て鹿児
島へ至り大久保・小松等諸氏に面晤したりき、

此時予小松氏に会して、大に戦争を賀したりしに氏笑
て曰く、何故に賀するやと、予曰く、是迄ハ人心空
想に奔せて実地を知らず、云ば虚勇に誇りしものな
り、已に一回戦を為すときは人心自ら沈着して方向
を知れり、之より鹿児島も人心一致して益々強盛に
赴くべし、予は之を賀するなりと、同氏之を然りと
す、種々今後の方策を議し、互に(ママ)難話を為して

胸^襟を^披抱きて談笑したり、此時予ハ小松氏に問へり、

君ハ幕府を討つの意なるやと、氏答て曰く、今日にありてハ到底討幕せざるを得すと、予曰く、希くハ討つと云ハすして扶くべしと云ハれんこと、如何となれば幕府今日の情勢を見るに到底立つこと能ハす、必ず早晚自ら倒るに至るべし、何ぞ討伐を待たんや、然るに今討幕の名義を唱ふる時ハ、旧故ある諸大名にありてハ名分上徳川家を扶助せざるべからず、然れは乃ち吾等に於ても又心ならずも同意合体するに至らざるを得ず、之れ求めて敵を増すの理なり、若し之を扶くべしと云へ者、何人か之に不同意を云ハん、吾等を始め主として之に合体し、俱に天下の事を竭すを得ん、之れ討つと云ハすして扶くと云ハれんことを望むの本意なりと、氏大に賛成して曰く、予慮茲に至らず、君か言実に至当なり、爾后必ず討幕の語を慎むべしと諸せられたり、因て此意を久光公にも言上せんことを談す、氏好と称す、乃ち書面を認め、久光公へ拜謁して之を呈し、尚ほ其意旨を演述せり、公の曰く、書面の意思等十分に承知せり、

尚ほ心掛くべしとの御答なりき、予も大に本懐に堪へず、凡そ七八日間滞在し厚遇を受けて帰れり、予鹿兒島に滞在中、京都越前藩旅館広大寺の焼亡せる、飛脚甚た早く此報速に聞へたり、大久保氏予に問ふて曰く、広大寺焼けたり、越前の藩論変らすやと、予曰く、然り、太た心配に堪へず、速に奔せ帰りて措置を立てざれば大事を誤らんと思へりとして、急々辞して長崎に出て横井に面会せり、因て国情を問ひしに、藩論動揺し同志尽く幽囚せらる、予も為すこと能ハす、且幕府の嫌疑もあれハ京地に止まるを得ず、一旦国に帰るの決心なり、君帰れば必ず厄あらんと予も大に落胆せり、然し今更如何共為しかたし、一日も早く帰国して尽す処あらんと決心したり、

扨て長崎より国情を述べたる一書を作り、之を大久保氏に送れり、其書面ハ、如此国情なれば如何共為すことを得ず、因て一旦国に帰りにて尽す処あるべし、然し合同一致して為すの精神に至てハ毫も変りなしとの意なりし、然るに国に帰るや直に幽囚せられ六

ケ年間を過したり、其間少しも世上の事情を知らず、此間に長州征伐等起れるなり、

、広大寺焼失ハ肥後人轟武兵衛の連類なり、之れ越前ハ開港説を唱ひて疾悪せしなり、故に攘夷家ハ尤も之を非議したり、予等も大に疾視せられ常に注目せらる勢にて、長崎辺へ行きしも種々搜索せられたるに由り、立場特に困難なりし、又度々長崎迄ハ到りしも縁故少し、猥りに行くこと能ハす、鹿兒島へ入るの念ハありしも果すこと能ハざりしなり、

、元来福井士人ハ大概佐幕家にして、予等勤王を唱ふるとて頗る疾悪せり、故に人に説かんにも十分注意せざれば不虞の厄を招くの憂ありき、当時予の相談相手として勤王の事にても談するは、家老本多・松平・岡部の三人のみ、又兄分には長谷部・横井の二人なりき、余は悉く因循党たりき、

、一西郷氏橋本左内と交際ありしは、藤田東湖の話より出つ、西郷氏橋本宅へ来り、面会ありしと云ふ、

〔貼紙〕（象二郎カ）
「後藤像次郎へ尋問、同人答弁ハ朱書自筆也、」

一閣下長崎ニ出テ船舶買入ニ従事シ玉ヒシ年月等ハ御記憶ナキヤ、又御買入ニ相成リタル船舶等ノ名称・

大小等記載成リシモノハナキヤ、

〔朱書〕
「慶応二年七月ナリ、船名ハ夕顔・空蟬・箒木（砲艦）・若紫、外ニ帆船前船三艘ナリ、」

一右船舶ノ乗込員トナリシ重立タル人々ノ姓氏及人員ハ御記憶ナキヤ、

〔朱書〕
「時々変更シタルヲ以テ、一二名ノ船長ノ外ハ記憶セス、」

一永井玄蕃氏ト御交際アリシハ長崎ニテ初対面ナリシヤ、又其前ヨリ御知己ナルヤ、

〔朱書〕
「慶応三年春、長崎ニ於テ初対面ナリ、」

一小松・西郷等ト御花畑邸内ニテ会合ノ年月日等御記憶ハナキヤ、且ツ其折遣サレタル御書面等ハ御据へ

〔朱書〕
無之ヤ、

〔朱書〕
「慶応三年六月ニシテ兼テ小松・西郷等ト懇意ナル藩邸詰役人ノ照会ニヨル、書翰ハ保存セズ、」

一此時閣下ノ説ヲ賛襄シテ意見ヲ述ヘシハ小松ノミナ

リカ、又大久保ニモ何トカ申出テシヤ、其概要御記

臆ナレバ何度候、

(朱書)

「小松最モ賛成ナリ、西郷・大久保モ之ニ次テ賛成セ

リ、

一閣下土佐ニ歸リ玉ヒ再上洛ノ年月日等御記憶ナキヤ、

(朱書)

「慶応三年七月初旬ニ帰国、同年九月中旬再ヒ上京セ

リ、

一当時幕吏中永井氏ノ外ニ大政返上ノ議ニ預リシ人ア

リシヤ、又閣下等御打合ナリシハ同人ニ限リシヤ、

(朱書)

「永井一人ニ限リタリ、」

一大政返上ノ議ハ永井氏ヨリ慶喜殿ヘ賛襄セシモノヤ、

又自然暗合セシナルヤ、

(朱書)

「永井余ノ意見ヲ言上シテ採用トナレリ、」

一二条城会議ハ永井氏ノ主唱ニ出テ其他別ニ事故ナキ

ヤ、

(朱書)

「旧幕府事務上ノ手続ニ属スルヲ以テ之ヲ詳ニスル能

ズ、但シ本件ハ諮詢ニシテ会議ニアラズ、」

一会議ニ列シタル諸藩ノ有志凡若干位ナリシヤ、尤モ、

慶喜公ノ前ニ召ラレシハ閣下・小松・辻・宇和島・

備前等、諸藩名士ノ身分・姓氏ハ御記憶ナキヤ、

(朱書)

「諸藩ノ有志ニアラズ、其重役ナリ、人員ハ凡ソ五六

十名ト覚フ、進ンデ大君ノ前ニ謁セシハ小松・芸藩

ノ辻・宇和島ノ都築・備前ノ某・福岡等ナリ、此ノ

拝謁ニ付」

(以下開けず、判読不能)

一当日諸藩士ニ將軍家ノ意旨ヲ伝ヘシハ老中トノミ承

レリ、右ハ永井氏ナリシヤ、又別人ナリシヤ、

(朱書)

「当時ノ老中板倉周防守ナリ、但シ大目付ノ立合ナ

リ、

一右意旨ヲ伝ヘシハ別席ニ於テセシヤ、且將軍家拝謁

ノ義ヲ允サレシハ其后ノコトナリシヤ、

(朱書)

「別席ニアラズ、列坐ノ席ナリ、拝謁ヲ乞シモ其席ニ

於テセリ、」

一將軍家拝謁ノ席次等ノ順序ハ如何ナルモノナリシヤ、

十分厳肅ヲ極メタルナルヤ、又簡易ヲ主トセシモノ

ナルヤ、

(朱書)

「最モ厳肅ヲ極メタリ、其席順ハ第一小松、次ニ余ナ

リ、其他ハ記憶セス、」

一拝謁ノ際將軍家ヨリ諮詢ノ語ナカリシヤ、又吏伝ヘ

テ之ヲ宣ベシヤ、其口上等ノ赴伺度候、
(趣カ)

(朱書)

「大目付ノ差引ヲ以テ進シテ將軍ノ坐下ニ至ル、將軍直チニ諮詢シ、小松ト余直チニ奉答セリ、此ノ時將軍ノ語ニ曰ク、此度容堂ノ建言ヲ採用シ大政ヲ返上セントス、尚ホ意見ヲ述フ可シト、」

一閣下等意見演述ノトキハ小松ト交互演述アリモノ

ナルヤ、又單ニ一人ニテ演ヘ尽シタルモノナルヤ、

(朱書)

「將軍・小松・余ト交互応答スルコト數十次ニ及ヘリ、辻以下モ亦一二ノ言ヲ發セリ、皆賛成ノ意ナリキ、」

一將軍家同意ノ言下リシトキハ列座ノ幕吏等色動キシ

モノナルヤ、又即座ニ反言ヲ試ムル者ナカリシヤ、

(朱書)

「左右ニ列坐シタル幕吏ハ他ノ挙動ナシ、謁見席ノ左右ニ列坐シタル者ハ閣老・若年寄・側用人等凡ソ十数名ト見受ケタリ、」

一退城ノ際、幕吏会桑諸藩士等人心穩ナラス、十分疾

視ノ模様アリシモノナルヤ、

(朱書)

「人心穩カナラズ、騒々擾々失意ノ色城中ニ溢レタリ、」

一永井氏堂上方ト云ヒシハ尹宮及二条関白ノ兩殿下ノ

ミナリシヤ、

(朱書)

「貴問ノ如シ、」

一右兩殿下ノ外、別ニ大政返上ニ付閣下等御遊説アリ

シ人ナキヤ、其人々ハ誰々ナリシヤ、

(朱書)

「他ニ其人ナシ、」

一大政返上後、閣下小松等ト処置計畫ハ如何ナルモノ

ナリシヤ、其大要ノミナリ伺度候、

(朱書)

「口述ニ讓ル、」